

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 10 月 16 日

案件名	第3次さがみはら国際プランの策定について									
所管	総務	局 区	渉外	部	シティセールス・ 親善交流	課	担当者		内線	
概要	現「さがみはら国際プラン」の計画期間が今年度で満了となることから、社会経済のグローバル化や、本市で生活する外国人市民の状況を踏まえ、国際化施策に携わる人又は団体の基本指針である「第3次さがみはら国際プラン」を策定するもの									
審議内容 (論点)	第3次さがみはら国際プラン(案)について									
実施計画の 位置付け	あり	施策番号及び 実施計画事業名	施策21 国際化の推進							
審議日	関係課長会議	令和元 年 10 月 4 日	政策調整会議	令和元 年 10 月 31 日						
	局・区政策会議	年 月 日	政策決定会議	年 月 日						
日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	資料提供				
	パブリックコメント	あり	時期	令和元年12月～2年1月	議会への情報提供	部会	令和元年12月			
	審議会等、協議 会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等	なし						
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況			
	関係部局との 調整									
	打合せ・会議の経過									
	月日	会議名等			内容					
	H30.5.23	関係課長会議			さがみはら国際プランの改定体制及びスケジュールについて					
	H30.8.24～R1.8.27	さがみはら国際プラン検討会議(計5回)			第3次さがみはら国際プランの策定について					
	H30.8.8～H31.1.25	さがみはら国際プラン検討ワーキング(計3回)			第3次さがみはら国際プランの策定について					
	H30.10.1～R1.9.13	さがみはら国際プラン検討委員会(計7回)			第3次さがみはら国際プランの策定について					
H30.8.10	外国人市民との意見交換会			「誰もが住みやすいさがみはらとなるために」をテーマに意見交換会を実施						
H31.2.11	外国人懇話会			「外国人市民が相模原市で活躍するために」をテーマに懇話会を実施						
R1.10.3	さがみはら国際プラン検討委員会から答申									
備考										
関係課長会議 の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(政策調整会議)									
関係課長会議 の出席課・ 機関等	職員課	広聴広報課(代)	企画政策課	オリンピック・パラリンピック推進課						
	危機管理課(代)	区政支援課	市民協働推進課	文化振興課						
	人権・男女共同参画課	地域医療課	こども・若者支援課	こども家庭課(代)						
	産業政策課	雇用政策課	商業観光課	リニア駅周辺まちづくり課						
	相模原駅周辺まちづくり課(代)	学校教育課(代)	スポーツ課(代)	総務法制課						
	シティセールス・親善交流課									
これまでの 庁議での 主な意見	<p>【関係課長会議】 第5章で国際プランの体系図が記載されているが、これは前にあった方が読みやすいのではないかと、また、推進体制に係る記載を入れた方がよいのではないかと、検討する。 本編31ページ「魅力の発信と誘客」の中のMICEに係る表記について、「既存施設等を活用した」と記載しているが、あえて書く必要はあるのか。 次期観光振興計画における表記と合わせて調整させてもらいたい。</p> <p>【事務事業調整会議】 オリンピック・パラリンピックの開催に伴う訪日外国人の増加を想定し、公共施設における外国語表記を図っていくことだが、いつまでに行う予定か。 明確には示していないが、国際的なイベントに向けて進めていくことが効果的と考える。 外国語表記の対応は施設所管課に委ねられているのか。 庁内の連携が必要と考えている。計画所管課から依頼することも考えられる。</p>									

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

市民、市民活動団体、大学、企業、行政など国際化施策に携わる人又は団体の基本指針として定めている「さがみはら国際プラン」について、今年度末をもって計画期間が満了することから改定を行うもの

名称: 第3次さがみはら国際プラン

計画期間: 令和2年度から令和9年度まで

基本理念: 「世界の人や企業から選ばれる、誰もが暮らしやすく魅力ある国際都市さがみはらを目指して」

基本目標: 「多文化共生のまちづくり」「世界とつながるまちづくり」「国際化の推進に向けた体制づくり」

(2) 第3次さがみはら国際プランの構成

第1章 第3次さがみはら国際プランを策定するにあたって

1 策定の背景・目的 2 第3次国際プランの位置づけ 3 計画期間

第2章 本市の国際化施策の現状と課題

1 本市を取り巻く外国人等に関する状況 2 現在の取組と課題

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念 2 基本目標

第4章 施策の基本方向と施策

第5章 プランの体系図

(3) 新たな取組

【基本目標1: 多文化共生のまちづくり】

- ・相談体制の充実
- ・職員に対する「やさしい日本語」の普及
- ・災害時外国人支援情報コーディネーターの配置

【基本目標2: 世界とつながるまちづくり】

- ・市内中小企業の海外展開支援と外国企業の誘致
- ・インバウンド施策の推進による観光振興
- ・海外に向けたプロモーションの推進

【基本目標3: 国際化の推進に向けた体制づくり】

- ・国際交流라운ジの運営体制強化

(4) 市民等への周知、意見聴取

平成30年8月 外国人市民との意見交換会の開催

平成31年2月 外国人懇話会の開催

令和元年12月 シンポジウムの開催(予定)

(5) 事業実施の効果(策定の趣旨)

第3次さがみはら国際プランを策定することで、市民、市民活動団体、大学、企業、行政など国際化施策に携わる人又は団体が共通の認識に立ち、本市の成長や発展に向けて一体的に取り組むことができる。

(6) 今後のスケジュール

令和元年10月 庁議

12月 議会への情報提供(部会)

シンポジウム

パブリックコメントの実施

令和2年3月 第3次国際プランの策定

だい じ 第 3 次 さが み は ら 国際 プ ラ ン
あん
(案)

第3次さがみはら国際プラン 目次

第1章	第3次さがみはら国際プランを策定するにあたって	
1	策定の背景・目的	1
2	第3次国際プランの位置づけ	3
3	計画期間	3
4	第3次国際プランの推進	4
第2章	本市の国際化の現状と課題	
1	本市を取り巻く外国人等に関する状況	6
2	現在の取組と課題	10
第3章	基本理念と基本目標	
1	基本理念	22
2	基本目標	22
第4章	施策の基本方向と施策	
	施策の基本方向と施策	23
第5章	第3次国際プランの体系図	
	第3次国際プランの体系図	40
資料編		43

外国人市民とは

このプランでは、外国籍の市民だけでなく、国籍が日本であっても外国文化を背景に持つ市民（海外からの帰国者、国際結婚により生まれた人、日本国籍取得者など）も含んで使用しています。

第1章 第3次さがみはら国際プランを策定するに当たって

1 策定の背景・目的

相模原市では、1994年（平成6年）本格的に国際化を迎える中、外国人を含めた全ての人の人権尊重や、海外友好都市との交流の推進などを目的に、さがみはら国際プランを策定しました。

その後、2010年（平成22年）には、津久井郡4町との合併や政令指定都市移行に伴う都市像の変化、外国人市民の増加・定住化の状況等を踏まえ、さがみはら国際プランを改定し、「世界に開かれた地域社会の形成」を基本理念に掲げ、「多文化共生のまちづくり」や「国際交流・国際協力に参加できるまちづくり」に向けた取組を推進してきました。

現在、社会経済のグローバル化はさらに進行し、外国人市民は増加を続けています。深刻化する人手不足を背景に、2019年（平成31年）4月には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（以下、「入管法」という。）が改正され、新たな在留資格が創設されました。今後、生活者としての外国人市民は、より一層増加すると考えられています。

本市では、これまで中国・無錫市、カナダ・トロント市と友好都市を提携し、教育、文化、スポーツ等の分野において、様々な交流を進めてきました。また、さがみはら国際交流ラウンジ（以下、「国際交流ラウンジ」という。）を設置し、ボランティアとの協働により、多言語での情報提供や外国人支援事業、国際理解事業などを実施することで、多文化共生社会の推進を図ってきました。

今後、外国人市民が増加し、市民全体に占める割合も増加することが想定される中では、国籍を問わず誰もが暮らしやすい環境づくりをより一層推進するとともに、外国人市民がまちづくりに参画し、地域の担い手として活躍する社会を構築することも必要となってきました。

一方、本市では、リニア中央新幹線神奈川駅（仮称）の設置や、圏央道の市内区間の全線開通など、広域的な交通ネットワークの整備が進められているほか、相模総合補給廠の一部返還も実現するなど、新たなまちづくりに向けた高いポテンシャルを有しており、国内外から多くの人や企業を呼び込み、更なる活力と魅力を生み出すまちづくりが求められています。

また、外国人観光客の増加を背景に、地域の再生や活性化の有力な手段として「観光」に対する期待が高まっており、観光客の獲得に向けた都市間の競争も激しくなっています。

このため、本市の魅力や強みを効果的に発信し、外国企業や外国人観光客などから選ばれるための取組が必要となってきます。

さらに、社会経済のグローバル化がより一層進行する中では、本市も世界の構成員として、世界の持続的な発展に貢献することが求められます。

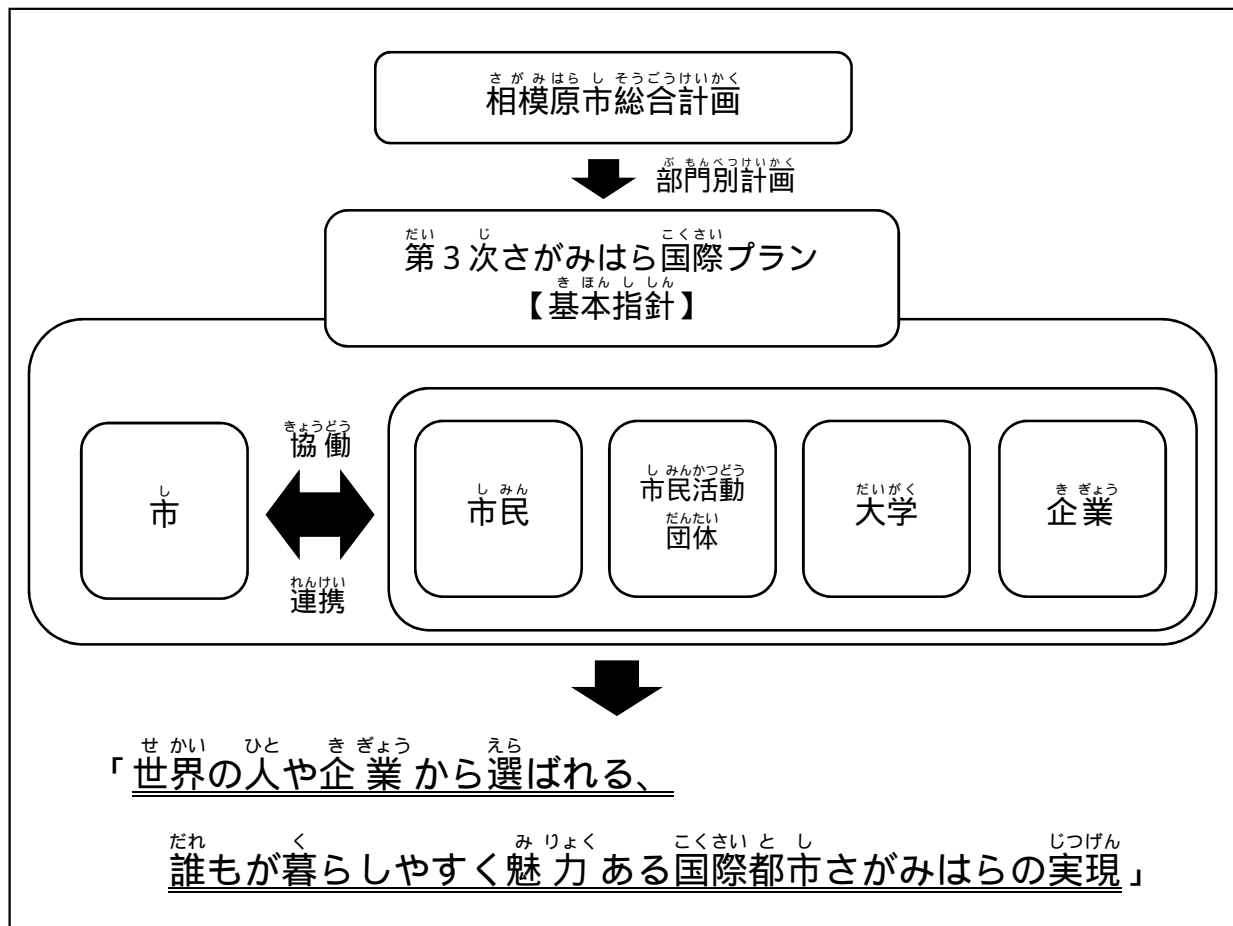
国連では国際社会全体の目標として、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられ、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取組を進めることになっていますが、本市が実施する施策においても、こうした視点が必要となってきます。

こうした中、第3次さがみはら国際プラン（以下、「第3次国際プラン」という。）では、多文化共生社会の推進に向けた取組と、国際展開に向けた取組を、一つの基本理念のもとに体系的に整理しました。

市民、市民活動団体、大学、企業、行政等が共通の認識に立ち、本市の成長や発展に向けて、一体的に国際化施策に取り組むための指針として策定し、各主体が施策に取り組むことで、市全体の国際化を推進していきます。

2 第3次国際プランの位置付け

第3次国際プランは、相模原市総合計画の部門別計画として位置付け、市民、市民活動団体、大学、企業、行政など国際化施策に携わる人又は団体の基本指針とします。



3 計画期間

第3次国際プランの計画期間は、上位計画である相模原市総合計画との整合を図り、2020年度（令和2年度）から2027年度（令和9年度）までの8年間とします。

4 第3次国際プランの推進

第3次国際プランについては、国際化施策の総合調整機能を持つ組織である相模原市国際化施策推進調整会議において進行管理します。

また、市内の各分野における団体から構成される相模原市国際化推進委員会に、第3次国際プランに基づく取組の状況を情報提供し、市民や市民活動団体、企業など、多様な主体と連携しながら市全体の国際化を推進します。

SDG s を踏まえた施策の推進

国連で採択された「2030アジェンダ」に掲げられたSDG sは、国際社会全体の普遍的な目標であり、国が定めた実施指針においては、目標の実現に向けて、地方自治体による積極的な取組が求られています。

第3次国際プランの推進に当たっては、SDG sの理念や目標を踏まえ、「誰一人取り残さない」持続可能な地域社会の実現に向けて、各取組を進めます。

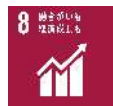
【SDG sの17のゴール】



【第3次国際プランに位置付ける取組と関連するゴール】



「質の高い教育をみんなに」



「働きがいも経済成長も」



「産業と技術革新の基盤をつくろう」



「人や国の不平等をなくそう」



「住み続けられるまちづくりを」



「パートナーシップで目標を達成しよう」

第2章 本市の国際化の現状と課題

1 本市を取り巻く外国人等に関する状況

(1) 外国籍市民の状況

国籍別人口の状況

本市の住民基本台帳における外国籍市民の数は、2019年(平成31年)3月末現在、14,967人で、国籍別では、中国が4,256人と最も多く、続いてフィリピンが1,995人、ベトナムが1,895人などとなっています。「さがみはら国際プラン(改定版)」を策定した2010年(平成22年)3月からの推移を見ると、外国籍市民全体では3,679人増加しており、中でも中国、フィリピン、ベトナム国籍の人の増加数が多くなっています。

2018年(平成30年)3月末から2019年(平成31年)3月末にかけて、相模原市全体の人口は424人減少しましたが、外国籍市民は、1,155人増加しました。入管法の改正等があった中では、今後も外国籍市民の増加は続き、市民全体に占める割合も増加していくことが想定されます。

国籍別人口

(単位：人)

	2010年 3月末		2015年 3月末		2016年 3月末		2017年 3月末		2018年 3月末		2019年 3月末	
総数	11,288		10,777		11,557		12,645		13,812		14,967	
中国	順位 1	3,623	順位 1	3,414	順位 1	3,699	順位 1	3,932	順位 1	4,121	順位 1	4,256
フィリピン	3	1,687	3	1,672	2	1,756	2	1,862	2	1,955	2	1,995
ベトナム	9	243	4	512	4	667	4	976	4	1,384	3	1,895
韓国	2	2,077	2	1,729	3	1,699	3	1,574	3	1,609	4	1,680
インド	11	159	11	196	10	261	5	365	5	489	5	610
総人口	696,994		714,730		716,582		716,490		717,838		717,414	

(住民基本台帳人口を基に作表)

2016年3月末までは「韓国又は朝鮮」の人口

【参考】^{さんこう} 区別^{くべつ}外国籍^{がいこくせきじんこう}人口^{ねん がつまつ}（2019年3月末）（単位：人）^{たんい にん}

	みどりく 緑区	ちゅうおうく 中央区	みなみく 南区	ごうけい 合計
がいこくせきじんこう 外国籍人口	3,464	5,839	5,664	14,967

（住民基本台帳人口を基に作表）^{じゅうみん きほんだいちょうじんこう もと さくひょう}

【参考】^{さんこう} 政令指定都市^{せいれいしていとし}の外国籍^{がいこくせきじんこう}人口^{ねん がつまつ}（2019年3月末）（単位：人）^{たんい にん}

としめい 都市名	がいこくせきじんこう 外国籍人口	としめい 都市名	がいこくせきじんこう 外国籍人口
さっぽろし 札幌市	13,413	きょうとし 京都市	45,670
せんだいし 仙台市	12,513	おおさかし 大阪市	138,016
さいたまし さいたま市	25,091	さかいし 堺市	14,365
ちばし 千葉市	26,520	こうべし 神戸市	47,802
かわさきし 川崎市	42,635	おかやまし 岡山市	12,829
よこはまし 横浜市	98,760	ひろしまし 広島市	19,516
にいがたし 新潟市	5,510	きたきゅうしゅうし 北九州市	13,048
しずおかし 静岡市	9,879	ふくおかし 福岡市	36,673
はままし 浜松市	24,433	くまもとし 熊本市	5,836
なごやし 名古屋市	83,827	さがみはらし 相模原市	14,967

（各市の住民基本台帳人口を基に作表）^{かくし じゅうみん きほんだいちょうじんこう もと さくひょう}

ざいりゆうし かくべつじんこう じょうきょう
在留資格別人口の状況

2019年(平成31年)3月末時点において、「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の資格を持つ人は合計で8,257人となっています。2015年(平成27年)3月末時点からは769人増加しており、本市に定住する外国人市民は着実に増えていきます。

また、近年では「技能実習」や「留学」の資格を持つ人が急増しており、外国籍市民の人口増加を押し上げる要因となっています。

ざいりゆうし かくべつじんこう
在留資格別人口

	2015年3月末		2019年3月末	
	人数(人)	内訳比(%)	人数(人)	内訳比(%)
永住者	4,557	42.3	5,232	35.0
特別永住者	926	8.6	876	5.8
日本人の 配偶者等	944	8.8	899	6.0
永住者の 配偶者等	226	2.1	294	2.0
定住者	835	7.6	956	6.4
技能実習	396	3.7	1,362	9.1
技術・人文知 識・国際業務	685	6.4	1,438	9.6
留学	1,094	10.2	1,936	12.9
家族滞在	627	5.8	1,065	7.1
その他	487	4.5	909	6.1
合計	10,777	100	14,967	100

(住民基本台帳人口を基に作表)

2015年3月末実績については、「技術」と「人文知識・国際業務」の合計

(2) 入管法の改正

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れるため、新たな在留資格である「特定技能1号」「特定技能2号」が創設されました（2019年（平成31年）4月施行）。

これにあわせて、国からは、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に向け、外国人材の受入れと共生に関して目指すべき方向性を取りまとめた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が示されており、この中では、生活者としての外国人に対する支援策などが位置付けられています。

(3) 日本語教育の推進に関する法律の制定

在留外国人が増加し日本語教育へのニーズが高まっている中、日本語教育の推進を通じて、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現を目指して、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）が制定されました（2019年（令和元年）6月施行）。

この法律は在留外国人に対し、日本語教育を受ける機会を最大限に確保することなどが目的とされており、国や地方公共団体においては、日本語教育の推進に関する施策を策定し、実行する責務が定められています。

2 現在の取組と課題

(1) 多文化共生の推進に向けた主な取組

多文化理解の推進

国際交流ラウンジ等で実施される多文化理解を深める事業を推進するとともに、市の国際交流員が外国の文化や歴史などを紹介する国際理解講座も開催しています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における本市のホストタウン相手国となるブラジル・カナダの文化紹介等も実施しています。

学校教育における支援

< 日本語巡回指導 >

日本語の個別指導が必要な児童・生徒に巡回指導を実施しています。2019年度(令和元年度)では29名の講師がおり、基礎的な日本語の読み書きや日常会話の指導等に当たっています。

日本語指導が必要な児童・生徒の状況

(単位：人)

	2015年5月1日現在			2019年5月1日現在		
	児童数	生徒数	小計	児童数	生徒数	小計
外国人児童・生徒数	131 (264)	48 (136)	179 (400)	211 (435)	65 (154)	276 (589)
帰国児童・生徒数	10 (85)	5 (28)	15 (113)	9 (78)	0 (21)	9 (99)
外国につながる児童・生徒数	32 (41)	14 (22)	46 (63)	33 (46)	2 (7)	35 (53)
合計	173 (390)	67 (186)	240 (576)	253 (559)	67 (182)	320 (741)

()内は児童・生徒の総数

(市教育委員会調査数値を基に作表)

<日本語指導等協力者派遣>

外国籍や外国につながる児童・生徒とその保護者に対し、母国語（母語）が話せる日本語指導等協力者を学校へ派遣することにより、学校生活への適応支援や、教育相談などを実施しています。2019年度（令和元年度）では、10言語38名の協力者が活動しています。

多言語による情報提供

市のホームページや広報さがみはらなどに掲載された市政全般についての情報を多言語で提供するとともに、外国人市民が生活する上で必要な情報をまとめたくらしのガイド、ごみと資源の日程・出し方や子育てガイドなどを多言語化し、ホームページなどを通じて提供しています。

外国人相談

市政や生活情報に関する一般相談を受け付けているほか、弁護士が同席する法律相談も実施しています。また、外国人市民が増加する中で、対応言語を拡充するなど体制の充実を図っています。

相談件数（2014年度）

（単位：件）

内容	出入国・登録	求職・労働	税金	健康保険	医療	福祉	教育	住居	婚姻・離婚	年金	保育	日本語学習	交流・趣味	その他	合計
中国語	35	3	23	29	10	17	12	27	19	11	13	2	1	53	255
スペイン語	13	6	24	40	2	7	8	7	5	11	6	2	0	20	151
ポルトガル語	4	4	7	10	2	0	1	4	0	1	0	1	1	7	42
英語	0	1	2	1	0	0	0	1	0	0	1	1	0	3	10
合計	52	14	56	80	14	24	21	39	24	23	20	6	2	83	458

（中央区役所市民相談室での対応件数を基に作表）

相談件数(2018年度)

(単位:件)

内容	出入国・登録	求職・労働	税金	健康保険	医療	福祉	教育	住居	婚姻・離婚	年金	保育	日本語学習	交流・趣味	その他	合計
中国語	18	9	25	26	10	13	12	26	24	14	10	1	5	23	216
スペイン語	11	5	20	27	0	4	2	4	1	5	1	1	0	10	91
ポルトガル語	4	0	1	1	2	0	2	5	0	5	1	0	0	3	24
英語	4	0	0	1	2	0	0	2	1	0	1	2	0	0	13
合計	37	14	46	55	14	17	16	37	26	24	13	4	5	36	344

(中央区役所市民相談室での対応件数を基に作表)

外国人懇話会

市が外国人市民から直接意見を聞き、ともに考える機会として外国人懇話会を開催し、多様な意見をまちづくりに反映しています。

年度	テーマ
2014年度	外国人市民の子育て環境について ～外国人市民が安心して子育てをするために～
2015年度	外国人市民の医療環境について ～外国人市民が安心して医療機関を受診するために～
2016年度	外国人市民が求めるさがみはら国際交流ラウンジについて ～開設20周年を迎えたラウンジについて考える～
2017年度	外国人市民の教育環境について ～外国につながる子どもに対する学習支援を考える～
2018年度	外国人市民が相模原市で活躍するために ～さがみはら国際プランの改定に向けて考える～

(外国人懇話会実績を基に作表)

ボランティア団体に対する活動支援

日本語教室を開催するボランティア団体に対しては、会場の確保や日本語教材の貸与を行うほか、日本語を教えるための実践的知識や方法を学ぶための日本語ボランティア養成講座を開催し、ボランティアの人材確保に努めています。また、団体間の連携の促進や取組の周知を通じて、外国人支援活動を促進しています。

【課題】

外国人市民アンケート（「資料編」48ページ参照）では、相模原市を外国人市民にとって暮らしやすいまちにするためには、「日本人と外国人が交流する機会を増やす」「外国語ややさしい日本語で相談できる窓口を増やす」「生活や子育てに必要な情報を外国語ややさしい日本語で知らせる」「外国人が日本人コミュニティに入ることを助ける必要がある」という回答が多く寄せられました。

本市で生活する外国人市民が今後ますます増加することが想定される中、生活上のさまざまな分野におけるきめ細やかな支援を行うとともに、市民相互に異なる文化や習慣などを理解しあえる機会の提供や、外国人市民が気軽に相談できる窓口の設置、生活情報などの外国語ややさしい日本語での発信などの取組をより一層進めることが重要となります。

また、人口減少社会を迎え、地域で生活する外国人市民の割合が増加していく中では、外国人市民が地域活動の担い手として日本人とともにまちづくりを進めるという視点も必要となります。

対応する施策の基本方向

- 「1 多文化理解の推進」
- 「2 外国人市民も暮らしやすい環境づくりの推進」
- 「3 外国人市民のまちづくりへの参画」

(2) 国際交流ラウンジにおける取組

市は、外国人市民と共に生きる住み良い環境づくりを進めるために、1996年(平成8年)10月に、国際交流ラウンジを設置し、外国人市民への情報提供の場、外国人市民及び外国人市民を支援する団体の活動の場、国際交流の場として、ボランティアとの協働により運営しています。

国際交流ラウンジ利用者数の推移 (単位:人)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
利用者数	19,261	17,384	17,836	19,813	18,795
うち外国人利用者数	6,617	6,288	6,585	8,605	8,296

(国際交流ラウンジにおける調査数値を基に作表)

外国人市民への情報提供

国際交流ラウンジにおける活動状況や外国人市民にとって生活上必要な情報などを、情報誌や国際交流ラウンジのホームページ、エフエムさがみの情報番組を利用して、9言語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、タイ語、カンボジア語、ベトナム語)で提供しています。

外国人市民への支援

国際交流ラウンジでは、ボランティアが中心となって、通訳派遣や相談、日本語教室など、外国人市民を支援する活動が展開されています。

< 通訳ボランティアの派遣 >

9言語の言語スタッフを配置し、通訳や翻訳業務を行っているほか、通訳ボランティア、医療通訳ボランティアを公共機関や医療機関に派遣しています。

通訳・医療通訳ボランティア派遣件数の推移 (単位：件)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
通訳派遣件数	42	58	72	90	75
医療通訳派遣件数	26	29	30	25	33
合計	68	87	102	115	108

(国際交流ラウンジにおける対応件数を基に作表)

< ボランティア団体による外国人相談 >

ボランティア団体が外国人市民からの相談に対応しています。内容により、市や関係機関と連携を図っています。

そうだんけんすう
相談件数

2014年度		2018年度	
内容	件数	内容	件数
在留手続き等	45	在留手続き等	41
労働問題	6	労働問題	17
家庭・子ども	50	家庭・子ども	33
福祉	17	福祉	6
住居	6	住居	10
市役所関係	6	市役所関係	14
医療・保健	10	医療・保健	15
教育・日本語	24	教育・日本語	25
その他	6	その他	19
合計	170	合計	180

(国際交流ラウンジにおける対応件数を基に作表)

<日本語教室>

日本語が不慣れな方を対象に、国際交流ラウンジ、公民館などを会場として、日本語教室・学習教室を開催しています。

にほんごきょうしつ
日本語教室

だんたいめい きょうしつめい 団体名・教室名	きょうしつかいじょう 教室会場	かいさいようび 開催曜日
このは	こくさいこうりゅう 国際交流ラウンジ	か すい 火・水
サークルじゃぱにーず かみみぞ 上溝にほんご教室	かみみぞこうみんかん 上溝公民館	すい 水
サークルじゃぱにーず はしもと 橋本にほんご教室	ソレイユさがみ	きん 金
てにをはの会	こくさいこうりゅう 国際交流ラウンジ	げつ すい ど 月・水・土
グループこんにちは	おやまこうみんかん 小山公民館	か 火
はしもと にほんごきょうしつ	ソレイユさがみ はしもとこうみんかん 橋本公民館	もく 木
にほんごの会	みなみほけんふくし 南保健福祉センター ユニコムプラザさがみはら みなみくちいきふくしこうりゅう 南区地域福祉交流ラウンジ	きん ど 金・土
SIAにほんごしえん 日本語支援グループ	ソレイユさがみ	もく 木

(市内日本語教室の状況を基に作表)

がくしゅうきょうしつ
学習教室

だんたいめい きょうしつめい 団体名・教室名	きょうしつかいじょう 教室会場	かいさいようび 開催曜日
ふちのべがくしゅうきょうしつ ふちのべ学習教室	こくさいこうりゅう 国際交流ラウンジ	げつ か すい 月・火・水

(市内学習教室の状況を基に作表)

ぼうさいしえん
<防災支援>

がいくじん しゅみん たいしやう
外国人市民を対象とした防災バスツアーを実施し、ぼうさいしせつ しきつ
防災施設の視察など
つう がいこくじん しゅみん ぼうさいいしき ふきゆう ほか
を通じて、外国人市民の防災意識の普及を図っています。また、おお ひ
大きな被
がい ともな さいがい ばっせい ばあひ さいがいじ
害を伴う災害が発生した場合は「災害時におけるさがみはら こくさいこうりゅう
ラウンジ運営機構の協力に関する協定」に基づき、がいこくじん しえん
外国人支援ボランティ
アを組織し、そしき がいこくじん そうだんたいおう れんけい たげん
外国人への相談対応や、エフエムさがみとの連携による多言
ご じょうほうていきやう しいんかつどう おこな
語での情報提供などの支援活動を行います。

国際交流・多文化理解

< 交流イベントの開催 >

異なる文化をお互いに理解するため、さがみはら国際交流フェスティバル、国際理解授業、お茶会、世界の料理教室などの各種イベントを開催し、市民の多文化理解を促進しています。

【課題】

本市で生活する外国人市民が増加することが想定される中、地域の国際化を進める国際交流ラウンジの役割は、今後ますます大きなものとなります。

外国人市民アンケートからは、「日本語を学びたい」「日本の文化、生活習慣を知りたい」「国際交流の行事に参加したい」「自分の国の言葉、文化を紹介したい」という回答が多く寄せられましたが、国際交流ラウンジでは、こうした要望に応える取組を実施しており、また、大きな被害を伴う災害が発生した場合においては、外国人支援を行う拠点としての役割も担っています。

その一方で、アンケート結果からは、国際交流ラウンジの認知度がまだまだ低いという結果も得られました。また、活動の担い手となる人材の確保や養成も課題となっています。今後は運営体制を強化し、さらに多くの市民に国際交流ラウンジの活動を届けていく必要があります。

対応する施策の基本方向

- 「1 多文化理解の推進」
- 「2 外国人市民も暮らしやすい環境づくりの推進」
- 「3 外国人市民のまちづくりへの参画」
- 「6 さまざまな主体間のネットワークの充実」
- 「7 推進体制等の充実」

(3) 国際交流、国際展開の推進に向けた主な取組

国際交流、国際協力事業の推進

無錫市との交流事業

無錫市とは、1985年(昭和60年)より、活発に相互訪問を行ってきました。本市からは、定期的に市日中交流協会訪中団や市議会友好訪中団、行政の代表が訪問しており、これまでに教育、文化、スポーツなどの分野で交流を深めています。また、提携30周年などの節目の年には、両市で記念式典を開催し、多くの市民が参加するなど両市の友好を深めています。

トロント市との交流事業

1991年(平成3年)にスカボロー市と友好都市提携を行い、その後、1998年(平成10年)にスカボロー市が近隣5市と合併しトロント市となって以降は、トロント市と友好都市交流を進めてきました。トロント市とは、スポーツを通じた交流事業や両市の大学間交流など、幅広い分野において市民交流を進めています。

市民間交流の支援

市民団体が行う国外都市との交流事業や、国際協力事業に対し「相模原市国際化推進事業支援金」を交付し、市民レベルでの国際化を推進しています。

市民海外レポーター制度

青年海外協力隊等として海外に赴任する市民などにより、外国の生活や文化、国際協力活動の状況などをレポートする「市民海外レポーター」制度を運用し、市民の国際理解や国際協調に対する意識啓発を推進しています。

【課題】

友好都市との交流は、市民間の友好親善を図るものとして行ってきましたが、経済分野での交流や、交流を通じた人材育成など、企業や市民の発展成長につながるものとして展開していく必要があります。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により多くの外国人が日本を訪れるなど、今後、国際的な交流の機会が増加していくことになる中、友好都市に限らず、広く諸外国との交流を深めていくことも重要となります。

対応する施策の基本方向

「5 諸外国との交流・協力の推進」

国際展開の推進

企業の海外展開や日本で働く外国人労働者数の増加、日本を訪れる外国人数の増加など、社会経済のグローバル化が進行しています。

本市においても、市内企業の海外展開に向けた企業向けの国際化セミナーの開催や、市内企業と連携した海外見本市への出展などを進めているほか、外国人観光客の誘客に向けた、海外への情報発信等を通じたインバウンド施策の推進など、国際展開の推進に向けた取組を進めています。

【課題】

人口減少社会を迎え、労働力不足や国内需要の減退が進む中、企業の成長に向けては、外国人材の確保や企業の海外展開など、グローバルな視点に立った取組が求められています。また、訪日外国人観光客が増加している中、こうした方々を本市に呼び込むための取組も求められています。

人や企業の国境を越えた移動が当たり前のこととなる中、本市の魅力や強みを海外に向けて積極的に発信するとともに、世界の人や企業に選ばれるための取組を進めることで活力を取り込み、本市の成長や発展につなげることが重要となります。

対応する施策の基本方向

「4 相模原市の魅力や強みを生かした国際展開の推進」

(4) その他の取組

相模原市国際交流基金の活用

相模原市国際交流基金は、継続的で安定的な交流資金の基盤づくりを目指して、1994年(平成6年)に設置しました。この基金は、市民、企業、市民活動団体などの皆様からの寄附金と市からの積立金からなり、国際交流ラウンジ事業や友好都市との交流事業に活用しています。

相模原市国際化推進委員会による国際化施策の推進

教育、福祉、医療、文化などに関わる市内各種団体から構成される団体で、市内に在住する外国人の支援のための事業や、友好都市をはじめとする諸外国との交流事業など、本市の国際化施策を幅広く実施しています。

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

第3次国際プランでは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会を実現するとともに、本市の魅力の世界に向けて発信し、本市が有する地域資源を国際的に展開しながら地域・経済を活性化するため、次の基本理念を掲げます。

「世界の人や企業から選ばれる、誰もが暮らしやすく魅力ある国際都市さがみはらを目指して」

2 基本目標

次の3つの基本目標を定め、基本目標のそれぞれが、相互に連携しながら基本理念を実現します。

(1) 多文化共生のまちづくり

今後も外国人市民の増加が想定される中、本市で生活・活躍する全ての人々が、相互に国籍や民族の違いによる文化、習慣の違いを知り、尊重し、理解を深めるとともに、共に暮らしやすい環境づくりを進めることで、外国人市民にとって住みたい、住み続けたいと思うまちづくりを推進します。

(2) 世界とつながるまちづくり

社会経済がグローバル化する状況を踏まえ、本市の魅力や強みを海外に向けて効果的に発信し、市民、企業、行政等による諸外国との交流を進めることで地域社会・経済を活性化するとともに、国際協力活動を通じて世界的に取り組むべき課題への対応も図ります。

(3) 国際化の推進に向けた体制づくり

多文化共生のまちづくりや世界とつながるまちづくりを着実に進めるため、市民、市民活動団体、企業、大学、高校、小中学校、行政などが、国際化施策に対して効果的・安定的に取り組むための体制づくりを推進します。

第4章 施策の基本方向と施策

基本理念を実現するため、基本目標ごとに施策の基本方向・施策を次のように定めます。

基本目標 多文化共生のまちづくり

施策の基本方向1 多文化理解の推進

外国人市民が増加する中、本市で生活・活躍する全ての市民が快適に安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、外国人市民と日本人市民の一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、お互いを尊重し合うことが重要です。

このため、市民生活や学校教育における多文化理解を深める事業を推進します。

施策1-1 市民の多文化理解の推進

国際交流イベントの開催

- ・諸外国の文化を広く紹介するとともに、外国人市民との交流を通じて相互理解を深めるため、市民活動団体と連携し、さがみはら国際交流フェスティバルなどの国際交流イベントを開催します。

地域における相互理解の推進

- ・JETプログラムの活用や市民活動団体との連携を通じて、国際交流ラウンジや公民館、学校、自治会活動の場などにおいて、外国人市民が持つ文化や日本の文化、制度などを、外国人市民と日本人市民が相互に学び合える機会を提供し、相互理解の推進を図ります。

スポーツ・文化を通じた相互理解の推進

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際的なスポーツ大会を国際理解を深める契機とし、ホストタウン相手国との交流など、異文化との触れ合いやスポーツを通じた相互理解を推進します。
- ・フォトシティさがみはらなどの文化芸術イベントを効果的に情報発信することで海外からの参加を促進し、文化を通じた相互理解を推進します。

人権尊重に向けた教育・啓発

- ・国籍や文化などの違いにかかわらず、誰もが安心して暮らせるよう、外国人市民の人権尊重に向けた教育や啓発を推進します。

施策1-2 学校教育における多文化理解の推進

学習機会の充実

- ・外国語科や外国語活動、総合的な学習の時間において、外国人ボランティアによる諸外国の文化紹介などを通じて、異なる文化への理解を推進します。
- ・市内の全小中学校に外国人英語指導助手（ALT）を配置し、異なる文化への理解を深め、コミュニケーション能力を育成する取組を推進するとともに、英語教育の充実を図ります。

教職員への研修

- ・学校における具体的な支援や児童生徒の相互理解に向けた教育の推進を図るため、外国につながるの児童生徒への理解を深めることを目的とした教職員研修を実施します。

施策の基本方向2 外国人市民も暮らしやすい環境づくりの推進
 本市に定住する外国人市民が増加する中、本市で生活・活躍する外国人市民も快適に安心して暮らすためには、教育や医療、防災など、生活上のさまざまな分野におけるきめ細やかな支援と適切な情報提供が必要です。
 このため、日常生活の支援や多言語情報の提供などを推進します。

施策2-1 日常生活の支援

相談対応の充実

- 外国人市民が、税金、年金、医療、福祉、雇用、出産・子育て・子どもの教育、在留手続、消費者トラブル等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、ワンストップで適切な情報や相談場所に迅速に到達ができるよう、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。
- 国際交流ラウンジで行われる相談については、相談ボランティアの人材確保や相談に関わる各機関との連携を図ることで、多様化する相談への体制を強化するとともに、各区への出張相談を実施するなど、外国人市民が相談しやすい環境を整備します。

コミュニケーション支援の充実

- 外国人市民にも利用しやすい市役所窓口を目指し、国際交流員などの職員による通訳や、電話による通訳、多言語音声翻訳アプリによる対応などを進めるとともに、全ての職員が「やさしい日本語」で対応できるよう職員への研修を実施します。
- 市役所などの公共機関へ通訳ボランティアを派遣します。
- 公民館や国際交流ラウンジ等で日本語教室を開催するボランティア団体に対し、日本語教材の貸与や会場確保などの支援を進めます。
- 日本語ボランティア関係団体連絡会や、外国人支援等を行う団体と情報・意見交換を行い、日本語教育環境の充実を図ります。

教育分野における支援

- 日本語の個別指導が必要な児童・生徒を対象に、日本語指導を実施することにより、学校生活に適応できるよう支援を進めます。
- 外国籍や外国につながる児童・生徒とその保護者に対し、母国語（母語）が話せる日本語指導等協力者を学校へ派遣することにより、学校生活への適応支援や、教育相談などを実施します。
- 外国籍や外国につながる児童・生徒等に対する学習支援や居場所づくりに取り組む市民団体等が活動しやすい環境づくりを進めます。
- 学齢期を超過した義務教育未修者等に対し義務教育に相当する教育を受ける機会を提供し、外国人市民も通うことができる夜間中学の設置について検討を行います。

防災・災害・緊急時における支援

- 災害発生時に必要と想定される言葉を日本語と外国語で併記した表示シートを活用し、日本語に不慣れな外国人市民への支援を進めます。
- 防災ガイドブックを多言語で作成するとともに、外国人市民に防災関連の知識を啓発するための事業を実施します。
- 災害時における避難所等での外国人市民への円滑な対応に向けて、外国人市民の受入れを想定した中での防災訓練を実施します。
- さがみはら国際交流ラウンジ運営機構との協力に関する協定に基づき設置する防災センターでは、多言語情報の発信や相談対応など、災害時における外国人市民への支援を図るとともに、研修を通じて、災害時における外国人支援ボランティアの確保と資質の向上を図ります。また、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」を防災センター内に配置します。
- 外国人市民からの119番通報や外国人市民のいる消防救急現場での活動に迅速・的確に対応できるよう、電話による通訳や、多言語音声翻訳アプリを通じた対応を図ります。

就労・雇用等に関する相談・支援

- 外国人市民に関わる労働相談や、就職相談について、国や県等との連携による情報提供等の対応を図ります。
- 経済団体と連携した中で、外国人を雇用する企業に対する研修を実施し、社会保険への加入促進や、行政等による外国人支援施策に関する情報提供等を図ります。

医療分野における支援

- 医療通訳ボランティアを派遣するとともに、国等が医療機関や外国人市民等に普及を進める多言語問診票や音声翻訳アプリなどを市民へ情報提供することに努め、外国人市民が安心して医療機関を受診できる環境づくりを推進します。

住宅確保のための支援

- 外国人も含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を市に登録し、その情報を多言語で市民に提供するなど、居住支援を推進します。

公共施設等における環境づくり

- 案内サインの多言語化や、図書館での外国語資料の充実など、公共施設について、外国人市民も利用しやすい環境づくりを推進します。
- 公共施設以外においても、外国人市民が多く利用する施設については、関係機関を通じて、案内サインの多言語化等を働きかけます。

施策2-2 情報提供の推進

多言語・やさしい日本語による情報発信

- ・市のホームページや広報さがみはらなどに掲載された市政全般についての情報を多言語で提供するとともに、外国に関わる情報についても随時提供します。
- ・くらしのガイドや子育てガイド、ごみと資源の日程・出し方など、外国人市民が日常生活に必要な情報を多言語化し、市のホームページやSNS、転入者へのチラシの配付等、多様なツールにより情報提供します。
- ・市が発行している各種多言語版パンフレットを区役所やまちづくりセンターなどに幅広く配架し、外国人市民への情報提供を図ります。
- ・防災・気象情報や災害時の情報について、外国人市民や本市を訪れる外国人に対し、国が提供する情報発信アプリ「Safety tips」や、市のSNSなどを通じて多言語情報を発信します。
- ・交通安全に関するルールやマナー、防犯対策などに関する情報及び緊急時の警察等の連絡方法等を多言語化し、市のホームページの活用等により情報提供します。
- ・日本語教室の学習者や留学生など、外国人市民が多く集まる場所において、生活上必要な情報を外国人市民に対して直接提供します。
- ・市と企業や大学との連携を推進し、外国人市民にとって必要な情報を、企業や大学を通じて外国人市民に提供します。
- ・市から発信する文書について、漢字へのルビふりや、やさしい日本語の活用が図られるよう、研修等を通じて普及を図ります。

施策の基本方向3 外国人市民のまちづくりへの参画

少子高齢化に伴い、人口減少社会を迎える中では、外国人市民が言葉や文化、生活習慣などの違いを超えて、日本人とともにまちづくりの担い手として活躍することが求められます。

このため、外国人市民の社会参加に関する機会の拡充や、外国人市民の意見をまちづくりに反映する取組などを推進します。

施策3-1 まちづくりの参画に向けた環境整備

社会参加の促進

- 外国人市民が持っている言語、文化、知識、経験などの特性を生かし、外国人市民が市政やまちづくり活動に積極的に関わることができるように、市民活動団体や企業と連携して外国人市民の社会参加を促進します。

市政参加の促進

- 市が外国人市民から直接意見を聞き、ともに考える機会として外国人との懇話会を開催し、多様な意見をまちづくりに反映します。

地域活動への参加と相互理解の促進

- 日本語教室の学習者に対し、公民館活動への積極的な参加を促すことにより、外国人市民の地域活動への参加を促進します。
- 自治会と翻訳ボランティアの連携を促進し、地域情報を多言語化するとともに、市のSNSなどを通じて情報発信することで、外国人市民の地域活動への参加を促進します。
- 自治会加入案内を多言語化し、外国人市民が転入する際に配付することなどにより、自治会への加入を促進します。

【基本目標 多文化共生のまちづくりに関する成果指標】

指標	基準値 2018年度	中間目標 2023年度	最終目標 2027年度
多文化共生に取り組んだ市民の割合	28.5%	30.9%	33.3%

市民（日本人・外国人）を対象としたアンケート調査において、「多文化共生に取り組んだ」と回答した人が、2027年度に33.3%になることを目標として設定しました。

基本目標 世界とつながるまちづくり

施策の基本方向 4 相模原市の魅力や強みを生かした国際展開の推進

社会経済のグローバル化が進行する中では、世界の活力を取り込み、本市の成長や発展につなげることが重要です。

このため、本市の魅力や強みを海外に向けて積極的にPRしながら、市内中小企業の海外展開支援や外国企業の誘致、外国人観光客の誘客などを推進します。

施策4-1 市内中小企業の海外展開支援と外国企業の誘致

市内中小企業の海外展開支援

- 海外で開催される見本市に市内中小企業とともに共同出展を行うほか、海外団体・企業と連携体制を確立し、現地企業とのビジネスマッチングを行うなど、市内中小企業の海外展開を推進します。
- 外国人の高度人材確保に向け、海外大学の学生や、市内大学の留学生をインターンシップ生として市内企業へ受け入れる取組を推進します。また、企業内のグローバル人材育成を促進するためのセミナーを開催します。

国際的なビジネス拠点の形成

- 広域交通網の充実を生かした産業競争力の強化やグローバル企業の誘致を図り、ロボット、AI・IoTなどの成長分野における技術革新を活用した新たな社会経済システムを構築することで、国際的なビジネス拠点の形成を目指します。

施策4-2 インバウンド施策の推進による観光振興

外国人観光客に対する環境整備

- ・本市を訪れる外国人観光客が、快適に安心して滞在することができるよう、ホームページ、ガイドブック、観光マップ、案内サイン等の多言語化や、観光資源を案内するガイドの育成を図ります。

魅力の発信と誘客

- ・外国人観光客の誘客に向け、国際的な観光展示会への出展などを通して、本市の魅力の世界に向けて発信します。
- ・近隣自治体との連携により、それぞれが持つ観光資源を集約して情報発信することで、外国人観光客の目に留まるようにするなど、効果的な情報発信に取り組みます。
- ・本市の立地や特色を生かしたMICE 振興について検討を進めるとともに、MICE誘致や開催支援を行う組織の育成と、既存施設等を活用した国際的な会議や展示会、イベントなどの誘致に取り組みます。

施策4-3 海外に向けたプロモーションの推進

海外に向けた情報発信

- ・文化や経済などさまざまな分野における本市の魅力や強みについて、友好都市や外国公館、国際関係機関等と連携し、イベントへの参加や、SNSなどのメディアの活用等を通じて、積極的に情報発信します。
- ・市内大学や市民活動団体等と連携し、留学生等日本滞在外国人市民に対しても本市の魅力や強みを積極的に情報発信します。

MICE...企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行

(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議

(Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の

頭文字をつなげたもので、多くの集客交流が見込まれるビジネスイ

ベントなどの総称

施策の基本方向5 諸外国との交流・協力の推進

自治体における海外都市との交流や連携が進む中では、文化、スポーツなど幅広い分野における諸外国との交流を通じて、地域の活性化や市民一人ひとりの国際感覚の醸成を図ることが求められます。

また、グローバル化が進行し、世界規模で協力し合う時代を迎える中、国際社会全体で取り組むべき課題に対して本市も取り組み、貢献していくことも重要です。

このため、諸外国との更なる交流や国際協力活動を推進します。

施策5-1 諸外国との交流の推進

諸外国との交流

市民の国際感覚の醸成や、企業、大学、市民活動団体等における成長や発展につながるよう、海外に向けた本市の積極的なPRや、相模原市国際化推進事業支援金制度の活用等を通じて、広く諸外国との交流を推進します。

友好都市・無錫市との交流

中国・無錫市とは、これまでの行政間交流に加え、両市の市民・企業に対する友好都市への認識や理解を高める取組を進め、文化や経済、環境保全など、さまざまな分野において、相互交流を推進します。

友好都市・トロント市との交流

カナダ・トロント市とは、これまで進めてきた大学間交流やスポーツ交流などを通じて互いの文化や社会に触れる機会の充実を図るとともに、両市の成長につながる経済分野での交流も積極的に推進します。

施策5-2 国際協力活動の推進

市民レベルでの国際協力の促進

- ・市民活動団体等が開発途上国・地域へ物的支援や人的支援を目的として実施する事業に、相模原市国際化推進事業支援金制度を活用した支援を進めるとともに、活動情報を市民に提供することにより、国際協力活動への参加を促します。

海外研修生の受入れ

- ・友好都市の無錫市をはじめとした諸外国から、日本の教育や保健・福祉等の各種制度、環境や防災等の専門的な技術について学ぶ研修生の受入れを推進します。

留学生の支援

- ・留学生が本市で充実した学生生活を送ることができるよう、大学と連携し、日常生活に必要な情報等を提供します。

JICA との連携

- ・独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携し、市民の青年海外協力隊などによる派遣を進めます。
- ・国際協力活動の実態を知り、国際貢献への理解を深めるため、青年海外協力隊員等が、活動の状況を市民に提供する「市民海外レポーター制度」の活用を図るとともに、青年海外協力隊等のOB、OGによる帰国後の体験談の紹介を行います。
- ・市内企業が持つ技術やノウハウを開発途上国・地域に展開する取組を推進します。

【基本目標 世界とつながるまちづくりに関する成果指標】

指標	基準値 2018年度	中間目標 2023年度	最終目標 2027年度
市内企業の海外との 人材のネットワーク形 成支援による雇用創 出数	41人	116人	176人

市内中小企業の海外展開支援に対する取組の結果として、企業における国内外の雇用創出数が毎年15人増加することを目標として設定しました。

指標	基準値 2018年度	中間目標 2023年度	最終目標 2027年度
諸外国との交流事業 及び国際協力事業へ の参加者数	119人	183人	250人

諸外国との交流事業及び国際協力事業への参加者数が、2027年度に250人になることを目標として設定しました。

基本目標 国際化の推進に向けた体制づくり

施策の基本方向6 さまざまな主体間のネットワークの充実

市全体の国際化を効果的に進めるためには、国際化に関わる各主体間が、それぞれに持つ長所や特色を生かしながら連携を深めていくことが重要です。このため、市内各団体との連携や広域的な連携を推進します。

施策6-1 市内各団体との連携の推進

団体間のネットワークの強化

- 市民活動団体、小中学校、行政等により組織される相模原市国際化推進委員会を核にして、企業や大学等の関係機関とのネットワークを強化し、国際化に関する事業の情報共有と集約を行うことで、各団体における取組の充実を図ります。

地域レベルにおける連携

- 地域で活動する各種団体と連携を進め、市民相互に異なる文化や制度への理解を深めるなど、誰もが暮らしやすい環境づくりを推進します。

経済分野における連携

- 市内経済関係団体が連携し、中小企業の海外展開支援や外国企業、外国人観光客の誘致など、本市の国際展開に向けた取組を推進します。

教育機関との連携

- 大学や高校等の教育機関との連携により、国際化に関するセミナーやシンポジウムへの講師の派遣、留学生の国際交流イベントへの参画の促進などを図ります。

施策6-2 広域的な連携の推進

国際関係機関との連携

- ・ J I C A と連携し、国際協力活動を推進します。
- ・ 一般財団法人自治体国際化協会 (C L A I R) と連携し、JETプログラムを通じた市内の国際化や、海外に向けた情報発信を推進します。
- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構 (J E T R O) と連携し、市内中小企業の海外展開や外国企業の誘致を図ります。
- ・ 大使館や総領事館等と連携し、本市の国際化施策に関わる情報発信等を行います。

自治体間の連携

- ・ 近隣自治体と広域的な連携を図ることにより、日本語教室や外国人相談などの相互利用を進め、外国人市民の利便性向上を図ります。
- ・ 神奈川県や県内自治体と連携を図り、情報交換や研修等を通じて情報の共有化や取組の充実を図ります。
- ・ 広域的な都市間連携会議などを通じて、国際化の推進に向けた課題の解消に取り組みます。

施策の基本方向 7 推進体制等の充実

外国人市民の増加や社会・経済のグローバル化に合わせ、本市の国際化をより一層進めるためには、それを担う体制づくりが重要です。

このため、国際化を担う団体や人材の育成・充実に推進します。

施策7-1 国際化を担う団体の育成・充実

国際化を担う団体の育成

- 相模原市国際化推進事業支援金制度の活用や団体間の連携促進を通じて、国際化を担う団体の育成を図ります。

国際交流ラウンジの運営体制強化

- 多文化共生社会を推進するため、より充実した活動が展開できるよう、運営体制の強化・安定化に向けて、運営手法の検討を行います。また、さまざまな媒体を通じて情報発信を行うことなどにより、国際交流ラウンジの認知度向上を図ります。
- 市民の多文化理解を進める取組や外国人相談、日本語教室などを市内各区において実施します。

相模原市国際化推進委員会などを通じた第3次国際プランの推進

- 国際化に関わる各団体で構成される相模原市国際化推進委員会などを通じて、第3次国際プランに基づく各取組の状況を各団体と共有し、行政だけでなく、さまざまな主体における国際化の取組を推進します。

相模原市国際交流基金の活用

- 市民や企業に対し、相模原市国際交流基金への理解と協力を求めるとともに、本市の国際化をより一層推進するため、効果的に活用します。

施策7-2 国際化を担う人材の育成

市民の国際感覚の醸成

- ・友好都市との交流事業や外国人市民との交流事業、外務省研修所と連携した市民講座などを通じて、青少年をはじめとする市民の国際感覚を醸成します。

市職員の意識啓発と資質向上

- ・職員への庁内研修や、関係機関が実施する研修会、海外への派遣研修などを通じて、国際化の進展に伴う市職員の対応能力の向上を図ります。

地域における人材育成

- ・異なる文化や制度への理解を深めるための講座や、通訳能力、日本語指導力を養う研修を通じて、地域において多文化共生社会を推進する人材を育成します。

外国人人材の育成

- ・日本文化を学ぶ講座や、まちづくり活動への参加などを通じて、本市の国際化の推進を担う外国人人材の育成を図ります。

基本目標 「国際化の推進に向けた体制づくり」は、国際化を行う手法であることから、成果指標を設定しない。

第5章 第3次国際プランの体系図

【施策の基本方向】

【基本理念】

【基本目標】

世界の人や企業から選ばれる、誰もが暮らしやすく魅力ある国際都市さがみはらを目指して

多文化共生のまちづくり

世界とつながるまちづくり

国際化の推進に向けた体制づくり

1 多文化理解の推進

2 外国人市民も暮らしやすい環境づくりの推進

3 外国人市民のまちづくりへの参画

4 相模原市の魅力や強みを生かした国際展開の推進

5 諸外国との交流・協力の推進

6 さまざまな主体間のネットワークの充実

7 推進体制等の充実

おも しぎょう
【主な事業】

しざく
【施策】

1-1 市民の多文化理解の推進

1-2 学校教育における多文化理解の推進

2-1 日常生活の支援

2-2 情報提供の推進

3-1 まちづくりの参画に向けた環境整備

4-1 市内中小企業の海外展開支援と外国企業の誘致

4-2 インバウンド施策の推進による観光振興

4-3 海外に向けたプロモーションの推進

5-1 諸外国との交流の推進

5-2 国際協力活動の推進

6-1 市内各団体との連携の推進

6-2 広域的な連携の推進

7-1 国際化を担う団体の育成・充実

7-2 国際化を担う人材の育成

国際交流イベントの開催
地域における相互理解の推進
スポーツ・文化を通じた相互理解の推進
人権尊重に向けた教育・啓発

学習機会の充実 教職員への研修

相談対応の充実 コミュニケーション支援の充実
教育分野における支援
防災・災害・緊急時における支援
就労・雇用等に関する相談・支援
医療分野における支援 住宅確保のための支援
公共施設等における環境づくり

多言語・やさしい日本語による情報発信

社会参加の促進
市政参加の促進
地域活動への参加と相互理解の促進

市内中小企業の海外展開支援
国際的なビジネス拠点の形成

外国人観光客に対する環境整備 魅力の発信と誘客

海外に向けた情報発信

諸外国との交流 友好都市・無錫市との交流
友好都市・トロント市との交流

市民レベルでの国際協力の促進
海外研修生の受入れ 留学生の支援
JICA との連携

団体間のネットワークの強化
地域レベルにおける連携
経済分野における連携 教育機関との連携

国際関係機関との連携 自治体間の連携

国際化を担う団体の育成
国際交流ラウンジの運営体制強化
市国際化推進委員会などを通じた国際プランの推進
市国際交流基金の活用

市民の国際感覚の醸成
市職員の意識啓発と資質向上
地域における人材育成 外国人人材の育成

しりょうへん
資料編

さがみはら国際プラン検討委員会規則

(設置)

第1条 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)第

2条第2項の規定に基づき、さがみはら国際プラン検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、さがみはら国際プランの改定に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市内の公共的団体等の役員

(3) 国際分野に係る公益的活動を行う団体から推薦された者

(4) 市の住民

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成32年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会い いんかいの会議かいぎにおいて必要ひつようがあると認めるときは、関係者かんけいしゃの出席しゅつせきを求め、その意見いけん若しくは説明せつめいを聴き、又は資料しりょうの提出ていしゅつを求めることができる。
(議事録ぎじろく)

第8条 委員会い いんかいの会議かいぎの議事録ぎじろくは、議事ぎじの概要がいようを記録きろくすることによって作成さくせいする。
(秘密ひみつの保持ほじ)

第9条 委員い いんは、職務上しよくむじょうじ知り得た秘密え ひみつを漏らしてはならない。その職しよくを退しりぞいた後あとも、また、同様どうようとする。
(庶務しよむ)

第10条 委員会い いんかいの庶務しよむは、さがみはら国際こくさいプラン事務じむ主管しゆかん課かで処理しよりする。
(委任いにん)

第11条 この規則きそくに定めるものほか、委員会い いんかいの運営うんえいについて必要ひつような事項じこうは、委員長い いんちようが委員会い いんかいに諮はかって定めさだめる。

附則ふそく

(施行期日しこうきじつ)

1 この規則きそくは、平成へいせい30年ねん10月がつ1日ついたちから施行しこうする。

(経過措置けいかそち)

2 この規則きそくの施行しこう後ご最初ごさいしよの委員会い いんかいの会議かいぎは、市長しちようが招集しやうしゅうする。

(失効しつこう)

3 この規則きそくは、平成へいせい32年ねん3月がつ31日にち限り、その効力こうりよくを失うしなう。

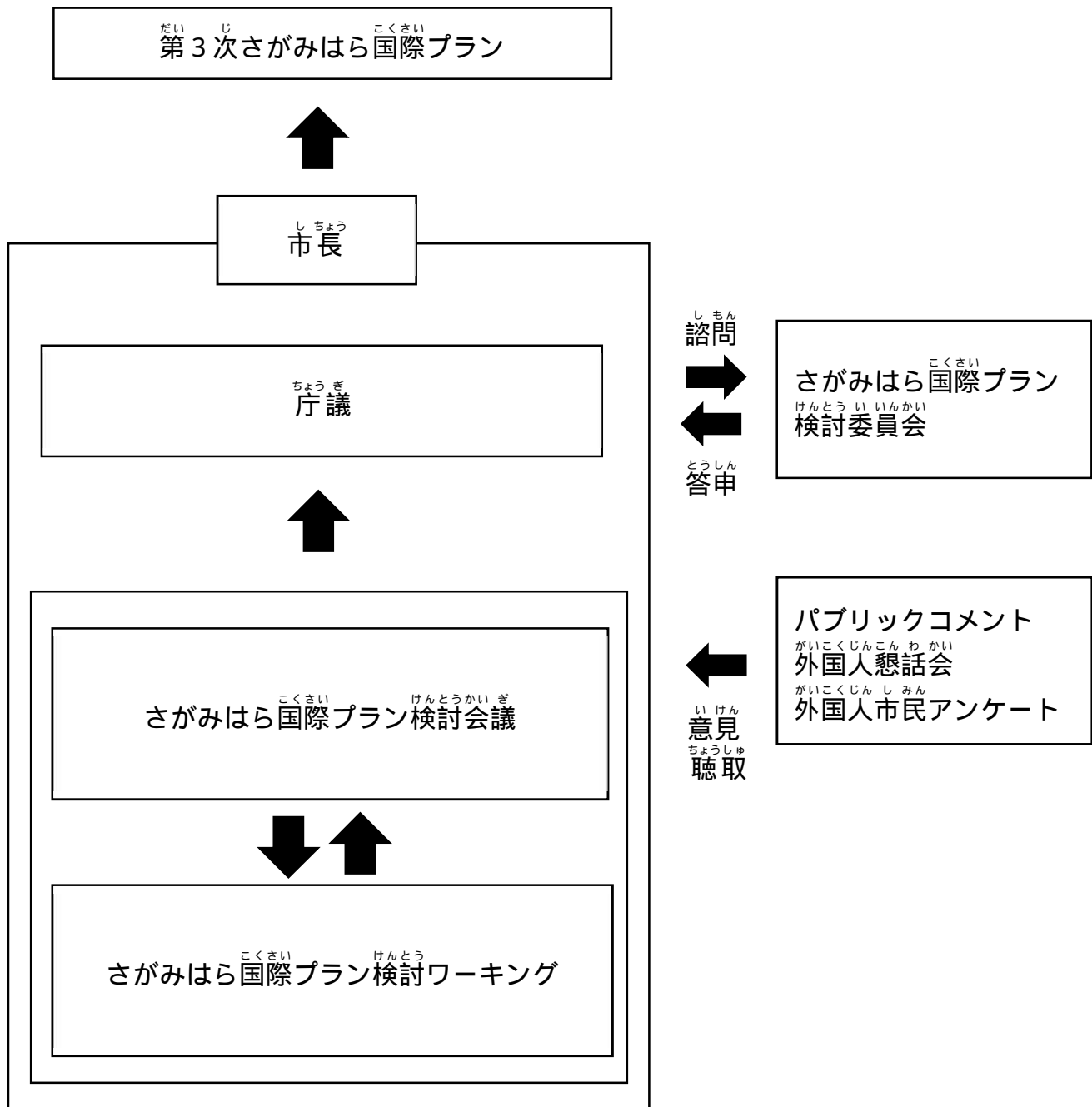
こくさい けんとう いんかい いんめい ぼ
さがみはら国際プラン検討委員会委員名簿

やくしよく 役職	しめい 氏名	しよぞく やくしよく 所属・役職
いんちよう 委員長	まきた とういち 牧田 東一	おうびりんだいがく きょうじゆ 桜美林大学 教授
ふくいんちよう 副委員長	すぎおか よしき 杉岡 芳樹	さがみはらしやうこうかい ぎしよ かいとう 相模原商工会議所 会頭
いん 委員	いしかわ としみ 石川 敏美	こうえきざいだんほうじん さがみはらし さんぎやうしんこうざいだん 公益財団法人 相模原市産業振興財団 じようむりじ 常務理事
	かわかみ ひろし 川上 宏	こうえきざいだんほうじん さがみはらし たいいいきやうかい 公益財団法人 相模原市体育協会 じようむりじ 常務理事
	きたむら よしひと 北村 美仁	いっばんしゃだんほうじん さがみはらし かんこうきやうかい 一般社団法人 相模原市観光協会 せんむりじ 専務理事
	きむ えよん 金 愛蓮	こくさいこうりゆう うんえいきこう さがみはら国際交流ラウンジ運営機構 だいひやう 代表
	くまがい みつこ 熊谷 晃子 (ぜんにん あさくま ゆみこ) (前任 朝熊 由美子)	どくりつぎやうせいほうじん こくさいきやうりよく きこう 独立行政法人 国際協力機構 よこはま しよちやう 横浜センター所長
	こいだ てつこ 鯉田 哲子	こうぼいん 公募委員
	さかもと たかのり 坂本 堯則	さがみはらし じち かいれんごうかい かいちやう 相模原市自治会連合会 会長
	さとう くもみ 佐藤 雲美	こうぼいん 公募委員
	しばた マリーグレイス 柴田 マリーグレイス	こうぼいん 公募委員
	なかざわ たかし 中澤 隆 (ぜんにん おのざき ひろこ) (前任 小野崎 宏子)	さがみはらし りつしやうがっこうちやうかい 相模原市立小学校長会 かしまだいしやうがっこうちやう ぜんにん ふちの べしやうがっこうちやう 鹿島台小学校長 (前任 淵野辺小学校長)

こくさい けんとう いんかい かいさいけい か
さがみはら国際プラン検討委員会開催経過

	にっぺい 日程	ないよう 内容
だい かい 第1回	2018年 (平成30年)10月	さがみはら国際プランの改定について げんじょう か だい 現状と課題について アンケートについて
だい かい 第2回	2018年 (平成30年)12月	きほんりねん 基本理念について きほんもくひょう 基本目標について しさく きほんほうこう 施策の基本方向について
だい かい 第3回	2019年 (平成31年)3月	しゅつにゆうこくかんり およ なんみんにんていほう かいせいとう 出入国管理及び難民認定法の改正等 について きほんりねん きほんもくひょう 基本理念・基本目標について しさく おも じぎょう 施策・主な事業について
だい かい 第4回	2019年 (令和元年)5月	きほんりねん 基本理念について しさく おも じぎょう 施策・主な事業について だい じ こくさい すいしん 第3次国際プランの推進について
だい かい 第5回	2019年 (令和元年)7月	だい じ 第3次さがみはら国際プラン(案)につ いて
だい かい 第6回	2019年 (令和元年)7月	だい じ 第3次さがみはら国際プラン(案)につ いて こんご 今後のスケジュールについて
だい かい 第7回	2019年 (令和元年)9月	だい じ 第3次さがみはら国際プラン(案)につ いて

さがみはら^{こくさい}国際^{かいていたいせい}プラン改定体制



外国人市民アンケート

【 調査概要 】

1 調査の目的

さがみはら国際プラン改定に伴い、外国人市民の生活実態や市政に対する意識、要望等を統計的手法によって把握し、改定案の検討資料とする。

2 調査の設計

(1) 調査地域

相模原市全域

(2) 調査対象

18歳以上の相模原市在住外国人

(3) 標本数

3,000人

(4) 抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出

(5) 調査方法

郵送調査法（郵送配付 - 郵送回収、はがきによる督促1回）日本語（ルビあり）と7言語の調査票を対象者の国籍に合わせて送付 [英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、フィリピン（タガログ）語、ベトナム語、カンボジア（クメール）語]

(6) 調査期間

平成30年10月5日～11月2日

(7) 有効回収数（率）

853（28.4%）

【 調査結果 】

1 生活について

(1) 情報を得る手段 (複数回答)

調査数	インターネット	同じ国出身の友人・知りあい	日本人の友人・知りあい	テレビ	家族	会社・学校	新聞・雑誌(日本語)	市役所や区役所の窓口	新聞・雑誌(母国語)	市のホームページ	広報さがみはら
853	669	436	407	397	344	272	130	99	89	58	54
100.0	78.4	51.1	47.7	46.5	40.3	31.9	15.2	11.6	10.4	6.8	6.3

大使館・領事館	ラジオ	さがみはら国際交流ラウンジの窓口	ボランティア団体	その他	手に入れる方法がない	不明・無回答
46	38	30	24	13	4	9
5.4	4.5	3.5	2.8	1.5	0.5	1.1

(上段 : 実数、下段 : %)

(2) 分からないことや困っていること(複数回答)

調査数	税金のしくみ	年金のしくみ	外国語の通じる病院さがし	特にない	災害が起ったときの対応	自分の国の言葉で書かれた情報が少ない	給付金・生活保護などの申し込み方	仕事さがし	子どもの教育のしくみ	窓口で外国語が通じない	介護・福祉サービスの使い方
853	258	218	200	188	164	150	149	142	134	132	127
100.0	30.2	25.6	23.4	22.0	19.2	17.6	17.5	16.6	15.7	15.5	14.9

健康保険(医療保険)のしくみ	近所とのつきあい	予防接種や健康診断の受け方	職場での仕事内容・環境・人間関係	出産・子育ての情報の手に入れ方	住まいさがし	在留資格の手続	ごみの出し方	バスや電車の使い方	その他	夫や妻などからの暴力(DV)	不明・無回答
125	111	107	82	72	67	58	44	34	19	15	24
14.7	13.0	12.5	9.6	8.4	7.9	6.8	5.2	4.0	2.2	1.8	2.8

(上段：実数、下段：%)

(3) 困ったときの相談先(複数回答)

調査数	同じ国出身の友人・知りあい	日本人の友人・知りあい	家族	会社・学校	行政の相談窓口(国・県・市・区など)	大使館・領事館	さがみはら国際交流ラウンジ	その他	ボランティア団体	相談する相手がいない	不明・無回答
853	472	433	423	230	183	44	39	31	17	12	18
100.0	55.3	50.8	49.6	27.0	21.5	5.2	4.6	3.6	2.0	1.4	2.1

(上段：実数、下段：%)

2 防災について

(1) 災害対策状況 (複数回答)

調査数	食べ物や水を準備している	近くの学校や公園など避難する場所を決めている	ラジオ、ライト、薬などを準備している	家族との連絡方法などを決めている	貴重品などをすぐ持ち出せるように準備している	特になにもしていない	地震に強い家に住んでいる	防災訓練に参加している	家具や冷蔵庫などをたおれないように固定している	消火器や水をはったバケツを準備している	洋服、毛布などをすぐ持ち出せるように準備している
853	437	344	322	204	172	171	159	138	105	73	63
100.0	51.2	40.3	37.7	23.9	20.2	20.0	18.6	16.2	12.3	8.6	7.4

地震になると電気を止めるブレーカーを付けている	いつも風呂の水をためおきしている	その他	不明・無回答
61	53	12	9
7.2	6.2	1.4	1.1

(上段：実数、下段：%)

3 言葉について

(1) 日本語の学習意欲 (単一回答)

調査数	機会があれば学びたい	自分から進んで学びたい	無料なら学びたい	学ぶ必要がない	学びたくない	不明・無回答
853	237	236	174	149	25	32
100.0	27.8	27.7	20.4	17.5	2.9	3.8

(上段：実数、下段：%)

(1-1) 学習意欲のある人の意向(場所)(複数回答)

調査数	無料で学べる教室や学校	自宅や勤務先から近い教室	費用が安いボランティアなどの教室	自宅で学べるテレビやラジオの日本語講座	親子で日本語を学べる教室や学校	費用が高くてもしっかりと学べる学校	子どもを預かるサービスのある教室や学校	その他	不明・無回答
647	373	369	202	146	67	64	55	31	9
100.0	57.7	57.0	31.2	22.6	10.4	9.9	8.5	4.8	1.4

(上段：実数、下段：%)

(1-2) 学習意欲のある人の意向(時間)(複数回答)

調査数	夜間(PM5:00~PM10:00)	午前(AM9:00~AM12:00)	午後(PM1:00~PM5:00)	昼休み、深夜・早朝	不明・無回答
647	331	209	179	12	27
100.0	51.2	32.3	27.7	1.9	4.2

(上段：実数、下段：%)

4 近隣住民との関係について

(1) 現在の関係(単一回答)

調査数	会ったときにあいさつする	たまに話をする	つきあいはない	仲良くしている	相談したり助け合ったりする	トラブルがある	不明・無回答
853	455	144	89	74	70	6	15
100.0	53.3	16.9	10.4	8.7	8.2	0.7	1.8

(上段：実数、下段：%)

(2) 今後の関係の意向 (単一回答)

調査数	仲が良いので、このままです	もっと仲良くなりたい	つきあいはないが、このままです	トラブルを解決したい	不明・無回答
853	283	269	263	13	25
100.0	33.2	31.5	30.8	1.5	2.9

(上段：実数、下段：%)

(3) グループ活動への参加状況 (複数回答)

調査数	自治会	参加している団体はない	趣味のサークル	PTA	国際交流団体	子ども会	その他	その他のボランティア団体	外国人支援団体	不明・無回答
853	149	124	100	72	64	55	55	49	38	316
100.0	17.5	14.5	11.7	8.4	7.5	6.4	6.4	5.7	4.5	37.0

(上段：実数、下段：%)

(4) 地域活動への参加状況 (複数回答)

調査数	参加していない	学校の行事	参加していないが、参加したい 気持ちはある	住んでいる地区のまつりや運動会	住んでいる地区の清掃やパトロール	近くに住んでいる人との 趣味やスポーツ	住んでいる地区の防災訓練	ボランティア活動	その他	不明・無回答
853	356	172	160	121	112	61	59	34	12	14
100.0	41.7	20.2	18.8	14.2	13.1	7.2	6.9	4.0	1.4	1.6

(上段：実数、下段：%)

(4-1) 参加していない理由 (複数回答)

調査数	参加する時間がない	活動の情報を知らない	言葉が通じない	誘われない	興味がない	日本人との活動に慣れていない	不明・無回答
356	170	126	96	83	66	31	5
100.0	47.8	35.4	27.0	23.3	18.5	8.7	1.4

(上段：実数、下段：%)

5 多文化共生について

(1) 多文化共生のために自分がしたいこと (複数回答)

調査数	日本の文化、生活習慣を知りたい	国際交流の行事に参加したい	自分の国の言葉、文化を紹介したい	通訳や翻訳のボランティアをしたい	不明・無回答
853	510	310	261	228	121
100.0	59.8	36.3	30.6	26.7	14.2

(上段：実数、下段：%)

(2) 多文化共生のために日本人にしてほしいこと (複数回答)

調査数	外国人が困っていたら、気軽に声をかけて助けてほしい	日ごろから外国人と言葉をかわしてもらいたい	日本以外の文化、生活習慣を知ってもらいたい	日本語、日本の文化を外国人に紹介してもらいたい	国際交流の行事に参加してもらいたい	日本語以外の言葉を勉強してもらいたい	不明・無回答
853	439	325	293	261	167	146	78
100.0	51.5	38.1	34.3	30.6	19.6	17.1	9.1

(上段：実数、下段：%)

(3) さがみはら国際交流ラウンジの認知度 (単一回答)

調査数	知らない	知っている	使ったことがある	不明・無回答
853	604	190	51	8
100.0	70.8	22.3	6.0	0.9

(上段：実数、下段：%)

(4) さがみはら国際交流ラウンジの取組の認知度 (複数回答)

調査数	日本語教室	さがみはら国際交流フェスティバル	外国語教室	相談活動	学校、病院などのボランティア 通訳派遣	子ども学習教室	防災研修や防災訓練	ホームページや印刷物による活動紹介	エフエムさがみでの生活情報の放送	不明・無回答
241	152	94	80	70	67	39	37	37	27	19
100.0	63.1	39.0	33.2	29.0	27.8	16.2	15.4	15.4	11.2	7.9

(上段：実数、下段：%)

6 観光について

(1) 人に勧める市内の場所 (複数回答)

調査数	相模湖	相模原麻溝公園	相模川	宮ヶ瀬湖	相模湖リゾートプレジャーフオレスト	相模原市立博物館	JAXA相模原キャンパス	相模川自然の村公園	津久井湖	上大島キャンプ場	古民家園
853	335	310	201	167	157	155	133	128	124	120	66
100.0	39.3	36.3	23.6	19.6	18.4	18.2	15.6	15.0	14.5	14.1	7.7

藤野やまなみ温泉	陣馬山	望地弁天キャンプ場	いやしの湯	ふじの芸術の家	石老山	その他	不明・無回答
64	40	40	40	40	37	20	160
7.5	4.7	4.7	4.7	4.7	4.3	2.3	18.8

(上段：実数、下段：%)

(2) 人に勧める市内の行事 (複数回答)

調査数	市民桜まつり	相模原納涼花火大会	橋本七夕まつり	上溝夏祭り	泳げ鯉のぼり相模川	相模の大風まつり	さがみ湖湖上祭	その他	不明・無回答
853	417	324	219	169	165	140	109	20	196
100.0	48.9	38.0	25.7	19.8	19.3	16.4	12.8	2.3	23.0

(上段：実数、下段：%)

7 行政情報について

(1) 行政情報の認知度(複数回答)

調査数	国民健康保険のしくみ	どれも知らない	国民年金のしくみ	児童手当(児童扶養手当)のもらい方	母子健康手帳のもらい方	定期予防接種の受け方	がん検診の受け方	乳幼児健康診査の受け方	小児医療費のもらい方	市営住宅・県営住宅の利用のしかた	介護保険のしくみ
853	326	245	217	210	195	189	166	158	118	80	78
100.0	38.2	28.7	25.4	24.6	22.9	22.2	19.5	18.5	13.8	9.4	9.1

生活保護費のもらい方	DV(夫や妻などからの暴力)の相談の受け方	HIV(エイズ)検査の受け方	不明・無回答
70	36	26	60
8.2	4.2	3.0	7.0

(上段：実数、下段：%)

(2) 行政窓口で困った経験(複数回答)

調査数	特に困ったことはない	書類が日本語で書かれていたため、書類の書き方がわからなかった	言葉が通じなかった	やさしい日本語での説明が受けられず、十分に理解できなかった	外国語の案内表示がなかった	その他	不明・無回答
853	459	227	160	126	95	25	38
100.0	53.8	26.6	18.8	14.8	11.1	2.9	4.5

(上段：実数、下段：%)

8 教育・子育てについて

(1) 0～5歳の子どもの有無(複数回答)

調査数	0歳から5歳の子どものはいない	いる(保育園や幼稚園などに通っている)	いる(保育園や幼稚園などに通っていない)	不明・無回答
853	616	112	53	76
100.0	72.2	13.1	6.2	8.9

(上段:実数、下段:%)

(1-1) 子育てで困ったこと(複数回答)

調査数	子どもが病気のとき、どの病院に連れて行くのか、どこに預けたらいいのかわからない	市役所や区役所での手続がわからない	困っていることがない	保育園、幼稚園や市役所などからの通知が難しくわからない	まわりに相談できる人がいない	保育園や幼稚園などでの子どもの様子がわからない	その他	不明・無回答
161	35	34	30	27	26	21	8	41
100.0	21.7	21.1	18.6	16.8	16.1	13.0	5.0	25.5

(上段:実数、下段:%)

(2) 6～14歳の子どもの有無(複数回答)

調査数	6歳から14歳の子どものはいない	いる(日本の小学校か中学校に通っている)	いる(外国人学校などに通っている)	いる(小学校や中学校には通っていない)	不明・無回答
853	595	155	8	5	90
100.0	69.8	18.2	0.9	0.6	10.6

(上段:実数、下段:%)

(2-1) 通学している子どもの中学卒業後の進路(単一回答)

調査数	日本語に不安がなく、日本の高校に進学させたい	日本語に不安があるが、日本の高校に進学させたい	まだ、よく考えていない	外国人学校などに進学させたい	情報が少なく、決められない	その他	自分の国に帰国させて、自国の学校に進学させたい	進学させたくない	不明・無回答
163	108	26	9	8	4	3	2	1	2
100.0	66.3	16.0	5.5	4.9	2.5	1.8	1.2	0.6	1.2

(上段:実数、下段:%)

(2-2) 子どもが通学していない理由(複数回答)

調査数	子どもが行きたがらないから	日本の教育は自分の子どもには合わないと思うから	その他	子どもは日本語がわからないから	お金がないから	いじめや差別が心配だから	学校に入る手続がわからないから	日本に長く住むつもりはないから	学校に行く必要があることを知らないから	不明・無回答
5	2	2	2	-	-	-	-	-	-	1
100.0	40.0	40.0	40.0	-	-	-	-	-	-	20.0

(上段:実数、下段:%)

(2 - 3) 子どもの日本語理解力 (複数回答)

調査数	日本語での授業を十分理解できる	日本語での授業を受けるのは難しいが、毎日の生活ではあまり困らない	毎日の生活で、ときどき困ることがある	ほとんど理解できない	どのくらい理解しているかわからない	不明・無回答
168	128	19	15	6	3	8
100.0	76.2	11.3	8.9	3.6	1.8	4.8

(上段：実数、下段：%)

(2 - 4) 子どもの教育で困ったこと (複数回答)

調査数	学校や市役所などからの通知が難しくわからない	まわりに相談できる人がいない	進路について情報がなく、子どもと相談できない	学校での子どもの様子がわからない	市役所や区役所での手続きがわからない	困っていることがない	その他	日本語が難しく子どもが授業を理解できていない	不明・無回答
168	39	27	24	22	17	14	11	5	54
100.0	23.2	16.1	14.3	13.1	10.1	8.3	6.5	3.0	32.1

(上段：実数、下段：%)

9 行政への要望について

(1) 暮らしやすいまちづくりに必要なこと(5つまでの複数回答)

調査数	外国人が日本人と外国人が交流する機会を増やす	外国語ややさしい日本語で相談できる窓口を増やす	生活や子育てに必要な情報を外国語ややさしい日本語で知らせる	外国人が日本人コミュニティに入ることを助ける	外国語の看板や表示、フリガナやひらがなの付いた看板や表示を増やす	日本語や日本文化を学べる機会を増やす	仕事さがしを助ける	市役所や区役所に出す書類の作成を助ける窓口をつくる	子どもが国籍や文化のちがいを理解できるような教育を学校で行う	日本の教育のしくみを知る機会を増やす	外国人の生活を助けている団体がもっと活動できるようにする
853	309	308	295	267	262	254	244	234	190	188	176
100.0	36.2	36.1	34.6	31.3	30.7	29.8	28.6	27.4	22.3	22.0	20.6

日本人が外国の文化や歴史、言葉を学ぶ機会をつくる	病院さがしを助ける	外国人の意見をもっと聴くようにする	子どもが母国語を勉強できる機会を増やす	市立図書館の本、新聞、雑誌について、言語の種類を増やす	住宅さがしを助ける	子どもが日本語を勉強できる機会を増やす	市立図書館や市立博物館などの市内の公共施設で外国の文化を紹介する	その他	不明・無回答
159	158	150	143	140	134	130	82	26	49
18.6	18.5	17.6	16.8	16.4	15.7	15.2	9.6	3.0	5.7

(上段：実数、下段：%)

(2) 暮らしの満足度(単一回答)

調査数	満足している	やや満足している	どちらともいえない	やや不満がある	不満がある	不明・無回答
853	482	224	80	35	8	24
100.0	56.5	26.3	9.4	4.1	0.9	2.8

(上段：実数、下段：%)

(2-1) 暮らしの満足度の理由(自由意見)

有効回収数853票中、自由意見への記入は422票で、これらの意見を分類した。

好意的な意見の合計は488件で、「暮らしやすい」が152件と最も多く、「周りの人が優しい」53件、「交通の便が良い」39件の順となった。

否定的な意見の合計は154件で、「わからない」が16件と最も多く、「言葉の壁」13件、「情報収集が困難」12件、「交通の便が悪い」10件の順となった。

行政等への要望は合計で19件となった。

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 10 月 17 日

案件名	第4期相模原市地域福祉計画の策定について													
所管	健康福祉	局区	福祉	部	地域福祉	課	担当者		内線					
概要	平成27年3月に策定した第3期相模原市地域福祉計画が今年度末をもって満了するため、令和2年度からの4年間を計画期間とし、新たに策定する第4期相模原市地域福祉計画について諮るもの。													
審議内容 (議論の中心 となった点)	第4期相模原市地域福祉計画(案)について													
実施計画の 位置付け	あり	施策番号、施策名称 及び事業名			施策1 地域福祉の推進									
審議日	関係課長会議	令和元	年	10	月	8	日	政策調整会議	令和元	年	10	月	31	日
	局・区政策会議	年	月	日	政策決定会議	年	月	日						
日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期				報道への情報提供			資料提供			
	パブリックコメント	あり	時期	令和元年12月～令和2年1月			議会への情報提供		部会	令和元年12月				
	審議会等、協議 会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等				なし							
検討経過等	関係部局名等		調整項目					調整状況						
	関係部局との 調整													
	打合せ・会議の経過													
	月日	会議名等					内容							
	H30.5.9	関係課長会議					策定体制、策定スケジュールについて							
	H30.11.12	平成30年度第3回地域福祉推進協議会					計画の策定について(諮問)							
	H31.3.20	平成30年度第1回地域福祉計画連絡会議					アンケート調査について、基本理念及び基本目標について							
	H31.3.25	平成30年度第4回地域福祉推進協議会					アンケート調査について、基本理念及び基本目標について							
	R1.5.15	令和元年度第1回地域福祉計画連絡会議					第4期地域福祉計画の施策体系(案)について							
	R1.5.23	令和元年度第1回地域福祉推進協議会					部会について、第4期地域福祉計画の施策体系(案)について							
	R1.6～8	令和元年度第1～3回地域福祉計画連絡会議部会					重点的な取組等について							
	R1.6～8	令和元年度第1～3回地域福祉推進協議会部会					重点的な取組等について							
	R1.7.18	令和元年度第2回地域福祉推進協議会					第4期地域福祉計画の重点的な取組、具体的な施策について							
	R1.9.13	令和元年度第3回地域福祉推進協議会					第4期地域福祉計画(素案)について							
	R1.9.24	令和元年度第2回地域福祉計画連絡会議					第4期地域福祉計画(素案)について							
R1.10.1	令和元年度第4回地域福祉推進協議会					第4期地域福祉計画(答申案)について								
R1.10.4	答申					地域福祉推進協議会会長から市へ計画案の答申								
備考														
結果等	原案を 上部庁議へ付議する。(政策調整会議)													
出席課・ 機関等	総務法制課(代) 区政支援課 地域医療課 高齢政策課 こども・若者政策課(代) 雇用政策課 緑区役所地域振興課(代) 学校教育課 健康福祉総務室			企画政策課 市民協働推進課 障害政策課 地域包括ケア推進課 こども・若者支援課(代) 都市建設総務室 中央区役所地域振興課(代) 青少年相談センター(代) 地域福祉課			財務課(代) 人権・男女共同参画課 精神保健福祉課 中央高齢者相談課 こども家庭課 建築・住まい政策課 南区役所地域振興課(代) 生涯学習課(代)			危機管理課(代) 交通・地域安全課 精神保健福祉センター 地域保健課 環境経済総務室 市営住宅課 教育総務室(代) 消防総務課(代)				
主な意見	[関係課長会議/事務事業調整会議] 「人材づくり」が重点的な取組であるということがわかりにくい。 計画の体系や重点的な取組の記載を見直し、わかりやすい表記とする。 本編6ページにある計画の位置付け表を見ると、福祉分野の他の計画が地域福祉計画に包含されているように見えてしま う。 位置付け表は、地域福祉計画が高齢者、障害者、児童その他の福祉の分野で共通する項目を盛り込む必要があることや制 度の狭間にある課題の解決に向けて取り組むことを表しているが、この意図が伝わりやすいものとなるよう修正する。													

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

第4期相模原市地域福祉計画の素案について諮るもの。

社会福祉法第107条第1項に基づき策定する行政計画であり、市全体の指針となる「次期相模原市総合計画」の部門別計画とする。

高齢者、障害者、児童、保健医療、自殺対策等の各部門別計画と調和を図るとともに、相模原市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携を図るものとする。

計画期間 令和2年度～令和5年度 4年間

策定体制

地域福祉推進協議会及び部会(附属機関)・・・外部検討組織

地域福祉計画連絡会議及び部会・・・・・・・・・・庁内検討組織

第4期相模原市地域福祉計画(案)について(別紙のとおり)

・基本理念

「みんなで支えあい 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら」

・基本目標

基本目標1 <体制づくり>

「誰もが自分らしく地域で暮らしていくため、福祉サービスや支援体制を充実します。」

基本目標2 <人材づくり>

「地域福祉の担い手となる人材確保・育成に取り組むとともに、福祉分野の専門的な人材の育成・支援を進めます。」

基本目標3 <関係づくり>

「住民同士の支えあいの関係づくりを促進し、ネットワークの力で地域を支えます。」

基本理念、基本目標については、相模原市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と共有する。

(2) 事業スケジュール

令和元年12月 議会報告

パブリックコメントの実施(～1月)

令和2年 3月 策定

(3) 市民への周知等

平成30年12月～平成31年2月

アンケートの実施(市民、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会)

令和元年9月21・28日

区別説明会の開催

令和元年11月17日

シンポジウムの開催

令和元年12月

オープンハウス型の意見聴取

第4期相模原市地域福祉計画

案

相模原市

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置付け等	4
(1) 地域福祉とは	4
(2) 地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現	4
(3) 計画の位置付け	4
(4) 計画の策定体制・経過	7
(5) 相模原市社会福祉協議会との連携	8
(6) 地域福祉の圏域	9
(7) 地域福祉への参加	10
3 第3期市地域福祉計画の取組・評価	11
4 計画期間	17

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 社会状況	21
2 地域の課題	31
3 地域における活動・取組	45

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	49
2 基本目標	50
3 計画の体系	52
4 本計画の目指す姿	53
5 第4期地域福祉計画における重点的な取組	54

第4章 施策の展開

基本目標1（体制づくり） 77

「誰もが自分らしく地域で暮らしていくため、福祉サービスや支援体制を充実します。」

- (1) 身近な地域で相談を受けることができる体制を充実します。 78
- (2) 権利擁護の推進に向けて、成年後見制度の利用促進体制の構築に取り組みます。
＜市成年後見制度利用促進基本計画＞ 80
- (3) 生活に困窮する人への支援体制を充実します。 94
- (4) 支援を必要とする人に対する福祉サービスを充実します。 96
- (5) あらゆる分野でユニバーサルデザインの考え方に基づいた取組を進めます。
..... 97

基本目標2（人材づくり） 99

「地域福祉の担い手となる人材の確保・育成に取り組むとともに、福祉分野の専門的な人材の育成・支援を進めます。」

- (6) 福祉について、知る、学ぶ機会を充実します。 100
- (7) 地域で活動する担い手の確保に取り組みます。 101
- (8) 専門的な福祉人材の育成・確保・支援に取り組みます。 103

基本目標3（関係づくり） 104

「住民同士の支えあいの関係づくりを促進し、ネットワークの力で地域を支えます。」

- (9) 地域の支えあいを促進して、支援を必要とする人を見守ります。 105
- (10) 地域住民が交流できる機会を充実します。 106
- (11) 地域で様々な取組をつなげて、支援の輪を広げます。 107
- (12) すべての人が、社会において孤立することなく、地域社会に参加することができるよう、支援のネットワークづくりに取り組みます。
＜市再犯防止推進計画＞ 108

第5章 計画の推進に向けて

1 進行管理体制	119
2 評価の方法	119
3 成果指標	119

第1章

計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化が進み、人口減少が始まる中で、ひとり暮らし世帯、高齢者世帯が増えるとともに、地域における人と人のつながりが希薄化して、地域で互いに支えあう関係づくりが難しくなっている状況です。しかし、地域に住む方々が安心して暮らしていくためには、支援する人、支援される人に分かれるのではなく、地域に住む誰もが住みやすい地域づくりに参加する、地域福祉の推進がますます重要になっています。

本市では、平成17年に相模原市地域福祉計画（計画期間：平成17年度～平成21年度）を策定し、支えあいの地域づくりを推進してきました。第2期相模原市地域福祉計画（計画期間：平成22年度～平成26年度）では、前計画の基本理念や基本目標を継承しつつ、災害時の要援護者の支援体制の推進など、社会環境の変化等に対応した計画となるよう見直しを行いました。

また、第3期相模原市地域福祉計画（計画期間：平成27年度～平成31年度）では、「みんなで支えあい 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら」を新たな基本理念とするとともに、この基本理念を相模原市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と共有して、市と市社会福祉協議会が協力して、一体的に地域福祉の推進に取り組んできました。

これまでの市地域福祉計画においては、災害時要援護者の支援、生活困窮者の自立支援など、計画策定時の課題に対応するための取組を位置付けてきましたが、第3期相模原市地域福祉計画の期間中においても、ひきこもり、8050問題、ダブルケアなどの新たな課題が顕在化するとともに、援助を必要としている世帯が抱える課題が複合化・複雑化している状況にあり、これらの課題解決に向けて、新たな対応が求められています。

国においては、社会情勢の変化を踏まえて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、『丸ごと』つながることで、地域をともに創っていく『地域共生社会』の実現を目指しています。

このような背景を踏まえ、これからも、誰もが地域でいきいきと暮らせるよう、本市の地域福祉を更に推進するための指針とする、第4期相模原市地域福祉計画を策定するものです。

2 計画の位置付け等

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域や家庭で、誰もが安心していきいきと暮らしていくために、福祉サービスなどを利用しながら、地域でのつながりを大切にし、支えあい関係を築いて、地域全体を明るく元気にするという取組です。

しかし、地域には、ひとり暮らし高齢者、子育てや家族の介護等の課題を抱える方など、支援を必要とする方がいる一方、生活様式や価値観の多様化により、地域のつながりが希薄化し、社会的に孤立している方もいます。

こうした課題を抱える方々を支援するためには、地域住民や社会福祉関係者が互いに協力しながら、自助、互助、共助、公助を適切に組み合わせることによって、社会保障制度や、対象者別の福祉サービスだけでは解決が難しい地域生活課題を解決し、その人を取り巻く人間関係を豊かにする、地域福祉の取組を更に進める必要があります。

(2) 地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現

「地域包括ケアシステム」は、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生に尊厳をもって、自立した日常生活を営むことができる社会を実現するために、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的かつ継続的に提供される仕組みです。

国は、この「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築して、切れ目のない支援を実現することを目指しています。この方向性が「地域共生社会」の実現です。

(3) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条第1項に基づく市町村地域福祉計画であり、市全体の「まちづくりの指針」となる「相模原市総合計画」を上位の計画とします。かつ、各福祉分野が共通して、高齢者、障害者、児童、保健医療、自殺対策等の各部門別計画と調和を図っています。

また、平成29年の社会福祉法改正により、同法第107条第1項第1号に、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取むべき事項」が新たに盛り込まれ、地域福祉計画はいわゆる福祉分野の「上位計画」に位置付けられました。地域における福祉の各分野で、共通して取り組むべき事項については、地域福祉計画に盛り込む必要があることから、各部門別計画で位置付けている施策や、関連する他分野の施策を「地域」という視点で捉えなおし、各部門に横断的に関わる地域住民の福祉活動を推進するため、仕組みづくりや環境整備を行う計画とします。

さらに、市社会福祉協議会が策定する「第9次市社会福祉協議会地域福祉活動計画」とは基本理念、基本目標を共有し、互いに連携を図りながら、本市の地域福祉を一体的に推進する計画とします。

なお、計画の推進に当たっては、神奈川県が策定する神奈川県地域福祉支援計画と連携・協力を図ってまいります。

加えて、第4期地域福祉計画には、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に定める「市町村成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に定める「地方再犯防止推進計画」の内容を新たに盛り込むこととします。

計画の位置付け

相模原市総合計画



地域福祉計画

高齢者保健福祉計画

共にささえあい生きる社会
さがみはら障害者プラン

子ども・子育て支援事業計画

保健医療計画

自殺総合対策の推進のための
行動計画

高齢者、障害者、児童に関する福祉で共通する項目
(生活困窮者自立支援の取組、成年後見制度利用促進、
再犯防止の推進、包括的な相談支援体制の整備、
人材づくりなど)

本市の地域福祉を
一体的に推進

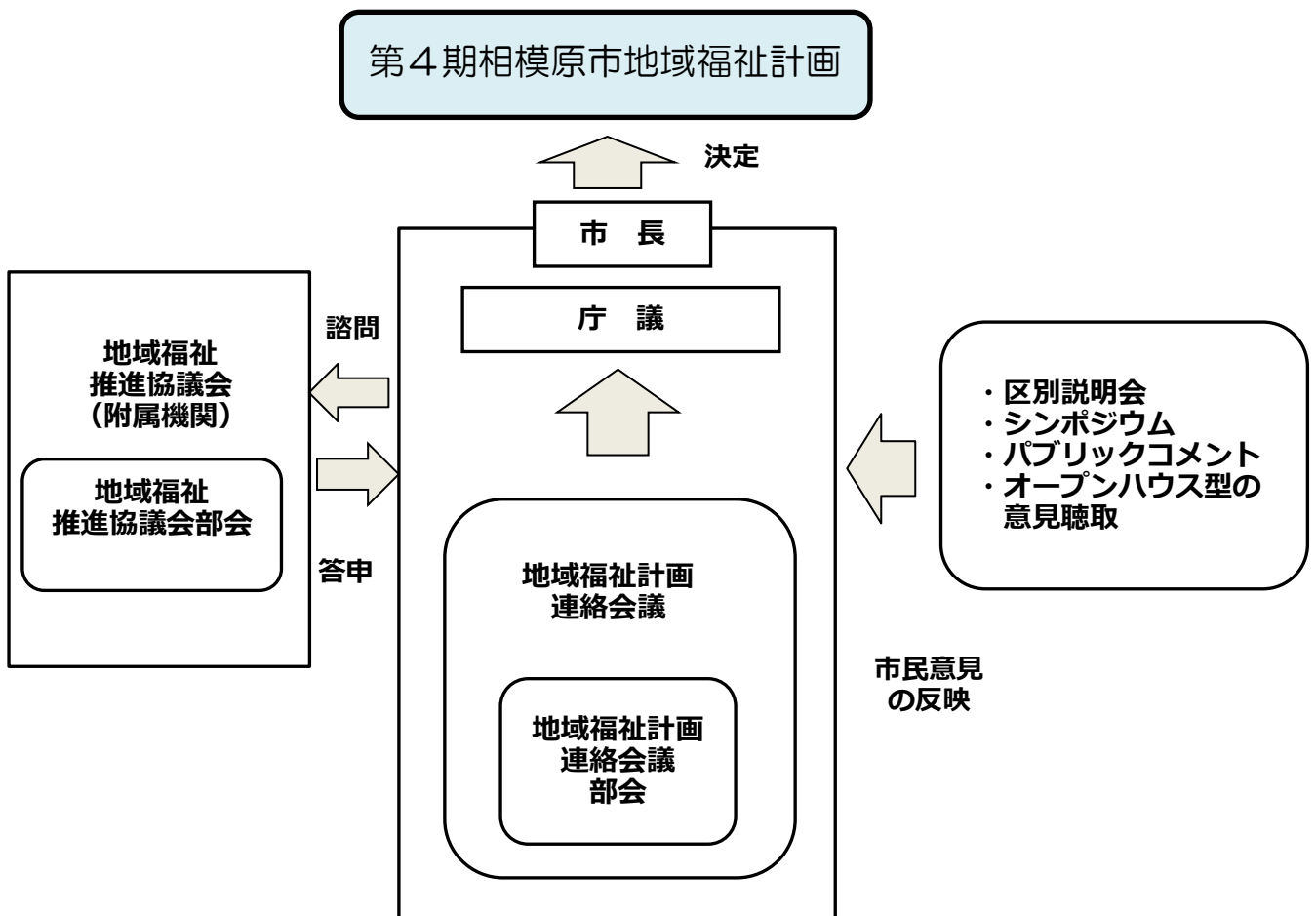
相模原市社会福祉協議会
地域福祉活動計画

(4) 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、学識経験者、福祉事業者、市内の公共的団体、公募市民等を構成員とする「市地域福祉推進協議会」に諮問を行い、検討を進めました。

今回は、成年後見制度の利用促進及び再犯防止の推進に関する内容を専門的に調査審議するため、市地域福祉推進協議会内に新たに「市地域福祉推進協議会部会」を設置し、審議を重ねました。

また、検討過程においては、市民を対象とした計画策定に係るアンケート、地域福祉の活動を支える地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員へのアンケート、市政に関する世論調査、区別説明会、シンポジウム、パブリックコメント、オープンハウス型の意見聴取を実施し、幅広く市民の意見を取り入れ、策定しました。



(5) 相模原市社会福祉協議会との連携

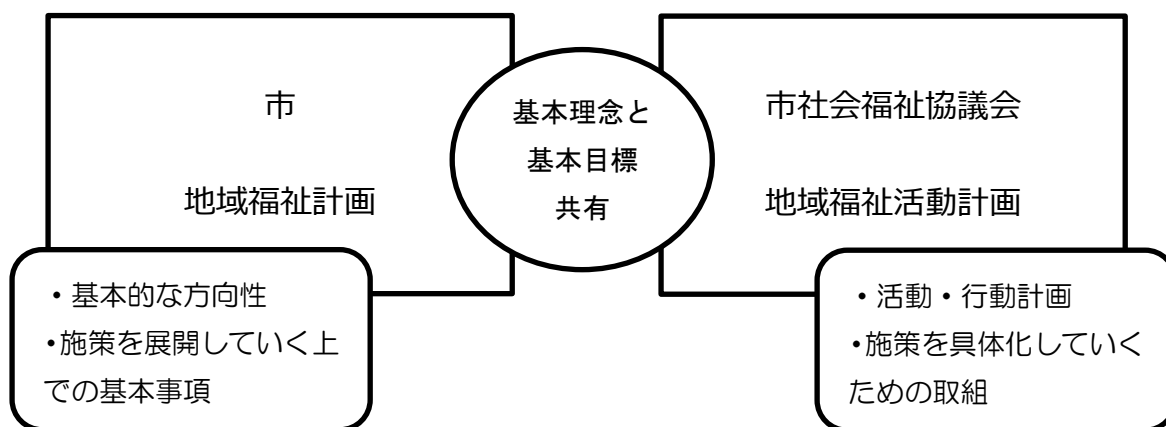
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、地域住民や事業者、関係団体、ボランティア等との連携により、地域福祉の推進の中核的な役割を担っており、今後もその役割を果たすことが期待されています。

市が策定する「地域福祉計画」は、地域住民の主体的な参加と、事業者・行政との協働により、地域福祉を推進するための基本的な方向性や、施策を展開していく上での基本事項を定め、仕組みづくりや環境整備などを行う地域福祉の基本計画的な役割を担う行政計画です。

これに対して、市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、市社会福祉協議会が呼びかけて、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者などが相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

両計画をより実践的、具体的な計画とするためには、両計画が相互に連携し、補完し合うことが極めて重要となります。

このため、「第4期市地域福祉計画」の策定に当たっては、市社会福祉協議会が策定する「第9次市社会福祉協議会地域福祉活動計画」と「基本理念」や「基本目標」を共有するとともに、両計画の策定に関する会議の合同開催、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員へのアンケートを共同で実施するなど連携を深め、地域福祉を一体的に推進する計画となるよう努めました。



(6) 地域福祉の圏域

本市は、旧津久井4町との合併を経て、平成22年4月の指定都市移行に伴い、「緑区」、「中央区」、「南区」の3つの区を中心としたまちづくりを進めています。

しかし、地域住民の参加が大切となる地域福祉の取組を進めるためには、より身近な地域に住民の福祉活動の基盤があることが重要です。本市は、歴史的に古くから地区社会福祉協議会の組織化が進んでおり、市内に22地区＝小圏域では、地区社会福祉協議会が地域福祉の重要な担い手となっています。

また、小圏域には、地区民生委員児童委員協議会、地区自治会連合会やまちづくりセンターなど、地域福祉やまちづくりの基盤が整備されています。

このことから、本計画では、引き続き、「22地区＝小圏域」を地域福祉推進のための中心的な圏域として位置付けるとともに、各圏域に応じた施策の展開を図っていきます。

なお、高齢者保健福祉計画において、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が包括的に確保されるため、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を営むことができるように設定し、「日常生活圏域」には、圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、高齢者の相談支援や住民の活動支援が実施していることから、地域福祉を推進する上で、密接な関わりのある圏域です。

区 分	圏 域	施策の展開
大圏域	全市域	市全体の福祉施策を推進し、児童相談所などの専門機関を整備する圏域。
中圏域	3区	区役所を中心に地域課題を共有し、まちづくりを進めるとともに、公的な相談窓口やサービスの提供体制を整備する圏域。
小圏域	22地区	地区社会福祉協議会を中心に、地域の社会資源と連携を図りながら住民が主体的に地域福祉活動を行う範囲。住民福祉活動の基盤整備や相互扶助機能を高める仕組づくりを進める地域福祉計画の推進における中心的な圏域。
日常生活圏域	29地区	できる限り住み慣れた地域で生活を営むことができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される圏域。
小地域	校区、 単位自治会	単位自治会や民生委員・児童委員、近隣住民相互の協力により、日常的な見守り活動や支えあいの関係づくりを進める基本圏域。

(7) 地域福祉への参加

少子高齢化や地域との関わりの希薄化が進む中で、地域で暮らす方々が抱える課題やニーズの複合化、複雑化が進んでいます。また、個人や家族、公的な福祉サービスによる支援だけでは課題への対応が難しくなっています。

社会福祉法第4条では、地域住民は、地域福祉の推進に関わることが求められるとともに、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える、生活する上での各搬の課題を把握し、関係機関との連携により、課題の解決を図るように留意することも求められています。

このような中、誰もが地域で自分らしく、いきいきと暮らしていくためには、自助・互助・共助・公助を上手に組み合わせ、地域住民がお互いに関わりながら地域福祉を進めることが一層重要になっています。

地域福祉を進める上では、これまでのような「担い手」と「受け手」という立場で分かれるのではなく、相模原市に住んでいる人、働いている人、自治会、商店会、企業、学校、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体、NPO、社会福祉施設、社会福祉協議会、市など地域で暮らす全てが地域福祉に参加する、関わる大切が必要です。

3 第3期市地域福祉計画の取組・評価

平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間として、第3期市地域福祉計画を策定し、基本理念である『みんなで支えあい 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら』の実現に向け、地域福祉の推進を図ってきました。

これまでの主な取組と今後の課題について、整理します。

基本目標1 <関係づくり>

住民同士の支えあいの関係づくりを促進し、ネットワークの力で地域を支えます。

<<成果指標>>

指標	基準値 (平成26年度)	実績値 (平成31年度)	目標 (平成31年度)	指標の説明
地域で活動している機関・団体とのつながりが少ないと思う民生委員・児童委員の割合 【民生委員・児童委員アンケート調査】	35.6%	25.4%	30.1%	地域内の連携・協力が促進され、ネットワークの構築が進んでいるかを測定する指標

アンケートの結果、地域で活動している機関・団体とのつながりが少ないと思う民生委員・児童委員の割合は、計画策定時よりも数値が下がりました。

地域内での連携・協力が促進され、ネットワークの構築が進んでいることが伺えます。

主に取り組んだもの

○民生委員・児童委員の活動の周知・啓発など、活動しやすい環境の整備を進めました。

○福祉月間、社会を明るくする運動などの地域福祉に関わる啓発活動を通じて、福祉への理解と意識の向上を図りました。

○身近な場所で、地域住民が主体となって運営しているサロンが着実に増え、地域の方々が悩みごとを相談できる場が広がりました。

第3期市地域福祉計画に取り組んだ中で把握した課題

□地域資源の活用を目指し、「さがみはら地域福祉ネットワーク」の取組を進めましたが、同ネットワークへの参加数は目標よりも少なく、参加しやすい環境づくりが課題となっています。

□「社会を明るくする運動」に関する認知度を市民アンケートでお聞きしたところ、「運動の名称を聞いたことがなく、知らなかった」と回答した方が7割を超えるなど、支えあいの関係づくりに向けた取組に関する周知が十分とは言えない状況です。

基本目標2 <体制づくり>

誰もが自分らしく地域でいきいきと暮らせるよう、福祉サービスや支援体制を充実します。

《成果指標》

	基準値 (平成26年度)	実績値 (平成31年度)	目標 (平成31年度)	指標の説明
地域で受けられる福祉サービスに満足している市民の割合 【市政に関する世論調査】	8.1%	6.7%	10.8%	充実した福祉サービスを提供しているかを測定する指標

市政に関する世論調査の結果、地域で受けられる福祉サービスに満足している市民の割合は、計画策定時よりも数値が下がりました。

一方、市民を対象とした市地域福祉計画策定にかかるアンケートにおいて、福祉サービスを利用している（またはしていたことのある）方を対象に福祉サービスへの満足度を調査したところ、高齢者、障害者、児童に関する福祉サービスいずれも、おおよそ半数以上の方が、「満足している」「やや満足している」と回答しています。

主に取り組んだもの

- 地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会と連携して、市内22地区で福祉コミュニティ形成事業を実施し、地域の実情に応じた様々な支え合いの事業に取り組みました。
- 各区に自立支援相談窓口を設置し、就労支援、住居確保、家計相談などを実施し、生活困窮者の自立に向けた支援に取り組みました。
- 市社会福祉協議会と連携して、平成30年4月に「さがみはら成年後見・あんしんセンター」を開設して、成年後見制度の利用促進を図りました。
- 平成27年3月に定めたユニバーサルデザイン基本指針を踏まえて、「すべてのひとにやさしい都市 さがみはら」を目指して、ユニバーサルデザインの理解促進に努めました。

第3期市地域福祉計画に取り組んだ中で把握した課題

- 福祉コミュニティ形成事業の実施により、ちょっとした困りごとを地域で解決する取り組みは進んでいますが、事業に関わる方の高齢化や次世代の担い手不足が深刻な課題となっています。
- 市政に関する世論調査において、ユニバーサルデザインに関する認知度を調査したところ、40.9%の方が「言葉自体を知らない」、30.9%の方が「言葉は知っているが考え方は知らない」と回答しており、7割を超える方が、ユニバーサルデザインの考え方を知らないという結果となっており、さらなる周知が必要です。

基本目標 3 <人材づくり>

福祉への理解と関心を深め、地域福祉の担い手を発掘するとともに、多様なニーズに対応できる福祉人材を誰もが自分らしく地域でいきいきと暮らせるよう、福祉サービスや支援体制を充実します。

<<成果指標>>

指標	基準値 (平成 26 年度)	実績値 (平成 31 年度)	目標 (平成 31 年度)	指標の説明
福祉分野のボランティア活動に参加している市民の割合 【市政に関する世論調査】	9.1%	11.4%	10.8%	福祉への理解の深まりと、担い手の育成状況を測定する指標

市政に関する世論調査の結果、福祉分野のボランティア活動に参加している市民の割合は、計画策定時よりも数値が上昇しており、福祉への関心、理解の深まりが進みつつあることが伺えます。

主に取り組んだもの

○重点的な取組の1つに位置付けた、コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援について、平成27年度から平成28年度に実施したモデル事業の評価・検証を経て、平成29年度から、市内22地区にコミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域の困りごとを把握し、解決に向けた支援を行いました。

○「市民福祉の集い」等の福祉月間事業、福祉体験学習の実施により、福祉を知り、学ぶ機会を提供しました。

第3期市地域福祉計画に取り組んだ中で把握した課題

- 福祉月間事業のうち、市民福祉の集いについては、参加者が減少傾向にあり、
今後は、福祉に関する理解促進に向けては、開催形式や周知方法について検討する必要があります。

- 年金受給開始年齢の引き上げ等による就労する高齢者の増加もあり、地域におけるボランティアの担い手の確保が難しくなっている状況があります。

- コミュニティソーシャルワーカーの配置により、地域の中で、複合化・複雑化した課題を抱えて、関係機関等に相談することができない方がいることが明らかになりました。また、課題の中には、福祉サービスだけでは解決が困難なケースもあり、福祉相談窓口だけではなく、地域生活課題に対応するための包括的な支援体制を整備する必要があります。

第3期相模原市地域福祉計画の重点的な取組

(1) 地域資源の活用・ネットワーク化の推進

- 「さがみはら地域福祉ネットワーク」の事業を通じて、社会福祉施設や企業などが行っている地域貢献の情報を共有し、地域で活動する方々に提供し、支えあいの関係づくりを促進しました。
- 目標の登録者数を下回ったという結果を踏まえ、今後、登録条件や情報の収集方法を見直す必要があります。

(2) 地域の相談支援機能の充実

- 市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携により、「地区ボランティアセンター」などの地域の相談支援体制の整備を促進した結果、現在8地区において、地域の相談支援体制が整備されました。
- 地域の課題は地域ごとに異なるため、解決に向けた仕組みを「地区ボランティアセンター」の整備に限定することなく、地域の実情に応じた相談支援の仕組みが構築されるよう、引き続き支援する必要があります。

(3) 生活困窮者自立支援施策と地域の連携

- 各区に生活困窮者自立支援窓口において、個々の状況にあった支援を行うとともに、他機関とのネットワークづくりにも取り組みました。
- 地域社会から孤立し自ら情報にアクセスすることが困難な方など、いまだに支援につながっていない方について、確実に支援につなげる仕組みを構築する必要があります。

(4) コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援

- 平成27年度にモデル事業として実施した後、平成29年度には市内22地区に各地区1人配置しました。
- コミュニティソーシャルワーカーが行う支援は生活課題全般にわたり、支援を必要とする方の状況によっては、長期間にわたり関わりを持つ必要があるなど、活動にかかる負担が大きい状況です。今後はコミュニティソーシャルワーカーの活動内容や、関係機関との役割の整理を行う必要があります。

4 計画期間

本計画の計画期間は令和2年度から令和5年度までの4年間とし、「次期総合計画（前期実施計画）」と市社会福祉協議会が策定する「第9次地域福祉活動計画」の計画期間と整合を図ります。

また、地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載することから、「第8期高齢者保健福祉計画」「共に支えあい生きる社会さがみはら障害者プラン」の計画期間と整合を図ります。

なお、社会情勢の変化や法改正の影響などを勘案し、必要に応じて見直します。

◇地域福祉計画及び関連計画の計画期間

H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
新・相模原市総合計画（基本計画）					相模原市総合計画（前期実施計画）			
第3期地域福祉計画					第4期地域福祉計画			
第6期 高齢者保健福祉計画			第7期 高齢者保健福祉計画		第8期 高齢者保健福祉計画			
第2期障害者福祉計画		共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン (第3期障害者計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画)						
第4期障害福祉計画								
子ども・子育て支援事業計画					第2次子ども・子育て支援事業計画			
自殺総合対策の推進の ための行動計画			第2次自殺総合対策の推進のための行動計画					
保健医療計画 (第2次前期)			保健医療計画（第2次後期）					
第8次相模原市社会福祉協議会 地域福祉活動計画					第9次相模原市社会福祉協議会 地域福祉活動計画			

第2章

地域福祉を取り巻く状況

1 社会状況

(1) 地域福祉に関する国の動向

ア 新しい地域包括支援体制の確立

平成27年9月に、誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスを実現するため、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を公表しました。

このビジョンにおいて、家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズに対応するため、全ての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）が不可欠であると捉え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築について、これを着実に進めるとともに、こうした包括的な支援の考え方を全世代・全対象に発展・拡大させ、各制度とも連携して、新しい地域包括支援体制の確立を目指すことを示しました。

イ 地域共生社会の実現

更に平成28年6月には、少子高齢化の問題に真正面から取り組むために、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる、「地域共生社会の実現」を目指すことを公表しました。

これを具現化するために、平成29年2月には、『『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）』を公表されました。この中では、公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換、『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの

転換を改革の方向性として位置付け、「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの改革を実行することとしています。



（厚生労働省ホームページより）

ウ 社会福祉法の改正

平成29年6月には社会福祉法の一部を改正し、地域共生社会の実現に向けて、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の策定について努力義務が課せられました。また、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、新たに「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が追加されました。

エ 福祉施策の新たなアプローチ

令和元年5月に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」を設置し、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で、必要な方策などを検討し、同年7月には中間とりまとめを発表しました。

その中では、複合化・複雑化した課題解決に向けて、これからは、支援を要する人を中心に、その人に伴走する意識を共通基盤として、具体的な課題解決を目的とするアプローチとつながり続けることを目的とするアプローチを組み合わせる「福祉施策の新たなアプローチ」が求められています。さらに、福祉施策の新たなアプローチを実現するため、包括的な支援の機能として、「断らない相談支援」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」の3つを一体的に備えることが必要ということも位置付けられています。

オ 成年後見制度の利用促進に向けた取組

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理または日常生活等に支障がある者を社会全体で支えあうことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が制定されました。

平成29年には、促進法第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）が閣議決定されました。

促進法第14条第1項では、市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることが規定されました。

カ 再犯防止推進に向けた取組

犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）を制定しました。

平成29年には、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、再犯防止推進法第7条に定める再犯防止推進計画が閣議決定されました。

再犯防止推進法第8条では、市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることが規定されました。

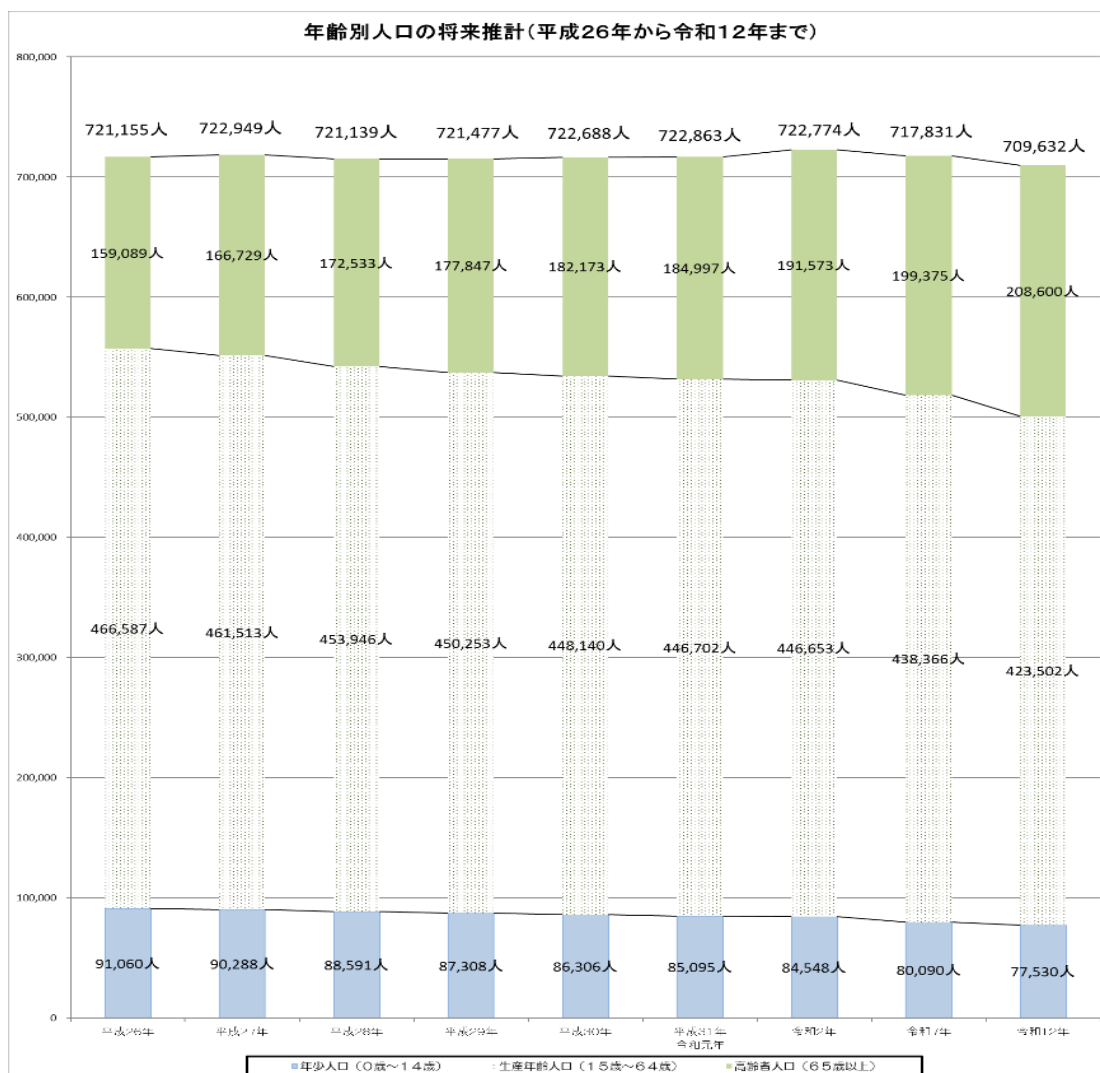
(2) 本市の現況

■人口の将来推計

平成31年1月1日時点での人口は、722,863人となっています。
 今後の人口の将来推計は、総人口が減少に転じると見込まれています。

年齢別人口で見ると、0～14歳の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口は毎年減少していますが、65歳以上の高齢者人口は増加しています。

高齢人口の割合は平成26年には4.5人に1人でしたが、平成31年には、3.9人に1人、令和12年には、3.4人に1人の割合となることが見込まれています。



資料：年齢別人口（推計人口 各年1月1日時点）

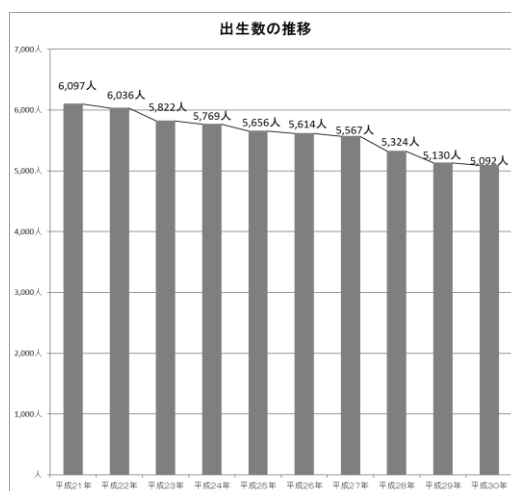
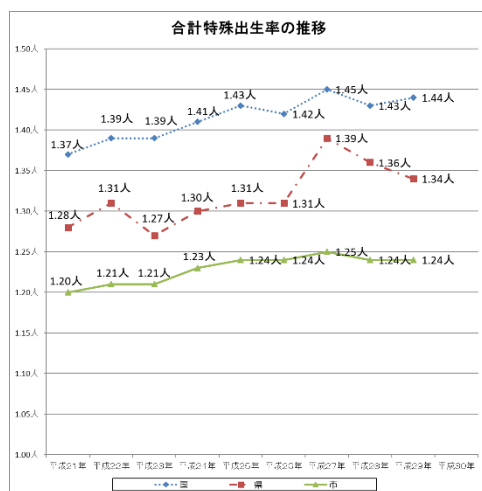
※令和2年度以降は、「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」をもとに作成

■合計特殊出生率・出生数

合計特殊出生率は国、神奈川県と比べると低い状況です。

平成21年度は1.20人でしたが、平成29年度は1.24人で、緩やかな回復傾向にあり、この傾向は国と神奈川県も同様です。

出生数は平成21年から毎年減少しており、平成21年と平成30年を比較すると、約1,000人減少しています。



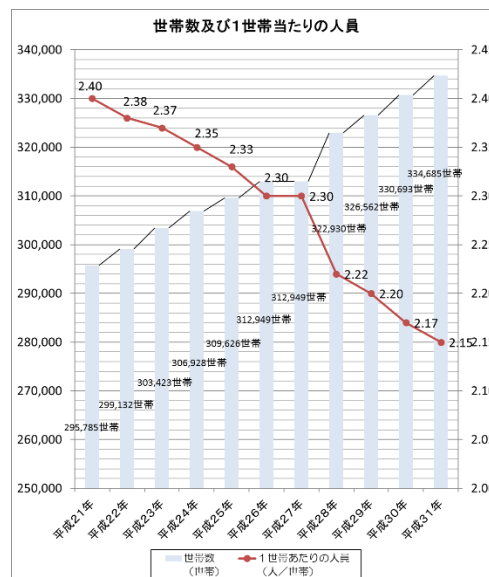
資料：厚生労働省人口動態統計及び神奈川県人口動態報告

資料：市統計書

■世帯の推移

世帯数は年々増加している一方、1世帯あたりの人員は年々減少しています。

平成21年は1世帯あたりの人員が2.40人でしたが、平成31年には、2.15人まで減少しています。



資料：人口と世帯数の推移 各年1月1日現在

(3) 対象者について

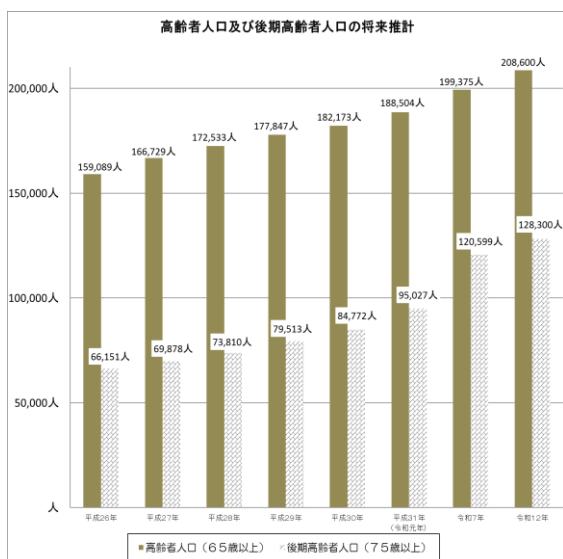
■高齢者人口、後期高齢者人口及び高齢者世帯

高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

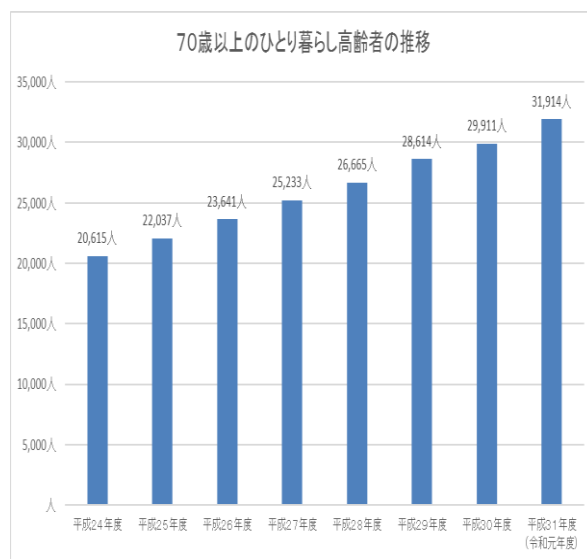
平成26年には159,089人ですが、今後、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）には199,375人、令和12年には208,600人と増加すると推測されています。

後期高齢者人口（75歳以上）が高齢者人口に占める割合も増えていくことが推計されています。

また、ひとり暮らし高齢者（70歳以上の単身者）は、平成26年度は23,641人でしたが、平成31年度（令和元年度）には31,914人まで増加しています。



資料：年齢別人口（推計人口 各年1月1日時点）



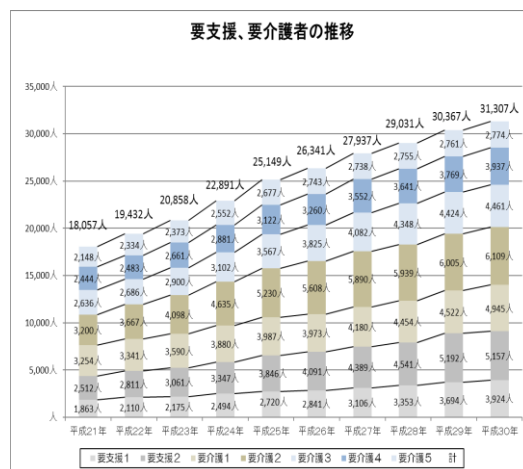
資料：市健康福祉局保険高齢部資料

※令和2年度以降は、「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」をもとに作成

■要支援・要介護認定者数

要支援、要介護認定者はいずれも増加傾向にあります。要支援者は、平成26年から平成30年で4,966人増加しています。

そのうち要介護者は、平成26年から平成30年の間で2,817人増加しています。

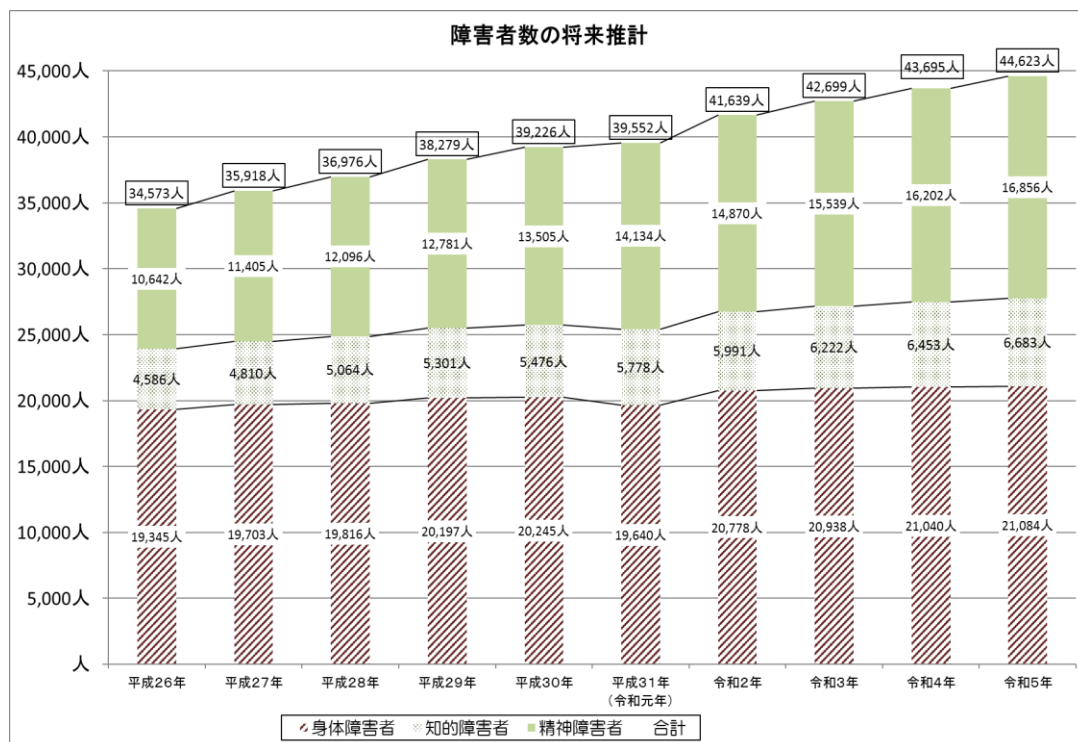


資料：市統計書

■障害者数

障害のある人の数は増加傾向にあります。平成26年から平成31年（令和元年）までの間に4,979人増加しており、14.4%の伸び率を示しています。

将来推計では、その後も増加が続き、令和5年には、44,623人に達すると推計しています。



資料：ポケットデータさがみはら及び共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン

■保育所等利用申請者数

保育所等利用申請者数は、増加傾向にあります。平成31年では、13,406人となっており、平成26年から2,971人増加し、12.84%の伸び率を示しています。

*保育所等＝保育所、認定こども園及び地域型保育事業

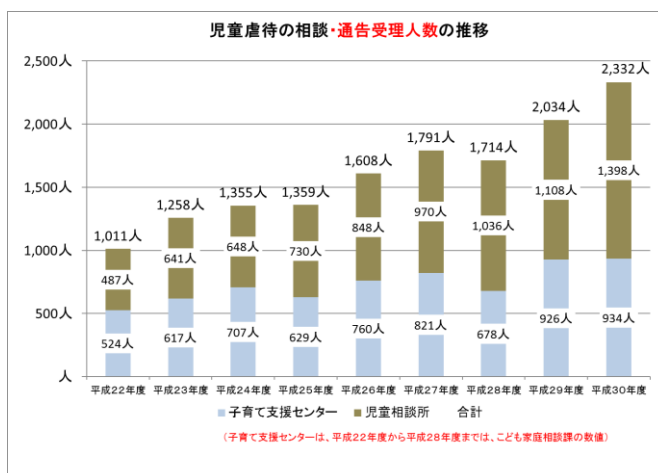


資料：こども・若者未来局作成資料

■児童虐待相談・通告受理人数

児童虐待の相談・通告受理人数については、平成26年度は1,608人でしたが、平成30年度は2,332人と45.0%増加しています。

このうち児童相談所の相談・通告受理人数は、平成26年度の848件から平成30年度の1,398人と、64.9%増加しています。

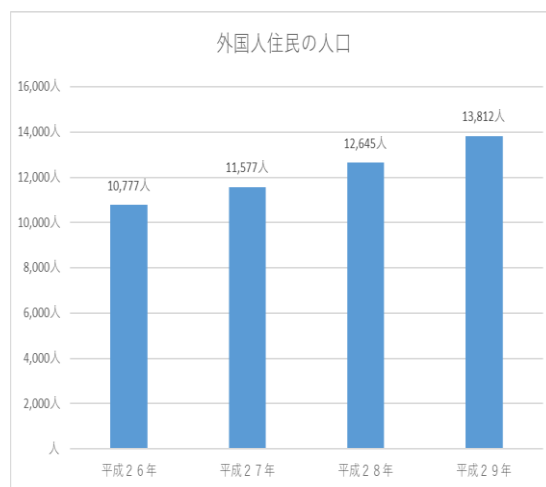


資料：こども・若者未来局作成資料

■外国人住民の数

外国人住民の数は年々増加しており、平成29年度末の時点で、13,812人となっています。

外国人の国籍は中国が最も多く、フィリピン、韓国、ベトナム、インドと続いています。



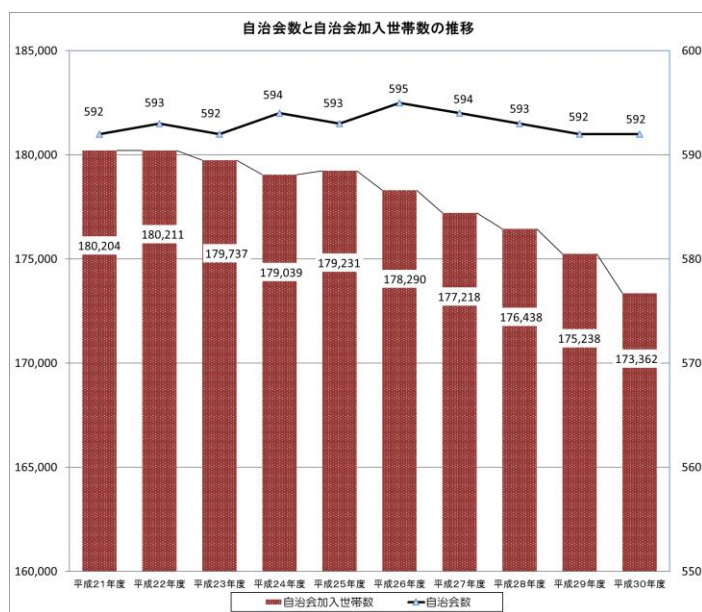
資料：市統計書

(4) 地域活動団体について

■自治会数と自治会加入世帯数

自治会数は、平成26年度に595自治会であったのが、平成30年度は592自治会と、ほぼ横ばいで推移しています。

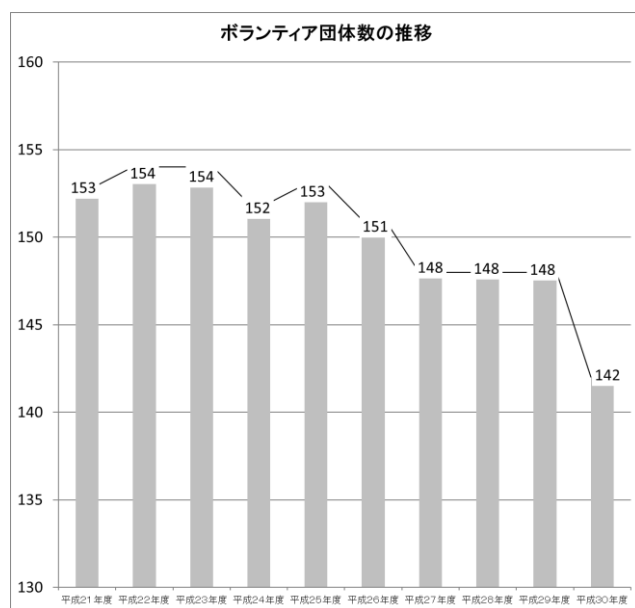
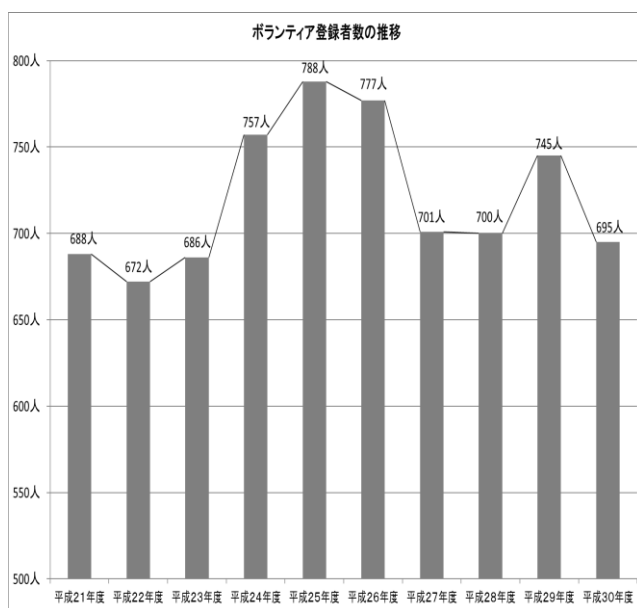
一方、加入世帯数については、平成22年度から年々減少しており、平成30年度の間は6,849世帯減少しています。



資料：市統計書

■ボランティア及びボランティア団体数

ボランティアの数は、平成26年度の777人から平成30年度は695人と減少しています。ボランティア団体の数は平成26年度の151団体から平成30年度には142団体に減少しています。



資料：市社会福祉協議会

2 地域の課題の把握

本市にお住まいの方がどのような悩みを抱えているのか、地域においてどのような活動を行っているのかを把握するために、市民を対象にしたアンケートを実施しました。

また、地域福祉に関する課題を把握するため、地域で活動していて、地域の実情を把握している地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員を対象としたアンケートも実施しました。

(1) 市民アンケート

○目的

市民が地域で暮らす中で抱えている悩み事の内容や相談先など、地域福祉の推進に関する内容を把握し、第4期相模原市地域福祉計画の策定に資するため。

○対象

相模原市在住の18歳以上の男女（外国人含む）

○対象者数

3,000人

○調査期間

平成30年12月11日～12月28日

○回答率

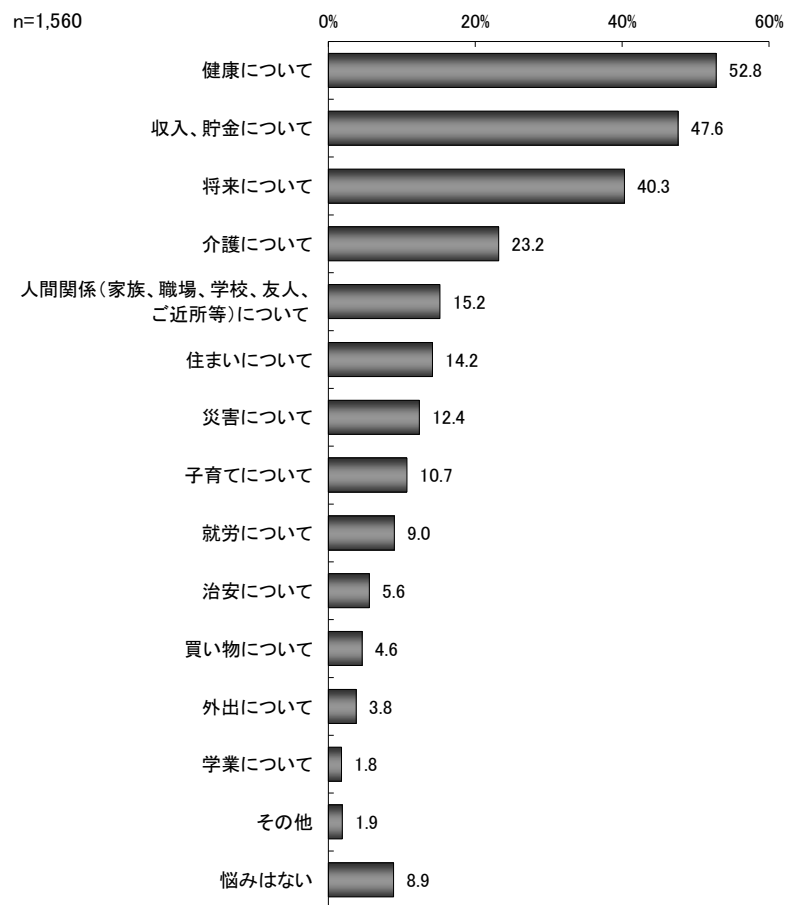
52.0%（回答者数 1,560人）

●市民アンケートの結果

■抱える悩みについて

今、抱えている悩みについてお聞きしたところ、最も多かった回答は「健康について」で52.8%、次いで「収入、貯金について」が47.6%、「将来について」が40.3%となっています。

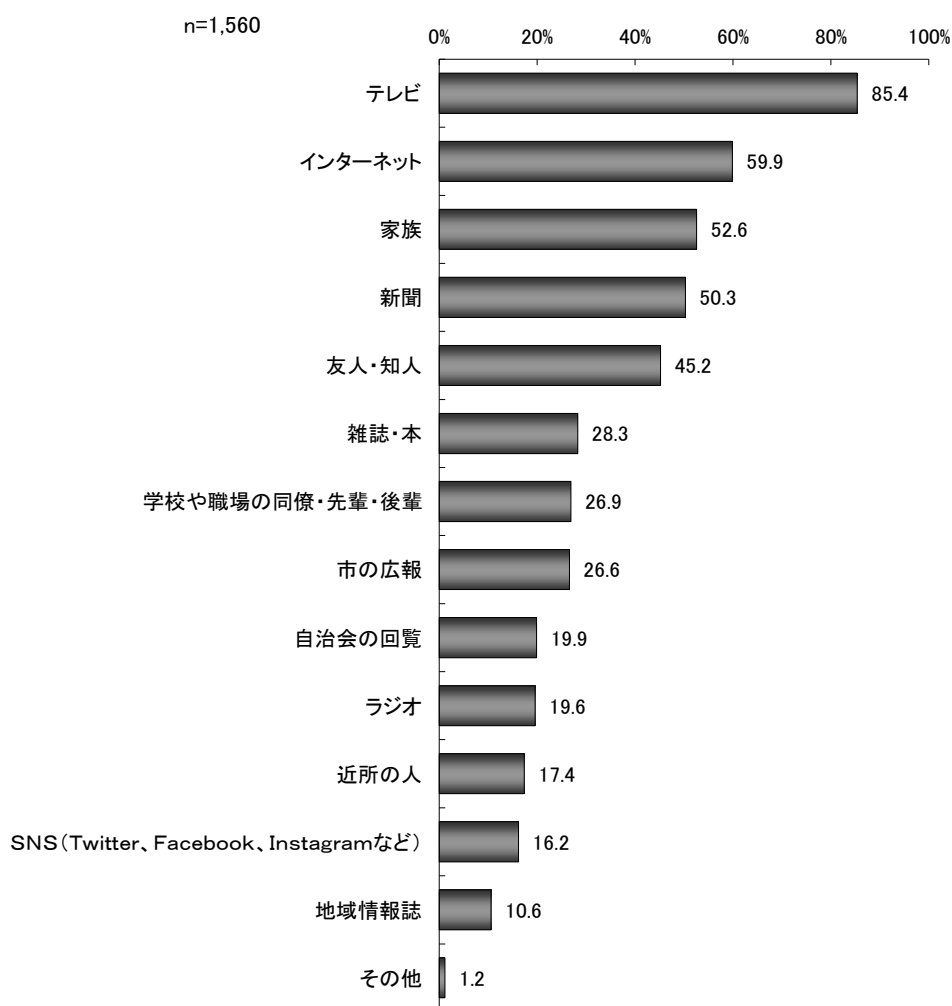
問8 あなたが、今抱えている悩みはどのようなものですか。(〇はいくつでも)



■生活上の情報源について

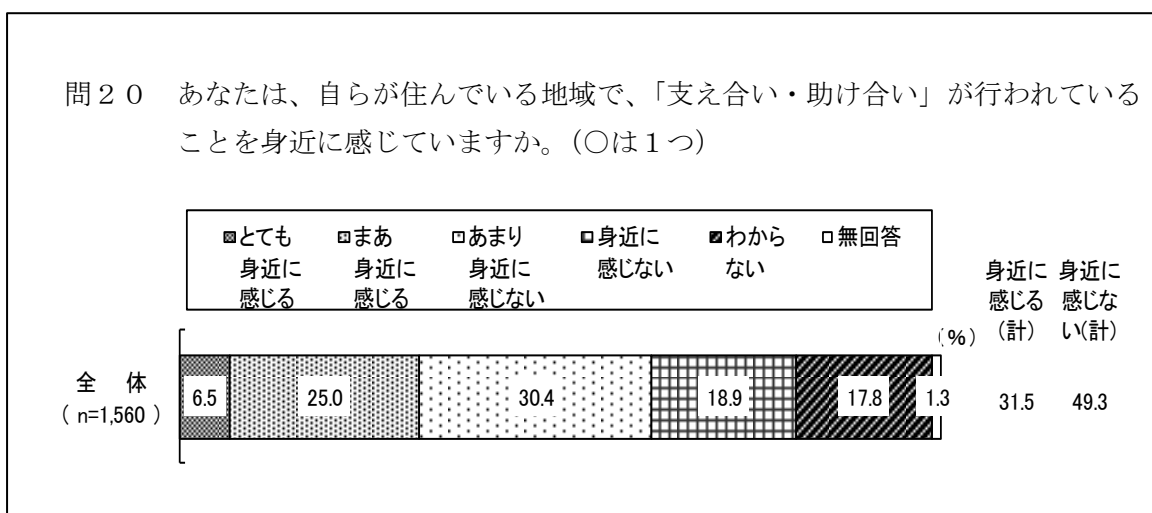
生活する上で必要となる情報をどこから集めているかお聞きしたところ、最も多かった回答は「テレビ」で85.4%、次いで「インターネット」が59.9%、「家族」が52.6%となっています。

問14 あなたは、生活する上で必要となる情報をどこから集めていますか。(〇はいくつでも)



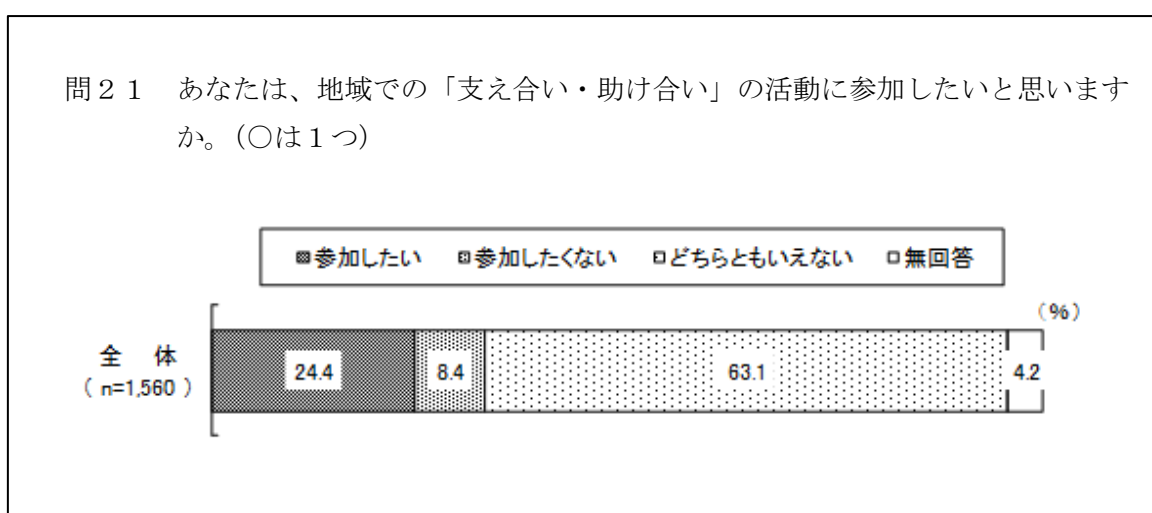
■ 「支え合い・助け合い」が行われていることについて

自らが住んでいる地域で、「支え合い・助け合い」が行われていることを身近に感じているかをお聞きしたところ、「とても身近に感じる」が6.5%、「まあ身近に感じる」が25.0%でした。一方、「あまり身近に感じない」が30.4%、「身近に感じない」が18.9%となっています。



■ 「支え合い・助け合い」活動への参加意向について

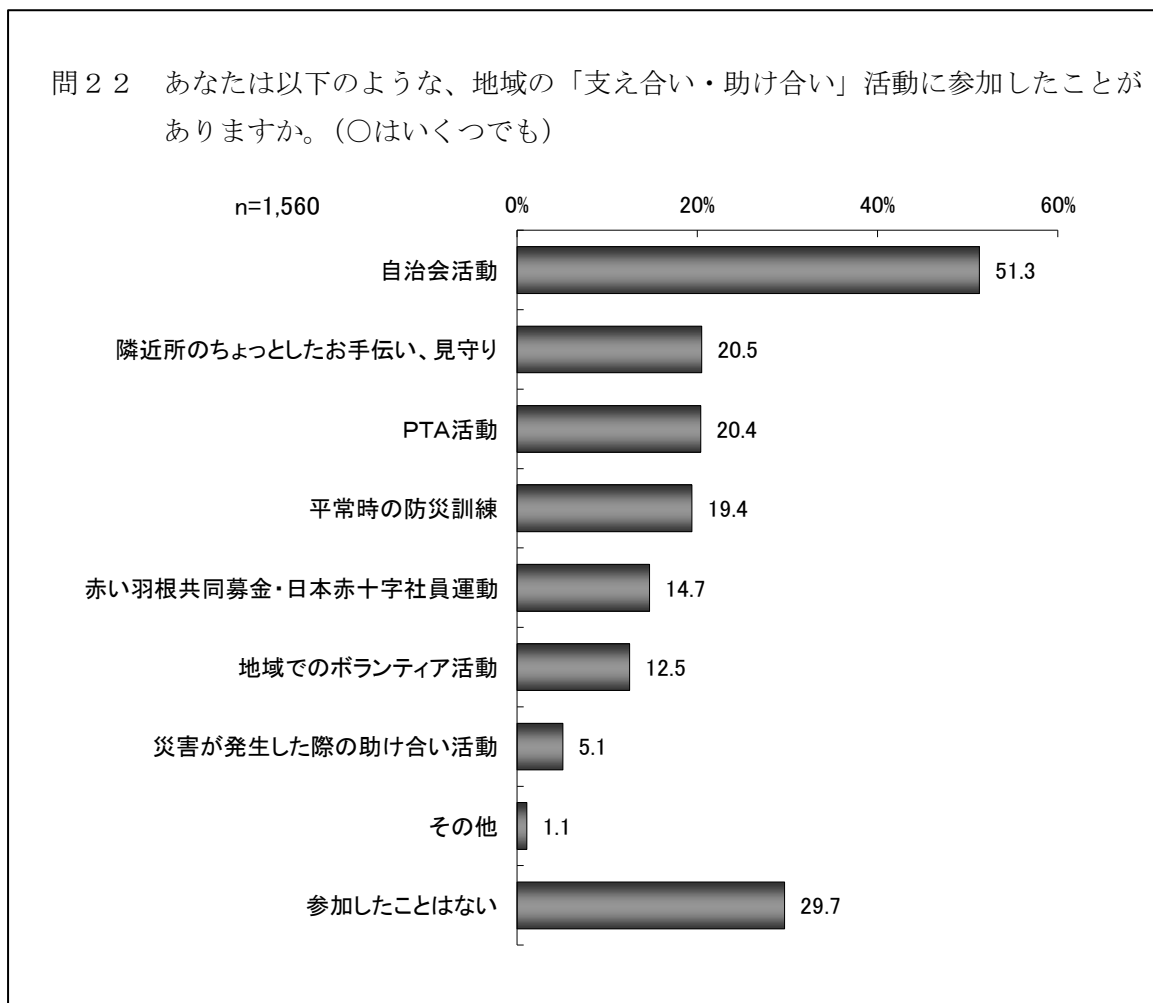
地域の「支え合い・助け合い」活動に参加したいと思うかをお聞きしたところ、「参加したい」が24.4%、「参加したくない」が8.4%に対し、「どちらともいえない」が63.1%と半数以上を占めています。



■ 「支え合い・助け合い」活動への参加経験について

地域の「支え合い・助け合い」活動に参加したことがあるかをお聞きしたところ、「自治会活動」が最も多く51.3%、次いで「隣近所のちょっとしたお手伝い、見守り」が20.5%、「PTA活動」が20.4%となっています。

一方、「参加したことはない」と回答した方は29.7%となっています。

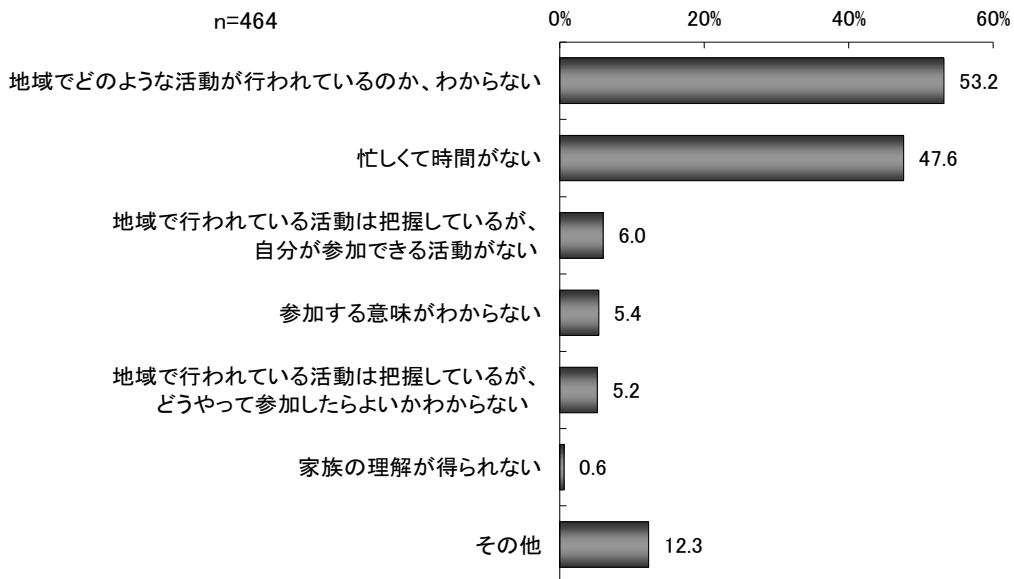


■ 「支え合い・助け合い」活動に参加しない理由について

地域の「支え合い・助け合い」活動に参加しない理由をお聞きしたところ、「地域でどのような活動が行われているのか、わからない」と回答した人が最も多く、53.2%で、次いで「忙しくて時間がない」が47.6%となっています。

【問22で「9. 参加したことはない」と回答した方へ】

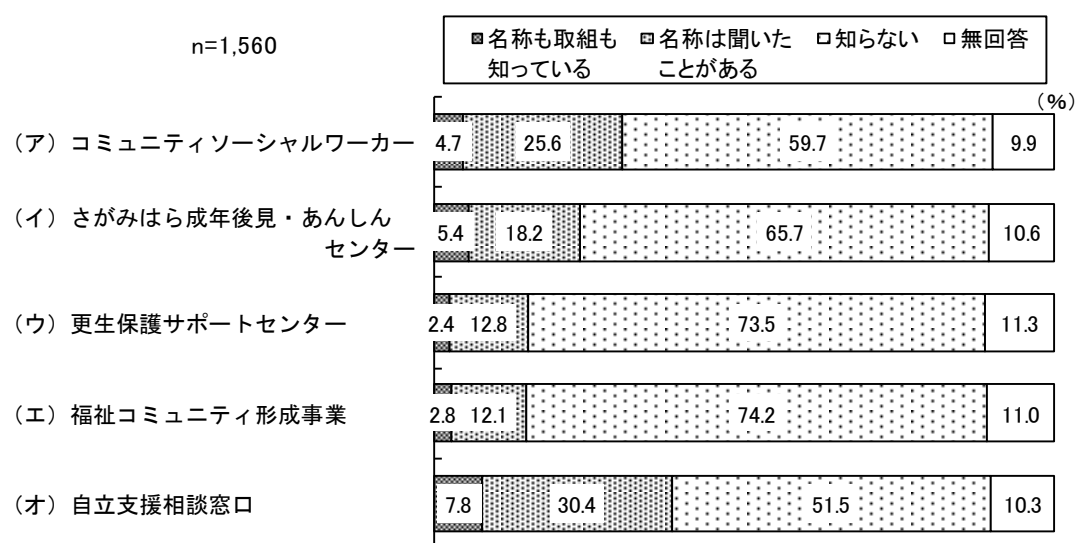
問23 あなたが、地域での「支え合い・助け合い」活動に参加しない理由は何ですか。(〇はいくつでも)



■地域福祉の推進に関する取組の認知について

本市で進めている、地域福祉の推進に関する取組についての認知度をお聞きしたところ、いずれの取組も半数以上の方が「知らない」と回答しています。

問30 本市では、地域福祉の推進に関する取組を進めています。あなたは以下の(ア)～(オ)の事柄について、知っていたり、利用していますか。
(それぞれ○は1つずつ)



(2) 地区社会福祉協議会へのアンケート

○目的

第4期相模原市地域福祉計画及び第9次相模原市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定の基礎資料とするため。

○対象

各地区社会福祉協議会 22地区

○調査期間

平成31年2月から平成31年3月まで

○回答率

100%

●地区社会福祉協議会へのアンケートの結果

■地域福祉に関する人材の確保

各地区社会福祉協議会に運営上の課題を聞いたところ、22地区のうち19地区が、「地域福祉に関する人材の確保・育成」について、最も重要な課題として捉えています。

第3期市地域福祉計画の策定時にも同様のアンケートを行っており、22地区のうち19地区が、「地域福祉に関する人材の確保・育成」を最も重要な課題と回答していることから、引き続き、地域福祉の活動を進める上での大きな課題となっていることがわかります。

質問（運営上の課題）

貴会の運営上の課題は何ですか。大きな問題として捉えているものの順番に番号をご記入ください。

集計結果

回答		回答数				
		順位1	順位2	順位3	順位4	順位5
担い手の確保・育成 （前は「担い手の確保」）	今回	19	0	1	0	2
	前回	19	1	1	0	0
活動財源の確保	今回	3	5	5	7	1
	前回	1	13	2	4	1
活動拠点の確保	今回	0	7	10	4	0
	前回	1	5	9	6	1
情報収集・提供	今回	0	7	4	9	0
	前回	1	1	8	10	0
その他	今回	0	2	1	0	2
	前回	0	1	1	0	1

資料：地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート結果報告書

■地区社会福祉協議会として今後取り組むべき事業

地区社会福祉協議会として、今後取り組むべき事業をお聞きしたところ、優先度が高い事業として、「福祉活動の人材確保・育成」と回答した地区が最も多く7地区から回答がありました。次いで回答が多かったのは、「地域住民の意識啓発」、「サロン活動など交流・仲間づくり」となっています。

このうち、「福祉活動の人材確保・育成」については、優先度に差があるものの22地区中21地区が取り組むべき事業として回答しており、引き続き、人材の確保・育成が課題となっていることがわかります。

質問（地区社協として今後取り組むべき事業）

今後、貴会として取り組むべき事業はどのような事業とお考えですか。優先度の高いものから順に1から5までご記入ください。

事業内容		優先度					
		1	2	3	4	5	合計
災害時要援護者に対する取り組み	今回	0	0	6	1	0	7
	前回	0	1	1	2	1	5
高齢者等に対する見守り活動	今回	1	4	1	3	2	11
	前回	9	2	2	3	0	16
交流を目的としたイベントの招待（高齢者・障害者）	今回	1	0	1	0	2	4
	前回	1	0	1	0	1	3
子育て支援、青少年育成	今回	2	2	2	1	3	10
	前回	0	3	1	4	2	10
サロン活動など交流・仲間づくり	今回	3	3	1	1	2	10
	前回	0	4	3	2	2	11
地域住民の意識啓発	今回	4	1	5	3	1	14
	前回	2	3	1	2	4	10
福祉活動に関する情報収集・発信	今回	2	2	0	1	1	6
	前回	0	0	3	1	2	6
福祉活動の人材確保・育成	今回	7	7	3	4	0	21
	前回	6	4	4	0	4	18

相談ができる窓口の設置	今回	0	0	0	0	1	1
	前回	0	1	1	0	2	4
個人のちょっとした 困りごとへの支援	今回	2	1	0	3	3	9
	前回	0	2	1	3	1	7
ボランティアの需給調整の 仕組みづくり	今回	0	1	0	2	2	5
	前回	1	0	1	3	0	5
関係団体等との連携・ ネットワークづくり	今回	0	1	3	2	4	10
	前回	2	1	1	1	2	7
その他（ ）	今回	0	0	0	0	0	0
	前回	0	0	1	0	0	1

資料：地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート結果報告書

(3) 民生委員・児童委員へのアンケート

○目的

第4期相模原市地域福祉計画及び第9次相模原市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定の基礎資料とするため。

○対象

本市民生委員・児童委員 910人

○調査期間

平成31年1月から平成31年2月まで

○回答率

85.5% (778人回答)

●民生委員・児童委員へのアンケートの結果

■民生委員・児童委員が活動で困っていることについて

民生委員・児童委員に活動で困っていることについて聞いたところ、最も多い回答が「マンションなどの集合住宅で訪問や住民情報の収集が難しい。」で、次いで回答が多かったのは、「自治会など地域で活動している機関・団体等とのつながりが少ないため、地域の住民情報の収集（様々な困難を抱えている方で、現在どこにもつながっていない方等の発見）が難しい。」となっています。

また、「支援をしようとしても相手が受け入れたがらない。（訪問拒否等）」が3番目に多い回答となっており、活動に当たって、支援を必要とする人の発見や情報収集を課題と捉えている民生委員・児童委員が多いことがわかります。

質問（活動で困っていること）

活動を行うにあたって、困っていることについて3つまで〇を付けてください。

回答	回答率※		
	今回	前回	前々回
1 市や市社協等からの支援に関する情報提供が不足している。	10.5%	18.7%	14.8%
2 実際に相談・支援を行う場合、どこへつなげれば良いか分からないことがある。	9.4%	11.3%	22.5%
3 制度で定められた福祉サービスだけでは解決できないケースがある。	12.3%	21.4%	23.9%
4 自治会など地域で活動している機関・団体等とのつながりが少ないため、地域の住民情報の収集（様々な困難を抱えている方で、現在どこにもつながっていない方等の発見）が難しい。	25.4%	35.6%	33.8%
5 マンションなどの集合住宅で訪問や住民情報の収集が難しい。	29.7%	35.4%	38.7%
6 関係機関・団体への協力活動（行事等への参加や募金活動等）が多く、相談・支援活動を行うために十分な時間がとれない。	9.0%	11.9%	9.9%
7 プライバシーの問題にぶつかり、相談・支援活動が十分にできない。	15.8%	19.1%	35.2%
8 支援をしようとしても相手が受け入れたがらない。（訪問拒否等）	21.0%	21.4%	19.7%
9 民生委員・児童委員の個人の活動では解決できないような複雑で難しいケースがある。	11.4%	18.3%	19.0%
10 民生委員・児童委員の活動が知られていない。周囲の理解が不足している。	17.0%	23.5%	31.0%
11 相談援助を行うための研修や学習機会が不足している。	5.9%	2.1%	5.6%
12 その他（ ）	6.3%	6.8%	4.9%

資料：地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート結果報告書

■制度の狭間にいる人への支援について

日常的に活動を行う上で、どのような相談・支援が多いものについて聞いたところ、「高齢者の在宅福祉サービス・介護等に関するもの」が最も多く62.5%となっています。次いで、「心の不安に関するもの」、「生活困窮・生活困難に関するもの（生活保護、借金、事故、病気など）」、「近隣関係・近所づきあいに関するもの」と続いており、相談内容が多岐にわたり、かつ、福祉サービスだけでは解決が難しいケースを抱えていることがわかります。

質問（相談・支援の状況）

みなさんが日常的に活動を行う上で、どのような相談・支援が多いですか。多いものから3つまで○を付けてください。

回答	回答率※		
	今回	前回	前々回
1 高齢者の在宅福祉サービス・介護等に関するもの	62.5%	69.8%	59.2%
2 障害者に関するもの	8.4%	7.4%	11.2%
3 子育て中の親に関するもの	8.7%	7.4%	9.2%
4 子どもに関するもの （虐待、いじめ、非行、不登校など）	10.8%	12.3%	12.7%
5 生活困窮・生活困難に関するもの （生活保護、借金、事故、病気など）	31.9%	42.6%	31.7%
6 心の不安に関するもの	33.9%	41.2%	26.1%
7 孤立・孤独に関するもの（ひきこもり等）	23.9%	31.1%	（未実施）
8 家庭内暴力や虐待に関するもの	4.8%	3.9%	5.6%
9 近隣関係・近所づきあいに関するもの	24.9%	21.6%	19.7%
10 ホームレスに関するもの	0.4%	0.0%	0.0%
11 外国人に関するもの	1.8%	0.4%	1.4%
12 その他（ ）	3.0%	3.3%	4.2%

資料：地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート結果報告書

3 地域における活動・取組

本市は、平成22年4月に指定都市に移行し、区制を生かした市民協働の新しいまちづくりの指針として「区ビジョン」を策定し、地域の特性に応じた施策の推進を図っています。

また、小圏域である22地区においては、地域住民がまちづくりの課題を自主的に話し合い、課題解決に向けた活動に協働して取り組むため、「まちづくり会議」が開催されています。

まちづくり会議は、自治会や地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、公民館など、各地区で活動している人を中心に構成されており、地域情報や地域課題を共有するとともに、地域の実情に応じた個性豊かなコミュニティづくりが進められています。

このほかにも、幅広い層の市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、地域の皆さんが自主的な課題解決に取り組む事業に対して「地域活性化事業交付金」を交付しています。

各地区では地域活性化事業交付金を活用し、様々な主体が中心となり、高齢者の居場所づくりや緊急連絡先・持病等の情報を記入するグッズの配付、子育てマップの作成など、様々な取組が行われています。

さらに、各地区では、地域の皆さんの力で、地域課題の解決を目指す取組として「福祉コミュニティ形成事業」を実施しています。

「福祉コミュニティ形成事業」は、地域福祉の推進役である地区社会福祉協議会が中心となり、地域で活動している地域団体などの幅広い参加のもと、地域の困りごとを発見・共有し、解決に向けた仕組みづくりを検討し、それを実践する事業です。

さらに、日常生活圏域では、高齢者の地域生活支援のために、圏域ごとに「地域ケア会議」を開催して、圏域で発生した課題の解決に向けた検討や地域で課題を解決するための仕組みの検討が進められています。

また、近年は、身近な地域における、子どもの居場所づくりとして、子どもやその家族が無料または、低廉な料金で食事の提供を受けられる子ども食堂や無料で学習できる環境を提供する無料学習支援が行われています。本市は、「子どもの居場所総合相談窓口」を設け、地域の方が運営する子どもたちの居場所の開設や運営を支援しています。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

「みんなで支えあい 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら」

- 地域福祉を進めるためには、地域で暮らす住民が「支える側」「支えられる側」に分かれるのではなく、地域づくりに主体的に参加し、「地域の力」を高める必要があります。
- 地域福祉の担い手は住民自身ですが、住民は地域福祉の受け手でもあります。地域福祉の中心は「人」です。
- みんなが一人のために、一人がみんなのために動き、互いに支えあうことが、「地域の力」となり、わたしたちが暮らす「人にやさしいまち さがみはら」を育みます。
- 福祉は、特別なものではなく、みんなのしあわせのためにあるものです。わたしたちは、自ら進んで参加・連携し、自分が、そしてみんながしあわせに暮らすまち「さがみはら」を支えます。
- この基本理念は、第3期地域福祉計画で掲げた基本理念と同一です。地域に暮らす住民全てが参加して、地域の力を育むことは、第3期地域福祉計画後に国が示した、「地域共生社会の実現」の方向性とも合致するものであることから、本市の地域福祉を進める方向性としてこの理念を継承するものです。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、以下の3つの項目を基本目標として掲げ、本計画の推進を図っていきます。

基本目標 1

<体制づくり>

誰もが自分らしく地域で暮らしていくため、福祉サービスや支援体制を充実します。

基本目標 2

<人材づくり>

地域福祉の担い手となる人材の確保・育成に取り組むとともに、福祉分野の専門的な人材の育成、支援を進めます。

基本目標 3

<関係づくり>

住民同士の支えあいの関係づくりを促進し、ネットワークの力で地域を支えます。

<本計画に関連するSDGs>

本計画の推進に当たっては、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向け、諸施策に取り組みます。



コラム SDG s とは

平成27（2015）年9月に開催された国連サミットにおいて、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。2030アジェンダは、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的な取組として採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性*1のある社会の実現のため、「持続可能な開発目標（SDG s）」として17のゴールと169のターゲット等が掲げられました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



SDG s と総合計画・部門別計画との関連について

市民が将来にわたり安全で安心して心豊かに暮らせる地域社会を次代に引き継いでいくため、本市は、市民・地域活動団体・企業・NPOなどまちづくりを支える多様な主体に対し、SDG s への理解促進を図った上で、一人ひとりでは小さな取組と思えるような行動の積み重ねがSDG s の達成に大きく貢献するという意識醸成・行動変容につなげていくことが重要です。

こうしたことから、総合計画や部門別計画で定める施策等にSDG s のアイコンを分かりやすく配置し関連を明確にするとともに、それらの計画に基づく事務事業の実施に当たっては、経済・社会・環境を不可分として統合的な向上が図られるよう、多様な主体との連携・協働により取組を進めます。

これにより、総合計画の基本構想（令和元年6月議決）で掲げたおおむね20年後（2040年頃）の将来像の実現と、2030年のSDG s の達成を目指していきます。

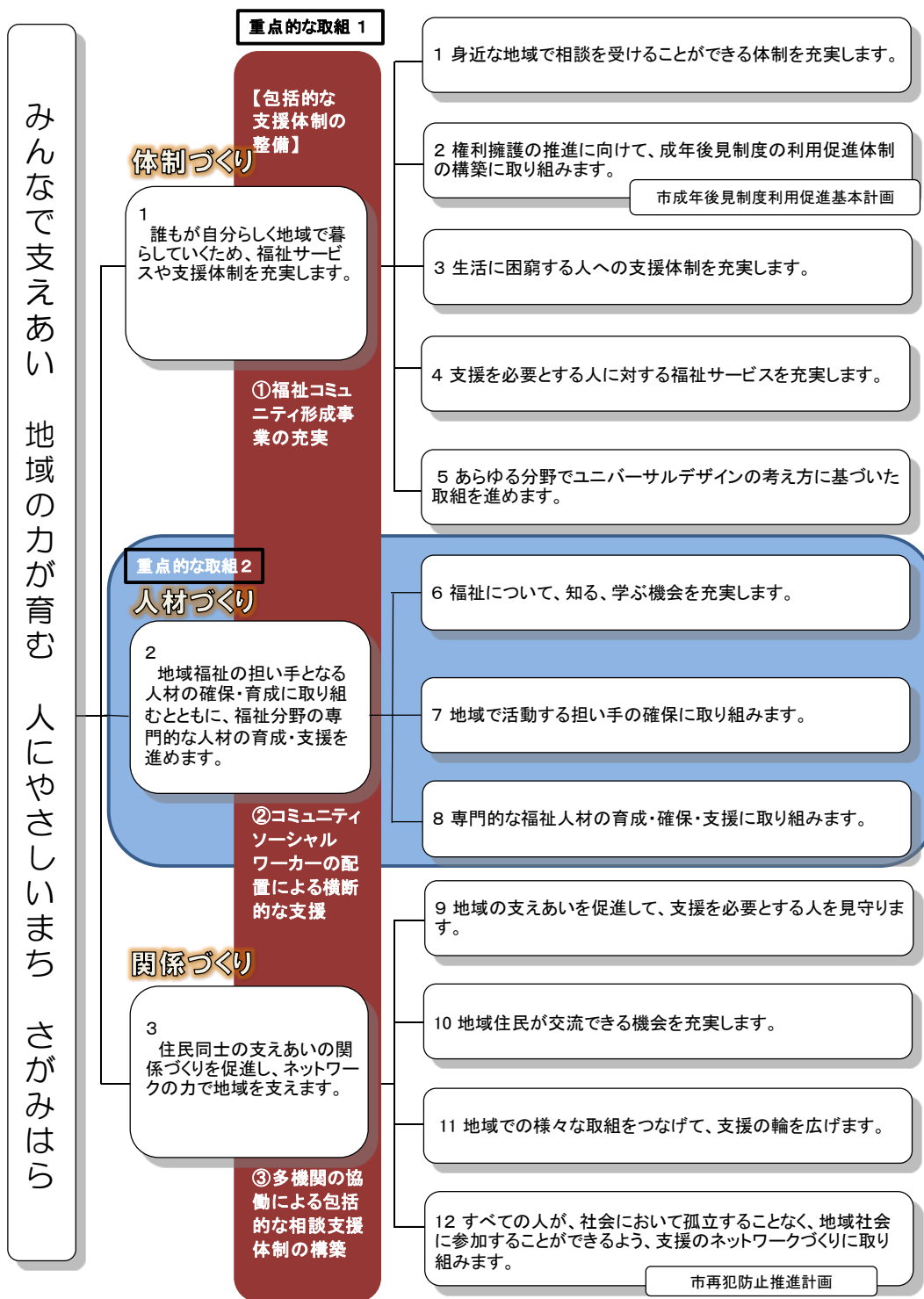
*1 社会的に弱い立場にある人々も含めて、一人ひとりを排除や孤立から守り、社会（地域社会）の一員として取り込み、支えあう考え方。

3 計画の体系

<基本理念>

<基本目標>

<施策の方向性>

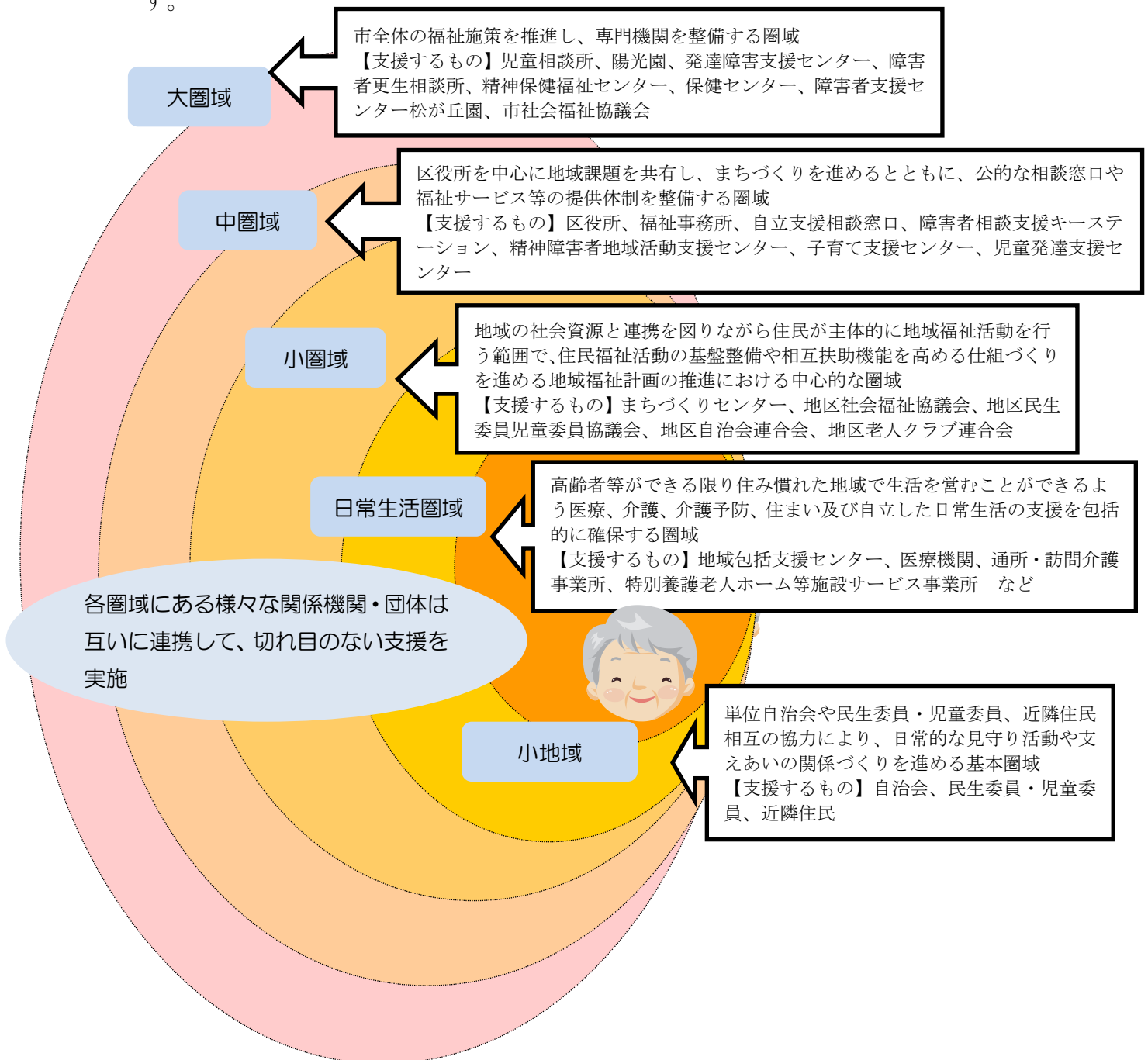


4 本計画の目指す姿

本計画では、本市が、誰もが周囲との「つながり」を持ち、相互に「かかわり」あって暮らすことができるまちとなることを目指します。

そのためには、地域住民が抱える悩みや課題について、その内容に応じて、圏域ごとに特徴・長所を活かした支援に取り組む必要があります。

また、その圏域にある様々な関係機関・団体は、地域福祉の目指す姿を理解し、互いに連携を図ることで、切れ目のない支援を実現していく必要があります。



5 第4期市地域福祉計画における重点的な取組

第4期市地域福祉計画では、「包括的な支援体制の整備」と「人材づくり」を重点的な取組として位置付けます。

1. 包括的な支援体制の整備

「包括的な支援体制の整備」は、社会福祉法第106条の3第1項において位置付けられているもので、市町村はこれに取り組む必要があります。

本市における「包括的な支援体制の整備」は、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決に向けて取組を進める「福祉コミュニティ形成事業の充実」、地域で把握した、地域生活課題について包括的に受け止め、適切な支援に結びつけるとともに、地域の力を活用した解決に取り組む「コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援」、住民に身近な地域において対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題を多機関が協働して包括的に受け止める「多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築」の3つの取組で構成します。

この3つの取組を上手に組み合わせることで、地域の課題解決力の向上を図り、誰もが地域で安心して暮らしていくことができる体制づくりを進めていきます。

2. 人材づくり

地域福祉では、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画することが大切です。

身近な場所で福祉を学び、実践しながら経験を重ねることができる機会や場を提供し、地域を支える担い手を発掘します。

また、わたしたちの暮らす環境は日々変化し、福祉課題やニーズは多様化、複合化しています。わたしたちは、複雑な課題を抱えた人を受け止め、寄り添い、専門的な支援ができる人材の育成・定着を支援します。

* 「人材づくり」の具体的な施策は、「基本目標2 地域福祉の担い手となる人材の確保・育成に取り組むとともに、福祉分野の専門的な人材の育成・支援を進めます。」に掲載しております。

★包括的な支援体制の整備

①福祉コミュニティ形成事業の充実

小圏域である22地区において、地区社会福祉協議会を中心に、地域住民が自ら地域の課題を把握して、課題の解決に向けた取組を検討、実践しているのが「福祉コミュニティ形成事業」です。

福祉コミュニティ形成事業の充実により、地域での課題解決力の更なる向上を目指します。

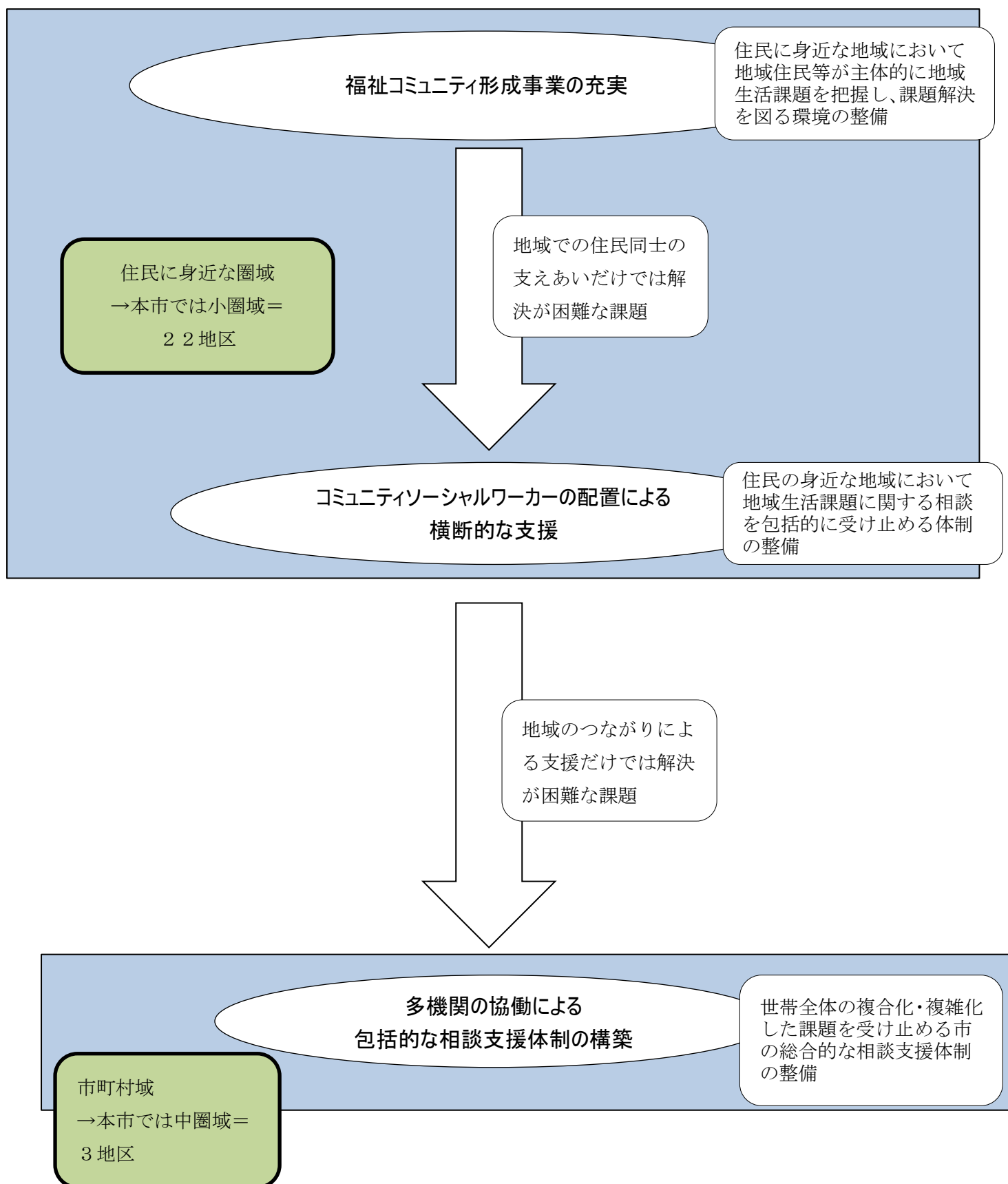
②コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援の充実

小圏域である22地区に、個別支援、地域支援、仕組みづくりに取り組む専門職であるコミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域の力だけでは解決が困難な課題について、包括的に受け止めるとともに、適切な支援機関へのつなぎや地域で解決できるよう支援を行います。

③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

複合化・複雑化した課題の解決に向けて、各福祉相談窓口等が参加して検討や意見交換を行うため設置した「地域福祉ネットワーク会議」の充実を図るなど、福祉の分野を超えた多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を目指します。

【包括的な支援体制の整備のイメージ】



①福祉コミュニティ形成事業の充実

【事業の概要】

地域において、福祉課題（困りごと）の発見・共有・解決に向けた仕組みづくりを検討し実践する事業です。地域福祉の推進役である地区社会福祉協議会を中心に地区自治会連合会、地区民生委員児童委員協議会、地区老人クラブ連合会、体育指導委員、ボランティアグループ、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、一般公募、NPO、商店会等が参加して実施しています。

参加者は地域の実情によって様々で、各地区で活動している団体や事業者、施設関係者が参加しています。

【主な取組】**1 交流・仲間づくりの場の充実**

地域の中にある民間施設の借用などにより拠点を確保して、イベント等を定期的で開催することで、地域の方の交流の場づくりに取り組むものです。

また、公民館や自治会館等の既存の施設を借用して、交流の場づくりに取り組んでいる地区もあります。

2 困り事を発見・把握する仕組みづくり（見守り活動）

地域の中で支援を必要とする方を把握するために、防災グッズや子ども向けのおもちゃなど、支援を必要とする方のニーズに合った物の配布をきっかけに顔の見える関係を作り、支援を必要とする方の悩みや課題などの把握に努める取組です。

3 福祉活動の担い手づくり

地域におけるボランティア活動の担い手づくりのために、初めて地域での活動を行う方向けの講座等を開催する取組です。

4 住民による「相談窓口」の開設

困りごとを抱えている方の相談を地域住民自らが受け止めて、解決に向けた調整も、地域住民の方が中心となって行う取組です。

【事業の効果・特徴】

- 1 画一的な取組ではなく、地域の実情に応じた活動が実施できている。
- 2 地域住民自ら参加して、課題解決に向けて取組を進めるため、地域の課題解決力の向上につながる。
- 3 本事業を実施する圏域とコミュニティソーシャルワーカーを配置している圏域が同一であるため、本事業の実施により把握した課題について相談しやすい環境となっている。

【課題】

地区社会福祉協議会へのアンケートで、福祉コミュニティ形成事業の実施における課題を聞いたところ、多かった回答は以下のとおりです。

- 1 新たな担い手の確保・育成
- 2 参加者（対象者）の固定化・減少
- 3 活動拠点の確保

【市及び市社会福祉協議会に期待されていること】

地区社会福祉協議会へのアンケートで、福祉コミュニティ形成事業の実施において、市及び市社会福祉協議会に期待することを聞いたところ、多かった回答は以下のとおりです。

- 1 担い手の発掘や育成に関する支援
- 2 財政的な支援
- 3 他の優良事例や制度についての情報提供

【今後の方向性】

課題や市に期待されていることを踏まえ、今後の取組の方向性を以下のとおりとします。

- 1 新たな担い手の確保に向けて、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会及び市が連携して、新しい周知手法について検討する。
- 2 第4期地域福祉計画の終期には、22地区で事業を開始してから10年が経過することから、今後の事業実施について、計画期間中に、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会及び市で検討する。

【各地区の取り組み】

～楽しく「ふくし」でまちづくり～



(1) 緑区

橋本地区社会福祉協議会

交流・仲間づくりの場の充実

☆今までも、これからも「ぬくもりを大切に」

新たな住民同士の関係づくりを目指し、元橋本町にある一軒家をお借りして、橋本地区社協の活動拠点「ふれあいの家“ぬくもり”」の運営を行っています。

「ふれあいの家“ぬくもり”」では、男性ボランティアを中心に地域のボランティアにより、火曜日の百歳体操、木曜日のぬくもりよろず相談をはじめ、麻雀、将棋、喫茶、子育てサロン、手芸、映画など趣向を凝らした催しを定期的開催しており、誰でも参加できる憩いの場として賑わっています。



大沢地区社会福祉協議会

交流・仲間づくりの場の充実

☆誰もが参加できる交流の場づくり

大沢地区では地域の皆さんが身近な場所で交流できることを目的に「こむこむ茶屋」の開催を、継続して推進しています。

水曜日の午後1時から開催している上大島自治会では、主に小学生が、多数参加を占めています。

今後は幅広い年齢層を対象とした「健康マーじゃん」の実施を古清水自治会との2ヶ所で予定しています。

それに向けて、昨年度オリジナルマーじゃん台を4台作成しました。

皆さんの交流の場として、気軽におしゃべりやお茶を飲みながら、また、健康マーじゃんで楽しいひと時を過ごしていただける、この様な活動が地域で益々広がるよう、取り組んでいきます。



城山地区社会福祉協議会

交流・仲間づくりの場の充実

☆だれでも参加できる居場所づくり

城山地区で里山づくりなどの地域活動を行なう『「小松・城北」里山をまもる会』の協力を得て、農作物の栽培や収穫など、農業を通じた、地域住民の交流の場づくりを目的とした、「しろやまふれあい農園」の活動に取り組んでいます。同農園で収穫した食材等を使用して、「食」を介した居場所づくりの取組みとして、ボランティアの活動の場、また、地域住民の交流の場として、地域食堂「愛(あい)・城(じょう)ものがたり」を定期的に開催しています。



また、「近所付き合いがあまりない」、「赤ちゃんから高齢者まで気軽に集える憩いの場がほしい」という声から、ふれあいのつどい「原宿なごまーる」や交流の場「若葉ほっこりーな」、「ふれあいカフェ」(久保沢地区)を開催しています。「若葉ほっこりーな」では、買い物に不便をしている高齢者も多く、ボランティアとして、“お助け隊”が自宅前から車で買い物の送迎なども行っています。

津久井地区社会福祉協議会

困り事を発見・把握する仕組みづくり(見守り活動)

☆「ふれあいネットワーク」の取組

地区内9つある支部社協の中で、小網支部をモデルにスタートした安心して住み続けられる福祉のまちづくりを目指した「ふれあいネットワーク」は、民生委員・児童委員、地域住民の協力による戸別訪問活動です。現在は中央支部・青根支部へと活動が広がっています。対象者は原則75歳以上の方で、ネットワークのメンバーが懐中電灯・水・ビスケット・個人状況票が入る「安心袋」を配布。袋の中の賞味期限のある物を半年ごとに交換するために訪問し、併せて「見守り」を行っています。

また、サロンの立ち上げと運営を支援し、現在のサロン数は25となっています。「ふれあいネットワーク」と「ふれあい・いきいきサロン」、双方がお互いにつながっていくよう取り組んでいます。



相模湖地区社会福祉協議会

困り事を発見・把握する仕組みづくり（見守り活動）

☆向こう三軒両隣り！ 顔見知りから見守り活動

○「みまもりネットさがみこ」の実施

地区内の商店は普段のお付き合いの中で、お客さんがどこの誰であるかをよくご存じです。そこで、ご商売の時に、「支払いの時に計算に困っている様子を感じた」など、いつもと違う様子など心配に感じたことを高齢者支援センターや民生委員・児童委員等につないでいます。登録店は現在32店になりました。



○「こんにちは赤ちゃん！さがみこ“ぬくもり”支援事業」の実施



生まれてきた赤ちゃんを地域みんなで祝福し、訪問をきっかけに顔見知りになることで、困った時に民生委員・児童委員や主任児童委員に気軽に相談できる関係づくりを目指しています。赤ちゃんの生まれたご家庭に、民生委員さんらが訪問し、ボランティア手づくりの赤ちゃん用品やおもちゃ等のプレゼントをお渡ししながら顔見知りの関係を育んでいます。

藤野地区社会福祉協議会

交流・仲間づくりの場の充実、福祉活動の担い手づくり

☆おたがいさまのまちを目指した助けあい活動！

少子高齢化・中山間部という環境の中、身近な地域の中でいざという時に助け合える関係づくりを目指し「世代を越えて誰もが気軽に集まれる場を地域にたくさんつくろう！」と、孤立をさせない活動「たまり場」づくりを平成23年から進め、現在では7か所で開催されています。世代間の交流が進むようにそれぞれの地区で工夫をしながら取り組んでいます。また、障害者と地域との交流を目的とした「たまり場アップル」も開催されており、地域の中で様々な形で活動が広がっています。



住民の助け合い活動では、「ゴミ出しが大変」「電球交換ができない」「草取り、枝切りができない」などのちょっとした困りごとを応援する『おたがいさまネットふじの』が平成31年3月に立ち上がりました。毎週火曜日に住民のコーディネーターが集まり相談や住民サポーターの調整などを行っています。高齢になっても安心して暮らしていけるおたがいさまのまちづくりを目指しています。





(2) 中央区

小山地区社会福祉協議会

交流・仲間づくりの場の充実、福祉活動の担い手作り

☆「ほっとほっとカフェ」の開催、「おやま生活サポートセンター」の運営

地域の困りごとをみんなで考え、解決する仕組みをつくろうと、地域で活動している方や団体から課題を聞き取り、取組みを検討したところ、「みんなが集まれる場所」「困りごとを相談できる場所」が必要とのことでまとめ、現在活動しております。

その活動の1つとして、公民館を拠点に“憩いの場”『ほっとほっとカフェ』を月1回開催し、毎回40名ほどの方々が気軽に集い、美味しいコーヒーと会話を楽しんでいます。また、もう1つの活動「困りごと相談」は活動の見直しを図り、新たに『おやま生活サポートセンター』として再スタートし、窓口と専用の電話で日常生活での困り事の相談を受け、スタッフがボランティアの紹介や、必要な情報を提供するなどの活動に取り組んでおります。



清新地区社会福祉協議会

福祉活動の担い手づくり

☆「ちょこっとボランティアくらぶ」の実施

「電球を替えてほしい」、「新聞や雑誌を束ねることができなくなった」、「庭の草が伸びてきて気になる」など日常生活のちょっとした困りごと。この困り事を助け合って解決できたらもっと住みよい地区になるだろう・・・という願いから、平成24年9月から地域のボランティアの仕組み「ちょこっとボランティアくらぶ」を実施しています。

登録ボランティアは33人。活動も延べ296件（令和元年7月末現在）になり、高齢者や障がいのある方のさまざまな困りごとのお手伝いをしています。くらぶのメンバーが専用電話で相談を受付。毎週水曜日9時半に、核となるメンバーが集まり、依頼についてのコーディネートをしています。平成3年4月からは、市のシニアサポート活動（訪問型）にも登録したことから、要支援の方などへの継続的なゴミ出し等の活動も実施しています。



横山地区社会福祉協議会

交流・仲間づくりの場の充実

★横山地区の交流と活動の拠点 コミュニティよこやま

「憩（いこい）」

“住民同士の交流と活動の拠点”コミュニティよこやま「憩」は、毎週月曜日と金曜日の午前10時から午後3時まで開所しています。

地域のボランティアグループの協力のもと、開所時には窓口ボランティアが常駐しています。お茶をのみながらおしゃべりをしたり、散歩の途中や買い物ついでに気軽に立ち寄れる横山地区の住民のための立ち寄り処です。ボランティアによるストレッチ体操、手芸、わなげ、高齢者支援センター協力の“よこやま体操”など様々な企画を行っています。

これからも「憩」を訪れた方々と普段からあいさつや声掛けが広がるような地域の絆づくりの拠点を目指しています。



中央地区社会福祉協議会

交流・仲間づくりの場の充実

★三世代 心でつながる街 中央地区

三世代交流をキーワードに地域の人との出会いの場をたくさん作り、隣近所の「つながり」を強めようと、趣向を凝らした活動を5か所で開催しています。毎月開催している「ふれあいふじみ」「ふれあいむらとみ」「ふれあい相生」。年数回開催している「ふれあい相模原中央」「ふれあいMYT（マイト：松が丘・弥栄・高根）」。それぞれ活発です。

さらに平成29年度からは「ふれあいむらとみ」の 午前の部を「子サロの時間」として、乳幼児連れの親子を中心に、三世代で楽しめる活動を始めました。あいさつ程度のご近所さんが仲良くなったりと、みんなが笑顔になれるつながりが育まれています。

今後も「三世代 心でつながる街 中央地区」をテーマに、まちづくりを進めていきます。



星が丘地区社会福祉協議会 交流・仲間づくりの場の充実

☆お互いさまの気持ちが育む「やさしさいっぱい星が丘」

○いこいの広場の開催

「身近な場所であらゆる世代の方が集える交流の場が欲しい」という声から、星が丘地区の3つの会場で「いこいの広場」を開催しています。各会場は地域の担い手の創意工夫により運営されています。参加者はバンドエクササイズ、グラウンドゴルフ、折り紙やゲーム等で頭・手先・全身を動かしたり、軽食やお茶と一緒に会話を楽しんでいます。会話の中で参加者以外の方が話題に上り、声掛けに繋がることもあります。こうした地域活動・地域交流は、自然と「お互いさま」というやさしい気持ちを育む一助となっています。

○ちょっと手伝い隊活動中

高齢者世帯等のちょっとした困りごとを住民同士が互いに助け合う「ちょっと手伝い隊」が平成30年から活躍しています。活動内容は家具の転倒防止用具の設置や草取り、ビンのふた開け等、隊員ができること。これらの活動は、隊員のやりがいと仲間づくり、依頼者の日々の安心感に繋がっています。

○はやぶさ学習塾の開催

子ども達が安心して暮らすためには地域で育てる場が必要だと考え、教員OBや子ども会等と連携して、宿題対策を中心とした「はやぶさ学習塾」を開催しています。特にアメリカ人の中学校教員による英語指導は、子ども達の英語力アップだけでなく国際感覚を身に着ける良い機会となっています。



大野北地区社会福祉協議会 住民による「相談窓口」の開設

☆はやぶさカフェ大野北 ～みんなの相談室～

福祉コミュニティ部会で地域の課題や取組みについて検討を重ね、「誰もがいきいきと暮らすことができるまち」づくりに向けて「気軽に相談できる拠点づくり」を目指しています。

平成28年6月から淵野辺駅北口にあるスペースカフェ銀河で、平成29年9月から淵野辺駅南口にある、かぬまだいけやきクリニック大会議室で『はやぶさカフェ大野北～みんなの相談室～』をスタートしました。

子育て中の親子、こどもからお年寄まで気軽に参加でき、手芸や歌を通じて和気あいあいと楽しんでいます。そして、身近な場所で困りごとの相談ができ大変喜ばれています。



光が丘地区社会福祉協議会

わたしたち”で支えあう福祉のまちづくりをめざして！

住民による「相談窓口」の開設・福祉活動の担い手づくり

☆広がる「光が丘サポート隊」の役割

ちょっとした“困りごと”を近隣同士で助け合える地域をつくりたい！そんな思いからスタートした「光が丘サポート隊」。サポート隊員が交代で“困りごと”の相談を受け、活動可能な隊員に依頼しお手伝いをしています。

2019年4月より本格運行が開始された、高齢者の移動支援団体“光が丘買い物お助け隊”による「お太助カー運行事業」の電話受付も担い、その役割は広がりを見せています。



交流・仲間づくりの場の充実

☆他団体ともコラボ！「にぎわい処」

さまざまな世代の人たちが気軽に立ち寄り、お茶や昼食を楽しみながら交流する場「にぎわい処」を火、木曜日にオープン。季節に合った健康的なメニューが大変好評です。光が丘ふれあいセンター主催の「元気に歌いませんか？」等のイベントとコラボレーションし、交流の輪が広がっています。



田名地区社会福祉協議会

住民による「相談窓口」の開設・福祉活動の担い手づくり

☆「田名ボランティアセンター」の設置運営

ちょっとした「困りごと」は住民同士の支え合いで解決したい。ボランティア活動に関心のある方が活動できる仕組みができれば……。平成22年6月に田名ボランティアセンターを開設しました。ボランティアの依頼や相談を受ける「コーディネーター」を配置し、活動の依頼を受けると登録ボランティアの「サポーター」に連絡し活動を依頼します。

センターの開所日は火曜日と土曜日（午前10時～午後3時）で、11名の運営委員と80名（令和元年8月現在）のサポーターの皆さんが活動しています。

「支えあい・助けあい」の気持ちが地区内に根づいていくことを目指して、ボランティア入門講座の開催や、中学生のボランティア体験の機会を作るなど、ボランティア活動への啓発も行っています。



上溝地区社会福祉協議会

交流・仲間づくりの場の充実

☆交流の家「ぶらっと上溝」にぶらっとお立ち寄りください！

平成28年5月に開所した「ぶらっと上溝」では、地域の皆様方がぶらっと立ち寄って交流できる場所として様々な事業を行っています。

折り紙教室や骨盤体操、健康マージャン、ボランティアが淹れたコーヒーを楽しむ「かふえみぞ」など、ボランティアによるプログラムを実施し、地域の皆様が知り合い、楽しんで仲間づくりをする場となっています。また、おやこサロン、弁護士無料相談、高齢者支援センター相談など地域の専門職と協力した企画もあります。

「こどもクッキング」や「みんなの食堂」では、おいしい食事をしながら様々な世代との交流の場を毎月提供しています。

「ぶらっと上溝」は、火曜日・土曜日午前9時30分～午後4時までの開所日を含め、現在週5日ご利用いただいています。是非お気軽にお立ち寄りください。



(3) 南区

大野中地区社会福祉協議会

福祉活動の担い手づくり

☆ちょっとした困りごと”ありませんか？ サポーターがお手伝いします！

「暮らしの中のちょっとした困りごと」を身近な住民同士で解決することを目的として、平成28年4月に「おおのなかボランティアセンター」がオープンしました。

現在は大野中地区在住の高齢者で介護保険や福祉サービスでは対応が難しい方を対象とし、サポーターとして登録している35名が、日々の依頼に対応しています。

依頼内容は「病院の付き添いをしてほしい」、「草むしりをお願いしたい」など様々です。

また、ボランティアセンターでは一緒に活動してくれる仲間(サポーター)を募集中。依頼された方の喜びの笑顔と「ありがとう」の言葉がスタッフの活動の糧となっています。



大野南地区社会福祉協議会

交流・仲間づくりの場の充実

☆まちに「福祉の小舟」を… サロン活動の充実

「ふれあい・いきいきサロン」や「子育てサロン」をきっかけに、参加者の仲間づくりや情報交換を通じて地域の輪を広げていこうとサロン活動の充実に取り組んでいます。

生活の身近に集える場所「福祉の小舟」が増えることを目指して、現在、地区内に20のふれあいいきいきサロンが開催されています。地区社協では今後一層の支援に力を注ぐために「高齢者サロン推進委員会」において、地区内のサロン間のネットワークづくりやサロンの機能について検討し困りごと相談のしくみづくりを行なうなどサロン活動の後押しをしています。

これらのサロンが住民福祉活動の拠点としても活発に機能していくよう、さらに多くの住民の方々に参加していただきたいと思えます。



麻溝地区社会福祉協議会

住民による「相談窓口」の開設・福祉活動の担い手づくり

☆「ボランティアセンターあさみぞ」の運営

地域のちょっとした困りごとを住民同士の支えあいで解決しようと、「ボランティアセンターあさみぞ」を麻溝地区社協地域活動拠点「麻溝ふれあいの家」内“南区当麻1347（ファミリーマート相模原麻溝小前店向い）”に開設しています。

高齢者の話し相手や庭の草取り、地域にある福祉施設での将棋や囲碁の相手・化粧（メイク）・イベントのお手伝い、障がい児施設の子供たちとの農作業支援、養護学校の登下校の見守りなど、活動の場を個人支援や施設等へと広がっています。

ちょっとした困りごと、「自分の出来ることで何かお手伝いしてみたい」・「地域と関わりを持ちたい」等、まずはお気軽にご相談ください。



新磯地区社会福祉協議会

困り事を発見・把握する仕組みづくり（見守り活動）

☆困りごとのお手伝い「ちょこっとサポートしたい」

○さり気ない見守り「新磯見守りステーション」

「新磯見守りステーション」では、80歳以上のおひとり、またはご夫婦のみの世帯で希望する方などを対象として、さり気ない見守り活動を行っています。

地域のボランティアである見守り協力者は、ポストに郵便がたまっていないか、雨戸が閉めっぱなしになっていないかなど外からの見守りを行っています。また無償でお配りした安心カードやLEDライト、防犯ブザーの入った「安心グッズ」のメンテナンスを兼ねて、民生委員も定期的に訪問しております。



○「ちょこっとサポートしたい」

地域の高齢者や子育て世代の方のちょっとしたお困りごとを、すみやかに解決する取り組み「ちょこっとサポートしたい」を、令和元年10月より開始いたしました。

「ちょこっとサポートしたい」では、①足腰が痛くてゴミが出せない②お店が遠くてお買い物が大変③高い所の電球交換ができないなど、ちょっとしたお困りごとの相談をコーディネーターが受け、「ちょこっとサポーター」が有償でお手伝いしています。

相模台地区社会福祉協議会

交流・仲間づくりの場の充実

☆みんなの交流の場 サポートセンター楽らくの運営

地域の困りごとを地域みんなで支えあう仕組みをつくろうと、平成28年11月に活動拠点となる「サポートセンター楽らく」をオープンしました。

「楽らく」では、足腰が痛くてゴミが出せない、電球を取換えて欲しいなど、ちょっとした困りごとの相談をコーディネーターが受け、現在70名のサポーターがお手伝いしています。

また、地域の方が気軽に立ち寄れる交流の場としても大盛況です。「友達や知り合いが増え、街で声をかけてくれる人が多くなった」と喜びの声もたくさん届いています。

“地域の中で楽しく暮らせるように”と「楽らく」から地域の輪が広がっています。



相武台地区社会福祉協議会

支え合い(愛)相武台 ・ ひだまり相武台

困り事を発見・把握する仕組みづくり(見守り活動)

☆支え合い(愛)相武台 ～地区ボランティア(見守り活動員)による見守り活動～

一人暮らしの高齢者など見守りを希望する方を対象に、月1回、見守り活動員が2人1組で自宅を訪問。声かけや見守りを行い、いつもと変わった様子があると活動員から高齢者支援センターに連絡します。

交流・仲間づくりの場の充実

☆交流の場 ひだまり相武台の運営

気軽に集まり交流できるひだまりのような場所を作ろうと「ひだまり相武台」をマンションの一室に開設しました。「ひだまり相武台」では「ひだまりカフェ」(第2・4水曜日の午前10時～正午)をスタートし、のんびりくつろげるみんなの居場所として賑わっています。



東林地区社会福祉協議会

支えあい活動 ～東林いきいき塾・東林いこいの広場～

福祉活動の担い手づくり

☆「東林いきいき塾」の実施

地域活動の担い手・身近な学びの場づくりを目指す「東林いきいき塾」では、「ボランティア入門講座」をはじめ、子どもの居場所等をテーマに「福祉啓発講座」を開催。また、中学生等を対象に「ヤング防災ボランティア体験講座」を実施するなど、地域福祉活動へのきっかけづくりに取り組んでいます。



交流・仲間づくりの場の充実

☆「東林いこいの広場」の実施

食事やコーヒーを楽しみながら、気軽におしゃべりできる地域の交流の場を地区内3カ所で開催し、多い時には150人を超える来場があります。「東林いこいの広場」は、ボランティアが運営し、カレーやうどん、トーストなどの軽食とともにいただく挽きたてのコーヒーは味も香りも格別です。「友だちもできたし、スタッフのみなさんも気さく」と大盛況です。



②コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援の充実

【事業の概要】

複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯への支援を地域住民や関係機関と協力、連携して課題解決に取り組む専門職員の配置が必要との理由から、第3期地域福祉計画の重点的な取組の1つとして位置づけ、市社会福祉協議会との連携により、実施した取組です。

平成27年度から2年間モデル事業として実施したのち、平成29年度からは1地区につき1人を配置し、地域福祉活動へのきめ細やかな支援を進めています。

コミュニティソーシャルワーカーの担い手は、市社会福祉協議会の職員です。

【主な取組】

コミュニティソーシャルワーカーが行う取組は、以下の3つに分けることができます。

1 個別支援

地域で課題を抱える人や世帯に寄り添いながら、解決に向けたアプローチを行います。

2 地域支援

関係機関や地域団体のネットワーク化に取り組むとともに、個別支援で把握した地域の課題を地域で解決できる関係づくりに取り組みます。

3 仕組みづくり

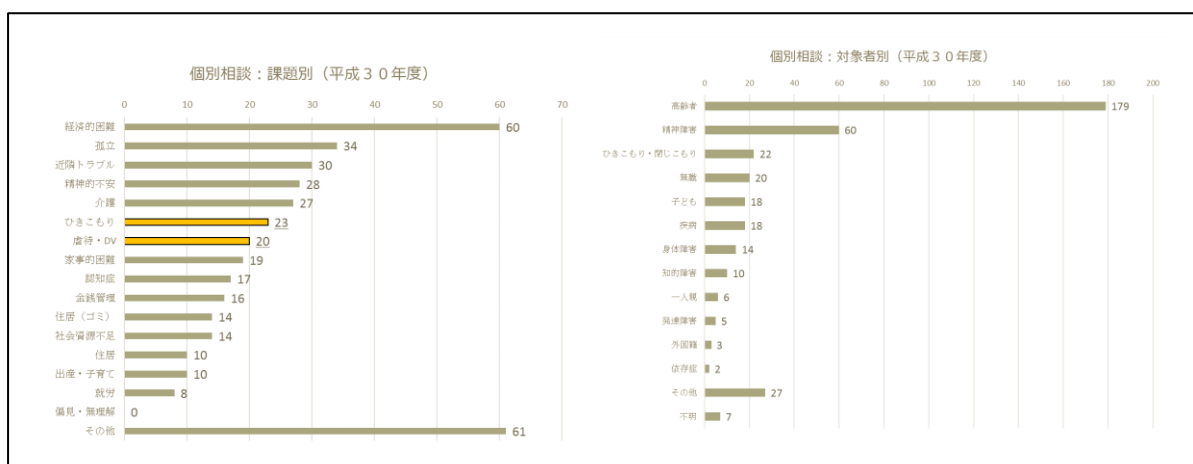
個別支援、地域支援で得た情報を踏まえて、市域全体での課題を把握し、新たなサービスの提案や仕組みづくりを行います。

【活動実績】

コミュニティソーシャルワーカーの平成30年度の活動実績は以下のとおりです。

課題別では、「経済的困難」「孤立」「ひきこもり」など、福祉サービスだけでは解決が困難な課題への支援を行っています。

対象者は、半数以上が「高齢者」となっていますが、「精神障害のある人」や「ひきこもり」の人への支援も行っています。



【配置した効果】

○民生委員・児童委員からは、「福祉サービスや地域で行われているボランティア活動等、支援に必要な情報が入手しやすくなった。」との回答があるなど、地区担当者としての位置付けを見直し、福祉の専門職として配置したことで、抱えた課題や悩みを相談しやすい環境の整備につながることができました。

【課題】

- 1 コミュニティソーシャルワーカーの役割の整理・負担の軽減
- 2 コミュニティソーシャルワーカーの認知度の向上

【今後の方向性】

- 1 コミュニティソーシャルワーカーが抱える課題や負担について、市社会福祉協議会と市が連携して分析を行い、必要に応じて、現在の配置状況について見直しを図る。
- 2 コミュニティソーシャルワーカーの活動が円滑になるよう、認知度の向上を図るとともに、他の相談支援機関との連携や役割分担などについて整理を行う。

③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

【事業の概要】

8050問題やダブルケアなど、複合的で地域の力だけでは解決が難しい、課題を抱えた複合的なニーズや世帯を構成する方のライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない」「切れ目のない」相談支援体制を構築するため、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

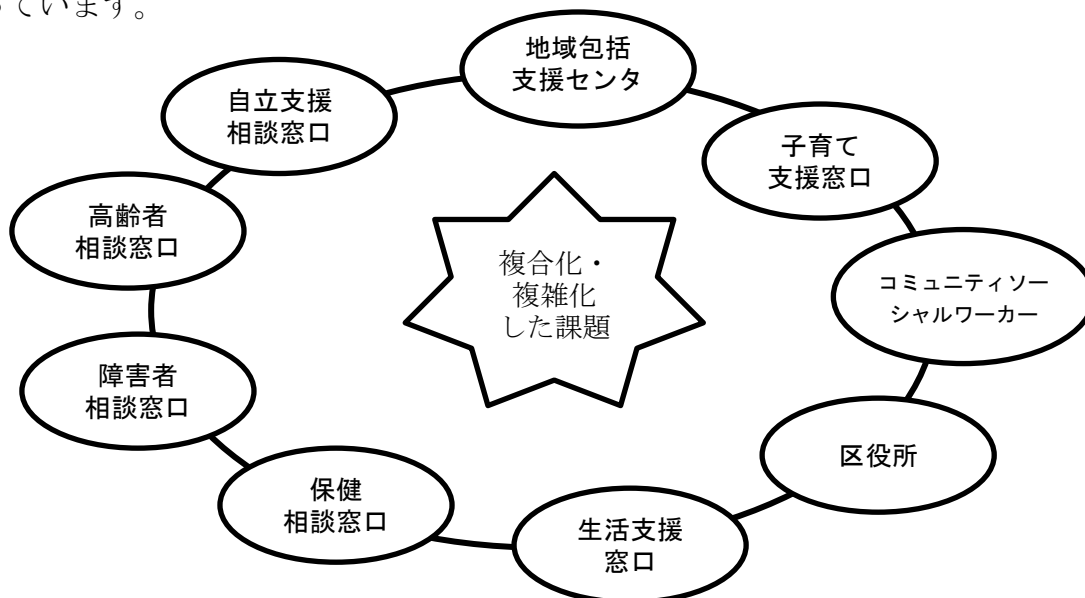
【主な取組】

1 「地域福祉ネットワーク会議」の充実

(概要)

平成30年に、地域だけでは解決できない、複合化・複雑化した課題を市関係機関等が受け止め、課題の解決に向けて、包括的に検討や意見交換ができる体制を目指し、「地域福祉ネットワーク会議」を設置しました。

コミュニティソーシャルワーカー等が把握した、複合化・複雑化した課題について、福祉分野の各相談窓口職員が連携して解決策の検討を行っています。



(課題)

「地域福祉ネットワーク会議」は福祉分野の相談窓口を中心に構成しているため、複合化・複雑化した課題で、福祉分野以外の支援が必要になるケースについては、解決に向けた検討が難しい場合があります。

(今後の取組)

- 各区での地域福祉ネットワーク会議の開催

- 「地域福祉ネットワーク会議」の構成員を見直し、福祉分野以外の相談窓口の参加

2 分野を超えた包括的な相談支援体制の整備

(概要)

現在、本市では、高齢者、障害者、児童等の分野対象ごとに福祉の相談窓口を設けています。

しかし、地域の中では、複合的な課題を抱えて、適切な支援に結びつかない世帯や公的な福祉サービスだけでは解決できない課題を抱えている人が暮らしています。

今後は、分野別の相談対応ではなく、こういった人たちのニーズに応じて、抱える課題に関する相談を断らずに、丸ごと受け止める体制を整える必要があります。

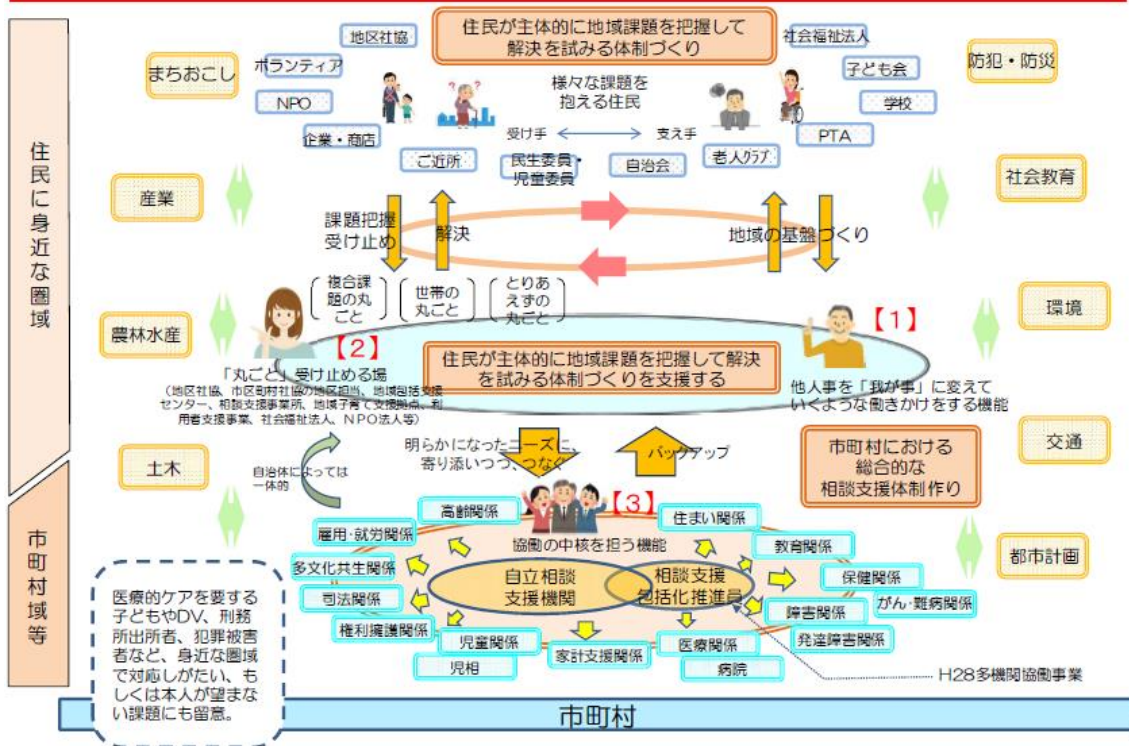
(課題)

- 分野ごとに相談窓口を設けているため、複数の課題を抱える方や8050問題、ダブルケアなど複合化した課題を抱える世帯は、どの相談窓口に行けば支援を受けることができるのかわかりにくい。
- 相談内容によっては、継続的に関わる必要があるが、支援を行う中で課題や相談内容が変容する場合があります、課題解決に向けた継続的な支援が難しい。

(今後の取組)

- コミュニティソーシャルワーカーとの連携の強化
- 複合化・複雑化した課題について、分野横断的に検討を行うことができる人材の育成
- 地域住民が実施している活動との連携による支援の充実
- 地域包括支援センターの機能強化

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



(厚生労働省ホームページから引用)

コラム 「8050問題」「ダブルケア」とは

○8050問題

80代の親が50代のひきこもりの子どもを経済的に支えている世帯が、介護や生活困窮の悩みを抱えたまま、助けを求められず社会から孤立してしまうこと

○ダブルケア

1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面するという状態のこと

第4章

施策の展開

基本目標 1

体制づくり

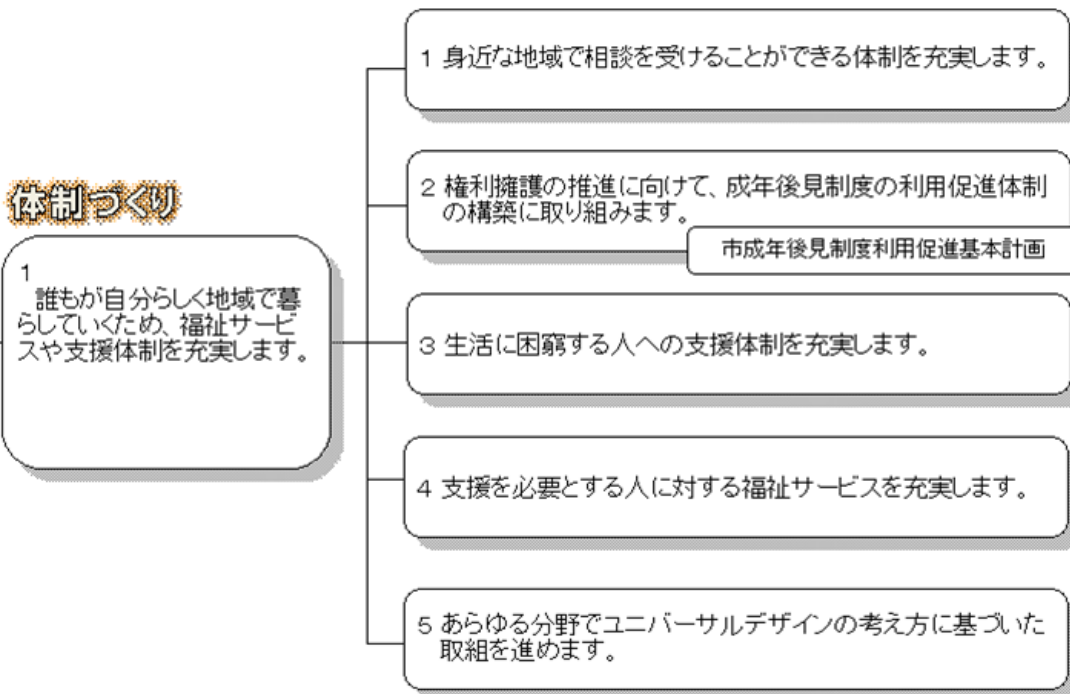
**誰もが自分らしく地域で暮らしていくため、
福祉サービスや支援体制を充実します。**

様々な地域課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていくために、地域住民等が支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに築っていくことができるよう、福祉サービスや支援体制を充実します。

また、わたしたちは、ユニバーサルデザインのまちづくりの実現のため、自分の意思や考え方が尊重され、だれもが暮らしやすい環境の整備に取り組みます。

<基本目標>

<施策の方向性>



<施策の方向性>

- 1 身近な地域で相談を受けることができる体制を充実します。

現状と課題

- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増えており、家族や公的なサービスだけでは、支えることが難しくなっています。
- 8050問題やダブルケアなど、複合的な福祉課題を抱え、サービスや支援制度につながらない人が地域で暮らしています。
- 対象者別・機能別に整備された公的支援について、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことが必要とされています。
- 市内22地区の小圏域では、「福祉コミュニティ形成事業」により、地域の実情に応じた様々な支えあいの事業に取り組んでいます。
- 高齢者の相談窓口として、地域包括支援センターが整備されていますが、地域包括ケアシステムの中核的な機関として機能強化が求められています。
- 人生の最期をどのように迎えれば良いのか、不安を抱える方への支援が求められています。

今後の方向性

- ちょっとした困りごとを地域で解決する取組を進めます。
- 地域で支援が必要な人を発見し、見守り、支援する地域の相談体制を充実します。
- 地域の支えあいや助けあいの活動への支援を行い、福祉コミュニティの形成に取り組めます。
- 専門機関や地域資源との連携により、相談内容を多方面につなぎます。
- 「終活」の普及啓発に取り組めます。

主な取組内容

- 福祉コミュニティ形成事業の推進
- 地域の相談支援機能の充実
- 基幹相談支援センター、障害者相談支援キーステーションにおける相談支援の実施
- 障害福祉相談員による相談・支援
- 介護支援専門員等への支援
- 地域包括支援センターの機能強化
- ひきこもり支援ステーションの運営
- 「終活」の普及啓発の推進

<施策の方向性>

2 権利擁護の推進に向けて、成年後見制度の利用促進体制の構築に取り組みます。

1 成年後見制度利用促進基本計画について

(1) 成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分になった方に対し、成年後見人等が本人に代わって福祉サービスの契約や不動産や財産の管理などを行い、本人の生活を支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、判断能力が欠けているのが通常の状態の方を対象とする「後見」、判断能力が著しく不十分な方を対象とする「保佐」、判断能力が不十分な方を対象とする「補助」の3つの類型があります。

任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから契約の効力が生じます。

この制度の利用促進が必要となる背景としては、少子高齢化の進行により、高齢世帯やひとり暮らし高齢者が増加している中、認知症高齢者の数も年々増加しており、判断能力が不十分な状態で、支援を要する方も増えていると推測されます。

また、知的障害者、精神障害者のご家族も、親の高齢化が進む中、親亡き後の生活について、不安を抱えている方がいるという背景もあります。

(2) 国の動向

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。利用促進法第14条第1項には、市町村の講じる措置として、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう、努力義務が課されています。

(3) 本市における計画の位置付け

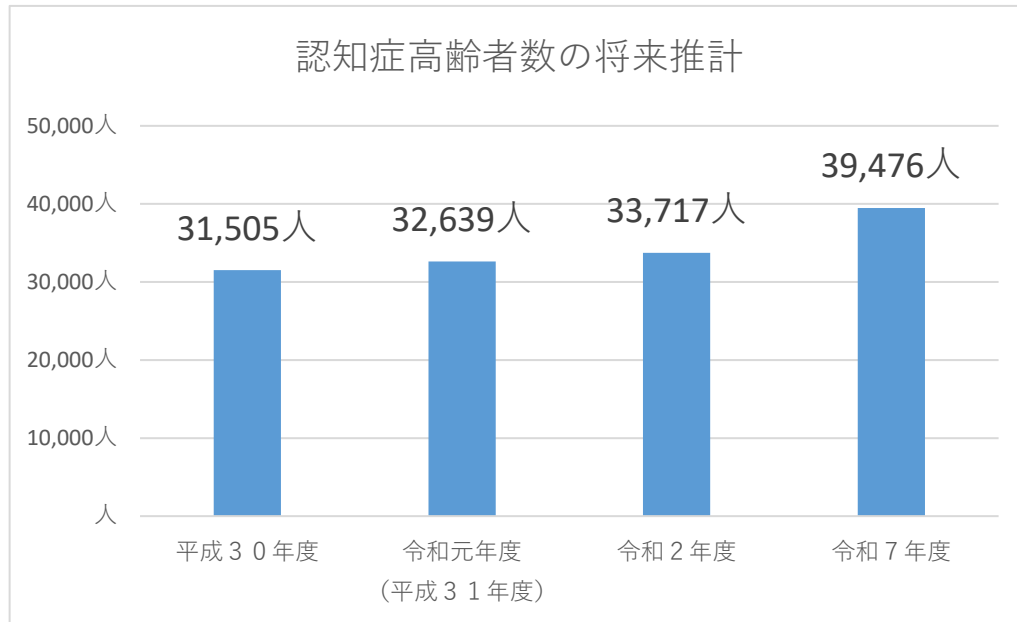
平成29年6月に改正、平成30年4月1日に施行された改正社会福祉法では、市町村が定める地域福祉計画に位置付ける、地域福祉の推進に関する事項として、新たに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が加わりました。

成年後見制度の利用促進は、判断能力が不十分になった高齢の方や障害のある方が、地域で安心して暮らしていくために必要な取組であり、地域福祉計画に位置付ける、地域福祉の推進に関する事項に該当すると考え、今回策定する第4期相模原市地域福祉計画においては、権利擁護支援のためのネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人の育成や活動支援等、市成年後見制度利用促進基本計画の内容を盛り込むこととしました。

2 本市の現況

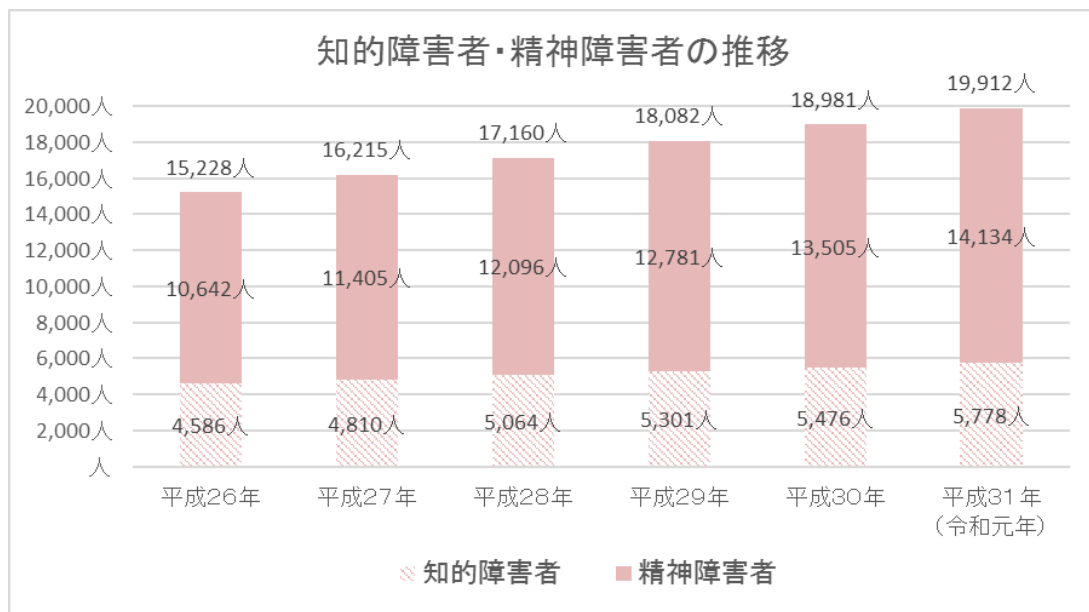
本市における、成年後見制度の利用促進に係りの現況は以下のとおりです。

○ 認知症高齢者数の将来推計



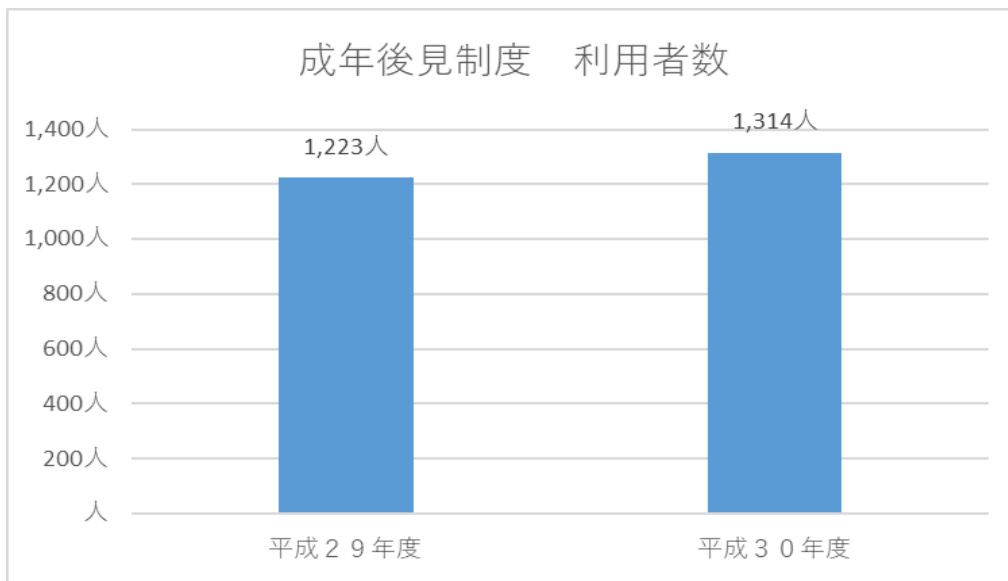
(第7期相模原市高齢者保健福祉計画より引用)

○ 知的障害者、精神障害者の推移



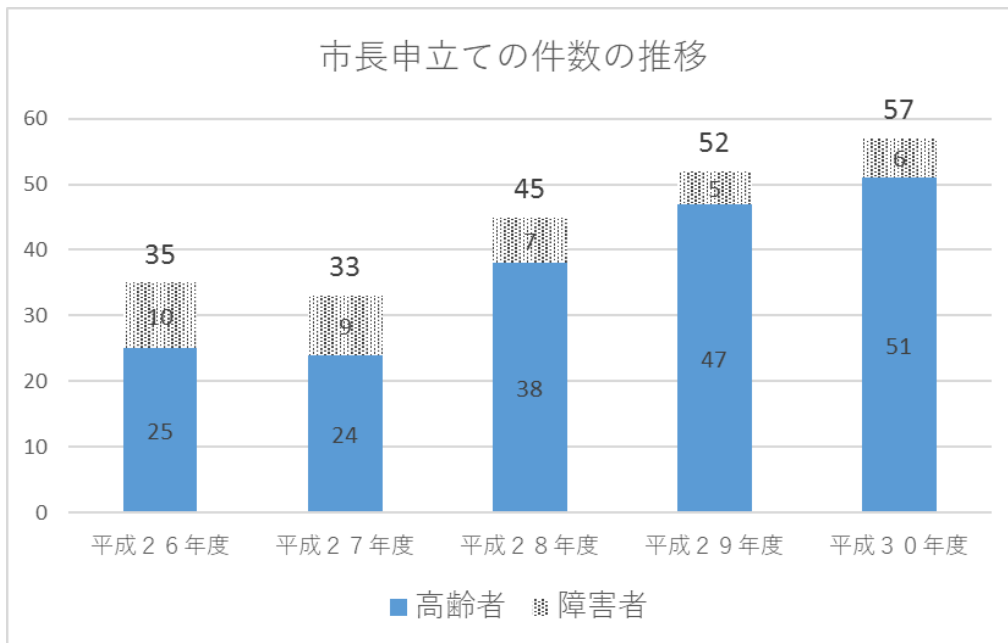
(市統計書及び市障害政策課、市精神保健福祉課資料をもとに作成)

○ 成年後見制度利用者の数



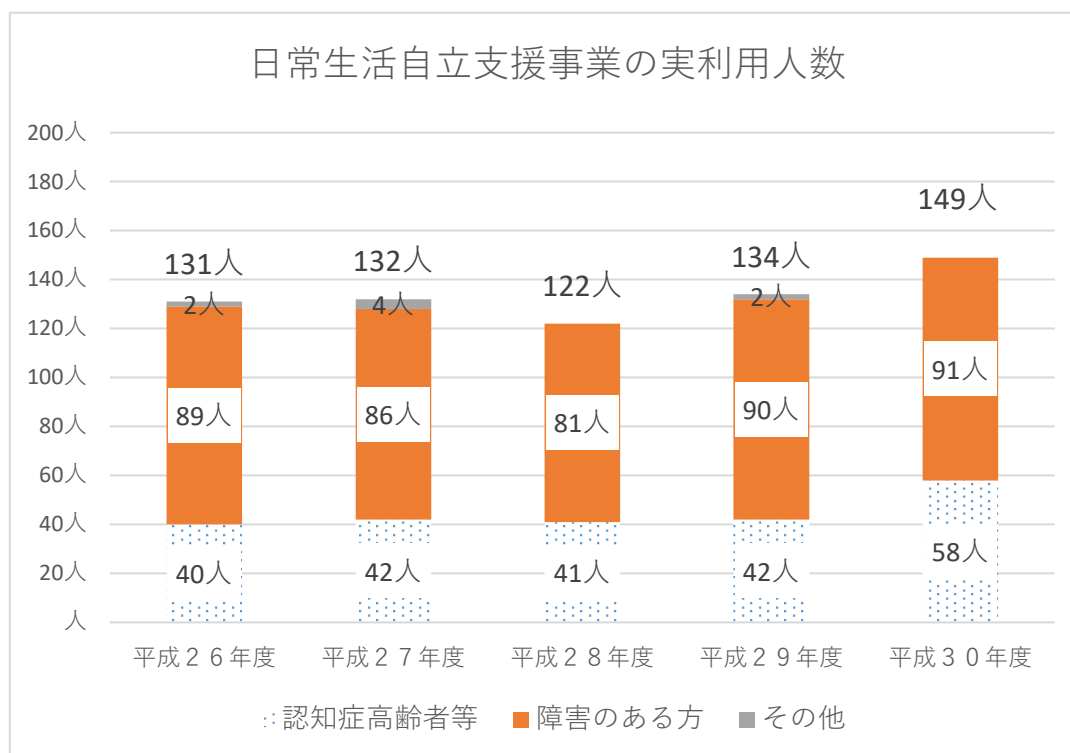
(横浜家庭裁判所提供資料)

○ 市長申立ての件数の推移



(市健康福祉局調べ)

○ 日常生活自立支援事業の利用者数



(市社会福祉協議会実績報告書より引用)

○ 市民後見人養成研修修了者の数

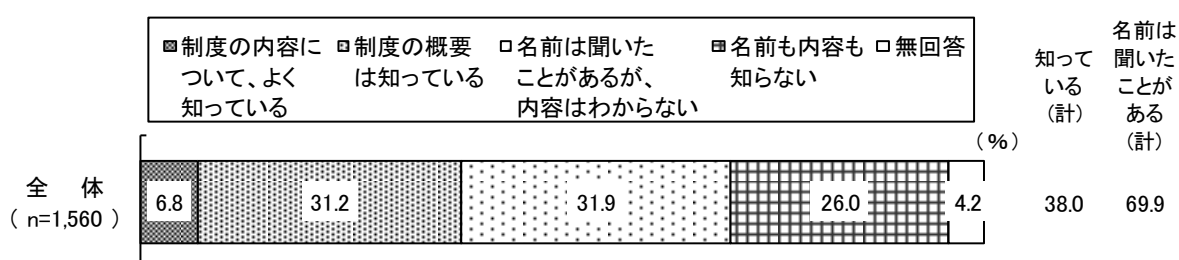
	研修時期	研修修了者数
第1期	平成27年度～平成28年度	16人
第2期	平成28年度～平成29年度	12人
第3期	平成29年度～平成30年度	5人
第4期	平成30年度～令和元(平成31)年度	(研修中)

(市社会福祉協議会実績報告書より引用)

○ 成年後見制度の認知度

市民を対象に、成年後見制度の認知度についてお聞きしたところ、「制度の内容について、よく知っている」または「制度の概要は知っている」と回答した人は38.0%と半数に満たない状況でした。

問3 1 成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などにより自分で判断することが難しい方に、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人が財産管理や福祉サービス等などの契約をおこなう制度です。
あなたは、成年後見制度のことを知っていますか。(○は1つ)

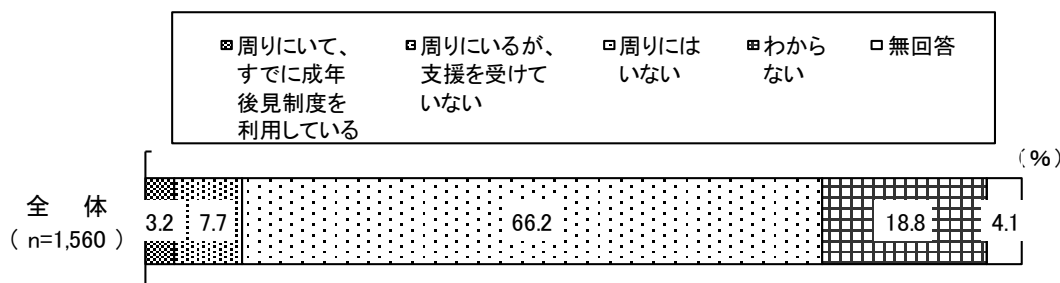


(第4期相模原市地域福祉計画の策定にかかるアンケート報告書より引用)

○ 日常生活に支援が必要な方の有無

市民を対象に、認知症や障害等の理由により、金銭管理等の日常生活に支援が必要な方の有無をお聞きしたところ、「周りにはいない」または「わからない」と回答した人の割合が85.0%となっています。

問3 3 あなたの周りに、認知症や障害等の理由により、金銭管理等の日常生活に支援が必要な方はいますか。(○は1つ)

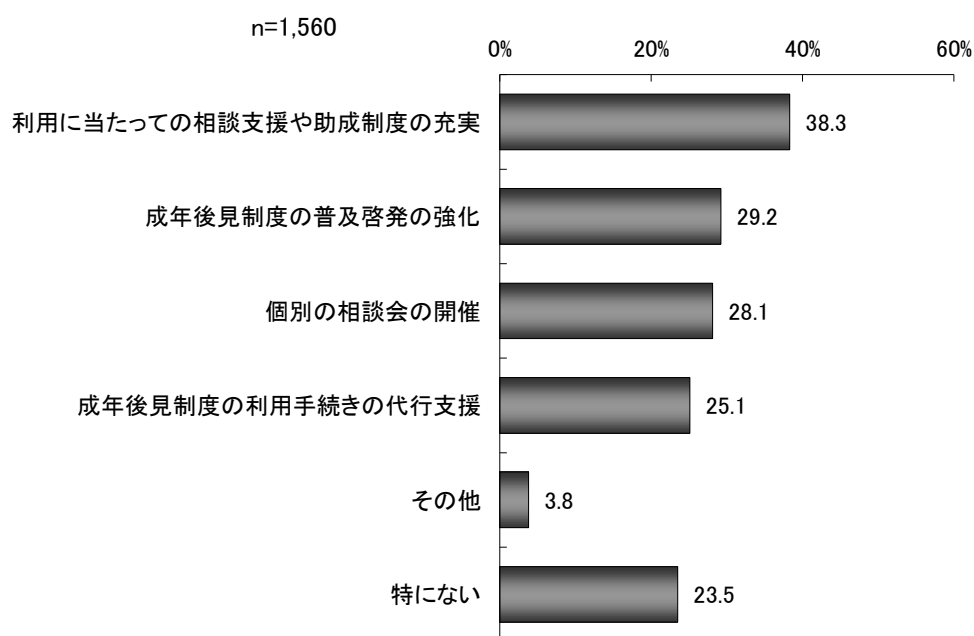


(第4期相模原市地域福祉計画の策定にかかるアンケート調査報告書より引用)

○ 成年後見制度の利用促進に向けて市に期待すること

市民を対象に、成年後見制度の利用促進に当たって、市に期待することは何かをお伺いしたところ、「利用に当たっての相談支援や助成制度の充実」と回答した人の割合が38.3%となっており、相談支援や助成制度の充実に期待するご意見がもっとも多いという結果でした。

問34 あなたが、成年後見制度の利用促進に当たって、市に期待することは何ですか。(〇はいくつでも)



(第4期相模原市地域福祉計画の策定にかかるアンケート調査報告書より引用)

3 課題

成年後見制度の利用促進に当たっては、以下の項目についての課題があると考えます。

(1) 成年後見制度についての認知度が低い

市民アンケート調査では、「成年後見制度」の認知度を伺いましたが、その結果、「制度の内容についてよく知っている」「制度の概要は知っている」と回答した人は全体の38.0%、一方「名前は聞いたことはあ

るが、内容はわからない」「名前も内容もわからない」と回答した人は57.9%でした。

このことからわかるように、「成年後見制度」はその性質上、誰もが人生において必要になる可能性が高いものであるにもかかわらず、制度についての認知度が低いことが課題となっています。

(2) 成年後見制度を必要としている人の早期発見が難しい

市民アンケートの調査では、認知症や障害等の理由により、金銭管理等の日常生活に支障が必要な方の有無をお聞きしたところ、「周りにはいない」または「わからない」と回答した人の割合が85.0%でした。

周囲が把握できていない理由として、少子高齢化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦が増加している中で、抱える悩みを相談できない方が増えるとともに、地域のつながりの希薄化から、地域の中でも悩みを把握しにくくなっており、制度を必要としている人の早期発見が難しいことが課題となっています。

(3) 成年後見制度を必要と思われる方が、制度の利用に結びついていない

成年後見制度の利用対象者と想定している、本市の認知症高齢者数は、推計では令和元年（平成31年）度に32,639人となっており、今後も増加することが見込まれています。また、知的障害のある方、精神障害のある方も年々増加しています。

しかし、本市における成年後見制度の利用者数は1,314人（平成30年12月）となっています。

このことは、認知症高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方の全てが成年後見制度を利用するわけではないものの、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、自身の状況に合わせて、必要に応じて成年後見制度の利用が必要と思われる方々が、制度の利用に結びついていないことが課題となっています。

(4) 成年後見制度についての相談窓口の連携

成年後見制度に関する相談は、各障害福祉相談課、各高齢者相談課、各保健福祉課で受け付けるほか、各地域包括支援センター、さがみはら成年後見・あんしんセンターで受け付けており、支援を必要とする方の相談を受ける体制は整備されている状況ですが、どの窓口にも相談しても必要な支援に結びつくよう、各相談窓口で連携することが必要となっています。

4 今後の方向性

現状、課題を踏まえて、今後、以下の3つの考え方をもとに、成年後見制度の利用促進に向けて取り組みます。

- (1) 支援が必要な方に情報が届くよう、制度の理解促進を図ります。
- (2) 早期の段階から、相談や制度の利用がしやすい環境を整えます。
- (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

5 主な取組内容

●は、方向性の重点的な取組

- (1) 支援が必要な方に情報が届くよう、制度の理解促進を図ります。

- わかりやすいパンフレットの作成
- 市民公開講座の開催
- 専門家の派遣による制度説明の実施
- 職員等に対する研修の充実

(2) 早期の段階から、相談や制度の利用がしやすい環境を整えます。

- 相談できる窓口の充実
- 市長申立ての手続きや費用の負担が困難な方に対し、申立てに係る費用及び後見人への報酬の助成等を行う成年後見制度利用支援事業の実施
- 市民後見人の養成・活動支援
- 日常生活自立支援事業の実施
- さがみはら成年後見・あんしんセンターの運営支援
- 死後事務・身元保証の取組への支援
- 医療・介護従事者等の専門職による意思決定支援の充実
- 専門家団体との協働による支援方策の検討

コラム 「日常生活自立支援事業」と「市長申立て」とは

○日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、預金の払い戻し、預け入れの手続き等利用者の日常生活費の管理を行うものです。

認知症高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方等であり、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方が対象になります。

○市長申立て

ご自身で判断することが困難な方の財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行うものです。

法定後見開始の審判申立については、本人、配偶者、四親等内の親族等が申し立てることが基本ですが、本人に身寄りがない等、当事者による申立が困難な場合で、本人の福祉を図るための特に必要があると認められるときに限り市長が申し立てることが可能となるものです。

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク※の構築に取り組みます。

- 中核機関の設置
- 協議会の設置

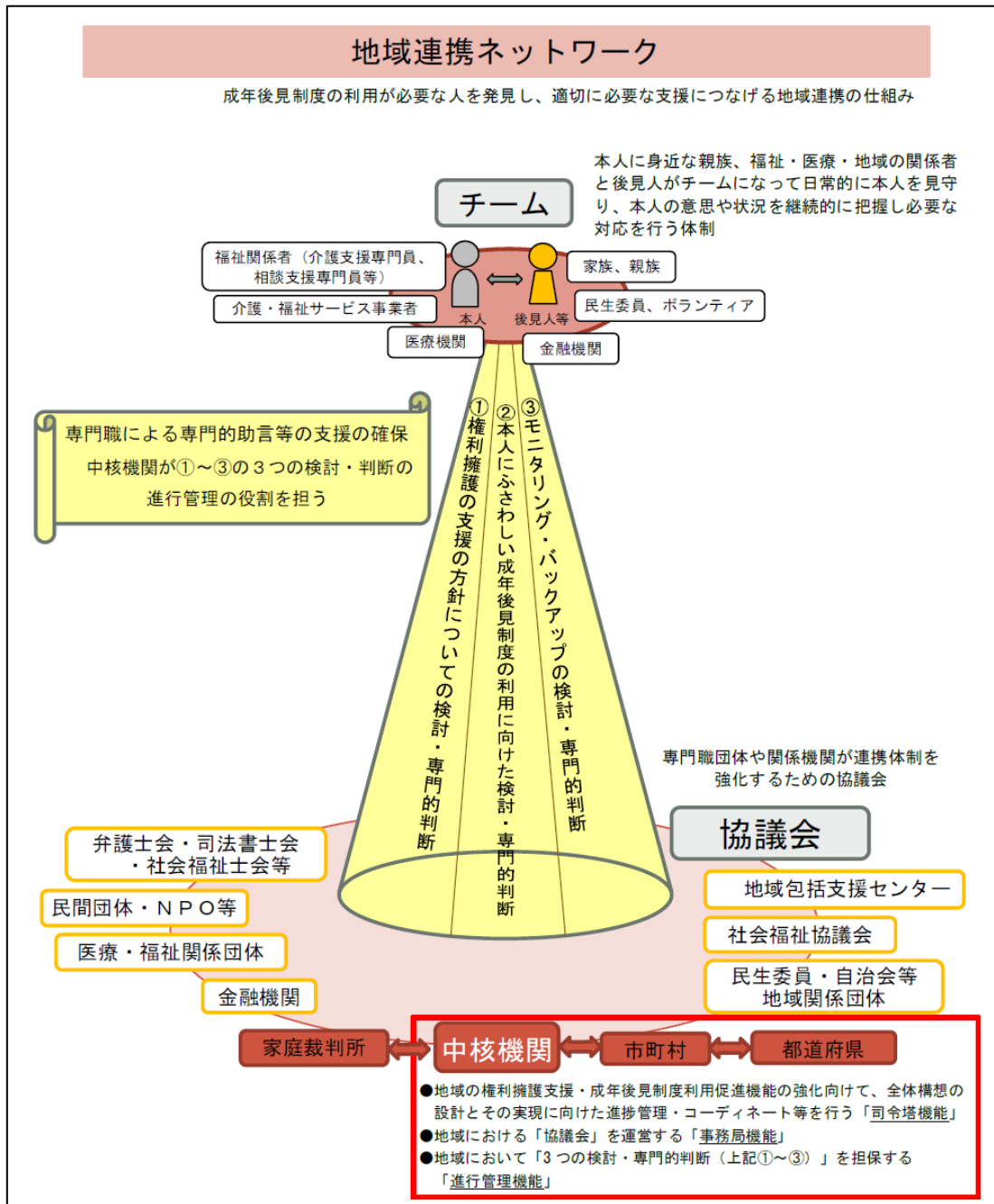
※権利擁護支援の地域連携ネットワークとは

全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

本市においても、これまでの成年後見制度の利用促進に向けた取組や関係団体等の活動内容を活かしながら、地域連携の仕組みを構築していきます。

【地域連携ネットワーク、中核機関、協議会のイメージ図】



(厚生労働省作成「成年後見制度利用促進ニュースレターNo.1 から引用」)

6 重点的な取組

(1) 中核機関の設置

ア 中核機関の概要





専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。成年後見制度利用促進基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されています（市町村直営又は委託等）。様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担います。

イ 設置の方向性

本市の実情に応じた権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築のためには、これを運営する中核機関の果たす役割や機能を丁寧に決めていく必要があります。

このため、中核機関の設置及び運営については、国基本計画で定められた方向性及び本市関係機関のこれまでの取組を踏まえて検討を行い、計画期間中の運営開始を目指します。

ウ スケジュール

	R 2	R 3	R 4	R 5
中核機関の設置に向けた検討				
中核機関の設置				
中核機関の運営				
中核機関の運営体制の見直し				

(2) 協議会の設置

ア 協議会の概要



後見等開始の前後を問わず、被成年後見人を支援する者に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体です。なお、中核機関が協議会の事務局機能を担います。

イ 設置の方向性

本市では、専門家団体が集まり、成年後見制度に関する取組を進めるため連携の強化や意見交換を行うことを目的に「成年後見制度に関する情報交換会」を例年開催しています。この取組によって培われた関係性を活かし、「成年後見制度に関する情報交換会」の参加者による「協議会設置準備会」を新たに設け、参加者からの御意見を踏まえて、本市の協議会の設置に向けた検討を行います。

その結果を踏まえて、協議会の設置、運営を進めていきます。

ウ スケジュール

	R 2	R 3	R 4	R 5
協議会設置 準備会の設置	○			
協議会の設置に向 けた検討				
協議会の設置		○		
協議会の運営				

<施策の方向性>

3 生活に困窮する人への支援体制を充実します。

現状と課題

- 経済環境や雇用形態の変化により、低所得者層や非正規雇用労働者が増加しています。
- 地域や社会から孤立し、支援につながない方々があります。
- 経済的に困窮している人を困窮状態から脱却させることが大きな課題となっています。

今後の方向性

- 就労支援、家計改善、住宅確保、健康課題など本人の状況に応じた支援を行います。
- 地域のネットワークにより、生活困窮者を早期に発見し、相談窓口につなげます。
- 子どもから高齢者まで、地域で見守り支えあう仕組みづくりを推進します。
- 子どもの現在および将来がその生まれ育った環境に左右されることの無いよう、必要な環境整備を進めます。

主な取組内容

- 生活困窮者自立支援施策の推進
- 自立支援相談窓口の運営
- 住居確保給付金の支給
- 一時生活支援事業の運営実施
- 就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施
- 就農訓練事業・就労訓練事業の実施
- 学習支援・若者サポート事業の実施
- 生活資金一時貸付事業への支援
- 地域主体の子どもの居場所づくりの推進

<施策の方向性>

4 支援を必要とする人に対する福祉サービスを充実します。

現状と課題

- 多様化する福祉ニーズに対応できるよう、サービスメニューの充実と質の向上が求められています。
- 自分にあった福祉サービスを探し、選び、利用するためには、利用者がサービスを比較し、安心して選択できるようにすることが求められています。
- 関係機関で情報を共有するとともに、わかりやすく発信する工夫が必要とされています。

今後の方向性

- わかりやすいサービスの情報提供体制を充実します。
- 専門性の高い福祉サービスを提供します。

主な取組内容

- 専門性の高い福祉サービスの提供
- 福祉サービス事業者等への指導監査の実施
- 各種医療費助成事業の実施
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ガイドブック（しおり）やチラシ、ホームページなどの複数の媒体を活用した情報の提供

<施策の方向性>

5 あらゆる分野でユニバーサルデザインの考え方に基づいた取組を進めます。

現状と課題

- ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが社会参加しやすく、安心して生活できるまちづくりが望まれています。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、公共交通機関や建築物、公共施設のバリアフリー化推進のための指導を行っています。
- 社会的に弱い立場の人への虐待や暴力などの人権侵害が、社会的な問題となっています。

今後の方向性

- ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。
- 高齢者や障害者、子育て中の人、外国籍の人などが行動範囲を限定されず、社会参加できる環境整備を進めます。
- 心のバリアフリーを推進します。
- 障害を理由とする差別の解消や社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供に関する普及啓発を行います。
- 社会的に弱い立場の人たちを虐待や暴力から守ります。

主な取組内容

- ユニバーサルデザイン基本指針を踏まえた取組の推進
- 「心のバリアフリー」教育の推進
- 障害者差別解消法に関する普及啓発活動の実施
- 点字版やCD、多言語版など、情報の受け手に合わせた情報の提供
- 手話通訳・要約筆記者の派遣
- 外国籍市民への生活相談体制の充実
- ガイドヘルプサービス等、外出支援サービスの実施
- 住宅設備の改善相談・助成の実施

- 子どもの権利保障の推進
- ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者の保護・自立支援の充実
- 人権施策推進指針に基づいた総合的な人権施策の推進
- 障害のある人への虐待防止に向けた取組の推進
- 高齢者虐待の早期発見と適切な対応の推進

基本目標 2

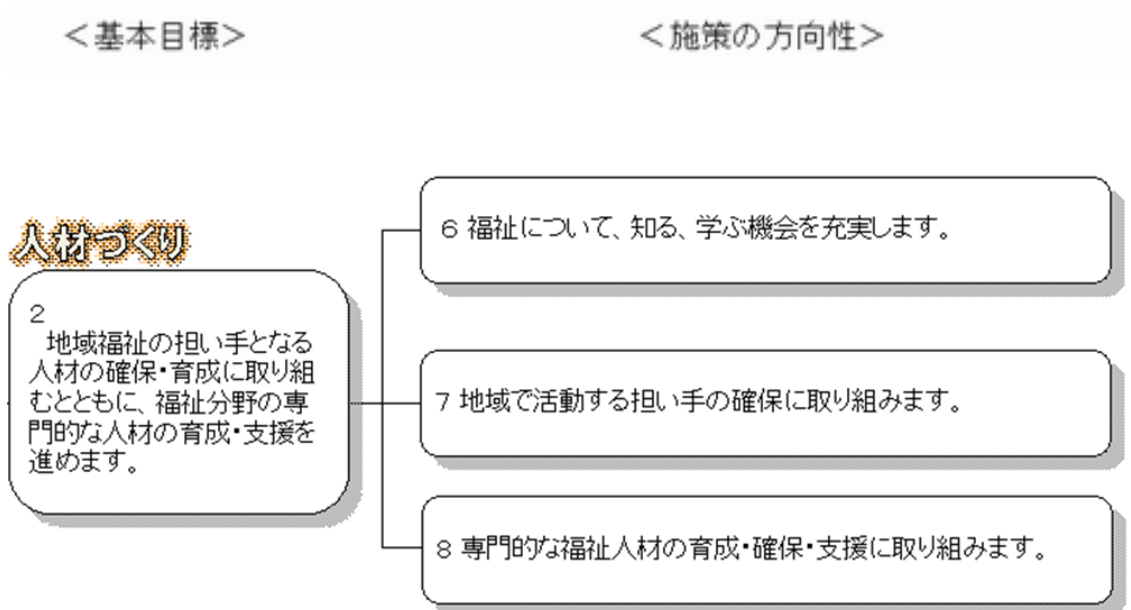
人材づくり

地域福祉の担い手となる人材の確保・育成に取り組むとともに、福祉分野の専門的な人材の育成・支援を進めます。

地域福祉では、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画することが大切です。

身近な場所で福祉を学び、実践しながら経験を重ねることができる機会や場を提供し、地域を支える担い手を発掘します。

また、わたしたちの暮らす環境は日々変化し、福祉課題やニーズは多様化、複合化しています。わたしたちは、複雑な課題を抱えた人を受け止め、寄り添い、専門的な支援ができる人材の育成・定着を支援します。



<施策の方向性>

6 福祉について、知る、学ぶ機会を充実します。

現状と課題

- 次代を担う子どもへの福祉学習の機会の充実が求められています。
- 公民館では、福祉講座や高齢者学級などを開催しています。
- 小・中学校では、福祉体験講座が行われています。
- 様々な困難を抱える人の行動や悩みを理解できる人材が求められています。

今後の方向性

- 福祉に対する理解を深めるため、福祉と教育の分野間の連携を促進します。
- 子どものころから福祉に触れる機会を増やし、福祉の意識を醸成します。
- お互いを理解し、尊重する心を育みます。
- 福祉の啓発や学習機会を充実します。
- 福祉を学び、体験するために、取り組みやすく魅力的なプログラムを提供します。

主な取組内容

- 福祉月間事業の実施
- 福祉教育活動の促進
- 認知症サポーターの養成、キャラバン・メイト養成の充実
- 福祉体験学習の充実
- 自殺対策ゲートキーパーの養成
- 障害者週間における理解・啓発事業の実施
- 介護への理解と魅力の発信

<施策の方向性>

7 地域で活動する担い手の確保に取り組みます。

現状と課題

- 地域福祉において、担い手の確保・育成が大きな課題となっています。
- ボランティア団体の担い手の高齢化及び団体数の伸び悩みが課題となっています。
- 「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画することが求められています。
- 少子高齢化や長寿命化などを背景に、シニア世代の地域での活躍が期待されています。

今後の方向性

- ボランティアの目的や対象を明確にした事業を展開していきます。
- ボランティアが活動しやすい環境の整備と機会の充実を図ります。
- 多くの住民の参加を得るため、魅力あるボランティアセミナーのプログラム等を開発・提供します。
- 学生ボランティアなど、多様なボランティアの参加を促進します。
- 身近な場所での活動交流拠点である、公民館を活用した人材の育成・確保を目指します。
- 高齢者の社会参加と生きがいを推進します。
- 介護予防や日常生活支援を行う活動を促進します。

主な取組内容

- さがみはら市民活動サポートセンターによる活動の支援
- 市民活動サポート補償制度による活動の支援
- ボランティアチャレンジスクールの支援
- 災害ボランティアの育成活動の支援
- ボランティアセンターの運営支援
- ボランティア等地域の担い手の発掘、育成と組織化の促進
- 介護支援ボランティア（さがみはら・ハートポイント）事業の充実
- 公民館等での高齢者学級の開催
- 老人クラブへの支援
- シルバー人材センターによる高齢者の就労の促進
- マッチング相談会の開催
- シニア人材の活動促進に向けた支援の充実
- シニアサポート活動の支援

<施策の方向性>

8 専門的な福祉人材の育成・確保・支援に取り組みます。

現状と課題

- 複合的な生活課題を抱える世帯が多くなっており、制度ごとの縦割りの支援策では十分に対応できないケースがあります。
- 行政が設置する相談窓口では、支援制度がないケースに対し、対応の限界があります。
- 多様なニーズに対応するため、専門的な知識や経験豊富な人材が求められています。
- 相談者に寄り添いながら、包括的な支援を行う人材が必要とされています。
- 支援を行う人材の定着が課題となっています。

今後の方向性

- 公的なサービスだけでは解決できない課題に対し、地域やボランティア等の力をコーディネートできる人材を育成、配置します。
- 地域の核となる人材を発掘・養成します。
- 福祉従事者の資質を向上します。
- 専門的な知識を持った福祉人材の育成と環境整備の支援により、定着を促進します。

主な取組内容

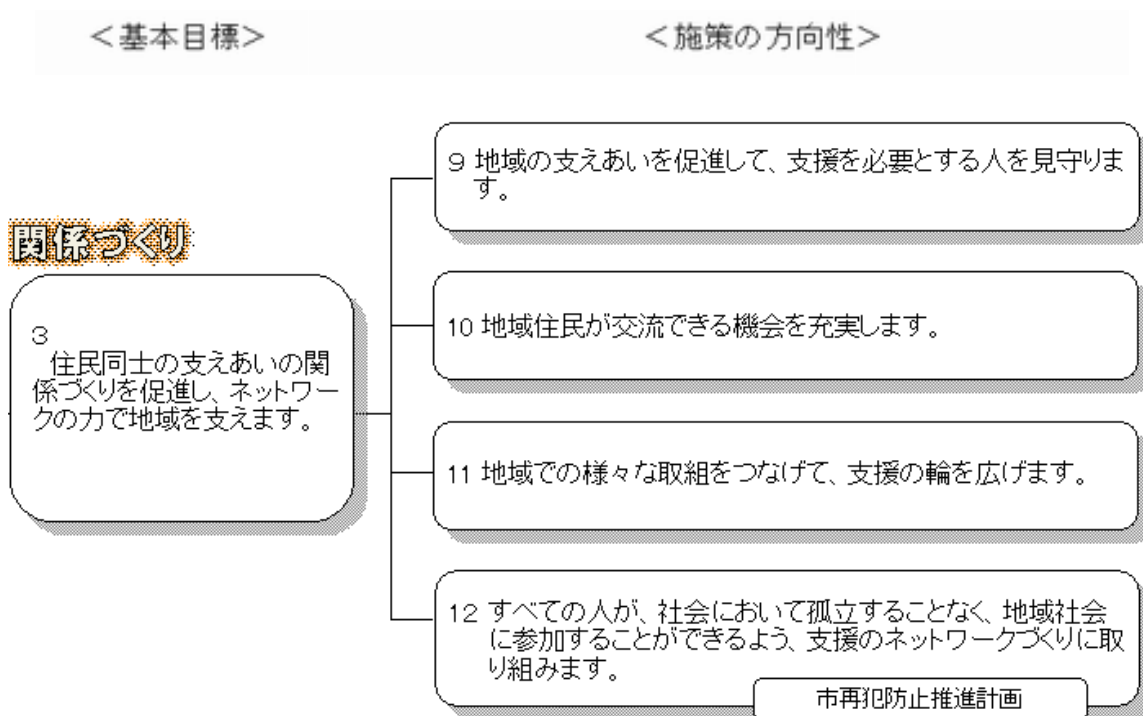
- コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援
- 生活支援コーディネーターの配置
- 地区ボランティアセンターにおけるコーディネーターの育成支援
- 福祉人材確保・定着・育成の支援
- 松が丘園の福祉研修センターにおける研修の実施
- 福祉従事者向け研修の支援
- 各種専門研修の実施

**住民同士の支えあいの関係づくりを促進し、
ネットワークの力で地域を支えます。**

「自分や家族が暮らしたい地域を考える」「地域で困っている課題を解決したい」という主体的・積極的な姿勢で、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより、共生の文化が広がる地域づくりが期待されます。

人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることが必要です。

わたしたちの地域には、様々な知識や経験を持った人や、専門性のある社会福祉施設や企業などの地域資源があります。わたしたちは、これらの人や施設、企業などへ参加・協力を働きかけ、ともに地域で生活する仲間として、協働して地域を支えます。



＜施策の方向性＞

- 9 地域の支えあいを促進して、支援を必要とする人を地域で見守ります。

現状と課題

- 個人情報保護の観点から、地域での関わりが持ちづらい環境にあります。
- 近年の大規模災害により、地域コミュニティの重要性や日常的な近隣関係の構築の必要性が再認識されています。
- 核家族化の進行により、家庭の中で高齢者や子どもを支える人が少なくなっています。
- 高齢者や単身世帯などの増加により、民生委員・児童委員が果たす役割や活動への期待が高まる一方、負担感や周辺の理解不足から「なり手」の確保が課題となっています。

今後の方向性

- 地域での孤立を防ぐ取組を進め、高齢者、子ども、障害者を地域で見守ります。
- 災害時の支援につながる日常的な見守り体制の構築を促進します。
- 小地域での仲間づくりや関係づくりを進めます。
- 民生委員・児童委員の活動への理解を深め、民生委員協力員制度の利用の促進等により、活動しやすい環境を整備します。
- 地域福祉の推進役である市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会と連携し、地域の支えあいの福祉活動へ支援を行います。

主な取組内容

- 地域の団体や民生委員・児童委員による見守りの推進
- 民間事業者等による見守り活動の促進
- 地域における災害時要援護者避難支援体制づくりの推進
- 民生委員・児童委員活動への支援
- 民生委員・児童委員の活動しやすい環境の整備
- 市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会への支援
- ファミリー・サポート・センター事業の推進

<施策の方向性>

10 地域住民が交流できる機会を充実します。

現状と課題

- 地域には社会福祉施設や企業、NPOなどの貴重な地域資源が点在しています。
- 社会福祉法人による地域貢献の取組が広がりつつあります。
- ボランティアを受け入れたり、地域のイベントに参加したりするなど、地域との連携を積極的に行っている社会福祉施設もありますが、地域貢献や社会参加の意向があっても、具体的な方法や参加手段が分からず、住民の福祉活動と十分に結びついていない地域資源があります。
- 社会福祉法人や社会福祉施設同士の連携が一層必要とされています。
- 多様化、複雑化する課題やニーズに対応するためには、地域のネットワーク力の向上が求められています。

今後の方向性

- 地域資源と地域住民の関係づくりを進めます。
- 社会福祉法人や企業の地域貢献を促進します。
- 地域資源を活用し、住民の福祉活動の充実を図ります。
- 公共施設の活用を促進します。
- 認知症の人の社会参加を促進します。

主な取組内容

- 地域資源の活用・ネットワーク化の推進
- 地域主体の居場所づくりを推進するために団体が活動しやすい環境の整備
- 生活支援コーディネーターと地域包括支援センターによる地域ケア会議地域づくり部会の充実
- 若年性認知症の人及び家族の交流会の充実・認知症カフェの充実
- 市民福祉会館の運営
- こどもセンター、児童館の活用の促進
- 公民館の活用の促進

＜施策の方向性＞

1 1 地域での様々な取組をつなげて、支援の輪を広げます。

現状と課題

- 近隣関係の希薄化などから、支援を行うために必要な情報が集めにくくなっています。
- 日頃からコミュニケーションを取りあい、顔の見える関係づくりをすることが求められています。
- 近年多くの災害が発生しており、人と人とのつながりや、絆の大切さが再認識されています。
- 身近な地域に住民による支えあいの活動や交流の場が必要とされています。
- 免許返納などから、買い物や通院など外出や移動支援の必要性が高まっています。

今後の方向性

- 住民同士の交流を促進し、地域の中で気軽に集まれる場所や機会を増やします。
- 住民の「顔」が見える関係づくりを支援します。
- 住民活動や社会参加の機会や場を充実します。
- 地域と関係機関との連携を図り、福祉課題を解決する力を伸ばします。

主な取組内容

- ふれあいいきいきサロン、ふれあい・子育てサロンへの支援
- 南区地域福祉交流라운ジの運営支援
- 子育て広場の充実
- 地域・子どもふれあい事業の実施
- 自主防災組織の活性化の促進
- 障害者自立支援協議会の開催
- 要保護児童対策地域協議会の運営
- いきいき百歳体操の推進
- 高齢者移動支援推進モデル事業の実施
- シニアサポート活動の普及促進

＜施策の方向性＞

12 すべての人が、社会において孤立することなく、地域社会に参加することができるよう、支援のネットワークづくりに取り組みます。

少子高齢化や、社会システムの複雑化などにより、社会的孤立が生まれやすくなっています。さまざまなきっかけにより、それまでに築いてきた人間関係が希薄になって社会的に孤立することは誰にとっても起こり得ます。

社会的に孤立して自ら公助につながるものが困難な状態に陥った人や世帯は、さまざまな日常的な困りごとや健康面などの問題が解消されないまま積み重なったり互いに助長しあう悪循環が起きると、本人や家族の力だけではどうすることもできずに次第に追い詰められて深刻な生きづらさを招くおそれもあります。いわゆる「8050問題」や「ひきこもり」などの社会的現象、生活習慣病やアルコール依存等の健康問題なども社会的孤立と関連が深く、誰もが経験しうる身近なテーマです。

このように社会的孤立は全ての人々が直面する可能性があり、本人や世帯だけの力では解決することは難しい深刻な問題ですが、社会全体で力を合わせれば、その多くを防ぐことができ、誰にとっても安心して暮らせる社会の実現につながることを期待されます。

社会の力で社会的孤立を防ぐには、日ごろから地域における共助が充実していることが大切です。地域の住人同士が互いに負担の少ない緩く安定したつながりを保ち、あたたかく見守り、変化に気づき、無理なくできることをして支えあい（共助）、必要な公的支援（公助）につなげた後も長く見守り続けるような地域ネットワークが、すべての住人の安心や生きやすさにつながると期待されます。

地域で生活を支えるためには、誰にとっても、安心して過ごせる場所があることや、自らの役割を感じる機会があることが大切です。こうした場所や機会を得ることが、社会とのつながりを回復するきっかけになります。

このため、生きづらさを抱えている人をしっかりと地域で受け止める環境を整えることが必要であるため、抱える悩みや課題を相談しやすい体制や保健・医療・福祉の整備に取り組むとともに、支援のネットワークづくりに取り組みます。

社会的孤立への対策と関連する国の動きでは、安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、再犯防止推進法が施行、再犯防止推進計画が策定され、各自治体においても再犯防止推進計画を策定することが求められています。犯罪を繰り返す人の一部には、社会から孤立して追い詰められて生きることへの絶望等により再犯してしまう人が含まれているため、社会的孤立を防ぐ支援ネットワークは再犯を防止する力になります。

地域福祉計画では、「誰もがいきいきと安心して暮らしていくことができるまち」を目指します。罪を犯した人も、罪を償った後には地域で孤立することなく支援ネットワークとのつながりによって安心して暮らしていくことができるよう、必要性に応じた適切な福祉的な支援を提供していくため、本市では、以下のように地域福祉計画に再犯防止推進計画の内容を盛り込むものです。

1 再犯防止推進計画について

(1) 再犯の現状と更生支援の必要性・重要性

国の刑法犯の認知件数は、平成30年には戦後最小となりましたが、一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は上昇し続け、48.8%となっています。

再犯を繰り返す人の中には、高齢者や障害のある人、依存症で治療が必要な人など支援が届きにくく、帰住地や仕事がないために追い詰められ、様々な課題を抱えている人が含まれていることがわかっています。様々な課題を抱えている人が孤立して再び罪を犯すことを防ぐには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も継続的にその社会参加を支援することが必要です。

「息の長い支援」を、行政や民間支援団体等が連携協力して実施する必要があり、地域社会で生活する人に対する支援に当たっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供し調整する市の役割が極めて重要となっています。

過去に犯した罪を償い再出発を図ろうとしている人が、孤立することなく地域生活を送れる社会をみんなで目指すことにより、再犯に追い込まれる人を減らし、市民全員にとって安全安心な、社会参加しやすい地域コミュニティが実現していくと考えます。

また、このような状況の中で、何よりも市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、行政と関係機関が連携し、犯罪が起きにくい環境を構築していくことが必要となっています。

(2) 国の動向

国は、平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「推進

法」という。)を施行し、平成29年12月に再犯防止推進計画を策定しました。推進法第8条第1項には、都道府県及び市町村に対し、国の再犯防止推進計画を勘案し、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう、努力義務を規定しています。

(3) 本市における計画の位置付け

平成29年6月に改正、平成30年4月1日に施行された改正社会福祉法では、市が定める地域福祉計画に位置付ける、地域福祉の推進に関する事項として、新たに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が加わりました。

再犯の防止等の推進は、誰もが安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現を進め、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現に必要な取組であり、地域福祉計画に位置付ける、地域福祉の推進に関する事項に該当すると考え、今回策定する第4期相模原市地域福祉計画において、市再犯防止推進計画の内容を盛り込むこととしました。

2 現状

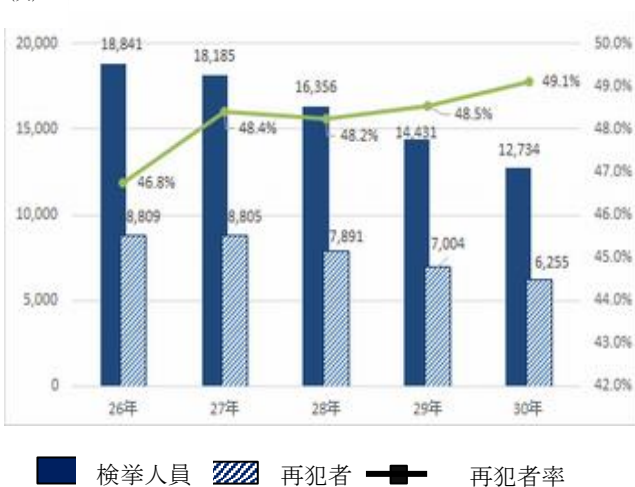
犯罪白書では、再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚せい剤取締法違反が多いこと、立ち直りのための支援では、就労、教育、保健医療・福祉関係機関や民間団体等とも密接に連携する必要があることを示し、市民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘されています。

1 犯罪の発生状況

(ア) < 刑法犯認知、検挙状況の推移 >



(イ) < 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 >

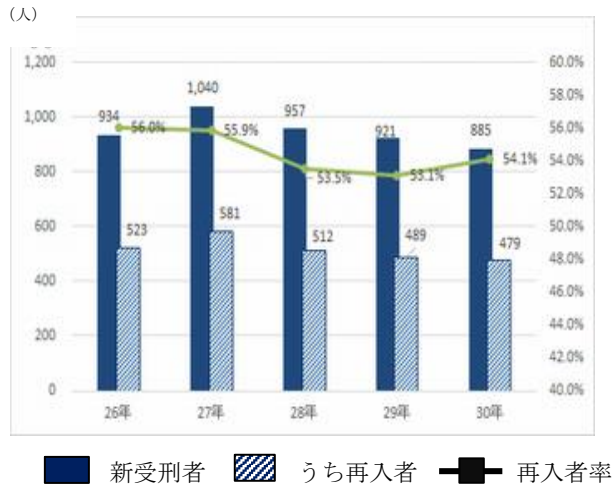


(神奈川県警本部の犯罪統計資料)

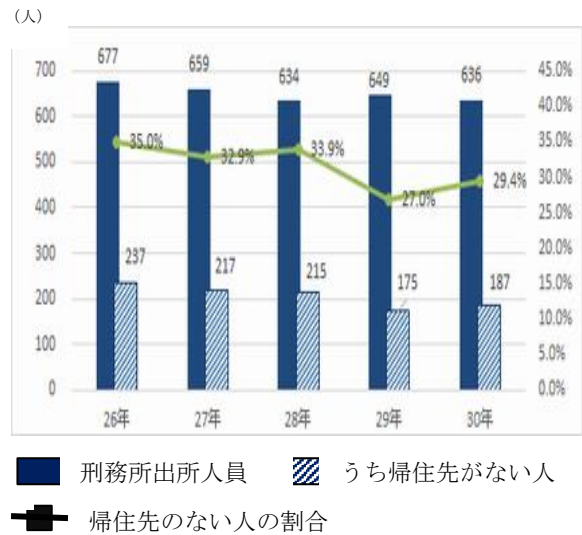
2 矯正施設入所者等の状況

注：法務省調べ、神奈川県の数値

＜新受刑者中の再入者数及び再入者率＞

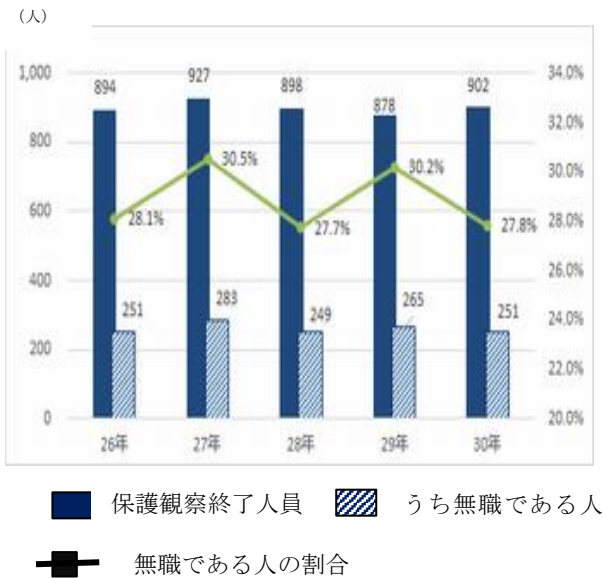


＜刑務所出所時に帰住先がない人の状況＞

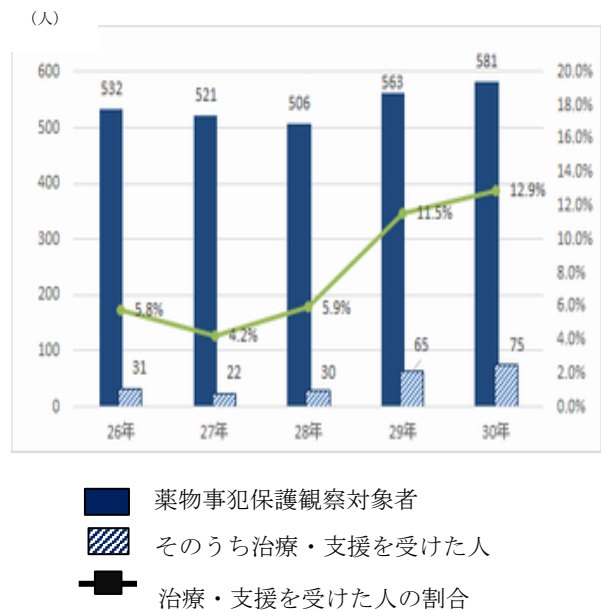


注：神奈川県内の刑事施設を出所した者の数値

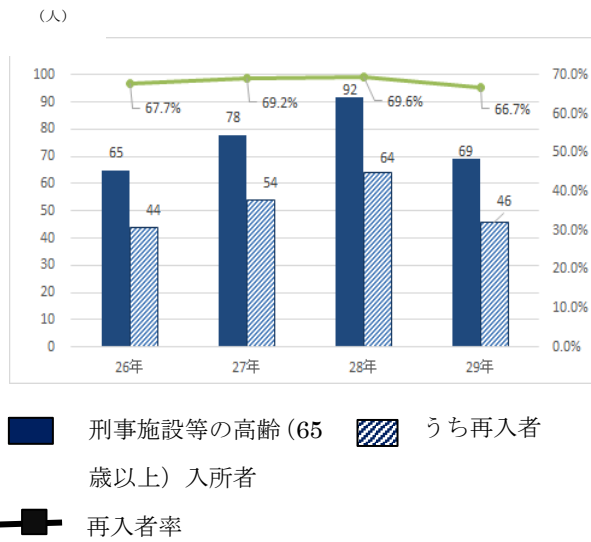
＜保護観察終了時に無職である人の数及びその割合＞



＜薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等による治療・支援を受けた人の数及びその割合＞

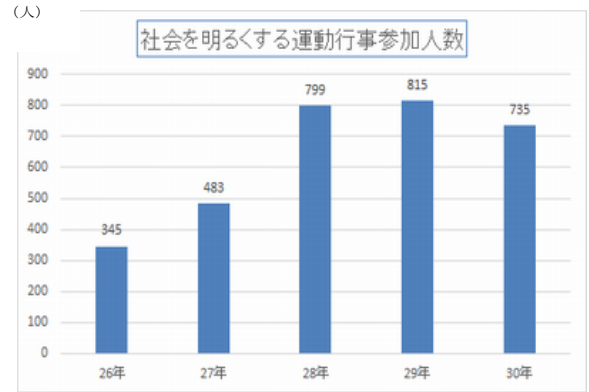
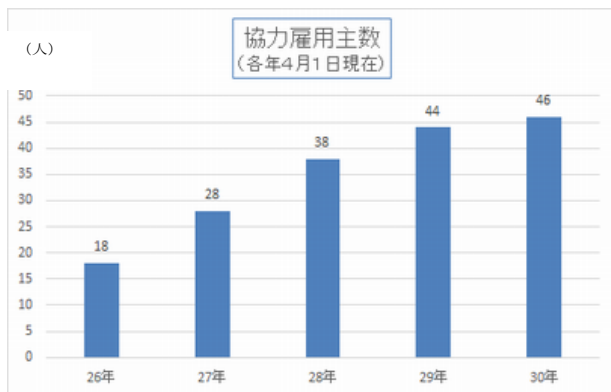
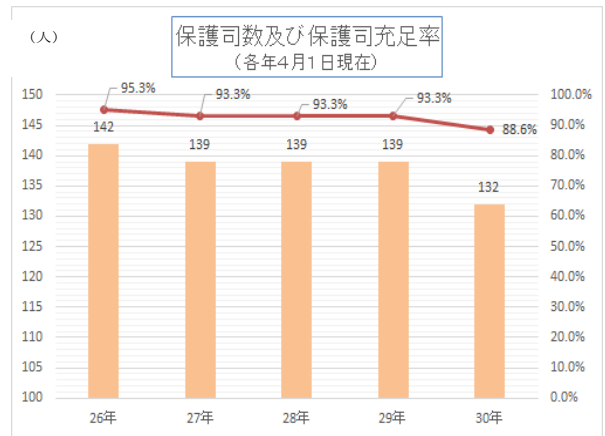
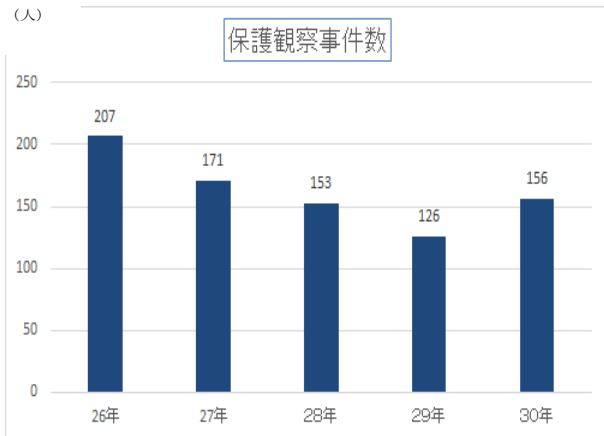


<高齢（65歳以上）の新受刑者中の再入者数及びその割合>



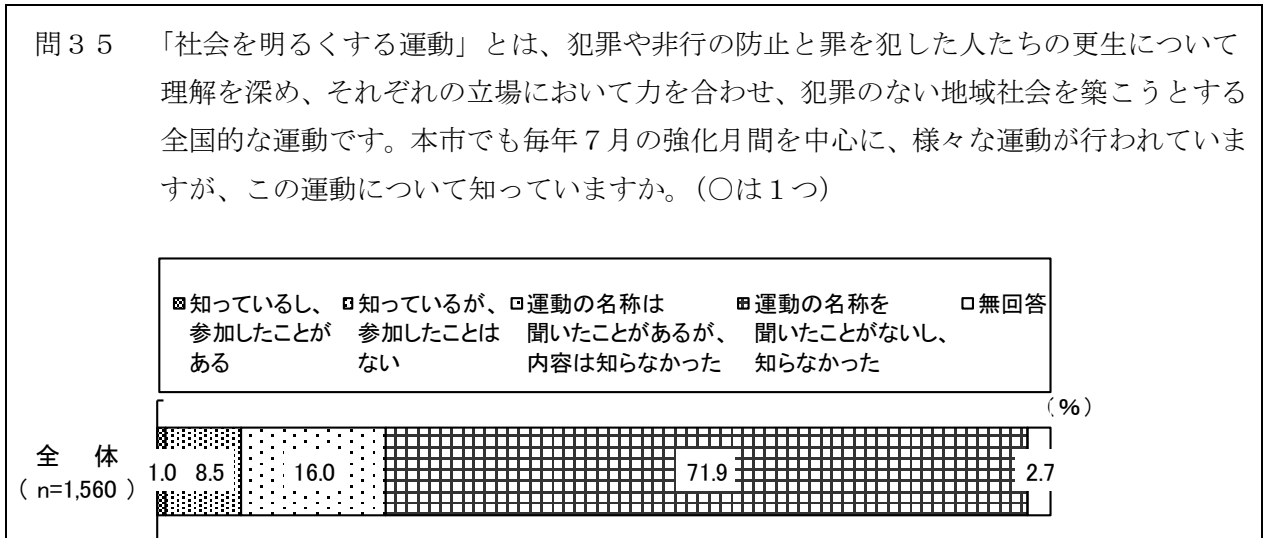
3 更生保護に関わる状況(相模原市)

注： 横浜保護観察所管内、相模原市の数値



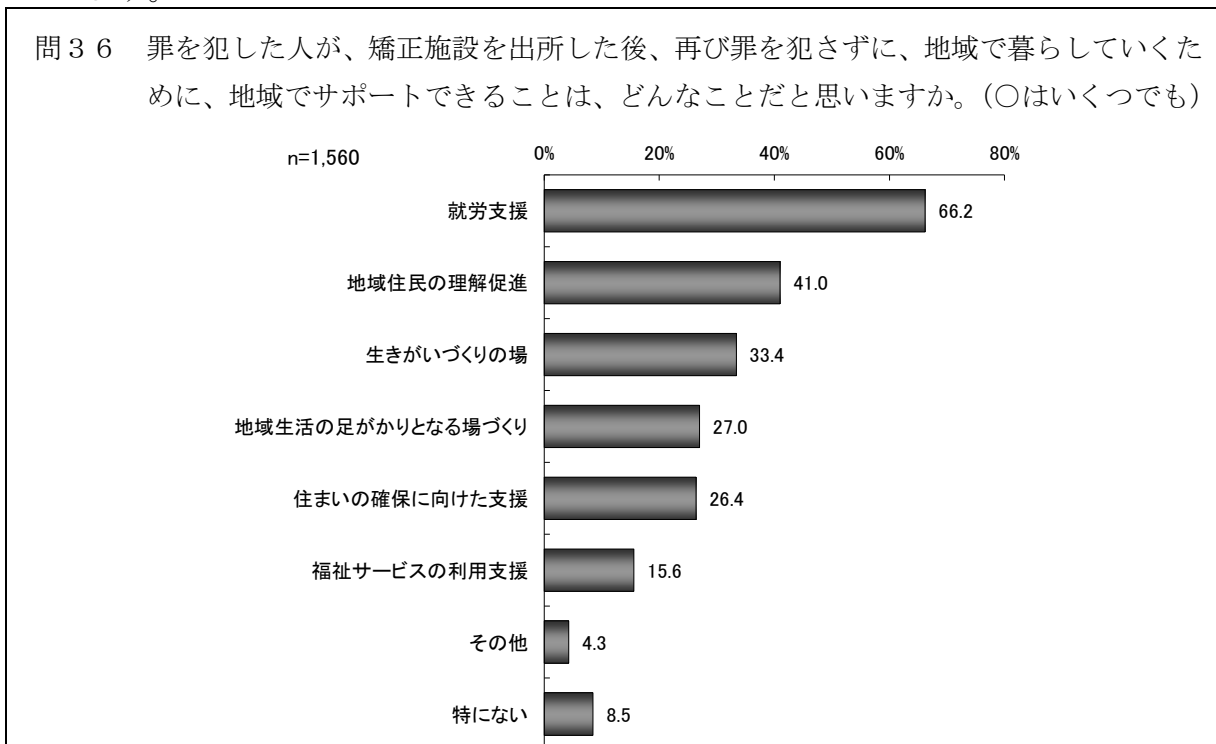
○「社会を明るくする運動」の認知

市民を対象に、社会を明るくする運動の認知度についてお聞きしたところ、最も多かった回答は「運動の名称を聞いたことがないし、知らなかった」で71.9%となっています。



○罪を犯した人が矯正施設の出所後に地域で暮らしていくために地域でサポートできること

市民を対象に、罪を犯した人が矯正施設を出所した後、再び罪を犯さずに地域で暮らしていくためにサポートできることについてお聞きしたところ、最も多かった回答は「就労支援」で66.2%、次いで「地域住民の理解促進」が41.0%となっています。



3 課題

(1) 再犯の防止等に関する施策の認知度が低い

市民アンケート調査の結果において、「社会を明るくする運動」の認知度を伺ったところ、「運動の名称を聞いたことがないし、知らなかった」が7割を超え、「知っているし、参加したことがある」はわずかとなっています。

再犯の防止等に関する施策や活動は、認知度が低く、身近なものとして感じられていないため、市民の関心と理解が得にくい状況です。

(2) 再犯の防止等の推進は、関係機関団体等の連携と切れ目のない支援が必要である

国において、犯罪をした人等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のため取組が実施されてきましたが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた人に対する支援は、市が主体となって民間団体等関係機関と協力・協調して行われることが想定されています。しかしながら、犯罪や非行をした人の中には、その人の特性から必要な支援を受けることができなかつたり、限られた社会資源しか活用できていないという課題があります。また、市は、犯罪をした人等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどが課題となっています。

円滑な社会復帰の促進のため、「安定した生活環境や必要な支援の確保」と「息の長い支援」の実施が求められていることから、市と刑事司法関係機関等が連携していくことで、必要な行政サービスや適切な情報提供、民間の社会資源の幅広い活用の実現が期待できます。

4 今後の方向性

- (1) 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支援する取組について、広く市民の関心と理解を醸成します。
- (2) 支援を必要とする対象者に適切なサービスが提供できるよう、関係機関・団体等との連携を強化します。
- (3) 関係機関の適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない支援を実施します。

5 主な取組内容

●は、方向性の重点的な取組

(1) 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支援する取組について、広く市民の関心と理解を醸成します。

- 社会を明るくする運動の推進
- 理解を深めるための研修やセミナーの実施

(2) 支援を必要とする対象者に適切なサービスが提供できるよう、関係機関・団体等との連携を強化します。

- 関係機関とのネットワーク連絡会議の設置
- 民間支援団体との連携強化
- 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実

(3) 関係機関の適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない支援を実施します。

- 住宅確保要配慮者に対する居住支援の実施
- 一般就労が困難な人への就労支援の実施
- 関係機関と連携し、対象者（高齢者・障害者）やその家族に対する支援の実施
- 生活困窮者に対する相談支援の実施
- 依存からの回復支援（相談・回復プログラム等）の実施
- 関係機関と連携し、非行の未然防止のための支援の実施

コラム 「社会を明るくする運動」とは

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、2020年で70回目を迎えます。



6 重点的な取組

(1) 関係機関とのネットワーク連絡会議の設置

ア ネットワーク連絡会議の概要

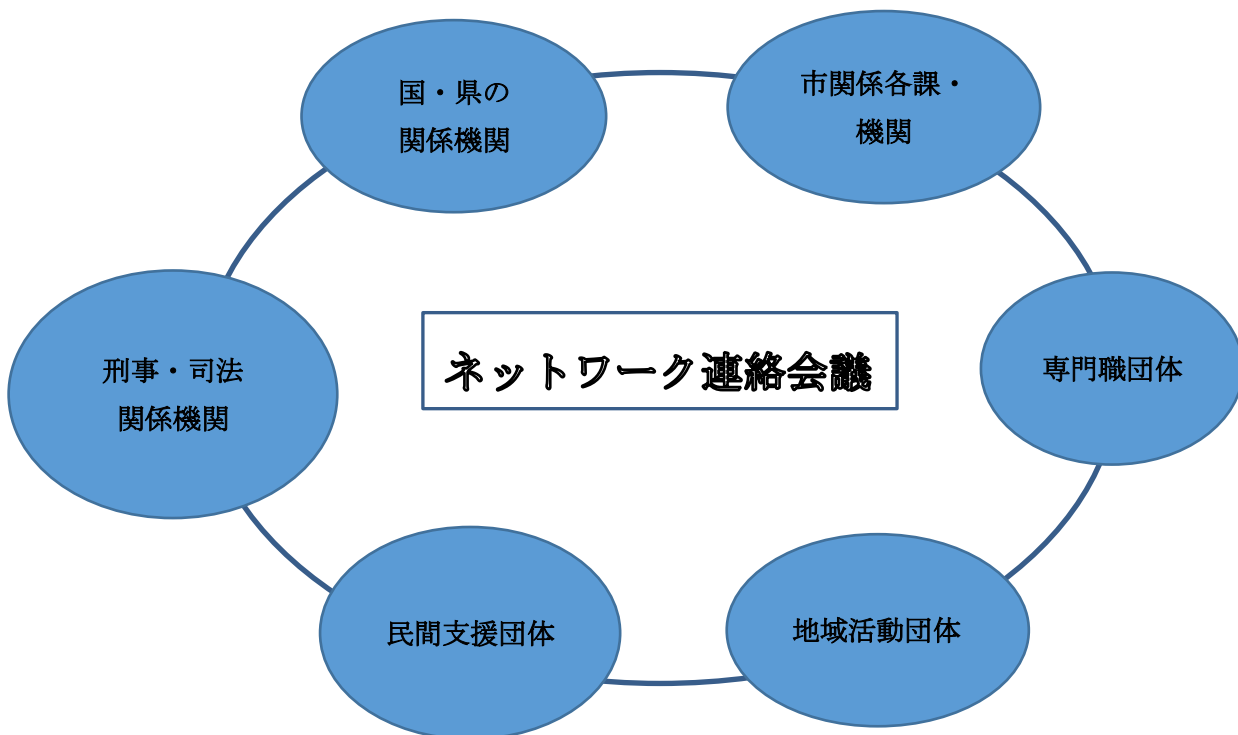
国・県の機関等と市、そして地域の民間団体がこれまで以上に連携を強化し、地域社会の安全・安心を共に担うパートナーとして協働し、更生支援・再犯防止等に関する施策を進めていくための合議体です。

イ 設置の方向性

刑事司法関係機関、更生保護関係団体、保健医療・福祉関係機関、国・県の関係機関、市、地域の民間団体が構成し、継続的に課題や対応について、情報共有・情報交換を行います。

各種の支援ニーズのある対象者を実際の支援機関・団体につなげるために、保健医療・福祉のサービスを含め、行政が実施している支援や既存の制度について地域の関係機関や・団体に対して情報を提供していきます。

また、ネットワーク会議を開催する中で、より課題解決に向けた場を設ける必要性を検討していきます。



第5章

計画の推進に向けて

1 進行管理体制

地域福祉計画の進行管理については、市の附属機関である「相模原市地域福祉推進協議会」と市内組織の「地域福祉計画連絡会議」が行います。

また、本計画を推進し、市全体の地域福祉を向上させるためには、市と市社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取り組む必要があります。このため、市と市社会福祉協議会の進行管理組織が課題を共有し、必要に応じて意見交換を行うなど、連携して進行管理を行います。

2 評価の方法

本計画の評価は、計画に位置付けた施策の実施状況を地域福祉推進協議会に報告し、意見・評価を反映させながら計画を推進します。

また、計画の成果を客観的に確認するため、基本目標ごとに計画期間の成果目標及び補助指標を設定し、本計画の「目指すべき姿」にどれだけ近づくことができたのかという視点で総合的に評価を行います。

3 成果指標

基本目標 1

誰もが自分らしく地域で暮らしていくため、福祉サービスや支援体制を充実します。

《成果指標》

指標	基準値 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	指標の説明
ユニバーサルデザインに関する認知度 【市政に関する世論調査】	25.6%	50.0%	誰もが地域で社会参加できるまちづくりを測定する指標

＜補助指標＞

指標	基準値	方向性
小圏域の相談支援機能が整っている地区の数	8地区 ¹	増加
就労支援により就職に結びついた生活困窮者の割合	62% ²	増加
成年後見制度利用者数	1,314人 ³	増加

¹平成31年3月末 ²平成30年度実績 ³平成30年度実績

基本目標 2

地域福祉の担い手となる人材の確保・育成に取り組むとともに、福祉分野の専門的な人材の育成・支援を進めます。

〈成果指標〉

	基準値 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	指標の説明
地域で支え合い・助け合いの活動に参加したいと思う市民の割合 【計画策定にかかるアンケート】	24.4%	50.0%	地域への理解の深まりと、担い手の育成状況を測定する指標

〈補助指標〉

指標	基準値	方向性
福祉ボランティア活動者数	10,086人 ¹	増加
福祉専門研修に参加した人数	252人 ²	増加
自殺対策ゲートキーパー養成者数	4,697人 ³	増加
認知症サポーターの養成数	44,488人 ⁴	増加

¹平成31年3月末市社会福祉協議会いるかバンク活動者延べ人数 ²平成30年度実績

³平成30年度末延べ人数 ⁴平成30年度末延べ人数

基本目標3

住民同士の支えあいの関係づくりを促進し、ネットワークの力で地域を支えます。

＜成果指標＞

指標	基準値 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	指標の説明
制度の狭間の福祉課題を抱える人の早期発見や支援について身近な地域の福祉関係者との連携でうまくいった支援があると回答した民生委員・児童委員の割合 【民生委員・児童委員アンケート】	28.0%	35.4%	地域内の連携・協力が促進され、ネットワークの構築が進んでいるかを測定する指標

＜補助指標＞

指標	基準値	方向性
地域の実情に応じた災害時要援護者の避難支援体制を構築している自治会の割合	52.1% ¹	増加
市内で開催されているサロンの数	309箇所 ²	増加
社会を明るくする運動に参加した人数	735人 ³	増加

¹平成30年度末現在 ²平成30年市社会福祉協議会把握数 ³平成30年度実績

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 10 月 15 日

案件名	(仮称)第3次相模原市環境基本計画の策定について															
所管	環境経済	局	環境共生	部	環境政策	課	担当者		内線							
概要	現行の相模原市環境基本計画の計画期間終了(令和元年度)に伴い、環境問題に関する社会情勢の変化に対応するとともに、「相模原市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次相模原市環境基本計画」(令和2年度～令和9年度)を策定するもの。															
審議内容(論点)	(仮称)第3次相模原市環境基本計画(案)について															
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名		施策24、25、26、27、28、29、30、31												
審議日	関係課長会議	令和元	年	10	月	7	日	政策調整会議	令和元	年	10	月	31	日		
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日		
日程等調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期					報道への情報提供		なし					
	パブリックコメント	あり		時期	令和元年12月～令和2年1月		議会への情報提供		部会	令和元年12月						
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等		なし											
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等			調整項目				調整状況							
	打合せ・会議の経過															
	月日	会議名等			内容											
	H29.8.15	関係課長会議			次期環境基本計画の策定について											
	H29.8.23	環境審議会			環境審議会に対して、次期環境基本計画の策定について諮問											
	H30.1.19	庁内関係課への意見照会			現行計画の評価・検証について											
	H30.3.8	環境審議会			次期環境基本計画の策定について											
	H30.8.21	環境審議会			次期環境基本計画の策定について											
	H30.8.9～H30.8.31	市民アンケート調査			計画策定に向けた市民アンケート調査											
	H30.10.15～H30.10.31	事業者アンケート調査			計画策定に向けた事業者アンケート調査											
	H30.11.2	関係課長会議			次期環境基本計画の位置付け、検討方法及び施策体系(案)について											
	H30.11.30	環境審議会			第3次環境基本計画の策定について											
	H31.1～H31.2	事業者ヒアリング調査			計画策定に向けた事業者ヒアリング調査											
	H31.3.27	環境審議会			第3次環境基本計画の策定について											
	R1.6.3	庁内関係課への意見照会			第3次環境基本計画(素案)について											
R1.7.10	環境審議会			第3次環境基本計画(素案)について												
R1.8.22	環境審議会			第3次環境基本計画(案)について												
R1.8.29	庁内関係課への意見照会			第3次環境基本計画(案)について												
R1.10.4	環境審議会			環境審議会から、第3次環境基本計画について答申												
備考																
関係課長会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(政策調整会議)															
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課(代)	企画政策課	財務課(代)	市民協働推進課	産業政策課	津久井地域経済課	環境保全課	水みどり環境課	公園課	津久井地域環境課	廃棄物政策課	都市計画課(代)	下水道経営課(代)	学校教育課(代)	生涯学習課(代)	環境経済総務室(代)
これまでの庁議での主な意見	<p>[関係課長会議/事務事業調整会議]</p> <p>基本目標3の「水とみどり・生物多様性の保全」の施策内容や表現については、現在、策定作業を進めている「水とみどり基本計画・生物多様性戦略」と整合を図っていただきたい。</p> <p>承知した。表現や施策の反映方法については調整させていただく。</p> <p>緑地率について、「生産緑地地区等の減少があったため」と記載あるが、生産緑地地区の減少が最も大きな要因であると読み取れるため、表現について、検討いただきたい。</p> <p>承知した。意見を踏まえ修正を行う。</p> <p>環境に配慮したライフスタイルの促進の主な取組に、環境影響評価(自主アセス)のサポート体制の検討などがあるが、新たに方針などを作成する予定はあるのか。</p> <p>法、条例に該当しない事業で、自主的に環境影響評価を行ういわゆる自主アセスを推進・促進する方策を検討するものである。</p> <p>多用されることが見込まれる用語について、次期総合計画においてどのような取扱いとしているか例示しているので、各計画の最終的な調整の際に参考としていただきたい。</p> <p>承知した。用語等については、再度、確認し、修正を行う。</p> <p>望ましい環境像のイメージ図があるが、今後修正を行うのか。</p> <p>本イメージ図については、現在、作成中のものであり、今後、修正を行う。また、イメージ図とあわせて、「地域循環共生都市さがみはら」の説明文についても修正を行う。</p>															

事案の具体的な内容

(1) 計画の概要

現行の環境基本計画は、平成8年に制定した「相模原市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成22年3月に第2次計画を策定(平成27年3月に中間改訂)。

計画策定から約10年が経過し、計画期間が令和元年度で終了することから、本市におけるこれまでの環境問題に関する社会情勢の変化に対応するとともに、本市及び地球規模での環境問題の解決や将来に向けた環境施策のさらなる推進を図るため、「第3次相模原市環境基本計画」を策定するもの。

(2) 計画策定に当たっての基本的な考え方

ア 目標年度と計画期間

相模原市総合計画と整合を図り、計画期間を令和2年度から令和9年度までの8年間とする。

イ 計画の位置付けの整理

本計画は、環境基本条例第8条に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進する市総合計画の部門別計画として、中・長期的な視点に立った環境施策の方向性を示すとともに、環境分野の個別計画との関連性を体系的に整理し、計画の役割・位置付けを明確にする。

地球温暖化対策、資源循環の推進、水とみどり・生物多様性の保全の分野では、個別計画が策定され、個々の取組が進められていることから、具体的な取組の推進は分野別計画に委ねるなど体系的に整理する。

ウ 施策体系の見直し

環境分野は、第五次環境基本計画(環境省)や環境問題に係る情勢等を踏まえ、5分野とする。また、全ての環境施策に共通する横断的な基本目標として「環境に配慮したライフスタイルの促進」を設定するとともに、本計画を環境教育等促進法に基づく「環境教育等行動計画」として新たに位置付けを行う。

エ 第3次環境基本計画に掲げる5つの基本目標

望ましい環境像「市民と築く、地域循環共生都市さがみはら」を実現するために、目標となるまちの姿を「基本目標」として環境分野別に第3次環境計画に掲げる。

- ・基本目標1 地球温暖化対策～低炭素社会が実現しているまち・気候変動に適応しているまち～
- ・基本目標2 資源循環の推進～ともにつくる資源循環都市さがみはら～
- ・基本目標3 水とみどり・生物多様性の保全～水源を育み恵み豊かな自然を次世代へ～
- ・基本目標4 環境リスクの管理～安全で快適な生活環境の実現～
- ・基本目標5 環境の配慮したライフスタイルの促進～環境保全の人づくり・仕組みづくり～

(3) 計画の構成

- <第1章> 相模原市環境基本計画の策定に当たって
- <第2章> 相模原市の環境
- <第3章> 相模原市が目指す環境像
- <第4章> 施策内容
- <第5章> 推進体制・進行管理

(4) 市民等への周知、合意形成

- ・平成30年 8月 市民アンケート調査(3,000人 回答数:1,528人)
- ・平成30年10月 事業者アンケート調査(101社 回答数:67社)
- ・平成31年 1月 事業者ヒアリング調査(市内事業者)
- ・令和 元年 6月 さがみはら環境シンポジウムの実施
- ・令和 元年11月 計画策定に向けたオープンハウスの実施(予定)

(5) 今後のスケジュール

- 令和元年10月 庁議
- 12月 議会(環境経済部会への情報提供)
- 12月～ パブリックコメント

(仮称)第3次相模原市環境基本計画
(案)

第 1 章 相模原市環境基本計画の策定に当たって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画を策定するに当たって	2
3. 計画の位置付けと関連計画との関係	3
4. 計画期間	3
5. 計画の対象範囲	4
6. 計画策定の視点	5
7. 市民・事業者等の意識調査	6
第 2 章 相模原市の環境	7
1. 相模原市を取り巻く社会情勢の変化	7
2. 相模原市の概況	12
3. 相模原市の現状と課題	18
第 3 章 相模原市が目指す環境像	21
1. 望ましい環境像	21
2. 基本目標	23
3. 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)と施策との関連性	24
4. 環境基本計画の施策体系	26
第 4 章 施策内容	28
1. 地球温暖化対策～低炭素社会が実現しているまち～～気候変動に適応しているまち～	28
2. 資源循環の推進～ともにつくる資源循環都市～	37
3. 水とみどり・生物多様性の保全～水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ～	44
4. 環境リスクの管理～安全で快適な生活環境の実現～	53
5. 環境に配慮したライフスタイルの促進～環境保全の人づくり・仕組みづくり～	59
第 5 章 推進体制・進行管理	69
1. 計画推進に向けた基本的な考え方及び方針	69
2. 計画の推進主体と役割	70
3. 進行管理と計画の見直し	71
資料編	72
1. 第 2 次相模原市環境基本計画の評価・検証	72
2. 相模原市環境審議会	72
3. パブリックコメント	72
4. 市民・事業者アンケート結果	72
5. 市の取組	72
6. 用語集	72
7. 関連条例	72

第1章 相模原市環境基本計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景と目的

近年、地球温暖化が原因と考えられる異常気象や化石燃料の枯渇などのエネルギー問題、種の絶滅などの生物多様性の危機等、地球規模での環境問題に直面しており、私たちの生活への影響が顕在化してきています。

このような問題が顕在化する中、国内外の動向としては、「誰一人取り残さない」を理念とした「持続可能な開発目標（SDGs）」や温室効果ガス削減等についての新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択されました。また、平成30年4月には、「第五次環境基本計画」が閣議決定され、「環境・経済・社会の統合的向上」や「地域循環共生圏」の創造がうたわれるなど環境に対する考え方・姿勢について、大きな転換期（パラダイムシフト）を迎えていると言えます。一方、我が国では、人口減少や少子高齢化、財政・社会保障に対する不安感の増大、地域でのつながりや連帯感の綻び、自然災害の頻発など、「環境」「経済」「社会」のそれぞれにおいて、普段の生活に支障を与えるような複雑かつ深刻な問題が顕在化してきています。そして、これらの課題解決には、自治体を含めた多様な主体による地域スケールでの実効性のある取組が重要となります。

本市は、首都圏南西部の広域交流拠点としての都市機能と、丹沢の雄大な山並みや広大な森林、県民の水源である湖、相模川の清流など豊かな自然環境を併せ持つ都市として発展を続けています。この豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、平成22年3月に「第二次相模原市環境基本計画」を策定し、地球温暖化対策や資源の循環、自然環境の保全・活用など6つの目標を掲げ、様々な取組を進めてきましたが、近年は、短時間強雨や局地的な豪雨の増加による浸水被害、土砂災害などの地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響の顕在化、中山間地域における農林業の後継者不足による森林管理の不足や耕作放棄地の増加といった社会情勢を背景とした課題への対応が必要となっています。また、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通、リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）や車両基地の設置、相模総合補給廠の一部返還に伴うまちづくりなど様々なプロジェクトも計画されています。

第3次相模原市環境基本計画（以下、「本計画」と言います）は、第2次相模原市環境基本計画が計画期間を迎えたこと、また、本市を取り巻く社会情勢や環境の変化、環境に対する新たな課題やニーズ等へ対応するため策定するものです。

2. 計画を策定するに当たって

本計画は、相模原市環境基本条例（平成8年相模原市条例第26号）の第3条基本理念を実現するために、同条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。同条例に掲げる4つの基本理念に基づき、本計画の果たす役割は以下の3点となります。

相模原市環境基本条例（第3条基本理念）

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする
- 4 地球環境保全是、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。



本計画の果たす役割

相模原市環境基本条例の基本理念の実現に向け、望ましい環境像を定め、環境分野の総合計画として環境施策全体の理念、方針を示す。

中・長期的視点に基づいて、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を明らかにする。

市、市民、事業者、環境保全団体、研究機関等における環境の保全に向けての個々の役割及び横断的な取組を促すための方法を明らかにする。

3. 計画の位置付けと関連計画との関係

本計画は、市の将来像や目指すまちの姿を示す「相模原市総合計画」の部門別計画であり、相模原市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する環境分野の総合計画です。中・長期的な視点に立ち、環境政策に係る目標、方針を示しています。また、本計画で示す具体的施策・取組は、同時期に策定された各環境分野の個別計画と併せて推進を図ります。

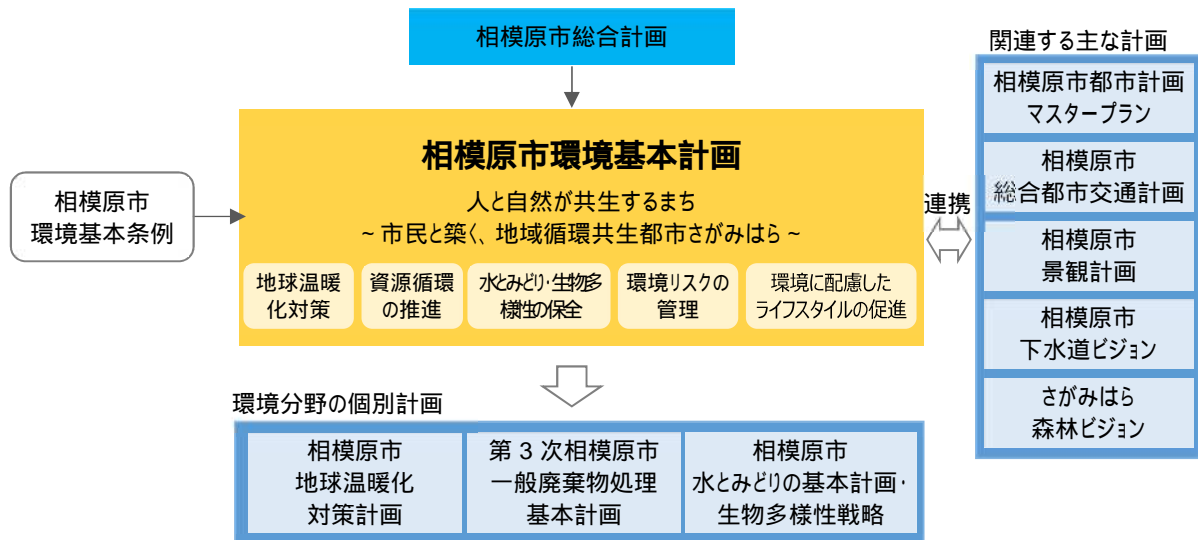


図 1-1 環境基本計画の位置付け

4. 計画期間

本計画の対象期間は、「相模原市総合計画」に併せて令和2(2020)年度から令和9(2027)年度までの8年間とします。また、望ましい環境像は、中・長期的視点に立って計画を推進する必要があるためおおむね20年後とします。

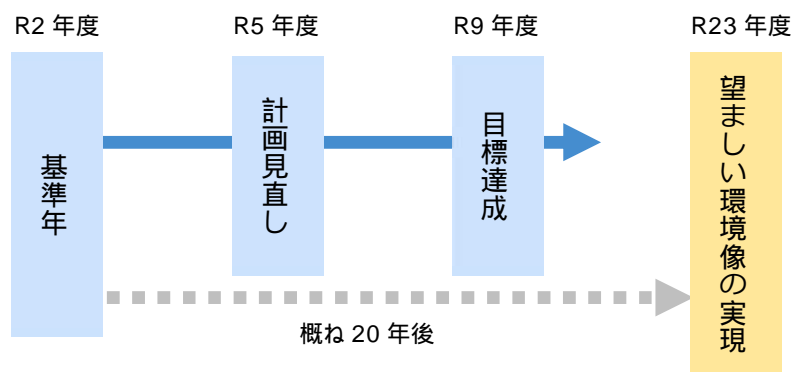


図 1-2 環境基本計画の期間

5. 計画の対象範囲

近年、環境問題は日常生活から地球規模の問題まで広範囲に及んでいます。また、それぞれの環境要素は階層的に重なっているため、環境問題を効果的に解決していくためには、それらの状況を踏まえた施策の展開が重要となります。

本計画は、複雑・多様化する環境問題を広域的な視点に立って幅広く捉えるとともに、市の環境特性を生かした「相模原らしさ」を十分に反映させる内容としました。本計画の対象範囲は、下図に示すイメージとなります。

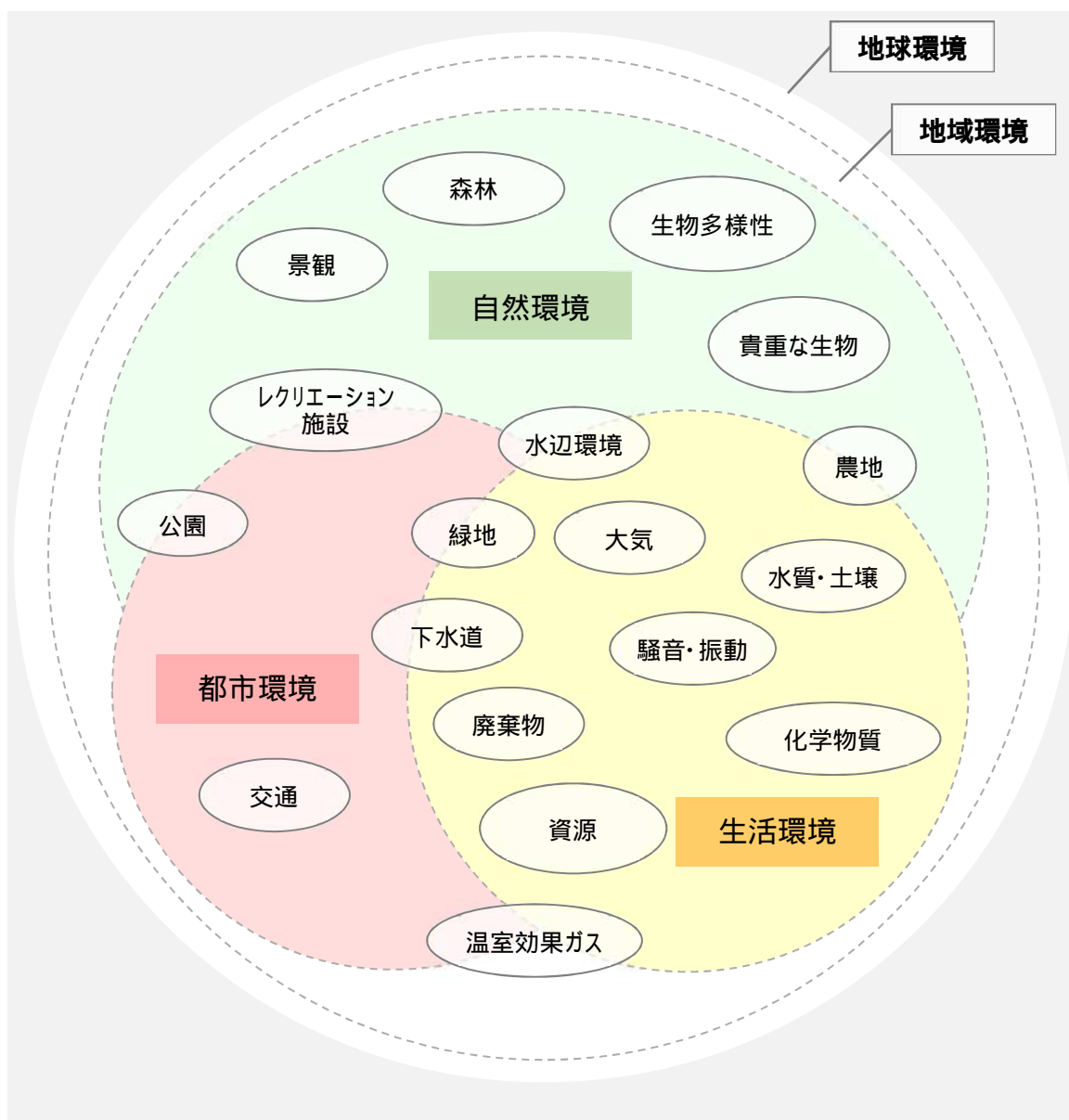


図 1-3 環境基本計画の対象範囲

6. 計画策定の視点

本計画は、下表の視点に留意して策定しました。

表 1-1 環境基本計画策定の視点

計画策定の視点	内容
総合的・統合的な視点	市の環境関連計画の上位計画として、環境的側面に加え、経済的側面、社会的側面をあわせた総合的・統合的な施策展開を図るための計画として策定
中・長期的な視点	環境問題の解決には中・長期的な取組が重要なことから、長期的な望ましい環境像の明示と、その実現に向けた段階的な目標設定及び解決すべき課題や施策内容を整理 SDGsの考えを踏まえ、総合的な課題解決を行うための施策を体系的に整理
各主体との協働の視点	複雑かつ連関した環境問題の解決のためには多様なステークホルダーの協力が必要なことから、市、市民、事業者、環境保全団体、研究機関などの役割と協働の方法を踏まえて施策を立案
地域課題への対応と 広域連携についての視点	都市部から中山間地域まで多様な土地利用を有することから、それぞれの地域における課題の整理と、課題を解決するための個別・横断的な施策を整理
関連計画を踏まえた 位置付けの整理	環境分野の個別計画との関連性を体系的に整理し、計画の役割・位置付けを明確化するとともに、個別計画との関連を踏まえ、理念や施策内容の統一に配慮して整理
社会情勢の変化 への対応	第五次環境基本計画（環境省）、SDGs、パリ協定といった近年の社会情勢の変化を踏まえて施策を整理
「環境教育等行動計画」の 位置付け	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）」に基づく「環境教育等行動計画」として、環境教育の実行計画を明確化

7. 市民・事業者等の意識調査

① 市民・事業者アンケート

計画策定に先立ち、認知度や取組状況、課題等を把握することを目的として、平成30年度に市民・事業者を対象としたアンケート調査を行いました。これらアンケート調査の結果の概要を下記に示します。なお、アンケート調査の内容は、資料編に示します。

- ・暑さ、異常気象、ごみの問題など、日常生活や事業活動に関わる項目について関心が高い。
- ・市民の環境保全に関して取り組んでいない理由として、「機会が無い」「時間が無い」の割合が多く、「興味が無い」の割合が低いことから、市民の主体的な行動につながる施策、取組や情報発信が重要と考えられた。
- ・企業の環境の取組に関する位置付けは、「社会貢献活動の一環という位置付け」「事業活動を続ける上で重要な要素」が多く、市内企業の環境配慮の活動は比較的高い意識に基づいて行われていると考えられた。

図 1-4 アンケート結果の概要

② 事業者等ヒアリング

アンケート調査において、環境保全活動に積極的に取り組んでいる事業者4社、1大学を対象に施策内容に対する意見や市への要望についてヒアリング調査を行いました。これらヒアリング調査の結果の概要を下記に示します。なお、ヒアリング調査の内容は、資料編に示します。

- ・近年の環境に対する意識の高まりにより企業の社会的責任は厳しくなっており、地域や顧客の信用確保のために環境配慮は重要な取組と位置付けている。
- ・急速充電器の整備、EVバス導入、小水力発電、バイオマスエネルギー導入等のエネルギー関連の施策は経済効果も期待できるので注力してほしい。
- ・自社の事業活動の電気を再生可能エネルギーで賄う必要があるため、今後は再エネ電気を確保していきたい。
- ・環境についての施策や規制、市内での環境関連企業の取組等については積極的に情報提供いただきたい。
- ・市と協働してごみ問題といった環境啓発イベント、市民を対象とした環境講座を開設することは可能である。
- ・市、事業者、消費者の3者にインセンティブが与えられるような仕組みづくりが重要である。
- ・環境配慮の取組は一事業者では難しいところもあるため、同じ目標を持つ他業種や大学・研究機関等が知り合える場を設けてほしい。

図 1-5 ヒアリング結果の概要

③ さがみはら環境シンポジウム

計画策定に当たり、市内最大規模の環境啓発事業「さがみはら環境まつり」のイベントの一つとして、「さがみはら環境シンポジウム」を開催しました。

「さがみはら環境シンポジウム」では、基調講演のほか、地域で活動する市民、事業者の方や有識者の方による「これからの相模原の環境」と題したパネルディスカッションを行いました。パネルディスカッションでは、本市の望ましい環境像や、それを実現するための施策について様々な意見が出されました。今後も本計画で示す環境教育の一環として、このような相模原の環境について参加者と一緒に考える場や地域の取組を知っていただく場を設けていきます。

第2章 相模原市の環境

1. 相模原市を取り巻く社会情勢の変化

(1) 環境省 第五次環境基本計画の策定（平成30年4月閣議決定）

平成30年4月に第五次環境基本計画（環境省）が策定されました。この計画では、SDGsの考え方も活用しながら、環境政策による経済・社会的課題の「同時解決」などを実現することを目標としています。また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」が提唱されています。この考え方を踏まえて、本市が持つ都市部から中山間地域までの多様な地域特性における環境政策の在り方を検討する必要があります。



図 2-1 地域循環共生圏の概念

出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

本計画との関係	本計画における望ましい環境像は、地域循環共生圏の考え方を踏まえるとともに本市における土地利用の状況や資源分布の状況等に鑑みて設定しています。
---------	--

(2) 気候変動・エネルギー

平成27（2015）年12月に第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択されました。我が国は、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で26%の温室効果ガスの削減を目標としています。この目標達成に向けて、国や自治体を挙げた取組の推進が必要とされています。

表 2-1 各国の削減目標

国名	削減目標	基準年度
中国	2030年までにGDP当たりの二酸化炭素排出量を60～65%削減	2005年度
EU	2030年までに少なくとも40%削減	1990年度
アメリカ	2030年までに26-28%削減	2005年度
日本	2030年度までに26%削減	2013年度

出典：全国地球温暖化防止活動センター 会議レポート をもとに作成

本計画との関係	本計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、国の目標設定年度や目標値を踏まえるとともに本市の温室効果ガス排出量の状況等を鑑みて設定しています。
---------	--

(3) 海洋プラスチックごみ問題

プラスチックは、私たちの生活に身近な素材であり、利便性が高いため幅広く利用されています。しかし近年は、漁具として使用されていたプラスチックや陸上で廃棄又は水害で流失したプラスチックが海洋に流出し、海洋環境の汚染や生態系への影響が指摘されています。

我が国では、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）に基づき、プラスチックの資源循環を推進しています。なお、令和元年 6 月 28 日、29 日に開催された G20 大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、その実現のため、日本では「マリーン(MARINE)・イニシアティブ」を立ち上げました。

廃棄物管理、海洋ごみの回収及びイノベーションを推進するための途上国の能力強化を支援するなど国際的な取組が展開されつつあります。



図 2-2 G20 サミットの様子

出典：外務省ホームページ

本計画との
関係

本計画では、「基本目標 2 資源循環の推進」にて、プラスチックを含むごみの削減量の低減に関する対策を立案しています。

(4) 生物多様性

国内における生物多様性の保全是、平成 22 年度に名古屋市で行われた COP10 において世界目標である「生物多様性戦略目標 2011-2020（愛知目標）」が採択され、これを機に生物多様性戦略計画が立てられ、様々な活動が展開されています。

長期目標（Vision）<2050 年>

「自然と共生する（Living in harmony with nature）」世界

「2050 年までに、生物多様性が評価され、保存され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

短期目標（Mission）<2020 年>

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する

これは 2020 年までに、抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。

図 2-3 生物多様性戦略計画 2011-2020

出典：平成 25 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省,2013）

本計画との
関係

本計画では、「基本目標 3 水とみどり・生物多様性の保全」にて、生物多様性の保全に関する対策を立案しています。

(5) グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）

第二次国土形成計画（全国計画）（平成 27 年 8 月閣議決定）では、グリーンインフラを「社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」と定義されています。

また、第 4 次社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月閣議決定）森林・林業基本計画（平成 28 年 5 月林野庁）国土強靱化アクションプラン 2018（平成 30 年 6 月 国土強靱化推進本部）においてもグリーンインフラの取組の推進が示されています。このように、みどりが持つ多面的機能を有効活用していくため、グリーンインフラの活用が広がりつつあります。

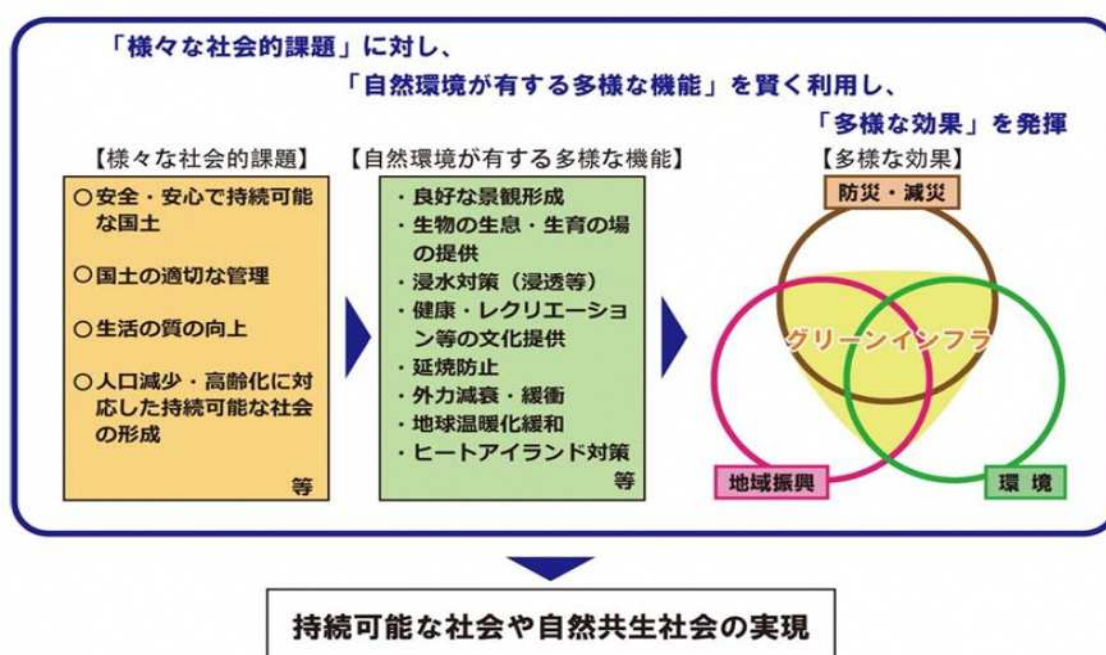


図 2-4 グリーンインフラの概念図

本計画との
関係

本計画では、「基本目標 3 水とみどり・生物多様性の保全」にて、グリーンインフラの考え方に寄与する対策を立案しています。

(6) 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。SDGs は、すべての人が平和と豊かさを享受できる社会の実現を呼びかけており 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられています。

SDGs の実現は、地域の課題解決にも直結するものであると考えられています。地域に着目し、地域の視点を取り入れ、SDGs の考え方を活用して地域における各種計画の改善に資するようなものにする必要があります。



図 2-5 SDGs の 17 のゴール

出典：国連開発計画 ホームページ

本計画との 関係	本計画では、計画に掲げる各施策の方向性と SDGs の各ゴールに対する関連性及びその貢献の内容を整理しています。
-------------	--

(7) 持続可能な開発のための教育 (ESD : Education for Sustainable Development)

持続可能な開発のための教育である ESD は、環境、貧困、人権、平和、開発等について取り組み、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動とされています。ESD の実施には、特に、人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと、他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むことの 2 点の観点が重要視されています。そのため、環境、平和や人権等の ESD の対象となる様々な課題への取組をベースにしつつ、環境、経済、社会、文化の各側面から学際的かつ総合的に取り組むことが重要です。

ESD の目標

全ての人が高質の教育の恩恵を享受すること
 持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれること
 環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすこと

図 2-6 ESD の目標

出典：文部科学省 ホームページ

本計画との 関係	本計画では、「基本目標 5 環境に配慮したライフスタイルの促進」にて、ESD の促進に関する対策を立案しています。
-------------	---

(8) 環境と経済（ESG 投資（ESG：Environment Social Governance））

ESG 投資とは、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に配慮している企業を重視・選別して行う投資のことを指します。

近年、環境保全と経済活動の両立が叫ばれていますが、事業者の環境保全等の活動を後押しする ESG 投資等の投資活動が欧米を中心に広く浸透してきています。

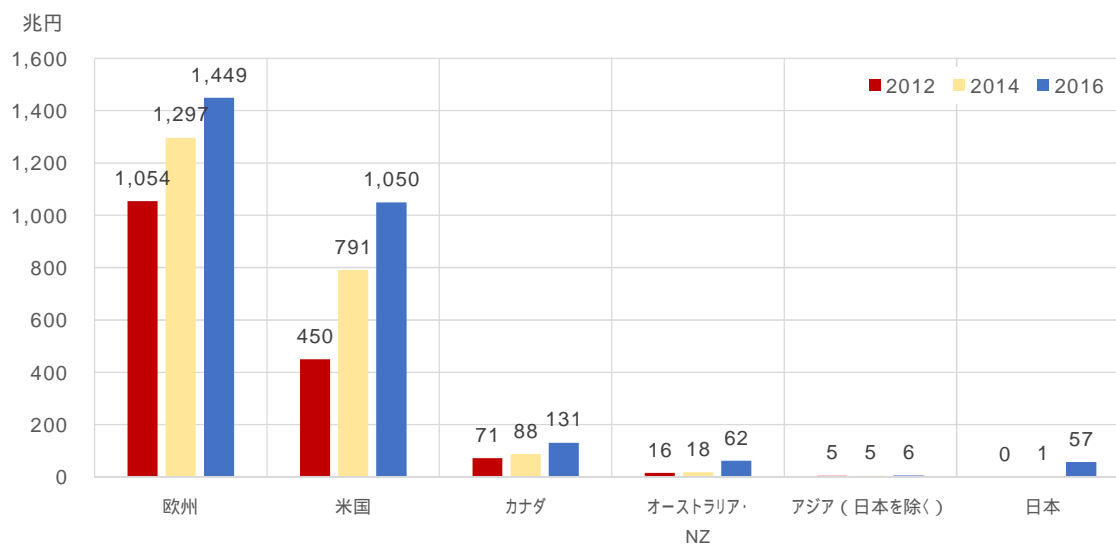


図 2-7 我が国の ESG を含むサステナブルな投資額残高の推移

出典：Global Sustainable Investment Review2016（Global Sustainable Investment ALLOANCE）、日本サステナブル投資白書 2017（NPO 法人日本サステナブル投資フォーラム、2018）より作成

本計画との
関係

本計画では、「基本目標 5 環境に配慮したライフスタイルの促進」にて、ESG を含む環境配慮行動の促進に関する対策を立案しています。

2. 相模原市の概況

(1) 位置と地勢

本市は、神奈川県北西部に位置し、北部は東京都、西部は山梨県と接しています。面積は328.91km²で神奈川県総面積の約14%を占めています。

市西部には、丹沢大山国定公園や県立陣馬相模湖自然公園に指定された森林地帯など貴重な自然環境を形成した山々が連なり、県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などを抱えています。これらの湖の周辺や相模川、道志川、串川沿いの流域に広がる緩やかな丘陵地には、自然と共生するみどり豊かな街並みが形成されています。

一方、市の東部は、相模川沿いの3つの河岸段丘（相模原段丘、田名原段丘、陽原段丘）が形成されており、相模原台地上段は、公共交通網の充実により、利便性が高い地域として土地利用が進んでいます。

また、河岸段丘の間の斜面は樹林帯が連なり、都市部における貴重なみどりとなっています。

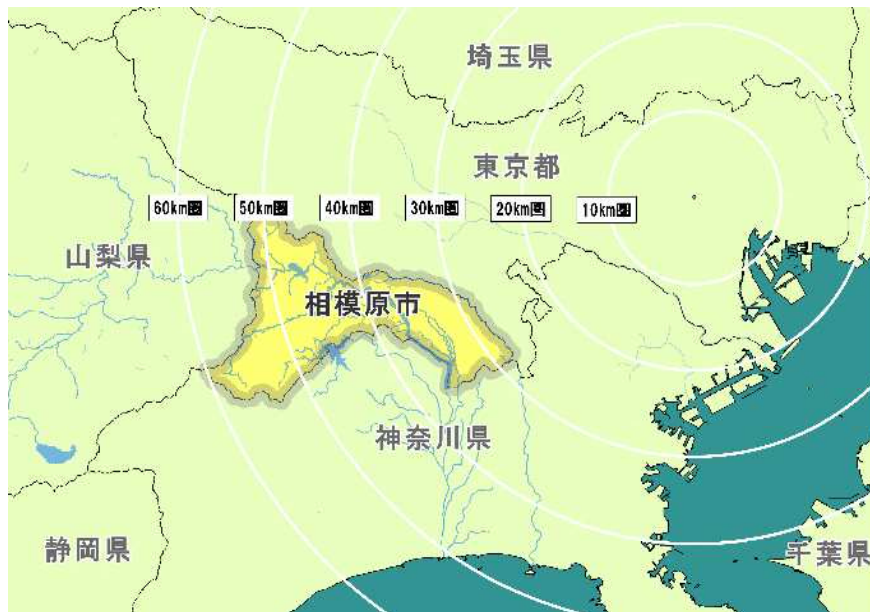


図 2-8 相模原市の位置図



図 2-9 区域図

(2) 沿革

昭和 29 (1954) 年 11 月 20 日の市制施行後は、積極的な工業誘致や全国でもまれにみる人口急増期を経て、内陸工業都市、首都圏のベッドタウンとして発展してきました。その後、平成 18 (2006) 年 3 月に旧津久井町及び旧相模湖町と、翌年 3 月に旧城山町及び旧藤野町との合併により、県内では横浜市に次ぐ 2 番目の広さとなりました。また、平成 22 (2010) 年 4 月 1 日には、戦後に誕生した市として初めて政令指定都市に指定されています。

(3) 人口

本市は、平成 18 (2006) 年及び平成 19 (2007) 年の合併により、総人口 70 万人を超える大都市となり、その後も微増傾向で推移してきました。

平成 27 (2015) 年国勢調査に基づく本市の将来人口推計結果によれば、本市の総人口は、令和元 (2019) 年をピークとして、それ以後は一貫して減少すると見込まれています。年齢区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は、今後一貫して減少しますが、高齢者人口は令和 26 (2044) 年まで増加を続け、その後減少に転じると推計されており、将来的に更に少子高齢化が進むと予測されています。

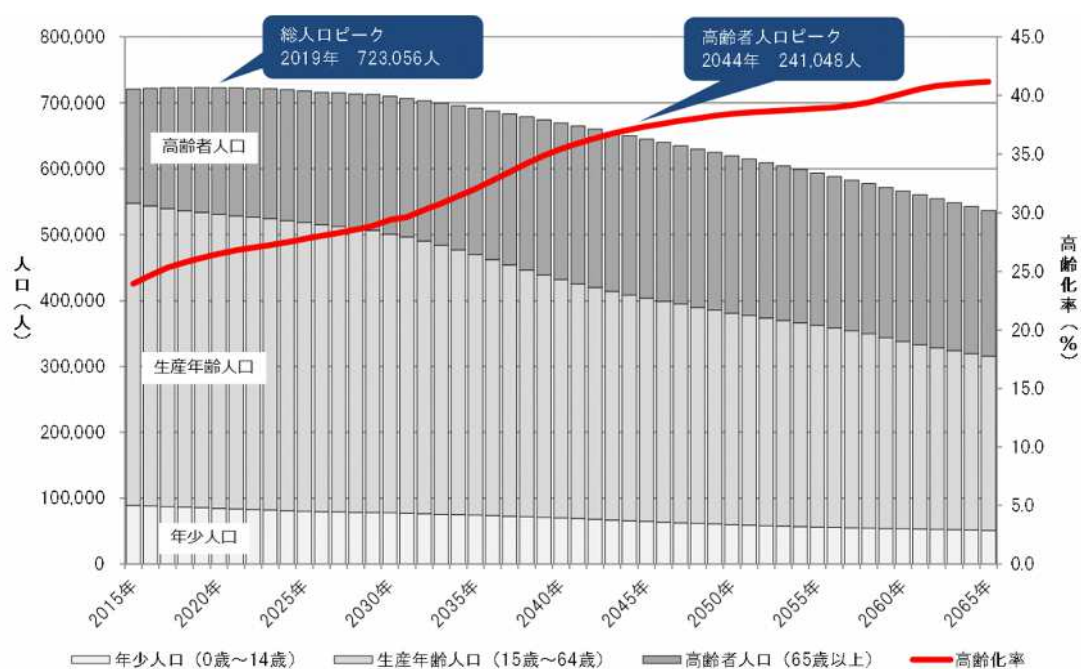


図 2-10 年齢区分別人口の推移 (2015 年 ~ 2065 年)

出典：2015 年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計に一部加筆

(4) 産業

事業所数及び従業者数は、景気変動等の影響を受けているものの、おおむね横ばいで推移しています。産業分類別の従業者数は第3次産業（サービス業）が約8割と、サービス業が従業者数の多くを占めていますが、卸売業・小売業（サービス業）の事業所数や従業者数は、減少傾向にあります。

第2次産業（工業）の事業所数や従業者数は平成2（1990）年をピークに減少傾向となっています。また、金額ベース（製造品出荷額等）では、近年おおむね横ばいで推移しています。

第3次産業（観光業）では、観光客数や観光客消費額が平成27（2015）年に急速に増加した後、多少減少したものの、宿泊客数や宿泊費はおおむね横ばいで推移しています。

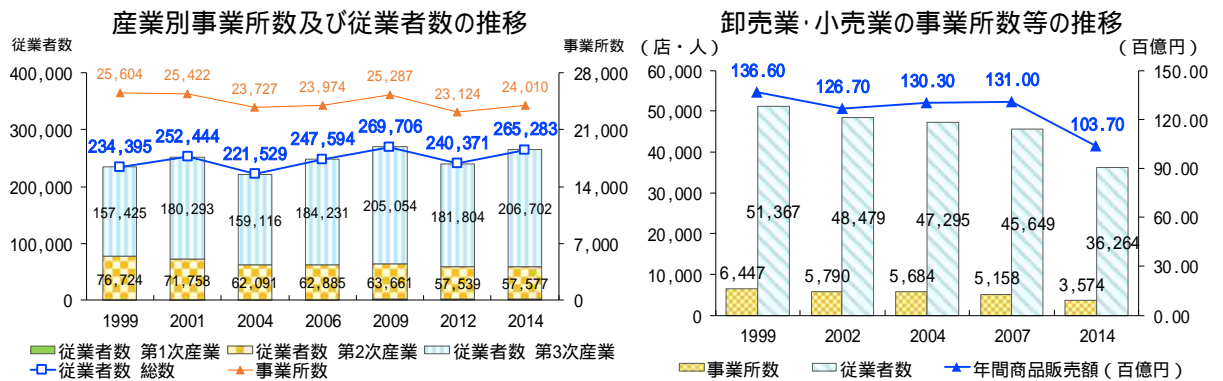


図 2-11 従業者数及び事業所数等の推移

出典：「産業別事業所数及び従業者数の推移」は事業所・企業統計調査及び経済センサス、「卸売業・小売業の事業所数等の推移」は商業統計調査

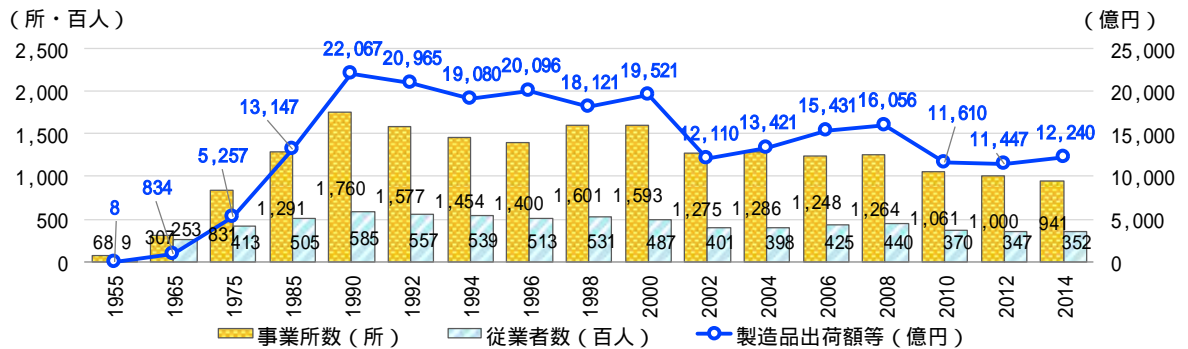


図 2-12 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

出典：工業統計調査



図 2-13 観光客数と観光客消費額の推移

出典：神奈川県入込観光客調査

(5) 土地利用

市域全体の約7割が自然的土地利用で、その大半を丹沢大山国定公園などがある市西部（相模湖津久井都市計画区域及び都市計画区域外に相当する範囲）が占めています。都市的土地利用は市域全体の約3割で、特に相模原都市計画区域において都市的土地利用が進んでおり、住宅用地の占める割合が高くなっています。

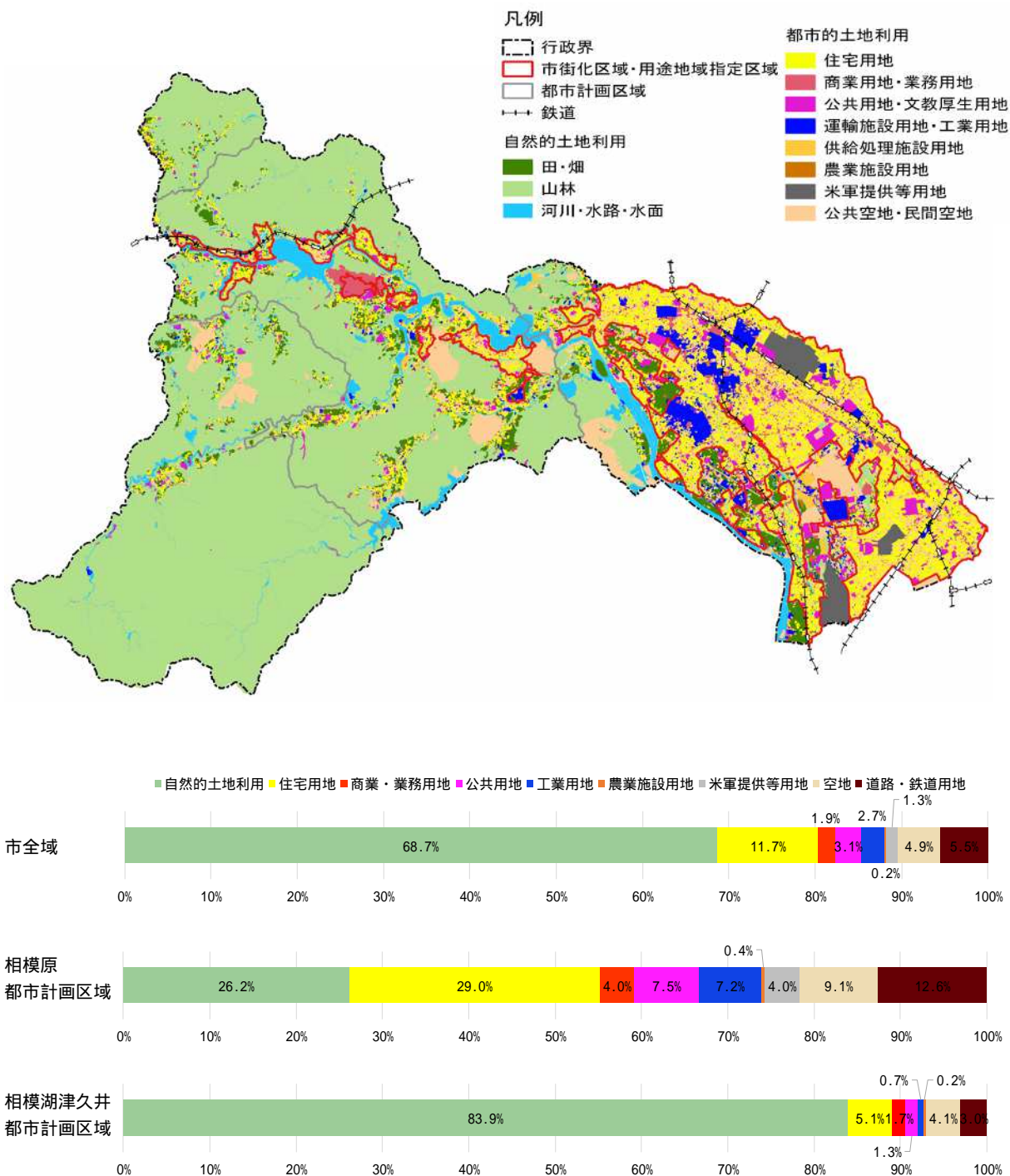


図 2-14 土地利用状況

出典：平成 27 年都市計画基礎調査（相模原市,2015）より作成（相模総合補給廠一部返還等を反映）

[近年の主要な土地利用の変化]

リニア中央新幹線の開業

東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）は、全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律特第 71 号）に基づき、平成 26 年 10 月に国土交通大臣からリニア中央新幹線の工事实施計画の認可を受けました。リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）が「橋本駅付近」に設置される予定です。令和 9 年のリニア中央新幹線の開業（東京都・名古屋市間）に向けて、橋本駅周辺地域では三大都市圏と結ばれる首都圏南西部の交流ゲートとして、更なる都市機能の集積や駅周辺の交通環境の改善・強化が期待されています。



図 2-15 リニア中央新幹線

相模総合補給廠の一部返還

相模原駅北側に広がる相模総合補給廠は、戦前、旧日本陸軍相模陸軍造兵廠として使用されていた施設で、昭和 24 年に米軍に接收された後は、在日米陸軍の主要な補給基地として、約 214 ヘクタールもの広大な土地が市民利用できないまま経過してきましたが、平成 20 年 6 月の日米合同委員会において約 17 ヘクタールの一部返還が合意されたほか、平成 24 年 6 月に後背地の約 35 ヘクタールも米軍との共同使用が合意されています。



図 2-16 相模総合補給廠

平成 26 年 9 月には、日米合同委員会において一部返還が合意されていた約 17 ヘクタールが返還されています。今後、当該地区における新市街地の形成は相模原駅周辺地区全体の起爆剤としての役割が期待されており、多様な交流を生み出すとともに、環境に配慮したまちづくりが求められています。

(6) 市街地整備等

戦前の「軍都計画」に基づく相模原都市建設区画整理事業によって道路などの整備が行われており、その後の市街地における都市化の基盤となっています。高度経済成長期において、大幅な人口増加に伴う急速な都市化により、市街地が拡大し、その後、道路や下水道等の都市基盤の整備を計画的に進めてきました。住み良い環境を維持し、向上させるための地区の特性に応じた地区計画や建築協定が行われ、良好な住宅地が形成されています。

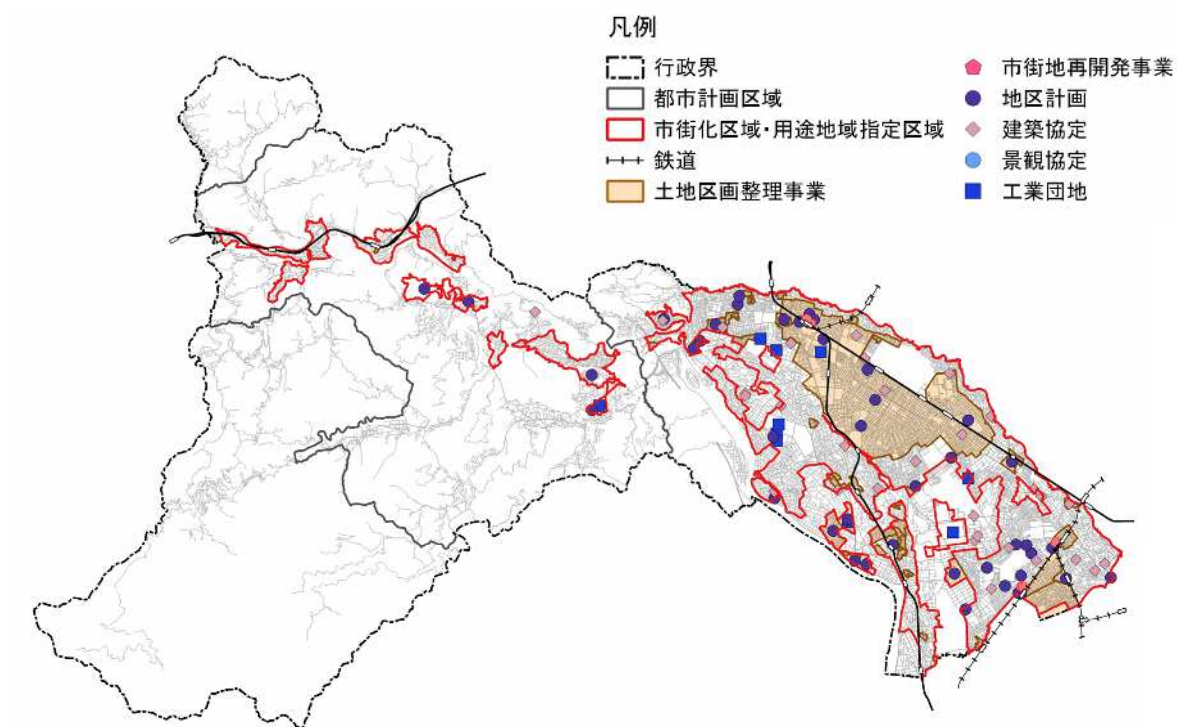


図 2-17 区画整理事業、地区計画などの状況

出典：相模原市都市計画課資料（相模原市,2019）

3. 相模原市の現状と課題

生物多様性に富んだ丹沢山系の広大な森林、神奈川県の水源地であるダム湖を抱えた津久井地域から、市街化が進んだ相模原地域まで、その環境特性は地域によって大きく異なります。環境課題を解決するためには、このような地域の特性や課題を踏まえた施策の立案が重要です。

自然的特性・社会的特性を踏まえ、本計画では、土地利用が進み経済・社会の中心地となっている「都市部」と水源地や良好な生物の生息・生育環境及び優れた景観資源が分布する「中山間地域」の2地域に区分し、それぞれの現状と課題及び重点化するべき主な施策を整理しました。

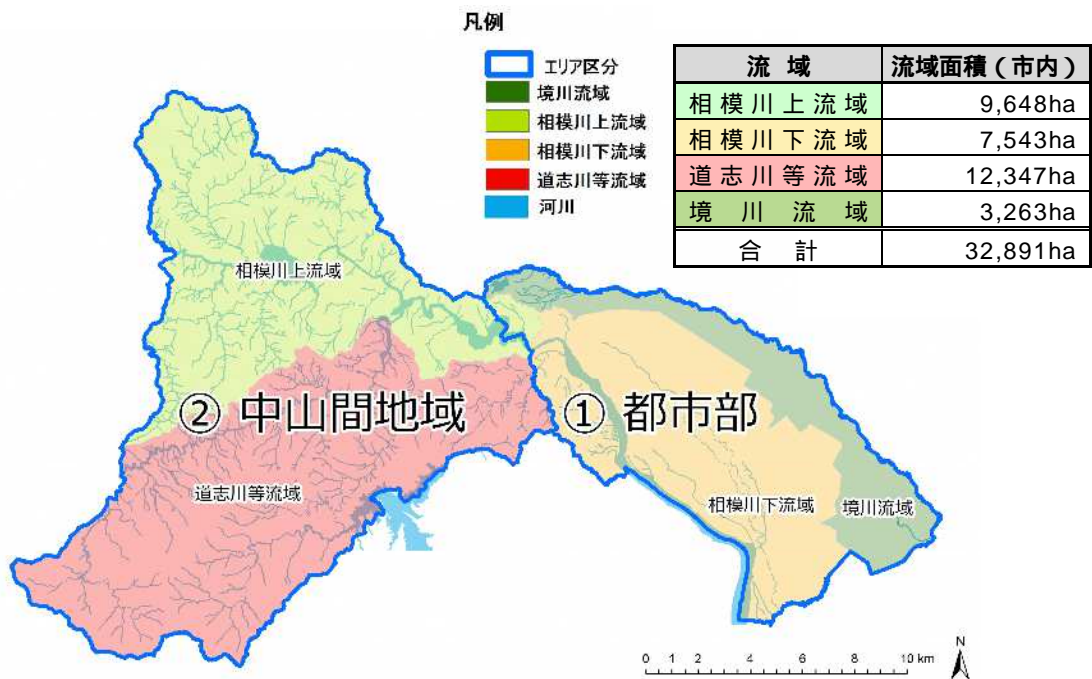


図 2-18 地域区分

表 2-2 流域別の河川の特徴

流域	流域別の河川の特徴
相模川上流域	相模川本流の上流部に位置し、相模湖（相模ダム）、津久井湖（城山ダム）といった総貯水量 6 千万 m ³ を超える 2 つの湖を有しています。流域の大半を山地が占めており、相模川の河床勾配は 1/100 ~ 1/200 と急な区間です。
相模川下流域	相模川本流の中流部に位置し、本市の中央区・南区が含まれるなど、流域の大半は市街地が占めています。相模川の河床勾配は 1/200 ~ 1/500 程度で河岸段丘が発達しています。相模川には瀬と淵が形成され、アユ・ウグイなどが生息しています。
道志川等流域	相模川支流の道志川・串川・早戸川や、宮ヶ瀬湖（宮ヶ瀬ダム）が含まれます。流域の大半は山地ですが、ブナの原生林が多く相模川上流域とは異なる環境です。道志川・早戸川とも山地の狭間を縫うように蛇行しながら流下し、渓谷を形成しています。
境川流域	本市北東部に位置し、源流部では森林が多く残されていますが、流域の大半は市街地が占めています。境川沿いには比較的河畔林が残されており、市民の憩いの場となっています。

) 河床勾配とは、川の流れる方向の川底の傾き

(1) 都市部

① 現状と課題

都市部は、橋本駅、相模原駅や相模大野駅周辺を中心に都市化が進んでおり、利便性が高まる一方で交通渋滞が生じています。当該地区は、大野台・大沼地区や道保川、八瀬川の流域にまとまった平坦林が残されており、都市生態系の貴重な拠点となっていますが、都市化に伴うみどりの減少や分断が課題とされています。また、リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）の設置や相模総合補給廠の一部返還等、社会動向の変化への対応も重要です。そのほか、当該地区では、ごみの不法投棄といった住環境が悪化している状況が見られ、また、都市化の進展により、一部ではヒートアイランド現象が見られています。

地域の主な課題

- ・都市化に伴う緑地の消失及び分断化
 - ・都市型農地の減少
 - ・広域交流拠点の形成に伴う環境負荷の低減の必要性
 - ・大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境の悪化
 - ・アライグマ、オオキンケイギク等の特定外来種の分布拡大
 - ・レクリエーションや憩いの場、人と自然との触れ合いの場の充足が必要
 - ・平坦林等におけるごみの散乱や不法投棄
 - ・中心市街地でのヒートアイランド現象の顕在化
 - ・都市化や事業所の集積に伴うエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の増加、ごみの増加
 - ・航空機騒音及びヘリコプター騒音等
- など

② 施策の方向性

都市部では、今後、リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）の設置といった社会動向の変化やそれに伴う開発需要の増加が予想されます。開発と環境の保全を両立するため、平坦林など市民が憩いの場とするみどりを保全するための施策（特別緑地保全地区の公有地化、ごみの不法投棄の防止、環境保全団体と協働した環境保全活動等）や、ヒートアイランド現象の緩和や温室効果ガス排出量を削減するための施策の重点化が必要であり、また、これらは多様な主体との連携が必要となります。そのほか、都市部は、域外との交流口という役割もあるため、訪問者に対して、豊かな自然環境を有すること、自然との触れ合いの場・機会が充実していること等を理解してもらうための施策（環境教育や情報発信）も重要となります。

重点化すべき主な施策

地球温暖化対策	・太陽熱利用の導入促進 ・自然的特性を生かしたエネルギー資源活用策の促進 ・気候変動適応策の推進（浸水、都市生活等）
資源循環の推進	・家庭系ごみの減量化・資源化 ・事業系ごみの減量化・資源化
水とみどり・生物多様性の保全	・道路整備に伴う植栽や街路樹の整備 ・緑地の散策路などのネットワークの充実
環境リスクの管理	・合流式公共下水道の分流式への改善
環境に配慮したライフスタイルの促進	・行動科学(環境行動を促す動機付け)を取り入れた環境教育等の検討 ・市民・事業者・行政の多主体連携による分野横断型の取組の推進 など

(2) 中山間地域

① 現状と課題

中山間地域は、南西部に位置する丹沢大山国定公園と丹沢大山自然公園、陣馬相模湖自然公園の2つの県立自然公園があり、豊かな自然環境を形成しています。さらに、丹沢山系などに広がる広大な森林や溪流、県民の水がめである相模湖、津久井湖などの水源地、里地里山の多様な生物の生育・生息環境や優れた景観を有しています。また、登山やキャンプなど自然とのふれあい、人々の健康づくりやレクリエーションの場として親しまれています。こうした自然環境が残る中山間地域ですが、人口減少及び少子高齢化や人工林の管理不足による荒廃、耕作放棄地の増加のほか、森林の水源かん養や土砂流出防止の機能の低下などが懸念されるとともに、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等の野生動物による農作物被害の増加、水源地域の生活排水対策等が課題とされています。

地域の主な課題

- ・人口減少及び少子高齢化の進行
- ・人工林の管理不足による荒廃、生物多様性への負の影響、水源かん養機能の低下
- ・里地里山などの手入れ不足による生物多様性への負の影響
- ・ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等の野生動物の増加による農作物被害や生活被害
- ・ダム集水区域における油、ごみや生活排水の流出（公共下水道の未整備）
- ・相模湖、津久井湖等の富栄養化
- ・中山間地域のメガソーラーやリニア中央新幹線の建設の開発に対する環境配慮が必要 など

② 施策の方向性

中山間地域では、人口減少や少子高齢化などに伴い人工林の管理不足による荒廃、耕作放棄地の増加が進行することが予想され、これは人の環境のみならず、自然生態系へも影響をもたらします。当該地区では、ダム集水区域の生活排水処理の対策、森林の手入れ不足による水源かん養機能低下の対策、天然林を基盤とする奥山の自然生態系の保全に関する施策、増加するニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等といった野生動物による被害対策を重点化することが重要です。そのほか、自然と人とのふれあいを促進するための施策も重要であり、これらの施策により、都市部の住民との連携促進が図れ、持続可能な循環共生型の社会の実現に貢献します。

重点化すべき主な施策

- | | |
|---------------------------|---|
| 地球温暖化対策 | ・自然的特性を生かしたエネルギー資源利活用策の促進
・再生可能エネルギー導入促進と環境保全の両立
・気候変動適応策の推進（土砂災害等） |
| 資源循環の推進
水とみどり・生物多様性の保全 | ・不法投棄防止対策の推進
・生物多様性の保全上重要な地域の指定
・水源の森林づくり事業の推進
・市民が森林と触れ合う機会の創出 |
| 環境リスクの管理 | ・高度処理型浄化槽の設置の推進
・水環境の保全に関する監視体制の充実 |
| 環境に配慮したライフスタイルの促進 | ・事業者の自主的な環境影響評価(自主アセス)のサポート体制の検討
・体験型の環境教育等の推進 など |

1. 望ましい環境像

人と自然が共生するまち

「市民と築く、地域循環共生都市さがみはら」

望ましい環境像は、相模原市総合計画の基本目標の一つである「人と自然が共生するまち」とし、副題を「市民と築く、地域循環共生都市さがみはら」とします。

この望ましい環境像は、本計画の根拠条例である相模原市環境基本条例の第3条に示された基本理念の実現化を目指すものです。

また、一方で、平成30(2018)年度に策定された国の第五次環境基本計画では、6つの「重点戦略(経済・国土・地域・暮らし・技術・国際)」が設定され、その展開に当たってはパートナーシップ(あらゆる関係者との連携)を重視しており、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指すこととされています。この考えは、自然環境と都市環境を併せ持つ本市の地域特性に合致したものであり、本計画でもこの「地域循環共生圏」を踏まえることが必要です。

こうした相模原市環境基本条例で定める基本理念や国の第五次環境基本計画に加え、令和2(2020)年度から令和9(2027)年度を計画期間とする目指すまちの姿を示した相模原市総合計画で掲げている環境分野の目指すまちの姿、本市の有している多様な環境特性を踏まえ、環境基本計画におけるおおむね20年後の中・長期的目標として上記のとおり「望ましい環境像」を設定しました。

環境的側面、経済的側面及び社会的側面が複雑に関わっている現代において、持続可能な社会の実現を目指すためには、社会経済システムのあらゆる局面に環境配慮が織り込まれるとともに、環境・経済・社会の全てが健全で持続的である必要があります。

本計画で目指すべき望ましい環境像とは、あらゆる主体の連携と協働により、物質的な面だけでなく、精神的な面からも、安心、豊かさ、健やかで快適な暮らし、歴史と文化、相互に支え合うコミュニティなどを将来世代にわたって約束する社会です。

そのためには、低炭素社会の実現、循環型社会の構築、清浄な大気や上質な水資源の確保、豊かな森林と清らかな水の流れ、多様な生物の生育・生息環境の保全、良好な都市環境の形成、そして有害物質などによる健康へのリスクの低減された安全な生活環境の維持等、あるべき姿を確かなものとして実現していくよう、連携と協働を大きな柱の一つに据え、多様な環境問題に積極的に取り組みます。



図 3-1 望ましい環境像

地域循環共生都市さがみはら

中山間地域で生産される農林産物などの資源は、都市部の市民に自然の恵み等によって自らも支えられているという「気付き」を与え、自然保護活動への参加など中山間地域を支える具体的な環境行動を促すことにもつながります。

一方、都市部において中山間地域の資源を購入・消費することにより、同地域の農林業が活性化するなど人やお金が都市部から循環されます。

このように中山間地域と都市部の地域特性を生かして、人と自然が共生する都市が地域循環共生都市さがみはらです。

2. 基本目標

基本目標は、地域の特徴（都市部から中山間地域までの多様な環境）と環境、経済及び社会の3側面を踏まえ、各地域が自立・分散したコミュニティを形成しつつ、相互補完して支え合う社会の実現を目指し、「地球温暖化対策」、「資源循環の推進」、「水とみどり・生物多様性の保全」、「環境リスクの管理」の4分野の基本目標を設定しました。また、それらの基本目標を実現するための総合的、横断的な目標として、各分野に共通する土台となる環境保全のための人づくり・仕組みづくりを目的とした「環境に配慮したライフスタイルの促進」を設定しました。

なお、基本目標「環境に配慮したライフスタイルの促進」の施策「環境を守る担い手の育成」、「複雑・多様化する環境問題への体制整備」は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「環境教育等行動計画」として位置付けます。

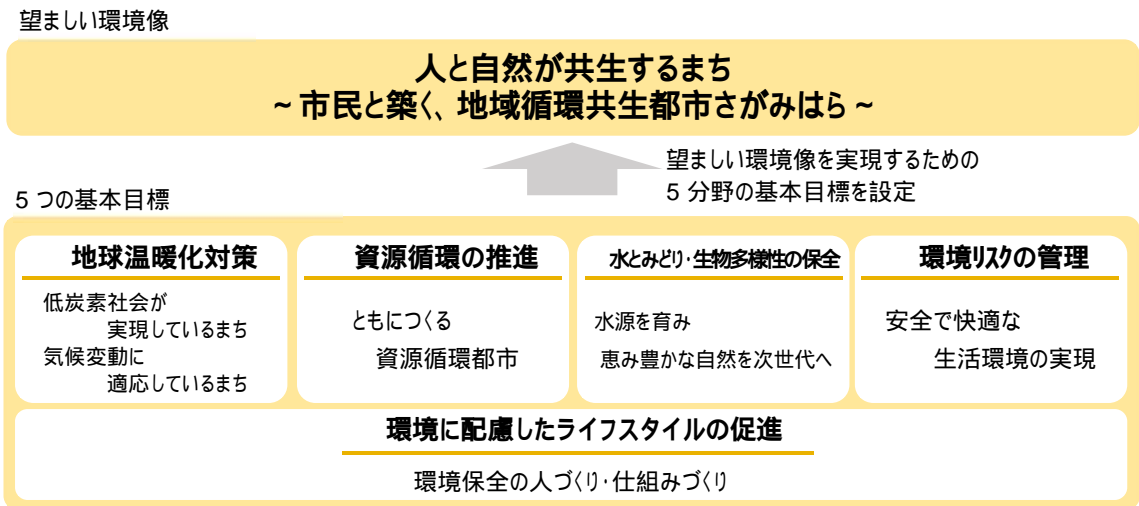


図 3-2 望ましい環境像と基本目標

表 3-1 基本目標と20年後の姿

基本目標	20年後の姿
地球温暖化対策 低炭素社会が実現しているまち 気候変動に適応しているまち	エネルギーの利用やライフスタイルが見直され、エネルギーの消費を抑えた豊かで快適な生活を送ることのできる低炭素な社会が実現しています。
資源循環の推進 ともにつくる資源循環都市	ごみの発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用を推進することで、モノやエネルギーが適正かつ余すことなく利用される資源循環都市が形成されています。
水とみどり・生物多様性の保全 水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ	都市部には緑があふれ、中山間地域では生き生きとした風景が復活し、また、それらが水とみどりの有機的なネットワークで繋がる、人と多様な生き物がくらす豊かなまちが形成されています。
環境リスクの管理 安全で快適な 生活環境の実現	大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染といった生活や健康にかかるリスクが十分に低減され、人と生きものに優しい健康で安全な暮らしが実現しています。
環境に配慮したライフスタイルの促進 環境保全の人づくり・仕組みづくり	ライフスタイルや事業活動における環境配慮の意識が醸成され、多様な主体によって地域や場面にかかわらず積極的な取組が行われている社会が実現しています。

3. 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)と施策との関連性

SDGs では、地球規模で私たちの良き将来を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットを掲げています。これらのゴールやターゲットは、1 つを達成しようとするれば他のゴールにも影響するというように相互に関連する体系とされています。

本計画においては、12 のゴール(No.2、No.3、No.4、No.6、No.7、No.9、No.11、No.12、No.13、No.14、No.15、No.17)について、5 つの基本目標の各施策の方向性と SDGs の各ゴールに対する関連性を整理しました。

本計画では、関連の深いゴールについて記載をしていますが、環境保全の取組は、1 つの取組が地球温暖化対策や資源循環の推進、自然環境の保全など様々な影響を及ぼし、多くの波及効果をもたらすため、間接的にはそのほかのゴールについても貢献が期待されます。

SDGs で示すゴールやターゲットを見据えて、本計画の施策を推進することで、環境・経済・社会の諸課題の同時解決が期待され、SDGs を通じた地域・グローバルの双方において持続可能なまちづくりに貢献していきます。



図 3-3 SDGs の 17 のゴール (再掲)

出典：国連開発計画 ホームページ

表 3-2 SDGs のゴールと環境基本計画の施策との関連性

関連する SDGs のゴール	施策推進による貢献の内容
 <p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、栄養を改善し、持続可能な農業をすすめる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化等による食品ロスの減少⁰²
 <p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人の健康な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、水、土壌・地下水等の環境監視の継続的な実施⁰⁴
 <p>4 質の高い教育をみんなに 全ての人への公正な質の高い教育と生涯学習の機会を提供する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境行動の推進、人材育成等による環境教育の推進⁰⁵
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に 全ての人に持続可能な水の使用と衛生設備を保障する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水と衛生に関わる分野の管理・対策の強化⁰¹ ・自然生態系の保護・回復⁰³ ・継続的な環境監視の実施による水環境の保全⁰⁴
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 安くて安定的に発電してくれる持続可能なエネルギーが使えるようにする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入促進によるエネルギーセキュリティの強化⁰¹ ・清掃工場における発電や資源の有効活用⁰²
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 災害に強いインフラをつくり、みんなが参加できる持続可能な産業化を進め、新しい技術を生み出しやすくする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素ライフスタイルへの転換等による産業基盤育成⁰¹ ・ごみ資源の利用効率の向上⁰²
 <p>11 住み続けられるまちづくりを 国内及び国家間の格差と不平等を減少させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の移動手段の確保やまちの低炭素化に向けた公共交通機関のシステム整備による低炭素まちづくりの推進⁰¹ ・ごみ資源の適正処理及び資源循環型社会の推進⁰² ・公園整備や水辺環境等の保全⁰³ ・大気環境や水環境等の生活環境の保全⁰⁴
 <p>12 つくる責任 使う責任 生産と消費のパターンを持続可能なものすることを促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化やリユース・リサイクルによる資源の有効利用の促進⁰² ・事業者による化学物質の適正な使用、管理の促進⁰⁴ ・幅広い場における環境教育や人材育成、グリーン購入等の推進による環境に配慮したライフスタイルの促進⁰⁵
 <p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネの推進による化石燃料消費量の削減を通じた気候変動影響の緩和⁰¹ ・緑地の保水機能の維持によるゲリラ豪雨等の気候変動影響への適応⁰³
 <p>14 海の豊かさを守ろう 海と海洋資源を守り、持続可能な利用を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ（プラスチックごみ等）の減量化やごみの不法投棄の撲滅による海洋汚染の防止⁰²
 <p>15 陸の豊かさを守ろう 陸の生態系を保護し、持続可能な利用を促進し、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化、生物多様性の喪失を止める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスを吸収する民有林等の森林整備推進による健全な森林の保全と育成⁰¹ ・生物の保護と適正管理等による生物多様性の保全⁰³ ・陸域生態系と内陸淡水生態系等の保全⁰⁴
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 目標達成のために必要な行動を強化し、持続可能な開発に向けて世界の国々が協力する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協働取組の在り方の検討、環境教育の推進等によるパートナーシップの構築促進⁰⁵

) 直接的な貢献が期待される基本目標

01: 地球温暖化対策、02: 資源循環の推進、03: 水とみどり・生物多様性の保全、04: 環境リスクの管理、

05: 環境に配慮したライフスタイルの促進

4. 環境基本計画の施策体系



 : 関連性の高いゴール

取組方針	関連する環境分野の個別計画
<p>— 地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入促進</p> <p>— 低炭素ライフスタイルの推進、設備・機器や建築物の省エネ化の促進</p> <p>— 低炭素型の都市の形成、自動車交通の低炭素化の促進 ほか</p> <p>— 健全な森林の保全と育成</p> <p>— 気候変動に強いまちづくり</p>	<p>相模原市地球温暖化対策計画</p>
<p>— 家庭系ごみの減量化・資源化、事業系ごみの減量化・資源化</p> <p>— ごみ処理体制の整備、不適正処理防止対策</p>	<p>第3次相模原市 一般廃棄物処理基本計画</p>
<p>— 生物の保護と適正管理</p> <p>— 緑地の保全、緑化の推進、里地里山の保全と活用 ほか</p> <p>— 水循環機能の向上、水辺環境の保全と再生、親水空間の充実</p> <p>— 大気環境の保全、水環境の保全、土壌・地下水汚染の防止 ほか</p>	<p>相模原市水とみどりの基本計画 ・生物多様性戦略</p>
<p>— 職場等における環境保全活動、人材育成、体験の機会の場の認定・提供 ほか</p> <p>— 拠点機能整備及び情報の積極的公表</p> <p>— 環境影響評価制度の充実</p>	<p>相模原市地球温暖化対策計画</p> <p>相模原市 一般廃棄物処理基本計画</p> <p>相模原市水とみどりの基本計画 ・生物多様性戦略</p>

基本目標 1

地球温暖化対策

～ 低炭素社会が実現しているまち～

～ 気候変動に適応しているまち～

[関連する環境分野の個別計画：相模原市地球温暖化対策計画]

関連する SDGs のゴール



 : 関連性の高いゴール

(1) 新たな計画における目指す姿と指標

① 目指す姿

これまで地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの導入に向けた各種支援、省エネルギー活動の促進といった都市における環境負荷の低減や、温室効果ガス排出量を削減するための様々な施策に取り組んできました。その結果、市内の温室効果ガス排出量は減少傾向にあり、平成 28 年度には、第二次相模原市環境基本計画で定めた目標「二酸化炭素排出量の削減目標（平成 31 年度に平成 18 年度比で 15%以上削減）」を達成するなどの効果が出てきています。また、地域特性を踏まえた水害や土砂災害に強い都市づくり、ヒートアイランド現象の緩和等により、地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響の回避・軽減などを進めていきます。

今後、パリ協定や国の削減目標などを踏まえ、温室効果ガス排出量を削減するための再生可能エネルギー等に関する積極的な設備導入や、低炭素型のライフスタイルへの変革など、抜本的な対応が必要とされています。持続可能な社会に向けて、新たな成長と低炭素化を両立する低炭素社会の実現を目指していきます。

② 基本目標の達成の目安となる指標

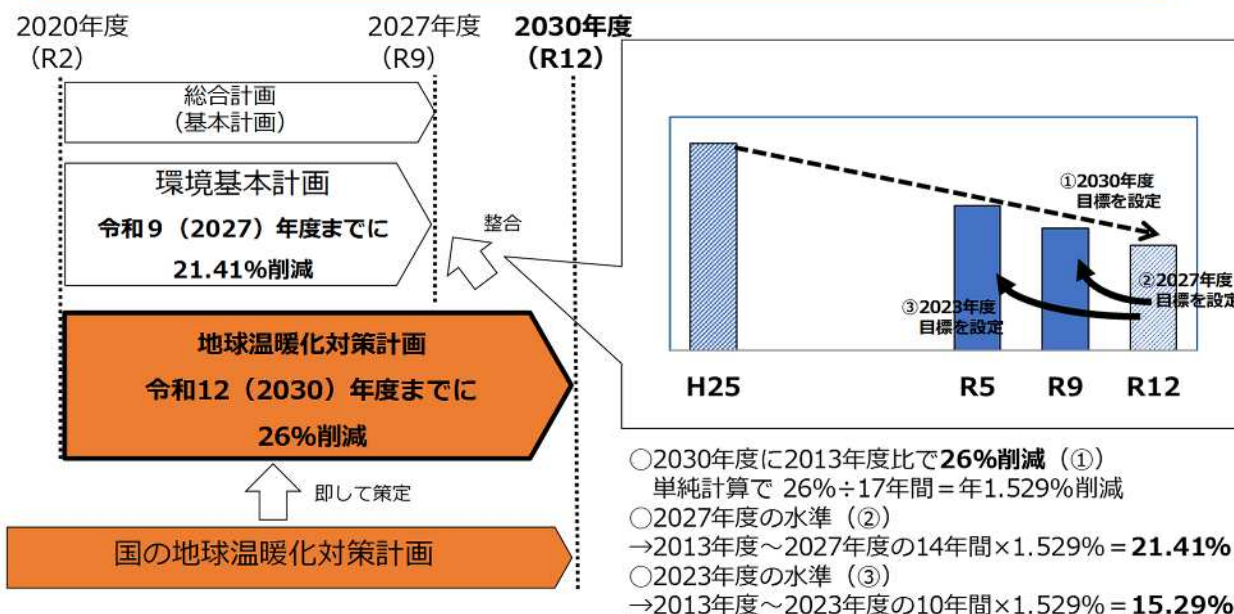
指標	算定式	目標		
		基準値 (年度)	中間目標 (年度)	最終目標 (年度)
市域の二酸化炭素排出量 ¹	産業部門、運輸部門 家庭及び業務部門に おける二酸化炭素の 排出量の合計	421.9 万 t-CO ₂ ² (平成 25 (2013) 年度)	357.4 万 t-CO ₂ (令和 5 (2023) 年度)	331.6 万 t-CO ₂ (令和 9 (2027) 年度)
	国の温室効果ガス削減目標をもとに、本市におけるこれまでの削減実績（緩和策）や将来推計結果などを踏まえ、目標を設定しました。			
気候変動に伴う影響に備えている市民の割合 (%)	市民アンケート	83.1% (令和元 (2019) 年度)	89.1% (令和 5 (2023) 年度)	95.1% (令和 9 (2027) 年度)
	気候変動やその影響について理解し、市民の具体的な行動に繋がっていることを見る指標として、目標値を設定しました。			

1) 数値目標は、個別計画「地球温暖化対策計画」で定めた目標値（2030 年度）を基準に本計画の目標値として定める。

2) 平成 25 (2013) 年度の二酸化炭素排出量について、推計方法を見直ししたため、これまでの公表値とは異なる。

目標値「二酸化炭素排出量」の考え方

○ 地球温暖化対策計画では、令和12 (2030) 年度目標として、26%削減を設定
→地球温暖化対策計画の令和12 (2030) 年度目標を基準に、令和 9 (2027) 年度までの削減目標を定め、指標として設定



(2) これまでの取組と課題

これまで地球温暖化対策として「相模原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」、「相模原市気候変動の影響への適応策」を策定し、再生可能エネルギーの導入の促進や省エネルギー設備の導入に向けた支援などの取組を行ってきました。施策の達成目標として、第二次環境基本計画で成果指標とした「温室効果ガス排出量の削減目標（平成31年度に平成18年度比で15%以上削減）」を掲げており、様々な施策の展開によって平成28年度（最新の実績値）に目標を達成しています。部門別の温室効果ガス排出量の構成比については、基準年度は産業部門が約半数を占めていましたが、近年は省エネルギー化や生産効率化が進み、産業部門の排出量は減少傾向にあります。一方、業務部門については事業所の増加等により温室効果ガス排出量が増加しています。将来的に経済の安定と温室効果ガス排出量の削減を両立することが重要であるため、今後はますますの省エネルギー化の促進が必要です。

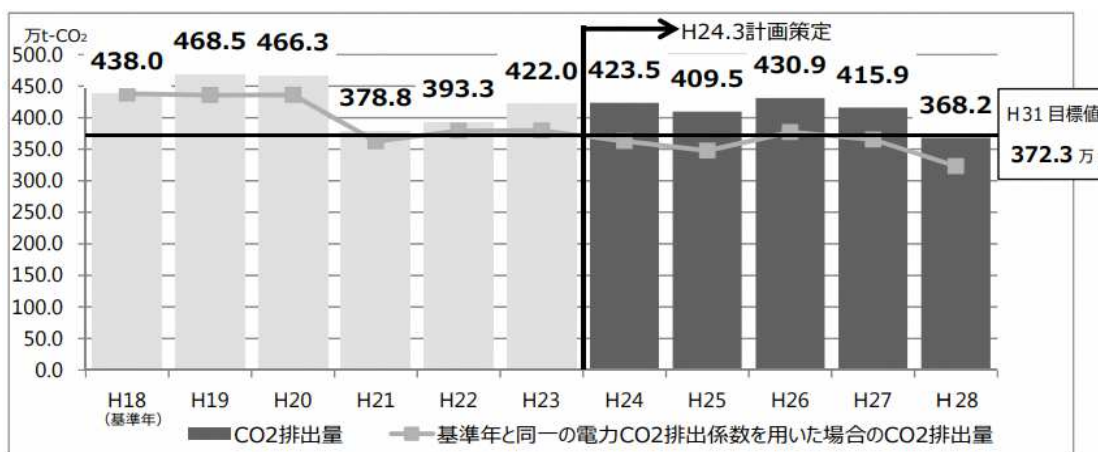


図 4-1 相模原市の温室効果ガスの排出量の推移

出典：相模原市地球温暖化対策実行計画実施状況報告書（相模原市、2018）

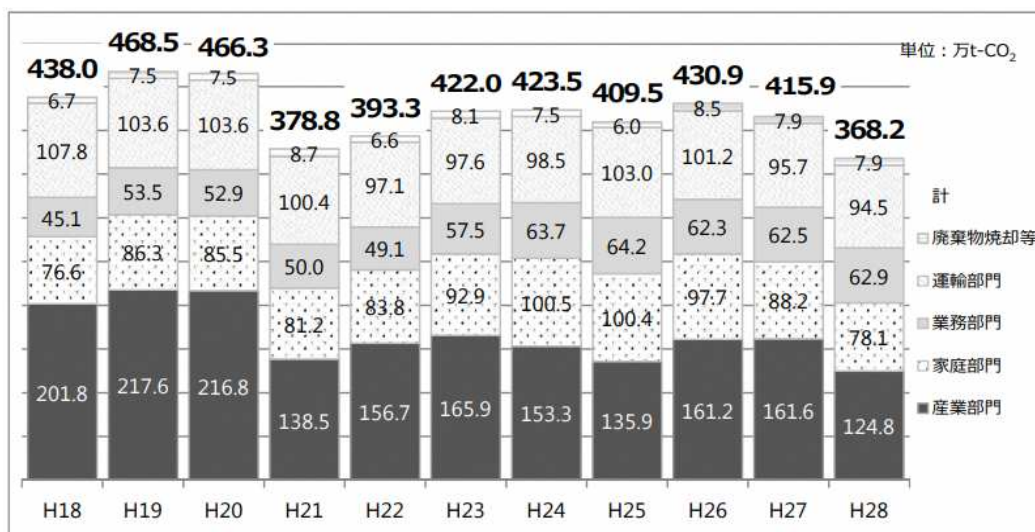


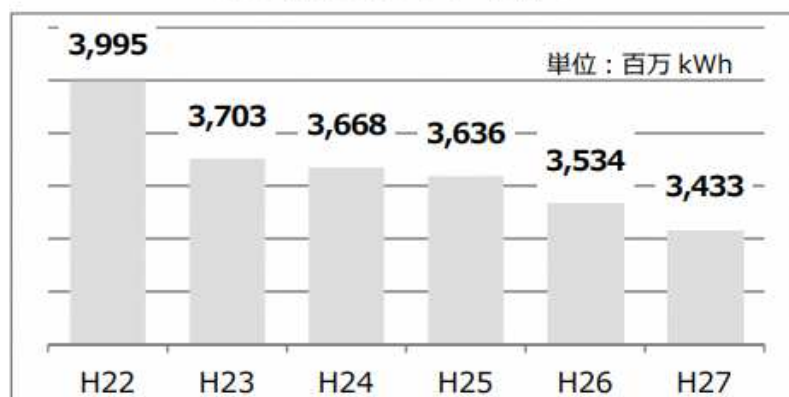
図 4-2 部門別の温室効果ガス排出量の推移

出典：相模原市地球温暖化対策実行計画実施状況報告書（相模原市、2018）

市内で消費される電力については、市民・事業者による節電への取組の定着や太陽光発電設備をはじめとする自家消費型の再生可能エネルギー利用設備の導入、LED といった省エネ機器の普及等により、市内の電力使用量は減少してきています。なお、平成 28 年度以降は電力小売が全面自由化されたため、市内への販売電力量の把握が困難となってきています。

また、産業部門、業務部門、家庭部門で多く消費される電力の CO₂ 排出係数の推移は、東日本大震災以降、原子力発電所の停止によって上昇傾向にあります。電力の CO₂ 排出係数の増加は、CO₂ 排出量の更なる削減を進める上での課題となっています。

＜市内販売電力量の推移＞



＜東京電力エナジーパートナー㈱の電力 CO₂ 排出係数の推移＞

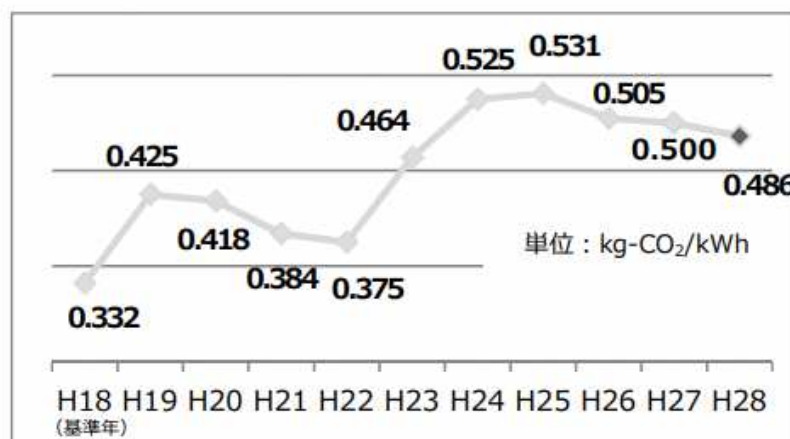


図 4-3 市内で消費されるエネルギーの推移

出典：相模原市地球温暖化対策実行計画実施状況報告書（相模原市、2018）

(3) 施策体系

基本目標を達成するための施策及び取組方針を下図に示します。

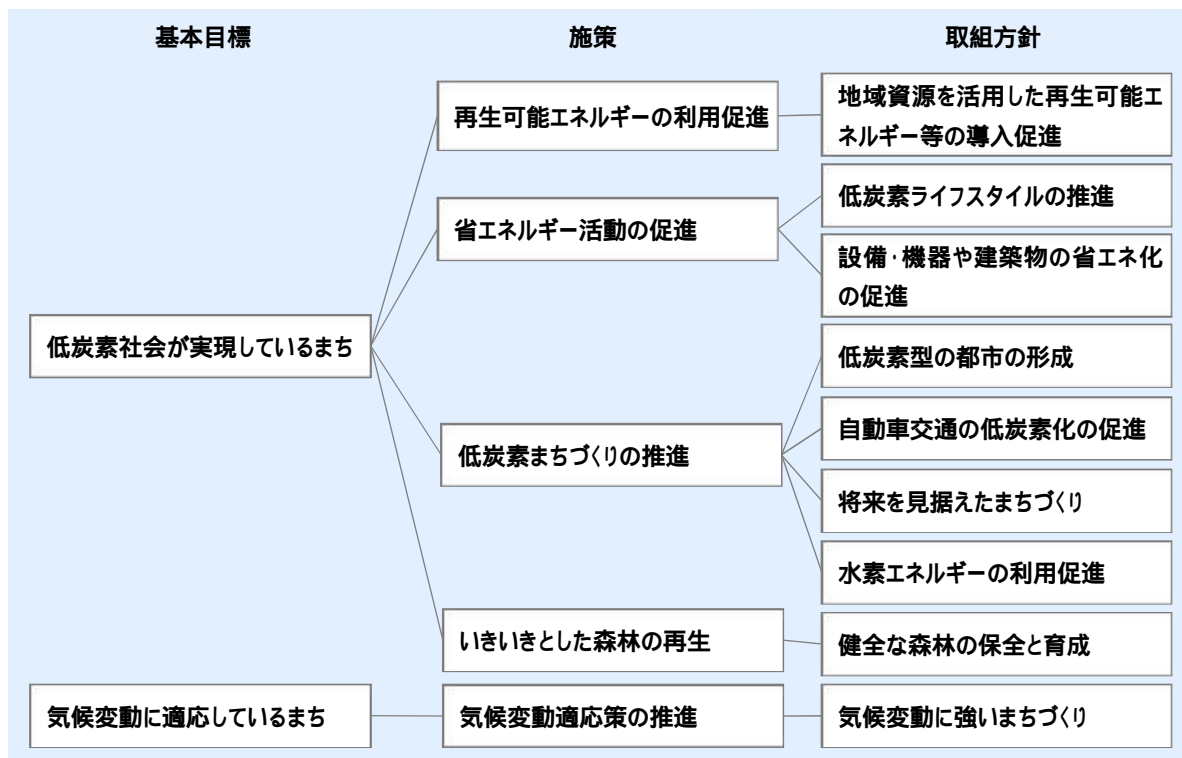


図 4-4 施策体系

(4) 施策内容

① 再生可能エネルギーの利用促進

1) 地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入促進

温室効果ガス排出量を削減していくためには、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーを積極的に導入していくことが重要です。本市は、森林資源が豊富に存在しており、これらをもとに地域特性を考慮したエネルギーの地産地消を図っていくことが重要です。

温室効果ガス排出量の削減やエネルギー消費量の削減に向けて、住宅等への太陽光発電・太陽熱利用の導入促進や農地を活用したソーラーシェアリング、地域資源の特性を活用した再生可能エネルギーの導入・利用を促進していきます。

【主な取組】

- ・住宅等への太陽光発電設備・太陽熱利用設備の導入促進
- ・自然的特性を生かしたエネルギー資源利活用策の促進
- ・再生可能エネルギー利用拡大に向けた新たな仕組みづくり

② 省エネルギー活動の促進

1) 低炭素ライフスタイルの推進

温室効果ガス排出量を抜本的に削減していくためには、市民一人ひとりのライフスタイルを低炭素化していくことが重要です。また、市が平成 30 年度に行った市民・事業者アンケートにおいても、市内で温室効果ガス排出量を削減する上で最も重要と思うことは「市民一人ひとりが省エネ行動を進める」という意見が最も多くありました。また、公共交通機関など多様な主体と連携した情報発信や普及啓発に取り組み、COOL CHOICE の推進を行っていきます。

低炭素ライフスタイルに向けて、「日中に外で過ごす機会」「人と時間・空間を共有する機会」「歩いて出かける機会」などの生活における省エネルギー化に資する機会の誘発や、クールビズやウォームビズの取組の推進・普及啓発等を行っていきます。

[主な取組]

- ・「見える化」による省エネ活動の推進
- ・低炭素ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
- ・省エネ活動を促すインセンティブの導入
- ・家庭や事業所における省エネ活動の促進
- ・COOL CHOICE の推進

2) 設備・機器や建築物の省エネ化の促進

現在のエネルギー消費量を削減していくためには、既存あるいは新規に建設する建築物や設備・機器を省エネルギー性能の高いものに変えていくことが有効です。また、エネルギーを全く使わない(外部から購入しない)住宅(ZEH:Zero Energy House)やビル(ZEB:Zero Energy Building)があり、これらは増加傾向にある市内の家庭部門の温室効果ガス排出量の削減に大きく寄与します。

設備導入時の補助制度等を設けて、省エネ設備や機器、また、ZEH・ZEB の改修等を支援していきます。

[主な取組]

- ・省エネ設備・機器の導入促進
- ・ZEH・ZEB の導入と省エネ改修の促進
- ・エネルギーの最適利用の促進

③ 低炭素まちづくりの推進

1) 低炭素型の都市の形成

低炭素まちづくりを実現していくためには、都市機能の集約化と公共交通機関の利用促進等により、社会経済状況の変化に柔軟に適応した集約連携型のまちを実現することが重要です。

都市における低炭素まちづくりの取組として、拠点周辺への都市機能の誘導や、公共交通を基幹とした交通基盤の整備と利用の促進、また、地域の特徴であるみどりの多いまちを生かして、都市部における緑化の推進・活用等を行っていきます。

[主な取組]

- ・市内の照明設備の高効率化
- ・公共交通を基幹とした交通基盤の整備
- ・歩行者・自転車に優しいまちづくりの推進
- ・都市緑化の推進と市民協働による緑地の保全・活用

2) 自動車交通の低炭素化の促進

高度経済成長期以降、郊外へ市街地が拡散していったことから、自動車への依存度が高まっています。また、郊外部においては、高齢者の人口割合が増加していることもあり、高齢者の移動手段の確保と低炭素化の促進を両立していくことが重要になります。そのほか、自動車依存の高まる一方、公共交通機関の利用者の減少がみられます。

運輸部門における温室効果ガス排出量の削減に向けて、ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等の次世代クリーンエネルギー自動車の普及促進を行い、また、自動車のシェアリングの普及を図ります。そのほか、自動車から公共交通機関や自転車への転換を促進し、自動車由来の温室効果ガス排出量の削減を図ります。

[主な取組]

- ・次世代クリーンエネルギー自動車（CEV）の普及促進
- ・低燃費バスの導入促進
- ・交通需要マネジメント（TDM）による道路交通の円滑化
- ・エコドライブやカーシェアリングの普及促進

3) 将来を見据えたまちづくり

温室効果ガス排出量を削減していくためには、短期的な施策に加えて将来を見据えた長期的なまちづくりを行っていくことが重要です。また、低炭素化での課題に加え、人口減少や少子高齢化、生産年齢人口の減少、自動車への依存が高い地域性といった特徴を踏まえて総合的に検討していくことが重要です。

運輸部門の温室効果ガス排出量の削減に向けて、拠点間ネットワークの構築や新しい交通システムの導入を行うとともに、将来を見据えた大規模なまちづくりの検討に併せて、スマートシティ、エネルギーの地産地消など、効率的なエネルギーシステムについて検討します。

[主な取組]

- ・拠点間ネットワークの構築や新しい交通システムの導入への取組
- ・環境に配慮したまちづくりの推進

4) 水素エネルギーの利用促進

水素は、石油、石炭、天然ガスといった化石燃料の改質、再生可能エネルギーによる水の電気分解など、様々な原料・手法で生産することができ、貯蔵や輸送も可能なため、国内のエネルギー自給率の向上という観点からも普及が期待されています。また、水素は、燃料電池を介することで電気・熱といったエネルギーに変換することができます。そして、水素の利用段階においては水しか排出されないため、クリーンで高効率なエネルギーと言われています。

市内では、現在、2箇所では移動式水素ステーションが稼働しており、また、市の公用車として燃料電池自動車（FCV）が導入されています。今後は、水素エネルギーの利用促進に向けて、定置式水素ステーションの整備促進や燃料電池自動車の普及促進といった様々な取組を進めていきます。

[主な取組]

- ・燃料電池自動車（FCV）の普及促進
- ・水素ステーションの整備促進
- ・家庭用燃料電池及び業務・産業用燃料電池の普及促進

④ いきいきとした森林の再生

1) 健全な森林の保全と育成

森林は、水源かん養や生物多様性の保全、レクリエーション利用などの公益的機能を有するほか、二酸化炭素の吸収源としての役割を担っています。

本市は、市域面積の約6割が森林を占めるという地域特性を有しており、これを活用していくことで、区域内の温室効果ガス排出量の大幅な削減効果が期待されます。

水源の森林づくり事業や私有林及び市有林の整備事業を積極的に行い、森林における温室効果ガスの吸収を最大限に促す施策を展開していきます。

【主な取組】

- ・水源の森林づくり事業の推進
- ・私有林・市有林の整備
- ・管理された森林の活用方策の検討
- ・多様な主体との協働による森林整備の推進
- ・市民が森林と触れ合う機会の創出
- ・木材の安定供給体制構築に向けた取組

⑤ 気候変動適応策の推進

1) 気候変動に強いまちづくり

近年、空気中の温室効果ガス濃度が増加することで地球温暖化を引き起こし、地域レベルでは、連続夏日の更新や熱帯夜及び、ゲリラ豪雨の増加といった異常気象が引き起こされています。自然生態系についても生息適地の分布の変化や、病害虫の増加といった影響が見られています。これまでは温室効果ガス排出量を削減するための取組（緩和策）が主な施策でしたが、既に引き起こされている地球温暖化を起因とする様々な影響への対処が必要となっています。

これまでは気候変動に強いまちづくりを目指し、自然災害、健康、自然生態系における適応策を推進してきました。今後は農業や水資源等についても市として取り組む分野を拡大し気候変動への適応策を実施していきます。

【主な取組】

- ・農業（水稲・果樹・病害虫・生産基盤）に関する対策
- ・水資源（水供給）に関する対策
- ・浸水（内水）・洪水に関する対策
- ・土砂災害に関する対策
- ・熱中症に関する対策
- ・感染症に関する対策
- ・その他の健康被害に関する対策
- ・自然生態系に関する対策
- ・都市生活に関する対策（暑熱による生活への影響）
- ・気温、水質等のモニタリング
- ・適応策に関する普及啓発

基本目標 2

資源循環の推進

～ともにつくる資源循環都市～

[関連する環境分野の個別計画：第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画]

関連する SDGs のゴール



 : 関連性の高いゴール

(1) 新たな計画における目指す姿と指標

① 目指す姿

これまで私たちの生活や事業活動の従来のスタイルを循環型のスタイルへ転換することを目指し、様々な施策に取り組んできました。その結果、市民1人1日当たりの家庭系ごみ量やごみ総排出量が低下するなど、施策の効果が出てきています。

今後は、廃棄物を取り巻く環境の変化に対応し、更なるごみの減量化・資源化や生活排水の適正な処理を進めるとともに、これまで以上に、市民、事業者及び行政の連携・協力を深めていく必要があります。また、ステークホルダーとの連携のもと、モノの生産からごみの処理までの全ての段階で更なる4R(Refuse(発生抑制)、Reduce(排出抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(再生利用))を推進し、循環型社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

② 基本目標の達成の目安となる指標

指標	算定式	目標		
		基準値 (年度)	中間目標 (年度)	最終目標 (年度)
ごみ総排出量	市内の1年間のごみの総排出量 (一般ごみ+粗大ごみ+事業系ごみ+資源)	227,222t/年 (平成29(2017)年度)	220,000t/年以下 (令和5(2023)年度)	216,000t/年以下 (令和9(2027)年度)
	資源化可能物の分別と排出抑制による減量効果の目標として設定しました。			
最終処分量	一般廃棄物最終処分場の1年間の埋立量	21,796t/年 (平成29(2017)年度)	21,000t/年以下 (令和5(2023)年度)	20,000t/年以下 (令和9(2027)年度)
	ごみの減量化及び清掃工場における処理後残さの有効活用(溶融スラグの有効活用等)による減量化の目標として設定しました。			

) 数値目標は、個別計画「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」で定めた目標値を本計画の目標値として定める。

(2) これまでの取組と課題

これまでごみの発生抑制・排出抑制・再利用・再生利用を行う「4R」に基づき、資源循環についての施策を進めてきました。第二次環境基本計画で成果指標とした「市民1人1日当たりの家庭ごみ量」、「ごみ総排出量」、「最終処分場の埋立量」について、最終目標値には達していないものの全ての指標において減少傾向となっており一般ごみの収集回数を週3回から週2回に変更したことや資源分別回収の拡充等、これまでの施策の効果が出ているものと考えられます。

また、「ごみ総排出量」に含まれる事業系ごみの排出量は増加傾向にあり、その要因は、景気の動向等、社会情勢の影響によるものと推測されます。

家庭系ごみ、事業系ごみの組成調査の結果については、図4-8のとおりですが、家庭系ごみには27.8%、事業系ごみには11.5%の資源化可能物（紙類、プラ製容器包装など）が含まれており、更なるごみの減量化・資源化を進めるため、排出・分別ルール徹底や木くず・剪定枝等の新たな資源化について検討を進めることが必要です。あわせて、ごみを適正に処理するために、清掃工場や最終処分場などの整備・改修を計画的に進めることが重要です。

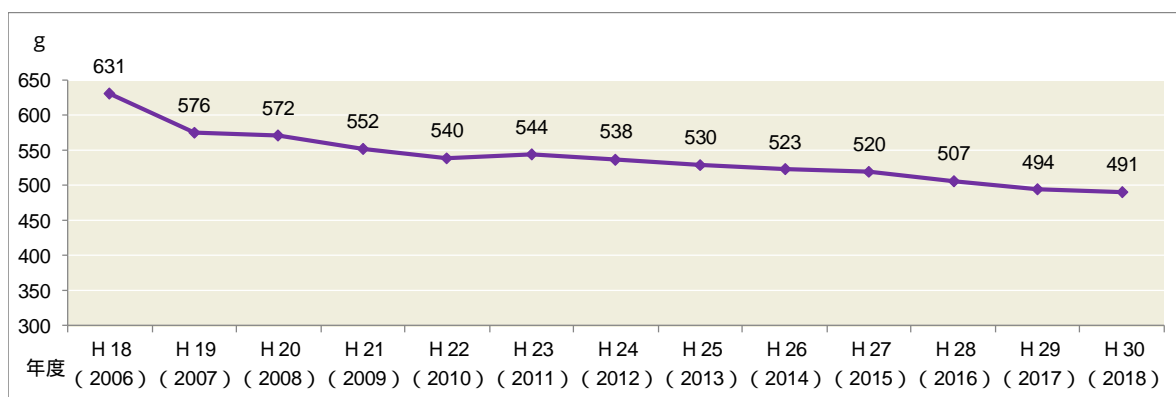


図 4-5 市民1人1日当たりの家庭ごみ量

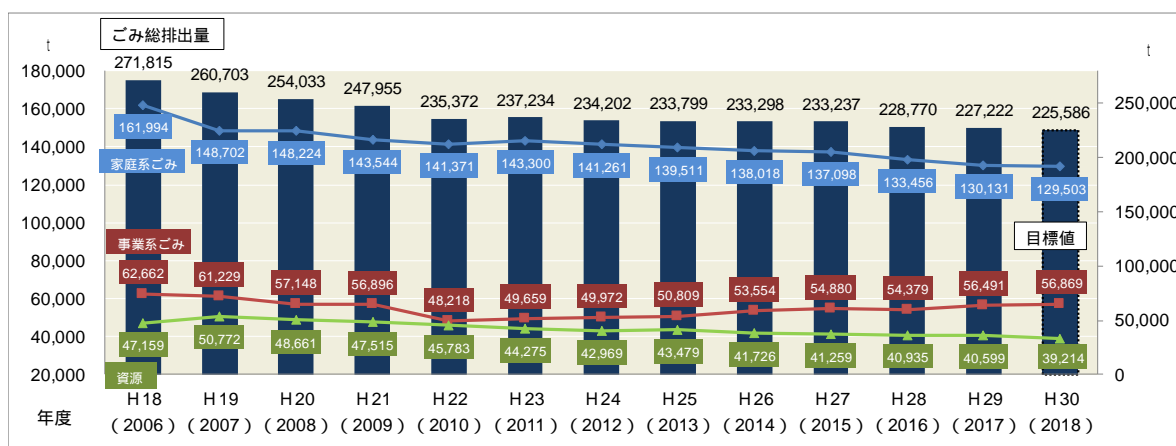
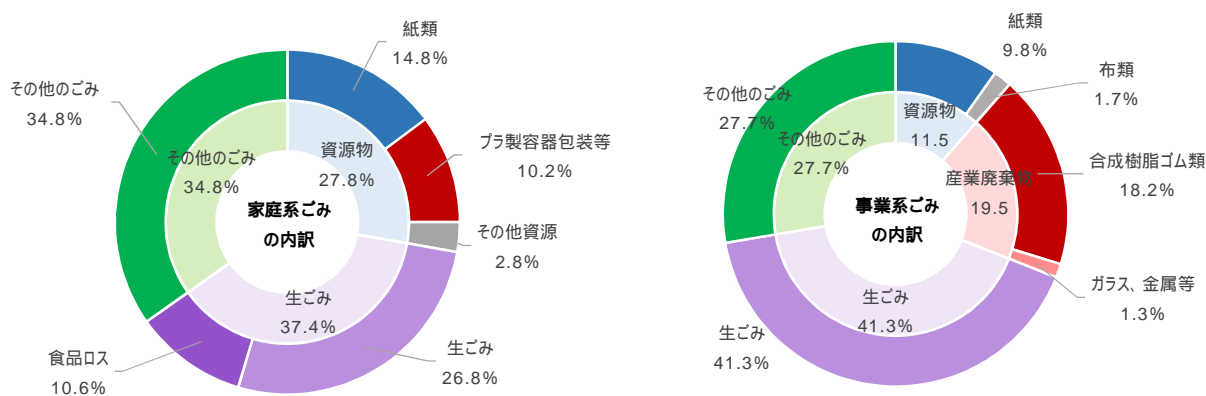


図 4-6 ごみ総排出量



図 4-7 最終処分場の埋立量



ごみ質測定調査 (平成 30 年度)

事業系一般廃棄物組成分析調査 (平成 28 年度)

図 4-8 家庭系ごみ・事業系ごみの組成内訳

(3) 施策体系

基本目標を達成するための施策及び取組方針を下図に示します。

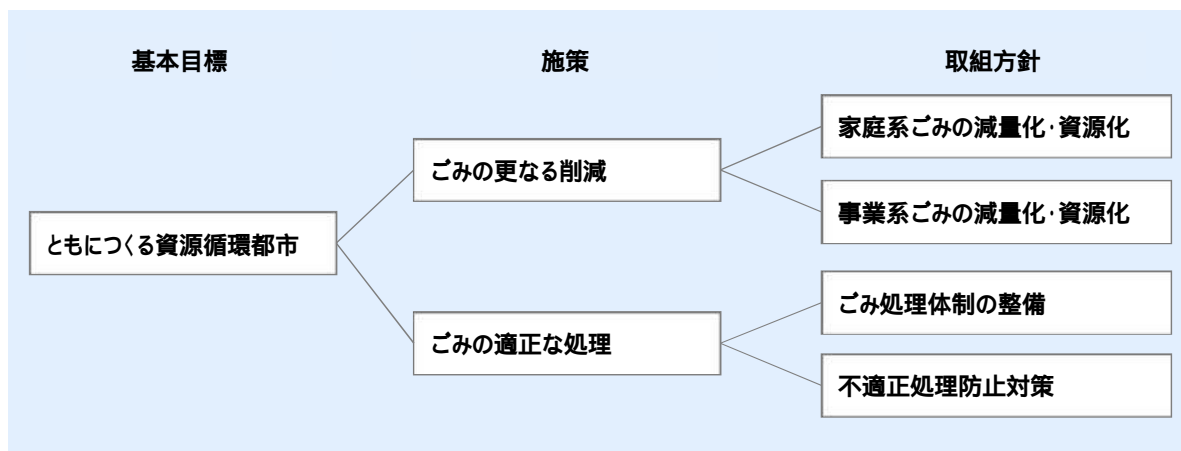


図 4-9 施策体系

(4) 施策内容

① ごみの更なる削減

1) 家庭系ごみの減量化・資源化

家庭系ごみの排出量は減少しているものの、ごみ質測定調査では、家庭ごみの27.8%(約3.4万t)は資源化が可能な紙製・プラ製容器包装等となっています。このような資源の分別を促進するとともに、近年、フリマアプリ等でリユースの文化が醸成されつつあることを踏まえ、更なるごみの減量化・資源化を進めます。また、マイバッグやマイボトル等の利用を促進し、過剰包装やレジ袋等の削減は、近年問題となっている海洋のプラスチック汚染の防止の対策にも繋がります。そのほか、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスがごみ全体の10.6%(約1.3万t)を占めており、市内循環に向けたフードドライブの実施等による食品ロスの対策など、生ごみの削減と併せて更なる取組が必要です。

【主な取組】

- ・生ごみ・食品ロスの削減
- ・過剰包装やレジ袋等の削減
- ・ごみの資源化の拡大
- ・リユースの促進
- ・4Rに関する情報発信や環境教育の推進

2) 事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの排出量は、一般的に経済状況等の外的な要因に影響される傾向があります。平成 28 年度に市が実施した事業系一般廃棄物組成分析調査では、資源化可能物が 11.5% (約 0.6 万 t) 含まれていることや、本来は産業廃棄物として処理すべきものが 19.5% (約 1.1 万 t) 含まれていることから、分別や適正排出の指導を強化する必要があります。また、生ごみの排出量が 41.3% (約 2.3 万 t) と大きな割合を占めていることから、飲食店などでは小盛メニューの導入や持ち帰り希望者への対応等、生ごみ・食品ロスを削減する取組が重要となります。

【主な取組】

- ・生ごみ・食品ロスの削減
- ・ごみの資源化の拡大
- ・適正排出の推進
- ・4R に関する情報発信

② ごみの適正な処理

1) ごみ処理体制の整備

ごみを適正に処理していくためには、清掃工場や最終処分場などの整備・改修について、施設の耐用年数やごみの排出状況などを踏まえて長寿命化計画を策定するなど、計画的に整備を進めます。

また、清掃工場においては、ごみを焼却する際の熱エネルギーを利用した発電を行うとともに、焼却の段階で金属等の資源を回収し、焼却灰のスラグ化による再資源化など、今後も引き続き、エネルギーや資源の有効活用を図ります。

【主な取組】

- ・一般廃棄物処理施設の整備
- ・エネルギーや資源の有効活用

2) 不適正処理防止対策

近年、市内の不法投棄は、パトロール、監視カメラの設置、市民との協働による不法投棄防止活動などにより、減少傾向にありますが、ごみ・資源集積場所や中山間地域については、道路際などへの不法投棄が後を絶たない状況にあります。

生活環境や自然環境の保全を図る観点から、不法投棄の多発箇所を中心に、引き続き不法投棄防止の取組を進めていきます。

また、ごみ・資源集積場所からの資源の持ち去り行為や許可なく不用品を回収する行為は、市民の分別意識を低下させるだけでなく、事業者によっては、安心・安全な生活を脅かす悪質な場合もあることから、厳正に対応していきます。

【主な取組】

- ・不法投棄防止対策の推進
- ・持ち去り行為対策の推進
- ・不用品の違法回収対策の推進

基本目標 3

水とみどり・生物多様性の保全

～ 水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ～

[関連する環境分野の個別計画：相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略]

関連する SDGs のゴール



: 関連性の高いゴール

(1) 新たな計画における目指す姿と指標

① 目指す姿

これまで、自然と人が共生するまちを目指し、水源かん養林の保全、都市公園の整備、都市緑化の推進、生物多様性の保全等、様々な施策に取り組んできました。

水とみどり及び生物多様性を保全していくためには、都市部から中山間地域まで、それぞれの地域の特性に合わせた施策を展開すること、そして、市民や環境保全団体といった多様な主体の連携を行うことが重要です。

潤いある水辺環境と、都市部・中山間地域に広がる豊かなみどり、これらの自然の上に成り立っている生きものの暮らしを次世代へ継承するため、自然と人が共生するまちの実現を目指していきます。

表 4-1 用語の定義

用語	定義
生物多様性	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを「生物多様性」といいます。 ¹
緑	人工林、雑木林、斜面林、河畔林などの森林、市街地の樹木地など、個々の「緑」を表現します。
みどり	個々の「緑」を総称して表現する場合、「みどり」と表現します。
緑地	「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、自然的環境を形成しているものをいいます。
水	河川や湖沼などの水だけではなく、河川と一体となった水辺を含めて「水」と表現します。

¹ 生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）における定義

② 基本目標の達成の目安となる指標

指標	算定式	目標		
		基準年度 (年度)	中間目標 (年度)	最終目標 (年度)
生物多様性の認知度 (%)	市民アンケート	67.4% (令和元(2019)年度)	71.0% (令和5(2023)年度)	75.0% (令和9(2027)年度)
	「言葉の意味を知っている」、「言葉を聞いたことがある」を選択した市民の割合を年間1%上昇させることを目標として設定しました。			
緑地面積 (ha)	施設緑地及び地域性緑地等の合計面積	22,113ha (平成30(2018)年度)	22,113ha (令和5(2023)年度)	22,113ha (令和9(2027)年度)
	みどりに関わる指標として、緑地面積を維持することを目標として設定しました。			
私有林の整備面積 (ha)	協力協約の整備面積 (市が森林所有者に補助を行っている森林の整備面積)	1,127ha (平成30(2018)年度)	1,262ha (令和5(2023)年度)	1,370ha (令和9(2027)年度)
	水に関わる指標として、県水源の森林づくり事業に基づく市が森林所有者に補助を行っている森林(協力協約森林)を整備していくことを目標として設定しました。			

)数値目標は、個別計画「水とみどりの基本計画 生物多様性さがみほら戦略」で定めた目標値を本計画の目標値として定める。

緑地面積の考え方

対象とする緑地は、施設緑地(都市公園、広場や学校等の公共施設緑地、市民緑地などの民間施設緑地)及び地域制緑地等(自然公園、保安林、国有林、ふれあいの森、保存樹などの法令により指定された緑地)とします。

(2) これまでの取組と課題

これまで水源かん養林の保全、都市公園の整備、屋上や壁面といった施設緑化の推進、生物多様性の保全等についての施策を進めてきました。第二次環境基本計画の成果指標のうち、「緑地率」については、街区公園の新規設置や市内の相模原麻溝公園の整備等を行いました。近年の傾向ではおおむね横ばいの状況となっています。また、「市民一人当たりの公園面積」については、相模原麻溝公園や市民に身近な街区公園などの都市公園の整備により、増加傾向にあります。目標の達成に向けては、公園整備に係る用地の確保や整備費用等の課題があります。

そのほか、市が抱える緑地や生物多様性についての課題として、特に中山間地域における人口減少や少子高齢化などに伴う人工林の管理不足による荒廃、耕作放棄地の増加とそれに伴う生物多様性の劣化、特定外来生物種を含む外来種の分布拡大、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシによる獣害被害の増加等が課題となっています。

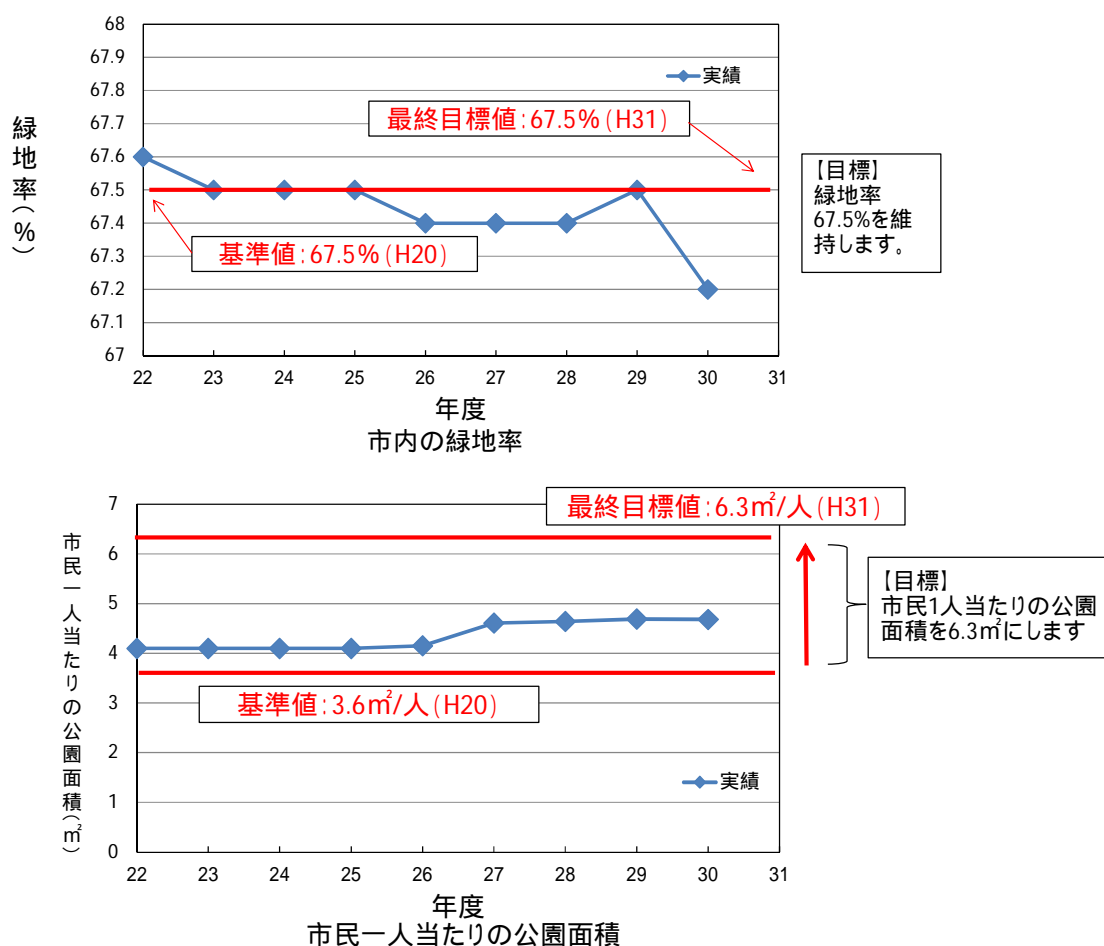


図 4-10 第二次環境基本計画における水・みどり施策の成果指標

(3) 施策体系

基本目標を達成するための施策及び取組方針を下図に示します。

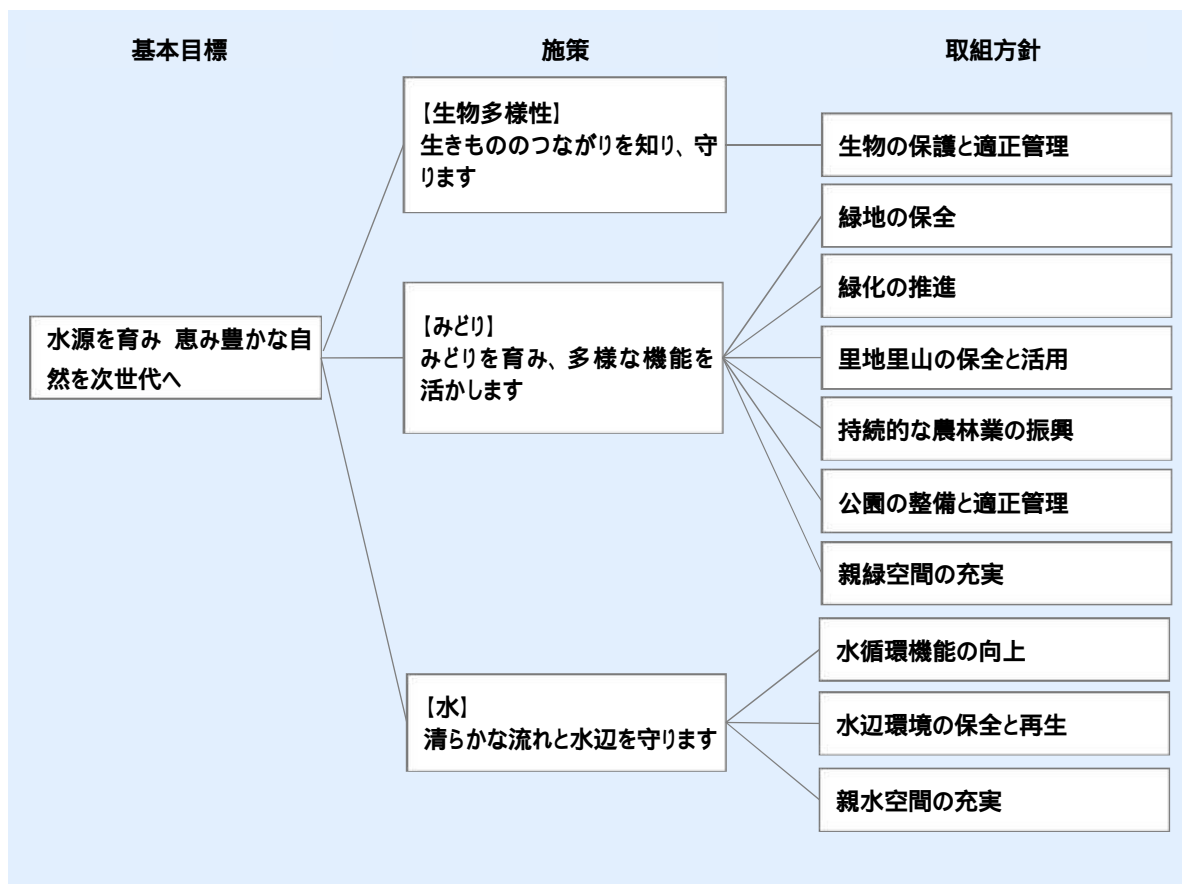


図 4-11 施策体系

(4) 施策内容

① 【生物多様性】生きもののつながりを知り、守ります

1) 生物の保護と適正管理

本市は、丹沢大山国定公園や、市街地に残された平坦林、湧水地、里山、河川及び湖沼など、希少生物の生息環境が豊富に存在しています。自然資源が豊富にある一方で、近年は、外来生物の分布拡大や、ニホンジカの増加を要因とする下層植生の減少といった生物多様性への影響が顕在化しています。また、生物多様性の保全を推進していくためには、市民・事業者など市内の様々な主体に、生物多様性を保全することの意義について広く啓発していくことが重要です。

生物多様性の理解の促進を図るとともに、近年、課題となっているアライグマ等の特定外来種等の防除など、市内の生物多様性を健全な状態で維持するための施策を展開していきます。

【主な取組】

- ・野生生物の保護と適切な管理
- ・特定外来生物の生息・生育状況把握と防除の推進
- ・希少生物の保護管理の仕組みづくり

② 【みどり】みどりを育み、多様な機能を活かします

1) 緑地の保全

緑地は、人と自然との触れ合いの場や、野生動植物の生育・生息環境、防災機能やヒートアイランドの緩和など、多面的かつ大きな役割を持っています。中山間地域には豊かな自然が分布しており、また、都市部においても比較的まとまった緑が残されています。

市の特徴でもある緑地の保全に向けて、森林の保全や利活用の推進、地域特性にあわせた緑地の保全活用計画の推進といった施策を進めていきます。

【主な取組】

- ・森林の保全や利活用の推進
- ・法令等を活用した緑地の保全
- ・身近なみどりの保全や利活用の推進
- ・多様な主体による緑地の維持管理の推進

2) 緑化の推進

既存の緑地の保全と同じく、緑化を推進することや、既存緑地のネットワーク化を行っていくことで、みどりが持つ多面的な機能を強化することができます。また、都市部では、特にみどりの創出についてのニーズがあることから、屋上、壁面、駐車場や生垣といった既存建物等を緑化していくことが重要と言えます。

特に都市部において、植栽や街路樹の整備、公共施設の緑化推進、緑化指導による緑地の確保等、身近なみどりを増やすための施策を行っていきます。

【主な取組】

- ・公共的な施設等の緑化の推進
- ・民有地の緑化の促進

3) 里地里山の保全と活用

本市では、これまで手入れがなされてきた里地里山が、担い手の高齢化や後継者不足により手入れがされなくなり、生物の生息・生育への影響や優れた景観、固有の文化・伝統が失われることが懸念されます。また、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等による鳥獣被害の増加や、森林の水源かん養機能や土砂流出防止といった防災面での機能低下が問題になってきています。

里地里山での保全活動の推進に向けて、環境保全団体への支援や里地里山を特徴付ける文化の継承について支援を行っていくことで、景観、地域文化及び生物多様性の保全・再生を行っていきます。

【主な取組】

- ・里地里山の保全の推進
- ・里地里山の利活用の促進

4) 持続的な農林業の振興

農林業は、都市化の進展、中山間地域の少子高齢化、社会的な産業構造の変化（輸入木材の増加等）による産業力の低下が課題として挙げられており、農林業従事者の育成・確保、安定した経営の促進といった農林業の振興に向けた支援が重要となっております。また、これらの取組は、地域の特性や課題に応じて実行していくことが重要となります。

地域の農林業の振興に向けて、さがみはら津久井産材の利用拡大や農産物の地産地消を促進していきます。また、法制度を活用した生産緑地地区の保全を行い、持続的な農林業を推進していきます。

[主な取組]

- ・農産物の地産地消と地場産木材の活用の促進
- ・都市農地の保全推進

5) 公園の整備と適正管理

公園は、都市空間にみどり豊かな潤いを与える不可欠な施設です。公園は、都市部においてみどりの拠点となるとともに、スポーツやレクリエーションの場としての機能も有しています。これを整備して利活用し、潤いのある生活環境の充実を図るとともに、良好な自然環境を保全・活用していくことが重要です。

地域の実情に即した形で身近な公園を整備し、市民に親しまれる公園としての利用の促進を図っていきます。

[主な取組]

- ・地域特性を生かした公園の整備
- ・みどりの拠点となる公園の拡大・充実
- ・身近な公園の整備
- ・パークマネジメントプランに基づく適正な維持管理
- ・市民協働による公園づくり

6) 親緑空間の充実

都市部におけるまとまった平地林から丹沢の奥山まで、豊かな自然が広がっていますが、人がこれらの自然と触れ合うためには、登山道や自然歩道、散策路、眺望点といった人と自然との触れ合いの場を維持管理していくことが重要です。また、このような人と自然との触れ合いの場をネットワークとして繋ぐことで管理の円滑化や観光客等の集客の増加が見込まれるなど、様々な相乗効果が期待されます。

散策路や遊歩道の整備、水辺の拠点沿岸施設の充実といったレクリエーションの場を保全していくとともに、散策路のネットワークを充実させていきます。

【主な取組】

- ・散策路等の親緑空間の充実
- ・広域トレイルネットワークの活用

③ 【水】 清らかな流れと水辺を守ります

1) 水循環機能の向上

市の西部は、豊かな森林や県民の水がめである湖が広がっています。森林の整備は着実に進んでいるものの、手入れ不足の森林もあり、森林の持つ水源かん養機能や水質浄化機能、土砂流出防止機能などの多様な機能の低下が懸念されています。

また、都市化の進展に伴い、雨水浸透機能の低下等による、地下水かん養機能の低下などが懸念されています。人々の生活や生態系にとって必要不可欠な水の恵みを持続的に享受できるよう、健全な水循環機能の向上を図ることが重要です。

県の水源の森林づくり事業等と連携した森林の保全・再生による広大な水源かん養林の多面的な機能の確保、高度処理型浄化槽の設置による生活排水対策の推進、透水性舗装や雨水浸透ますの設置の促進による地下水かん養などを推進していきます。

【主な取組】

- ・水源かん養機能の維持増進
- ・水循環機能の維持増進

2) 水辺環境の保全と再生

水辺は、人の生活に潤いや安らぎをもたらし、ヒートアイランド現象の緩和、災害時のライフラインとしての防災機能、地域コミュニティでの活用等の役割を持っています。市内における水の流れの軸となっている相模川、渓谷美と親水空間を備える道志川、そして相模湖、津久井湖といった、人と水辺が触れ合う豊かな水資源が多く存在しています。

市内の河川や湧水地、湖沼において、人が水辺の自然を享受することができるよう水辺環境の保全や再生、美化活動等を行っていきます。

[主な取組]

- ・水辺の環境保全・再生
- ・自然に配慮した河川環境の創出

3) 親水空間の充実

相模川や道志川といった比較的規模の大きい河川、道保川・姥川・八瀬川といった段丘を流れる中・小規模河川、相模湖や津久井湖といった湖沼等、湧水池等の水辺は、生活空間のそばにあります。しかし、人がこれらの水辺と触れ合うためには、触れ合い拠点となる親水施設の整備や、アクセス性の確保が重要となります。

水辺に触れ合える生活を目指して、親水施設やその付帯施設の整備等、親水空間の充実に図っていきます。

[主な取組]

- ・相模川ふれあい科学館の活用
- ・親水空間の施設の充実

基本目標 4

環境リスクの管理

～安全で快適な生活環境の実現～

関連する SDGs のゴール



: 関連性の高いゴール

(1) 新たな計画における目指す姿と指標

① 目指す姿

これまで大気や水質といった、市民の生活を維持するために必要な環境の監視や保全に努めたことにより、環境汚染の抑制がなされ、良好な生活環境が維持されてきました。

今後も、全ての市民が健康で安全な暮らしができるよう、環境の継続的な監視、事業所など環境汚染物質の発生源への指導、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）など周辺自治体と連携した広域的な取組により、安全で快適な生活環境の実現を目指します。

② 基本目標の達成の目安となる指標

指標	算定式	目標		
		基準値 (年度)	中間目標 (年度)	最終目標 (年度)
大気環境基準を達成した地点の割合(%)	環境基準達成地点数 / 測定地点数 ¹	86% (平成30(2018)年度)	86% (令和5(2023)年度)	86% (令和9(2027)年度)
	大気環境を継続的に監視するため、環境基準を達成している二酸化硫黄などの項目は、現状維持とし、環境基準を達成していない光化学オキシダントは、環境基準を超過する時間数の減少を目標とし、令和9年度の最終目標は現状維持として設定しました。			
公共用水域及び地下水の環境基準を達成した地点の割合(%)	公共用水域・地下水の環境基準適合地点数 / 公共用水域・地下水の測定地点数(県・市計画)	87% (平成30(2018)年度)	88% (令和5(2023)年度)	89% (令和9(2027)年度)
	水環境を継続的に監視するため、達成した地点数を増加させることを目標として指標を設定しました。			
騒音の環境基準を達成した地点の割合(%)	(道路交通騒音の環境基準適合戸数 + 航空機騒音の環境基準適合地点数) / (道路交通騒音の評価対象住居等戸数 + 航空機騒音の測定地点数)	89% (平成30(2018)年度)	89% (令和5(2023)年度)	89% (令和9(2027)年度)
	騒音を継続的に監視するため、適合した住居等戸数や達成した地点数を維持することを目標として設定しました。			
化管法 ² に基づく化学物質の環境への排出量(トン)	PRTRで報告された化学物質の排出量の合計	284トン (平成29(2017)年度)	275トン (令和5(2023)年度)	267トン (令和9(2027)年度)
	化学物質の大気や公共用水域への排出を監視するため、令和9年度までに6%減少させることを目標として設定しました。			
事業所などへの立入検査の実施回数(回)	事業所、解体工事現場等への立入検査の実施回数	202回 (平成30(2018)年度)	204回 (令和5(2023)年度)	205回 (令和9(2027)年度)
	事業所などへの計画的な立入検査により、公害の発生を未然に防止するため、令和9年度までに立入検査の実施回数を基準値から1%増加させることを目標として設定しました。			

1) 測定地点：市役所測定局、相模台測定局、橋本測定局、田名測定局、津久井測定局、上溝測定局、古淵測定
測定項目：二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質・二酸化窒素・光化学オキシダント・ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン

2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)

(2) これまでの取組と課題

大気環境は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づき大気常時監視測定局による測定や有害大気汚染物質の測定を行い、更に、平成 25 年度からは、微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析を実施し、発生源の解析を行ってきました。微小粒子状物質（PM2.5）は、平成 27 年度から環境基準を達成している一方で、光化学オキシダントは、依然として環境基準を達成していません。このため、大気汚染物質の削減に向けて、事業所などの固定発生源への指導を行うとともに九都県市など周辺自治体と連携した対策を進めることも課題となっています。

水環境は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき市内の河川や湖沼の水質の測定を行ってきました。水質は、公共下水道の普及によって改善されてきましたが、生物化学的酸素要求量（BOD）、全窒素、全燐などの生活環境項目は、環境基準を達成していない地点があります。水質汚濁物質の排出の削減に向けて、事業所などの固定発生源への指導を行うとともに生活雑排水の対策を進めることも課題となっています。

騒音は、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に基づき道路交通騒音や航空機騒音の測定を行ってきました。航空機騒音については、環境基準を達成していない地点があり、騒音の低減が課題となっています。



図 4-12 微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析



図 4-13 津久井湖の様子

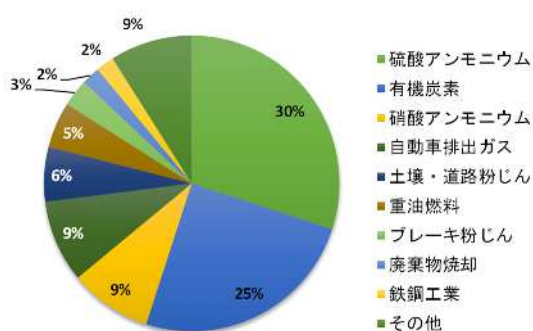


図 4-14 微小粒子状物質（PM2.5）発生源解析結果

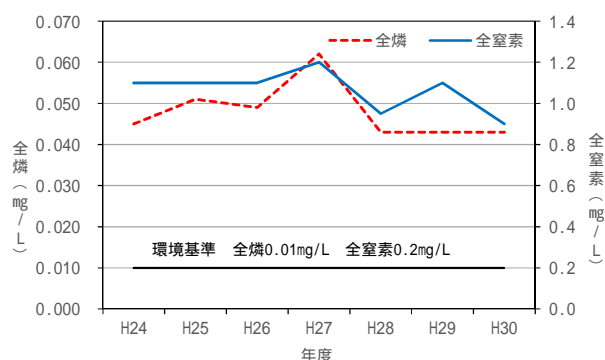


図 4-15 津久井湖 湖央部の全燐・全窒素の経年変化

(3) 施策体系

基本目標を達成するための施策及び取組方針を下図に示します。

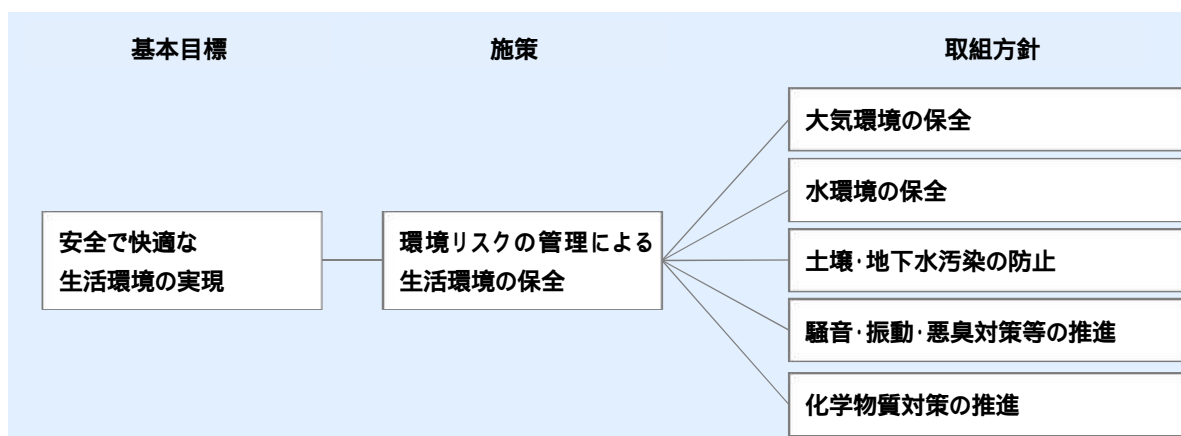


図 4-16 施策体系

(4) 施策内容

① 環境リスクの管理による生活環境の保全

1) 大気環境の保全

大気環境の保全のため、大気汚染物質の測定を継続して行います。現状、環境基準を達成していない光化学オキシダントは、原因物質である揮発性有機化合物（VOC）について、固定発生源である事業所などに排出の削減を指導していきます。また、光化学スモッグ注意報等が発令されたときは、速やかに市民に周知します。

一方、微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、環境基準を達成していますが、発生源の把握や生成機構の解明に向けた調査、解析を進めます。また、広域的な大気汚染への対応として、九都県市など周辺自治体と連携し、次世代クリーンエネルギー自動車の導入促進、ディーゼル自動車規制、エコドライブの普及促進、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）の削減などに取り組めます。さらに、アスベスト使用建築物等の解体が増加すると予想されていることから、大気汚染防止法に基づく指導を徹底するとともに、環境調査を行いアスベスト飛散の実態把握に努めます。加えて、放射線・放射性物質への対策として、平成23年10月からモニタリングポストによる空間放射線量率の測定を行っています。神奈川県内で行われている測定結果からは、福島第一原子力発電所の事故による影響は減少していることが確認されていますが、引き続き監視していきます。

[主な取組]

- ・環境監視の継続的な実施
- ・微小粒子状物質（PM_{2.5}）の調査、解析の実施
- ・事業所への立入検査の実施
- ・アスベスト使用建築物等の解体工事への立入検査、環境調査の実施
- ・周辺自治体と連携した大気汚染への広域的な対策の実施
- ・放射線・放射性物質による影響の監視

2) 水環境の保全

水環境の保全のため、市内の河川及び湖沼の水質の測定を継続して行います。

河川の水質は、公共下水道等の普及によって改善され、健康項目についてすべての地点で環境基準を達成していますが、合流式公共下水道区域では、汚水と雨水を別々の下水道に流す分流式への改善が必要です。

生物化学的酸素要求量（BOD）などの生活環境項目については、環境基準を達成していない地点があり、特に、相模湖及び津久井湖の全リンについては、暫定目標値を上回る状況が継続しており、夏場にはアオコが発生しやすい状況となっています。

相模湖、津久井湖では富栄養化への対策として、合流式公共下水道や高度処理型合併処理浄化槽の整備推進を図るとともに、市外からの流入水に対し神奈川県及び山梨県との連携を推進する必要があります。

【主な取組】

- ・環境監視の継続的な実施
- ・事業所への立入検査の実施
- ・合流式公共下水道の分流式への改善
- ・津久井地域の下水道整備の推進
- ・高度処理型浄化槽の設置の推進

3) 土壌・地下水汚染の防止

地下水を保全していくため、市内の地下水の水質の測定を継続して行います。

地下水の水質は、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン及びトリクロロエチレンは全ての地点で環境基準を達成していますが、テトラクロロエチレンは一部の地域で達成しておらず、引き続き状況監視を行います。

土壌汚染対策については、特定有害物質を使用する事業者の未然防止に向けた取組を支援し、事業所の廃止や一定規模以上の土地の形質変更などの契機を捉え、土壌調査及び汚染の除去等を指導し、適切なリスク管理を推進していきます。

また、市内の中山間地域における土砂等の埋立て行為に対して適切に対応するため、市条例に基づく監視、指導を行います。

【主な取組】

- ・環境監視の継続的な実施
- ・事業者の未然防止に向けた取組への支援
- ・土壌汚染に係る適切な情報開示と周知活動
- ・定期パトロール体制の強化
- ・監視、指導體制の強化

4) 騒音・振動・悪臭対策等の推進

道路交通騒音は、主要幹線道路で測定を継続して行い、環境を監視していきます。また、令和 9（2027）年度に開通が予定されているリニア中央新幹線の騒音は、神奈川県と連携して測定していきます。

さらに、事業所などから発生する騒音、振動、悪臭については、適切な対策が図られるよう法令に基づく規制、指導を実施します。また、公害苦情の申立てについては、法令の基準のみでは解決しない場合等に対応する体制の整備に取り組みます。

米軍機による航空機騒音について、測定を継続して行います。特に、厚木基地による航空機騒音やキャンプ座間及び相模総合補給廠周辺におけるヘリコプター騒音等に対しては、騒音の低減に向け、国及び米軍へ働きかけていきます。

[主な取組]

- ・環境監視の継続的な実施
- ・道路交通騒音の防止に向けた道路の適正な維持管理や低騒音舗装等の整備の促進
- ・事業所への立入検査の実施
- ・公害苦情の解決に向けた体制の整備
- ・航空機騒音及びヘリコプター騒音等に対する対応

5) 化学物質対策の推進

化学物質対策の推進のため、大気、水質、土壌中のダイオキシン類の測定を継続して行います。また、廃棄物焼却施設に対し、立入検査を行い、適正な施設の稼働等を指導していきます。

化学物質の環境への排出量は減少しているものの、一層の削減に向け、事業者からの届出により排出量や取扱量を把握し、市民に公表していきます。一方、化学物質による環境リスクを低減させるため、事業者による化学物質の自主的な管理を促すとともに、事業者、市民、行政が化学物質に関する情報を共有し、相互に理解、意思疎通を図ることで環境リスクに関する良好な関係を築けるよう取り組みます。

[主な取組]

- ・環境監視の継続的な実施
- ・廃棄物焼却施設への立入検査の実施
- ・事業者による化学物質の適正な使用・管理の促進

基本目標 5

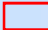
環境に配慮したライフスタイルの促進

～環境保全の人づくり・仕組みづくり～

[関連する環境分野の個別計画 : 相模原市地球温暖化対策計画、
第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画、
相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略]

関連する SDGs のゴール



 : 関連性の高いゴール

(1) 目指す姿

持続可能な社会をつくるためには、今日の複雑かつ連関する環境課題を一つ一つ解決していくことが重要となります。そのためには、市・市民・事業者・環境保全団体・研究機関など多様な主体が有機的に連携すること、そして、それぞれのライフスタイルにおいて環境配慮の取組を進めて行く必要があります。市民が手を取り合い、環境についての配慮を行っていくことで、豊かな自然環境や、爽やかな空気、清らかな水を次の世代に引き継いでいくことができます。

市全体の環境配慮の意識の向上、そして、多様な主体の連携により環境課題の解決を行っていく社会の実現を目指して、環境に配慮したライフスタイルへの変革を行っていきます。

目標

「基本目標 5 環境に配慮したライフスタイルの促進」は、「基本目標 1 地球温暖化対策」、「基本目標 2 資源循環の推進」、「基本目標 3 水とみどり・生物多様性の保全」、「基本目標 4 環境リスクの管理」の4つの基本目標を達成していくための基盤となる施策です。この施策は、4つの基本目標を実現するための総合的かつ横断的な施策として、それぞれの基本目標に共通する土台・人づくり・仕組みづくりを行うことを目標としています。

）施策「環境を守る担い手の育成」及び「複雑・多様化する環境問題への体制整備」においては、個別計画「第二次相模原市地球温暖化対策計画」「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」「相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」の3計画に関連し設定している。

(2) 基本目標の達成の目安となる指標

指標	算定式	目標		
		基準値 (年度)	中間目標 (年度)	最終目標 (年度)
日常生活において環境に配慮している市民の割合 (%)	市民アンケート	49.9% (令和元(2019)年度)	53.9% (令和5(2023)年度)	57.9% (令和9(2027)年度)
	日常生活において、環境に配慮している市民の割合を測ることで、環境を守る担い手が育成されているかを見る指標として、目標値を設定しました。			
環境学習講座の参加人数(人)	環境情報センターにおける環境学習事業 + その他自然体験学習などへの参加者人数の合計人数	3,788人 (平成30(2018)年度)	4,070人 (令和5(2023)年度)	4,300人 (令和9(2027)年度)
	環境学習講座の参加人数を測ることで、環境に対する意識の醸成が測られていることを見る指標として、目標値を設定しました。			

環境学習講座の参加人数：環境情報センターにおける環境学習事業やその他自然体験学習などへの参加者人数の合計

(3) これまでの取組と課題

これまで持続可能なまちづくりに向けて、幅広い市民の環境学習の機会の創出、環境情報センターや市民活動サポートセンターなどの市民活動の支援の充実、次代を担う子ども達の育成といった各種施策を進めてきました。特に環境学習の機会の場は、市、環境保全団体のほか、大学や自治会においても活動がされ、市内で多様かつ多数の活動が展開されています。

そのような活動の成果を背景として、図 4-17 に示すとおり市内の日常生活で環境に配慮する市民の割合は近年上昇傾向にあります。これは、環境の保全を下支えする取組が普及しつつあると考えられ、ますますの進展が期待されます。

今後、人口減少社会に移り変わっていく中で環境の保全を円滑に推進していくためには多様な主体の連携がより重要となります。また、これまで環境教育や環境活動の機会及び場において主体となって活動していた市、市民、環境保全団体の活動に加え、民間企業も巻き込んだ取組の推進も重要となります。こうした社会情勢の変化を踏まえ、施策を検討・推進していきます。

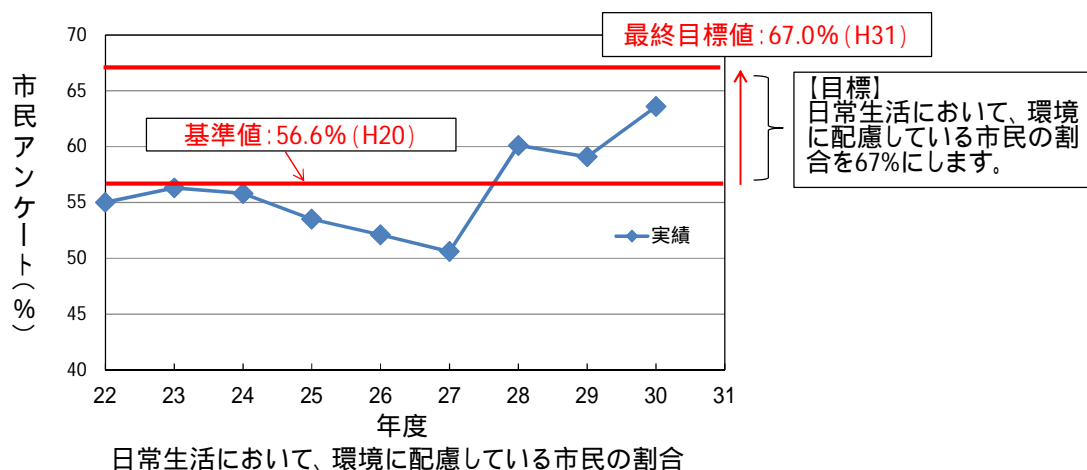


図 4-17 第二次環境基本計画における多様な主体の協働によるまちづくりの成果指標

(4) 施策体系

基本目標を達成するための施策及び取組方針を下図に示します。

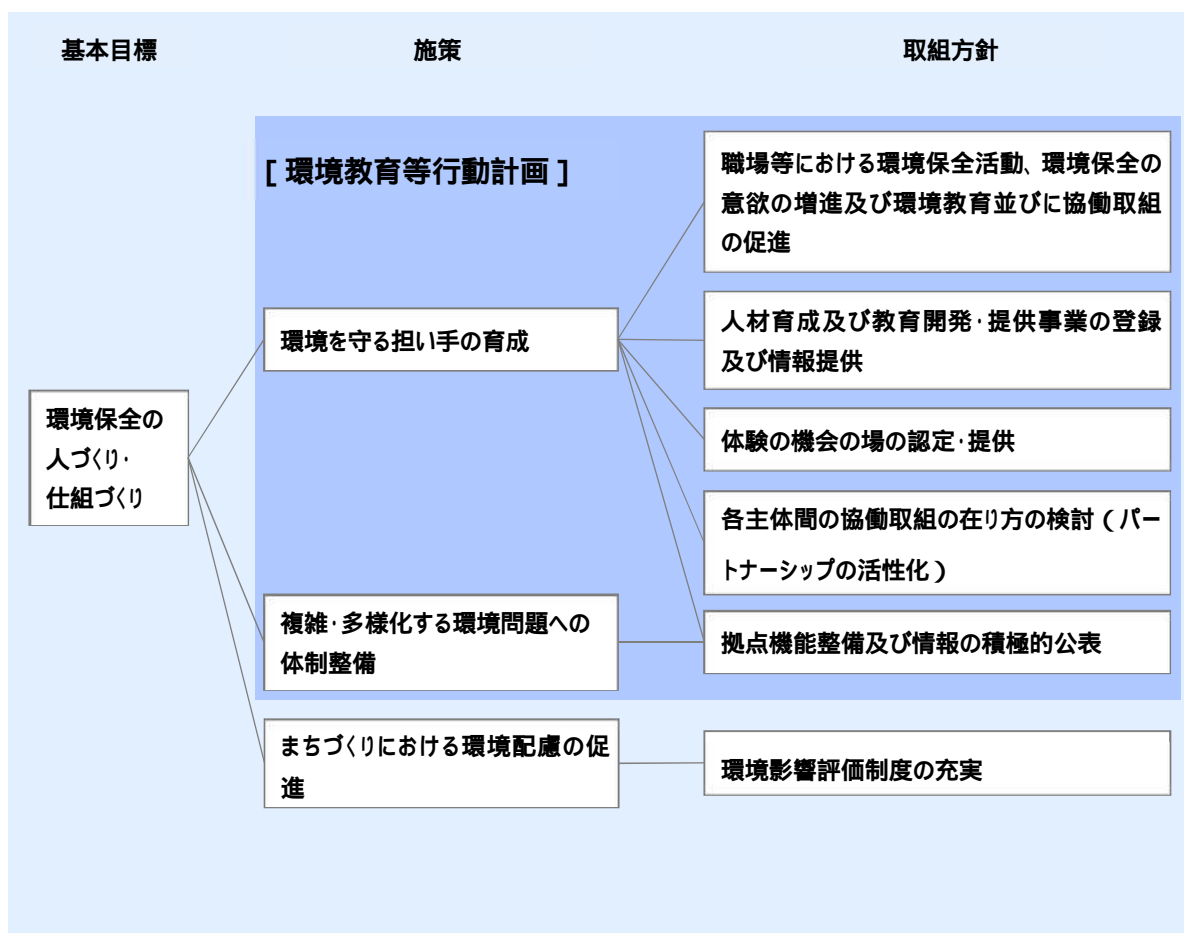


図 4-18 施策体系

）環境教育等行動計画は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に準拠

(5) 環境を守る担い手の育成 [環境教育等行動計画]

① 位置付け及び背景

環境教育は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展していく社会の構築に向けた基盤となる重要な要素と言えます。国は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を施行し、その中で「環境教育等行動計画」の策定を求めています（本計画は、この「環境教育等行動計画」に位置付けられます。）。また、近年は持続可能な開発のための教育である ESD (Education for Sustainable Development) がうたわれ、環境、貧困、人権、平和、開発等に配慮し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動が必要とされています。本項はこのような国内外の動向を背景に、環境教育の目指す姿及びこれを達成するための施策を整理したものとなります。

② 目指す姿

複雑な環境問題を解決するためには、環境問題への理解を深め、周囲を巻き込みながら自ら環境に配慮した行動を実行できる人材を育成していくことが必要となります。

このためには、環境教育の活動を、関心の喚起、理解の深化、参加する態度や問題解決能力の育成を通じて「具体的な行動」を促し、問題解決に向けた成果を目指すという一連の流れの中に位置付け、取組を進めていくことが重要です。また、家庭、学校、職場、社会、地域といった、あらゆる主体や場面で取組を進めるとともに、これらの多様な主体の連携による人づくり・仕組みづくりを行っていくことが重要と言えます。これらの取組を推進し、環境・経済・社会が相互に連携しながら持続的に発展していく社会を目指します。

③ 施策内容

1) 職場等における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の促進

職場等の多様な主体の活動拠点における環境教育等の促進は、その拠点からの環境負荷の低減のみならず、その一人一人の家庭や地域での取組につながることを期待されます。環境保全活動の促進や環境保全の意欲の増進、また、職場等における環境教育を円滑に実施していくためには、環境への配慮の方法が体系的に整理された「環境教育プログラム」や「エコアクション 21」、「ISO14001」といった環境認証システム等を導入すること、そして、環境教育等を実施しやすい職場等の体制を整備していくことが重要です。

このように多様な主体への環境教育等を促進・支援する活動を通じて、環境問題についての知識を得ること、そして関心を高めることができます。それらの活動を基盤とすることで、一歩進んで環境問題の原因を解決するための具体的な対策、また、環境の在り方について自ら考え、具体的な取組へと結びつけていくことができるようになります。

【 主な取組 】

- ・ESD の視点を取り入れた環境教育等の促進
- ・表彰や認証等によるインセンティブの付与制度の検討
- ・さがみはらの環境をよくする会などの環境保全活動団体への支援
- ・環境保全活動支援機能の充実
(市民ファンド、市民サポート補償制度、街美化アダプト制度、地域活性化事業交付金など)
- ・エコアクション 21 や ISO14001 等の環境認証システムの利用促進
- ・環境配慮行動の促進 (エシカル消費、グリーン購入、ESG 投資など)
- ・行動科学 (環境行動を促す動機付け) を取り入れた環境教育等の検討

2) 人材育成及び教材開発・提供事業の登録及び情報提供

環境保全を推進し、良好な環境を実現するためには、複雑で連関する環境問題を解決していくための人材の育成が重要です。人材育成では、環境問題に関心を持ち、理解を深化して問題を解決に結びつける能力（環境問題の現場において実際に行動に結びつく能力）、多様な主体の意見を引き出しつつ相互理解を促す能力を育成していくことが重要です。そして、そのような能力を養成していくためには、身近な生活において環境学習を受ける機会や場を提供・創出していくことが重要になります。

複雑化する環境問題に対する課題解決に向けて、学校機関や環境保全団体等と連携し、環境プログラムや環境教育を学ぶことのできる機会を創出するとともに、プログラムの認定等を行い、問題解決型の人材育成を実行していきます。

【主な取組】

- ・ESDの視点を取り入れた環境教育等の推進
- ・環境問題の解決に資する人材の育成（未来を創る人材の育成）
- ・多主体の相互理解、信頼醸成を行う調整役や促進役となる人材の育成
- ・相模原市自然環境観察員制度の運用
- ・市民協働推進大学事業による人材の育成・活用
- ・生涯学習まちかど講座、エコネットの輪などの環境学習プログラムの提供
- ・環境活動ごとの牽引役を養成する講座の提供
- ・各小中学校における環境教育の推進
- ・公民館、市民大学による環境学習の機会の提供

3) 体験の機会の場の認定・提供

個人や事業者等が環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育のために自らの土地や機会を提供することは、地域での環境配慮の取組を支える基盤となります。また、近年は民間団体等が環境保全活動の拠点を整備する事例も見られます。これらの環境教育の体験の機会の場は市内に点在していますが、それらを体系的に認知するとともに、それらの取組を強化していくための認定を進めて行くことが重要となります。

環境保全団体等の活動の支援や環境に対する人材育成を図るため、環境教育に対する体験の機会の場を認定するとともに、このような場における多様な主体の連携の強化を図ります。また、自然体験や社会体験などの「体験活動」を通じた環境教育等を推進していきます。

【主な取組】

- ・環境教育等の「体験の機会の場」の認定
- ・市民・事業者・行政の連携の場の強化
- ・体験型の環境教育等の推進（相模川自然の村野外体験教室、ふるさと自然体験教室など）

4)各主体間の協働取組の在り方の検討（パートナーシップの活性化）

今日の複雑かつ連関する環境問題を解決するためには広範な主体の参加・参画・協働といったパートナーシップでの活動が重要です。また、都市部から中山間地域まで多様な環境が存在するため、取組主体の横断的な連携による地域課題への対応が重要になります。

市民・事業者・行政等といった市内の多様な主体をつなぐための機会を創出するとともに、それらのパートナーシップの活性化を目指して主体の連携を推進していきます。また、有識者からなる「環境審議会」を定期的を開催することで、様々な事業に対して環境配慮の助言を得ます。

そのほか、SDGs や ESG 投資に表れているように、国内外の先進企業では、環境の取組をビジネス化していく動きが高まっています。そして、市内事業者を対象としたアンケート・ヒアリングにおいても環境保全をビジネスとして取り込むことの重要性や、ビジネス化に向けた連携を促すことについてのニーズが挙げられています。産学官の共同連携の促進や、環境ビジネスを構築するための多主体連携の在り方、パートナーシップを活性化するための方策を検討していきます。

[主な取組]

- ・市民、事業者、行政等の多主体連携による分野横断型の取組の推進
- ・環境審議会等による環境施策等の評価・検証
- ・環境リスクに対する対話の促進
- ・国、県の補助金等の活用による環境施策の展開
- ・他の自治体との連携・交流
- ・産学官民共同による持続可能な環境共生都市の推進
- ・環境の保全に貢献するビジネスの構築に向けた多主体連携による仕組みの検討
- ・市民活動サポートセンターとの連携の強化
- ・協働事業提案制度の運用
- ・産学官民連携事業の充実（さがみはら環境まつりなど）

(6) 複雑・多様化する環境問題への体制整備 [環境教育等行動計画]

① 目指す姿

近年、PM2.5による大気汚染、湖沼での富栄養化、特定外来生物の分布拡大のように、社会・経済情勢の変化を背景とした複雑・多様化する環境問題についての対策が望まれています。これへの対応として、環境に関する情報の一元的な収集・整備といった環境の現状に対する体制整備が重要となります。以上を踏まえ、環境情報センターの機能強化、複雑・多様化する環境問題に対する調査・研究、幅広い環境分野における情報の収集・発信機能など、環境政策に関する基盤の整備を行い、市民が分け隔てなく環境についての有効な情報に触れられる社会の実現を目指します。

② 施策内容

1) 拠点機能整備及び情報の積極的公表

市民や事業者の取組を推進していくためには、市内外の最新の環境情報を一元的に収集・共有化して情報発信していくこと、また、それに向けた情報機関・学術機関の機能強化が重要です。

地球環境の保全から身近な地域の環境改善など、様々なスケールに応じた環境保全・創造を促すための情報を一元的に収集・発信していくための体制づくりを行います。また、多様化する環境問題に対応するため、最新の科学的知見に基づく調査・研修・対策に向けた体制づくりを行います。

[主な取組]

- ・情報集積発信基地としての環境情報センターの機能強化（環境情報の一元的な収集・共有化）
- ・市環境施策に関連する研究手法に関する検討
- ・市民への商品・サービスについての環境に関する情報の提供
- ・主体間の協働取組の在り方についての周知
- ・環境リスクに対する調査体制の構築
- ・多様化する環境問題に対する調査研究体制に関する在り方の検討
- ・環境情報センターを中心とした環境教育推進のためのネットワーク構築

(7) まちづくりにおける環境配慮の促進

① 目指す姿

持続可能な社会を構築していくためには、まちづくりにおける環境配慮の取組を一般化（あるいは主流化）し、環境負荷を低減していく必要があります。

現行の環境影響評価制度を適切かつ効果的に運用するとともに、条例の対象外である事業における環境配慮の確保に向けた検討を行うことにより、環境負荷の少ない社会を目指します。

② 施策内容

1) 環境影響評価制度の充実

産業及び経済の発展、生活環境の維持及び向上並びに自然環境の保全の調和を図るため、大規模事業の実施による環境影響を、あらかじめ調査、予測、評価して公表し、適正な環境配慮を行うことを環境影響評価といい、相模原市環境影響評価条例（平成 26 年相模原市条例第 33 号）については、適切で効果的な運用のため、これまでの施行状況を踏まえた点検・見直しを行っていきます。また、法や条例に該当しない事業において自主的に環境影響評価を行う、いわゆる自主アセスを推進・促進する方策を検討するとともに、近年、全国的に増加している太陽光発電事業などの再生可能エネルギー設備の導入事業について、環境保全の観点から必要な検討を進めます。

【 主な取組 】

- ・環境影響評価条例の円滑な運用
- ・環境影響評価条例の点検、見直し
- ・市民、事業者への環境影響評価に関する認知度の向上
- ・事業者の自主的な環境影響評価（自主アセス）のサポート体制の検討
- ・市の事業における自主的な環境影響評価（自主アセス）の推進体制の検討
- ・戦略的環境アセスメントの在り方の検討（配慮書段階の環境影響評価制度の充実）
- ・再生可能エネルギー設備の導入に係る環境保全策の検討

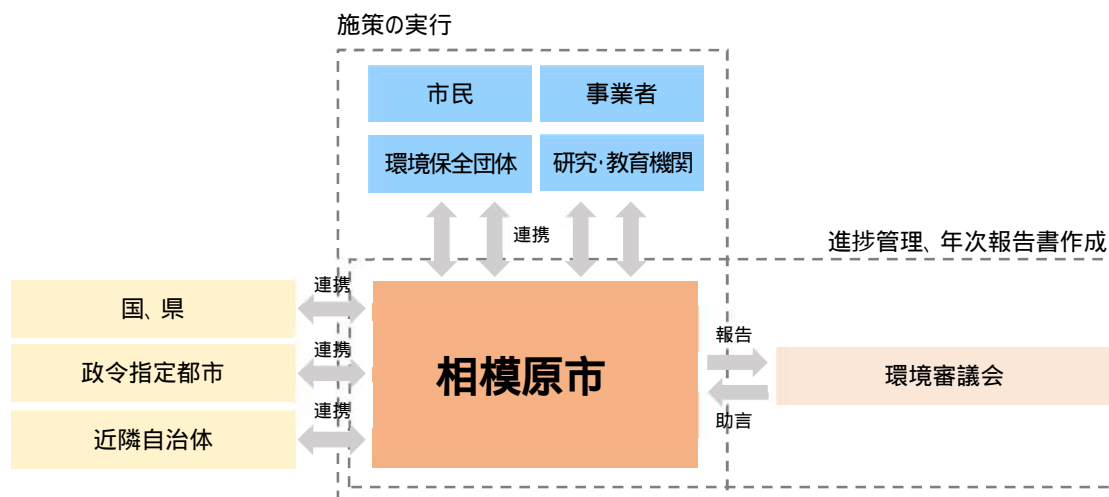
第5章 推進体制・進行管理

1. 計画推進に向けた基本的な考え方及び方針

本計画が目指す「人と自然が共生するまち ～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」を実現するためには、本計画で定めた環境施策を総合的に推進していく必要があります。また、そのためには、市の関連部局や、市民・事業者・環境保全団体等といった多様な主体と連携を深めていくことが重要です。環境施策の取組状況や効果に客観性を持たせるため、本計画の点検・評価を年次報告書として作成し、ホームページ上で公表していきます。

本計画の推進は、市が設置する「環境審議会」に進捗状況を諮り、進捗状況や課題について客観的な審査による助言を受け、施策展開に反映していきます。

また、本計画の推進に当たっては、国や県、その他政令指定都市や近隣自治体、九都県市首脳会議等とともに綿密に連携・協力を図り、課題解決を行っていきます。



) 環境情報センター、市立博物館、市内小中学校等を含む。

図 5-1 環境基本計画の推進体制

2. 計画の推進主体と役割

本計画は、市を主体に、市民・事業者・環境保全団体・研究機関など環境に関わる全てのパートナーシップの協働によって進めていきます。それぞれの主体の役割を下表に示します。これらの主体の環境保全への取組を調査・把握するとともに、主体間の連携による環境課題の解決を促すための支援を行っていきます。

表 5-1 計画を推進する主体と役割

本計画に関連する 主な主体	計画推進に当たっての役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段の生活において環境配慮を積極的に推進していくとともに市が行う施策や事業に参画 ・ 環境教育を受けることや環境に対する意識を高めていくことを目的とした環境の保全に関する地域組織や環境保全団体への参画
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業活動や社会貢献活動において環境への配慮に取り組むとともに市が行う施策や事業に参画 ・ 従業員を対象とした環境教育の実施、事業継続計画の策定など、持続可能なビジネススタイルへの転換
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、事業者、行政の様々な主体と協働して環境の保全に向けた活動の継続的な実施
研究・教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の環境に関する基礎研究を継続的实施 ・ 環境配慮行動を促進するため、環境教育の実施
環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境保全に関する重要事項について公正かつ専門的な立場からの審議 ・ 環境基本計画の年次報告書については、進行管理等について審議を行うほか、課題に対する施策反映の方法等に関する助言
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画の推進主体として、市民、事業者、環境保全団体等の様々な主体と協働による計画の推進 ・ 環境に関する意識の醸成、環境配慮のライフスタイルの構築に向けて、各主体の参画を積極的に促すほか、適切かつ透明性の高い情報発信 ・ 環境情報センター、市立博物館は、市民参加による環境・生物調査や基礎研究を進めるとともに、市内の環境情報の一元的な管理・把握による環境教育等の推進 ・ 環境配慮行動を促進するため環境教育等の普及啓発

3. 進行管理と計画の見直し

(1) 進行管理手法

計画の進行管理においては、目指す環境像や目標の達成状況、事業の実施状況を的確に把握・評価し、その結果により明らかになった課題を速やかに事業展開に反映するための仕組み（PDCA サイクル）を進めます。また、CHECK では施策の進捗状況を把握し年次報告書として整理・公表しますが、その後、寄せられた市民・事業者の意見を集約し、ACTION 段階で反映していきます。

また、施策の推進による SDGs で示すゴールやターゲットへの貢献度については、把握、整理を行い、年次報告書における施策の進捗状況の点検・評価と併せて、公表をしていきます。

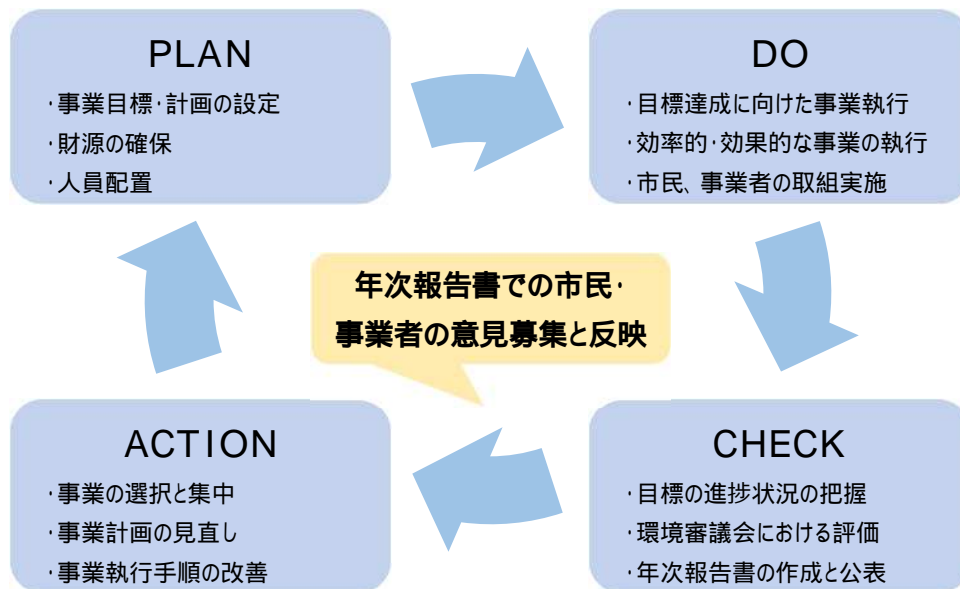


図 5-2 PDCA による施策の進行管理

(2) 計画の見直し

本計画では 20 年後の目指す環境像を設定していますが、計画期間は令和 9 年度までとなっていますので、令和 10 年度以降の計画についても、この将来像を見据えて策定する必要があります。次期計画の策定に当たって、本計画の評価・検証を行うとともに、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況に柔軟かつ適切に対応する必要があります。

なお、計画の策定段階から市民・事業者など多様な主体の参加を促すことにより、多様な地域特性や考え方を計画に反映させることが望ましいため、取組の推進を担っている各協議会や団体等へのヒアリングを行うとともに、広く市民・事業者の意見を聞くためのパブリックコメントを実施します。

資料編

1. 第2次相模原市環境基本計画の評価・検証

- 評価・検証の結果

2. 相模原市環境審議会

- 相模原市環境審議会委員名簿
- 相模原市環境審議会の開催状況

3. パブリックコメント

- 周知方法
- 意見内容と対応

4. 市民・事業者アンケート結果

- 市民・事業者アンケート調査方法
- 市民・事業者アンケート調査の結果

5. 市の取組

- さがみはら環境シンポジウム

6. 用語集

7. 関連条例

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 10 月 15 日

案件名	(仮称)第2次相模原市地球温暖化対策計画の策定について																							
所管	環境経済	局区	環境共生	部	環境政策	課	担当者		内線															
概要	現行の相模原市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の計画期間終了(令和元年度)に伴い、市域における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項及び気候変動適応法第12条に基づく法定計画として「(仮称)第2次相模原市地球温暖化対策計画」(計画期間 令和2年度～令和12年度)を策定するもの。																							
審議内容(論点)	(仮称)第2次相模原市地球温暖化対策計画(案)について																							
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名		施策24 地球温暖化対策の推進																				
審議日	関係課長会議	令和元	年	10	月	7	日	政策調整会議	令和元	年	10	月	31	日										
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日										
日程等調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期					報道への情報提供		資料提供													
	パブリックコメント	あり	時期	令和元年12月～令和2年1月			議会への情報提供		部会	令和元年12月														
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし																		
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等			調整項目			調整状況																
	打合せ・会議の経過																							
		月日	会議名等			内容																		
		H29.8.15	関係課長会議			次期地球温暖化対策計画の策定に向けたスケジュール案について																		
		H29.8.22	地球温暖化対策推進会議			附属機関に対して、次期計画の策定について諮問																		
		H29.12.25	地球温暖化対策推進会議			次期計画の構成、基本的事項について																		
		H30.2.5	庁内関係課への意見照会			現行計画に位置づけた対策の進捗状況や課題について																		
		H30.3.9	地球温暖化対策推進会議			現行計画の評価・検証について																		
		H30.9.11	地球温暖化対策推進会議			適応策の分野の拡大について																		
		H30.11.2	関係課長会議			次期計画の策定に向けた基本的事項、検討体制、スケジュールについて																		
		H30.11.30	地球温暖化対策推進会議			温室効果ガス排出量の推計結果(現在、2030年)について																		
		H31.1.9	地球温暖化対策計画検討会議第1回検討部会			温室効果ガス排出量の将来推計、現行計画の評価・検証について説明																		
		H31.2.8	地球温暖化対策推進会議			温室効果ガス排出量の推計結果、計画全体の目標設定について																		
		H31.3.14	庁内関係課への意見照会			次期計画の骨子について(適応策に関する部分)																		
		H31.3.26	地球温暖化対策推進会議			次期計画の施策体系・施策、目標設定、森林吸収量について																		
	R1.5.14	地球温暖化対策計画検討会議第2回検討部会			次期計画(素案)について説明(緩和策に関する部分)																			
	R1.5.31	庁内関係課への意見照会			次期計画(素案)について																			
	R1.7.4	地球温暖化対策推進会議			次期計画(素案)について																			
	R1.8.5	地球温暖化対策計画検討会議第3回検討部会			次期計画(素案)について説明(庁内意見照会結果や附属機関からの意見の共有)																			
	R1.8.6	庁内関係課への意見照会			次期計画(素案)について【2回目】																			
	R1.8.27	地球温暖化対策推進会議			次期計画(素案)について																			
	R1.10.4	地球温暖化対策推進会議			附属機関から、次期計画について答申																			
備考																								
関係課長会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。 (政策調整会議)																							
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課	企画政策課	財務課(代)	危機管理課	疾病対策課	衛生研究所	健康増進課(代)	産業政策課	農政課(代)	津久井地域経済課	環境保全課	水みどり環境課	津久井地域環境課	廃棄物政策課	都市計画課(代)	建築・住まい政策課	交通政策課	都市整備課(代)	道路計画課(代)	河川課(代)	下水道経営課(代)	教育総務室(代)	環境経済総務室(代)	環境政策課
これまでの庁議での主な意見	<p>〔関係課長会議〕</p> <p>現行計画の削減目標は達成の水準に達したとのことだが、部門別排出量の推移をみると、基準年度から増加している部門もある。部門別の今後の対応については、次期計画案の取組の中で反映されているのか。</p> <p>部門別排出量の推移も踏まえた上で、設備・機器や建築物の省エネ化などの促進に関する取組を位置付けている。</p> <p>国の計画では「脱炭素社会」を目指すこととしているようだが、市の計画において「低炭素社会の実現」を基本理念として掲げるのは妥当か。</p> <p>国の計画では、今世紀後半には脱炭素社会、その過程として2030年には低炭素社会の実現を目指すとされており、整合は取れていると考えている。</p> <p>〔事務事業調整会議〕</p> <p>水素エネルギーの利用促進については、既に取り組んでいると承知しているが、今回の計画案で「新規」とした理由は、現行計画の策定後、H26.12に策定した「相模原市水素エネルギー普及促進ビジョン」に基づき取組を進めている。現行計画には記載されていない取組であることから「新規」とした。</p> <p>自然災害分野の適応策の具体的な内容は何か。</p> <p>具体的な対策の例としては、洪水や土砂災害に関するハザードマップの活用等である。今回の計画策定に当たり、新たに立地適正化計画に関する対策を追加した。</p>																							

事案の具体的な内容

(1) 計画の概要

現行の相模原市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の計画期間終了(令和元年度)に伴い、市域における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「(仮称)第2次相模原市地球温暖化対策計画」(計画期間:令和2年度～令和12年度)を策定するもの。

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)
- ・気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画

(2) 計画策定に当たっての基本的な考え方

ア 施策体系の整理

緩和策(温室効果ガスの排出削減)に関する計画と適応策(気候変動影響の回避・軽減)に関する計画を統合する。

イ 計画期間・削減目標

計画期間は、国の地球温暖化対策計画と整合を図り、令和12(2030)年度までとする。
新たな温室効果ガスの削減目標は、令和12年度に平成25年度比で26%削減とする。

ウ 温室効果ガス排出量に関する推計方法の見直し

国が定めた最新のマニュアルに基づき、本市の実態をより反映した推計手法に変更する。

エ 具体的な取組

現行計画の取組状況を踏まえ、緩和策の強化(自家消費型太陽光発電設備の導入促進、蓄電池等を活用したエネルギーの最適利用の促進、水素エネルギーの利用促進等)及び適応策の分野拡大(農業・水資源・都市生活)を図る。

(3) 計画の構成

< 第1章 > 計画策定の背景等

< 第2章 > これまでの取組状況と課題

< 第3章 > 計画の基本的事項

< 第4章 > 長期的に目指す姿

< 第5章 > 温室効果ガス排出量の現況等

< 第6章 > 温室効果ガスの排出削減に向けた取組

・温室効果ガスの削減目標

・温室効果ガスの排出削減に向けた取組

再生可能エネルギーの利用促進

省エネルギー活動の促進

低炭素型まちづくりの推進

循環型社会の形成

いきいきとした森林の再生

< 第7章 > 気候変動の影響への適応に向けた取組

・気候変動の将来予測と影響

・気候変動の影響への適応に向けた取組

農業

水資源

自然災害

健康

自然生態系

都市生活

適応策の推進に必要な基盤的対策

< 第8章 > 緩和策・適応策の推進に向けた横断的取組

・横断的施策に係る取組

多様な主体と連携した情報発信や普及啓発の推進

人材育成と環境教育の推進

< 第9章 > 推進体制及び進行管理

(4) 市民等への周知、合意形成

・平成30年 6月 「気候変動」を切り口とした相模原市の将来像を考えるワークショップ

(さがみはら地球温暖化対策協議会の会員である市民・事業者等30人)

・平成30年 7月 個別ヒアリング(市内5事業者・4関係団体)

・平成30年 8月 市民アンケート(3,000人 回答数:1,528人)

・平成30年10月 事業者アンケート(101社 回答数:67社)

・令和 元年11月 計画策定に向けたオープンハウスの実施(予定)

(5) 今後のスケジュール

令和元年10月 庁議

12月 議会(環境経済部会への情報提供)、パブリックコメント

（仮称）第2次相模原市地球温暖化対策計画
（案）

令和2年 月
相 模 原 市

目次

第1章 計画策定の背景等	1
1-1. 計画策定の背景	1
(1) 地球温暖化とは	1
(2) 地球温暖化対策「緩和策」と「適応策」とは	1
1-2. 国内外の動向	2
(1) 温室効果ガス(CO ₂)排出量の状況	2
(2) 国際社会の動向	4
(3) 国の動向	6
(4) 関連自治体などの動向	10
1-3. 相模原市の概況	11
(1) 位置と地勢	11
(2) 沿革	11
(3) 人口	12
(4) 産業	13
(5) 気候	14
(6) 市民・事業者アンケート	15
第2章 これまでの取組状況と課題	16
2-1. 前計画の概要及び総括	16
(1) 前計画の概要	16
(2) 前計画の総括	17
2-2. 前計画の主な取組状況及び課題	19
(1) 再生可能エネルギーの利用促進	19
(2) 省エネルギー活動の促進	19
(3) 環境共生型まちづくりの推進	20
(4) 循環型社会の形成	20
(5) いきいきとした森林の再生	21
(6) 気候変動の影響への適応	21
第3章 計画の基本的事項	22
3-1. 計画改定の趣旨	22
3-2. 計画の位置付け	22
3-3. 計画の期間・対象	23
(1) 計画期間・基準年度	23
(2) 対象とする範囲	23
(3) 対象とする温室効果ガス	23
第4章 長期的に目指す姿	25

第5章 温室効果ガス排出量の現況等	27
5-1. 現況推計	27
(1) 温室効果ガス排出量の現況推計手法	27
(2) 温室効果ガス排出量の現況推計結果	29
(3) 部門別に見た二酸化炭素排出量（基準年）	30
(4) 森林吸収量の現況推計結果	31
5-2. 将来推計	32
(1) 二酸化炭素排出量の将来推計手法	32
(2) 二酸化炭素排出量の将来推計結果	33
(3) 森林吸収量の将来推計結果	35
5-3. 温室効果ガスの排出特性	36
(1) 産業部門	36
(2) 業務部門	37
(3) 家庭部門	38
(4) 運輸部門	38
第6章 温室効果ガスの排出削減に向けた取組	39
6-1. 温室効果ガスの削減目標	39
(1) 目標の位置付け	39
(2) 削減目標	39
(3) 温室効果ガスの削減量	40
(4) 長期目標水準	41
6-2. 施策体系（緩和策）	42
6-3. 温室効果ガスの排出削減に向けた取組	43
(1) 再生可能エネルギーの利用促進	43
(2) 省エネルギー活動の促進	44
(3) 低炭素型まちづくりの推進	45
(4) 循環型社会の形成	47
(5) いきいきとした森林の再生	48
第7章 気候変動の影響への適応に向けた取組	49
7-1. 気候変動の将来予測と影響	49
(1) 相模原市における将来の気候変化	49
(2) 国及び神奈川県における気候変動の影響評価	50
7-2. 施策体系（適応策）	52
7-3. 気候変動の影響への適応に向けた取組	54
(1) 分野別の影響と対策	54
第8章 緩和策・適応策の推進に向けた横断的取組	58
8-1. 施策体系（分野横断的な施策）	58
8-2. 横断的施策に係る取組	59
(1) 環境意識の向上	59

第9章 推進体制及び進行管理	60
9-1. 推進体制	60
9-2. 各主体の役割	61
9-3. 進行管理	62
9-4. 進行管理指標	63
(1) 進行管理指標の考え方	63
(2) 進行管理指標	63
資料編	64
1. 市民・事業者アンケート結果	64
2. 温室効果ガス排出量の推計方法	64
3. エネルギー消費量の算定方法	64
4. 計画の策定経緯	64
5. 用語集	64

第1章 計画策定の背景等

1-1. 計画策定の背景

(1) 地球温暖化とは

地球温暖化とは、二酸化炭素（CO₂）などの熱を吸収する性質を持つ温室効果ガスが、私たちの日常生活や事業活動などの社会的活動によって大量に排出されることにより、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地球の気温が上昇する現象です。

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

今後、地球温暖化がさらに進行すると、気候変動により自然及び人間社会に深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まると言われており、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第1条において規定されているとおり、地球温暖化対策は人類共通の課題といえます。

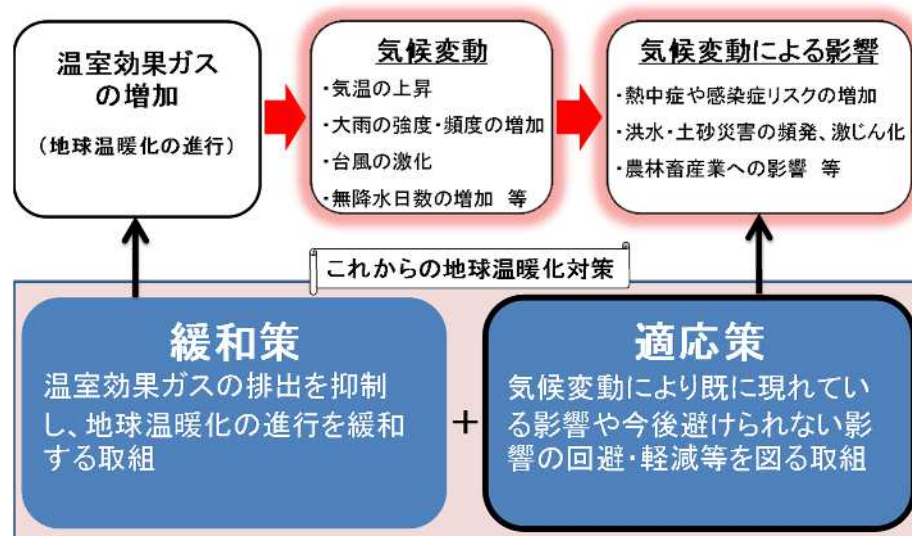
(2) 地球温暖化対策「緩和策」と「適応策」とは

地球温暖化対策は「緩和策」と「適応策」に分けられます。

「緩和策」は、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の推進などにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化を防止しようとする取組です。

「適応策」は、既に起こりつつある、または起こりうる気候変動の影響の回避・軽減等を図る取組です。

今後、緩和策により温室効果ガスを最大限に削減したとしても、地球温暖化による影響は避けられないと言われており、「緩和策」と「適応策」を地球温暖化対策の両輪として進めていくことが必要です。



図表 1-1 地球温暖化対策における「緩和策」と「適応策」

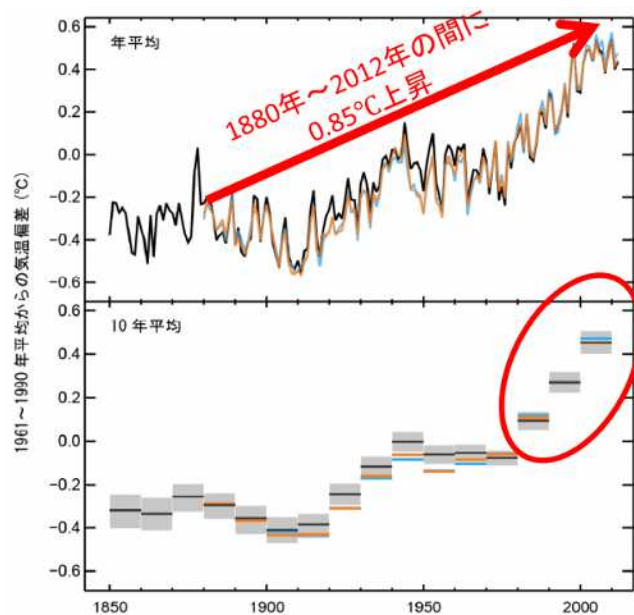
1-2. 国内外の動向

(1) 温室効果ガス（CO₂）排出量の状況

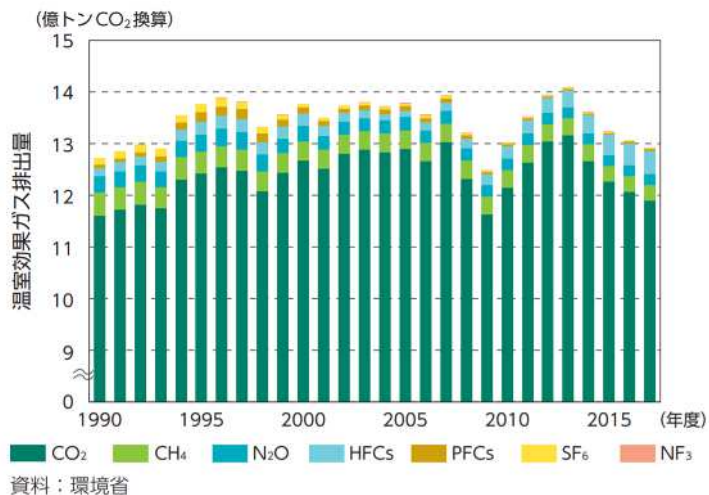
世界の気温上昇と我が国の温室効果ガス排出量の状況

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次報告書」によれば、世界の平均気温におけるここ30年の変化は、それ以前の変化よりも格段に大きくなっており、統計データが存在する1880年以降の約130年間では、約0.85℃上昇しています。

我が国の平成29（2017）年度の温室効果ガス総排出量は約12億9,200万t-CO₂で、前年度と比較すると、再生可能エネルギーの導入拡大や原発の再稼働等に伴うエネルギー起源CO₂排出量の減少などにより、1.2%（平成25（2013）年度比で8.4%）減少しています。



図表 1-2 世界の平均地上気温の変化¹



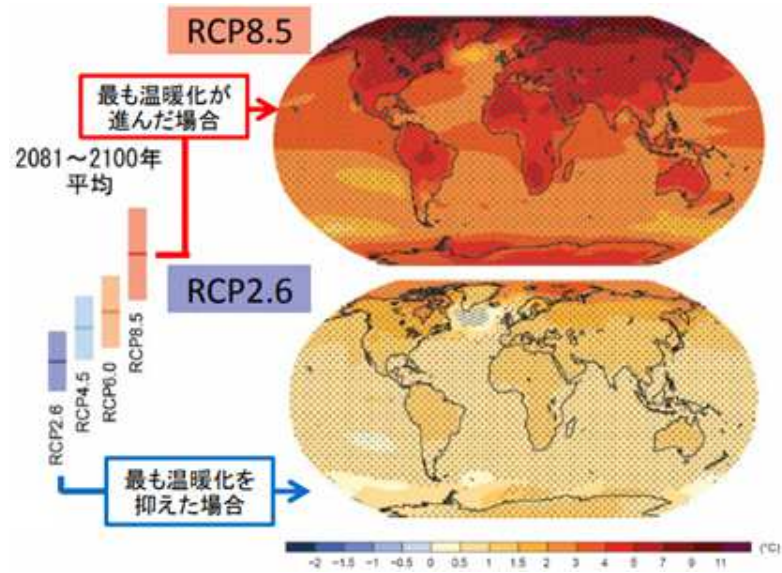
図表 1-3 我が国の温室効果ガス排出量の推移²

¹ IPCC 第5次評価報告書の概要,環境省,2014

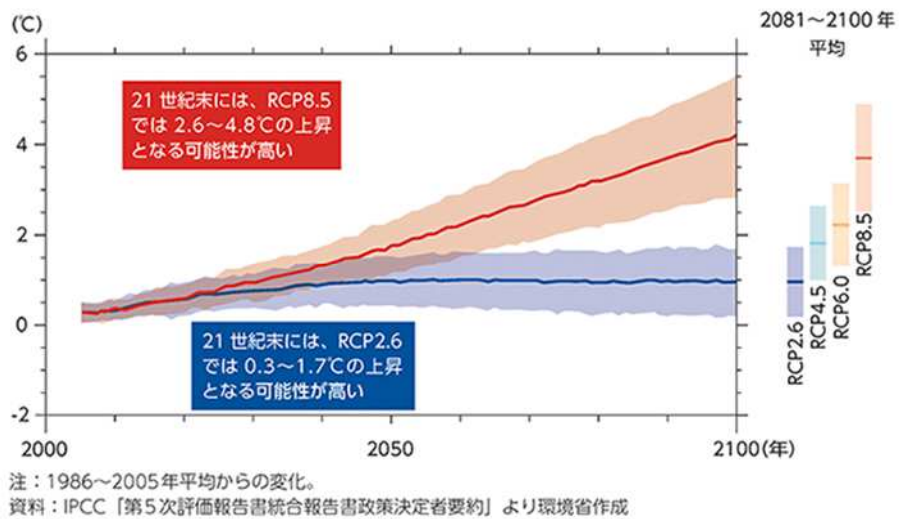
² 令和元年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書,環境省,2019

世界の気温上昇の将来予測

「IPCC 第 5 次報告書」によれば、温室効果ガスの増加に伴う将来の世界の気温上昇予測として、21 世紀末に最も温暖化が進んだ場合（RCP8.5）のシナリオでは+2.6～+4.8（平均+3.7）、最も温暖化を抑えた場合（RCP2.6）のシナリオでも+0.3～+1.7（平均+1.0）の上昇が示唆されています。



図表 1-4 世界の平均地上気温の変化³



図表 1-5 世界の平均地上気温の予測³

³ 令和元年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書,環境省,2019

(2) 国際社会の動向

持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs Sustainable Development Goals）」が採択されました。SDGs は、すべての人が平和と豊かさを享受できる社会の実現を呼びかけており 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられています。

これらのゴール（目標）やターゲットは相互に独立しているものではないことから、単なるチェック項目ではなく統合的な枠組みの中で取り組むことが重要となります。

具体的なターゲットとして、目標 7 では「2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる」ことなど省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入の推進が記載されています。また、目標 11 では「公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善」や「人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供」など低炭素型のまちづくりに関する目標が記載されています。さらに、目標 13 では「すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化すること」や、「気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する」ことなど、緩和策と適応策の推進が記載されています。

地球温暖化対策は、これらの目標以外にも、目標 6、目標 9、目標 12、目標 14、目標 15 等、幅広く関係しており、SDGs と密接な関わりがあります。



図表 1-6 SDGs の 17 のゴール⁴

⁴ 国連開発計画 ホームページ

パリ協定

平成 27 (2015) 年 12 月、第 21 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) において京都議定書以来の国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2020 年以降の温室効果ガス排出削減のための目標が示されました。

パリ協定は、歴史上初めて先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みであり、今世紀後半に温室効果ガス的人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する「脱炭素社会」に向けた転換点となるものです。

我が国においては、「2030 年度までに 2013 年度比で 26%の温室効果ガスの削減」を目標としており、目標達成に向けて国や地方自治体を挙げた取組の推進が必要とされています。

パリ協定の概要

- 2020 年以降の地球温暖化対策を決める新たな国際的枠組み
- 世界共通の長期目標として、「産業革命前からの平均気温上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追及する」ことが設定
- 全ての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新することが義務付け
- その他、「森林等の吸収源の保全・強化の重要性」や「途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する取組の奨励」「適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施」等が協定に盛り込まれている

図表 1-7 各国の削減目標

国名	削減目標	基準年
中国	2030 年までに GDP あたりの二酸化炭素排出量を 60～65%削減	2005 年
EU	2030 年までに少なくとも 40%削減	1990 年
インド	2030 年までに GDP あたりの二酸化炭素排出量を 33～35%削減	2005 年
ロシア	2030 年までに 25-30%削減	1990 年
アメリカ	2030 年までに 26-28%削減	2005 年
日本	2030 年度までに 26%削減	2013 年度

(3) 国の動向

地球温暖化対策計画

国は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化に関する総合計画となる「地球温暖化対策計画」を平成 28（2016）年 5 月に閣議決定しました。

この計画では、日本の地球温暖化対策に関する長期目標を「2050 年までに 80%削減」、中期目標を「2030 年度に 2013 年度比で 26%削減」とし、目標達成に向けた国・地方公共団体・事業者及び国民の基本的役割や施策等が規定されています。

また、森林吸収源対策についても、「2030 年度に 2013 年度総排出量の 2.0%の水準」を森林吸収量として確保することが定められており、市町村による森林吸収源対策の着実な推進を図るため、平成 31 年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

第五次環境基本計画

国が平成 30（2018）年 4 月に策定した「第五次環境基本計画」では、SDGs の考え方を踏まえた 6 つの「環境政策」を分野横断的に設定しており、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術など、あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」の実現を目標としています。

また、地域の活力を最大限に発揮するため、「地域循環共生圏」の概念が提唱されました。

これは、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつも、地域特性に応じて資源を相互補完するなどの特徴を持つ概念です。

第五次環境基本計画 重点戦略を支える環境政策	
1 気候変動対策 パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施	4 環境リスクの管理 水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策
2 循環型社会の形成 循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施	5 基盤となる施策 環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等
3 生物多様性の確保・自然共生 生物多様性国家戦略 2012-2020 に掲げられた各種施策を実施	6 震災復興及び今後の大規模災害発災時の対応 中間貯蔵施設や特定復興再生拠点の整備、放射線に係る健康管理対策 等

図表 1-8 第五次環境基本計画の環境施策体系⁵

⁵ 第五次環境基本計画（環境省,2018）をもとに作成

気候変動適応計画

平成 27（2015）年 3 月に国の中央環境審議会が、地球温暖化の影響に関する意見具申（「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」）をまとめました。

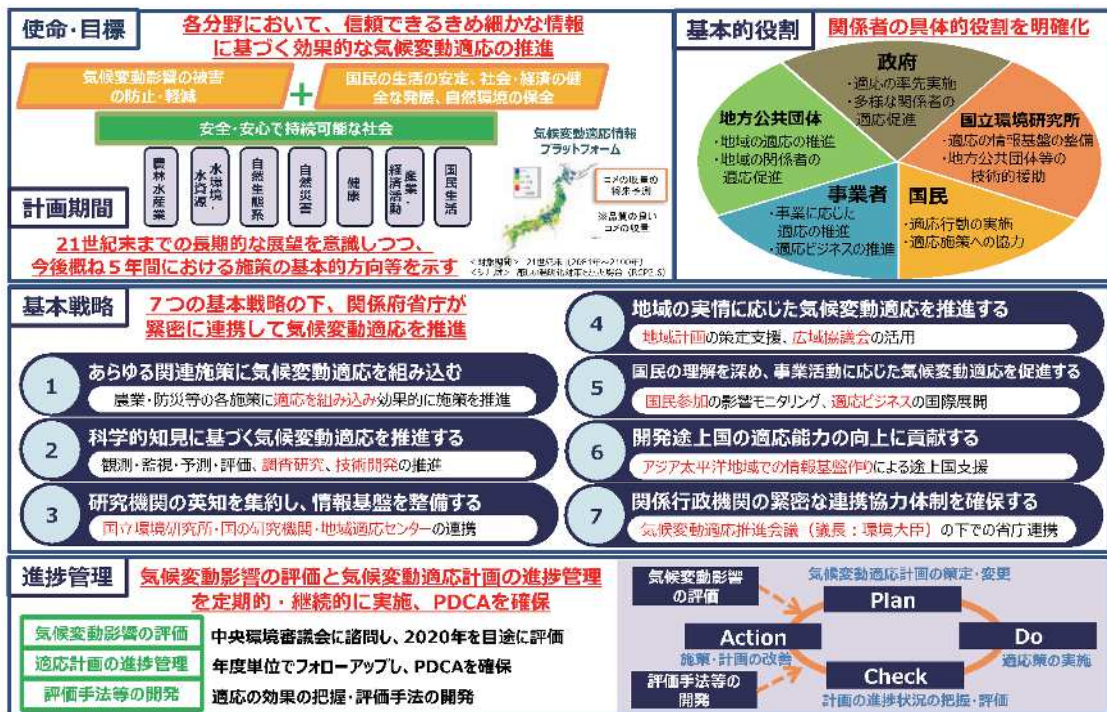
この意見具申は、7 つの分野、30 の大項目、56 の小項目について、現在及び将来に予測される地球温暖化の影響を、重大性（どのような影響を与え得るのか、また、その影響度、可能性等）、緊急性（影響の発現時期や適応の着手・重要な意思決定が必要な時期）、確信度（情報の確からしさ）の観点から評価したものです。

中央環境審議会による意見具申を受け、国は平成 27（2015）年 9 月に関係府省庁連絡会議を立ち上げて適応計画策定に向けた検討を行い、同年 11 月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。

平成 28（2016）年 8 月には、気候変動の影響への適応に関する情報基盤として、「気候変動適応情報プラットフォーム」が構築され、運営が始まっています。

平成 29（2017）年 7 月には、「地域適応コンソーシアム事業」が開始され、全国 6 ブロックに設置された地域協議会では、国の地方行政機関、都道府県・政令指定都市、有識者、地域の研究機関が参画し、地域における気候変動の影響や適応に関する関係者間の情報共有や関係団体間の連携が推進されています。

平成 30（2018）年 6 月の気候変動適応法の成立を受け、11 月には同法に基づき「気候変動適応計画」を閣議決定しました。



図表 1-9 気候変動適応計画の概要⁶

⁶ 令和元年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書、環境省、2019

長期低炭素ビジョン

国は脱炭素社会の構築を見据えた長期大幅削減に向けた基本的な考え方として、平成 29（2017）年 3 月に「長期低炭素ビジョン」を公表しました。

同ビジョンでは基本的な考え方とともに、2050 年 80%削減の絵姿や、実現に向けた政策の方向性が示されています。



図表 1-10 長期大幅削減のイメージ（左図：街のイメージ・右図：家のイメージ）⁷

図表 1-11 長期低炭素ビジョンで描かれた長期大幅削減の姿（一部を抜粋）

項目	長期大幅削減の姿
建物・暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新築建物については、可能な限り早期のゼロエミッションを達成している。 ▶ 既存建物などについても、省エネ機器・創エネ機器の導入が価格面のみならず、快適性や健康性など多様なコベネフィットを有するという価値が一般的になり、最大限に低炭素化されている。
移動	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 低炭素化した電力や、再生可能エネルギーにより生産される水素を利用する次世代自動車主流となり、移動の動力源としての石油製品の消費量は大幅に削減されている。 ▶ 公共交通の整備や利便性の向上、低炭素な交通機関へのモダルシフト等により、人や貨物の移動は、大幅な合理化を実現している。
産業・ビジネス活動	<ul style="list-style-type: none"> ▶ IoT や AI 等の技術の進展により、気象データが産業活動やエネルギー供給において有効に活用され、生産性の向上を通じて脱炭素社会の構築に貢献している。 ▶ 都市鉱山をはじめとする循環可能な資源の有効利用が徹底されている。
地域・都市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ まちのコンパクト化、「適応」を見据えた地域産業やまちづくりにより、安全・安心な地域社会を享受できている。 ▶ 地域ごとに自立した分散型エネルギーとして再生可能エネルギーが導入され、災害時にも必要なエネルギーを迅速に供給する取組が進められている。 ▶ 都市部において、エネルギー効率の向上による人工排熱の低減、水辺や緑地といった自然資本の組み込み等によりヒートアイランド現象が緩和されるなど、快適性が増している。 ▶ 中山間地域において、森林が適切に保全・管理され、素材をはじめとする国産材の利活用が促進されることにより、林業が維持・発展している。こうした国産材が住宅や建築物、道路等の社会インフラ全体に活用されている。

⁷ 長期低炭素ビジョン,中央環境審議会地球環境部会,2017

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

パリ協定では、温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な戦略を策定することが求められており、これを受けて国は令和元（2019）年 6 月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しました。

同戦略では、「基本的な考え方（ビジョン）」として下記が示されています。

- 最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050 年までに 80%の温室効果ガスの削減に取り組む（長期的なビジョン）
- 上記ビジョンの達成に向け、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現を目指す
- そのため、「迅速な取組の実施」「世界への貢献」を通じ、SDGs 達成・共創・Society5.0・地域循環共生圏・課題解決先進国といった要素を踏まえ、将来に希望の持てる明るい社会の姿を描き行動を起こす

図表 1-12 パリ協定長期成長戦略のポイント（一部を抜粋）⁸

分野	対策・施策の方向性
エネルギー	エネルギー転換・脱炭素化を進めるため、あらゆる選択肢を追求 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 再生可能エネルギーの主力電源化 ➤ 火力はパリ協定の長期目標と整合的に CO₂ 排出削減 ➤ CCS・CCU/カーボンリサイクルの推進 ➤ 水素社会の実現、蓄電池、原子力、省エネ
産業	脱炭素化ものづくり <ul style="list-style-type: none"> ➤ CO₂ フリー水素の活用（「ゼロカーボン・スチール」への挑戦等） ➤ CCU/バイオマスによる原料転換（人工光合成等） ➤ 抜本的な省エネ、中長期的なフロン類の廃絶等
運輸	“Well-to-Wheel Zero Emission”チャレンジへの貢献 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 2050 年までに世界で供給する日本車について世界最高水準の環境性能を実現 ➤ ビッグデータ・IoT 等を活用した道路・交通システム
地域・くらし	2050 年までにカーボンニュートラルで、かつレジリエントで快適な地域とくらしを実現 / 地域循環共生圏の創造 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 可能な地域・企業等から 2050 年を待たずにカーボンニュートラルを実現 ➤ カーボンニュートラルなくらし（住宅やオフィス等のストック平均で ZEB・ZEH 相当を進めるための技術開発や普及促進/ライフスタイルの転換） ➤ 地域づくり（カーボンニュートラルな都市、農村漁村づくり）、分散型エネルギーシステムの構築

⁸ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略,環境省,2019

(4) 関連自治体などの動向

神奈川県動向

神奈川県では、平成 21（2009）年 7 月に神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）を制定し、その中で地球温暖化防止に向けた県・事業者・県民等の責務を明らかにするとともに、平成 22（2010）年には「神奈川県地球温暖化対策計画」を定めています。

また、その後の状況変化を踏まえ、平成 28（2016）年 10 月には計画を改定し、新たな温室効果ガス削減目標を定めるとともに、新たに適応策を追加しています。

九都県市首脳会議の動向

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、行政自らが節電・地球温暖化防止のための取組を一層推進するとともに、その地域の住民・事業者が省エネ等の地球温暖化対策への取組の必要性を理解し、具体的かつ積極的な行動に結びつくように普及啓発を行うほか、再生可能エネルギーの普及拡大や水素の利活用、ヒートアイランド対策等について連携して取り組んでいます。

1-3. 相模原市の概況

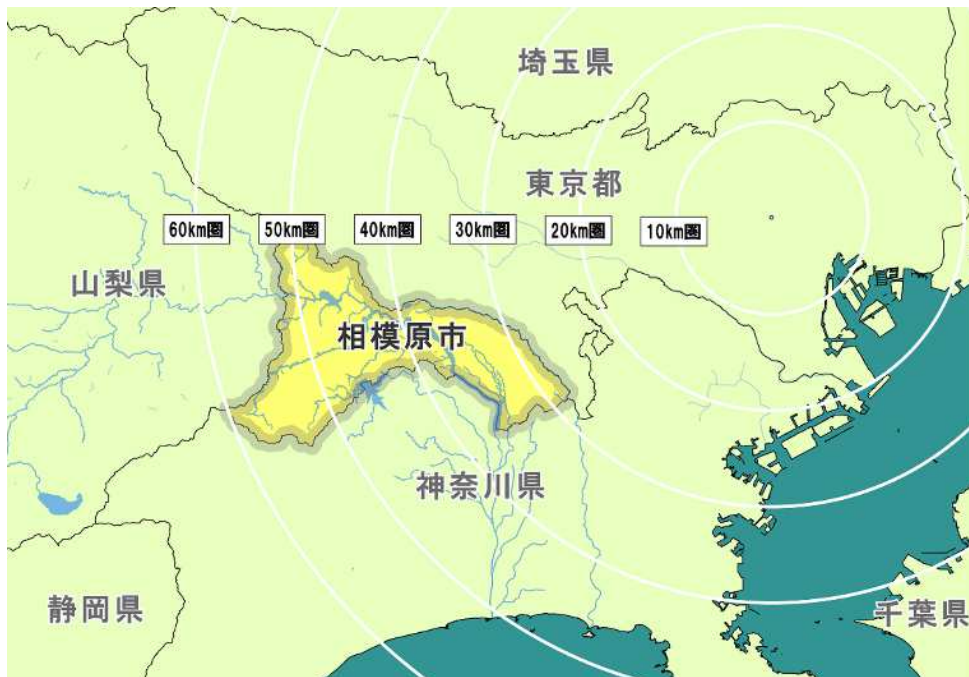
(1) 位置と地勢

本市は、神奈川県北西部に位置し、北部は東京都、西部は山梨県と接しています。面積は328.91km²で神奈川県総面積の約14%を占めています。

市西部には、丹沢大山国定公園や県立陣馬相模湖自然公園に指定された森林地帯など貴重な自然環境を形成した山々が連なり、県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などを抱えています。これらの湖の周辺や相模川、道志川、串川沿いの流域に広がる緩やかな丘陵地には、自然と共生するみどり豊かなまちなみが形成されています。

一方、市の東部は、相模川沿いの3つの河岸段丘（相模原段丘、田名原段丘、陽原段丘）が形成されており、相模原台地上段は、公共交通網の充実により、利便性が高い地域として土地利用が進んでいます。

また、河岸段丘の間の斜面は樹林帯が連なり、都市部における貴重なみどりとなっています。



図表 1-13 相模原市の位置図

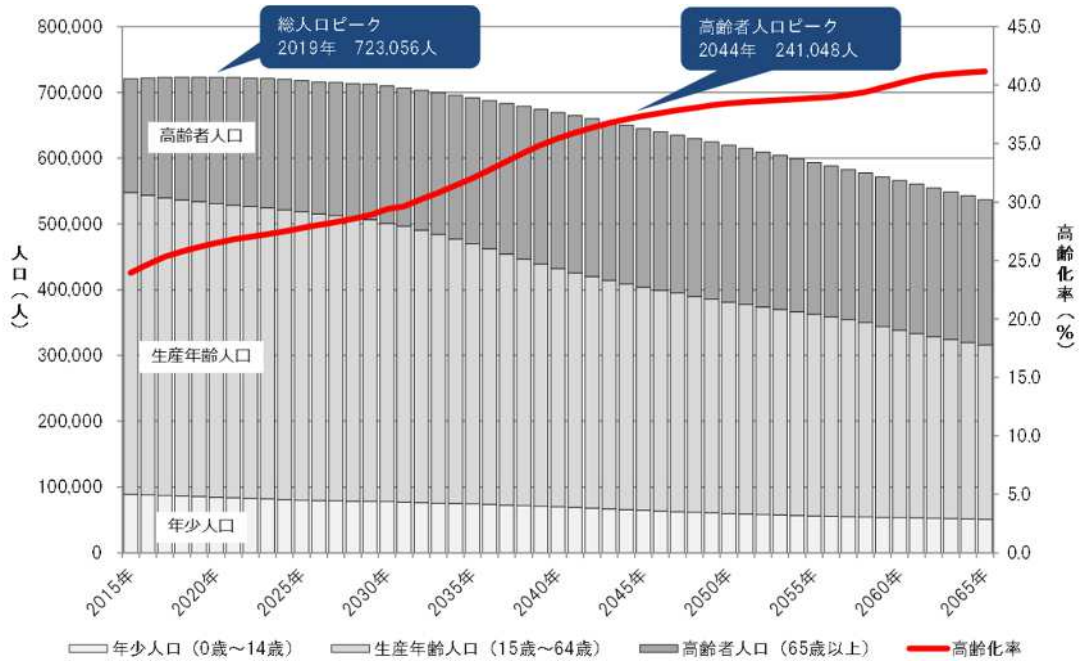
(2) 沿革

昭和29(1954)年11月20日の市制施行後は、積極的な工業誘致や全国でもまれにみる人口急増期を経て、内陸工業都市、首都圏のベッドタウンとして発展してきました。その後、平成18(2006)年3月に旧津久井町及び旧相模湖町と、翌年3月に旧城山町及び旧藤野町との合併により、県内では横浜市に次ぐ2番目の広さとなりました。また、平成22(2010)年4月1日には、戦後に誕生した市として初めて政令指定都市に指定されています。

(3) 人口

本市は、平成 18（2006）年及び平成 19（2007）年の合併により、総人口 70 万人を超える大都市となり、その後も微増傾向で推移してきました。

平成 27（2015）年国勢調査に基づく本市の将来人口推計結果によれば、本市の総人口は、令和元（2019）年をピークとして、それ以後は一貫して減少すると見込まれています。年齢区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は、今後一貫して減少しますが、高齢者人口は令和 26（2044）年まで増加を続け、その後減少に転じると推計されており、将来的にさらに少子高齢化が進むと予測されています。



図表 1-14 年齢区分別人口の推移（2015年～2065年）⁹

⁹ 出典：2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計に一部加筆

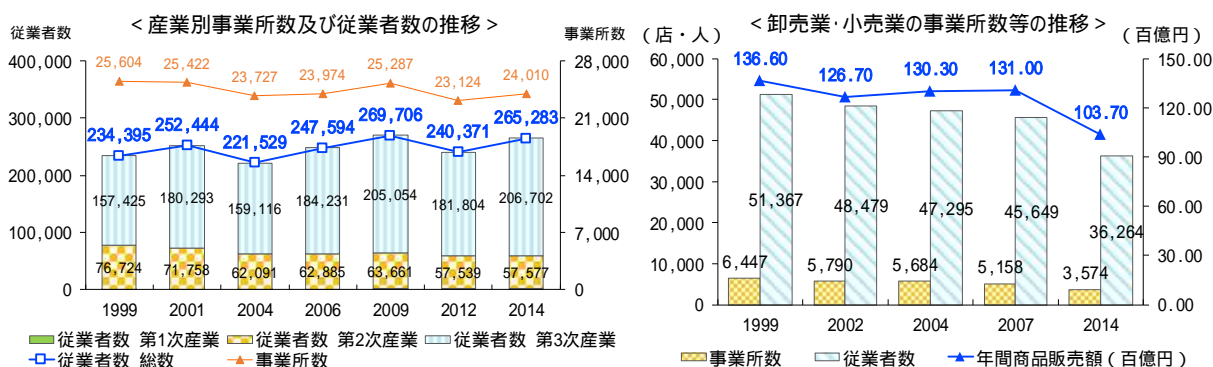
(4) 産業

本市の事業所数及び従業者数は、景気変動等の影響を受けながらも横ばいで推移しています。

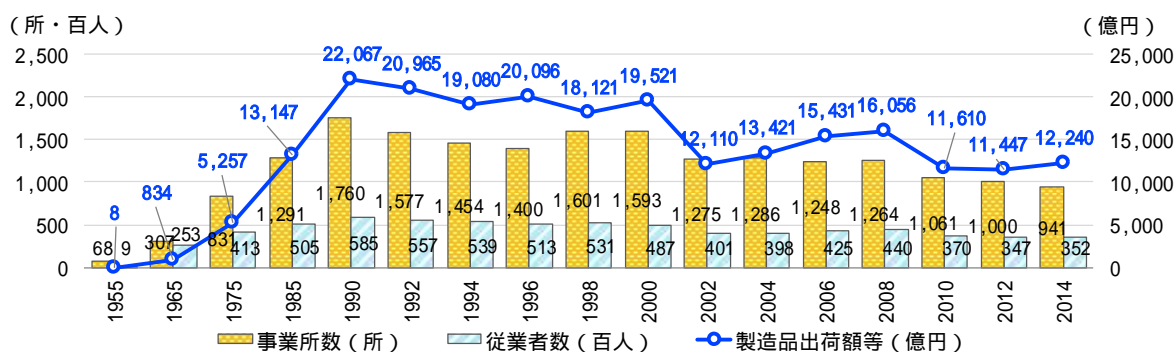
産業分類別の従業者数は第3次産業（サービス業）が約8割と、サービス業が従業員数の多くを占めていますが、卸売業・小売業（サービス業）の事業所数や従業者数は、減少傾向にあります。

第2次産業（工業）の事業所数や従業者数は平成2（1990）年をピークに減少傾向となっています。また、金額ベース（製造品出荷額等）では、近年おおむね横ばいで推移しています。

第3次産業（観光業）では、観光客数や観光客消費額が平成27（2015）年に急速に増加した後、多少減少したものの、宿泊客数や宿泊費はおおむね横ばいで推移しています。



図表 1-15 従業者数及び事業所数等の推移¹⁰



図表 1-16 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移¹¹



図表 1-17 観光客数と観光客消費額の推移¹²

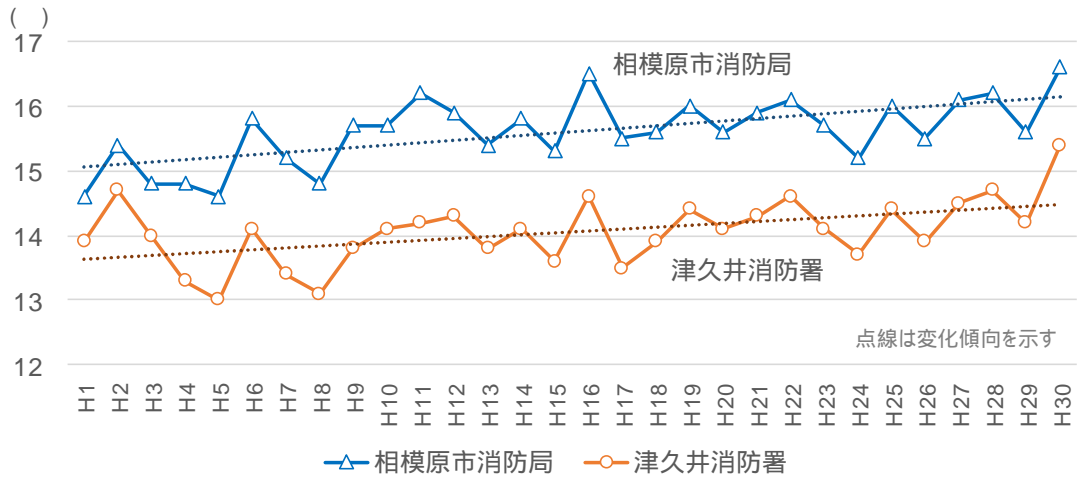
¹⁰ 出典：「産業別事業所数及び従業者数の推移」は事業所・企業統計調査及び経済センサス、「卸売業・小売業の事業所数等の推移」は商業統計調査

¹¹ 出典：工業統計調査

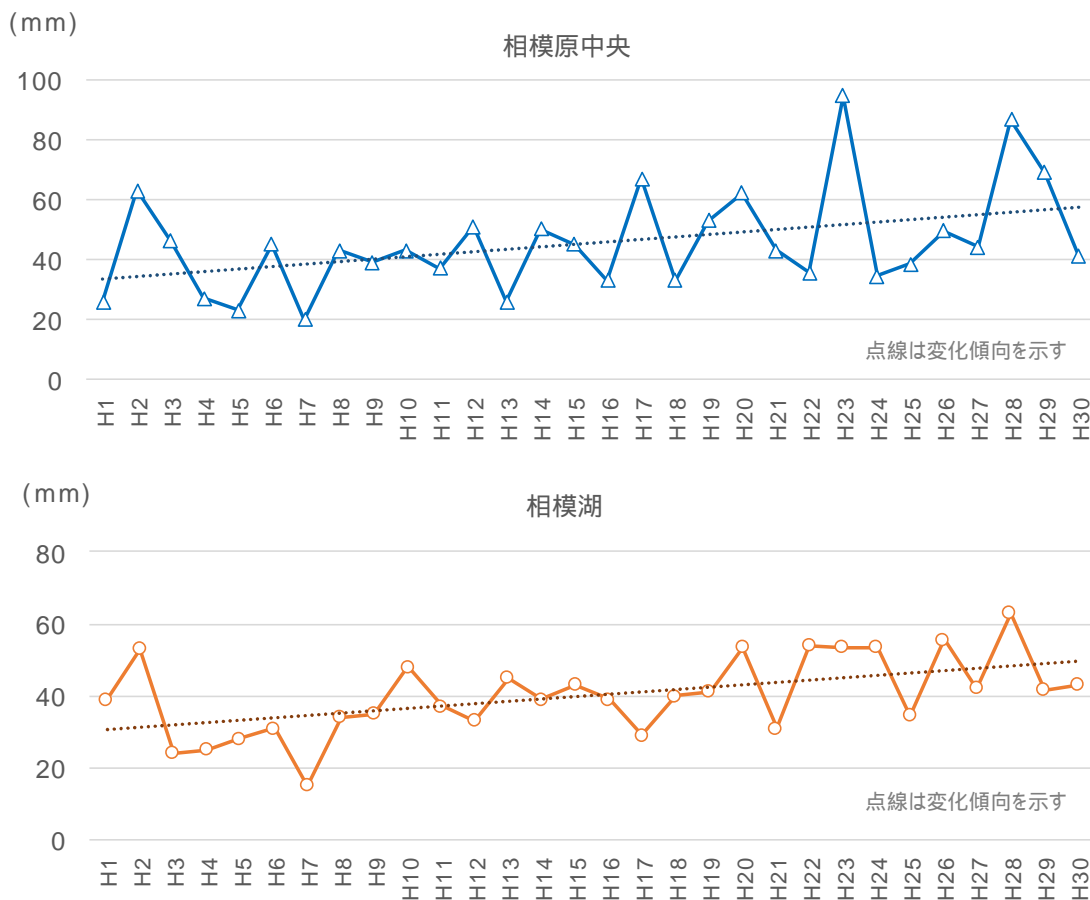
¹² 出典：神奈川県入込観光客調査

(5) 気候

平成元（1989）年以降の本市の年平均気温や降雨量の推移を見ると、平均気温は上昇傾向にあり、1時間最大雨量も増加傾向にあります。



図表 1-18 年平均気温の推移¹³



図表 1-19 各年における1時間最大雨量の推移¹⁴

¹³ 相模原市統計書のデータより作成

¹⁴ 気象庁データ（アメダス観測データ）より作成

(6) 市民・事業者アンケート

計画改定に先立ち、認知度や取組状況、課題等を把握することを目的として、平成30(2018)年度に市民・事業者を対象にアンケートを実施しました。

これらアンケートの分析の結果、下記の課題が抽出されました。なお、アンケート結果の概要は資料編に示します。

- 地球温暖化に対する認知度は高まっているが、市民・事業者ともに主体的な取組がさらに必要
- 市民は、自ら省エネルギー活動を進めることが重要と考えているが、市に対しては「公共交通の充実」「森林整備」「再生可能エネルギーの導入」などへの期待が高い
- 事業者は、自ら省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入を進めることが重要と考えており、設備導入への意欲もあるものの、特に導入経費がハードルとなっている

図表 1-20 市民・事業者アンケートの調査方法

	市民アンケート	事業者アンケート
実施時期	8月9日～31日 (約3週間)	10月15日～31日 (約2週間)
対象数	3,000名 (無作為抽出)	101社 (「相模原の環境をよくする会」会員)
回答数	1,528名 (回収率51%)	67社 (回収率66%)

図表 1-21 市民・事業者アンケートの設問

カテゴリ	市民アンケート	対象	
		市民	事業者
認知度/関心度	「地球温暖化・気候変動・エネルギー」についての関心度		
	「COOL CHOICE」の認知度		
取組状況/課題	「地球温暖化対策」として実施していること		
	「太陽光発電設備」の導入状況		
	「省エネ・再エネ設備」の設置についての課題		
今後の展望	「温室効果ガス」を削減するために最も重要と思うこと		
	「地球温暖化対策」として進める予定の取組		
市への期待	「地球温暖化対策」について市に期待する施策		

第2章 これまでの取組状況と課題

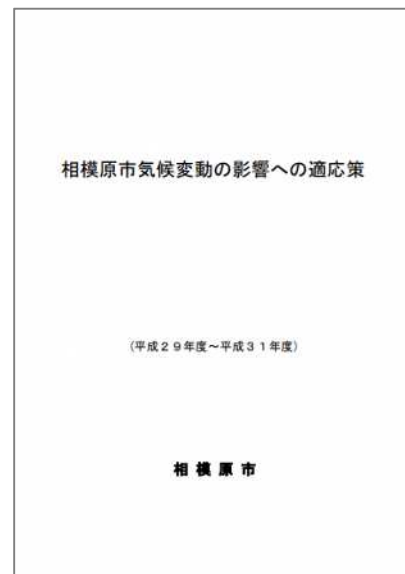
2-1. 前計画の概要及び総括

(1) 前計画の概要

本市では、平成 24（2012）年 3 月に、相模原市環境基本計画の地球温暖化対策に関するアクションプランとして「相模原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

平成 25（2013）年 3 月には、市民や事業者、団体、行政等が相互に連携・協力しながら具体的な取組を実践していく組織となる「さがみはら地球温暖化対策協議会」が設立され、同年 4 月、市民・事業者・市等の各主体が地球温暖化対策に取り組む責務を定めた相模原市地球温暖化対策推進条例（平成 24 年相模原市条例第 88 号）が施行され、同条例に基づき、中小規模事業者が地球温暖化対策へ計画的に取り組むための地球温暖化対策計画書制度がスタートしました。

平成 29（2017）年 3 月には、気候変動の影響への適応の観点から、「相模原市気候変動の影響への適応策」を策定しました。



前計画における取組の柱

再生可能エネルギーの利用促進

省エネルギー活動の促進

環境共生型まちづくりの推進

循環型社会の形成

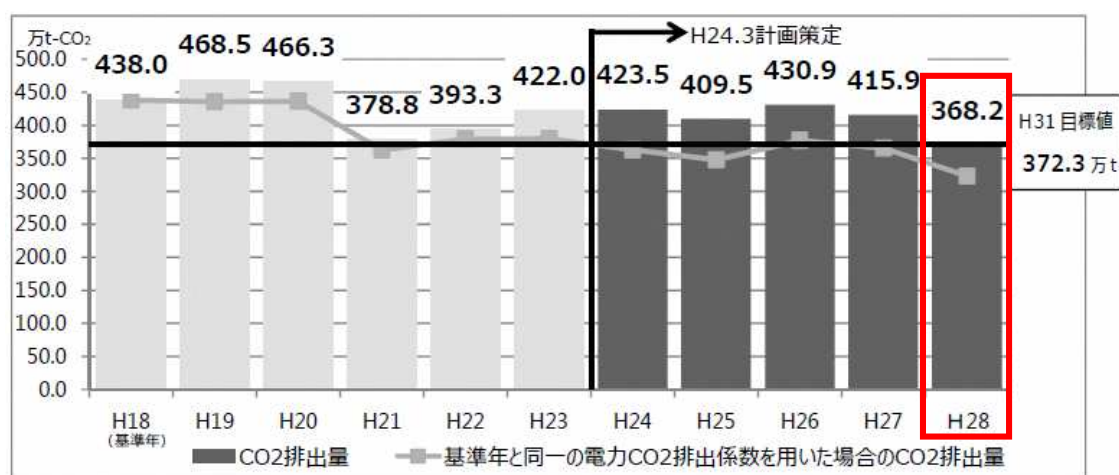
いきいきとした森林の再生

気候変動の影響への適応

(2) 前計画の総括

緩和策に関すること

前計画では、「平成 31 年度に CO₂ 排出量を平成 18 年度比で 15%削減する」という目標を設定し、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー活動の促進等の緩和策に関する取組を進めてきました。CO₂ 排出量の最新値は 368.2 万 t-CO₂（平成 28（2016）年度）であり、基準年度と比べて 15.9%減少しています。



図表 2-1 本市の温室効果ガス (CO₂) 排出量の推移

CO₂ 排出量を部門ごとに基準年度と比較すると、産業部門では約 77 万 t、運輸部門では約 13 万 t、それぞれ減少していますが、業務・家庭部門では電力 CO₂ 排出係数の上昇が生じたこと等により、約 19 万 t の増加となっています。

- 産業部門：特定業種の製造品出荷額等の減少が要因、景気回復により増加の可能性
- 家庭部門：世帯数は増加したが、一世帯あたりのエネルギー使用量は減少
- 業務部門：地域経済の活性化を背景とする消費活動の拡大
- 運輸部門：自動車登録台数は増加したが、一台あたりの燃料消費効率が向上

図表 2-2 本市の部門別温室効果ガス (CO₂) の排出量と増減量・増減率

部門・分野	排出量 (万 t-CO ₂)		基準年度比 増減量 (万 t-CO ₂)	基準年度比 増減率
	基準年度(H18)	H28		
産業部門	201.8	124.8	77.0	38.2%
家庭部門	76.6	78.1	1.5	2.0%
業務部門	45.1	62.9	17.8	39.5%
運輸部門	107.8	94.5	13.3	12.3%
廃棄物焼却等	6.7	7.9	1.2	17.9%

適応策に関すること

地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響の回避・軽減等を図るため、平成 29（2017）年 3 月に、「相模原市気候変動の影響への適応策」を新たに策定しました。

適応策は自然災害、健康、自然生態系の 3 つの分野と、それらを支える基盤的対策で構成されており、各取組を進めています。また、適応策に関する普及啓発用のパンフレットを作成し、様々なイベントで配布するなど適応策に関する情報発信を行いました。



2-2. 前計画の主な取組状況及び課題

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

太陽光発電設備や太陽熱利用設備に関する市民・事業者向けの奨励制度により、住宅等への太陽エネルギー利用設備の普及促進を図るとともに、公共施設への太陽光発電設備の設置やメガソーラーの導入など、再生可能エネルギーの利用促進に取り組みました。また、小水力や木質バイオマスなど本市の自然的特性を活かしたエネルギー資源の利活用策についても検討を行いました。

【課題】

住宅用太陽光発電設備は、平成 13（2001）年度に補助制度を開始して以降、市内における導入量は年々増加し、その合計出力は約 28,000kW にまで拡大しましたが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度における買取価格の低下により、住宅用太陽光発電設備に関する奨励金申請件数は、平成 24（2012）年以降減少傾向にあります。また、関東地方では顕在化していませんが、急激に増加した再生可能エネルギーにより出力制御が取られる事例も見られるなど、再生可能エネルギー自体が天候などに左右される不安定電源であることにも留意が必要です。

低炭素社会を実現するためには、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの積極的な利用が不可欠です。そのため、再生可能エネルギーに関するより効果的な奨励制度への見直しが必要です。

また、今後は、系統に接続しない自家消費型の太陽光発電設備や農地を活用したソーラーシェアリング、本市の自然的特性を活かしたエネルギー資源の利活用など、再生可能エネルギーの利用促進につながる新たな施策が必要です。なお、再生可能エネルギーの導入に当たっては、固定価格買取制度に依存しないことや、周辺の自然環境や生活環境との調和を図ることなど、持続可能な仕組みとすることに留意が必要です。

(2) 省エネルギー活動の促進

相模原市地球温暖化対策推進条例に基づき、国や県の法令による対策の義務付けがない中小規模事業者を対象に、地球温暖化対策計画書の作成、省エネアドバイザー派遣、市補助制度活用により、省エネ設備等の導入を進めてきました。また、住宅への省エネ機器の導入促進を図るため、家庭用燃料電池システム（エネファーム）や蓄電池、HEMS を市民向けの補助制度の対象設備として拡大しました。

また、平成 25（2013）年 3 月に設立された「さがみはら地球温暖化対策協議会」の活動も軌道に乗り、協議会イメージキャラクター「さがぼーくん」を使用した様々な普及活動が行われています。さらに、本市は平成 30（2018）年 1 月に、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に賛同し、同協議会と連携しながら地球温暖化対策に関する普及啓発事業の強化を図りました。

【課題】

国の削減目標において、民生業務部門及び家庭部門は約 40%の大幅な削減が必要とされており、本市においても同様です。そのため、市民一人ひとりのライフスタイルを低炭素化するとともに、設備・機器や建築物の省エネ化をさらに進める必要があります。

従来の普及啓発方法では限界があるため、例えば行動科学の知見（ナッジ等）の活用など新たな手法の検討が必要です。また、高度なエネルギー基準を達成する省エネ住宅（ゼロ・エネルギー住宅等）は、気密性・断熱性に優れ、省エネ効果が著しいことから、その導入を図る必要があります。なお、ゼロ・エネルギー住宅は、冬場のヒートショック対策としても有効であり、地球温暖化対策としてだけでなく、健康維持等の多様な課題解決にも貢献し得るという点にも着目する必要があります。

(3) 環境共生型まちづくりの推進

自動車からの CO₂ 排出量を削減するため、次世代クリーンエネルギー自動車に関する市民・事業者向けの奨励制度により、電気自動車等の普及促進を図るとともに、環境負荷の少ない公共交通や自転車への利用転換、輸送力・定時性・速達性の確保に向けた「幹線快速バスシステム」の導入に向けた取組を進めました。

また、水素エネルギーは、利用段階では二酸化炭素を排出しない「究極のクリーンエネルギー」として期待されており、本市においては「相模原市水素エネルギー普及促進ビジョン」を策定し、燃料電池自動車の普及促進など、水素社会の実現に向けた取組を進めました。

さらに、防犯灯・街路灯・道路照明灯の LED 化・高効率化を図るとともに、都市緑化の推進や、市民との協働による緑地の保全・活用などに取り組むことにより、環境共生型のまちづくりを進めました。

【課題】

次世代クリーンエネルギー自動車の普及率はまだ低いことから、次世代クリーンエネルギー自動車の普及と関連するインフラの整備（電気自動車の充電設備、定置式水素ステーション等）に関する支援を両面から進めていく必要があります。また、照明の LED 化や都市緑化などについても、引き続き推進していく必要があります。

一方、低炭素社会を実現するためには、短期的な施策だけでなく、将来を見据えた長期的な施策が必要です。このような中、我が国においては都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）が公布され、総合的かつ計画的な都市の低炭素化の取組が期待されています。長期的なまちづくりの検討を行う際には、低炭素まちづくりに資する観点に配慮する必要があります。

(4) 循環型社会の形成

ごみの減量化・資源化をより一層進め、循環型社会を形成するため、「相模原市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、4R（発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用）を推進するため、平成 28（2016）年 10 月に一般ごみの収集回数を週 3 回から週 2 回への変更、リサイクルフェアの開催、小学校 4 年生を対象にした環境教育などの各種施策を実施しています。これにより、ごみの分別や発生抑制・排出抑制に関する市民の意識が高まり、一般ごみの量は減少しています。

【課題】

家庭系ごみ及び事業系ごみの中には、生ごみや食品ロスが高い割合を占めていることから、生ごみの減量と併せて食品ロス削減の対策を更に進める必要があります。また、近年増加傾向にある事業系ごみは、経済状況による外的な要因の影響を受けていると考えられますが、事業系ごみの中には生ごみ・食品ロスの他に産業廃棄物や紙類などの資源化可能物も多く含まれている状況があることから、分別の徹底によるごみの減量化・資源化の強化を図る必要があります。

(5) いきいきとした森林の再生

市域面積の約 6 割を占める森林は、県民の約 6 割に水を供給しており、水源かん養や生物多様性の保全、レクリエーション利用といった公益的機能を有するほか、二酸化炭素の吸収源としての役割を担っており、健全な森林の保全・育成を図ることは地球温暖化対策として大変重要な取組です。そのため、神奈川県の水源環境保全税を主な財源とした私有林の間伐・枝打ち等の適切な森林整備に対する支援や、市有林の適正な管理を行いました。

また、「（仮称）相模原市市民の森」における森林体験イベントなどを通じて、市民が森林と触れ合う機会を提供するとともに、公共施設へのさがみはら津久井産材の利用、津久井産材製品カタログや津久井産材産地証明制度に関する情報発信など、市内から産出される木材の利活用を進めました。

【課題】

森林所有者の世代交代による森林整備に対する意識の低下や木材の価格低迷などにより、森林経営は厳しい状況になっており、森林整備支援に関する要望の件数も減少しています。引き続き森林整備に対する理解の醸成を図るとともに、令和 8（2026）年度までとされている県の水源環境保全税や森林環境譲与税等を活用した森林整備を進める必要があります。また、「さがみはら津久井産材」の知名度の向上を図るとともにその利用拡大を進める必要があります。

(6) 気候変動の影響への適応

今後、最大限の緩和策をとったとしても、地球温暖化による気候変動の影響は避けられないと言われており、本市では平成 29（2017）年 3 月に「相模原市気候変動の影響への適応策」を策定し、自然災害、健康、自然生態系の分野を中心に適応策を進めてきました。

【課題】

極端な暑さによる熱中症患者の増加や「平成 30 年 7 月豪雨」にみられるような気候変動の影響は、今後さらに拡大が予測されています。新たに制定された気候変動適応法に基づき、適応策として取り組む分野の拡大や既存施策の強化が必要です。

また、気候変動の影響の将来予測については、不確実性が伴うことから、科学的知見に基づき、今後も気候変動の影響に関する継続的なモニタリング評価と検証によって随時見直しを行う必要があります。

一方、気候変動は市民の日常生活や事業者の事業活動に影響を及ぼすものであるため、気候変動の影響に適切に対処するためには、市民・事業者・行政が気候変動やその影響について正確に理解し、具体的な行動につながるよう、適応策に関する普及啓発や情報発信を積極的に行う必要があります。

第3章 計画の基本的事項

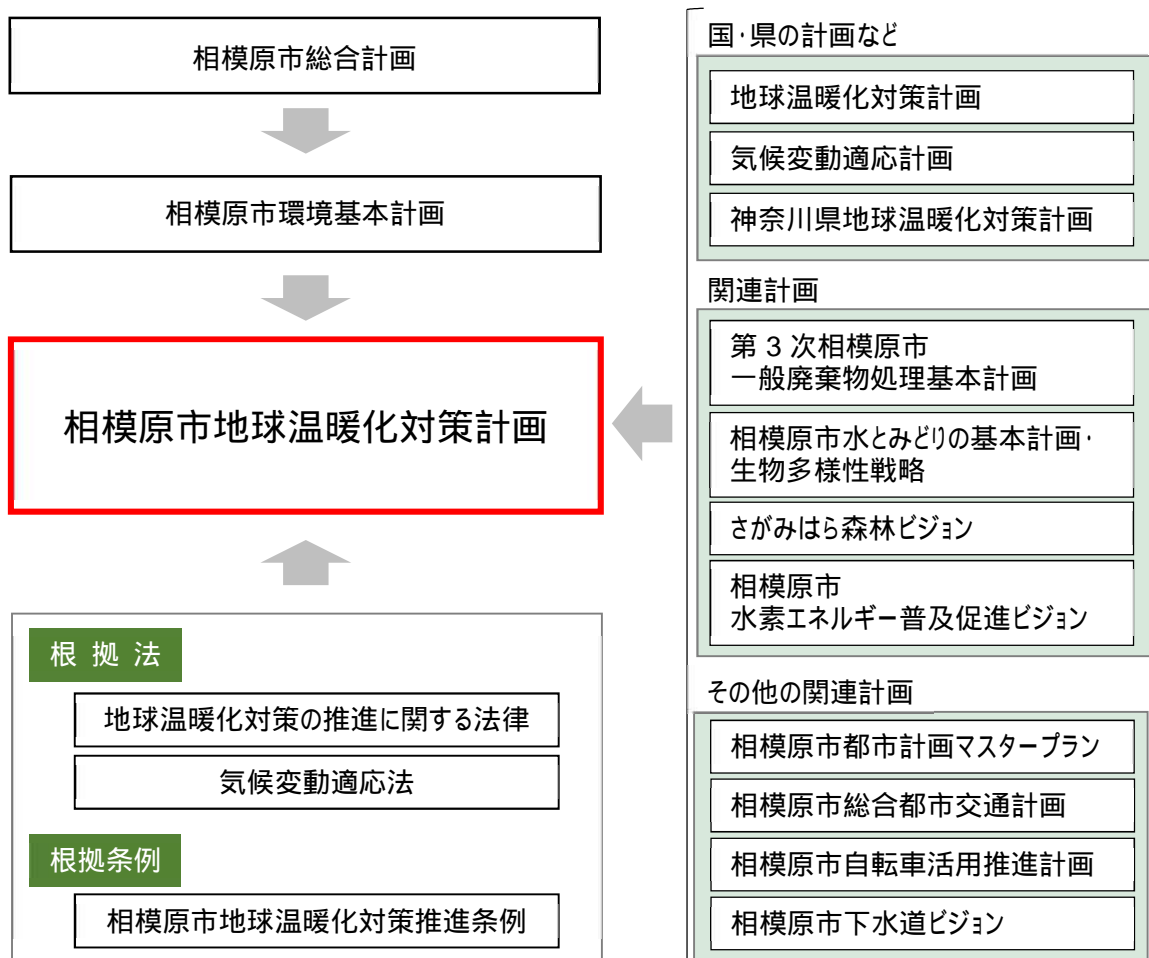
3-1. 計画改定の趣旨

平成 27 (2015) 年のパリ協定を踏まえ、国は「地球温暖化対策計画」を平成 28 (2016) 年 5 月に閣議決定し、これまで以上に高い温室効果ガスの削減目標を設定しました。

本市では、国等の動きを踏まえ地球温暖化対策をさらに推進するため、従前の「相模原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定することとし、また、緩和策と適応策に関する計画を一体として策定することから、計画改定に併せて計画名称を「相模原市地球温暖化対策計画」とします。

3-2. 計画の位置付け

本計画は、相模原市環境基本計画に定める地球温暖化対策に関する施策の推進を図るためのアクションプランとして、また、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び気候変動適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画として、本市の自然的社会的条件を反映した施策を体系化し、地球温暖化対策の総合的な推進を図るものです。



図表 3-1 本計画の位置づけ

3-3. 計画の期間・対象

(1) 計画期間・基準年度

国の「地球温暖化対策計画」に準じ、計画期間は令和 2（2020）年度から令和 12（2030）年度までの 11 年間とします。また、基準年度についても、国の計画に準じ、平成 25（2013）年度とします。

なお、今後、社会経済情勢の変化があった場合や、国の中長期的なエネルギー政策や地球温暖化対策の抜本的な見直し等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。



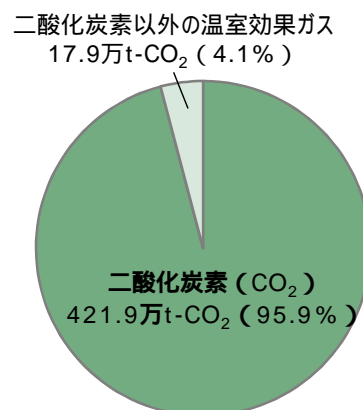
(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、相模原市全域とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画において現況推計の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項で定める二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）の 7 物質とします。

このうち、本計画において削減目標を設定し、対策・施策を講じる温室効果ガスとしては、本市が主体的に削減対策に取り組むことができ、かつ本市の総排出量の 9 割超を占める二酸化炭素（CO₂）を対象とします。



図表 3-2 基準年度における
温室効果ガス総排出量
(詳細は図表 5-3 参照)

図表 3-3 対象とする温室効果ガス

対象ガス		主な発生源等
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリンなどの使用により排出される。排出量が多く、温室効果ガスの中では温室効果への影響が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃棄物の焼却などにより排出
メタン (CH ₄)		自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の焼却、廃棄物の埋め立て、稲作、家畜の腸内発酵などにより排出
一酸化二窒素 (N ₂ O)		自動車の走行や燃料の製造、廃棄物の焼却などにより排出
代替フロン類 4 ガス	ハイドロフルオロカーボン類 (HFC _S)	スプレー、冷蔵庫、エアコンやカーエアコンの使用・廃棄時などに排出
	パーフルオロカーボン (PFC _S)	半導体の製造、溶剤などに使用され、製品の製造・使用・廃棄時などに排出
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造などに使用され、製品の製造・使用・廃棄時などに排出
	三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて排出

なお、温室効果ガスは、以下の部門・分野ごとに、市域における排出量を推計します。

図表 3-4 温室効果ガス排出量の部門・分野

部門・分野	業種
産業部門	第 1 次産業及び第 2 次産業（農林業、鉱業、建設業、製造業）が該当し、製造工程などで消費されるエネルギーなどから排出される温室効果ガスが対象。ただし、自動車に関するものは除く。
業務部門	第 3 次産業（小売業・卸売業、飲食業、宿泊業、娯楽業、病院、情報通信など）が該当し、地方公共団体も含まれる。 事業活動などで消費されるエネルギーなどから排出される温室効果ガスが対象。ただし、自動車に関するものは除く。
家庭部門	家庭生活が該当し、生活の中で消費されるエネルギーなどから排出される温室効果ガスが対象。ただし、自動車に関するものは除く。
運輸部門	自動車、鉄道が該当し、輸送機械で消費されるエネルギーなどから排出される温室効果ガスが対象。
廃棄物焼却等	廃棄物焼却により排出される非エネルギー起源の温室効果ガスが対象。

第4章 長期的に目指す姿

本計画では、各施策の意味合いや重要性を明確化し、市民・事業者・行政といった各主体が共通の目標を持って地球温暖化対策に取り組むことができるよう、将来的に目指すべき姿の具体的なイメージを設定しました。

< 相模原市における 2050 年の姿 >

ライフスタイルの低炭素化が進み、平均気温は現在と比較して2 程度上昇し、必要な適応策を実施している状況にあって、21 世紀後半の脱炭素社会を目指した取組が進行中

建物・暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ● 新築・既築問わず、厳しい暑さに対応できる断熱性能等を大幅に向上させ、高効率な空調・給湯設備が導入された ZEH 住宅（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）が普及している。 ● 自然エネルギーを活用した空調設備が一般的になり、加えて風の抜ける建築が普及し、電力に頼りすぎない生活ができています。 ● 低炭素ライフスタイルは当然のこととなり、省エネ・省資源を選択する行動や製品・サービスが主流となっている。
移動	<ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンだけで走る自動車はほとんど販売されておらず、低炭素化した電力や再生可能エネルギー等により作られた CO₂ フリー水素を用いる次世代クリーンエネルギー自動車が主流となっている。 ● 公共交通機関でも電動化・燃料電池化による低炭素化が進むとともに、モーダルシフトの進展や AI・IoT（モノのインターネット）の活用によって人や貨物の移動は合理化されて利便性が高まり、渋滞は減多に発生しない。 ● 都市部では、都市機能の集約化とともに徒歩や自転車による移動が定着している。
産業・ビジネス活動	<ul style="list-style-type: none"> ● AI による気象予測の精度が格段に向上し、天候に応じた生産調整や電力・エネルギーの需給バランスの平準化・最適利用によって、産業部門のエネルギー消費量が大幅に低減している。 ● 移動と同様、CO₂ フリー水素が安定的に供給され、産業用設備の燃料電池化（FC フォークリフト等）が主流となっている。 ● 仮想発電所（VPP）など、分散型エネルギーに関するビジネスが本格化している。 ● 投資家や消費者の意識が高まったことにより、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー対策に積極的に取り組む低炭素で持続可能なビジネススタイルが定着している。
地域・都市	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市部では、都市機能の集約化と水辺や緑地といった自然資本を活用した街づくりが進み、ヒートアイランド現象は緩和され、快適性が向上している。 ● 中山間地域では、適切に管理された森林から産出されるさがみはら津久井産材の需要が高まり、林業が活性化している。 ● 家庭用太陽光発電や EV（電気自動車）・FCV（燃料電池自動車）など分散型エネルギーの利用を最適化するプラットフォームが実装され、発電コストと購入電力価格の等価（ストレージパリティ）が達成されている。 ● 地域ごとに自立した分散型エネルギーの導入が進んだことで、災害時にも必要なエネルギーを迅速に供給可能となり、安全・安心な地域社会が構築されている。 ● 気候変動の影響による被害が最小化され、自然災害に対して、迅速な回復が可能な、強靱で持続可能な社会が構築されている。

本計画（2030 年の目標と施策）の達成

2050年の将来イメージ図

【コラム】 2050年の天気予報 「脱炭素未来社会」と「なりゆき未来社会」

2050年 脱炭素未来社会の天気予報

2050年7月20日、今日の相模原は快晴、日中の最高気温は31℃、熱中症指数は上から2つ目の「**厳重警戒**」、降水確率は午後4時の時点で40%です。高齢者の方は不要不急の外出を避け、涼しいところでお過ごしください。お出かけの際には**厳重な熱中症対策**と雨具のご準備をお忘れなく...

2050年 なりゆき未来社会の天気予報

2050年7月20日、今日の相模原は快晴、日中の最高気温は40℃、熱中症指数は最高レベルの「**危険**」、降水確率は午後4時の時点で40%です。夕方にはとこによりこれまでに経験したことのないような豪雨にみまわれることが予測されています。運動や野外での作業は原則中止とし、午前中の早い時間帯に用事を済ませ、不要不急の外出は**極力避ける**ようにしてください...

第5章 温室効果ガス排出量の現況等

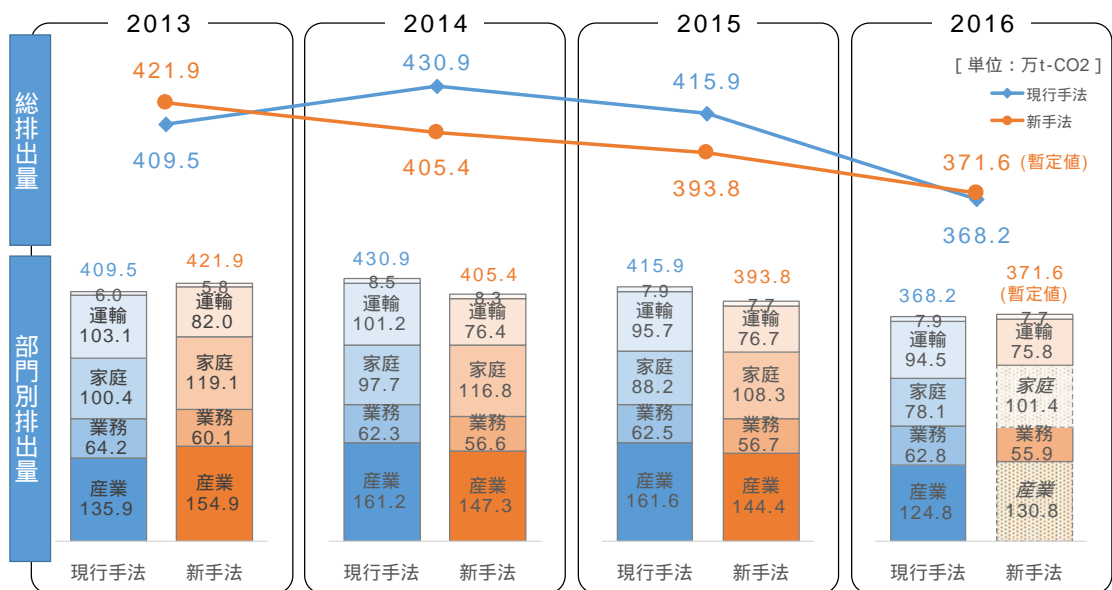
5-1. 現況推計

(1) 温室効果ガス排出量の現況推計手法

温室効果ガス排出量の推計にあたり、推計手法に関する国の最新のマニュアルに基づき、前計画の推計で使用した国の統計調査の廃止や、本市の政令指定都市への移行に伴う統計区分の変更など、利用可能な統計資料の変化に併せた推計手法の見直しを行いました。

旧手法と新手法の現況推計結果を比較すると、二酸化炭素排出量のうち、特にエネルギー起源CO₂では、旧手法は「山なり」であることに対し、新手法では「漸減」となるなど、増減傾向が異なります。また、部門ごとの排出量を比較すると、業務部門を除く各部門で新旧差異が大きく、特に産業部門の乖離が大きくなっています。

これは今回の統計手法の変更によって「より実態に即した」推計を行った結果であり、本市の二酸化炭素排出量の推移の実情は、新手法の推計値に近いものと考えられます。



図表 5-1 推計手法の変更による推計結果の差異

図表 5-2 エネルギー起源 CO₂に係る推計手法の変更点

部門・分野		推計手法見直しに伴う主な変更点	
		現行手法	新手法
産業部門	製造業	● 全国の製造品出荷額等あたりのエネルギー消費量に、本市の製造品出荷額等を乗じて推計	● <u>実績値 (SHK¹⁵ + 計画書¹⁶)</u> に加え、実績値が無い業種は全国の製造品出荷額等を用いて按分
	建設業・鉱業	● 全国の建設業従業者数あたりのエネルギー消費量に、市内建設業従業者数を乗じて推計	● <u>神奈川県</u> の建設業の従業者数あたりのエネルギー消費量に、市内の従業者数を乗じて推計
	農林水産業	● 神奈川県の農林水産業生産額あたりのエネルギー消費量に、本市の生産額を乗じて推計	● <u>神奈川県</u> の農林水産業の従業者数あたりのエネルギー消費量に、 <u>市内の従業者数を乗じて推計</u>
業務部門		● 全国の延床面積あたりのエネルギー消費量（固定値）に、本市の延床面積を乗じて推計	● 全国の延床面積あたりのエネルギー消費量（ <u>毎年更新</u> ）に、本市の延床面積を乗じて推計
家庭部門		● 家計調査から得られる横浜市の世帯あたりのエネ消費量に、本市の世帯数を乗じて推計 ● 電気については、東電管内の世帯数あたり電気使用量に、本市の世帯数を乗じて推計	● 家計調査から得られる <u>本市</u> の世帯あたりエネルギー消費量に、本市の世帯数を乗じて推計 ● 電気については、 <u>神奈川県</u> の世帯あたりの電気使用量に、本市の世帯数を乗じて推計
運輸部門	自動車	● 全国の車種別一台あたりのエネ消費量に市内の自動車登録台数を乗じて推計	● <u>神奈川県</u> の車種別一台あたりのエネルギー消費量に、市内の自動車登録台数を乗じて推計
	鉄道	● (私鉄) 営業キロあたりエネルギー消費量に市内延長を乗じて推計 ● (JR) 乗降者数あたりエネルギー消費量に市内の JR 乗降者数を乗じて算出	● <u>JR・私鉄とも各鉄道会社の営業キロあたり</u> のエネルギー消費量に、 <u>市内の営業キロ</u> を乗じて推計



入手可能な統計資料から、**本市の実態をより反映**した算出手法に変更

¹⁵ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「算定・報告・公表制度」

¹⁶ 相模原市地球温暖化対策推進条例に基づく「地球温暖化対策計画書制度」

(2) 温室効果ガス排出量の現況推計結果

本市における平成 25 (2013) 年度の温室効果ガス排出量は約 439.8 万 t-CO₂ で、その約 96% に当たる約 421.9 万 t-CO₂ を二酸化炭素が占めています。

二酸化炭素が温室効果ガス排出量のほとんどを占める状況から、本計画では、温室効果ガスの削減対象を二酸化炭素に絞り、対策等を進めます。

二酸化炭素の総排出量 (421.9 万 t-CO₂) のうち、98.6% が燃料の燃焼や電気の使用に伴い排出されるエネルギー起源 CO₂ となっており、残りの 1.4% が廃棄物焼却場におけるプラスチック、廃油等の焼却によるエネルギー起源以外の CO₂ となっています。

図表 5-3 相模原市の温室効果ガス総排出量 (基準年: 平成 25 (2013) 年度)

温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量(t)	地球温暖化係数	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	4,219,236	1	4,219,236	95.9
エネルギー起源 CO ₂	4,161,359	1	4,161,359	94.6
非エネルギー起源 CO ₂	57,877	1	57,877	1.3
メタン (CH ₄)	194	25	4,832	0.1
一酸化二窒素 (N ₂ O)	46	298	13,650	0.3
ハイドロフルオロカーボン (HFC _s)	-	12 ~ 14800	150,199	3.4
パーフルオロカーボン (PFC _s)	-	7390 ~ 17340	5,468	0.1
六フッ化硫黄 (SF ₆)	-	22800	4,522	0.1
三フッ化窒素 (NF ₃)	-	17200	348	0.1
合計			4,398,254	100.0

二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、それぞれ排出量に地球温暖化係数を乗じ、二酸化炭素排出量に換算して推計しました。

エネルギー起源 CO₂ の算定方法に関する現況推計の例

エネルギー起源 CO₂ = 「活動量」×「エネルギー消費原単位」×「エネルギー種別排出係数」
(現況推計)

「製造品出荷額等」
「世帯数」など温室効果ガスを排出する活動の規模

活動量 1 単位当たりのエネルギー消費量

エネルギー消費量
1 単位当たりの温室効果ガス排出量

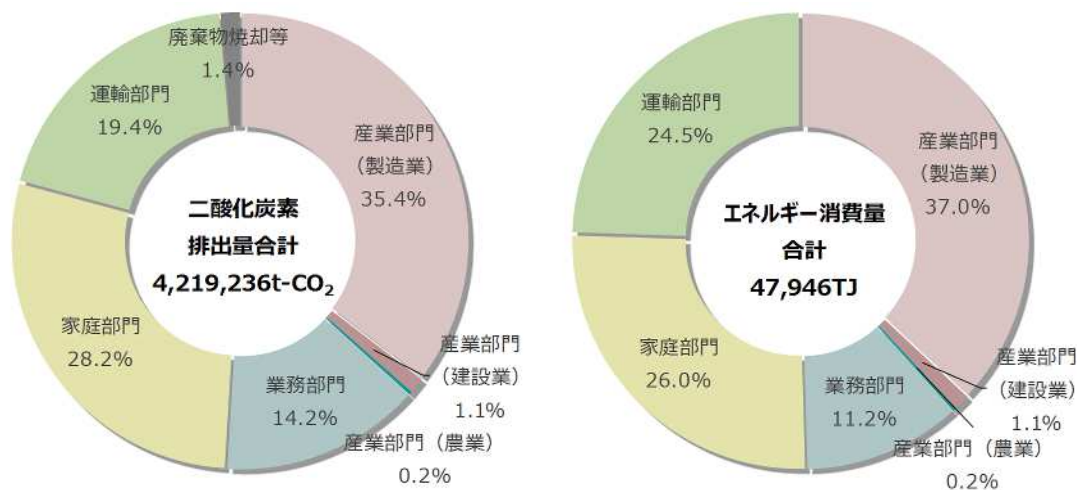
(3) 部門別に見た二酸化炭素排出量（基準年）

二酸化炭素の排出量を部門別に見ると、産業部門からの排出量の割合が最も高く 36.7%を占め、次いで家庭部門が 28.2%、運輸部門が 19.4%、業務その他部門が 14.2%となっています。

一方、エネルギー起源 CO₂ 排出量の活動量を示すエネルギー消費量では、部門ごとの構成割合はおおむね同様の傾向ですが、二酸化炭素排出量の割合と比較すると、産業部門及び運輸部門でやや高くなっています。

図表 5-4 部門別二酸化炭素排出量とエネルギー消費量（基準年：平成 25（2013）年度）

種類	部門・分野	二酸化炭素排出量		エネルギー消費量	
		t-CO ₂	割合	TJ	割合
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	1,549,067	36.7%	18,378	38.3%
	製造業	1,491,862	35.4%	17,722	37.0%
	建設業・鉱業	47,866	1.1%	550	1.1%
	農林水産業	9,339	0.2%	107	0.2%
	業務部門	600,630	14.2%	5,383	11.2%
	家庭部門	1,191,270	28.2%	12,444	26.0%
	運輸部門	820,392	19.4%	11,740	24.5%
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物焼却等	57,877	1.4%	-	-
合計		4,219,236	100.0%	47,946	100.0%



図表 5-5 二酸化炭素排出量（左）とエネルギー消費量（右）（平成 25（2013）年度）

(4) 森林吸収量の現況推計結果

植物は、光合成によって二酸化炭素を吸収し、酸素を排出しています。そこで、市内の森林による二酸化炭素の吸収量の試算を行いました（図表 5-6 参照）。

市内の森林総面積ベースの吸収量は約 6.0 万 t-CO₂ ですが、森林による二酸化炭素の吸収量を全て削減量としてみなすことができるわけではなく、1990（平成 2）年以降に植林や間伐などの人為的活動が行われた森林（管理された森林）だけが森林吸収量として認められます。

基準年（平成 25 年）における管理された森林の面積は、市内の森林総面積（18,944ha）の約 31%（5,943ha）となっており、以下の「算出式」から管理された森林の二酸化炭素吸収量を求めると、基準年で約 1.9 万 t-CO₂ となります。

森林吸収量の算出式

$$\text{森林吸収量} = \text{年間の平均炭素蓄積量}^1 \times (\text{管理された森林面積} / \text{森林総面積}) \times 44 / 12^2$$

1：2 時点の炭素蓄積量の差 ÷ 2 時点間の年数

2：炭素量 二酸化炭素量の変換係数

$$\text{年間の平均炭素蓄積量} = \frac{\text{H30 炭素蓄積量} - \text{H25 炭素蓄積量}}{5 \text{ 年}} = \frac{1,571,877 \text{ t-C} - 1,489,739 \text{ t-C}}{5 \text{ 年}} = 16,427 \text{ t-C}$$

$$\text{基準年における管理された森林面積率} = \frac{\text{H25 管理された森林面積}}{\text{H25 森林総面積}} = \frac{5,942.9 \text{ ha}}{18,944 \text{ ha}} = 31.4\%$$

$$\text{森林総面積ベースの吸収量} = 16,427 \text{ t-C} \times 44 / 12 = 60,235 \text{ t-CO}_2$$

$$\text{基準年における森林吸収量} = 60,235 \text{ t-CO}_2 \times 31.4\% = 18,896 \text{ t-CO}_2$$

図表 5-6 森林による炭素蓄積量（森林総面積ベース）

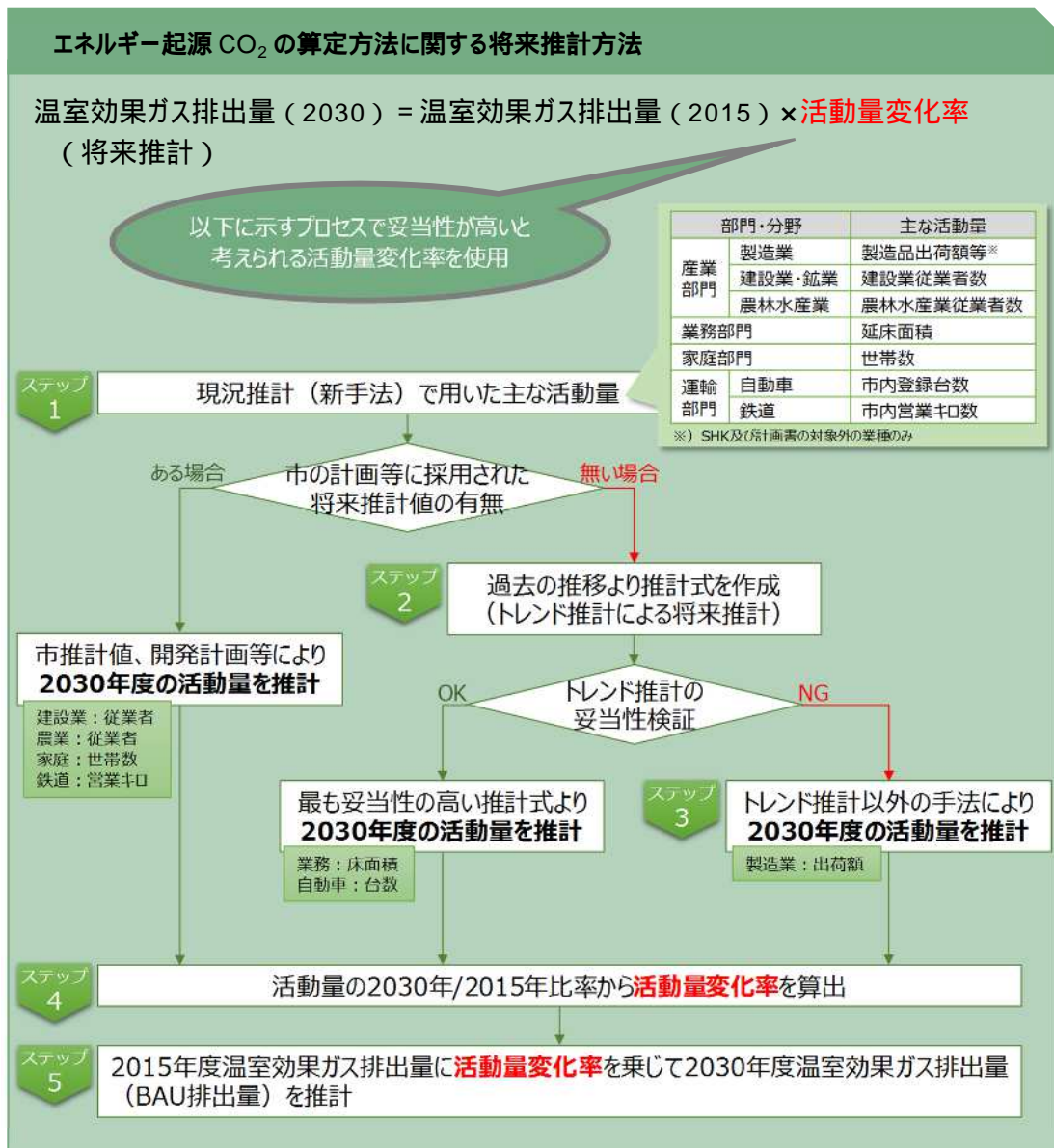
樹種・樹齢区分		材積量		係数				炭素蓄積量	
				拡大係数	地上部/地下部比率	容積密度	炭素含有率		
		m ³		-	-	t-dm/m ³	t-C/t-dm	t-C	
		H25	H30	-	-	-	-	H25	H30
スギ	樹齢 20	227	71	1.57	1.25	0.314	0.51	71	22
	樹齢>20	2,623,712	2,776,537	1.23	1.25	0.314	0.51	645,998	683,626
ヒノキ	樹齢 20	2,835	761	1.55	1.26	0.407	0.51	1,149	309
	樹齢>20	648,012	710,155	1.24	1.26	0.407	0.51	210,155	230,309
マツ (クロマツ)	樹齢 20	0	0	1.39	1.34	0.464	0.51	0	0
	樹齢>20	103,626	105,183	1.36	1.34	0.464	0.51	44,689	45,361
その他	樹齢 20	0	0	1.40	1.40	0.423	0.51	0	0
針葉樹	樹齢>20	12,246	12,500	1.40	1.40	0.423	0.51	5,178	5,285
その他	樹齢 20	377	539	1.40	1.26	0.624	0.48	199.2	285
広葉樹	樹齢>20	1,224,557	1,275,833	1.26	1.26	0.624	0.48	582,299	606,682
合計								1,489,739	1,571,877

5-2. 将来推計

(1) 二酸化炭素排出量の将来推計手法

本計画の目標年となる令和 12（2030）年度において、予測される人口や世帯数、経済情勢などに基づき、追加的な対策が講じられずに現状のまま推移すると仮定した場合（この仮定を「BAU」と言います）における二酸化炭素の排出量（BAU 排出量）を推計しました。

推計の基本的な考え方として、令和 12（2030）年度における活動量は本市が既に公表した推計値、または近年の動向などから推計した数値を用い、原単位は現状のまま推移するものと仮定しました。



図表 5-7 将来推計フロー

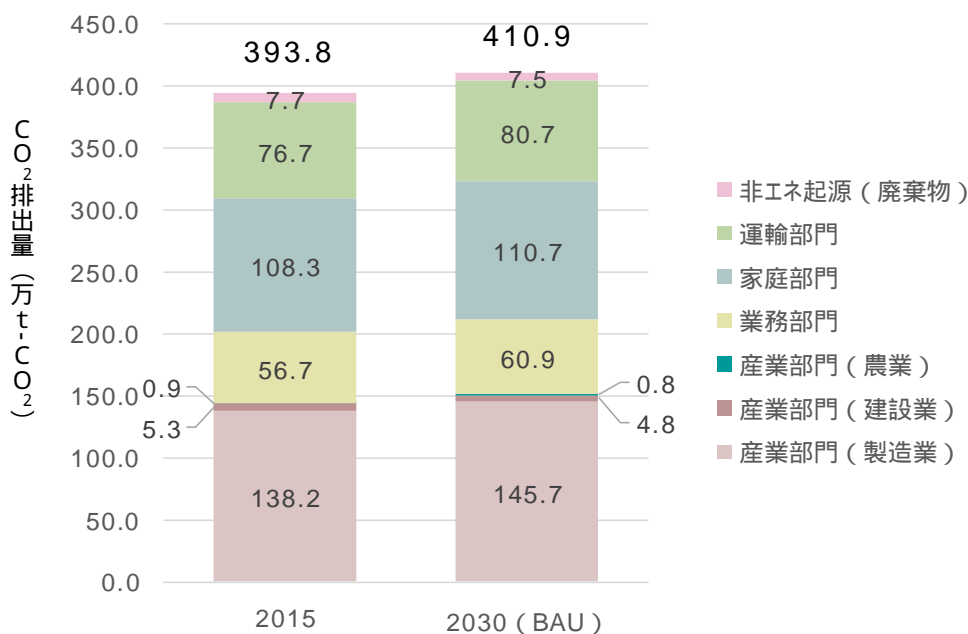
(2) 二酸化炭素排出量の将来推計結果

本市における二酸化炭素排出量の将来推計値は、令和 12（2030）年度で約 410.9 万 t-CO₂ と、平成 27（2015）年度の約 393.8 万 t-CO₂ に対し、4.4%の増加が見込まれます。

排出量を部門別にみると、その割合は産業部門が最も大きく、全体の 36%を占めています。また、増加量は産業部門（約 6.9 万 t-CO₂）、増加率は業務部門（7.3%）が最も大きくなっています。一方、非エネルギー起源 CO₂（廃棄物焼却等）は 3.5%（約 0.3 万 t-CO₂）の減少となっています。

図表 5-8 令和 12（2030）年度における二酸化炭素排出量の増減量等

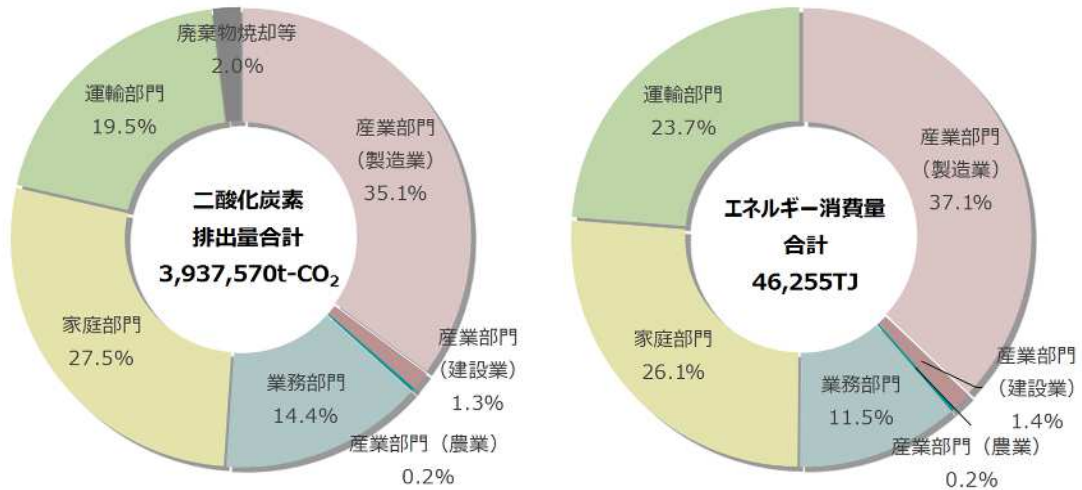
種類	部門・分野	2015 年度	2030 年度 (BAU)	増減量	増減率
		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	%
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	1,443,697	1,512,219	+68,522	+4.7
	製造業	1,381,749	1,456,564	+74,815	+5.4
	建設業・鉱業	53,145	47,965	-5,180	-9.7
	農林水産業	8,803	7,690	-1,113	-12.6
	業務部門	567,082	608,651	+41,569	+7.3
	家庭部門	1,082,758	1,106,511	+23,753	+2.2
	運輸部門	766,607	806,918	+40,311	+5.3
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物焼却等	77,426	74,689	-2,737	-3.5
合計		3,937,570	4,108,988	+171,418	+4.4



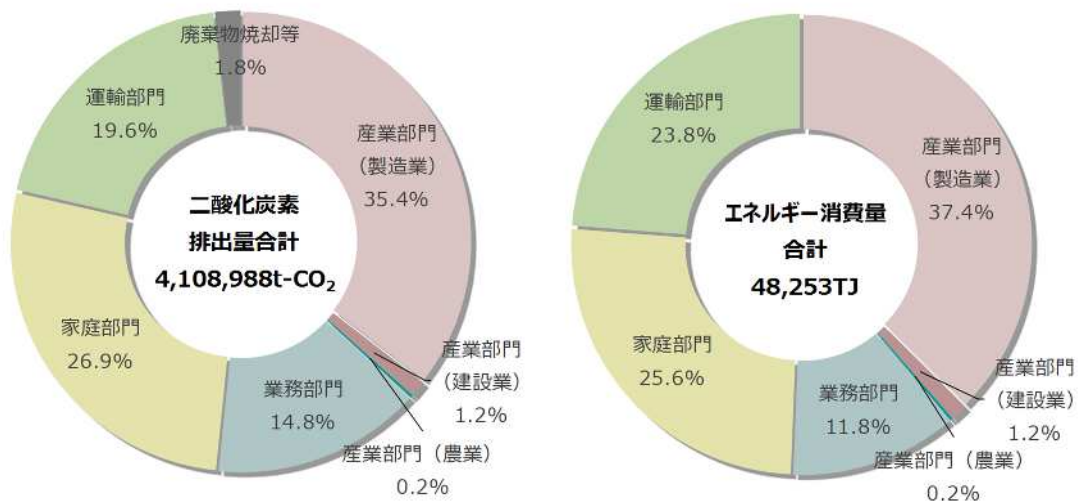
図表 5-9 二酸化炭素排出量の将来推計（2015 年・2030 年 BAU）

部門別の二酸化炭素排出量の割合では、産業部門及び業務部門がやや増加する一方、それ以外の部門は横ばいか減少しています。

エネルギー消費量と二酸化炭素排出量を比較すると、基準年及び平成 27（2015）年ともおおむね同様の傾向となっています。



図表 5-10 二酸化炭素排出量（左）とエネルギー消費量（右）（平成 27（2015）年度）



図表 5-11 二酸化炭素排出量（左）とエネルギー消費量（右）（2030 年 BAU）

(3) 森林吸収量の将来推計結果

令和 12 (2030) 年度における管理された森林面積が森林総面積の約 37% に当たる 7,062ha となると想定しました (森林総面積は変わらないと仮定)。この場合の二酸化炭素吸収量の推計値は、約 2.2 万 t-CO₂ となります。

図表 5-12 管理された森林の森林吸収量 (2015 年・2030 年)

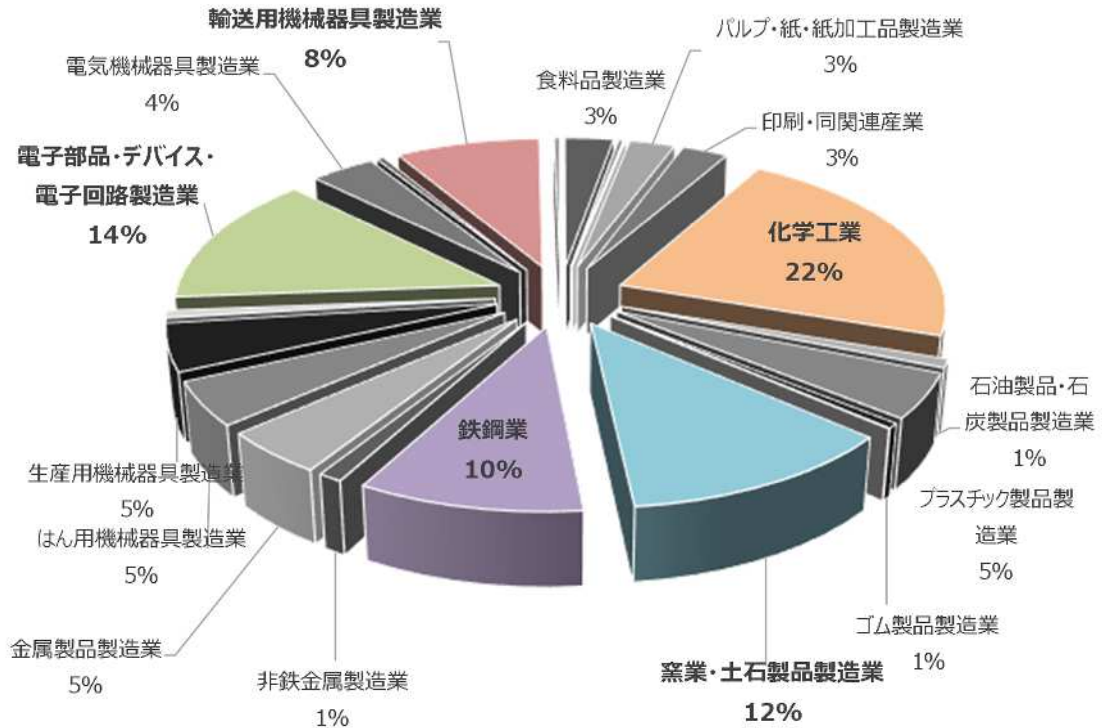
項目	平成 27 (2015) 年 [現況]	令和 12 (2030) 年 [将来]
森林総面積	18,944.0ha	18,944.0ha
森林総面積当たりの森林吸収量	60,235.0t-CO ₂	60,235.0t-CO ₂
管理された森林面積	6,373.0ha	7,062.0ha
管理された森林/森林総面積比	33.6%	37.3%
管理された森林の森林吸収量	20,263t-CO ₂	22,456t-CO ₂

5-3. 温室効果ガスの排出特性

(1) 産業部門

産業部門は、市域における二酸化炭素排出量の 36.7% を占める最大の排出部門であり、そのうち製造業は、産業部門における排出量の 96% を占めています。

製造業の内訳をみると、特定事業所のある化学工業（22%）や電子部品・デバイス・電子回路製造業（14%）の占める割合が高い傾向にあります。



注）構成比が 1%未満の産業分類はラベルを表示していない

図表 5-13 製造業における産業（中分類）別二酸化炭素排出量割合（平成 25(2013)年）

また、製造業における排出量の令和 12（2030）年推計値は、製造品出荷額等の増加に伴い、基準年比で約 5%増加するものと見込まれています。

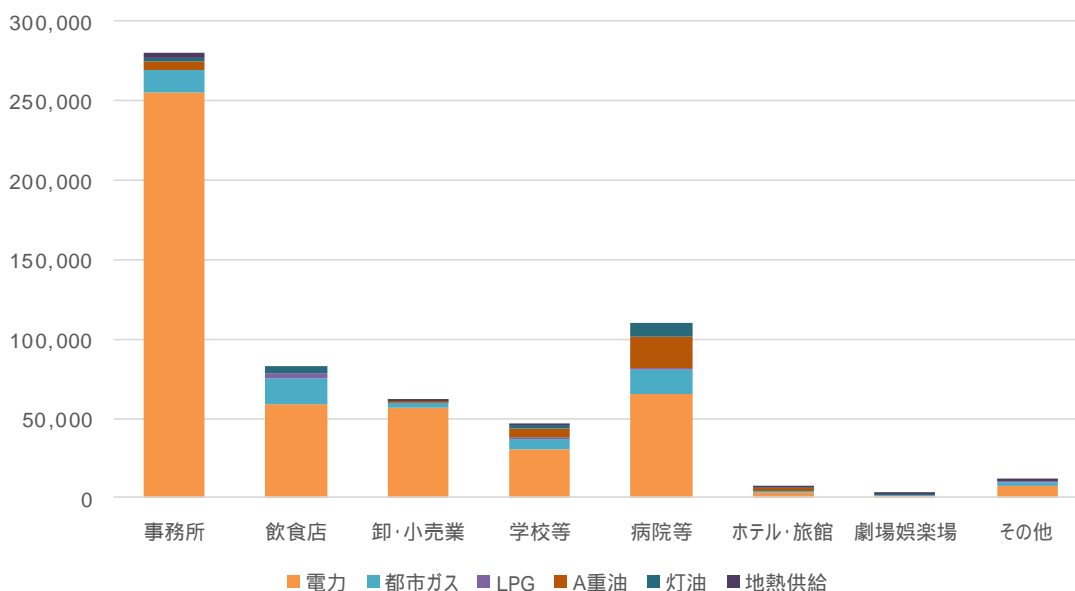
現在、地球温暖化対策の推進に関する法律やエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）により、年間の温室効果ガス排出量やエネルギー使用量が一定規模以上の事業者は、自らの温室効果ガス排出量に関する国への報告やエネルギー使用の合理化に関する計画の策定などが義務づけられています。

本市においては、中小規模事業者が多いことから、上述した義務が課されない事業者を対象とした本市独自の計画書制度に取り組んでいますが、今後も引き続き支援策を進めていくことが必要です。

(2) 業務部門

業務部門の排出量は全体の 14.2%となっており、そのうち事務所の占める割合が大きくなっています。これは施設数が多く、床面積が大きくなっていることに起因するものと考えられます。

全ての業種で電力が最も多く使用されており、特に排出量が多い事務所や飲食店、卸・小売業でその傾向が強く現れています。



図表 5-14 業務部門の業種別二酸化炭素排出量（2013年）

また、業務部門における排出量の令和 12（2030）年推計値は、第三次産業の伸びに伴って床面積が増加するため、基準年比で約 7%増加するものと見込まれています。業務部門は大半が中小規模事業者であることから、産業部門と同様に中小規模事業者への対策が重要となります。

このほか、業務部門では建築物の省エネ化が二酸化炭素排出量の削減に寄与することから、これらの取組を推進していく必要があります。

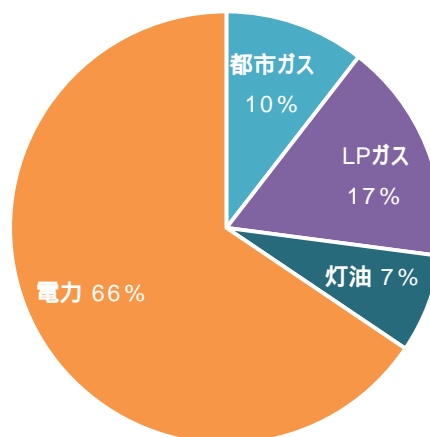
加えて、市民・事業者の取組の模範となるよう、本市の事務事業に関する排出削減についても、引き続き取組を推進していきます。

(3) 家庭部門

家庭部門の排出量は全体の 28.2%となっており、本市では産業部門に次いで排出量の多い部門です。

また、家庭部門における排出量の令和 12（2030）年推計値は、ピークを過ぎているものの現在よりも世帯数は増加していると予測されるため、基準年比で 2%程度増加するものと見込まれています。

燃料種別に見ると、排出量の 66%を電力が占めているため、住宅の省エネ性能の向上とともに住宅用太陽光発電を有効活用した ZEH 化などを推進し、市民一人ひとりが省エネルギー型のライフスタイルを実践していくことが求められます。



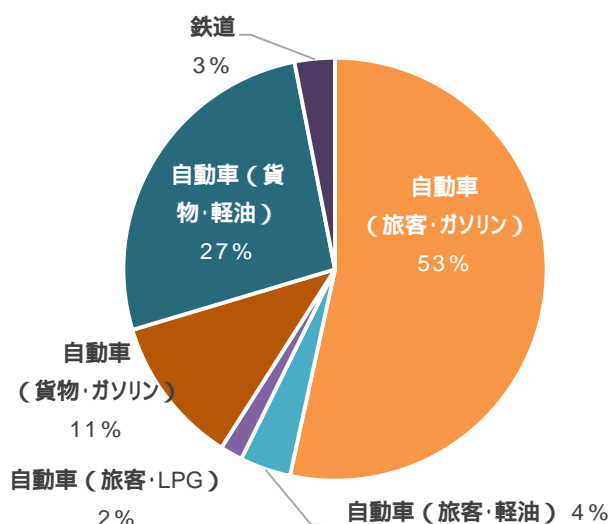
図表 5-15 家庭部門の燃料種別二酸化炭素排出量（平成 25 年）

(4) 運輸部門

運輸部門の排出量は全体の 19.4%を占めています。このうち、鉄道からの排出量は 3%程度であり、自動車からの排出量が運輸部門の大半を占めています。自動車の中でも、旅客車類のガソリン車が 55%超と最も比率が高く、次いで貨物車類の軽油車が 27%を占めています。

運輸部門における排出量の令和 12（2030）年推計値は、世帯数の推移と同様、自動車保有台数が 2%程度増加するものと見込まれています。また、令和 9（2027）年には、リニア中央新幹線の開業が予定されているため、鉄道は 50%程度の増加が見込まれています。

世界的にはガソリン車等の内燃機関を使用した自動車は減少傾向にあり、今後もその流れは強まると想定されるため、EV や FCV などの次世代クリーンエネルギー自動車の普及を推進していくことが望まれます。一方、公共交通機関の利用促進や歩行者や自転車にやさしい空間の整備など、まちづくりと一体となった取組が必要です。



図表 5-16 運輸部門の燃料種別二酸化炭素排出量（平成 25 年）

第6章 温室効果ガスの排出削減に向けた取組

6-1. 温室効果ガスの削減目標

(1) 目標の位置付け

地球温暖化対策を推進するためには、市が主体となる施策・対策のほか、何より市民や事業者、団体等との連携・協力が欠かせません。あらゆる主体が地球温暖化対策の目的や必要性を共有し、一つの目標に向かって取組を進めていく必要があります。

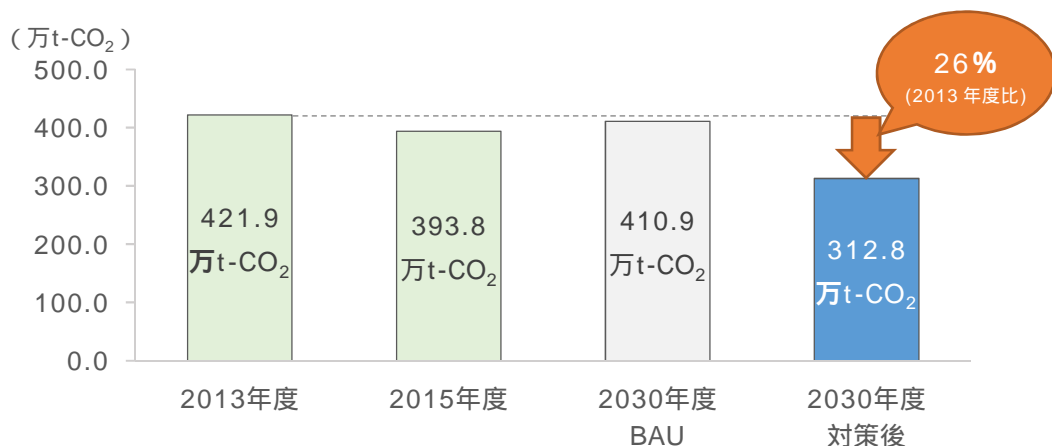
このことから、削減目標は本市の温室効果ガス排出量の削減に向けて、あらゆる主体がそれぞれの立場や役割を理解し、削減の取組への積極的な参加により、目標の達成を目指すものとします。

(2) 削減目標

本計画では、令和 12（2030）年度における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量について、排出削減及び吸収量によって平成 25（2013）年度比 26%削減を目標として掲げます。

削減目標

2030年度の市域における二酸化炭素排出量を、
基準（2013年度）年度比で26%削減する。



(3) 温室効果ガスの削減量

前項で設定した削減目標は、温室効果ガスの排出削減に向けた取組による二酸化炭素排出量削減見込量の積み上げ（国施策分＋市上乗せ分）の結果により設定しています。

削減見込量の積み上げに当たっては、国が主体的に行う施策の削減見込量に加え、本市独自の施策による削減見込量を上乗せしています。なお、以下の表では、小数点以下を四捨五入しているため合計値が異なる場合があります。

図表 6-1 産業部門における削減見込量

取組内容	市独自 施策	削減見込量 (千 t-CO ₂)
省エネ性能の高い設備・機器等の導入（業種横断）		166.1
同上（鉄鋼業）		0.5
同上（化学工業）		2.2
同上（窯業・土石製品製造業）		8.1
同上（パルプ・紙・紙加工品製造業）		0.3
同上（建設施工分野）		1.8
同上（施設園芸・農業機械・漁業分野）		0.5
FEMS を利用したエネルギー管理		8.7
業種間連携省エネの取組推進		1.4
中小規模事業者の取組（～ 共通）		3.3
	計	192.9
	削減率	14.8%

図表 6-2 業務部門における削減見込量

取組内容	市独自 施策	削減見込量 (千 t-CO ₂)
建築物の省エネ化		28.4
高効率な省エネルギー機器の普及		39.6
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上		56.3
BEMS の活用、省エネ診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施		40.8
上下水道における省エネ・再エネ導入		3.9
廃棄物処理における取組		5.8
国民運動の推進		6.2
市の事務事業における取組		25.2
	計	206.2
	削減率	33.0%

図表 6-3 家庭部門における削減見込量

取組内容	市独自 施策	削減見込量 (千 t-CO ₂)
住宅の省エネ化		86.0
高効率な省エネルギー機器の普及		142.0
HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施		61.6
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上（家庭部門）		41.9
国民運動の推進		4.6
○住宅用太陽光発電設備の導入		9.1
	計	345.3
	削減率	36.1%

図表 6-4 運輸部門における削減見込量

取組内容	市独自 施策	削減見込量 (千 t-CO ₂)
次世代自動車の普及、燃費改善		111.9
道路交通流対策、公共交通機関の利用促進等		29.8
自動車運送のグリーン化、トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進等		12.8
分野ごとの省エネ化・低炭素化（鉄道・航空・船舶）		2.6
海運グリーン化、港湾における取組等		-
各省連携施策の計画的な推進（運輸部門）		-
国民運動の推進		20.9
	計	178.0
	削減率	23.3%

図表 6-5 非エネ起源 CO₂ 及びその他の削減見込量

取組内容	市独自 施策	削減見込量 (千 t-CO ₂)
バイオマスプラスチック類の普及		13.0
廃棄物焼却量の削減		22.7
ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化		0.2
森林吸収源対策		22.5
	計	58.4
	削減率	-

図表 6-6 削減見込量の合計

取組内容		削減見込量 (千 t-CO ₂)	基準年比削減率 (%)
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	192.9	14.8%
	業務部門	206.2	33.0%
	家庭部門	345.3	36.1%
	運輸部門	178.0	23.3%
	(部門横断)	0.2	-
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物焼却等	35.7	32.5%
削減見込量 合計		958.2	25.3%
森林吸収源対策		22.5	-
合計		980.7	25.9%

(4) 長期目標水準

国の「地球温暖化対策計画」では、「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」と定めてはいるものの、国もその達成には、従来の取組の延長では実現困難であり、革新的な技術開発が必要との前提があり、現段階で具体的な施策は見通せていません。そのため、長期目標（2050年度）は国の長期目標を踏まえて80%削減とします。

6-2. 施策体系（緩和策）

本市が中長期的に目指す 2050 年の将来像を見据え、本計画では「緩和策」と「適応策」に対応する基本理念と 7 つの取組の柱を設定します。

このうち、緩和策については、前計画の評価・検証結果と抽出された課題、本市の特性や新たな社会動向等を踏まえ、下表に示すとおり施策体系を定めます。

図表 6-7 施策体系（緩和策）

基本理念	取組の柱	基本施策
低炭素社会の実現	再生可能エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進 ▶ 再生可能エネルギーの利用促進の仕組み・体制づくり
	省エネルギー活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 低炭素ライフスタイルの推進 ▶ 設備・機器や建築物の省エネ化の促進 ▶ 省エネルギー活動促進の仕組み・体制づくり
	低炭素型まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 低炭素型の都市の形成 ▶ 自動車交通の低炭素化の促進 ▶ 将来を見据えたまちづくり ▶ 水素エネルギーの利用促進
	循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ごみの減量化、資源化 ▶ ごみの適正な処理
	いきいきとした森林の再生	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 健全な森林の保全と育成 ▶ 森林や木材の利活用促進
気候変動への適応 (第 7 章参照)	気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気候変動に強いまちづくり ▶ 適応策の推進に必要な基盤的対策
分野横断的な 施策の推進 (第 8 章参照)	環境意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な主体と連携した情報発信や普及啓発の推進 ▶ 人材育成と環境教育の推進

6-3. 温室効果ガスの排出削減に向けた取組

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

化石燃料に依存した社会からの脱却を図り、将来的な「脱炭素社会」の実現を目指すため、これまで以上に再生可能エネルギーの利用を促進していくことが重要です。

本市では、平成13(2001)年度に補助制度を創設し、太陽エネルギー利用設備の導入拡大に向けた施策展開を図ってきましたが、引き続き再生可能エネルギーの利用を促進していきます。

< 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進 >

1 住宅等への太陽光発電設備・太陽熱利用設備の導入促進 【指標】

- 補助制度を強化・活用し、住宅や事業所、自治会集会所等への太陽光発電・太陽熱利用設備の導入を促進します。
- 公共施設に対しても、これまでの取組を継続して導入を推進します。
- 固定価格買取制度に依存しない自家消費型の太陽光発電や農地を活用したソーラーシェアリングなど、再生可能エネルギーの利用促進につながる新たな施策を検討します。

2 自然的特性を生かしたエネルギー資源利用の促進

- 森林資源や小水力などを活用した自然エネルギーの地産地消を検討します。
- 地中熱など未利用エネルギーについて、住宅や事業所の空調用熱源としての利活用を促進します。

< 再生可能エネルギーの利用促進の仕組み・体制づくり >

3 再生可能エネルギーの利用拡大に向けた新たな仕組みづくり

- 事業者や行政が連携して取組を推進するため、再生可能エネルギー利活用に向けた勉強会等を開催します。
- 大規模太陽光発電所(メガソーラー)を活用した見学会等の内容の充実を図り、再生可能エネルギーの普及啓発を行います。

4 家庭や事業所における再生可能エネルギー導入支援

- 家庭や事業所への再生可能エネルギー導入を促進するため、支援機関と連携した相談窓口の設置やアドバイザーの派遣等の施策を検討します。
- 地球温暖化防止支援資金(融資制度)の活用を促進します。

5 低炭素電力選択の促進

- 電力小売全面自由化を踏まえ、より低炭素な電力を供給する小売電気事業者(電力CO₂排出係数の低い小売電気事業者)の利用を促進します。

)取組名の【指標】は、計画の進行管理を目的として「進行管理指標」を設定したものです(以下、同様)
(進行管理指標は p.63 参照)

(2) 省エネルギー活動の促進

日常生活においては、一人ひとりが日常的に省エネルギーを意識した行動を心がけることが重要であり、特に家庭部門・業務部門における二酸化炭素排出量の半分以上を占める電力消費を抑えることが効果的な対策となります。このため、エネルギー消費量の「見える化」による意識づけと行動変容を促す新しい施策に取り組むとともに、取組の成果に対するインセンティブや家庭・事業所への活動支援の充実を図ります。

また、産業部門・業務部門においては、特に国・県の施策でカバーできない中小規模の事業者を対象として、本市独自の地球温暖化対策計画書制度に基づき、省エネ設備の導入などの自主的な取組を促す取組を推進します。

< 低炭素ライフスタイルの推進 >

6 「見える化」による省エネ活動の推進

- スマートメーターの普及啓発と、「見える化」による省エネ効果の向上を図ります。

7 低炭素ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

- 省エネ活動による光熱費削減効果を提示するなど、省エネ活動を促す施策を検討します。
- 市民の行動変容を促す「ナッジ」などの新たな取組を行います。

8 省エネ活動を促すインセンティブの導入

- 省エネ活動への動機づけとなる顕彰制度の実施や、インセンティブとなる新たな誘導策を検討します。

< 設備・機器や建築物の省エネ化の促進 >

9 省エネ設備・機器の導入促進

【指標】

- 計画書制度を活用して省エネ設備・機器の導入促進を図ります。
- 家庭用燃料電池（エネファーム）や業務・産業用燃料電池の導入促進を図ります。
- 省エネ性能の高い家電への買い替えや高効率な給湯器等の導入促進を図ります。

10 ZEH・ZEB の導入と省エネ改修の促進

- 新築住宅・建築物では省エネ基準の適合を見据え、ZEH・ZEB の導入促進を図ります。
- 既存建築物では省エネリフォームを促進するため、設備導入による効果や支援制度の内容等に関する情報提供を行います。
- 省エネルギー性能などを有する長期優良住宅の認定制度の普及促進を図ります。

11 エネルギーの最適利用の促進

- HEMS・BEMS 等エネルギーマネジメントシステムの普及を図ります。
- ピークシフトやデマンドレスポンス等の取組の普及を図ります。
- 再生可能エネルギーの余剰電力の蓄電やピークシフト等に資するリチウムイオン蓄電池の導入促進を図ります。
- 電気自動車に蓄えた電力を住宅と融通する V2H（Vehicle to Home）の普及を図ります。

< 省エネルギー活動促進の仕組み・体制づくり >

12 家庭や事業所における省エネ活動の促進

- うちエコ診断や省エネ診断の利用拡大を図ります。
- 地球温暖化防止支援資金（融資制度）の活用を促進します。（再掲）

(3) 低炭素型まちづくりの推進

従来の自動車に依存した社会から、緑を活かした歩行者・自転車優先（ウォークابل・バイカブル）のまちづくりへと転換を図ることは、区域全体の省エネ化に加え、ヒートアイランドの抑制や健康増進などの副次的効果も期待されます。

また、利用時に二酸化炭素を排出しない水素エネルギーは、今後の技術革新により脱炭素化したエネルギーの新たな選択肢となり得ることから、将来の水素社会の実現に向けて、既に製品化されているFCVや燃料電池の積極的な導入を進めます。

< 低炭素型の都市の形成 >

13 市内の照明設備の高効率化

- 街路灯や防犯灯、道路照明灯などの市内の照明設備の高効率化を推進します。

14 公共交通を基幹とした交通基盤の整備

- 鉄道・バス等の公共交通の利便性向上やネットワークの充実を図ります。

15 歩行者・自転車にやさしいまちづくりの推進

- 歩道の充実や自転車道の整備など、歩行者・自転車にやさしいまちづくりを推進します。
- バス停などへの自転車駐車場の充実によるサイクルアンドバスライドの誘導や、民間事業者との連携による自転車駐車場の増強やシェアサイクルの導入、自転車通行環境ネットワークの形成を図ります。

16 都市緑化の推進と市民協働による緑地の保全・活用

- 相模原都市計画区域の市街化区域を対象に、緑地の整備や緑化を推進し、みどりを積極的に確保する「緑化重点地区」を指定し、重点的に緑化を推進します。
- 市民・事業者が設置する生垣や屋上緑化、壁面緑化の費用の助成を行います。
- 公園等に加え、市民緑地などの利活用に対する支援により、みどりの持つ多面的機能（グリーンインフラ）の発揮を促します。

< 自動車交通の低炭素化の促進 >

17 次世代クリーンエネルギー自動車（CEV）の普及促進

【指標】

- 補助制度を強化・活用し、次世代クリーンエネルギー自動車（CEV）の普及促進を図ります。
- 公用車へ更なるCEVの導入を行い、公用車（CEV）を活用した普及啓発を行います。
- CEVに関するインフラ整備を促進します。

18 低燃費バスの導入促進

- バス事業者に対する補助金の交付により低燃費バスの導入促進を図ります。
- バス事業者へのFCバス等の導入促進を図ります。

19 交通需要マネジメント（TDM）による道路交通の円滑化

- 自動車利用者の交通行動（手段・時間帯・経路・利用の方法など）の変更を促すことにより、自動車の適正利用を促進します。

20 エコドライブやカーシェアリングの普及促進

- 環境保全・交通安全・経費削減の効果が期待できるエコドライブの普及促進を図ります。
- カーシェアリングの普及促進を図ります。

< 未来を見据えたまちづくり >

21 拠点間ネットワークの構築や新しい交通システムの導入への取組

- 幹線道路ネットワークの整備により、自動車交通の移動距離の短縮や走行速度の向上を図ります。
- 幹線快速バスシステム（BRT）の導入に向けた取組を推進します。

22 環境に配慮したまちづくりの推進

- 未来を見据えた大規模なまちづくりの検討に併せて、スマートシティ、エネルギーの地産地消など、効率的なエネルギーシステムについて検討します。

< 水素エネルギーの利用促進 >

23 燃料電池自動車（FCV）の普及促進

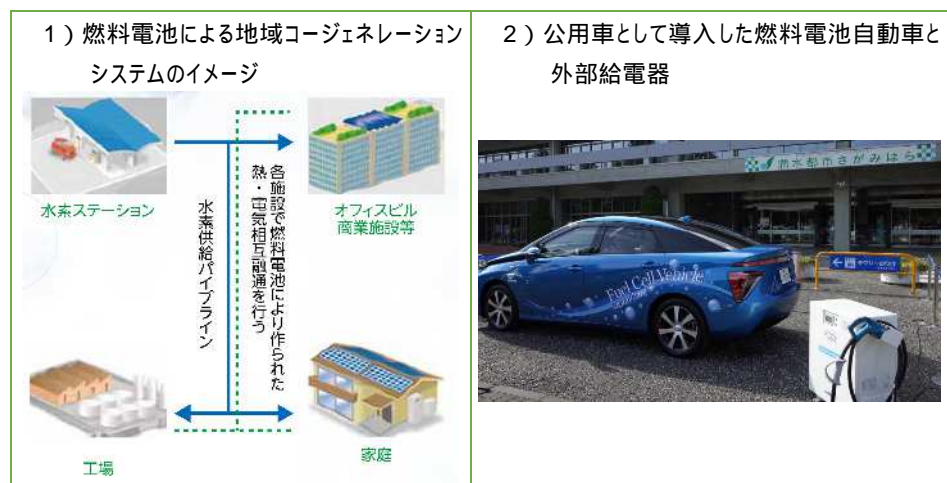
- 公用車へ更なる CEV の導入を行い、公用車（CEV）を活用した普及啓発を行います。（再掲）
- 次世代クリーンエネルギー自動車（CEV）に対する奨励金等の交付により普及促進を図ります。（再掲）
- バス事業者への FC バス等の導入促進を図ります。（再掲）

24 水素ステーションの整備促進

- 市内への定置式水素ステーションの誘致や移動式水素ステーションに対する運営支援を行います。

25 家庭用燃料電池及び業務・産業用燃料電池の普及促進

- 家庭用燃料電池（エネファーム）や業務・産業用燃料電池の普及促進を行います。（再掲）
- 電気と熱を多く使用する施設などを中心に、公共施設への燃料電池の導入を推進します。
- 水素エネルギーを活用したまちづくりとして、水素ステーションの設置と製造した水素を活用し、事業所や家庭に電力や熱を融通する地域コージェネレーションシステム¹の導入を検討します。
- 水素エネルギーを活用した防災機能の強化として、災害時の防災拠点に対して一時的な電力供給ができるよう FCV（外部給電器を含む）²や燃料電池の配備について検討します。



(4) 循環型社会の形成

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、ごみの大量発生とその処理に伴う環境負荷やコストの増大を招くため、循環型社会への転換を図ることは、天然資源の消費や廃棄物の発生量の抑制をもたらす、温室効果ガスの排出削減に繋がります。

本市では、第3次一般廃棄物処理基本計画において、持続的かつ長期的視点に立った重点施策として「生ごみ・食品ロスの削減」、「事業系ごみの減量化・資源化」等を掲げ、「ともにつくる資源循環都市 さがみはら」の実現に向けて、4R（発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用）を推進し、更なるごみの減量化・資源化等に向けた取組を実施していきます。

< ごみの減量化、資源化 >

26 家庭系ごみ・事業系ごみの減量化・資源化 【指標】

- 家庭系ごみについては、生ごみ・食品ロス、過剰包装やレジ袋（廃プラ含む）等の削減による減量化に加え、剪定枝等の新たなリサイクルシステムの構築に向けた取組を進めるとともに、リサイクルショップなどの活用によるリユースの促進に取り組めます。
- 事業系ごみについては、生ごみ・食品ロスの削減による減量化に加え、代替品による容器包装プラスチック類の減量化（廃プラの削減）を国や事業者へ働きかけることや、食品残さ、木くず・剪定枝などの資源化の拡大、さらに排出事業者がごみの処理の流れを自ら把握し、適正に排出する仕組みづくりの推進に取り組めます。
- ごみの減量化・資源化の推進に取り組む市内小売業店舗をエコショップとして認定し、認定事業者の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに活動支援を行います。

27 グリーン購入の推進

- 環境に配慮した物品の優先的購入を進めることにより、行政が率先して環境負荷の軽減を図るとともに、市民・事業者における物品等の調達の際の環境配慮への取組を促進します。

< ごみの適正な処理 >

28 エネルギーや資源の有効活用

- 清掃工場でごみの焼却により発生する熱エネルギーを有効活用し、施設への蒸気の供給や余剰電力の売電を引き続き行います。
- ごみの焼却段階においても資源化を進めるとともに、ごみ処理の過程で生成される溶融スラグを道路用資材等へ利用することにより、最終処分量の減量化を推進します。

(5) いきいきとした森林の再生

森林は、水源かん養や生物多様性の保全、レクリエーション利用などの公益的機能を有するほか、二酸化炭素の吸収源としての役割を担っています。

本市は、市域面積の約6割を森林が占めるという地域特性を有しており、区域内での温室効果ガスの大幅な削減効果が期待されます。健全な森林の保全・育成を図ることは、地球温暖化対策を推進する上で欠かすことのできない対策であることから、森林の所有者や森林の整備及び利用に関わる事業者との連携・協働により森林の整備や利活用を促進します。

< 健全な森林の保全と育成 >

29 水源の森林づくり事業の推進 【指標】

- 協力協約推進事業による森林整備を促進します。

30 私有林・市有林の整備 【指標】

- 私有林の整備を進めるため、森林環境譲与税を活用した森林の整備を図るとともに、適切な森林管理の支援を行います。
- 市有林の間伐や枝打ちなどの森林管理を推進します。

31 管理された森林の活用方策の検討

- 木材の多様な利用を図るため、市民・事業者と連携して、管理された森林の有効活用に向けた検討を行います。

32 多様な主体との協働による森林整備の推進

- 市民や企業、NPOなど多様な主体との連携・協働による森林整備を円滑に進めます。

< 森林や木材の利活用促進 >

33 市民が森林と触れ合う機会の創出

- 市有林や財産区有林などを活用した「市民の森」の整備や森林に関する出前講座など、市民と森林の多様な接点を促進します。

34 木材の利用拡大

- 公共建築物の木造化、木質化を推進するとともに、住宅や家具などへのさがみはら津久井産材の利用など地産地消を促進します。
- 事業者等と連携し、木材の多様な利用のための商品開発などを促進し、木材の利用拡大を図ります。

35 木材の安定供給体制構築に向けた取組

- 木材の搬出促進のため、路網整備の推進や施業集約化の推進、林業の担い手育成等を図ります。

第7章 気候変動の影響への適応に向けた取組

7-1. 気候変動の将来予測と影響

(1) 相模原市における将来の気候変化

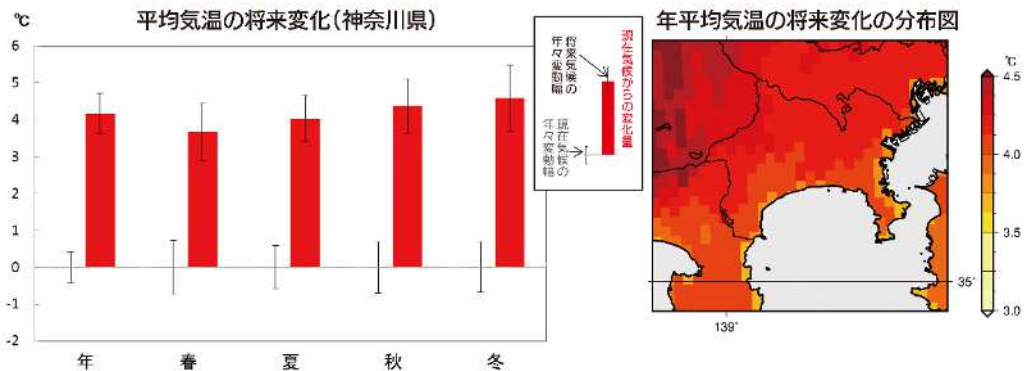
我が国の気候変化の将来予測は、環境省や研究機関による研究プロジェクト等において様々なモデルやシナリオを用いて実施されています。

ここでは、「気象庁 地球温暖化予測情報第9巻」に基づき作成された「神奈川県 の 21 世紀末の気候」より、温室効果ガスの排出削減対策が今後ほとんど進まず、地球温暖化が最も進行した場合における予測結果を示します。

気温

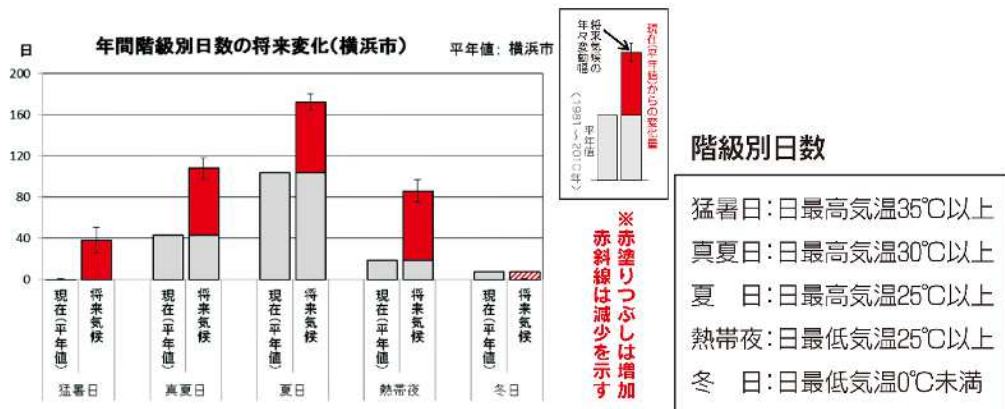
神奈川県における年平均気温は、現在気候¹⁷に対して 21 世紀末では約 4 上昇すると予測されています。また、現在ほとんどみられていない猛暑日が約 40 日増加し、真夏日・夏日・熱帯夜も平年値¹⁸に対して約 70 日増加すると予測されています。

この結果、産業や生態系など広い分野への大きな影響と健康被害の増大が懸念されます。



出典) 神奈川県 の 21 世紀末の気候 (横浜地方気象台)

図表 7-1 神奈川県における年平均気温の将来予測



出典) 神奈川県 の 21 世紀末の気候 (横浜地方気象台)

図表 7-2 横浜市における年間階級別日数の将来予測

¹⁷ 現在気候：気候予測モデルが再現した 20 世紀末 (1980 ~ 1999 年) の気候 (観測値とは異なる)

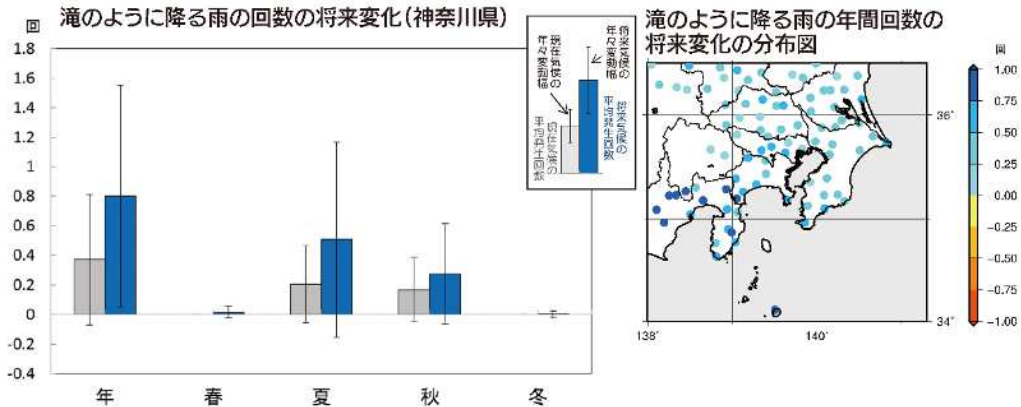
¹⁸ 平年値：1981 ~ 2010 年までの平均値で、実際の観測に基づく値

年降水量

神奈川県における滝のように降る雨（1時間降水量 50mm 以上）の発生は、現在気候に対して 21 世紀末では約 2 倍になると予測されています。

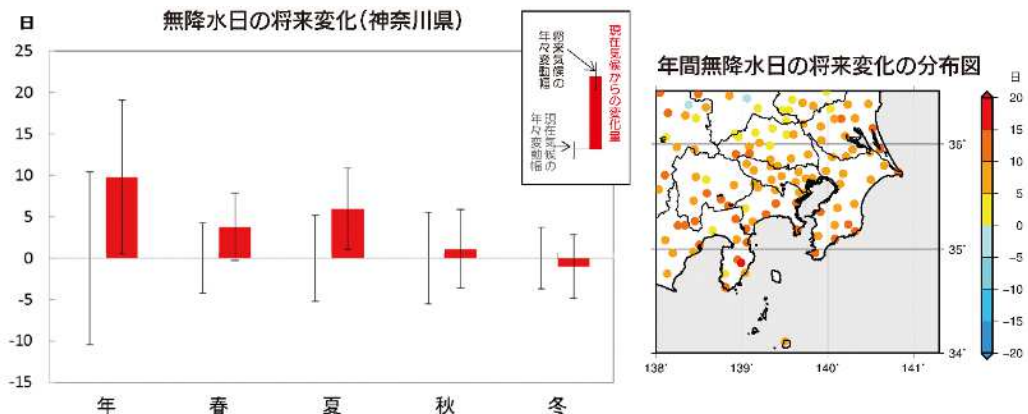
一方、無降水日（日降水量 1mm 未満）の発生は、現在気候に対して 21 世紀末では年間で 10 日近く増加すると予測されています。

この結果、大雨による災害発生や水不足などのリスクの増大が懸念されます。



出典) 神奈川県の 21 世紀末の気候 (横浜地方気象台)

図表 7-3 神奈川県における短時間強雨の将来予測



出典) 神奈川県の 21 世紀末の気候 (横浜地方気象台)

図表 7-4 神奈川県における無降水日の将来予測

(2) 国及び神奈川県における気候変動の影響評価

本市の適応策を検討するに当たっては、国や神奈川県における気候変動の影響に関する評価を前提とし、地球温暖化により本市にどのような気候変動の影響が生じるのかを把握する必要があります。

国の気候変動適応計画では、7 つの分野、30 の大項目及び 56 の小項目について、現在及び将来において予測される気候変動の影響が、重大性（どのような影響を与えるのか、その影響の程度、可能性等）、緊急性（影響の発現時期や適応の着手・重要な意思決定が必要な時期）及び確信度（情報の確からしさ）の観点から評価されています（全国的な評価）。

一方、神奈川県の地球温暖化対策計画では、国の気候変動適応計画の分類体系を前提とし、神奈川県における気候変動の影響評価が行われています。

ここでは、本市における分野別対策の検討に先立ち、国及び神奈川県の影響評価結果より、既に現れていると考えられる影響及び将来生じることが予測される影響を整理しました。

図表 7-5 国及び神奈川県における気候変動の影響評価

分類	大項目	小項目	国の評価 ²⁾			神奈川県の評価	
			重大性	緊急性	確信度	：現在の影響	：将来予測される影響
農業・林業・水産業	農業	水稲				品質低下（白未熟粒、一等米比率低下など）	
		果樹				高温による生育障害（カンキツでの浮皮、リンゴでの着色不良や着色遅延など） 霜害リスクの増大	
		病害虫・雑草				生育適温が高い病害虫の発生	
		農業生産基盤				農地や農業用施設の被害	
	林業	特用林産物（きのこ類等）				夏場の気温上昇による病害菌の発生やシイタケの子実体（きのこ）の発生量の減少	
	水産業	回遊性魚介類（魚類等の生態）				海藻や貝類等の定着性水産生物の変化	
		増養殖等				海藻や貝類等の定着性水産生物の変化	
水資源・水環境	水環境	沿岸域及び閉鎖的水域				東京湾の貧酸素水塊の発生規模の増大	
	水資源	水供給（地表水）				渇水リスクの増大	
自然災害	河川	洪水				現在の整備水準を上回る降雨による、浸水被害や施設被害の発生	
		内水				短時間強雨による浸水被害	
	沿岸	高潮・高波				高潮・高波リスクの増大 港湾及び漁港防波堤等への被害	
		海岸浸食				海面上昇や台風の強度の増大による海岸侵食	
	山地	土石流・地すべり等				土砂災害の増加、被害の拡大	
健康	暑熱	死亡リスク				気温上昇による超過死亡の増加	
		熱中症				熱中症搬送者数の増加	
	感染症	節足動物媒介感染症				国内で発生していない感染症発生の可能性	
	その他 ¹⁾ (大気汚染物質濃度)	複合影響 脆弱集団 非臨床的	- - -			高温期の長期化による光化学スモッグやPM2.5の高濃度化	
自然生態系	分布・個体群の変動	在来				分布域の変化、ライフサイクル等の変化	
外来							
国民生活 都市生活	都市インフラ等	水道、交通等				短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加等によるインフラ等への影響	
	その他	暑熱による生活への影響				熱中症リスクの増大、睡眠障害、屋外活動への影響等	

1) その他の健康への影響について
 複合影響：気温上昇による生成反応の促進など、温暖化と大気汚染の複合影響
 脆弱集団：熱に対する高齢者や小児・胎児への影響
 非臨床的：局部的豪雨による水質汚染による下痢症発症など、臨床症状に至らない影響

2) 国の評価の凡例
 【重大性】：特に大きい：「特に大きい」とはいえない -：現状では評価できない
 【緊急性】：高い：中程度：低い
 【確信度】：高い：中程度：低い

出典) 神奈川県地球温暖化対策計画より作成

7-2. 施策体系（適応策）

緩和策と同様に、適応策に関する施策体系を下表に示すとおり決めました。

図表 7-6 施策体系（適応策）

基本理念	取組の柱	基本施策
低炭素社会の実現 (第6章参照)	再生可能エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進 ▶ 再生可能エネルギーの利用促進の仕組み・体制づくり
	省エネルギー活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 低炭素ライフスタイルの推進 ▶ 設備・機器や建築物の省エネ化の促進 ▶ 省エネルギー活動促進の仕組み・体制づくり
	低炭素型まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 低炭素型の都市の形成 ▶ 自動車交通の低炭素化の促進 ▶ 将来を見据えたまちづくり ▶ 水素エネルギーの利用促進
	循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ごみの減量化、資源化 ▶ ごみの適正な処理
	いきいきとした森林の再生	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 健全な森林の保全と育成 ▶ 森林や木材の利活用促進
気候変動への適応	気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気候変動に強いまちづくり ▶ 適応策の推進に必要な基盤的対策
分野横断的な 施策の推進 (第8章参照)	環境意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な主体と連携した情報発信や普及啓発の推進 ▶ 人材育成と環境教育の推進

国及び神奈川県の影響評価結果を踏まえると、本市においても気候変動の影響は幅広い分野に及ぶことが懸念されます。前計画において定めた適応策に関する基本的な考え方や本市の地域特性等を踏まえ、以下のとおり本市が取り組む分野を選定しました。

【本市が取り組む分野の考え方】	
国の評価において「重大性」が「特に大きい」かつ「緊急性」及び「確信度」が「高い」とされ、かつ神奈川県において影響が予測されているもの	
国の評価において「確信度」に科学的不確実性があるものの、「重大性」が「特に大きい」かつ「緊急性」が「高い」とされ、神奈川県において影響が予測されているもの	
その他、本市において特に必要と考えられるもの (健康分野における「感染症」及び「その他健康被害」は、市民の生命及び財産に直接的な影響を与えることが懸念されることから、対象とする)	

図表 7-7 本市が取り組む分野

分類	大項目	小項目	国の評価			神奈川県の評価		本市の評価		
			重大性	緊急性	確信度	現在の影響	将来の影響	影響のおそれがあるため市が取り組む分野		
農業・林業・水産業	農業	水稻						農業		
		果樹								
		病害虫・雑草								
		農業生産基盤								
	林業	特用林産物						-	-	
水産業	回遊性魚介類							-	-	
	増養殖等							-	-	
水資源・水環境	水環境	沿岸域及び閉鎖的水域							-	-
	水資源	水供給 (地表水)								水資源
自然災害	河川	洪水								自然災害
		内水								
	沿岸	高潮・高波							-	-
		海岸浸食							-	-
山地	土石流・地すべり等								自然災害	
健康	暑熱	死亡リスク								健康
		熱中症								
	感染症	節足動物媒介感染症								健康
		その他 (大気汚染物質濃度)	複合影響	-						
脆弱集団	-									
非臨床的	-									
自然生態系	分布・個体群の変動	在来								自然生態系
		外来								
国民生活 都市生活	都市インフラ	水道、交通等								自然災害
	その他	暑熱による生活への影響								都市生活

7-3. 気候変動の影響への適応に向けた取組

(1) 分野別の影響と対策

本市では、市民の生命及び財産に直接的な影響を与えることが懸念される分野や、自然環境及び社会全体に影響を与えるおそれがある分野を対象に、国や神奈川県との役割分担のもと、気候変動の影響の回避・軽減等を図ります。

< 気候変動に強いまちづくり（農業分野） >

36 農業（水稲・果樹・病害虫・生産基盤）に関する対策

< 懸念される影響 >

- 気温上昇による農業全般への影響が懸念されます。

< 主な対策 >

- 農業への影響等の情報収集・共有を行います。
- 高温障害対策のため機械・設備の導入や豪雨等による被害対策など、農業の安定的な発展に向けた経済的支援を行います。

< 気候変動に強いまちづくり（水資源分野） >

37 水資源（水供給）に関する対策

< 懸念される影響 >

- 降水量の変動による湧水リスクの増大等が懸念されます。

< 主な対策 >

- 夏季に限らず、省エネ対策の一環として、こまめな節水、雨水タンクの利用、節水型トイレ、節水型シャワーヘッドへの交換等の節水に関する普及啓発を行います。

< 気候変動に強いまちづくり（自然災害分野） >

38 浸水（内水）・洪水に関する対策

【指標】

< 懸念される影響 >

- 短時間強雨や局地的豪雨の増加により、雨水排水施設的能力超過等による浸水や河川の氾濫リスクが高まるおそれがあります。

< 主な対策 >

- 大雨による内水氾濫を想定した浸水区域を設定し、当該区域や避難所、水害に関する知識等を記載した浸水(内水)ハザードマップを公表します。
- 相模川、境川等の河川氾濫については、水防法に基づき、浸水想定区域や、避難所、風水害時避難場所、水害に関する知識等を記載した洪水ハザードマップを公表します。
- 浸水(内水)ハザードマップ及び洪水ハザードマップを活用し、日頃から大雨による被害対策や避難行動についての理解の促進を図ります。
- 雨水管、雨水浸透ます等の雨水排水施設の整備や河川改修を進めます。
- 立地適正化計画と連動した、長期的視点からの防災・減災を踏まえた都市機能誘導・居住誘導を図ります。
- 市街地のみどりは、グリーンインフラの機能として雨水を地下浸透させ、浸水被害の軽減等に資することから、緑地の保全と都市緑化の推進を図ります。

39 土砂災害に関する対策

【指標】

< 懸念される影響 >

- 短時間強雨や局地的豪雨の増加により、土砂災害の増加や被害が激じん化するおそれがあります。

< 主な対策 >

- 神奈川県による土砂災害警戒区域等の指定状況に応じ、当該区域や避難所、風水害時避難場所、土砂災害に関する知識等を記載した土砂災害ハザードマップを公表します。
- 土砂災害ハザードマップを活用し、警戒避難体制の整備、実践的な防災訓練等の促進を図ります。
- 立地適正化計画と連動した、長期的視点からの防災・減災を踏まえた都市機能誘導・居住誘導を図ります。（再掲）
- 森林には、水源かん養、山地災害防止等の公益的な機能（グリーンインフラの機能）があることから、神奈川県や市民、事業者と協力し、間伐、枝打ち等の適切な森林管理の支援等を行い、水源地域における森林の保全を図ります。

< 気候変動に強いまちづくり（健康分野） >

40 熱中症に関する対策

【指標】

< 懸念される影響 >

- 平均気温の上昇や真夏日の増加により、熱中症に罹患するリスクや極端な暑さで死亡するリスクが高まるおそれがあります。

< 主な対策 >

- 熱中症を予防するため、ポスターやリーフレット等の配布及び市ホームページ、広報紙等による市民への注意喚起及び予防・対処法の普及啓発を行います。
- 気象庁から高温注意情報等が発表された際には、防災メール等により注意喚起を行います。

41 感染症に関する対策

< 懸念される影響 >

- 平均気温の上昇により、感染症媒介動物の生息状況等に変化が見込まれ、これらが媒介する感染症（デング熱等）の感染リスクが高まるおそれがあります。

< 主な対策 >

- 感染を未然に防ぐため、必要に応じて市内に生息する蚊等、感染症媒介動物のウイルス保有状況について調査を行い、その結果を市ホームページ等により情報提供するとともに、市民への注意喚起及び予防・対処法の普及啓発を行います。

42 その他の健康被害に関する対策

< 懸念される影響 >

- 平均気温の上昇による光化学オキシダント濃度の上昇に伴い、健康被害のリスクが高まるおそれがあります。

< 主な対策 >

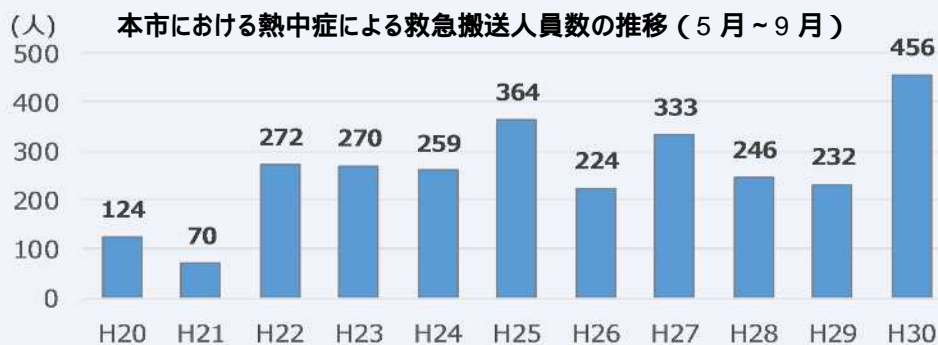
- 光化学オキシダント濃度の低減を図るため、原因物質である窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制策について、引き続き九都県市等で連携して広域的に取り組めます。
- 光化学スモッグ注意報等が発令された際には、市民への迅速な情報提供を行います。

【コラム】 気候変動による影響予測 『熱中症搬送者数』

「環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究」（S-8 研究）では、多くの研究者の参画により様々な温暖化影響の定量的な予測・評価を行っています。

例えば、熱中症搬送者数は、「厳しい対策を取らなかった場合（RCP8.5）」のケースにおいては、20世紀末と比較して21世紀末には約4.74倍になると予測されています。

本市においても、熱中症による救急搬送人員は増加傾向にあります。



出典）相模原市消防局

< 気候変動に強いまちづくり（自然生態系分野） >

43 自然生態系に関する対策

【指標】

< 懸念される影響 >

- 気候変動による生態系の変化、種の分布域の変化、ライフサイクル等が変化するおそれがあります。

< 主な対策 >

- 多様な生物を育む森林や里地里山の保全を進めるとともに、生物の移動空間となる緑地や水辺を連絡するエコロジカルネットワークの形成の検討等、気候変動に対する順応性の高い生態系の保全と回復を図ります。
- 生物の生息・生育分布の把握のための市民と協働して行うモニタリング調査の実施等、種の分布域の変化を把握します。

< 気候変動に強いまちづくり（都市生活分野） >

44 都市生活に関する対策（暑熱による生活への影響）

【指標】

< 懸念される影響 >

- 都市化による気温上昇に地球温暖化が重なることで、熱中症、睡眠障害、屋外活動への影響等が大きくなる懸念されます。

< 主な対策 >

- 市街地においては、ヒートアイランド現象を緩和するため、省エネルギー対策の推進等による人工排熱の低減、緑化の推進、歩道における透水性舗装の整備等に取り組みます。

< 適応策の推進に必要な基盤的対策 >

45 気温、水質等のモニタリング

< 考え方 >

- 気候変動の将来予測には不確実性があるため、市内の気温、水質等のデータを継続的に測定する必要があります。

< 主な対策 >

- 市内の大気常時監視測定局における大気の測定、市内の河川における水質の測定等、気候に関するモニタリングを行います。

46 適応策に関する普及啓発

< 考え方 >

- 気候変動の影響への適応を効果的に推進するためには、市民、事業者及び行政が気候変動やその影響について正確に理解し、市民一人ひとりの具体的な行動につながるよう、適応策に関する普及啓発を積極的に行う必要があります。

< 主な対策 >

- 県（神奈川県気候変動適応センター）と連携し、気候変動の影響への適応に関する情報の収集・提供を行います。
- 気候変動による影響や適応策の取組について、地球温暖化対策に関する各種イベント等を通して、普及啓発や情報発信を行います。
- 事業者に向けては、将来の気候変動の影響を見据え、事業継続計画（BCP）の策定や、適応の観点を組み込んだ事業活動を促進します。

第8章 緩和策・適応策の推進に向けた横断的取組

8-1. 施策体系（分野横断的な施策）

前項までに示した緩和策、適応策の双方に関連する取組を「横断的施策」と位置づけ、下表に示すとおり施策体系を定めました。

図表 8-1 施策体系（分野横断的な施策）

基本理念	取組の柱	基本施策
低炭素社会の実現 (第6章参照)	再生可能エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進 ▶ 再生可能エネルギーの利用促進の仕組み・体制づくり
	省エネルギー活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 低炭素ライフスタイルの推進 ▶ 設備・機器や建築物の省エネ化の促進 ▶ 省エネルギー活動促進の仕組み・体制づくり
	低炭素型まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 低炭素型の都市の形成 ▶ 自動車交通の低炭素化の促進 ▶ 将来を見据えたまちづくり ▶ 水素エネルギーの利用促進
	循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ごみの減量化、資源化 ▶ ごみの適正な処理
	いきいきとした森林の再生	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 健全な森林の保全と育成 ▶ 森林や木材の利活用促進
気候変動への適応 (第7章参照)	気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気候変動に強いまちづくり ▶ 適応策の推進に必要な基盤的対策
分野横断的な 施策の推進	環境意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な主体と連携した情報発信や普及啓発の推進 ▶ 人材育成と環境教育の推進

8-2. 横断的施策に係る取組

(1) 環境意識の向上

地球温暖化を防ぎ、あるいは適応し、持続可能な社会を形成していくためには、一人ひとりが環境を理解し、意識を変革するとともに、環境配慮に向けた行動を実践していく必要があります。

このため、地球温暖化に限らず、環境問題全般を分野横断的に捉え、多様な主体と連携しながら環境意識の向上に向けた情報発信や普及啓発を推進するとともに、これまで以上に人材の育成や環境教育の推進に取り組みます。

< 多様な主体と連携した情報発信や普及啓発の推進 >

47 地球温暖化対策地域協議会の活動支援

- 市民・事業者・行政と連携し、地球温暖化対策を中心として分野横断的な普及啓発活動や情報発信などに取り組む地域協議会の活動を支援します。

48 COOL CHOICE の推進

- 市広報や市 HP など多様な媒体を用いて、定期的な情報発信を行います。
- 公共交通機関への広告や SNS の活用など多様な情報発信ツールの活用を検討します。

49 関係機関等との連携

- 神奈川県地球温暖化防止活動推進センターや神奈川県気候変動適応センター等と連携し、地球温暖化対策に関する情報の収集・提供を行います。

< 人材育成と環境教育の推進 >

50 学校・地域・社会等、幅広い場における環境教育

- 持続可能な地域づくりのため、家庭・学校・職場等での環境教育・環境学習を推進します。
- 職場では、エコアクション 21 や ISO14001 等の環境認証システムの利用を促進します。
- 学校では、教育委員会と連携して「持続可能な開発のための教育（ESD）」の視点を取り入れた環境教育を推進するとともに、ESD の普及啓発を行います。

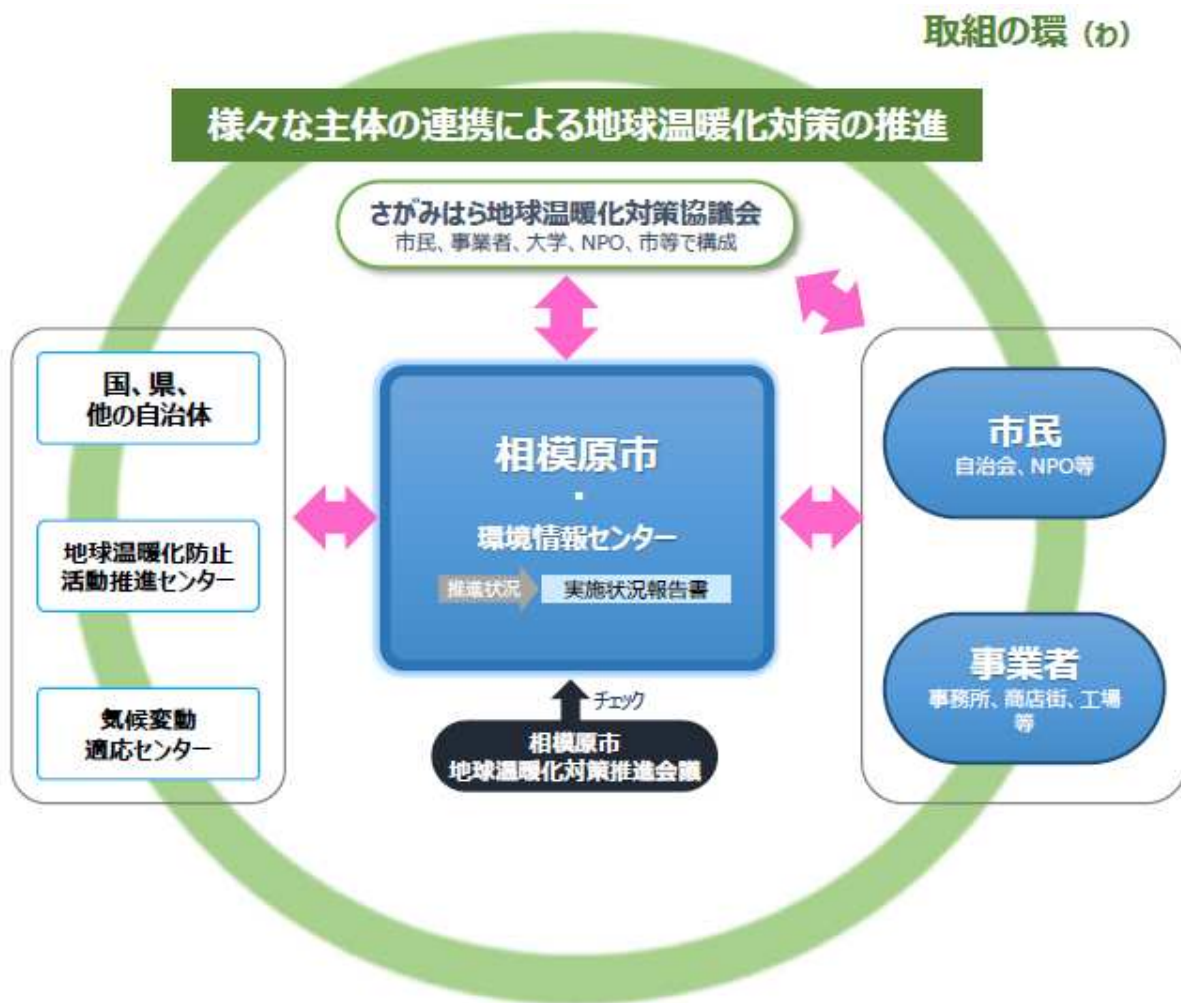
51 将来世代を見据えた環境教育

- 環境問題の解決に資する人材（未来を創る人材）や、多主体の相互理解・信頼醸成を行う調整役や推進役となる人材の育成を推進します。
- 生涯学習まちかど講座、エコネットの輪などの環境学習プログラムや、環境活動ごとの牽引役を養成する講座などを提供します。
- 環境やエネルギーに関する各種試験や資格取得に向けた普及・啓発、情報提供を行います。

第9章 推進体制及び進行管理

9-1. 推進体制

本計画に定める温室効果ガス削減目標の達成や気候変動の影響に適切に対処するためには、市民・事業者・行政が相互に連携・協力することが不可欠です。そのため、市民、事業者、行政等がそれぞれの役割を担うとともに、「さがみはら地球温暖化対策協議会」の活動を通して、相互に連携・協力しながら具体的な取組を進めていきます。また、国や県、他の自治体とも広域的に連携しながら、取組の環（わ）の拡大を図ります。



図表 9-1 計画の推進体制

9-2. 各主体の役割

温室効果ガス削減目標の達成や気候変動の影響に適切に対処するため、市民、事業者、市それぞれの期待される役割を整理しました。各主体は、個々の役割を担うとともに、相互に連携・協力しながら具体的な取組を進めていきます。

市民	<ul style="list-style-type: none">(1) 日常生活における省エネルギー行動の実践や、再生可能エネルギーの積極的な利用など、低炭素型ライフスタイルへの転換(2) 気候変動の影響に備えるための具体的な行動(3) 地域で行われる地球温暖化対策に関する様々な活動への参画
事業者	<ul style="list-style-type: none">(1) 省エネルギー設備や再生可能エネルギー利用設備の導入、事業活動による環境負荷の低減、気候変動の影響への適応に資する製品・サービスの提供(2) 従業員を対象とした環境教育の実施、事業継続計画の策定など、持続可能なビジネススタイルへの転換(3) 地域で行われる地球温暖化対策に関する様々な活動への参画
市	<ul style="list-style-type: none">(1) 市民や事業者が地球温暖化対策に取り組むために必要な仕組みづくり、活動支援、普及啓発等を通じた、地球温暖化対策の積極的な推進(2) 本市の地域特性を活かした効果的な取組を、国や県、市民及び事業者と連携・協力して推進(3) 市域における大規模な排出事業者として、市役所から排出される温室効果ガス排出量の削減

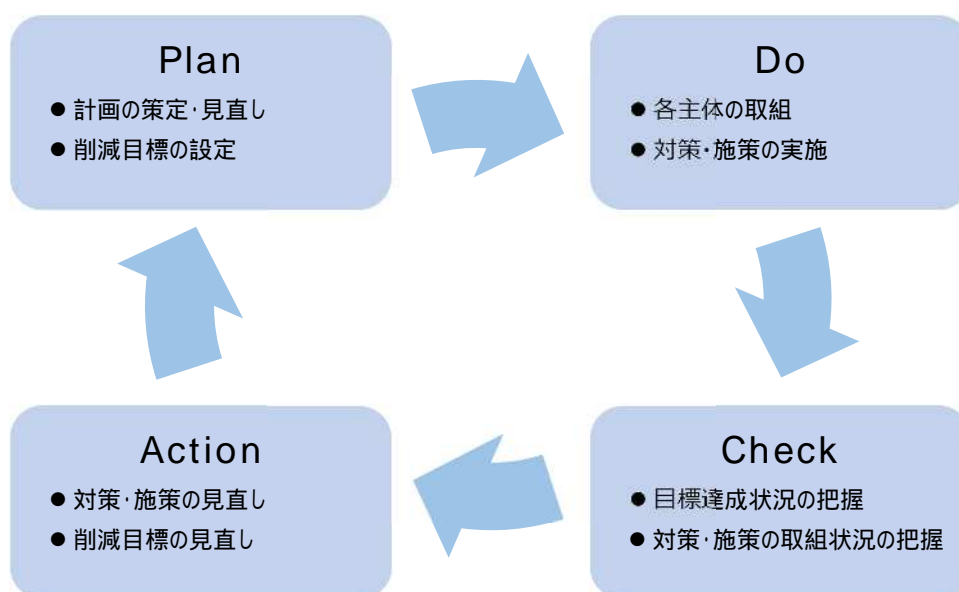
9-3. 進行管理

この計画の進行管理は、PDCA サイクルに基づき、相模原市地球温暖化対策推進会議が中心となり、削減目標の達成状況や対策・施策の取組状況を把握し、計画の評価・検証を行います。

市は、推進会議の評価・検証結果に基づいて、適宜、必要な見直しを行います。

また、市内事業所の温室効果ガス排出量などのデータ収集に努めるとともに、毎年度、市域の温室効果ガス総排出量を把握し、地球温暖化対策計画実施状況報告書や市のホームページ等において公表します。

なお、今後、社会経済情勢の変化があった場合や、国の中長期的なエネルギー政策や地球温暖化対策の抜本的な見直し等があった場合には、この計画の削減目標や取組の内容等の見直しを行います。



図表 9-2 PDCA サイクルに基づく進行管理のイメージ

9-4. 進行管理指標

(1) 進行管理指標の考え方

本市における温室効果ガス排出量の推移や削減目標の達成状況を分析するとともに、計画の達成状況について「進行管理指標」を設けて効果の把握・分析を行います。

「進行管理指標」は、計画に基づく施策の実施状況を把握するため、下記に示す観点を考慮して設定しました。また、必要に応じて指標の見直しを行うとともに、計画の進捗評価を踏まえた施策の見直しなど、計画の進行管理に活用します。

指標設定の視点	計画に定める施策や取組に関連した指標 継続的かつ容易にデータを収集できる指標 データの推移を計画の進行管理に活用できる指標
----------------	---

(2) 進行管理指標

進行管理指標は、以下に示すとおりとします。

図表 9-3 進行管理指標

分類	指標	基準値	目指す方向	
二酸化炭素排出量	市域における CO ₂ 排出量	421.9 万 t-CO ₂ (平成 25 年)	削減 ()	
エネルギー起源 CO₂ に直接関係する指標	市域におけるエネルギー消費量	47,946TJ (平成 25 年)	削減 ()	
	市域における電力消費量	3,682 百万 kWh (平成 25 年)	削減 ()	
計画の取組状況	緩和策に関連する指標	住宅用太陽光発電設備の導入実績数/設備容量	1,153 件/4,671kW (平成 25 年)	増加 ()
		中小規模事業者による地球温暖化対策計画書の新規提出数	17 件 (平成 25 年)	増加 ()
		次世代クリーンエネルギー自動車の導入台数/保有台数比率	12,815 台/3.8% (平成 25 年末)	増加 ()
		ごみ総排出量 (一般ごみ+粗大ごみ+事業系ごみ+資源)	233,799 t (平成 25 年)	減少 ()
		管理された森林の面積	5,943ha (平成 25 年)	増加 ()
		生物多様性の認知度 (市民アンケート)	67.4% (令和元年)	増加 ()
	適応策に関連する指標	気候変動の影響に備えている市民の割合 (市民アンケート)	% (令和元年)	増加 ()
		真夏日 1 日あたりの熱中症による救急搬送者数	6.5 人/日 (平成 25 年)	減少 ()

資料編

1．市民・事業者アンケート結果

2．温室効果ガス排出量の推計方法

3．エネルギー消費量の算定方法

4．計画の策定経緯

5．用語集

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 10 月 16 日

案件名	(仮称)第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略の策定について							
所管	環境経済 局 区	環境共生 部	水みどり環境 課	担当者		内線		
概要	平成22年度に策定した相模原市水とみどりの基本計画(平成26年度改訂「相模原市水とみどりの基本計画改訂版=生物多様性さがみはら戦略(以下、「計画」という。))の計画期間の満了(計画期間平成22年度~令和元年度)にあたり、本市のみどり、水及び生物多様性の保全等について更に推進することを目的に、「(仮称)第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略(計画期間令和2年度~令和9年度)」を策定するもの。							
審議内容(論点)	(仮称)第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性地域戦略(案)について							
実施計画の位置付け	なし	施策番号、施策名称及び事業名						
審議日	関係課長会議	令和元 年 10 月 9 日	政策調整会議	令和元 年 10 月 31 日				
	局・区政策会議	年 月 日	政策決定会議	年 月 日				
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期		報道への情報提供	資料提供		
	パブリックコメント	あり	時期	令和元年12月~令和2年1月	議会への情報提供	部会	令和元年12月	
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等	なし				
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等		調整項目		調整状況		
		環境政策課		環境基本計画との整合		調整済		
		津久井地域環境課		津久井地域における施策との整合		調整済		
	打合せ・会議の経過							
		月 日	会議名等		内 容			
		H30.2.14	関係課長会議		次期計画の策定に係る検討体制及びスケジュールについて			
		H30.5.17	水とみどりの基本計画策定会議		次期計画の策定に向けた基本的な考え方について			
		H30.5.30	相模原市水とみどりの審議会		次期計画の策定について(諮問)			
		H30.6.14	水とみどりの基本計画策定会議WG		次期計画の策定に向けた現計画の評価・検証等について			
		H30.7.25	相模原市水とみどりの審議会		現計画の評価・検証の結果について、アンケートの実施等について			
		H30.9.21	水とみどりの基本計画策定会議WG		次期計画の策定に向けた現計画の評価・検証結果等について			
		H30.11.7	相模原市水とみどりの審議会		次期計画の策定に向けた市民アンケートの結果について			
		H30.12.20	水とみどりの基本計画策定会議WG		次期計画の基本方針策定のための施策の体系的整理について(文書照会)			
		H31.2.12	相模原市水とみどりの審議会		基本方針について			
		H31.3.19	相模原市水とみどりの審議会		素案作成に向けた具体的な施策について			
	R1.5.20	水とみどりの基本計画策定会議WG		計画案の考え方について				
	R1.6.4	相模原市水とみどりの審議会		計画素案について(序章~2章)				
	R1.7.3	水とみどりの基本計画策定会議WG		計画素案について(文書照会)				
	R1.7.23	水とみどりの基本計画策定会議WG		計画素案について				
	R1.8.1	相模原市水とみどりの審議会		計画素案について(3章~5章)				
	R1.8.21	水とみどりの基本計画策定会議		計画素案について				
	R1.10.4	相模原市水とみどりの審議会		計画案について、答申案について				
備考								
関係課長会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。 (政策調整会議)							
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課	企画政策課(代)	財務課(代)	公共建築課				
	農政課	津久井地域経済課	環境政策課	環境保全課				
	公園課	津久井地域環境課	津久井クリーンセンター	都市計画課(代)				
	道路整備課	河川課	中央土木事務所	下水道経営課(代)				
	津久井下水道事務所(代)	学校教育課(代)	生涯学習課(代)	博物館				
	環境経済総務室	水みどり環境課						
これまでの庁議での主な意見	<p>[関係課長会議]</p> <p>森林の表記について「津久井地域の森林」や「丹沢山地の森林」といった表記があるので、整理した方が良い。自然公園や自然環境保全地域などを例示で記載する際の書きぶりを統一した方が良いのではないかと整理して、統一できる部分は同じ表記に修正する。</p> <p>鳩川を水とみどりの軸として位置付けないのか。水とみどりの軸は河川とその斜面林などを位置付けているため、鳩川は軸としていない。将来像図の図面では鳩川も水とみどりの軸となっているように見受けられる。齟齬がないように将来像図を修正する。</p> <p>合併してから数年経つ中、「旧相模原市域」と「旧町」で分けることは良くないのでは。そのような表記を使わなければならない場合を除き、なるべく使用を避けたい。</p> <p>市の計画で外郭団体の事業を成果指標にするのは違和感がある。現総合計画などでも、外郭団体の事業を指標としている。指標としてふさわしいと考えているので、表現を工夫したい。生物多様性の説明の中で、特産品を使用した郷土料理という表現があるが、何をイメージしているのかわかりづらい。表現を工夫したい。</p> <p>鳥獣被害のページでイノシシを紹介しているが、ニホンザルの被害も大きいので記載してはどうか。検討する。</p> <p>みどりの保全や水辺の保全などはヒートアイランド現象の緩和に寄与するので、もう少し前面に出した方が良いのではないかと。検討する。</p> <p>[事務事業調整会議]</p> <p>基本目標3の成果指標について、私有林の整備面積となっているが、新たに整備した面積ということで良いのか。同じ個所で複数回整備することもあるため、延べ面積としている。</p> <p>○エコロジカルネットワークとは何なのか。生物が生息・生育する場所の空間的なつながりのことである。</p>							

事案の具体的な内容

(1) 計画の概要

平成22年度に策定した相模原市水とみどりの基本計画（平成26年度改訂「相模原市水とみどりの基本計画改訂版＝生物多様性さがみはら戦略（以下、「計画」という。）」）の計画期間の満了（計画期間平成22年度～令和元年度）にあたり、本市のみどり、水及び生物多様性の保全等について更に推進することを目的に、「（仮称）第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略（計画期間令和2年度～令和9年度）」を策定するもの。

(2) 市民等への周知、合意形成

- ・平成30年 8月 市民アンケート（3,000人 回答数：1,528人）
- ・平成30年10月 事業者アンケート（101社 回答数：67社）
- ・平成30年11月 環境保全団体アンケート（26団体 回答数21団体）
ヒアリング（10団体）
- ・令和 元年11月 計画策定に向けたオープンハウスの実施（予定）

(3) 計画の構成

<序章> 策定にあたって

1. 策定の趣旨と背景
2. 計画期間と計画対象区域
計画期間：令和2年度～令和9年度
計画対象区域：市全域
3. 計画の位置付け
根拠法令：都市緑地法・生物多様性基本法
相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例
上位計画：相模原市総合計画、相模原市環境基本計画
4. 用語等の定義と説明
5. 生物多様性の保全の意義
6. 前計画における取組状況

<1章> 水とみどりの概況と課題

1. 本市の概況
2. みどり・水・生物多様性の保全等の概況
3. みどり・水・生物多様性の課題

<2章> 基本理念と将来像

1. 基本理念 「水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ
～いつまでも自然と人が共生するまち相模原を目指して～」
2. 将来像
3. 計画体系図

<3章> 施策の体系

1. 基本方針 「生きものの暮らしを豊かにする水とみどりの環境づくり」
2. 基本目標1 「生きもののつながりを知り、守ります」
3. 基本目標2 「みどりを育み、多様な機能を活かします」
4. 基本目標3 「清らかな流れと水辺を守ります」
5. 基本目標4 「多様な主体と連携し、次世代につなぐ担い手づくりを進めます」

<4章> 地域別計画

1. 相模川上流域
2. 相模川下流域
3. 道志川等流域
4. 境川流域

<5章> 計画の推進に向けて

1. 推進体制
2. 進行管理・評価

(4) 今後のスケジュール

- 令和元年 10月～ 庁議
12月 市議会（環境経済部会への情報提供）
12月～ パブリックコメント
令和2年 3月 相模原市水とみどりの審議会、策定
4月 計画推進開始

第 2 次相模原市

水とみどりの基本計画・生物多様性戦略

(案)

令和 年 月

相模原市

策定に当たっての市長あいさつ文

序章 策定に当たって	1
1. 策定の趣旨と背景	1
(1) 計画の趣旨	1
(2) 策定の背景	1
(3) 社会情勢の変化による新たな関連要素	2
2. 計画の期間と対象区域	5
(1) 計画期間	5
(2) 計画対象区域	5
3. 計画の位置付け	6
4. 用語等の定義と説明	7
(1) みどりの定義	7
(2) 水の定義	8
(3) 生物多様性の定義	9
5. 生物多様性の意義	10
(1) 3つのレベルの生物多様性	10
(2) 生態系サービス	11
(3) 生物多様性にせまる危機	12
(4) 生物多様性の保全の意義	13
6. 前計画における取組状況	14
第1章 水とみどりの概況と課題	16
1. 本市の概況	16
(1) 位置と地勢	16
(2) 沿革	16
(3) 人口	17
(4) 農林業の動向	18
2. みどり・水・生物多様性の保全等の概況	19
(1) みどりの概況	19
(2) 水辺の概況	30
(3) 生物多様性の概況	34
(4) 市民等アンケート調査の結果	39
(5) 保全団体の活動	42
3. みどり・水・生物多様性の課題	44
(1) 水とみどりの課題	44
(2) 生物多様性の課題	44
(3) 保全団体等人的な課題	44
第2章 基本理念と将来像	45
1. 基本理念	45
2. 将来像	46
(1) 将来イメージ	46
(2) 将来像図	47
3. 計画体系図	51

第3章 施策の体系	52
1. 基本方針	52
2. 基本目標 1	54
3. 基本目標 2	57
4. 基本目標 3	62
5. 基本目標 4	65
第4章 地域別計画	67
1. 相模川上流域	68
(1) 流域の現況と課題	68
(2) 流域別施策の方向	68
(3) 推進施策	69
2. 相模川下流域	72
(1) 流域の現況と課題	72
(2) 流域別施策の方向	73
(3) 推進施策	73
3. 道志川等流域	77
(1) 流域の現況と課題	77
(2) 流域別施策の方向	77
(3) 推進施策	78
4. 境川流域	81
(1) 流域の現況と課題	81
(2) 流域別施策の方向	82
(3) 推進施策	82
第5章 計画の推進に向けて	86
1. 推進体制	86
2. 進行管理・評価	87
参考資料	86
1. 策定の経緯	90
2. 市民・事業者等の意向	94
3. 緑化重点地区の設定理由	107
4. 用語の説明	108

1. 策定の趣旨と背景

(1) 計画の趣旨

本市は豊かな自然環境と多様な都市機能を併せもち、それらを身近に感じることができる公園や緑地、水辺地を有しており、そこでは様々な生物が生息・生育し、市民の生活にやすらぎと潤いを与えてくれています。

本計画は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく「緑の基本計画」と生物多様性基本法（平成20年法律第58号）に基づく「生物多様性地域戦略」を一体的に捉え、人々の生活と多様な生物の生息・生育を両立させて次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を実現するための取組について示したものです。

そのため、本市の抱える、みどり・水・生物多様性のそれぞれの課題を解決するために「生物多様性の保全」や「市民協働による取組」をこれまで以上に推進し、多様な主体が相互に協力、連携しながら、緑地の保全、緑化の推進、水辺環境づくり及び生物多様性の保全に取り組んでいくとともに、人々の生活の視点から持続可能な開発目標であるSDGsや少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化を踏まえた上で、生物多様性・人々の生活の両面の視点から、関係するすべての主体の取組により持続可能な社会の実現を目指す計画としています。

(2) 策定の背景

本市は、津久井地域の豊かな森林を水源とする清らかな水が多く、生物の命を育む環境と圏央道（さがみ縦貫道路）の開通や相模原インターチェンジ・相模原愛川インターチェンジの開設、リニア中央新幹線の県内駅や車両基地の設置決定等、都市化が進展する首都圏南西部の広域交流拠点都市の環境を備えています。

写真

このような特徴を持つ本市では、平成22（2010）年3月に「相模原市水とみどりの基本計画（以下、「前計画」）」を策定し、緑地の保全、緑化の推進、水辺環境づくりに取り組んできました。

また、平成24（2012）年度には、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画である「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されたため、前計画の中間年次に当たる平成26（2014）年度に、生物多様性基本法に基づく「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）」を新たに位置付けた計画に改訂し、生物多様性の保全にも取り組んできました。

前計画は、令和元（2019）年度に計画期間が終了することから、これまでの取組の検証や市内外の動向変化を踏まえ、みどり・水・生物多様性に関わる市の方針を示す新たな計画を策定します。

(3) 社会情勢の変化による新たな関連要素

① 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」が採択されました。SDGs は、すべての人が平和と豊かさを享受できる社会の実現を呼びかけており 17 のゴールが掲げられています。

本計画に基づく取組の推進により、本市の持続可能なまちづくりを進めるとともに、グローバルの視点からも持続可能なまちづくりに貢献していきます。

本計画との関係 環境分野の取組は S D G s の多くのゴールの達成に寄与しますが、本計画では、みどり・水・生物多様性に関する施策を示し、関連の深いゴールの達成に取り組みます。



1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

 特に関係の深いゴール
 関係の深いゴール

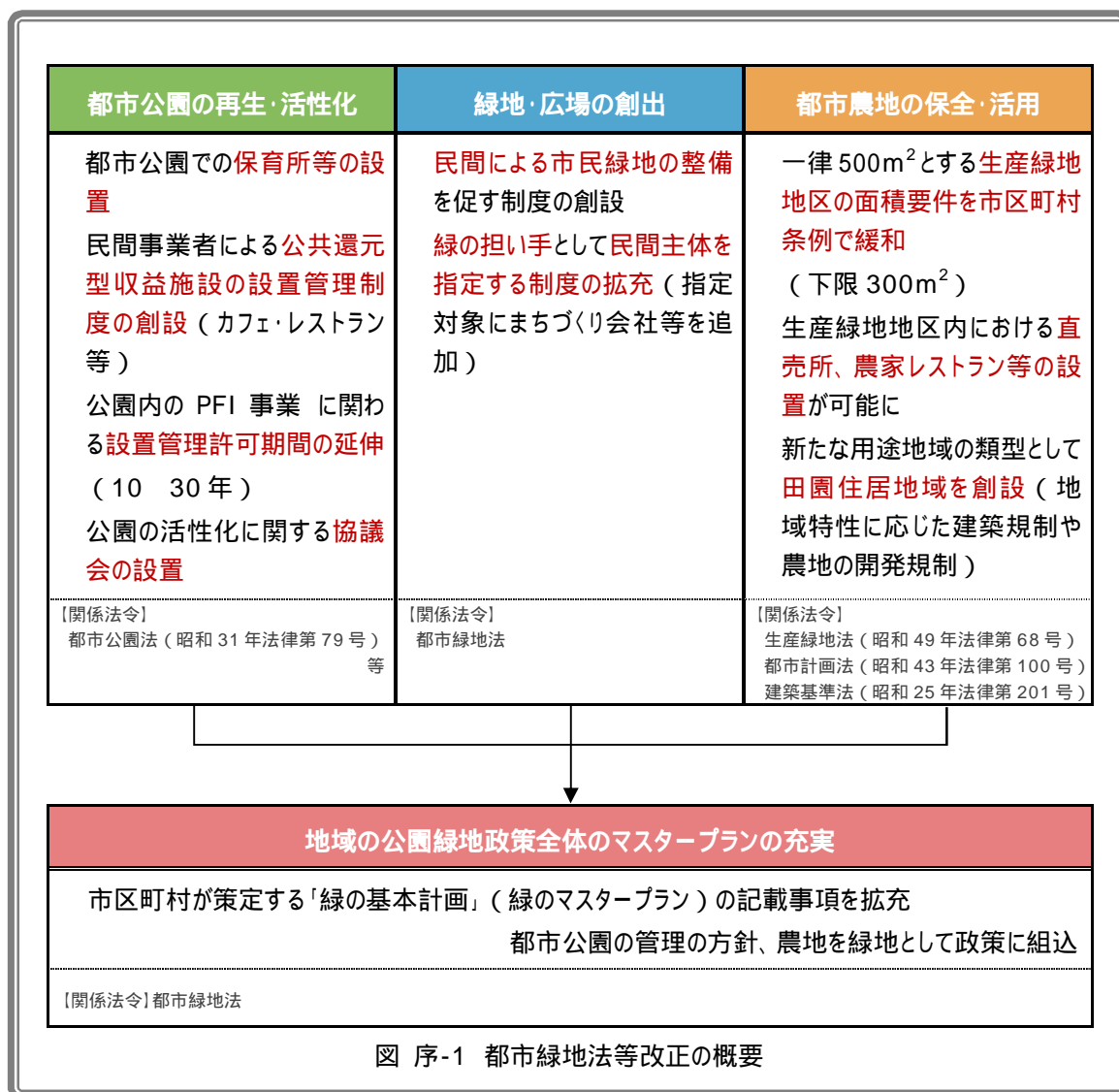
特に関連の深いゴール	推進施策による貢献の内容
6 安全な水とトイレを世界中に 	水源かん養林の保全・再生、生活排水対策、水辺環境の保全・再生等による、ひとの生活や生物多様性の保全の基盤となる「水資源・水循環」の保全
15 陸の豊かさも守ろう 	生物の保護と適正管理、緑地保全・維持管理等による、ひとの生活や生きものの生息空間の基盤となる「陸の豊かさ」の保全
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	環境教育による人材の育成、協働の取組の在り方検討、関連情報の積極的発信等による、共創活動の基盤となる「パートナーシップ」の保全

② 都市緑地法等の改正

平成 29 (2017) 年に都市緑地法等が改正され、「都市公園の再生・活性化」「緑地・広場の創出」「都市農地の保全・活用」に関わる新たな制度の創設などが行われました。

これらの改正は、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活用しながら、保全・活用していくためのものであり、本計画では、改正の趣旨を踏まえて、施策を推進します。

本計画との関係 本計画では、都市緑地法等の改正の趣旨を踏まえた施策を位置付け、施策を推進します。



【PFI 事業 (Private Finance Initiative)】

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することで、地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供でき、事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供が期待されます。

③ グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）

グリーンインフラは、様々な社会基盤に自然環境が持つ多様な機能を積極的に活用して、防災・減災、地域振興、環境改善といった多様な効果を得ようという考え方で、持続可能な社会形成に寄与するものです。

例えば、市街地の延焼防止の効果がある公園や多自然型の河川整備、市街地の建物の緑化などもグリーンインフラです。

本計画において、みどり・水・生物多様性を保全・活用を推進することで、持続可能な社会や自然共生社会の基盤形成が図られます。

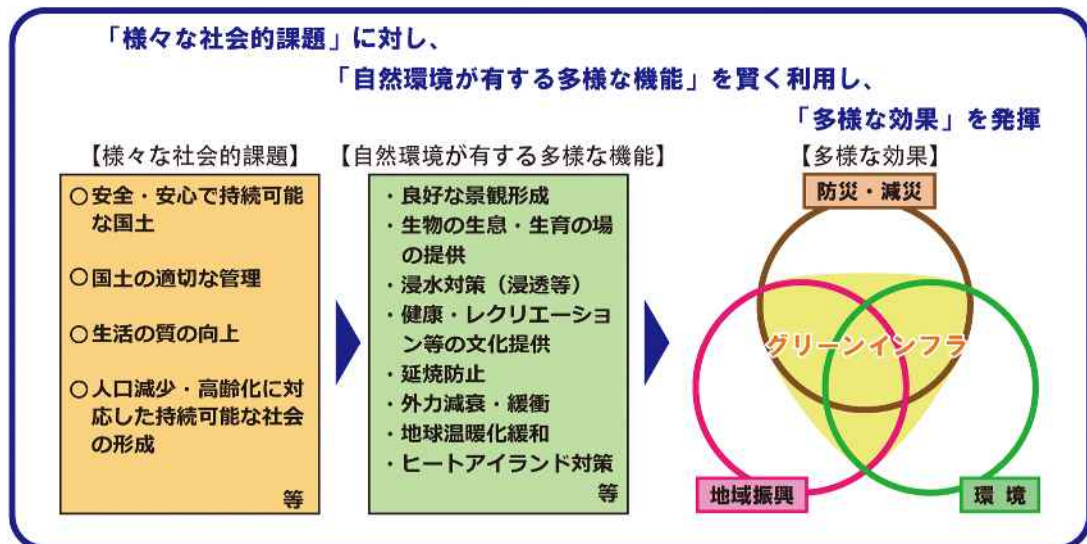
本計画との関係

本計画の対象である、みどり・水・生物多様性は、自然環境が有する多様な機能の根源となるものであり、これらを守り、育てることで、持続可能で魅力ある地域づくりに寄与します。

グリーンインフラとは「社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等の自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」です。

< 第二次国土形成計画（全国計画）における定義 >

また、第4次社会資本整備重点計画（平成27（2015）年9月閣議決定）、森林・林業基本計画（平成28（2016）年5月林野庁）、国土強靭化アクションプラン2018（平成30（2018）年6月国土強靭化推進本部）においてもグリーンインフラの取組の推進が示されています。このように、みどりが持つ多面的機能を有効活用していくため、グリーンインフラの活用が広がりつつあります。



持続可能な社会や自然共生社会の実現

図 序-2 グリーンインフラの概念

2. 計画の期間と対象区域

(1) 計画期間

本計画は、上位計画である総合計画及び環境基本計画を反映させたものであり、それらと整合を図るため、令和2(2020)年度から令和9(2027)年度までの8年間を計画期間とします。

(2) 計画対象区域

本市の緑地の保全や緑化の推進、水辺環境づくりや生物多様性に関する取組等を効率的かつ計画的に進めるため、相模原市全域(面積:328.91km²)を本計画の対象とします。



図 序-3 計画の対象区域¹

本計画では、市内の各地域・地区の表記を次のとおりとします。

表記	区域
旧相模原市域	旧相模原市の区域
津久井地域	旧津久井4町の区域
城山地区	旧城山町の区域
津久井地区	旧津久井町の区域
相模湖地区	旧相模湖町の区域
藤野地区	旧藤野町の区域



¹ 国土数値情報,国土交通省国土政策局

3. 計画の位置付け

本計画は、「相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例」に基づき、都市緑地法第4条第1項に規定する「緑の基本計画」と生物多様性基本法第13条第1項に規定する「生物多様性地域戦略」を兼ね備えた計画です。

また、本計画は、上位計画である「相模原市総合計画」及び「相模原市環境基本計画」を反映するとともに、以下に示す国・県・市の各種施策や計画と連携を図っています。

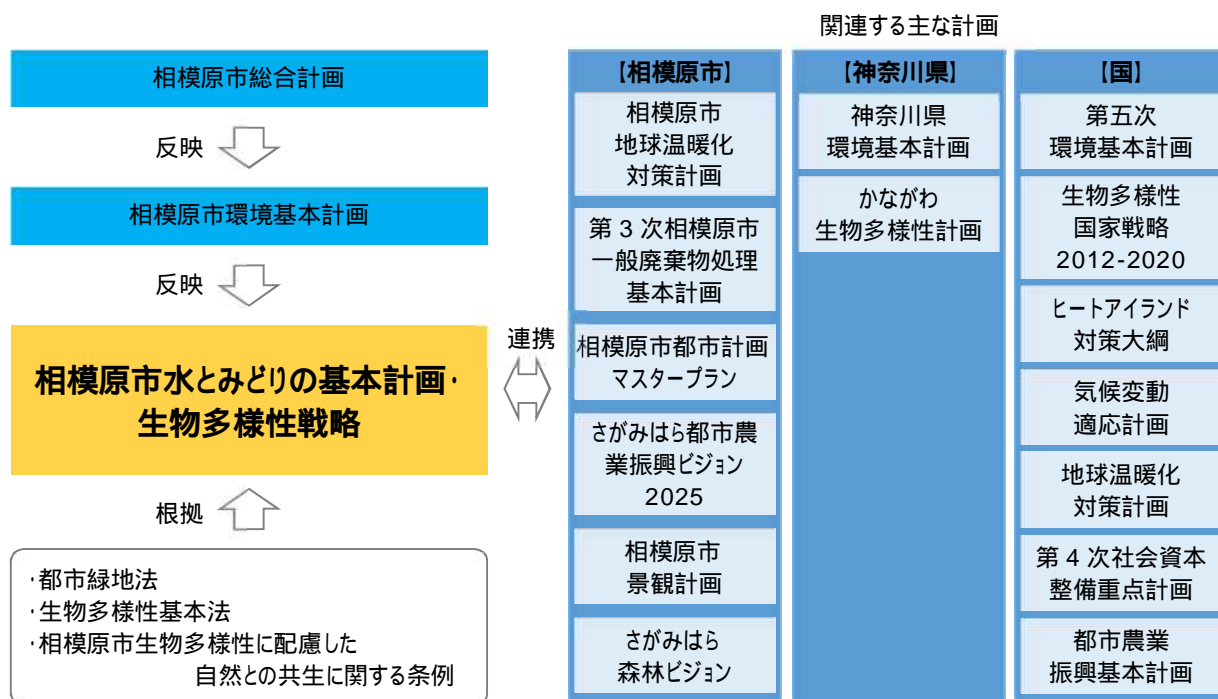


図 序-4 計画の位置付け

4. 用語等の定義と説明

(1) みどりの定義

用語	定義
緑	人工林、雑木林、斜面林、河畔林などの森林、市街地の樹林地など、個々の「緑」を表現します。
みどり	個々の「緑」を総称して表現する場合、「みどり」と表現します。
緑地	「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、自然的環境を形成しているものをいいます。
緑被地	「緑被地」とは、樹林地、草地、畑、水田、果樹園・苗畑などの「緑」で被われた土地の総称です。
緑被率	「緑被率」は、緑被地の割合を示します。

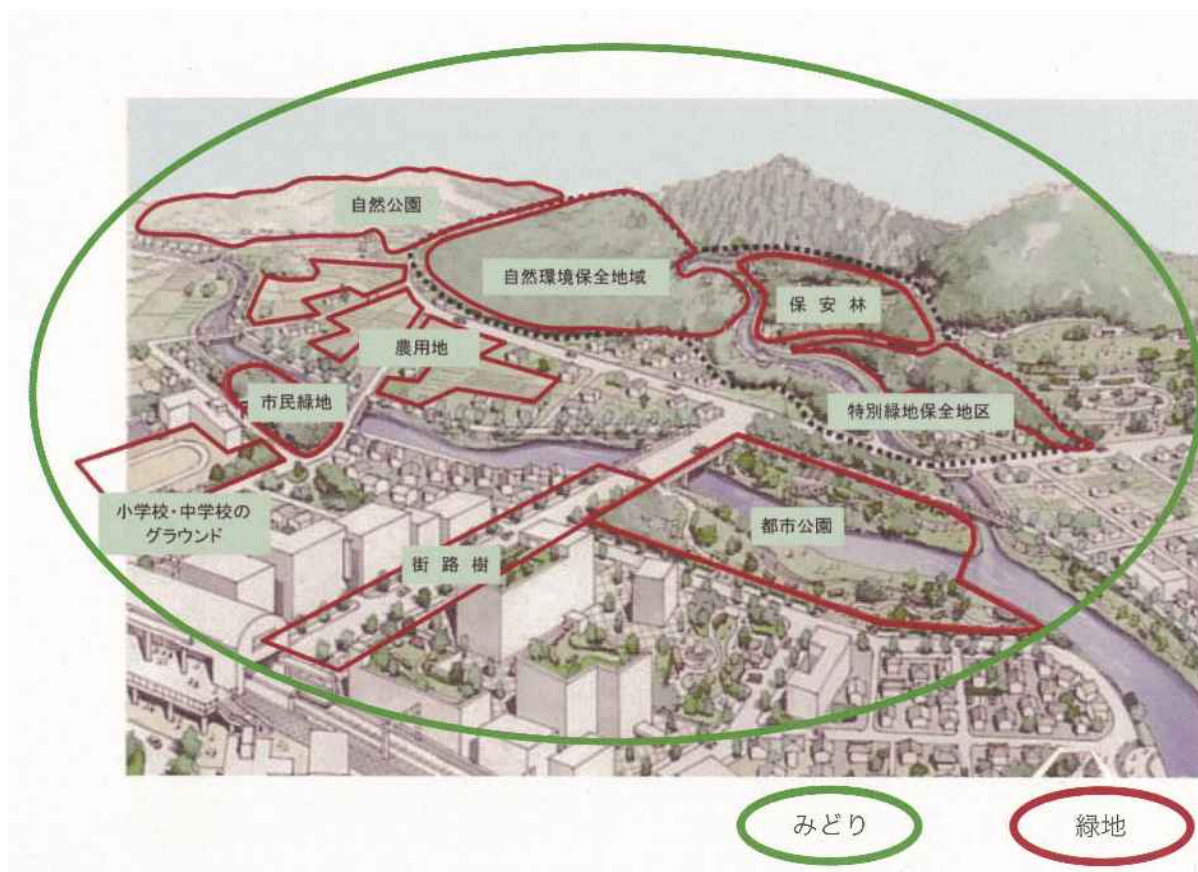


図 序-5 みどり・緑地の定義

写真	写真
----	----

(2) 水の定義

用語	定義
水	河川や湖沼などの水だけではなく、河川と一体となった水辺を含めて「水」と表現します。
水辺	水面に近接した岸の周辺を「水辺」と表現します。
水系	河川とそれに合流する他の河川・内水面（湖沼・池）を総称したものを「水系」と表現します。本市は、相模川水系と境川水系の2つの水系に大別されます。
流域	地形に応じて、降った雨が水系に集まる大地の範囲・領域のことを「流域」といいます。また、各流域の境界線を「流域界」といいます。

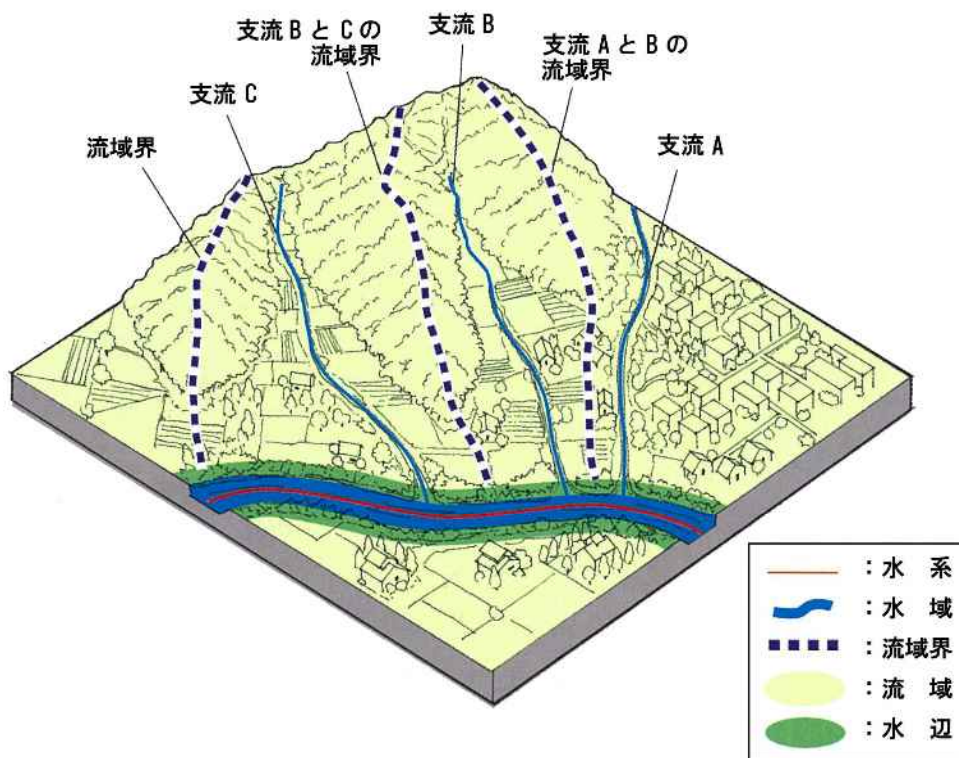


図 序-6 水の定義



(3) 生物多様性の定義

用語	定義
生物多様性	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを「生物多様性」といいます。 ²
生物相	ある地域に生息・生育する様々な生物の種類を「生物相」といい、多くの種類の生物がいる状態は、「多様な生物相」などと表現されます。
エコロジカルネットワーク	<p>森林や都市内緑地など、野生生物が生息・生育する場所の空間的なつながりを「エコロジカルネットワーク」といいます。</p> <p>(本市におけるエコロジカルネットワークはP 13 参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="582 566 885 694" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>中核地区 都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地</p> </div> <div data-bbox="901 566 1364 694" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>緩衝地区 中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯</p> </div> </div>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="582 1164 885 1265" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>拠点地区 市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地</p> </div> <div data-bbox="901 1164 1364 1265" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>回廊地区 中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">図 序-7 エコロジカルネットワークの概念³</p>



² 生物多様性基本法

³ 生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引（平成 30（2018）年 4 月 国土交通省都市局公園緑地・景観課）

5. 生物多様性の意義

「何のために生物多様性を保全するのか」という計画の前提を理解する上で、「3つのレベルの生物多様性」、「生態系サービス」、「生物多様性にせまる危機」という3つのキーワードを理解する必要があります。

ここでは3つのキーワードの説明を通じ、生物多様性の保全の意義を説明します。

(1) 3つのレベルの生物多様性

生物多様性は、下表に示す「3つのレベルの生物多様性」が様々な形で複合して成り立っており、私たちは、この生物多様性からの恵み（生態系サービス）に生活の多くを依存しながら暮らしています。

よって私たちの暮らしの持続可能性を高めるためには、3つのレベルの生物多様性を保全し、将来の豊かな生活に備えなければなりません。

表 序-1 3つの生物多様性⁴

生態系の多様性	干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていること。 本市における生態系の多様性の例 本市には、津久井地域の森林や里地里山、旧相模原市域の河岸段丘、相模川、境川などの河川流域、市街地に点在する身近な樹林地など多様な自然環境があり、それぞれの生態系が形成されています。
種の多様性	いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育しているということ。 本市における種の多様性の例 本市には、9,965種の生物が生息・生育しており、695種の希少種が確認されるなど、多くの種類の生物が息づいています。
遺伝子の多様性	同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあること。 本市における遺伝子の多様性の例 本市にも生息しているゲンジボタルの発光間隔が、東日本と西日本で異なるという事例も、この「遺伝子の多様性」の一つです。



⁴ 「生物多様性国家戦略 2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～」(平成24(2012)年9月)

(2) 生態系サービス

私たちの日々の生活は、植物の光合成による酸素の生成、また、野生植物の品種改良による農作物への利用など、様々な自然の恵みが生物多様性からもたらされています。

こうした自然の恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、4 つに分類されます。

生物多様性と生態系サービスとの関係について、例えば遺伝的多様性が保全されることにより将来の医薬品や品種改良に繋がる可能性が確保されるなど、生物多様性が豊かであるほど生態系サービスが向上するため、自然からの生態系サービスを今後も享受していくためには、その源泉となる生物多様性を保全することがとても重要であると言えます。

表 序-2 4 つの生態系サービス⁵

基盤サービス	<p>植物の光合成による炭素隔離、土壌形成、栄養循環、水循環等がこれに当たり、以下の3つのサービスを支えるものです。</p> <p>本市における基盤サービスの例 津久井地域の豊かな森林は、美しい景観を形成するとともに、二酸化炭素を吸収して酸素を供給しています。</p>
供給サービス	<p>食料、燃料、木材、繊維、薬品、水等、農林水産業等を通じてもたらされている人間の生活に重要な資源を供給するサービスです。</p> <p>このサービスにおける生物多様性は、有用資源の利用可能性という意味で極めて重要です。現に経済的取引の対象となっている生物由来資源から、現時点では発見されていない有用な資源まで、ある生物を失うことは、現在及び将来のその生物の資源としての利用可能性を失うことになります。</p> <p>本市における供給サービスの例 さがみはら津久井産材や津久井在来大豆といった特産品等、本市の土壌で育つ木材や野菜を生物多様性の恵みとして利用しています。</p>
文化的サービス	<p>精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会等を与えるサービスです。</p> <p>多くの地域固有の文化・宗教はその地域に固有の生態系・生物相によって支えられており、生物多様性はこうした文化の基盤と言えます。ある生物が失われることは、その地域の文化そのものを失ってしまうことにもつながりかねません。</p> <p>本市における文化的サービスの例 本市の農産物を使用した郷土料理、里地里山の昔ながらの土窯を使用した炭焼きなどの伝統文化や、農作物等の豊凶を占う田名八幡宮の的祭など、市内の各地域で行われている伝統行事も、文化的サービスに基づくものです。</p>
調整サービス	<p>森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を調整するサービスです。これらを人工的に実施しようとすると、膨大なコストがかかります。</p> <p>生物多様性が高いことは、病気や害虫の発生、気象の変化等の外部からのかく乱要因や不測の事態に対する安定性や回復性を高めることにつながると言えます。</p> <p>本市における調整サービスの例 本市の森林が持つ水源かん養機能により、安定した水を確保するとともに、土砂災害の防止や河川の氾濫防止など、私たちの暮らしの安全を支えています。</p>

⁵ 生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（平成28（2016）年3月 環境省 生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会）及び環境循環型社会白書（平成19（2007）年度版 環境省）

(3) 生物多様性にせまる危機

現在、生物多様性は4つの危機にさらされています。

生命の誕生以来、地殻変動や、氷期と間氷期の繰り返しなど大規模な環境変化によって、地球上で多くの生物が絶滅したことが数度あったとの研究結果があり、生物の絶滅速度から判断すれば、現在、大量絶滅の時代が到来していると言われています。

現代の大量絶滅は主に「人間活動の影響が原因」とされており、大量絶滅によって生態系サービスが維持できなくなった場合、私たちは、これまでのように豊かな生活の維持が困難となることから、状況を改善していかなければなりません。

表 序-3 生物多様性にせまる4つの危機⁶

第1の危機	<p>開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少</p> <p>鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋め立てなどの開発によって生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。</p> <p>本市における第1の危機の例 過年度調査⁷において、田畑から住宅地への転用等による本市の緑被地の減少が確認されており、緑被地の減少が生物の減少に繋がっている可能性があります。</p>
第2の危機	<p>里地里山などの活力低下による自然の質の低下</p> <p>二次林や採草場が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。</p> <p>本市における第2の危機の例 本市において、これまで手入れがなされてきた里地・里山が、担い手の高齢化や後継者不足により手入れされなくなり、生物の生息・生育に影響を与えている可能性があります。</p>
第3の危機	<p>外来種及び化学物質の持ち込みによる生態系のかく乱</p> <p>外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的ながく乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。</p> <p>本市における第3の危機の例 本市において、オオキンケイギクやアライグマ等の外来種が確認される等、昔は地域にいなかった生物や化学物質が外から持ち込まれることにより、生物の生息・生育に影響を与えている可能性があります。</p>
第4の危機	<p>地球環境の変化</p> <p>地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まるとわれています。</p> <p>本市における第4の危機の例 本市において、ここ30年で平均1以上の気温の変化が確認されており、こうした気温の上昇が生物の生息・生育に影響を与えている可能性があります。</p>

⁶ みんなで学ぶ、みんなを守る生物多様性ホームページ（環境省 <http://www.biodic.go.jp/biodiversity/index.html>）

⁷ 平成30（2018）年度相模原市みどりの実態調査報告書

(4) 生物多様性の保全の意義

本市は、津久井地域の豊かな自然や都市機能が集まる市街地等、多様な環境のもとで多様な生物が生息・生育しており、豊かな自然環境に恵まれた都市です。

しかしながら平均気温の上昇や緑被地の減少傾向が過去の調査結果から示されているほか、外来種の分布拡大などにより、本市も、生物多様性にせまる危機にさらされている状況にあります。

こうした状況下において、私たちが共有すべき使命として、市内の主要なみどりや水辺を連絡するエコロジカルネットワークを形成する等、地域の生物多様性を保全し、そこから得られる生態系サービスを将来に渡って享受する社会を実現することが、今を生きる私たちに課せられた課題であり、そのことこそが本市において生物多様性を保全する意義と言えます。

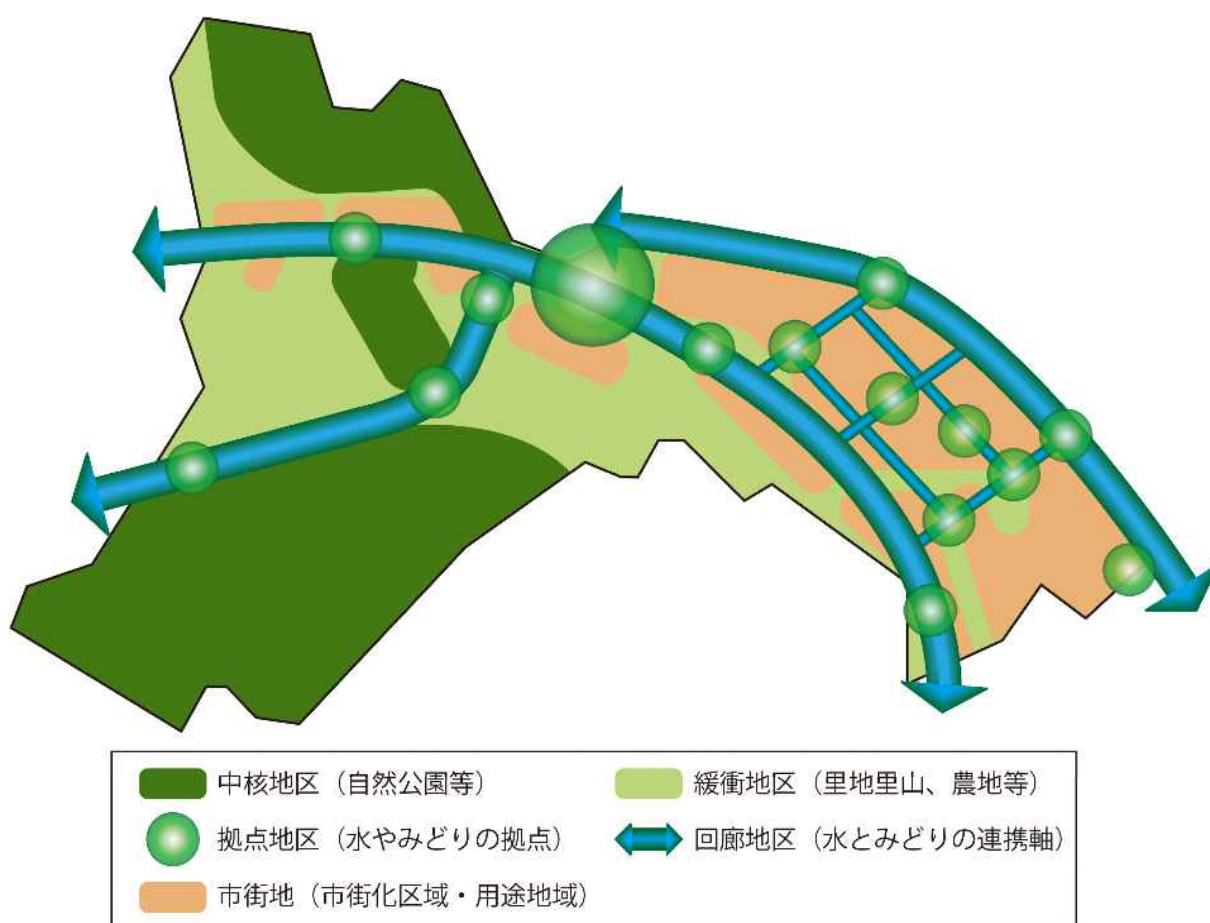


図 序-8 エコロジカルネットワークマップ

6. 前計画における取組状況

前計画は、基本理念と20年後の水とみどりの将来像の実現に向けて、施策の体系として5つの基本目標と11の施策の基本方向を定め、123の施策を推進しました。

ここでは、前計画のもとで実施された主な推進施策の取組状況を示します。

基本目標 1

恵み豊かで美しい自然環境を守り・育てます

取組の概要

多様な生物の生命や豊かな大地の恵みを育み、やすらぎと潤いを与えてくれる貴重な自然環境を次世代に継承するため、生物多様性の確保や森林の保全・再生に向けた取組等を推進しました。

取組の具体例

- ◎ 平成 21（2009）年度に施行した相模原市ホルタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例に基づき、青野原地区、三ヶ木地区、牧野中尾地区、及び上河原地区で活動を行う団体の 4 地区を水辺環境保全等活動区域に指定し、水辺環境の保全・再生の取組を進めました。[施策の基本方向 1-3 里地里山の保全・活用]
- ◎ 市民の共通財産である森林を次世代に確実に引き継いでいくため、さがみはら森林ビジョンを平成 22（2010）年度に策定し、実施計画事業を実施するとともに、平成 28（2016）年度に（仮称）相模原市市民の森基本計画を策定し、森林体験イベントの開催など、市民が森林と触れ合える機会を創出しました。[施策の基本方向 1-2 森林の保全・再生]

地区数は策定段階での最新データに差し替え予定

基本目標 2

花とみどり 季節感あふれる都市空間をつくります

取組の概要

市民が快適な日常生活を送り、やすらぎと潤いがあふれる生活環境の実現のため、都市緑化の推進や都市公園の整備の取組等を推進しました。

取組の具体例

- ◎ 公民館など、既存の公共施設において、緑化を行いました。[施策の基本方向 2-1 都市緑化の推進]
- ◎ 相模原市開発事業基準条例に基づく緑化指導を行い、緑化の推進を図ったほか、生垣、屋上、壁面などの緑化に取り組む市民などに対する経費助成事業等を実施し、生活に身近な場所でも自然を感じる都市空間の形成を進めました。[施策の基本方向 2-1 都市緑化の推進]
- ◎ 相模原麻溝公園の整備や淵野辺公園の拡大など、都市公園の整備を確実にを行い、魅力ある公園づくりに取り組みました。[施策の基本方向 2-2 都市公園の整備]

基本目標 3

都市と自然 水とみどりにふれあう交流拠点づくりを進めます

- | | |
|--------|---|
| 取組の概要 | 人々が自然と出会い、ふれあえる場の創出を図り、人、自然、まち、文化、歴史などが交わる水とみどりの拠点づくりの取組等を推進しました。 |
| 取組の具体例 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 平成 23 (2011) 年度に施行した相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例に基づき、城山地区小松・城北で里地里山の保全活動を行う団体を認定し、活動を支援しました。[施策の基本方向 3-1 水とみどりのふれあい交流拠点づくり] ◎ 関連 13 市町で組織する「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」に参加し、多摩・三浦丘陵などと広域トレイルネットワークの形成に取り組んだほか、自然観察会や環境学習講座を実施しました。[施策の基本方向 3-1 水とみどりのふれあい交流拠点づくり] |

基本目標 4

清らかな流れと水辺を守り親しみのある水辺空間をつくります

- | | |
|--------|---|
| 取組の概要 | 清らかで親しみのある水辺環境づくりのため、水辺環境の保全・再生や親水空間の創出・活用の取組等を推進しました。 |
| 取組の具体例 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 相模川流域の水源地環境の保全・再生を図るため、神奈川県と連携して、水源林の間伐等の整備を実施しました。[施策の基本方向 4-1 水辺環境の保全・再生] ◎ 自然環境の体験・学習施設としての機能向上や相模川流域の広域的な情報発信施設としての機能向上に向けて相模川ふれあい科学館の再整備（平成 26 (2014) 年 3 月リニューアルオープン）など、水辺環境づくりに関する取組を進めました。[施策の基本方向 4-2 親水空間の創出・活用] |

基本目標 5

市民共通の貴重な自然環境を私たちの手で次世代につなぎます

- | | |
|--------|--|
| 取組の概要 | 貴重な自然環境を市民共有の財産ととらえ、市民一人ひとりの持続可能な社会の形成に向けた行動を促すため、市民との協働による自然環境の保全・育成や普及・啓発の取組等を推進しました。 |
| 取組の具体例 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 森づくりパートナーシップ推進事業や街美化アダプト制度、森林ボランティアや生物モニタリング調査への参画等の取組を進めました。[施策の基本方向 5-1 市民協働による自然環境の保全] ◎ 公民館などにおける出前講座や森づくりボランティア講座などを開催し、人材の育成、普及・啓発に関わる取組を進めました。[施策の基本方向 5-2 普及・啓発と広域連携] |

第1章 水とみどりの概況と課題

1. 本市の概況

(1) 位置と地勢

本市は、神奈川県北西部に位置し、北部は東京都、西部は山梨県と接しています。面積は328.91km²で神奈川県総面積の約14%を占めています。

市西部には、丹沢大山国定公園や県立陣馬相模湖自然公園に指定された森林地帯など貴重な自然環境を形成した山々が連なり、県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などを抱えています。これらの湖の周辺や相模川、道志川、串川沿いの流域に広がる緩やかな丘陵地には、自然と共生するみどり豊かなまちなみが形成されています。

一方、市の東部は、相模川沿いの3つの河岸段丘（相模原段丘、田名原段丘、陽原段丘）が形成されており、相模原台地上段は、公共交通網の充実により、利便性が高い地域として土地利用が進んでいます。

また、河岸段丘の間の斜面は樹林帯が連なり、都市部における貴重なみどりとなっています。



図 1-1 相模原市の位置

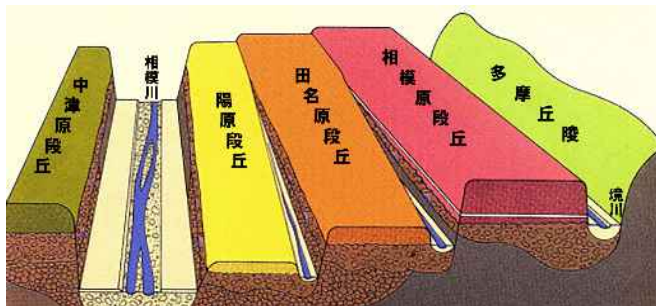


図 1-2 相模川沿いの河岸段丘



(2) 沿革

昭和29(1954)年11月20日の市制施行後は、積極的な工業誘致や全国でもまれにみる人口急増期を経て、内陸工業都市、首都圏のベッドタウンとして発展してきました。その後、平成18(2006)年3月に旧津久井町及び旧相模湖町と、翌年3月に旧城山町及び旧藤野町との合併により、県内では横浜市に次ぐ2番目の広さとなりました。また、平成22(2010)年4月1日には、戦後に誕生した市として初めて政令指定都市に指定されています。

(3) 人口

本市は、平成 18（2006）年及び平成 19（2007）年の合併により、総人口 70 万人を超える大都市となり、その後も微増傾向で推移してきました。

平成 27（2015）年国勢調査に基づく本市の将来人口推計結果によれば、本市の総人口は、令和元（2019）年をピークとして、それ以後は一貫して減少すると見込まれています。年齢区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は、今後一貫して減少しますが、高齢者人口は令和 26（2044）年まで増加を続け、その後減少に転じると推計されており、将来的にさらに少子高齢化が進むと予測されています。

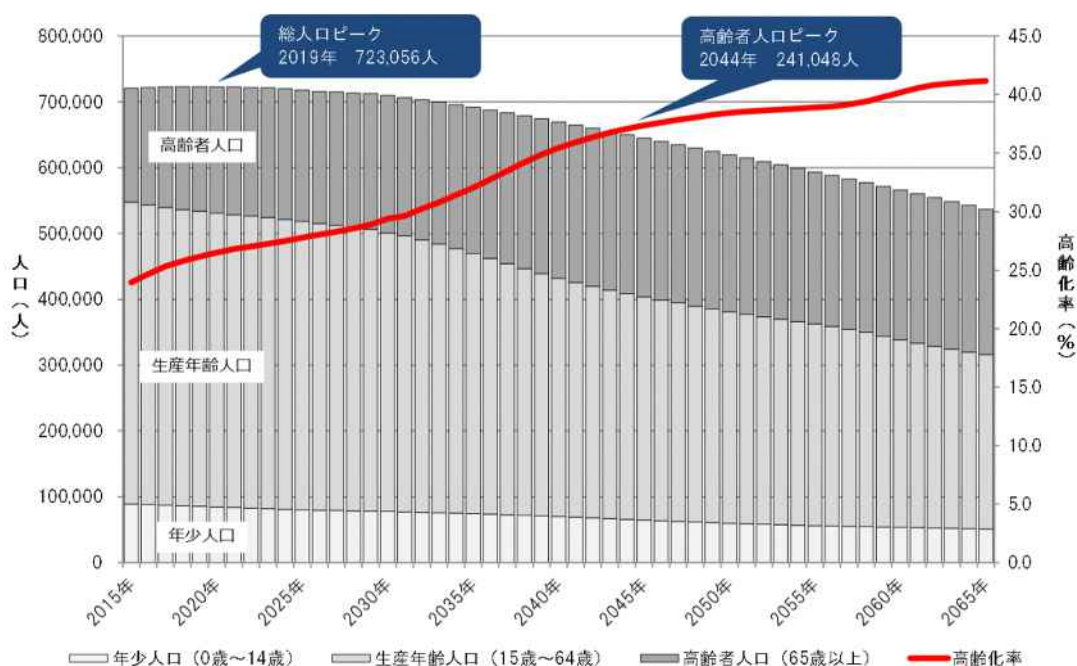


図 1-3 年齢区分別人口の推移 (2015年～2065年)⁸



⁸ 平成 27（2015）年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計に一部加筆

(4) 農林業の動向

農林業は地域の水やみどりを活かした産業であり、事業活動を通じて水やみどり、生物多様性の保全を担っているものの、全体として衰退傾向にあります。

このうち農業については、従事者の高齢化や後継者不足などによって就業者数が減少しており、宅地開発による農地の減少の他、遊休農地や耕作放棄地が増加しています。

また、山間部等において野生生物による農作物被害が増大するなど、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

林業については、長期化する木材価格の低迷などもあって安定的な森林経営が難しい状況の中で、神奈川県の水源地環境保全税を財源とした整備が進んでいますが、広葉樹林などでは森林の整備が遅れるなど、森林の機能に影響を与える状況となっています。

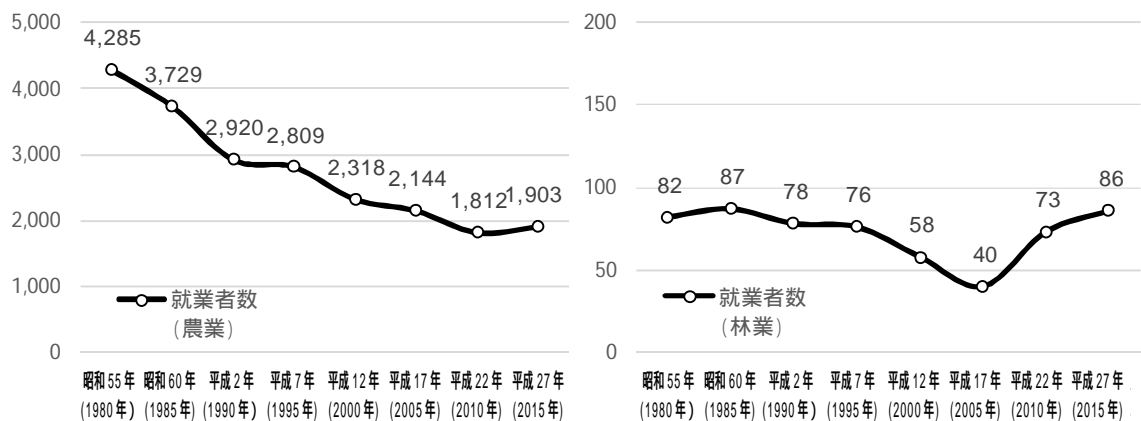


図 1-4 農業・林業就業者数の推移⁹

表 1-1 農業・林業就業者数の推移⁹

単位：人

農業	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
旧相模原市域	2,838	2,621	2,155	2,124	1,734	1,610	1,363	-
城山地区	282	224	187	200	185	125	119	-
津久井地区	522	486	360	306	204	253	198	-
相模湖地区	117	160	101	97	79	63	66	-
藤野地区	526	238	117	82	116	93	66	-
合計	4,285	3,729	2,920	2,809	2,318	2,144	1,812	1,903

林業	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
旧相模原市域	16	16	24	13	14	8	17	-
城山地区	3	5	3	3	1	4	2	-
津久井地区	28	29	31	35	22	18	28	-
相模湖地区	7	11	7	8	7	4	8	-
藤野地区	28	26	13	17	14	6	18	-
合計	82	87	78	76	58	40	73	86

⁹ 国勢調査,総務省統計局,産業別(大分類)15歳以上就業者数(但し、平成27(2015)年は合計値のみ)

2. みどり・水・生物多様性の保全等の概況

(1) みどりの概況

① みどりの量

1) 緑被率

本市の平成 30（2018）年度における緑被地面積は 23,029ha となっており、その多くは津久井地域に分布しています。

また、平成 30（2018）年度における緑被率（地域の総面積に対する緑被地面積の比率）は 70.0%で、平成 25（2013）年度と比べ 0.3 ポイント減少しました。

地域別に見ると、旧相模原市域と城山地区の緑被率の減少比率が大きくなっており、それぞれ 0.6 ポイント、0.8 ポイント減少しています。



図 1-5 地域別の緑被地面積の経年変化（平成 25（2013）年 平成 30（2018）年）¹⁰

¹⁰ 平成 30（2018）年度相模原市みどりの実態調査報告書

表 1-2 地域別の緑被地面積と緑被率の経年変化¹¹

上段：緑被地面積（ha）
下段：緑被率（各面積に占める緑被地の割合）

地域	調査年度	緑被地面積・緑被率						合計
		針葉樹林	広葉樹林	公園・ 民有地等 の植栽地	草地・ 芝生地等	果樹園・ 種苗園等	畑・水田	
旧相模原市域	平成 25 年 (2013 年)	91	379	338	564	141	734	2,248
		1.0%	4.2%	3.7%	6.1%	1.6%	8.1%	24.9%
	平成 30 年 (2018 年)	90	374	334	567	130	700	2,196
		1.0%	4.1%	3.7%	6.3%	1.4%	7.8%	24.3%
	経年変化	-1	-5	-4	3	-11	-33	-52
		0.0%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.4%	-0.6%
城山地区	平成 25 年 (2013 年)	299	610	4	231	11	132	1,288
		15.1%	31.0%	0.2%	11.6%	0.6%	6.6%	64.7%
	平成 30 年 (2018 年)	298	605	13	219	11	125	1,271
		15.0%	30.4%	0.7%	11.0%	0.5%	6.3%	63.9%
	経年変化	-1	-5	9	-12	0	-7	-17
		0.0%	-0.1%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.8%
津久井地区	平成 25 年 (2013 年)	4,057	6,141	0	292	2	532	11,023
		33.3%	50.3%	0.0%	2.4%	0.0%	4.3%	90.3%
	平成 30 年 (2018 年)	4,053	6,137	3	288	2	518	11,000
		33.2%	50.3%	0.0%	2.4%	0.0%	4.2%	90.1%
	経年変化	-4	-4	3	-4	0	-13	-23
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%
相模湖地区	平成 25 年 (2013 年)	1,703	683	31	61	24	129	2,631
		53.9%	22.7%	0.2%	2.0%	0.7%	4.0%	83.3%
	平成 30 年 (2018 年)	1,701	683	31	60	24	128	2,627
		53.9%	21.6%	1.0%	1.9%	0.7%	4.0%	83.1%
	経年変化	-2	0	0	-1	0	-1	-5
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%
藤野地区	平成 25 年 (2013 年)	2,553	2,835	0	260	0	291	5,939
		39.4%	43.7%	0.0%	4.0%	0.0%	4.5%	91.5%
	平成 30 年 (2018 年)	2,553	2,834	0	258	0	290	5,935
		39.3%	43.6%	0.0%	4.0%	0.0%	4.5%	91.4%
	経年変化	0	-1	0	-2	0	-1	-4
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%
合計	平成 25 年 (2013 年)	8,703	10,649	374	1,408	179	1,817	23,129
		26.5%	32.5%	1.1%	4.2%	0.5%	5.5%	70.3%
	平成 30 年 (2018 年)	8,695	10,633	381	1,392	167	1,762	23,029
		26.4%	32.3%	1.2%	4.2%	0.5%	5.4%	70.0%
	経年変化	-8	-15	7	-16	-12	-55	-99
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%

1 緑被地面積は、小数点以下第 1 位で四捨五入しているため、合計値とは一致しない場合がある。

2 0 及び 0.0 は小数点以下第 1 位及び第 2 位に数値があることを示している。

表 1-3 地域別の規模別緑被地消失件数（平成 25（2013）年度～平成 30（2018）年度）¹¹

		0.00～ 0.01ha	0.01～ 0.05ha	0.05～ 0.10ha	0.10～ 0.20ha	0.20～ 0.30ha	0.30ha ～	合計
旧相模原市域	箇所数	1,022	1,189	317	167	52	32	2,779
	割合	36.8%	42.8%	11.4%	6.0%	1.9%	1.2%	100.0%
城山地区	箇所数	183	160	65	35	13	30	486
	割合	37.7%	32.9%	13.4%	7.2%	2.7%	6.2%	100.0%
津久井地区	箇所数	52	138	48	32	12	19	301
	割合	17.3%	45.8%	15.9%	10.6%	4.0%	6.3%	100.0%
相模湖地区	箇所数	7	13	17	8	2	4	51
	割合	13.7%	25.5%	33.3%	15.7%	3.9%	7.8%	100.0%
藤野地区	箇所数	16	18	8	4	1	6	53
	割合	30.2%	34.0%	15.1%	7.5%	1.9%	11.3%	100.0%

¹¹ 平成 30（2018）年度相模原市みどりの実態調査報告書

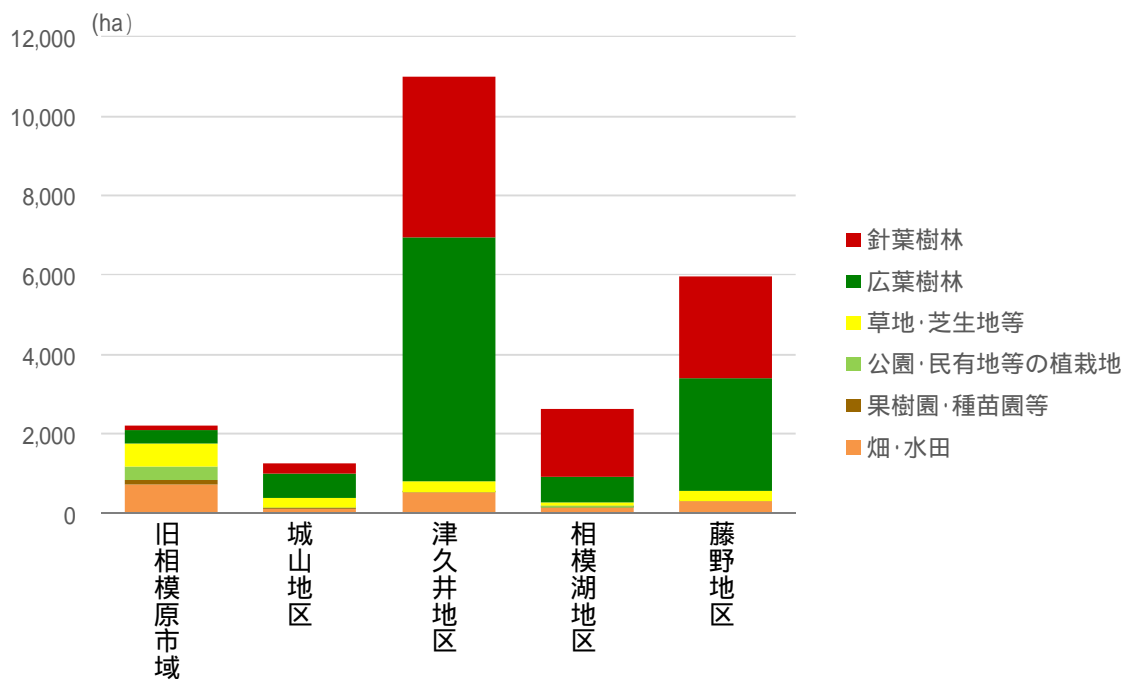


図 1-6 地域別の緑被地の現況 (平成 30 (2018) 年度)¹²

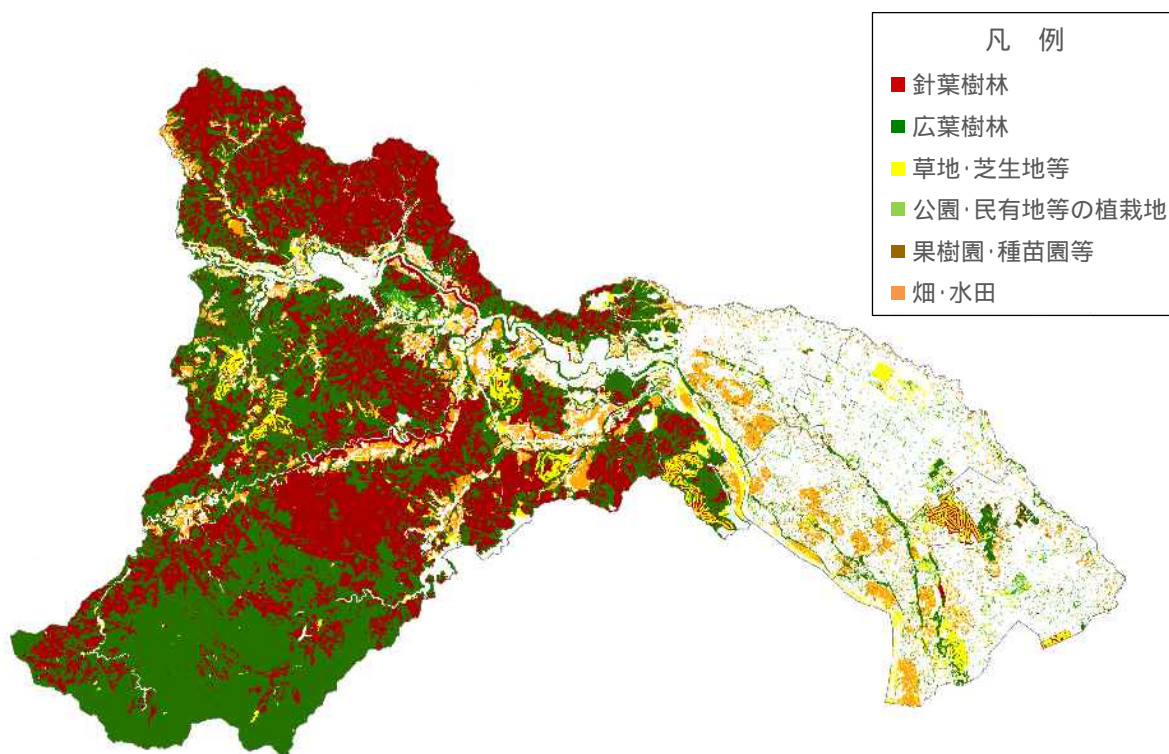


図 1-7 緑被地の分布 (平成 30 (2018) 年度)¹²

¹² 平成 30 (2018) 年度相模原市みどりの実態調査報告書

【みどりによるヒートアイランド現象の緩和について】

近年、市内の平均気温は上昇傾向にあり、30年前と比較して約0.9～1.0も上昇しています。

夏季の地表面放射温度を見ると、山間部では、湖や河川沿いの住宅地等で一部30度以上が見られるものの、森林地域の温度は低くなっています。

一方、市街地が広がる旧相模原市域では、30以上の範囲が広がっており、中心市街地に高温の範囲がまとまって見られます。

その中でも、木もれびの森、ゴルフ場、鳩川及び相模川沿いの緑地では、周辺部に比べて10程度低くなるなど、みどりによるヒートアイランド現象の緩和が見られます。

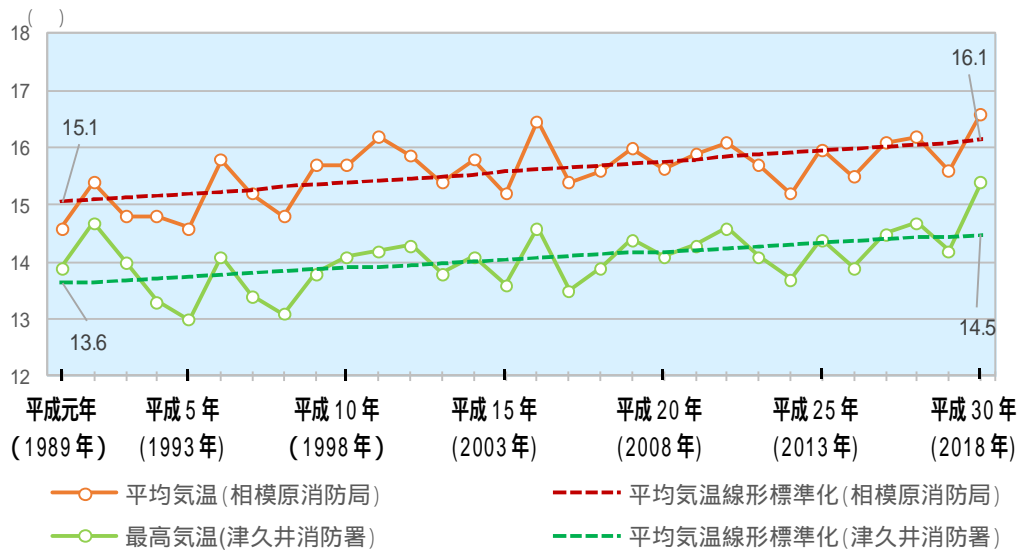


図 1-8 平均気温の変化¹³

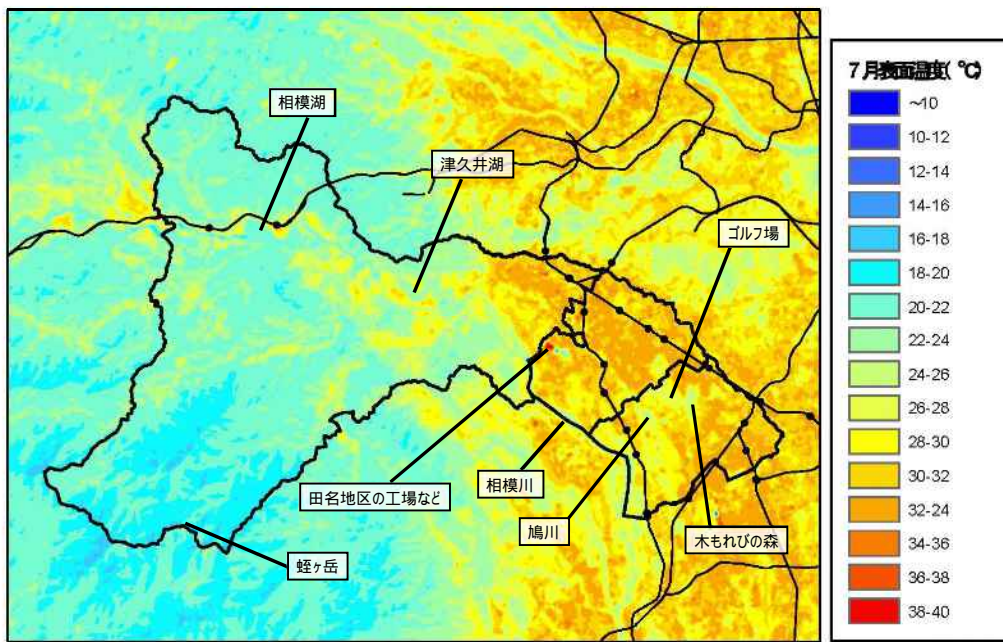


図 1-9 平成 28 (2016) 年 7 月 10 日の地表面放射温度図¹⁴

¹³ 気象庁、過去の気象データ（市内に観測所がないため、近隣（海老名）観測所データを使用）

¹⁴ 平成 30 (2018) 年度相模原市みどりの実態調査報告書

2)公園面積

都市公園は、市内に 618 箇所、336.37ha が整備されており、市民 1 人あたりの面積は 4.68 m²となっています。(平成 31 (2019) 年 3 月 31 日現在)

表 1-4 都市公園の整備状況 (平成 31 (2019) 年 3 月 31 日現在)¹⁵

種 別		箇所数	面積 (ha)
街	区	560	47.29
近	隣	12	18.71
地	区	3	12.24
総	合	5	76.75
運	動	2	29.20
特殊公園	風 致	2	12.43
	歴 史	3	9.29
	墓 園	1	15.00
広 域	公 園	1	77.68
都 市	緑 地	22	24.54
緑	道	6	12.99
広 場	公 園	1	0.25
合	計	618	336.37

② 都市緑化の概況

本市では、公益財団法人 相模原市まち・みどり公社を中心に、各種の緑化活動を推進しています。

建物の屋上や壁面、駐車場の緑化や生垣設置を支援するための助成や花苗の配布などを行うとともに、園芸教室、自然観察会の開催や「みどりの少年団」の育成などを通じた人材育成、普及・啓発活動を実施しています。

また、工場やマンション建設などの開発事業に伴う緑化指導のほか、街路樹整備や公共施設緑化を推進しています。

写真

写真

【公益財団法人 相模原市まち・みどり公社】

誰もが安全で安心して心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、都市環境の形成に必要な都市施設やみどりに関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展と市民の福祉の向上に寄与することを目的とし設立され、「緑化意識の普及啓発」「都市緑化の推進」「みどりの情報発信」「みどりのまちづくり担い手育成・支援」「森づくりの推進及び保全」などの事業を行っています。

¹⁵ 平成 30 (2018) 年版相模原市統計書

③ 多面的なみどりの概況

1) 景観資源としてのみどり

本市には、丹沢大山国定公園や県立陣馬相模湖自然公園のほか、里地里山などの四季を通して変化する景観資源があり、日本の滝百選に選ばれた早戸大滝や日本百名山に選ばれた丹沢山なども見られます。

都市部では、かながわの美林 50 選に選ばれた木もれびの森などの大規模な平地林や、相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区などの河川沿いの斜面林などの緑地、淵野辺公園や相模原麻溝公園などの公園、幹線道路などに植栽された街路樹などが都市景観の形成要素となっています。

一方で、森林や農地において荒廃や他用途への転用が生じているほか、河川敷などへのごみの不法投棄やごみの散乱など、良好な景観を阻害する状況が見られます。

2) 観光・レクリエーション活動の場としてのみどり

丹沢山地の登山道や相模湖・津久井湖沿岸の親水空間といった水やみどりを活かした観光・レクリエーション施設が整備されるなど、森林や水辺は、登山や自然散策、キャンプなど、自然とのふれあい、人々の健康づくりやレクリエーションの場として親しまれています。

また、総合公園や運動公園、河川敷の親水広場なども、身近なレクリエーションの場として親しまれています。

これらの水やみどりは、野生生物への影響に配慮するなど自然環境との調和を図りながら、適切に利用することが求められます。

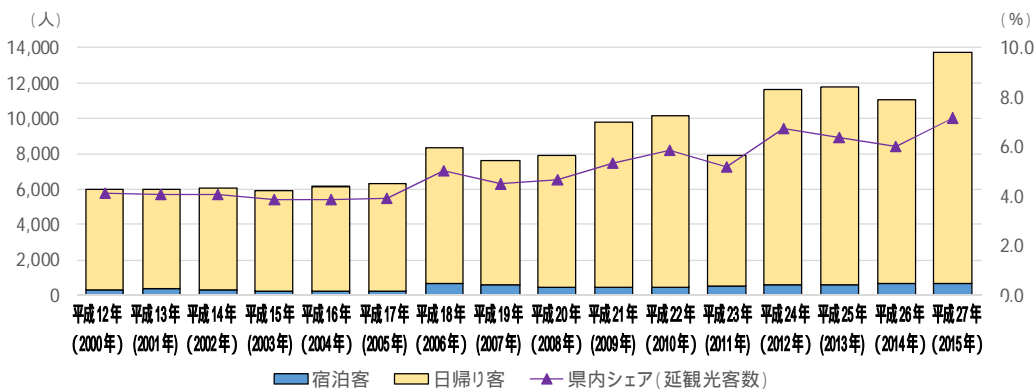


図 1-10 相模原市入込観光客数の県内シェア¹⁶

3) 地域コミュニティ活動の場としてのみどり

古くからの集落が残る地域では、社寺林などが身近な緑としてあり、地域に根付いた祭事や伝統技能などの文化風習の継承の場にもなっています。

また、街区公園などの身近な公園や広場は、地域のお祭りや運動会などが行われるほか、子どもからお年寄りが日常的に利用する姿が見られるなど、地域のコミュニティ活動の場としての役割を担っています。

¹⁶ 神奈川県県勢要覧

④ 地域ごとのみどりの特徴

1) 主な施設緑地及び地域制緑地の指定状況

津久井地域では、多くの森林が自然公園区域や自然環境保全地域として指定されています。また、多くの農地が集落に点在していることから、大規模な営農には適していません。

一方、旧相模原市域では、みどりの活用を図る都市公園の設置等が図られているほか、木もれびの森や河川沿いの斜面林が近郊緑地特別保全地区等に指定され、恒久的に保全が図られています。また、一団のまとまりのある農地の多くが農用地区域に指定され、良好な営農環境の保全が図られています。

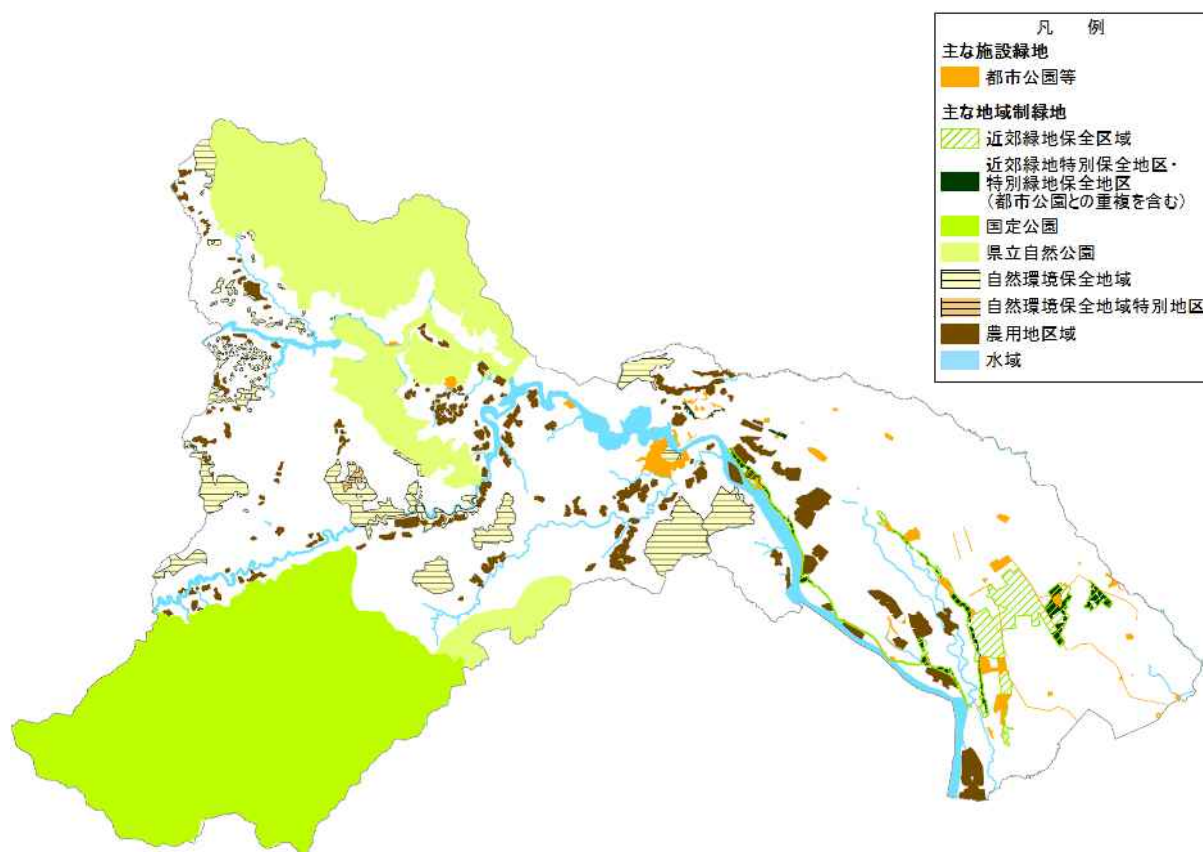


図 1-11 主な施設緑地及び地域制緑地の分布¹⁷

写真

¹⁷ 国土数値情報,国土交通省国土政策局

2) 森林の植生

丹沢大山国定公園の標高の高い地域には、主にブナ林やミズナラ林が群生しており、標高がやや低くなるとスギ、ヒノキ、クヌギ、コナラを中心とした人工林や混交林が分布しています。

中山間地域から都市部にかけては、クヌギやコナラ等の雑木林が分布しており、集落周辺の耕作地や水路などと一体となった里地里山の環境が見られます。

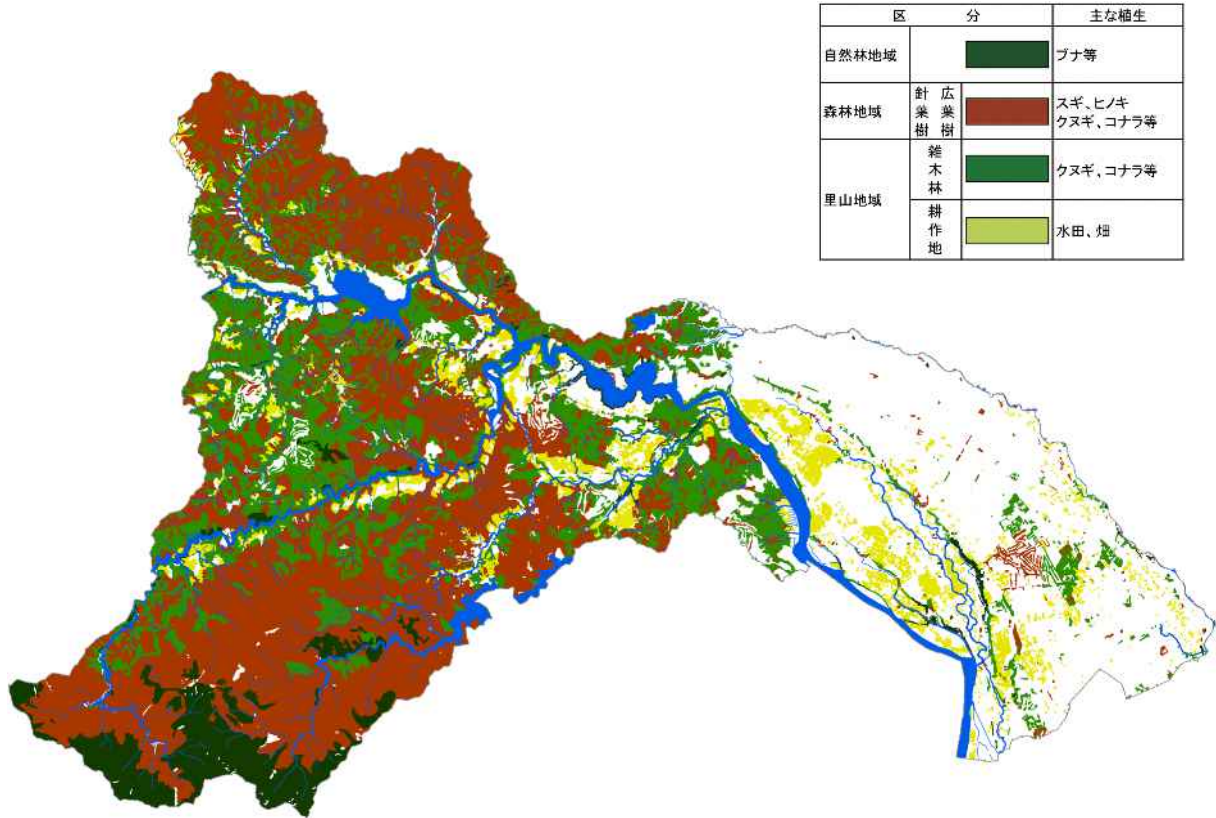


図 1-12 森林の植生分布¹⁸



¹⁸ 国土数値情報,国土交通省国土政策局

3)山間部のみどり

津久井地域の山間部には、豊かな自然が広がっており、丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園、県立陣馬相模湖自然公園等の自然公園や自然環境保全地域等に指定されています。

津久井地域の森林では、人工林の管理不足による荒廃のほか、広葉樹林の下層植生の衰退などが見られ、森林の水源かん養や土砂流出防止の機能の低下が懸念されるとともに、整備が進まない森林では二酸化炭素吸収などの機能の低下も懸念されています。

そのため、神奈川県の水源地の森林づくり事業による整備や治山事業などの取組が展開され、森林環境の保全や再生に取り組んでいます。

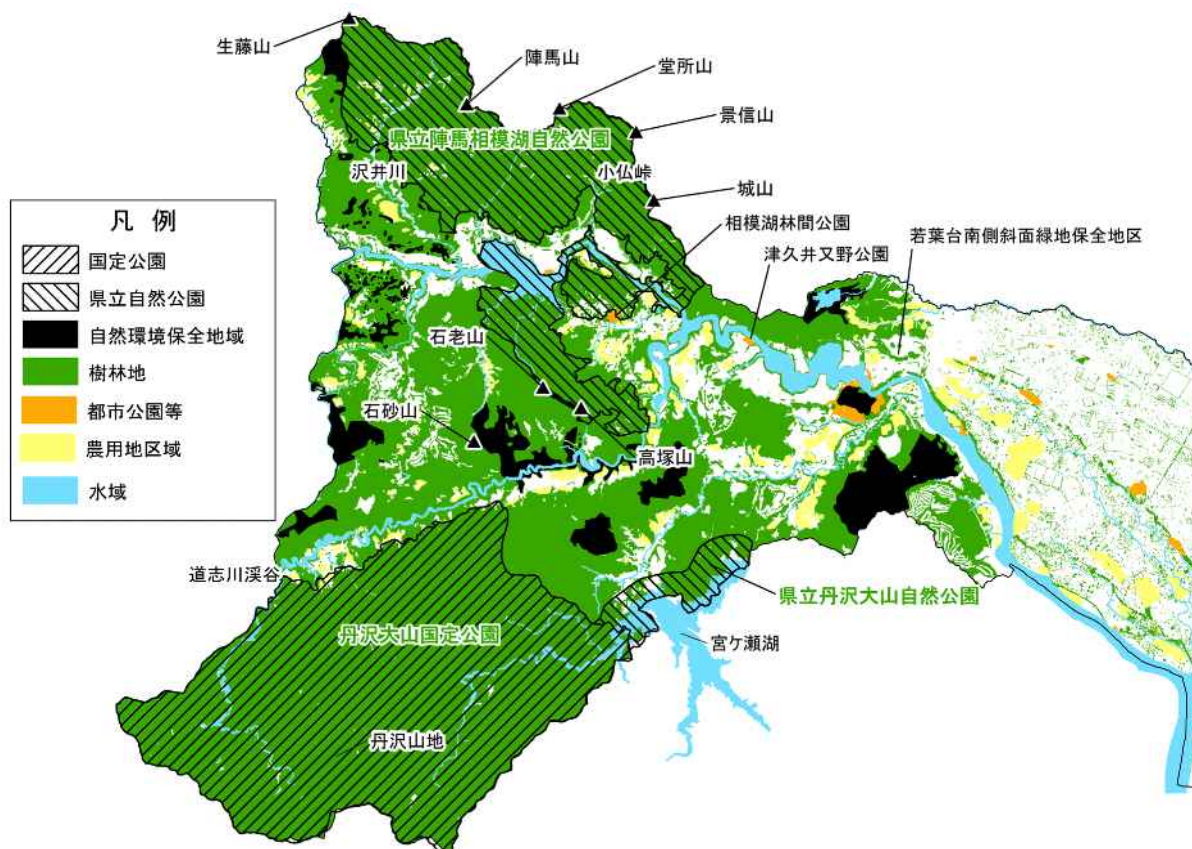
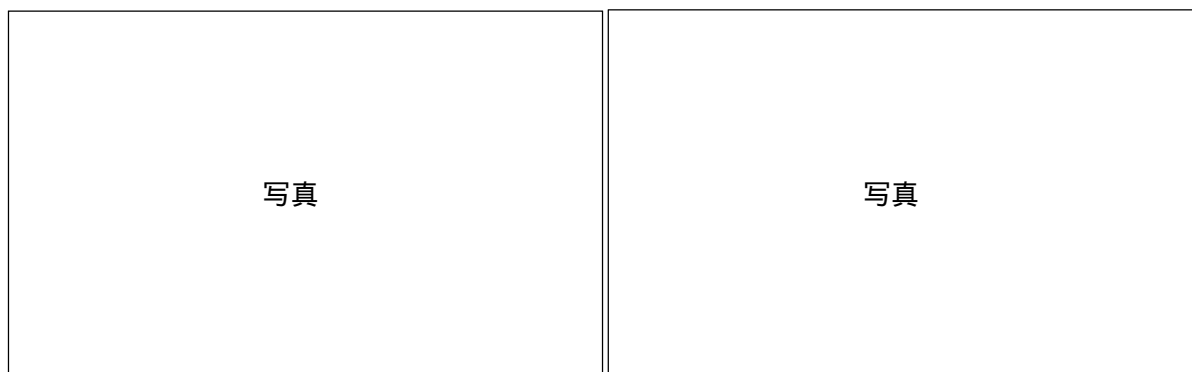


図 1-13 山間部のみどりの分布¹⁹



¹⁹ 国土数値情報,国土交通省国土政策局

4)都市部のみどり

旧相模原市域の都市部には、まとまったみどりとして、大規模な平地林の木もれびの森や、相模川・道保川沿いの相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区のほか、相模川や八瀬川沿いの農地などがあります。また、多くの都市公園が配置されているほか、身近なみどりとして市民緑地やふれあいの森、保存樹林、生産緑地地区も点在しています。

山間部のみどりと同様に、都市部においても森林のもつ機能の低下が懸念されるほか、生産緑地について、生産緑地法の改正に伴って、農業用施設の設置など活用方法が拡大しました。

そのため、森林環境の保全や再生、生産緑地に関する法制度を活用した農地の保全に取り組んでいます。

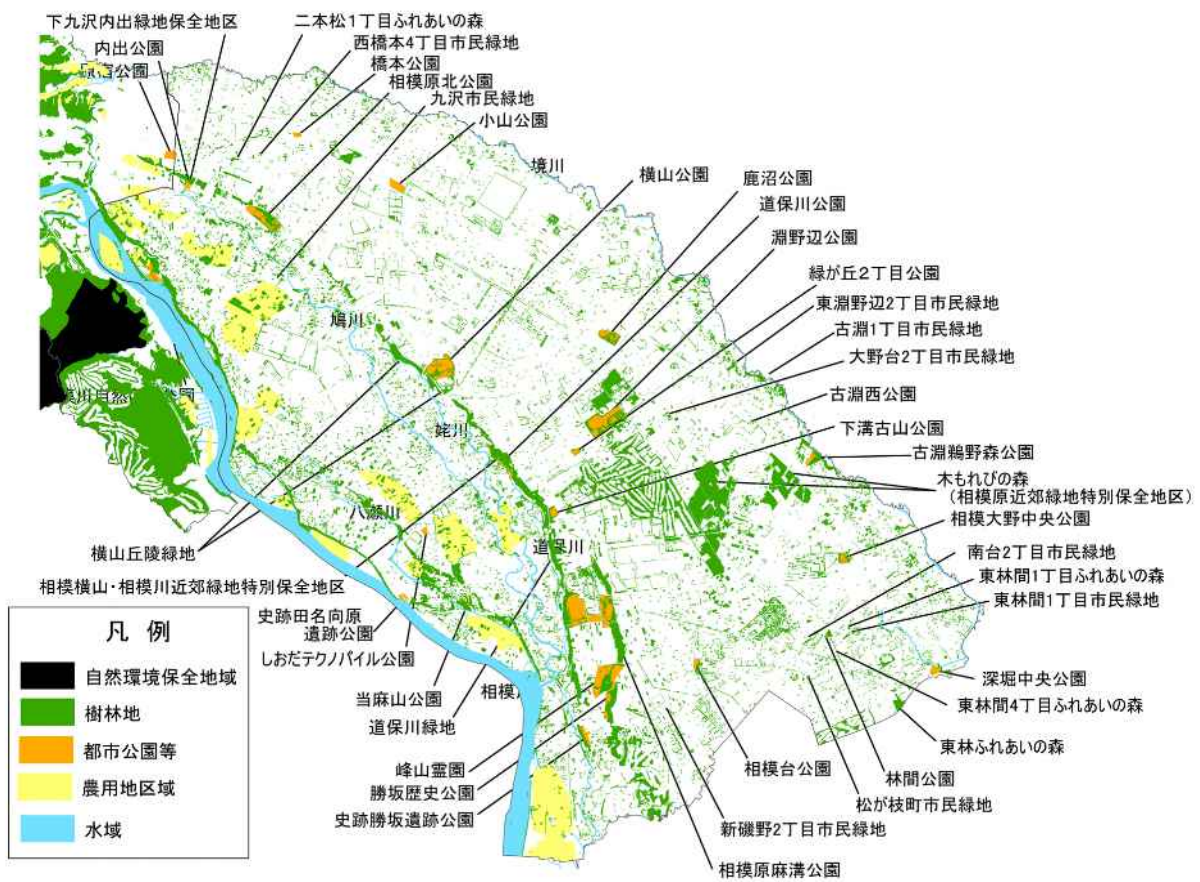
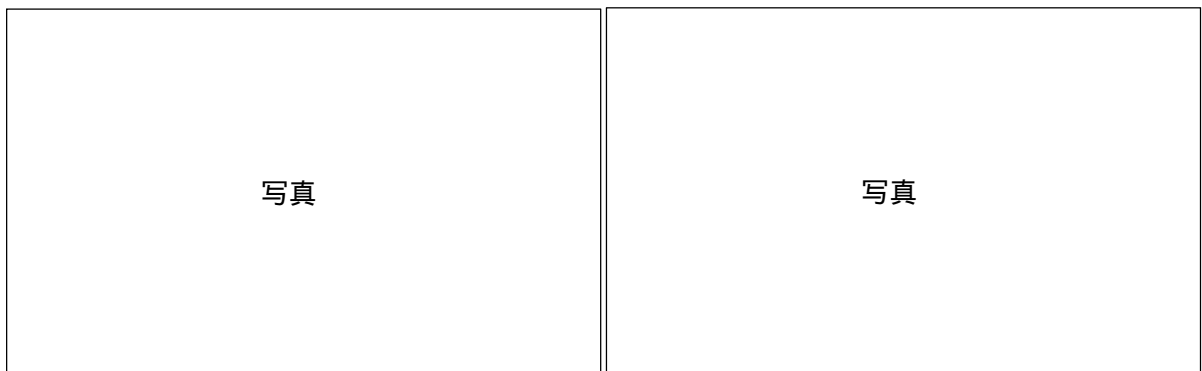


図 1-14 都市部のみどりの分布²⁰



²⁰ 平成 30 (2018) 年度相模原市みどりの実態調査報告書

旧相模原市域の緑被率は減少傾向を示しており、約30年間で655haが減少し、緑被率は7.1ポイント減少しています。

表 1-5 旧相模原市域の緑被地面積及び緑被率²¹

	平成元年度 (1989年度)	平成7年度 (1995年度)	平成13年度 (2001年度)	平成19年度 (2007年度)	平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)
緑被地面積	2,851ha	2,611ha	2,582ha	2,419ha	2,248ha	2,196ha
緑被率	31.4%	28.8%	28.6%	26.8%	24.9%	24.3%

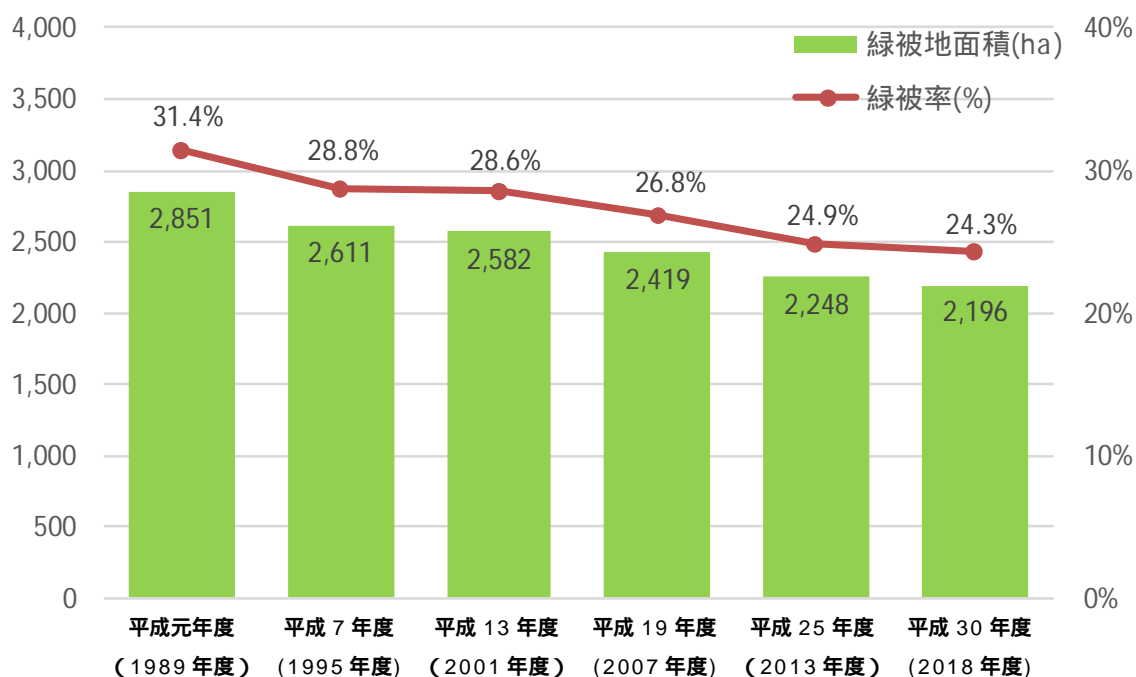


図 1-15 旧相模原市域の緑被地面積及び緑被率²¹



²¹ 平成13(2001)年度相模原市緑の実態調査報告書、平成19(2007)年度相模原市水とみどりの実態調査報告書、平成25(2013)年度相模原市みどりの実態調査、平成30(2018)年度相模原市みどりの実態調査報告書

(2) 水辺の概況

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与えてきました。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。²²

本市は、津久井地域に水源かん養林が広がり、相模川や境川などの多くの河川が流下するほか、相模川や道保川などに沿った段丘崖の下部には湧き水が見られるなど、豊かな水資源による恩恵を大いに享受してきました。

① 市域の河川の状態

本市は、相模川流域と境川流域の2流域に大別されます。

相模川流域は山梨県・神奈川県 of 2 県を流域とし、流域内には相模川の本流と、その支流となる道保川、鳩川、姥川、八瀬川、道志川、串川、早戸川等があります。

境川流域は神奈川県・東京都を流域とし、流域内には小松川、本沢等があります。

また、市内には相模湖、津久井湖等5つの湖と城山ダム、相模ダム等6つのダムがあり、神奈川県 of 貴重な水源となっています。



図 1-16 相模川・境川流域の概況²³

²² 水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）

²³ 国土数値情報、国土交通省国土政策局

表 1-6 河川の概要²⁴

水系	河川名	河川種別	市内延長(Km)	管理区間延長 (Km)		
				神奈川県 管理延長	東京都 管理延長	相模原市 管理延長
相模川	相模川	一級河川	35.1	35.1	-	-
	鳩川	一級河川 ・準用河川	14.5	8.4	-	6.1
	鳩川分水路	一級河川	0.2	0.2	-	-
	鳩川隧道分水路	一級河川	0.3	0.3	-	-
	道保川	一級河川	2.5	2.5	-	-
	姥川	準用河川	6.5	-	-	6.5
	八瀬川	準用河川	5.0	-	-	5.0
	早戸川	一級河川	7.5	7.5	-	-
	串川	一級河川	12.1	12.1	-	-
	道志川	一級河川	21.7	21.7	-	-
	金山川	一級河川	0.5	0.5	-	-
秋山川	一級河川	7.0	7.0	-	-	
境川	境川	二級河川	24.1	16.1	8.0	-
	小松川	二級河川	1.2	1.2	-	-
	本沢	二級河川	2.1	2.1	-	-

神奈川件及び東京都管理の一級河川及び二級河川と本市管理の準用河川を「河川」として整理した。

表 1-7 湖・ダム概要²⁵

名称	全体面積 (湛水面積) (ha)	総貯水量 (m ³)	有効貯水容量 (m ³)
相模ダム (相模湖)	326.0	63,200,000	48,200,000
城山ダム (津久井湖)	247.0	62,300,000	54,700,000
沼本ダム	34.7	2,330,000	1,534,000
道志ダム (奥相模湖)	14.2	1,525,000	616,100
本沢ダム (城山湖)	21.0	3,927,000	3,835,000
宮ヶ瀬ダム (宮ヶ瀬湖)	460.0	193,000,000	183,000,000
計	1,102.9	326,282,000	291,885,100

【湛水面積】

ダムの貯水池に貯めることができる最高の水位まで水がたまった時の水面の面積。

²⁴ 平成 29 (2017) 年版相模原市統計書

²⁵ 神奈川県企業庁及び国土交通省相模川水系広域ダム管理事務所のホームページ

② 河川の水質

市内にある河川の水質は、近年の公共下水道の普及に伴い改善傾向にあります。平成 30（2018）年度調査によると、河川の水質汚濁の指標となる BOD（生物化学的酸素要求量）は、姥川の 1 地点を除く市内の 16 地点で環境基準を達成しています。

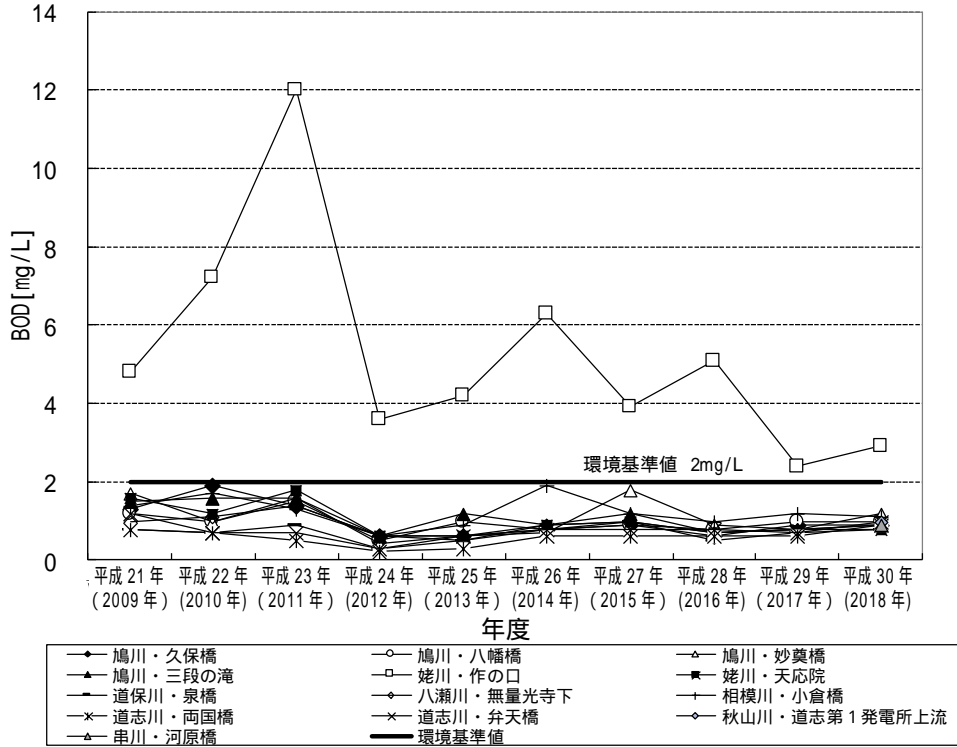


図 1-17 BOD の経年変化 相模川水系²⁶

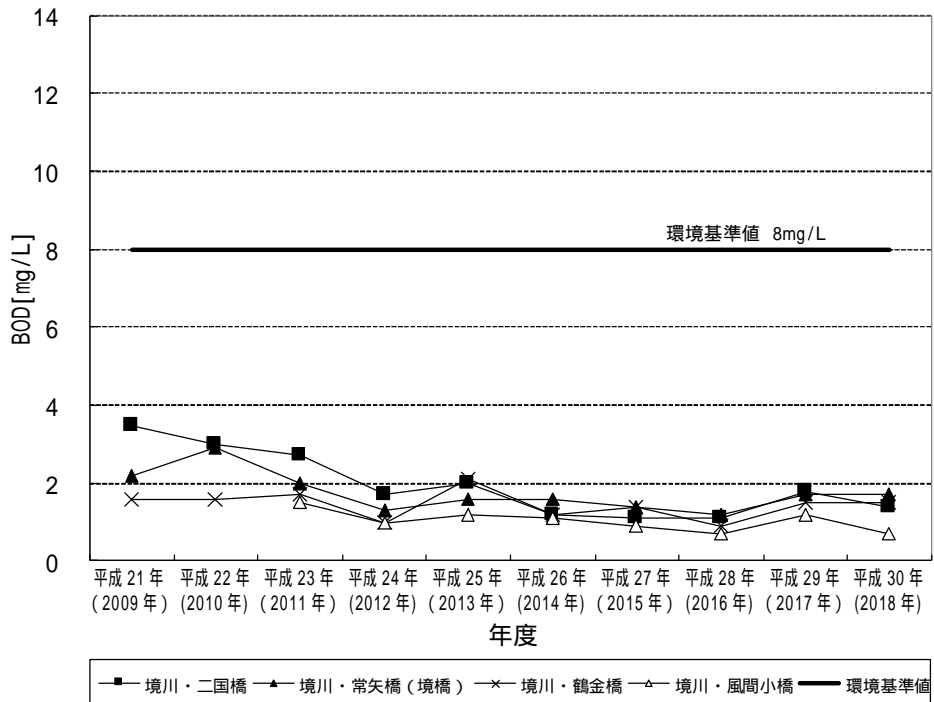


図 1-18 BOD の経年変化 境川²⁶

²⁶ さがみはらの環境（平成 30（2018）年度）

③ 流域別の河川の特徴

前項に述べたように、本市は大きく相模川流域と境川流域の2つの流域で構成されており、本計画では、このうち相模川流域は、環境特性の違いから3つの流域に区分しています。

なお、相模川の上流・下流の区分は、市内の区分であり、相模川全体での区分とは異なります。



図 1-19 流域区分

1) 相模川上流域

相模川本流の上流部に位置し、相模湖（相模ダム）、津久井湖（城山ダム）といった総貯水量 6 千万 m^3 を超える 2 つの湖を有しています。流域の大半を山地が占めており、相模川の河床勾配は 1/100 ~ 1/200 と急な区間です。

2) 相模川下流域

相模川本流の中流部に位置し、本市の中央区・南区が含まれるなど、流域の大半は市街地が占めています。相模川の河床勾配は 1/200 ~ 1/500 程度で河岸段丘が発達しています。相模川には瀬と淵が形成され、アユ・ウグイなどが生息しています。

3) 道志川等流域

相模川支流の道志川・串川・早戸川や、宮ヶ瀬湖（宮ヶ瀬ダム）が含まれます。流域の大半は山地ですが、ブナの原生林が多く相模川上流域とは植生が異なる環境です。道志川・早戸川とも山地の狭間を縫うように蛇行しながら流下し、渓谷を形成しています。

4) 境川流域

本市北東部に位置し、源流部では森林が多く残されていますが、流域の大半は市街地が占めています。境川沿いには比較的河畔林が残されており、市民の憩いの場となっています。

【河床勾配】

川の流れる方向の川底の傾き。

(3) 生物多様性の概況

① 自然特性

本市は、豊かな自然環境を有する津久井地域から市街化の進む旧相模原市域まで、生物の生息・生育環境が地域によって大きく異なります。

ここでは、前項で整理した「相模川上流域」「相模川下流域」「道志川等流域」「境川流域」の4つの区分ごとの特性について整理しました。

1) 相模川上流域

相模川上流域は、北部に急峻な山々、南部になだらかな山々が連なり、市域でもまとまりのあるみどりが残されています。また、相模湖や津久井湖などの周辺には水辺環境も広がっています。

当流域には、県立陣馬相模湖自然公園や県立相模湖公園が含まれ、森林や樹林地、里地里山、水辺環境などの豊かな自然環境と、多様な生物の生息・生育環境が広がっています。

2) 相模川下流域

相模川下流域は、平地林や大規模公園、農地など身近なみどりが点在し、街路樹や緑道も整備されています。

市街地には、相模川や鳩川、八瀬川、道保川、姥川が流れ、河畔林や斜面林、湧水があり、豊かなみどりや水辺環境が保全されています。また、森林や田園も広がっており、多様な生物の生息・生育空間が残されています。

3) 道志川等流域

道志川等流域は、南西部に丹沢の山々が連なり、クヌギ・コナラ等の二次林や大型哺乳類なども生息する多様な生物相を有する流域です。道志川は、山梨県の山伏峠に水源を発し、津久井湖につながる相模川水系の一級河川であり、新緑や紅葉などの四季折々の変化を見せる渓谷や原風景が広がっています。

流域全体にみどりが豊かで、神奈川県内の水源林や、多様な生物の生息・生育地として貴重な地域となっており、南西部は丹沢大山国定公園に指定されています。

4) 境川流域

境川流域は、豊かな自然環境に恵まれた源流域と、都市化が進行する下流域の2つの異なる特性を有しています。

源流域は、幾多もの沢が流れ、小松川や本沢が境川に繋がっています。また、城山地区では、谷戸の地形を生かした営農活動が行われており、人々の生活と自然とが共生した里地里山の環境が広がり、多様な生態系が育まれています。

一方、都市部は、都市的土地利用の転換に伴ってみどりが減少しており、コンクリート護岸による人工的な流れとなっています。

② 野生生物の生息・生育状況

本市では、平成 30（2018）年度に生物相調査を実施し、文献資料等を用いて市内に生息・生育の記録がある野生生物の目録及び分布図を作成しました。

調査に当たっては、過去に実施した生物の生息・生育に関する調査や市立博物館が保有しているデータ、市民団体が保有するデータなどを収集し、平成 2（1990）年以降に確認・記録された種を対象として整理しています。また、確認された全種について、法令や環境省・神奈川県などの指定に基づき、希少種・外来種を抽出しています。

1) 生物相

市内で確認・記録されている全 10 分類（植物、哺乳類、鳥類、両生類、は虫類、魚類、底生生物・軟体動物、昆虫類、クモ類、菌類）の総数は約 1 万種となり、確認種数が最も多いのは昆虫類の 6,142 種、次いで植物の 2,838 種となっています。

表 1-8 分類ごとの確認種数²⁷

分類	科数	種数
植物	188	2,838
哺乳類	18	43
鳥類	58	246
両生類	7	16
は虫類	10	15
魚類	24	82
底生生物・軟体動物	91	225
昆虫類	407	6,142
クモ類	37	287
菌類	39	71
計	879	9,965

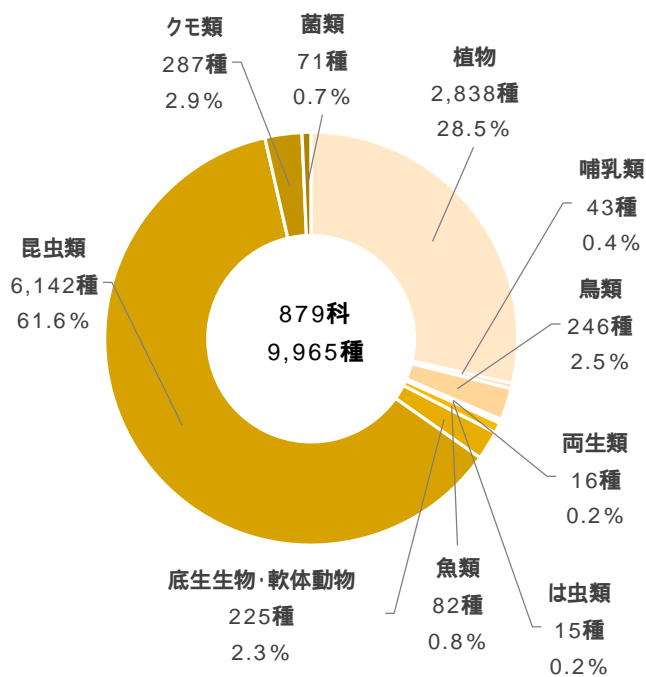


図 1-20 分類ごとの確認種数²⁷



²⁷ 平成 30（2018）年度相模原市生物相調査報告書

2)希少種

本市では、植物 244 種、哺乳類 22 種、鳥類 115 種、両生類 10 種、は虫類 7 種、魚類 46 種、底生生物・軟体動物 17 種、昆虫類 231 種、クモ類 3 種の希少種が確認されています。

また、これら希少種の生息・生育記録の位置情報を示した希少種ホットスポットマップを作成しています。いずれの分類群でも津久井地域、相模川や津久井湖等の水辺環境周辺で確認種数が多い傾向があります。植物の例では、特に、旧相模原市域の相模川沿いに希少種が多い傾向にあります。

なお、希少種は、天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、環境省レッドリスト、神奈川県レッドデータ生物調査報告書等の対象種に指定されている種を抽出しています。

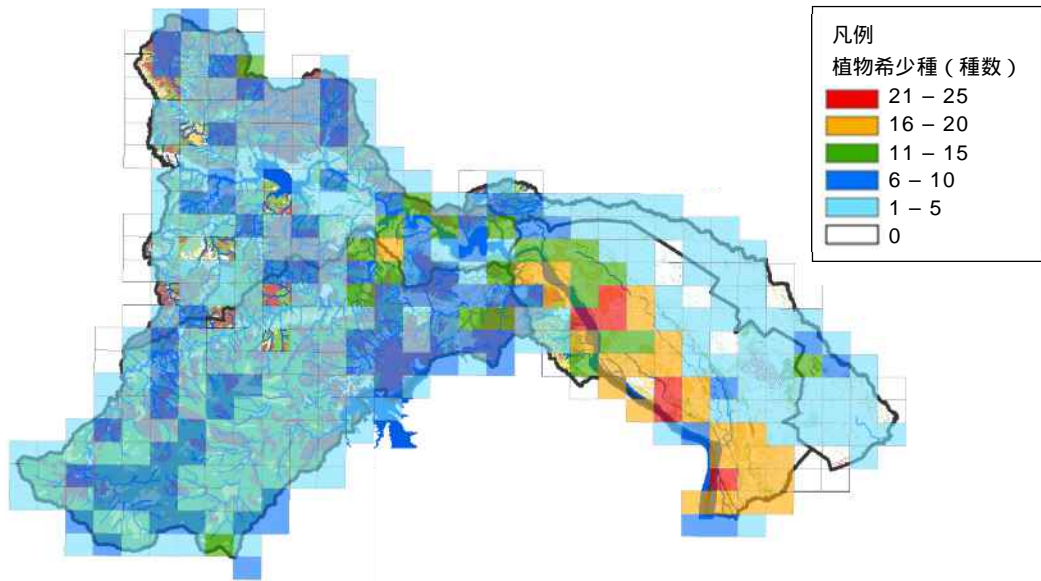


図 1-21 希少種マップ 植物の例²⁸

表 1-9 各流域における希少種の分布状況等 植物の例²⁸

流域	概要
相模川上流域	この地域には、県内でもごくわずかしが自生地が残っていない植物が分布しており、流域北部ではウスヒメワラビやバアソブ、オオガンクビソウ、ハナビゼリなど、流域南部でもツメレンゲやザイフリボク、フクジュソウなどが挙げられる。流域東部の南高尾地域にも希少種が多く、レンゲショウマやミスミソウなどの分布が確認されている。
相模川下流域	相模川にはこの地域を象徴する希少種と言えるカワラノギクが生育している。また、流域ではカザグルマやヒメフタバランなどの県内でもごく限られた分布の植物が確認されているほか、木もれびの森の広大な平地林には、キンラン、ギンラン、アマナなども見られる。
道志川等流域	道志川の渓谷内に自生するサツキは分布の東限にあたり、オキナグサやツメレンゲなどの希少種も確認されている。また、丹沢山地は高標高地のブナ林から、山麓部のスギ植林地に至るまで希少種が数多く確認されているほか、宮ヶ瀬湖周辺ではコマツカサススキやイトイヌヒゲなど県内でも分布のごく限られた植物が生育している。
境川流域	境川沿いの斜面林では、都市部に隣接しながら数多くの希少種が確認されており、ヒメニラ、アズマイチゲ、イチリンソウ、ヤマブキソウなどが自生する。流域南部の平地林ではキンラン、ギンラン、アマナ、ワダソウなどが確認されている。

²⁸ 平成 30 (2018) 年度相模原市生物相調査報告書

3)外来種

本市では、植物 116 種、哺乳類 7 種、鳥類 8 種、両生類 2 種、は虫類 2 種、魚類 11 種、底生生物・軟体動物 5 種、昆虫類 2 種の外来種が確認されています。

また、外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものとして指定されている特定外来生物は、植物 7 種、哺乳類 2 種、鳥類 4 種、両生類 1 種、爬虫類 1 種、魚類 3 種が確認されています。

外来種も希少種と同様に、位置情報に基づいた外来種マップを作成しており、下図の植物の例では、都市部に比較的多く外来種が確認されています。

なお、外来種は生態系被害防止外来種リスト指定種（平成 28（2016）年 3 月（平成 30 年（2018）8 月 1 日改訂）環境省 農林水産省）を抽出したものです。

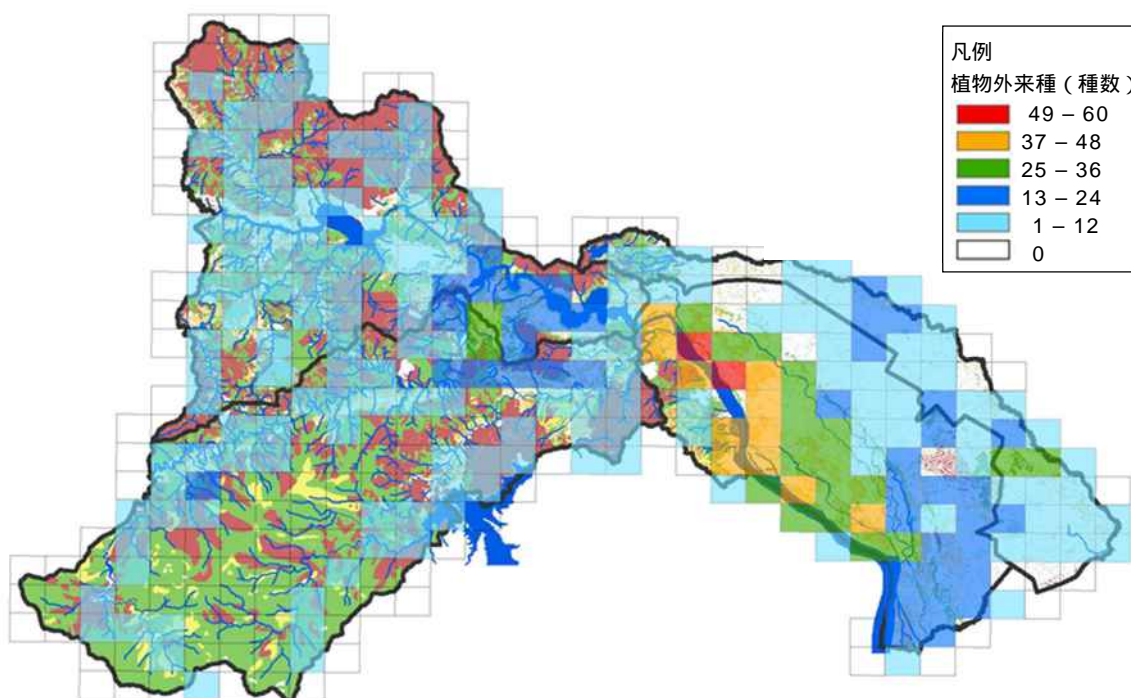


図 1-22 外来種マップ 植物の例²⁹

表 1-10 各流域における外来種の分布状況及び地域概況等 植物の例²⁹

流域	概要
相模川上流域	流域東部の津久井湖周辺では、メリケンカルカヤ、オオフサモ、オオブタクサなどが大きな群落を形成しているほか、山麓部では林道法面の土留め工事に使用された吹付け種子由来の外来植物が分布を広げている。
相模川下流域	河川沿いにはシナダレスズメガヤ、オオキンケイギク、セイタカアワダチソウ、コセンダングサなどが大きな群落を形成している。住宅地や市街地では外来植物が多く、幹線道路沿いを中心に、近年はアメリカオニアザミやシンテッポウユリなどが分布を広げている。
道志川等流域	沢沿いでハリエンジュやイタチハギなどが目立つほか、宮ヶ瀬湖周辺では水辺を中心にメリケンカルカヤやセイタカアワダチソウが大きな群落を形成している。山麓では花が目立つシンテッポウユリやセリバヒエンソウなどが抜き取りを免れて分布を広げている。
境川流域	住宅地や市街地を中心に外来植物が多く、ネズミムギ、アメリカオニアザミ、オオキンケイギクなどが目立つ。川沿いにはアレチウリも分布を広げている。近年は幹線道路沿いを中心にブタナが急激に増えている。

²⁹ 平成 30（2018）年度相模原市生物相調査報告書

4)鳥獣被害

本市では、サルやイノシシなどが野菜を食べ荒らすなどの農作物被害が生じており、平成 29 (2017) 年度の被害額は総額 6,506 千円に達しています。

また、アライグマによる生活被害は、ほぼ市内全域において発生しており、農地での食害や住宅内への侵入等の被害が発生しております。

鳥獣被害への対応として、従来からの対策に加え、「相模原市鳥獣被害防止計画」のもとで、新たな被害対策事業に取り組んでいます。

また、カワウによる被害は相模川流域一円で発生しており、アユやワカサギ等の捕食など、魚類の繁殖への影響が懸念されています。

人への被害という点では、野生動物と自動車の接触事故も鳥獣被害の一種と言え、大型動物との接触は重大事故につながるリスクがあります。



図 1-23 イノシシによる農作物被害状況³⁰

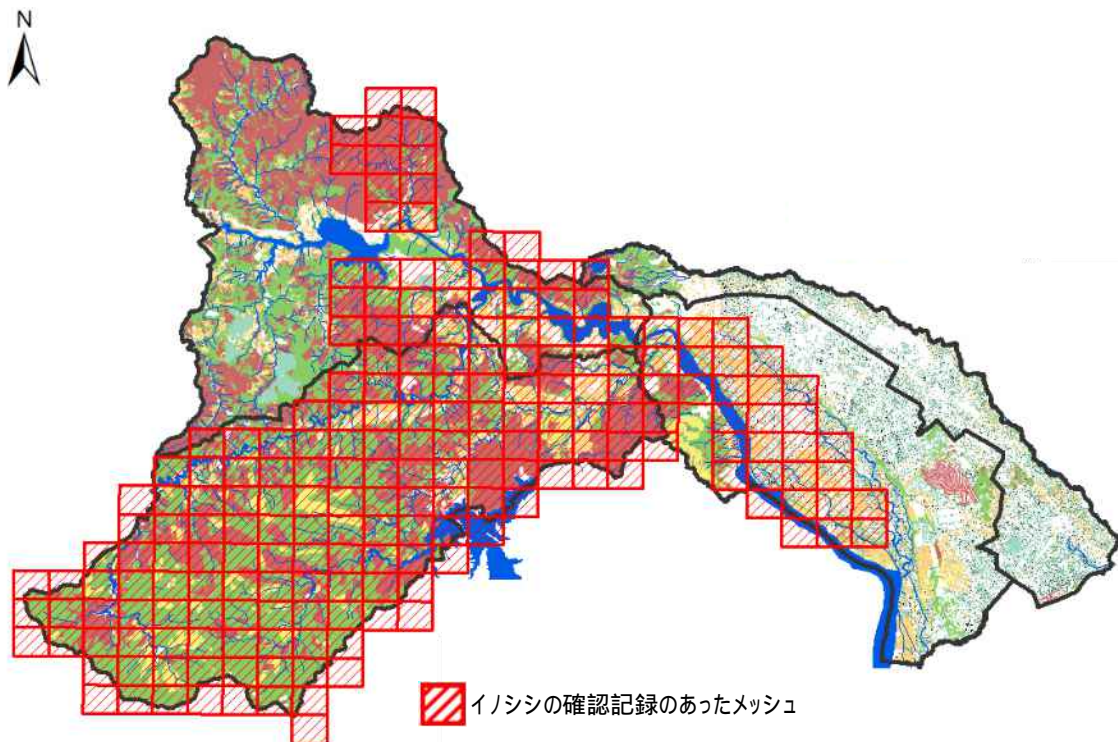


図 1-24 イノシシの確認状況³¹

³⁰ 相模原市 HP 農作物の鳥獣害防護柵等の設置

³¹ 平成 30 (2018) 年度相模原市生物相調査報告書

(4) 市民等アンケート調査の結果

① 市民アンケート調査

1) 調査概要

調査目的

本計画の策定に向けた基礎資料として、水とみどりに対する意識や、生物多様性に関する市民の認識や今後の意向把握のため、市民を対象とするアンケート調査を実施しました。

市民アンケート

◎ 期間	平成 30 (2018) 年 8 月 9 日 ~ 同年 8 月 31 日
◎ 調査数	3,000 名
◎ 回収数	1,528 名
◎ 回収率	約 51 %

2) 調査結果

市民に対して行ったアンケート調査から、次のような取組の方向性や課題、市への要望が明らかになりました。

水やみどり、生物多様性に関わる取組の方向性や課題

◎ 水辺やみどりの機能として残したいもの

水辺やみどりは「安らぎや潤い、きれいな空気や水の供給場所」として市民に認識されており、将来に残したいと考えられています。

◎ 効果的な普及啓発の方法について

普及啓発の方法として、市民からは、「メディアによる情報発信や環境学習」が効果的との意見が多く出されています。

◎ 「生物多様性」という言葉の認知度

約 7 割の市民が「言葉の意味を知らない」、または「言葉すら知らない」と回答しており、生物多様性の理解に関する普及・啓発の取組がまだまだ必要な状況です。

市への要望

◎ 水辺やみどりについて市に優先的に取り組んでほしいこと

市民は身近なみどりの保全や緑化の推進を期待する意識が高く、行政に対しては、主に公園整備や緑地の保全、森林開発等の防止を期待しているとの結果が得られています。

◎ 生物多様性について市に優先的に取り組んでほしいこと

生物多様性の保全対策として「水辺やみどりの保全・整備を求める」意見が最も多く、次いで、「特定外来生物の駆除」が期待される結果となっています。

② 事業者アンケート調査

1) 調査概要

調査目的

本計画の策定に向けた基礎資料として、水とみどりや、生物多様性に関する事業者の取組状況や今後の意向把握のため、事業者を対象とするアンケート調査を実施しました。

事業者アンケート

- | | |
|-------|---|
| ◎ 期間 | 平成 30 (2018) 年 10 月 15 日 ~ 同年 10 月 31 日 |
| ◎ 調査数 | 101 社 |
| ◎ 回収数 | 67 社 |
| ◎ 回収率 | 約 66% |

2) 調査結果

事業者に対して行ったアンケート調査から、次のような事業所が実施する取組や課題、市への要望が明らかになりました。

事業所が実施する、みどりや水、生物多様性の保全に関する取組と課題

◎ 事業所が実施する取組

水辺やみどり、生物多様性の保全に関わる活動について、約 5 割の事業所が取り組んでいます。

事業所として、「水辺やみどり、生物多様性への影響の把握」に取り組んでいるとの回答が最も多く、取組の内容は、イベントや講習会等への参加や公園等の美化活動、グリーン購入といった回答が多く寄せられています。

◎ 事業所が行う取組の課題

取組を進める上で「人材不足」や「取組方法がわからない」との声が多く、行政の人的支援のほか、取組内容に関わる情報提供が必要と考えられます。

市への要望

◎ 水やみどりについて市に優先的に取り組んでほしい対策

事業者の視点から、「緑地の保全」に取り組んでほしいとの要望が最も多く、次いで「水辺環境の保全」、「森林の保全、再生」の順となっています。

◎ 生物多様性について市に優先的に取り組んでほしい対策

事業者の視点から、「水辺やみどりの保全や整備」との要望が最も多く、次いで「特定外来生物の防除」となっています。

③ 保全団体アンケート調査

1) 調査概要

調査目的

本計画の策定に向けた基礎資料として、市内の特定のフィールドで活動する保全団体を対象に、そのフィールド内での活動状況や課題などに関するアンケート調査を実施しました。

◎ 調査団体	26 団体
◎ 回収数	21 団体
◎ 回収率	約 81%
◎ 回答団体の 主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 緑地内の除伐・伐採、草刈・蔓切り、清掃 ✓ 観察会・写真展の開催 ✓ 小中学校総合学習の手伝い ✓ 企業の CSR 活動、ボランティアの受入れ ✓ 動植物のモニタリング調査 ✓ 動植物の生息・生育環境整備 ✓ 河川用水路の整備 ✓ 荒廃農地の管理 ✓ 環境イベントの開催等における普及啓発・人材育成 等

2) 調査結果

本市で活動を展開する保全団体等に対して行ったアンケート調査から、次のような活動上の課題や市への要望が明らかになりました。

保全団体が活動する上での課題

「会員の高齢化や新規会員の加入減少」、「活動に参加する会員の固定化」など、人材が不足しています。

市への要望

「経済的な支援策を増やしてほしい」との市への要望もあり、活動に対する人的・財政的支援などを中心としたバックアップ体制の仕組みづくりが必要です。

(5) 保全団体の活動

① 保全団体等の活動状況

本市で活動を展開する保全団体等に対して行ったアンケート調査から、保全団体等は、主に次のような活動を行っています。

表 1-11 保全団体等の活動概要

項目	概要
活動概要	動植物の調査、生息・生育環境の調査・整備、緑地・水路等・農地の管理、ボランティアなどの受入れ・普及啓発・人材育成を行っている。
活動の具体例	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 緑地内の除伐・伐採、草刈り・蔓切り、清掃 ◎ 観察会・写真展の開催 ◎ 小中学校総合学習の手伝い ◎ 企業のCSR活動、ボランティアの受入れ ◎ 動植物のモニタリング調査 ◎ 動植物の生息・生育環境整備 ◎ 河川用水路の整備 ◎ 荒廃農地の管理 ◎ 環境イベントの開催等における普及啓発・人材育成

表 1-12 保全団体等の活動に対する想い

項目	概要
想いの概要	緑地などの自然環境や生物及び生息生育環境の保全を目的にした活動を行っている。
活動の具体例	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 都市部や住宅地域に残る貴重な緑地を残したい ◎ 人と自然とが共生できる森にしていきたい ◎ 地域住民が自然と触れ合える場や憩いの場としていきたい ◎ 貴重な生物とそれらの生息生育環境を守りたい ◎ 水源林の保全が必要



② 保全団体等の活動場所

アンケート調査で回答のあった保全団体等は、主に下記の場所で活動を行っています。

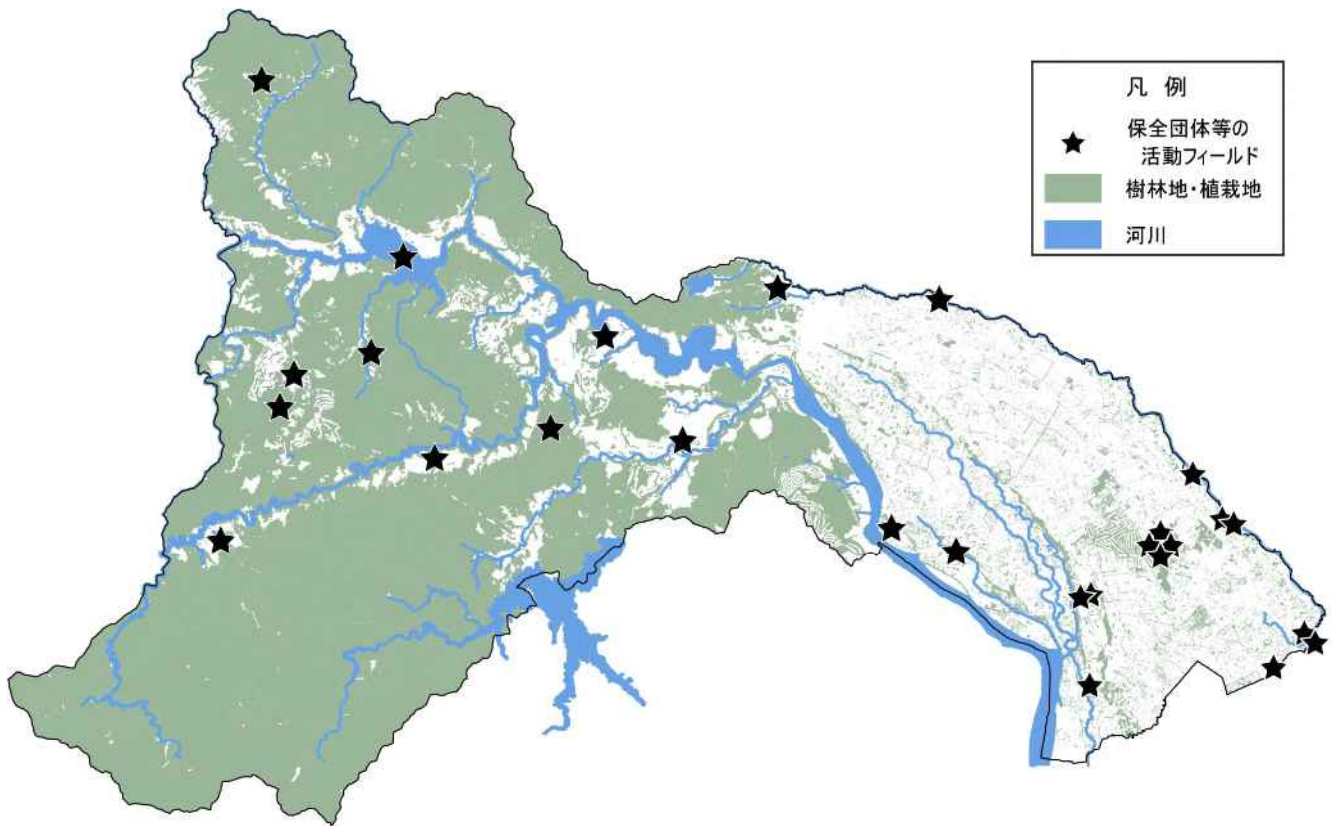


図 1-25 保全団体等の活動位置図



3. みどり・水・生物多様性の課題

(1) 水とみどりの課題

平成 30（2018）年度行った各種基礎調査やアンケート調査の結果から、水とみどりについては、主に以下の課題が挙げられます。

表 1-13 水とみどりに関する課題

概要
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市街地の緑被地の減少 ◎ 山間部における緑被地の大規模消失 ◎ 市街地の農地の減少 ◎ 水辺やみどりのつながり（連続性）の不足 ◎ 公園整備等の市民要望への対応 ◎ 緑地保全活動の人材不足 ◎ 市内緑地の現状の周知や必要性に関する認知度の不足 ◎ 多様な活動主体による緑地保全や緑化活動の連携不足

(2) 生物多様性の課題

平成 30（2018）年度行った各種基礎調査やアンケート調査の結果から、生物多様性については、主に以下の課題が挙げられます。

表 1-14 生物多様性に関する課題

概要
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市街地での緑被地減少に伴う生物の生息域の縮小 ◎ 外来種の生息・生育地域の拡大 ◎ 鳥獣被害の増加 ◎ 野生生物の生息・生育情報の統一性の欠如と散在 ◎ 水辺やみどりのつながり（連続性）の不足

(3) 保全団体等人的な課題

平成 30（2018）年度行った各種基礎調査やアンケート調査の結果から、環境保全に取り組む人材について、主に以下の課題が挙げられます。

表 1-15 環境保全に取り組む人材に関する課題

概要
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 生物多様性に関する低認知度 ◎ 生物多様性保全活動の人材不足 ◎ 多様な活動主体による生物多様性保全活動の連携不足

1. 基本理念

水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ

～いつまでも自然と人が共生するまち相模原を目指して～

本市では、これまで、貴重な水源林や道志川などの清流、相模川などの潤いある水辺環境や人々が親しみ、集う身近なみどりを次世代に継承するため、市民、事業者、行政等の多くの主体との連携・協働により取組を展開してきました。

これらの取組により、自然環境の改善や身近なみどりや水に親しめる場所の形成などが進展しているものの、森林や農地の荒廃、緑被地の減少、生物多様性の危機などの課題への対応は今後も継続する必要があります。

また、近年は、気候変動の影響が顕在化しており、自然資源及び生物多様性の持続可能な活用の必要性がより強く求められており、更なる取組を展開する必要があります。

私たち一人ひとりが、自然の恵みを将来にわたって享受できることを共通の価値として捉え、すべての生命の生存基盤である、みどりや水、生物多様性を次世代に継承することが求められています。そのため、一人ひとりが、みどりや水、生物多様性の重要性についての理解を深め、環境に配慮したライフスタイルを実践し、市民、事業者、行政など多様な主体間の連携・協働による取組を進めることで、「自然と人が共生するまち相模原」の実現を目指します。

写真

写真

2. 将来像

(1) 将来イメージ

基本理念に基づき、おおむね 10 年後の本市の水とみどりの将来像を示します。

水とみどりの将来像

適切に管理された森林や里地里山が広がり、
市街地にも身近なみどりがあふれ、安心や安らぎを感じられるまちになっている。
みどりや水辺の拠点を中心に、様々な交流が行われ、
魅力あふれるまちになっている。

生物多様性の将来像

生物多様性の重要性・必要性を広く市民が認知し、
生物多様性に配慮した生活や事業活動が展開されている。
エコロジカルネットワークが形成され、生物多様性が保全されている。

共通する将来像

市、市民、事業者が連携して水やみどりに関わる様々な活動を実施している。
環境意識が高まり、市民や事業者が自然と共生した活動を行っている。

写真

写真

(2) 将来像図

将来イメージを踏まえ、以下の要素で構成した水とみどりの将来像図を示します。

将来像の要素と考え方

- 【ゾーン】 自然環境特性や土地利用状況を踏まえた地域の役割・方向性で分類
- 【軸と核】 市全体の水とみどりの骨格（線的な骨格を「軸」、面的な骨格を「核」）
- 【拠 点】 水やみどりと人々がふれあう場

① ゾーンの設定

名称	役割・方向性
水源保全ゾーン	自然公園である丹沢大山国定公園や、県民の貴重な水がめとなっている相模湖や津久井湖など、水源地としての水源かん養機能、生物の生息・生育環境や優れた自然景観などの豊かな自然環境と人々が共生しながら、主に水源の保全・再生を図る地域を「水源保全ゾーン」に位置付けます。
都市緑化ゾーン	木もれびの森や河川沿いの斜面林などのまとまった緑地、公園、広場、農地、街路樹など、主に都市部の緑化や身近な自然の保全・再生を図る地域を、「都市緑化ゾーン」に位置付けます。

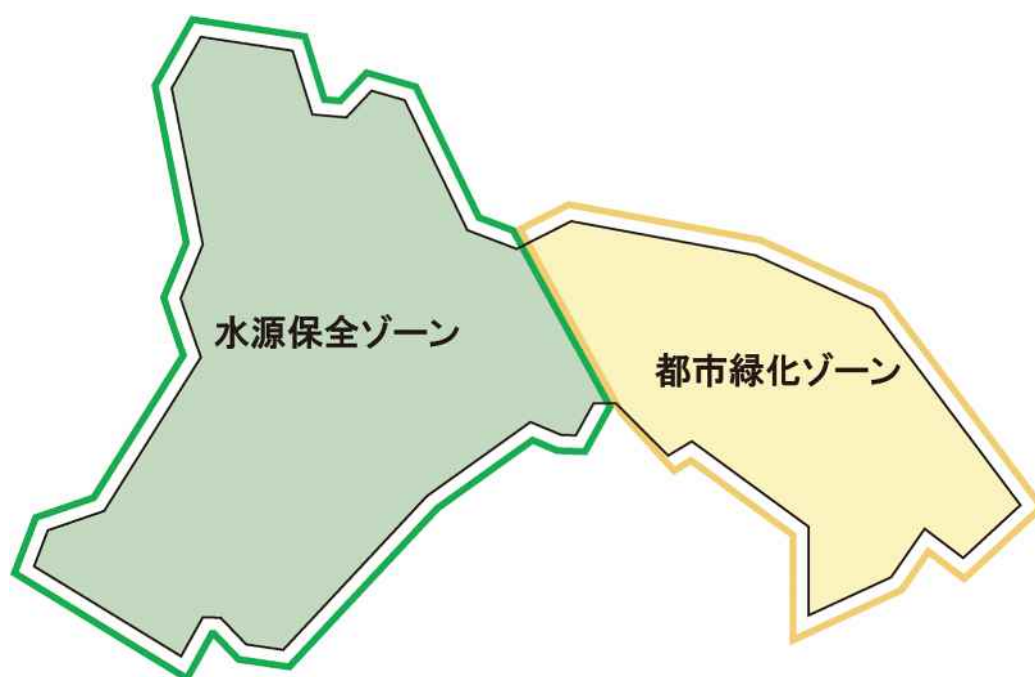


図 2-1 ゾーン区分

② 軸と核の設定

名称	役割・方向性
水とみどりの軸	エコロジカルネットワークにおける「回廊」の役割を果たす、相模川とその斜面林、道志川、横山丘陵緑地などの斜面林と一体となった道保川、姥川、八瀬川、市境を形成する境川を「水とみどりの軸」に位置付けます。
水とみどりの核	市域を越えた自然が連なり、豊かなみどりと幾多の沢、水源かん養機能や生物の生息・生育環境を形成するなど多様な機能を有し、エコロジカルネットワークにおける「核」の役割を果たす丹沢大山国定公園、県立陣馬相模湖自然公園及び県立丹沢大山自然公園を「水とみどりの核」と位置付けます。

水とみどりの軸や水とみどりの核が市域を超えて、連続するものを「みどりの連なり」と呼びます。

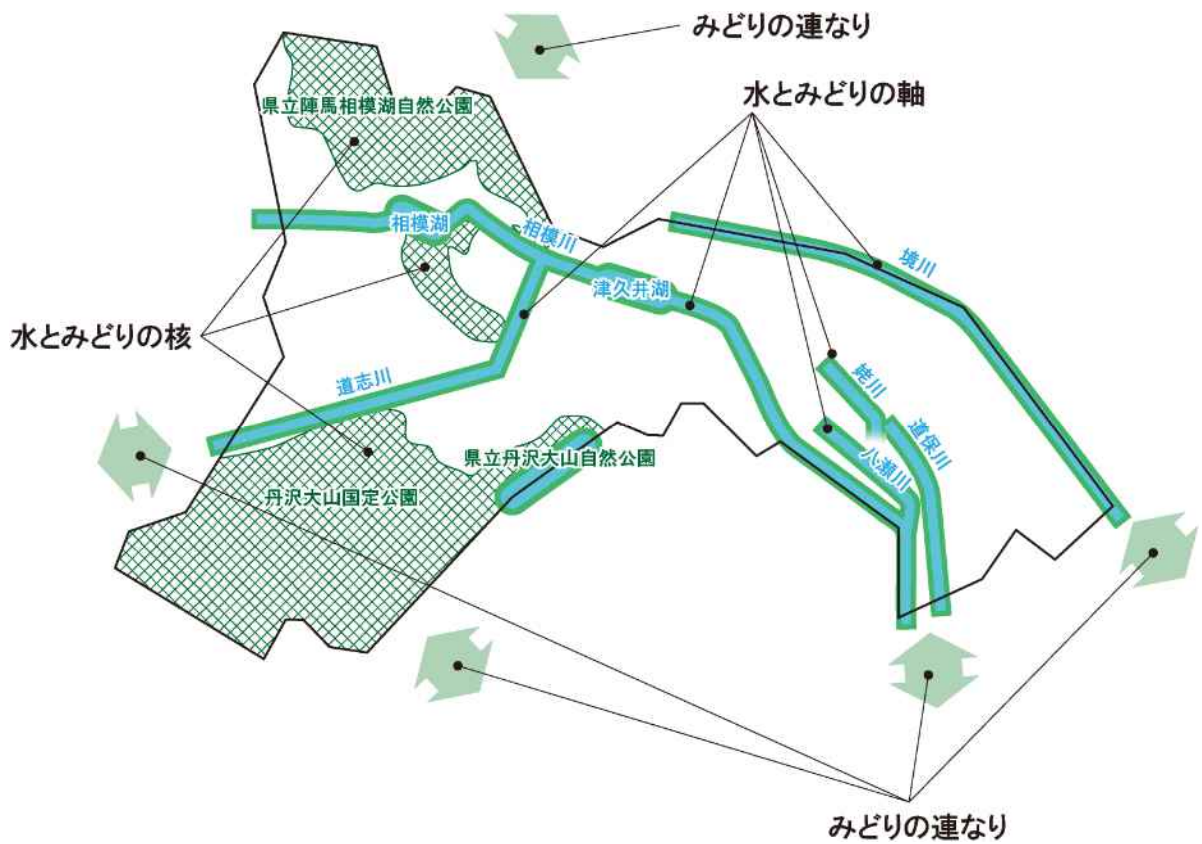
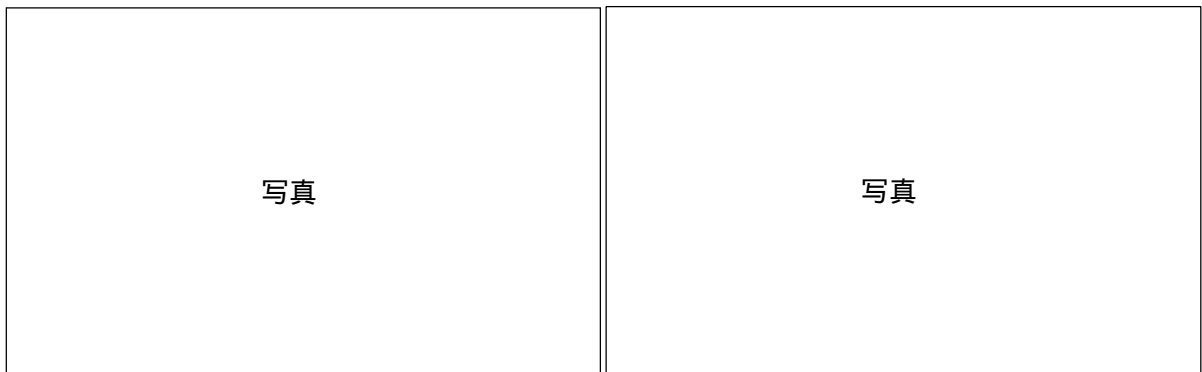
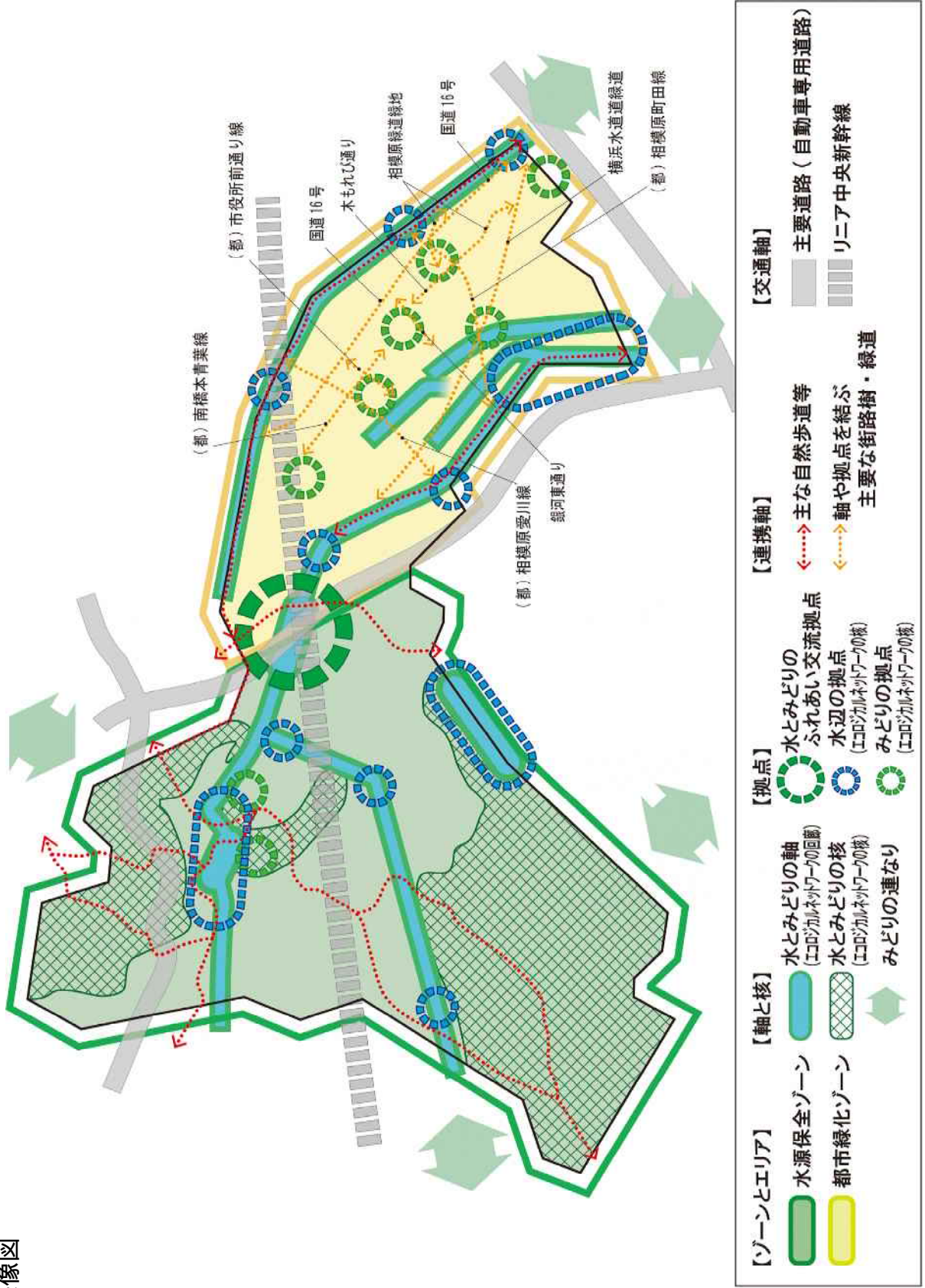
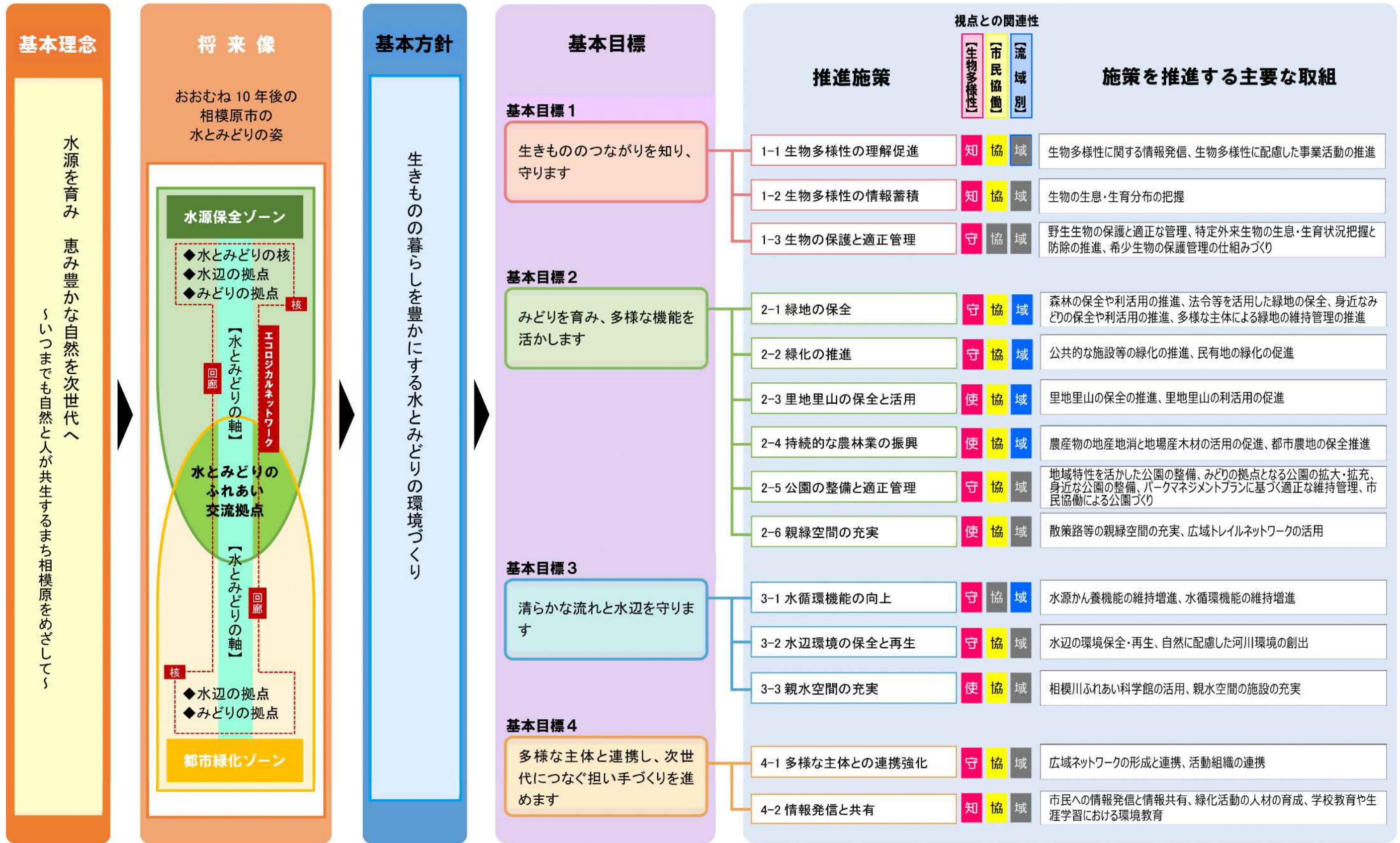


図 2-2 軸と核の配置



将来像図





視点との関連性の項目において、「生物多様性」「市民協働」「流域別」の各視点と推進施策との関連性を示しています。
 【生物多様性】との関連性は、生物多様性を「知る」「守る」「使う」の中から推進施策と最も関連性が高いものを選定し「知」「守」「使」で示しています。
 【市民協働】との関連性は、市民協働で取組むことが必須の推進施策又は市民協働で取り組むことでより効果が高まる推進施策に「協」を示しています。
 【流域別】との関連性は、施策を推進するに当たって、流域別で取組内容に大きな差異が生じる推進施策に「域」を示しています。

第3章 施策の体系

1. 基本方針

基本方針は、基本理念とおおむね 10 年後の水とみどりの将来像の実現に向け、推進する施策の基本的な方針を示すものです。

生きものの暮らしを豊かにする水とみどりの環境づくり

自然と人が共生し、豊かな自然を次世代へつなぐためには、人々の生活の視点と多様な生物の生息・生育の視点の両面から水とみどりを捉えて、取組を展開する必要があります。

そのため、様々な主体の理解や協力を得ながら、多様な生物の生息・生育環境を守り・高めるとともに、人々の暮らしの質を高める取組を展開することで、生物多様性の恵沢を将来にわたって享受できる、人と自然が共生する環境づくりを推進します。

【基本方針の考え方】

基本方針に基づき、実施する施策の狙いを示す基本目標を「生物多様性」「みどり」「水」「人」の 4 つの分野ごとに設定し、基本目標の達成に向けた推進施策を「生物多様性の視点」「市民協働の視点」「地域別の視点」を踏まえて設定しました。

① 生物多様性の視点

広く市民に理解しやすい計画とするため、基本目標及び推進施策を人々の生活の視点で体系化する一方で、生物の生息・生育の視点からも捉える必要があるため、各推進施策と生物多様性の関係を明示します。

各推進施策について、生物多様性を「知る」「守る」「使う」といった 3 つの視点との関係性を明示することで、生物多様性の視点からみた効果を明らかにし、「施策を推進する主な取組」を実行する際の効果的な工夫や多様なアプローチによる取組の進展を促します。

表 3-1 生物多様性の 3 つの視点

視点	定義
知る	生物多様性の普及・啓発 生物情報の収集・蓄積
守る	生物の生息・生育環境の保全 野生生物の保護、管理
使う	生物資源の利用 自然とふれあえる環境の整備、機会の提供

② 市民協働の視点

豊かな自然を次世代につなぐためには、多くの人を巻き込みながら、市民、企業、行政、その他の関係者が協働しながら取り組み続けることが必要不可欠です。

本市では、これまで、市民や保全団体の活動により自然環境の保全や再生が進められてきましたが、アンケート・ヒアリング調査において活動の停滞や継続に向けた不安が指摘されています。

そのため、市民協働の視点を明確に示すとともに、多様な主体の活動が活性化する環境づくりに関わる施策を位置付けるなど、実効性を高めた計画とします。

③ 地域別の視点

市域全体の計画として、施策を分野別の体系で整理する一方で、市民によりわかりやすい計画とするため、取組を即地的、一体的に示すことが重要です。

そのため、河川による生物のつながりが強く、自然の地形に沿った区分けで水とみどりの関係性を一体的かつ効果的にとらえられる「流域」を単位とした計画を策定します。

「流域別」での計画を策定することで、地域特性に応じた取組の不足等を確認するとともに、施策相互の関連性をより明確にし、一体的な取組の展開を促します。

なお、流域別の計画は、第4章 地域別計画に示しています。



写真



写真

2. 基本目標 1

基本目標 1 生きもののつながりを知り、守ります

人々の暮らしは、生物多様性からの豊かな恵みにより支えられ発展してきましたが、我々の様々な活動により生物多様性の損失が拡大しています。

本市には、豊かな自然が広がり、様々な生物が生息・生育していますが、みどりの減少や外来種の侵入など、生物多様性への影響が懸念されています。

そのため、生物多様性の現状や重要性・必要性について広く普及啓発を行い、これまで以上に社会に浸透させることを目指します。

あわせて、継続的な生物のモニタリング調査などを実施し、生息・生育状況のデータを蓄積することで、適切な保護や適正な管理を展開し、生物多様性の保全と持続可能な活用を図ることができる環境の形成を目指します。

成果指標	現況値 [令和元(2019)年度]	中間目標値 [令和5(2023)年度]	目標値 [令和9(2027)年度]
生物多様性の認知度	67.4%	71.0%	75.0%

【市民の生物多様性の認知度】

生物多様性の保全を図るためには、生物多様性を広く社会に浸透させ、一人一人が生物多様性を意識し、行動につなげていくことが重要です。

そのため、生物多様性に関わる成果指標として「生物多様性の認知度」を設定し、市民アンケート調査により認知度を把握します。

令和元(2019)年度に実施したアンケートでは、「言葉の意味を知っている(24.9%)」、「言葉を聞いたことがある(42.5%)」の回答が計67.4%となっており、平成26(2014)年度と比べ2.5%上昇しています。

これまで以上に生物多様性に関する普及啓発に取り組み、理解度の向上につなげることで、年間1.0%上昇させることを目標とし、最終年度である令和9(2027)年度において75.0%を目指します。

なお、生物多様性国家戦略では、令和2(2020)年の認知度を75%にすることを目標としています。

(1) 推進施策 1-1**生物多様性の理解促進**

生物多様性の恵みを将来世代にわたって享受できる、自然と共生する社会の実現に向け、生物多様性の現状や重要性・必要性について広く普及啓発を行い、日常生活や経済活動に生物多様性への配慮が組み込まれるよう、社会への浸透を図ります。

【主要な取組】**生物多様性に関する情報発信**

- ・多様な媒体を活用した生物多様性の情報提供
- ・イベント開催などによる生物多様性の情報発信

生物多様性に配慮した事業活動の推進

- ・事業者の自主的な生物多様性の保全に関わる取組の促進
- ・生物多様性の配慮のための取組の促進

(2) 推進施策 1-2**生物多様性の情報蓄積**

生物多様性の保全や適正管理の実施に向け、生物の生息・生育状況や分布状況等について、多様な主体との連携・協働により調査・把握することで、基礎的な情報の蓄積を図ります。

【主要な取組】**生物の生息・生育分布の把握**

- ・生物の分布調査の推進
- ・自然環境観察員制度などを活用した生物多様性基礎情報の把握

写真

写真

(3) 推進施策 1-3

生物の保護と適正管理

野生生物や希少生物を保護管理する仕組みづくり、有害鳥獣対策や特定外来生物の防除を推進するなど、生物の保護や適正管理の取組を展開し、生物多様性の保全及び野生生物の適正管理を図ります。

【主要な取組】

野生生物の保護と適正な管理

- ・野生生物の適正な管理
- ・猟区の適切な運営

特定外来生物の生息・生育状況把握と防除の推進

- ・特定外来生物の生息分布域の縮小や個体数減少の推進
- ・特定外来生物への対応マニュアルの作成

希少生物の保護管理の仕組みづくり

- ・希少生物の分布状況の把握
- ・市が主導する生物多様性重要地域の検討

生物多様性重要地域

本市では、ホタル舞う水辺環境や里地里山などの本市特有の自然環境や、希少種などが多くみられる地域を生物多様性重要地域とし、地域内で活動する保全団体の支援や、自然環境・生態系の保全に努めることで、「生物多様性の保全」「活動の人材確保」をより効果的に推進します。

< 生物多様性重要地域の種類 >

「相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例」に基づき、保全団体等からの申請により指定する地域。

生物のモニタリング調査や分布調査・分析など、生物多様性の保全に向けた情報の蓄積を図り、希少種や地域固有種などが多くみられる地域や豊かな自然環境・生態系が保たれていると認められる地域などを、市が主導して設定する地域。

本市における生物多様性重要地域			
保全団体が保全する地域			市が設定する地域
ホタル舞う 水辺環境	里地里山	左記以外の地域	指定要件等を検討

3. 基本目標 2

基本目標 2 みどりを育み、多様な機能を活かします

本市には、水源保全ゾーンに広がる水とみどりの核となる豊かな自然環境、人々の生活とともに育まれた里地里山、都市緑化ゾーンの身近な自然とふれあうことができる公園や緑地など、様々な特徴を持ったみどりがあり、人々の生活にやすらぎと潤いを与えています。

しかし、人工林の管理不足による荒廃や広葉樹林の下層植生の衰退、生活様式の変化等ともなう里地里山の環境変化、市街地におけるみどりの減少など、みどりに関し、様々な課題が見られます。

そのため、地域の特性に応じたみどりを保全・再生し、様々な機能が発揮され、生物多様性の基盤となるみどりを育み、市民や多様な生物が豊かに暮らせる環境の形成を目指します。

成果指標	現況値 [平成 30(2018)年度]	中間目標値 [令和 5(2023)年度]	目標値 [令和 9(2027)年度]
緑地面積	22,113ha	22,113ha	22,113ha

【緑地面積】

恵み豊かな自然を次世代に継承するために、地域の特性に応じた様々なみどりを保全・育成することが必要です。

そのため、みどりに関わる成果指標として「緑地面積」を設定し、緑地の保全や公園の整備等により、みどりの確保を図ります。

この指標の対象とする緑地は、施設緑地（都市公園、広場や学校等の公共施設緑地、市民緑地などの民間施設緑地）及び地域制緑地等（自然公園、保安林、国有林、ふれあいの森、保存樹林などの法令により指定された緑地）とします。

平成 30（2018）年度は、緑地面積が 22,113ha となっており、平成 25（2013）年度からの 5 年間で 67ha の緑地が減少しています。

そのため、推進施策の実施により緑地の減少に歯止めをかけ、現状の緑地面積の維持を図るものとし、計画の最終年度である令和 9（2027）年度における目標値を 22,113ha と設定します。

なお、都市公園の市民一人当たりの面積については、前計画から引き続き 6.3 m²を整備目標とします。

(1) 推進施策 2-1

緑地の保全

生活環境や生物多様性の視点から、貴重な緑地や重要な緑地について、緑地の態様に合わせた保全を図ります。

また、多様な活動や新たな担い手育成を支援し、緑地の保全や活用を図ることで、緑地の多様な機能の発揮や生物多様性の保全を図ります。

【主要な取組】

森林の保全や利活用の推進

- ・多様な主体との森林づくり体制の強化
- ・森林づくりの場や自然環境保全活動の場としての活用

法令等を活用した緑地の保全

- ・自然公園、自然環境保全地域、保安林等の保全
- ・緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度を活用した緑地保全の推進
- ・市民緑地認定制度を活用した民有緑地の保全活用の推進

身近なみどりの保全や利活用の推進

- ・緑地の計画的な保全
- ・木もれびの森保全・活用計画の推進
- ・緑地保全制度の活用

多様な主体による緑地の維持管理の推進

- ・企業や団体と連携した緑地の保全
- ・街美化アダプト制度 の推進
- ・市民協働による不法投棄の防止

写真

写真

【街美化アダプト制度】

公園、緑地、道路、河川敷などの美化活動を市民が自発的に行い、市の支援により市民と市のパートナーシップによるまちづくりを推進する制度です。

(2) 推進施策 2-2

緑化の推進

市街地を中心に公共的な施設や民有地の緑化を市民と協働で推進し、人々に安らぎと潤いを与え、生物多様性の保全に資するみどりの確保を図ります。

【主要な取組】

公共的な施設等の緑化の推進

- ・道路整備に伴う植栽や街路樹の整備
- ・公共施設の緑化推進

民有地の緑化の促進

- ・緑化重点地区における効果的な緑化手法の検討
- ・緑化助成事業の充実による緑化活動の推進
- ・緑化指導等による民有地の緑化推進

緑化重点地区

本市では、比較的緑被率が低い地区やエコジカルネットワークを形成するうえで特に配慮が必要な地区などを、都市緑地法第4条第2項第8号に定める重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区とし、それらの条件を包含した市街化区域全域を緑化重点地区に設定します。（設定理由は資料編P107参照）

緑化重点地区においては、様々な緑化制度などを優先的に活用するとともに、都市機能との調和を図りながら、効果的に緑化を推進するための手法を検討していきます。



図中の緑被率は、対象地区のうち用途地域が定められた範囲（市街化区域・用途地域界内）の緑被率である。

(3) 推進施策 2-3

里地里山の保全と活用

人々の生活との深い関わりにより形成され、良好な景観や地域文化、生物多様性を育んできた里地里山について、多様な主体との連携・協働による活用や保全活動を展開することで、景観や地域文化、生物多様性の保全を図ります。

【主要な取組】

里地里山の保全の推進

- ・保全等活動区域の指定及び保全等活動団体の認定促進
- ・里地里山の保全活動支援及び普及啓発促進

里地里山の利活用の促進

- ・活動団体と企業等が連携した里地里山の保全
- ・学校を対象とした体験学習の開催などによる地域文化の伝承

(4) 推進施策 2-4

持続的な農林業の振興

農林産物の地産地消や都市農地の保全などを推進し、農林業を持続的なものにすることで、農林産物の供給だけでなく、水源かん養、安らぎや潤いの提供、生物多様性の保全など、農林業による多様な機能の発揮を図ります。

【主要な取組】

農産物の地産地消と地場産木材の活用の促進

- ・さがみはら津久井産材の利活用の推進
- ・農産物の地産地消の促進

都市農地の保全推進

- ・法制度を活用した生産緑地の保全

(5) 推進施策 2-5

公園の整備と適正管理

民間活力等の導入も視野に入れながら、利用者の利便性や快適性のほか、生物多様性にも配慮した公園の整備を図ります。

また、既存の公園について、安全で誰もが安心して利用し続けられるよう、市民との協働による適正な維持管理を図ります。

【主要な取組】**地域特性を活かした公園の整備**

- ・特殊（風致・歴史）公園等の整備の推進
- ・霊園の整備の推進

みどりの拠点となる公園の拡大・拡充

- ・県立津久井湖城山公園の整備・拡大の促進
- ・相模総合補給廠共同使用区域の整備の推進
- ・広域的な利用特性をもつ公園の整備の推進

身近な公園の整備

- ・市街地における街区公園等の整備の推進
- ・開発事業における適切な公園確保の促進

パークマネジメントプランに基づく適正な維持管理

- ・公園施設の適正な管理、点検の実施と必要な補修の推進
- ・利用マナー向上等の適正な公園利用の促進
- ・公園利用者の利便性や快適性の向上に資する民間活力等の導入の検討

市民協働による公園づくり

- ・ワークショップ等による市民協働の公園づくりの推進
- ・市民協働による公園の美化活動の促進

推進施策 2-6

親緑空間の充実

散策路や広域トレイルネットワークについて、市民との連携・協働により適正に管理しながら、利用を促進し、誰もが自然環境や生物多様性に親しむことができる空間の充実を図ります。

【主要な取組】

散策路等の親緑空間の充実

- ・散策路の適正な維持管理
- ・散策路や遊歩道の利用促進

広域トレイルネットワークの活用

- ・登山道や自然歩道、遊歩道などの美化活動の推進
- ・交流・体験事業によるネットワークの利用促進

【親緑空間】

水に対する「親水空間」と同様に、みどりに対する言葉として創作した造語であり、みどりに触れることで、森林や緑地などのみどりに対する親しみを深めることができる空間を指すものです。

4. 基本目標 3

基本目標 3 清らかな流れと水辺を守ります

本市は、神奈川県の高貴な水源地として重要な役割を担っています。また、河川や水辺は、様々な形で利用され、人々の生活に潤いを与えるとともに観光資源としても活用されています。

更に、河川や水辺及びその周辺には高貴な動植物が多くみられ、生物多様性の視点からも重要な空間です。

しかし、津久井地域に広がる水源地の森林では管理不足等による水源かん養機能の低下が懸念されるほか、市内の水辺及び周辺部では外来種の侵入、ごみの不法投棄などが見られます。

そのため、森林整備を進めることで森林の持つ多面的機能の維持向上や美化活動の推進、水辺空間の充実を図ることで、清らかな流れや水辺の環境や生物多様性の保全を目指します。

成果指標	現況値 【平成 30(2018)年度】	中間目標値 【令和 5(2023)年度】	目標値 【令和 9(2027)年度】
私有林の整備面積	1,127ha	1,262ha	1,370ha

【私有林の整備面積】

水源地である本市において、清らかな流れを守り継承するためには、水源の森林を適正に管理することが必要です。

そのため、水に関わる成果指標として、「私有林の整備面積」を設定し、清らかな流れの保全を図ります。

かながわ水源環境保全・再生実行計画では、令和 8（2026）年度までに、市が森林所有者との協力協約により確保する整備対象地の目標面積を 1,400ha としており、平成 30（2018）年度までに 1,127ha を確保しています。

協力協約により確保した整備対象地について、整備を行うことで森林の公益的機能の向上が図られることから、延べ整備面積を目標として設定することとし、計画の最終年度における延べ整備面積 1,370ha を目指します。

(1) 推進施策 3-1

水循環機能の向上

森林が持つ、水源のかん養、土砂の流出防止等の機能の維持向上を図るとともに、人々の生活による水質汚濁負荷の抑制や地下水のかん養などを推進し、人々の生活や生態系にとって必要不可欠な水の恵みを持続的に享受できるよう、健全な水循環機能の向上を図ります。

【主要な取組】

水源かん養機能の維持増進

- ・森林所有者と連携した森林の保全・整備
- ・神奈川県と連携した森林の保全・整備

水循環機能の維持増進

- ・河川や湖沼の継続的な水質監視
- ・生活排水対策の推進
- ・地下水かん養の推進

(2) 推進施策 3-2

水辺環境の保全と再生

水辺と周辺の緑地を一体的に捉え、保全や美化活動を推進するとともに、これまでに失われた水辺環境について、多様な主体との連携・協働により再生に取り組み、人々の憩いの場や生物の生息・生育環境の保全再生を図ります。

【主要な取組】

水辺の環境保全・再生

- ・水辺に関わる保全等活動区域の指定の推進
- ・水辺に関わる保全等活動認定団体への支援の推進
- ・活動団体と企業等が連携した水辺環境の保全

自然に配慮した河川環境の創出

- ・自然に配慮した河川の整備
- ・市民や自治会、河川保全活動団体、企業などの河川美化活動の支援

(3) 推進施策 3-3

親水空間の充実

水とみどりのふれあい交流拠点や水辺の拠点において、既存の親水空間を適切に管理するとともに、自然環境や生物多様性に配慮しながら、新たな親水空間の創出を図り、誰もが水に親しみやすい環境の創出を図ります。

【主要な取組】

相模川ふれあい科学館の活用

- ・指定管理者と連携した事業充実
- ・相模川フィールドミュージアム構想の推進

親水空間の施設の充実

- ・河川環境を活かした親水空間活用の検討
- ・河川等の歩行者ネットワークの利用促進

写真

写真

写真

5. 基本目標 4

基本目標 4

多様な主体と連携し、次世代につなぐ担い手づくりを進めます

本市では、これまで市民や団体等による自然環境の保全や緑化に関する活動が活発に行われてきましたが、近年は、少子高齢化の進行等により、団体数の減少や担い手の不足、保全団体の活動の地域格差が懸念されています。

そのため、様々な活動主体の相互の連携や環境学習等を促進し、新たな人材の確保を図ることで、環境保全活動の継続を高め、豊かな自然環境や生物多様性を市民とともに絶やすことなく次世代へつなぐことができる都市を目指します。

成果指標	現況値 [平成 30(2018)年度]	中間目標値 [令和 5(2023)年度]	目標値 [令和 9(2027)年度]
都市緑化に関する講習会等への参加者数	329 人	360 人	390 人

【都市緑化に関する講習会等への参加者数】

本市では、自然環境の保全や活用に取り組む多くの団体が活動していますが、構成員の高齢化や新たな参加者の減少などの課題を抱える団体も見られるため、新たな人材の育成などに取り組む必要があります。

そのため、人材育成に関わる成果指標として「都市緑化に関する講習会等への参加者数」を設定し、みどりへの関心、知識及び技術などの向上を図る目的で実施する講習会、研修会及び体験学習などへの参加者の増加を目指します。

平成 30(2018)年度における講習会等の参加人数は 329 人となっており、事業内容の充実や情報発信の強化などにより、年間 2.7%の増加を目指すものとし、計画の最終年度である令和 9(2027)年度における目標値を 390 人と設定します。

(1) 推進施策 4-1**多様な主体との連携強化**

生物多様性、水やみどりに関わる多様な活動を支援するとともに、市内外で活動する組織や個人の連携を強化する取組を推進し、取組の活性化とさらなる展開を図ります。

【主要な取組】**広域ネットワークの形成と連携**

- ・河川流域の自治体や住民・活動団体との連携推進
- ・丘陵や山地の連なりに関連する自治体や住民・活動団体等との連携強化

活動組織の連携

- ・各種活動組織の交流ネットワーク形成の検討
- ・水源地域住民と都市地域住民との交流・自然体験事業等の実施

(2) 推進施策 4-2**情報発信と共有**

市内の自然環境や生物多様性の情報、様々な活動の情報などを積極的に発信するとともに、情報や人材を活用しながら環境教育活動の充実を推進し、新たな活動の展開や担い手育成を促し、多様な主体による連携・協働による取組の継続と拡充を図ります。

【主要な取組】**市民への情報発信と情報共有**

- ・イベントの開催による普及・啓発活動の推進
- ・多様な媒体を活用した積極的な情報発信の推進
- ・環境保全関連施設と連携した情報発信

緑化活動の人材の育成

- ・緑化講習会や講座開催等による人材育成
- ・多様な主体との森林づくり体制の強化

学校教育や生涯学習における環境教育

- ・環境学習会の充実
- ・学校教育の場における環境学習の充実
- ・市民大学や公民館などにおける環境学習の充実

第4章 地域別計画

地域別計画は、推進施策を一体的、測地的に捉えた計画とするため、水循環の単位で、河川による生物のつながりが強く、自然の地形に沿った区分けである「流域」を単位として策定します。

本市は、大きく、相模川流域と境川流域に区分されますが、流域の環境特性の違いを考慮し、下図の4つの流域に区分しました。

なお、相模川の上流・下流の区分は、市内の区分であり、相模川全体での区分とは異なります。

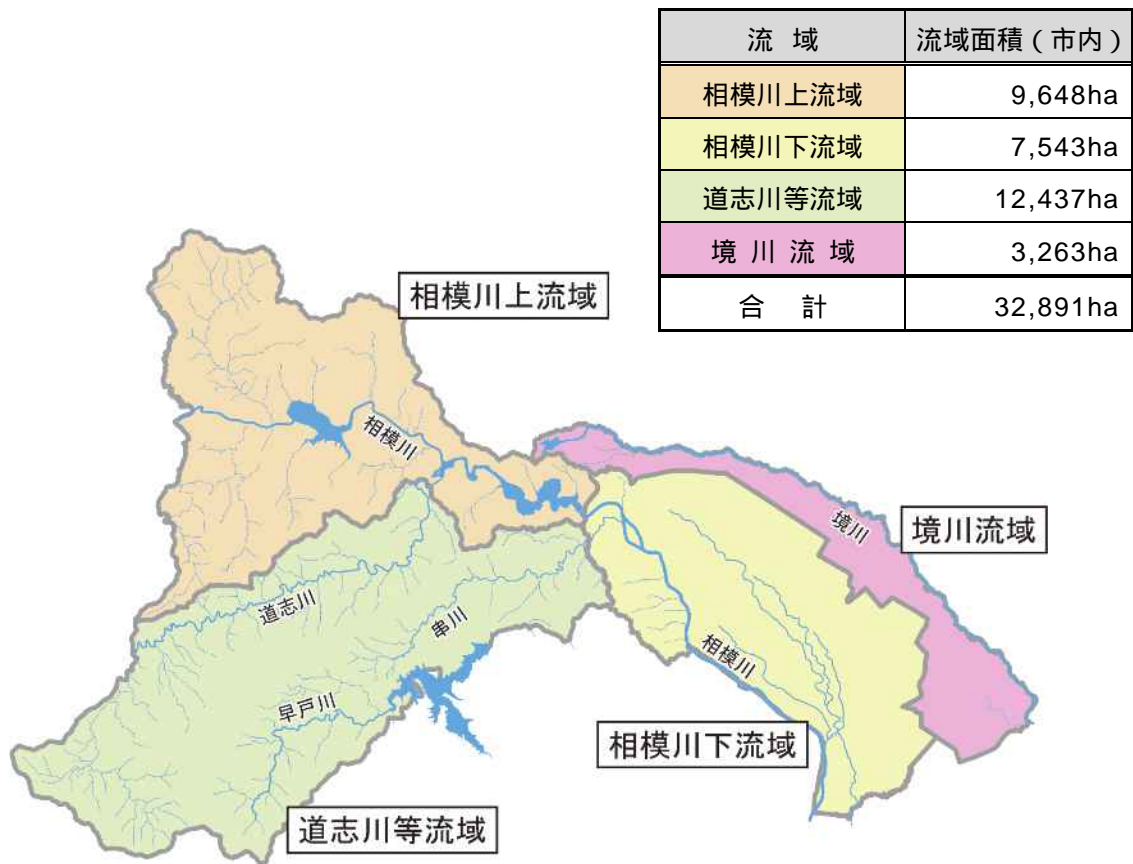
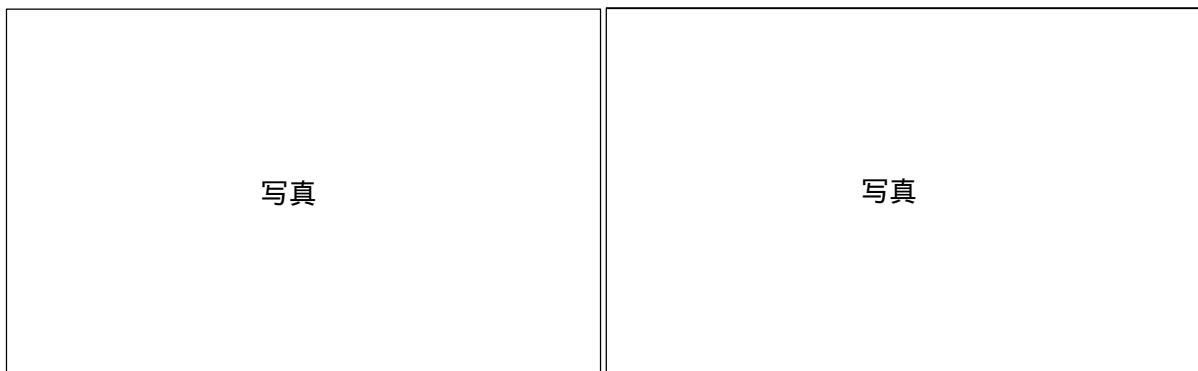


図 4-1 流域区分



1. 相模川上流域

- みどりが持つ多面的機能を高め、交流に活かします -

(1) 流域の現況と課題

① 流域の現況

相模川上流域は、北部に県立陣馬相模湖自然公園や自然環境保全地域に指定された急峻な山々、南部になだらかな山々が連なり、広大な森林が広がっています。一帯は、神奈川県を支える水源地であり、県による水源の森林づくり事業のほか、市民や NPO、森林ボランティアなどによる水源林の保全・再生の取組が進められています。

また、相模湖や津久井湖、遊歩道などもあり、水辺やみどりを活かした人々に安らぎを与える観光拠点としての側面もあります。

野生生物や希少生物も多く生息・生育するなど多様な生物相を有していますが、野生生物による農作物等の被害も発生しています。

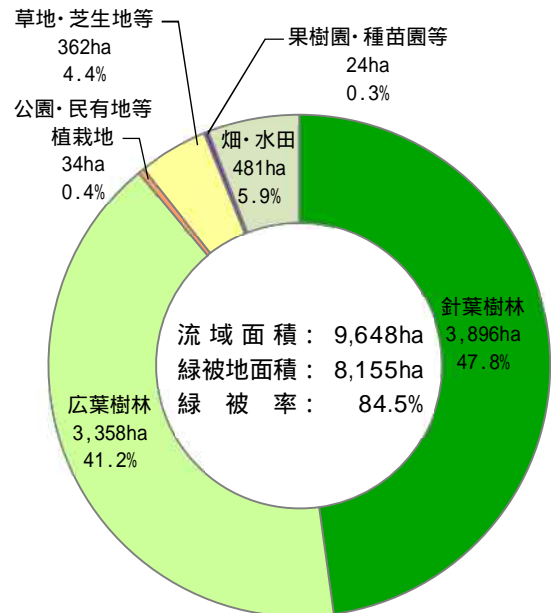


図 4-2 相模川上流域の緑被地の現況³²

② 流域の課題

- ・山間部の人口減少や農林業の衰退による森林や農地の荒廃など、水源かん養などの機能の低下が危惧されており、多面的機能の持続的確保が求められています。
- ・里地里山の文化や景観の喪失、野生生物による農作物被害が顕在化しており、自然と人が共生するための適正な生態系の確保が求められています。
- ・地域活力の維持・向上による持続可能な地域づくりを行うため、豊かな自然環境や生物多様性を活かした相模川下流域などの都市地域との交流促進が求められています。

(2) 流域別施策の方向

多様な生態系を育み、水源かん養などみどりが持つ多面的な機能の持続性を高めるため、森林や樹林地、里地里山、水辺環境などの自然環境の保全・再生を図ります。

多様な生物の生息・生育環境の保全に向けた調査や適切な保全、有害鳥獣被害の抑制を図ります。

都市地域との交流を促すため、豊かな自然環境を活かした新たな交流空間の形成や拡充、散策路や遊歩道の利用促進など、自然と親しむ場としての充実を図ります。

地域の基盤である自然環境や歴史文化を次世代につなぐため、様々な活動の担い手確保を図ります。

³² 平成 30 (2018) 年度相模原市みどりの実態調査報告書

(3) 推進施策

地域別計画の推進施策として、前章の基本目標に示した推進施策のうち、相模川上流域と関連が深い推進施策を示します。

① 生物多様性に関わる推進施策と主要な取組例

生物多様性の情報蓄積

- ・生物の分布調査の推進
- ・自然環境観察員制度などを活用した生物多様性基礎情報の把握

生物の保護と適正管理

- ・野生生物の適正な管理
- ・特定外来生物の生息分布域の縮小や個体数減少の推進
- ・希少生物の分布状況の把握
- ・市が主導する生物多様性重要地域の指定

② みどりに関わる推進施策と主要な取組例

緑地の保全

- ・多様な主体との森林づくり体制の強化
- ・森林づくりの場や自然環境保全活動の場としての活用
- ・自然公園、自然環境保全地域、保安林等の保全
- ・市民協働による不法投棄の防止

緑化の推進

- ・公共施設の緑化推進
- ・緑化指導等による民有地の緑化推進

里地里山の保全と活用

- ・保全等活動区域の指定及び保全等活動団体の認定促進
- ・里地里山の保全活動支援及び普及啓発促進
- ・活動団体と企業等が連携した里地里山の保全
- ・学校を対象とした体験学習の開催などによる地域文化の伝承

持続的な農林業の振興

- ・さがみはら津久井産材の利活用の推進
- ・農産物の地産地消の促進

公園の整備と適正管理

- ・県立津久井湖城山公園の整備・拡大の促進
- ・利用マナー向上等の適正な公園利用の促進
- ・市民協働による公園の美化活動の促進

親緑空間の充実

- ・散策路の適正な維持管理
- ・散策路や遊歩道の利用促進
- ・登山道や自然歩道、遊歩道などの美化活動の推進
- ・交流・体験事業によるネットワークの利用促進

③ 水に関わる推進施策と主要な取組例**水循環機能の向上**

- ・森林所有者と連携した森林の保全・整備
- ・神奈川県と連携した森林の保全・整備
- ・河川や湖沼の継続的な水質監視
- ・生活排水対策の推進

水辺環境の保全と再生

- ・水辺に関わる保全等活動区域の指定の推進
- ・水辺に関わる保全等活動認定団体への支援の推進
- ・市民や自治会、河川保全活動団体、企業などの河川美化活動の支援

親水空間の充実

- ・河川環境を活かした親水空間活用の検討
- ・河川等の歩行者ネットワークの利用促進

④ 人に関わる推進施策と主要な取組例**多様な主体との連携強化**

- ・丘陵や山地の連なりに関連する自治体や住民・活動団体等との連携強化
- ・水源地域住民と都市地域住民との交流・自然体験事業等の実施

情報発信と共有

- ・多様な主体との森林づくり体制の強化
- ・学校教育の場における環境学習の充実

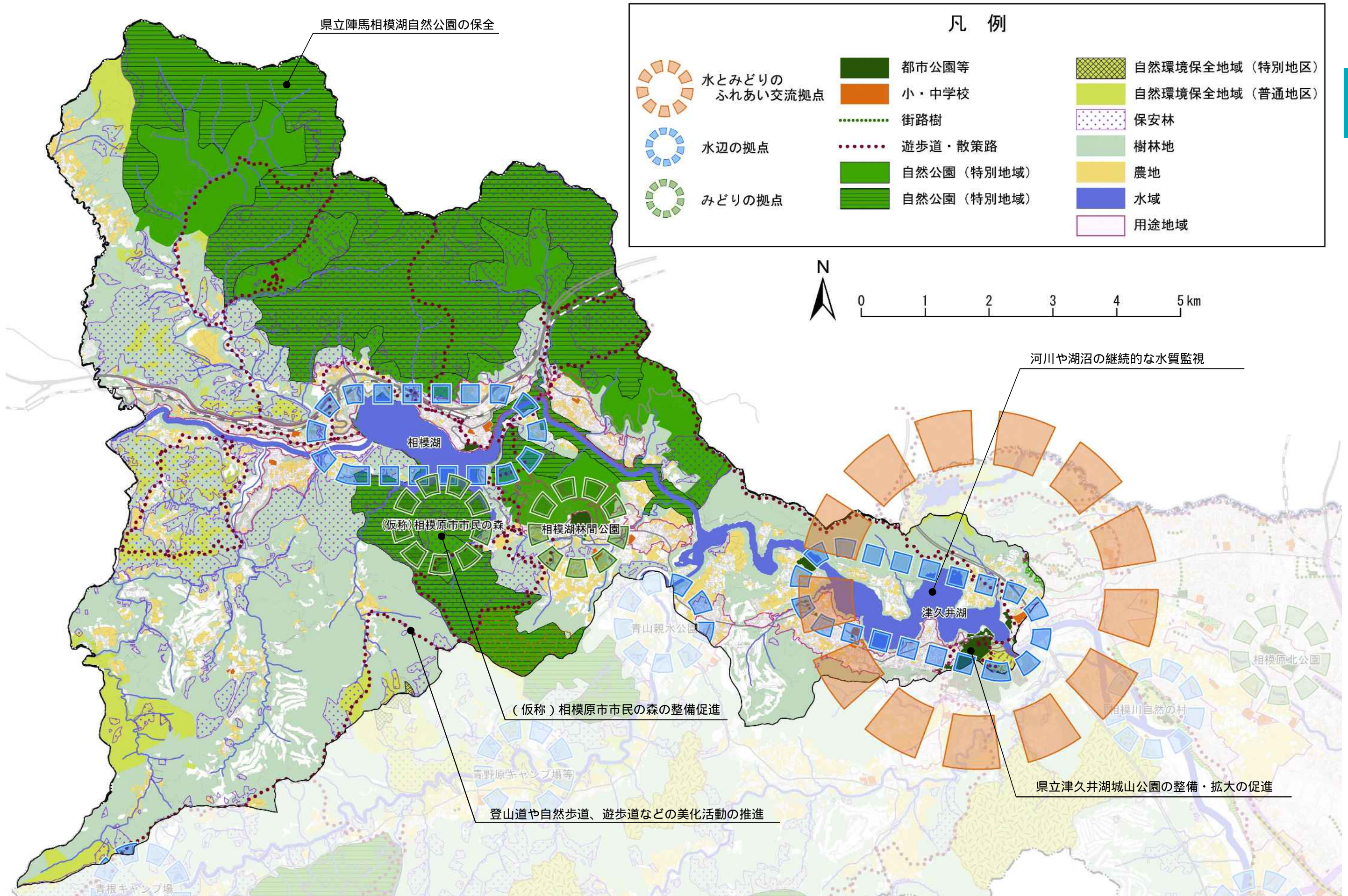


図 4-3 相模川上流域の施策方針

2. 相模川下流域

- まちなかの貴重なみどりを守り、市民とともに育みます -

(1) 流域の現況と課題

① 流域の現況

相模川下流域の相模川左岸には、市街地が広がっており、平地林や大規模公園、一団の農地などのまとまったみどりが点在しています。これらのまとまったみどりは、豊かなみどりが保全されている道保川などの河川、緑道や街路樹などにより空間的なつながりが確保されています。

また、相模川右岸は、森林や農地などのまとまったみどりが広がっています。

相模川左岸には、近郊緑地特別保全地区や道保川、八瀬川沿いの湧水地などもあり、希少な動植物が多く確認されています。

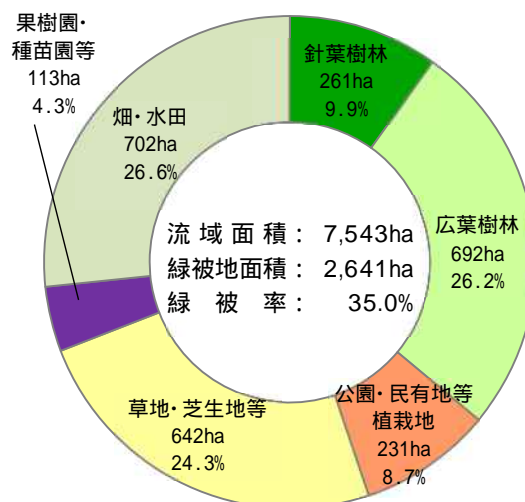


図 4-4 相模川下流域の緑被地の現況³³

市街地には、都市公園のほか、ふれあいの森、斜面林や寺社と一体となったみどり、保存樹林、生産緑地地区などの身近なみどりがあり、市民との協働による保全や維持管理が行われています。

水辺の拠点やみどりの拠点では、散策路などの環境整備や市民協働による美化活動、ホテルの保護活動などが行われるなど、水やみどりの保全と活用が行われています。

② 流域の課題

- ・希少な生物が多く確認される一方で、外来種が多く確認されており、外来種による生活被害も見られることから、適正な生態系の確保が求められています。
- ・市民生活や生物の生息・生育に重要なまとまったみどりの保全と適正な維持管理が求められています。
- ・市街地では、生産緑地地区などのみどりが減少する傾向にあるため、身近なみどりの確保を図ることが求められています。
- ・生物の多様性を確保するとともに都市の魅力を高めるため、水辺やみどりの拠点の自然環境を保全するとともに、自然環境を活用した空間形成が求められます。
- ・市民との協働による取組を継続し、さらに推進するため、活動の担い手を継続的に育成・確保することが求められています。

³³ 平成 30 (2018) 年度相模原市みどりの実態調査報告書

(2) 流域別施策の方向

野生生物による生活被害の抑制や外来種対策を推進し、希少な生物の生息・生育環境及び市民の生活環境を守ります。

近郊緑地保全区域や木もれびの森、河川沿いの斜面林など、多様な生物の生息・生育に必要なみどりを守り・育てます。

多様な生物の生息・生育環境を確保するため、まとまったみどりと河川沿いの斜面林や緑道等で形成されるエコロジカルネットワークの形成を図ります。

開発等による都市部の身近なみどりの減少を抑制するとともに、公共施設や民間施設の緑化を市民との協働により推進します。

みどりの拠点となる公園や緑地づくりと適正管理を推進します。

人々に安らぎや潤いを与え、多様な生物の生息・生育を支える水辺空間の保全・充実を図ります。

市民との協働によるみどりや水辺の確保、維持管理、活用の継続的な展開を図ります。

(3) 推進施策

地域別計画の推進施策として、前章の基本目標に示した推進施策のうち、相模川下流域と関連が深い推進施策を示します。

① 生物多様性に関わる推進施策と主要な取組例

生物多様性の情報蓄積

- ・生物の分布調査の推進
- ・自然環境観察員制度などを活用した生物多様性基礎情報の把握

生物の保護と適正管理

- ・野生生物の適正な管理
- ・特定外来生物の生息分布域の縮小や個体数減少の推進
- ・希少生物の分布状況の把握
- ・市が主導する生物多様性重要地域の指定

② みどりに関わる推進施策と主要な取組例

緑地の保全

- ・緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度を活用した緑地保全の推進
- ・市民緑地認定制度を活用した民有緑地の保全活用の推進
- ・緑地の計画的な保全
- ・木もれびの森保全・活用計画の推進
- ・緑地保全制度の活用
- ・企業や団体と連携した緑地の保全
- ・街美化アダプト制度の推進
- ・市民協働による不法投棄の防止

緑化の推進

- ・道路整備に伴う植栽や街路樹の整備
- ・公共施設の緑化推進
- ・緑化助成事業の充実による緑化活動の推進
- ・緑化指導等による民有地の緑化推進

里地里山の保全と活用

- ・活動団体と企業等が連携した里地里山の保全
- ・学校を対象とした体験学習の開催などによる地域文化の伝承

持続的な農林業の振興

- ・農産物の地産地消の促進
- ・法制度を活用した生産緑地の保全

公園の整備と適正管理

- ・特殊（風致・歴史）公園等の整備の推進
- ・霊園の整備の推進
- ・広域的な利用特性をもつ公園の整備の推進
- ・市街地における街区公園等の整備の推進
- ・開発事業における適切な公園確保の促進
- ・公園施設の適正な管理、点検の実施と必要な補修の推進
- ・利用マナー向上等の適正な公園利用の促進
- ・公園利用者の利便性や快適性の向上に資する民間活力等の導入の検討
- ・ワークショップ等による市民協働の公園づくりの推進
- ・市民協働による公園の美化活動の促進

親緑空間の充実

- ・散策路や遊歩道の利用促進
- ・登山道や自然歩道、遊歩道などの美化活動の推進

③ 水に関わる推進施策と主要な取組例

水循環機能の向上

- ・生活排水対策の推進
- ・地下水かん養の推進

水辺環境の保全と再生

- ・活動団体と企業等が連携した水辺環境の保全
- ・自然に配慮した河川の整備
- ・市民や自治会、河川保全活動団体、企業などの河川美化活動の支援

親水空間の充実

- ・相模原ふれあい科学館の指定管理者と連携した事業充実
- ・相模川フィールドミュージアム構想の推進
- ・河川等の歩行者ネットワークの利用促進

④ 人に関わる推進施策と主要な取組例

多様な主体との連携強化

- ・河川流域の自治体や住民・活動団体との連携推進
- ・各種活動組織の交流ネットワーク形成の検討
- ・水源地域住民と都市地域住民との交流・自然体験事業等の実施

情報発信と共有

- ・緑化講習会や講座開催等による人材育成
- ・環境学習会の充実
- ・学校教育の場における環境学習の充実
- ・市民大学や公民館などにおける環境学習の充実

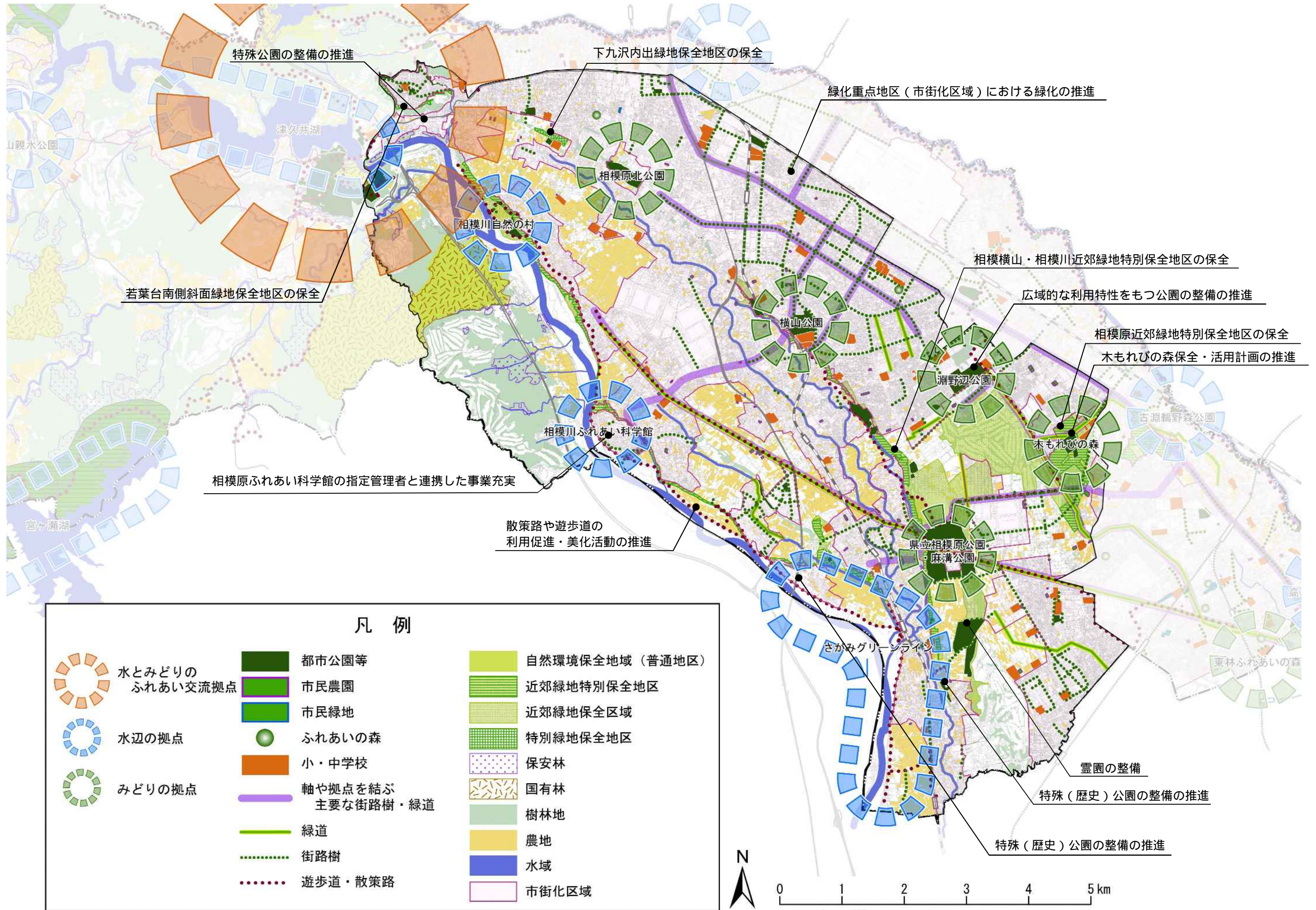


図 4-5 相模川下流域の施策方針

3. 道志川等流域

- 市民とともにみどりを育て、生き物の暮らしを守ります -

(1) 流域の現況と課題

① 流域の現況

道志川等流域は、南西に丹沢大山国定公園に指定された山々が連なり、ブナの原生林や大型哺乳類なども生息する多様な生物相を有しています。

水源林でもある森林が広がり、河川沿いに農地や集落が形成された地域で、県内唯一の自然環境保全地域の特別地区が指定されるなどみどり豊かな地域です。

道志川は、日本の近代水道発祥の地であり、渓谷美を誇っており、河川沿いには、温泉施設や宿泊施設、キャンプ場などの観光施設が整備されているほか、宮ヶ瀬湖周辺のレクリエーション施設や丹沢山地の登山・ハイキングなど、市内外からの多くの来訪者が訪れています。

野生生物や希少生物も多く生息・生育していますが、野生生物による農作物等の被害拡大やヤマビル³⁴の生息域の拡大が見られます。

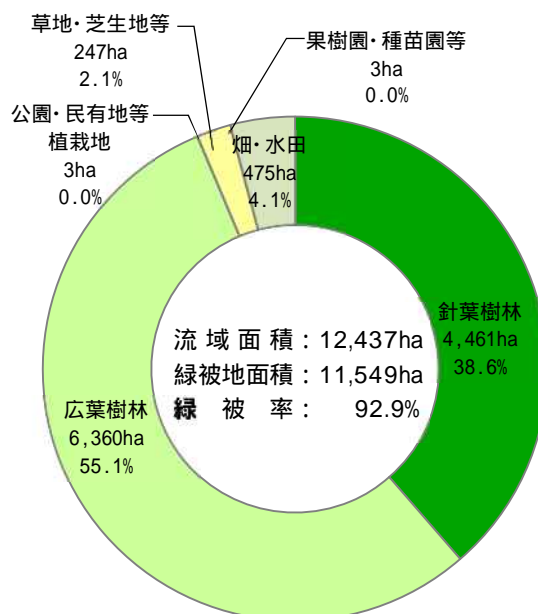


図 4-6 道志川等流域の緑被地の現況³⁴

② 流域の課題

- ・人口減少や農林業の衰退による森林や農地の荒廃が見られ、水源かん養機能などの低下が危惧されており、森林の多面的機能の持続性確保が求められています。
- ・丹沢山地ではブナ林の立ち枯れや裸地化が見られるほか、里地里山では、文化や景観の喪失、野生生物による農作物や生活の被害が顕在化しており、自然と人の共生に向けた適正な生態系の確保が求められています。

(2) 流域別施策の方向

多様な生態系を育み、水源かん養などみどりを持つ多面的な機能の持続性を高めるため、森林や樹林地、里地里山、水辺環境などの自然環境の保全・再生を図ります。

多様な生物の生息・生育環境の保全に向けた調査や適切な保全、有害鳥獣被害の抑制を図ります。

都市地域との交流を促すため、水辺の空間を活かした交流空間を保全・創出し、人々が自然と親しむ場としての充実を図ります。

豊かな自然環境を守る地域の持続性を高め、自然環境や歴史文化を次世代につなぐために、様々な活動の担い手確保を図ります。

³⁴ 平成30(2018)年度相模原市みどりの実態調査報告書

(3) 推進施策

地域別計画の推進施策として、前章の基本目標に示した推進施策のうち、道志川等流域と関連が深い推進施策を示します。

① 生物多様性に関わる推進施策と主要な取組例

生物多様性の情報蓄積

- ・生物の分布調査の推進
- ・自然環境観察員制度などを活用した生物多様性基礎情報の把握

生物の保護と適正管理

- ・野生生物の適正な管理
- ・猟区の適切な運営
- ・特定外来生物の生息分布域の縮小や個体数減少の推進
- ・希少生物の分布状況の把握
- ・市が主導する生物多様性重要地域の指定

② みどりに関わる推進施策と主要な取組例

緑地の保全

- ・多様な主体との森林づくり体制の強化
- ・森林づくりの場や自然環境保全活動の場としての活用
- ・自然公園、自然環境保全地域、保安林等の保全
- ・市民協働による不法投棄の防止

緑化の推進

- ・公共施設の緑化推進
- ・緑化指導等による民有地の緑化推進

里地里山の保全と活用

- ・保全等活動区域の指定及び保全等活動団体の認定促進
- ・里地里山の保全活動支援及び普及啓発促進
- ・学校を対象とした体験学習の開催などによる地域文化の伝承

持続的な農林業の振興

- ・さがみはら津久井産材の利活用の推進
- ・農産物の地産地消の促進

公園の整備と適正管理

- ・公園施設の適正な管理、点検の実施と必要な補修の推進
- ・市民協働による公園の美化活動の促進

親緑空間の充実

- ・散策路の適正な維持管理
- ・散策路や遊歩道の利用促進
- ・登山道や自然歩道、遊歩道などの美化活動の推進
- ・交流・体験事業によるネットワークの利用促進

③ 水に関わる推進施策と主要な取組例**水循環機能の向上**

- ・森林所有者と連携した森林の保全・整備
- ・神奈川県と連携した森林の保全・整備
- ・河川や湖沼の継続的な水質監視
- ・生活排水対策の推進

水辺環境の保全と再生

- ・活動団体と企業等が連携した水辺環境の保全
- ・市民や自治会、河川保全活動団体、企業などの河川美化活動の支援

親水空間の充実

- ・河川環境を活かした親水空間活用の検討

④ 人に関わる推進施策と主要な取組例**多様な主体との連携強化**

- ・丘陵や山地の連なりに関連する自治体や住民・活動団体等との連携強化
- ・水源地域住民と都市地域住民との交流・自然体験事業等の実施

情報発信と共有

- ・多様な主体との森林づくり体制の強化
- ・学校教育の場における環境学習の充実

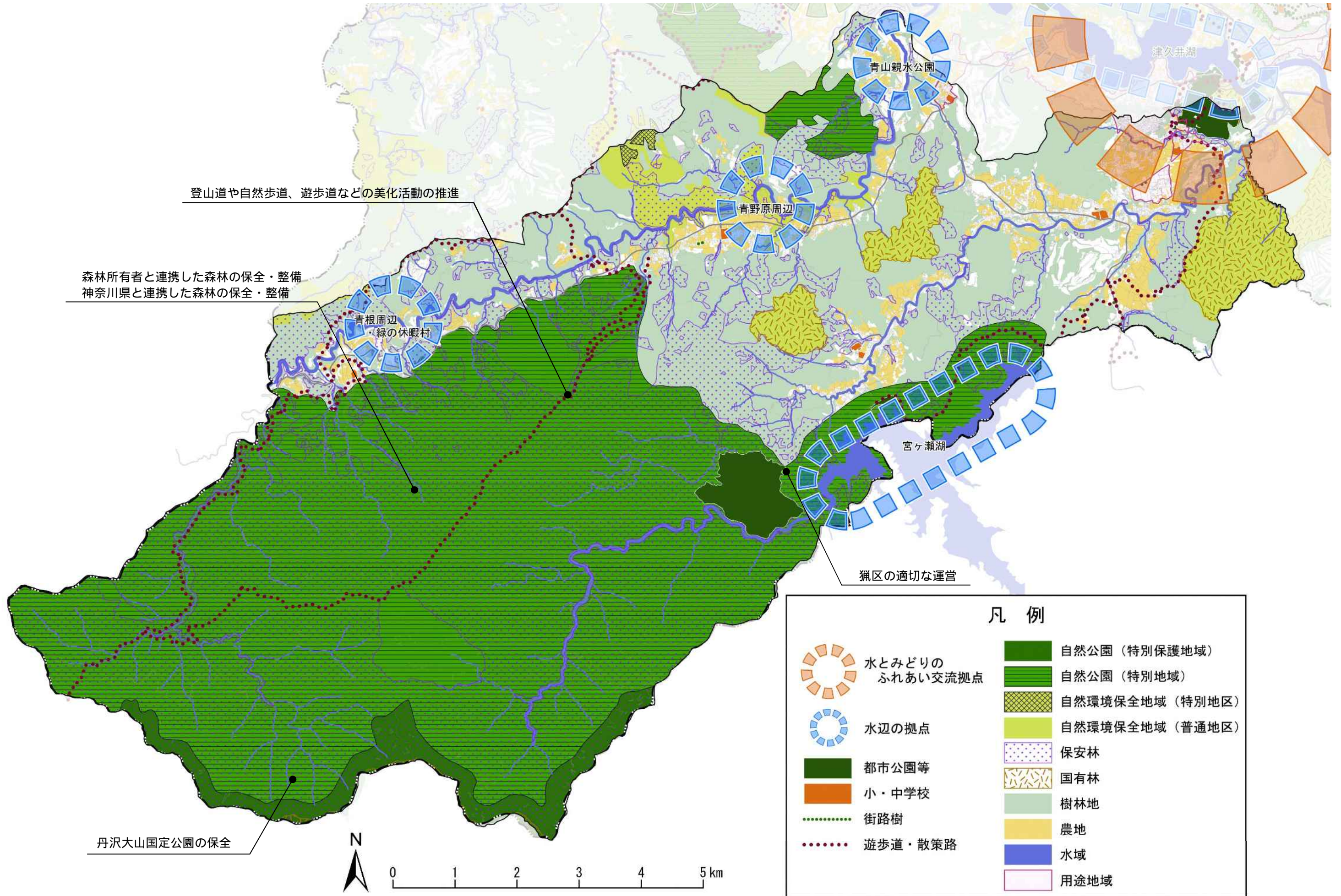


図 4-7 道志川等流域の施策方針

4. 境川流域

- 里地里山のみどりや生物を守り、市民とともに水辺やみどりを育みます -

(1) 流域の現況と課題

① 流域の現況

境川流域は、源流域と下流域で大きく自然環境が異なります。

源流域では、森林が広がり、麓付近では、谷戸地形を活かした農地があり、人々の生活と自然とが共生した里地里山の原風景や生態系が残されています。

源流域では、地域住民を中心とした里地里山の保全活動や自然環境や歴史・文化を活かした取組が行われています。

一方、下流域は、市街地となっており、みどりが少なく、流域全体の緑被率は21.0%と4流域の中で最も低くなっています。

市街地のまとまったみどりは、近郊緑地保全区域や境川沿いの斜面林、ふれあいの森などで、市民の憩いの場として、自然環境学習や保全・再生活動などの場として活用されています。

また、まとまったみどり以外に、都市公園等や寺社と一体となったみどり、保存樹林、生産緑地地区などの身近なみどりが点在しています。

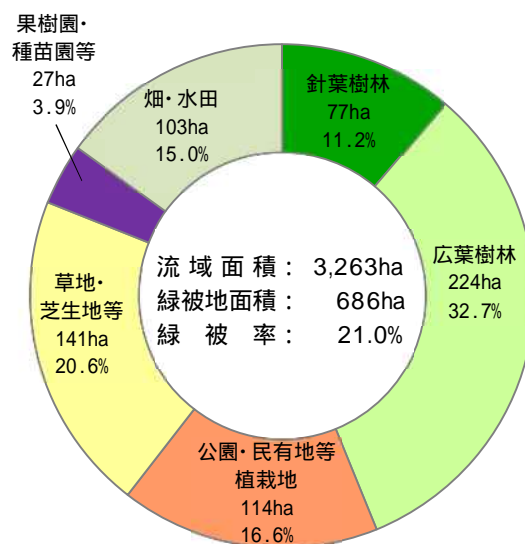


図 4-8 境川流域の緑被地の現況³⁵

② 流域の課題

- ・希少生物の保全や外来種の防除など適正な生態系の確保が求められています。
- ・里地里山やまとまったみどりを次世代につなぐため、保全と適正な維持管理が求められています。
- ・市街地では、生産緑地地区などのみどりが減少する傾向にあるため、身近なみどりの確保を図ることが求められています。
- ・都市の魅力を高めるため、生物の多様性を確保しながら、水辺やみどりの拠点の自然環境を保全するとともに、自然環境を活用した空間形成が求められます。
- ・源流域の里地里山や境川沿いの緑地において、人手不足による保全・活用活動の停滞が懸念されるため、持続的な活動に向けた担い手確保が求められています。

³⁵ 平成30(2018)年度相模原市みどりの実態調査報告書

(2) 流域別施策の方向

野生生物による生活被害の抑制や外来種対策を推進し、希少な生物の生息・生育環境及び市民の生活環境を守ります。

近郊緑地保全区域や境川沿いの斜面林、ふれあいの森など、多様な生物の生息・生育に必要なみどりを守り・育てます。

多様な生物の生息・生育環境を確保するため、まとまったみどりと河川沿いの斜面林や緑道等で形成されるエコロジカルネットワークの形成を図ります。

源流域の里地里山では、生態系や景観とともに、地域の歴史、文化を守り育てます。

開発等による都市部の身近なみどりの減少を抑制するとともに、公共施設や民間施設の緑化を市民との協働により推進します。

公園や緑地の適正管理を推進します。

人々に安らぎや潤いを与え、多様な生物の生息・生育を支える水辺空間の保全・充実を図ります。

市民との協働によるみどりや水辺の確保、維持管理、活用の継続的な展開を図ります。

(3) 推進施策

地域別計画の推進施策として、前章の基本目標に示した推進施策のうち、境川流域と関連が深い推進施策を示します。

① 生物多様性に関わる推進施策と主要な取組例

生物多様性の情報蓄積

- ・生物の分布調査の推進
- ・自然環境観察員制度などを活用した生物多様性基礎情報の把握

生物の保護と適正管理

- ・野生生物の適正な管理
- ・特定外来生物の生息分布域の縮小や個体数減少の推進
- ・希少生物の分布状況の把握
- ・市が主導する生物多様性重要地域の指定

② みどりに関わる推進施策と主要な取組例

緑地の保全

- ・緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度を活用した緑地保全の推進
- ・市民緑地認定制度を活用した民有緑地の保全活用の推進
- ・緑地の計画的な保全
- ・緑地保全制度の活用
- ・企業や団体と連携した緑地の保全
- ・街美化アダプト制度の推進
- ・市民協働による不法投棄の防止

緑化の推進

- ・道路整備に伴う植栽や街路樹の整備
- ・公共施設の緑化推進
- ・緑化助成事業の充実による緑化活動の推進
- ・緑化指導等による民有地の緑化推進

里地里山の保全と活用

- ・里地里山の保全活動支援及び普及啓発促進
- ・活動団体と企業等が連携した里地里山の保全
- ・学校を対象とした体験学習の開催などによる地域文化の伝承

持続的な農林業の振興

- ・農産物の地産地消の促進
- ・法制度を活用した生産緑地の保全

公園の整備と適正管理

- ・相模総合補給廠共同使用区域の整備の推進
- ・広域的な利用特性をもつ公園の整備の推進
- ・市街地における街区公園等の整備の推進
- ・開発事業における適切な公園確保の促進
- ・公園施設の適正な管理、点検の実施と必要な補修の推進
- ・利用マナー向上等の適正な公園利用の促進
- ・公園利用者の利便性や快適性の向上に資する民間活力等の導入の検討
- ・ワークショップ等による市民協働の公園づくりの推進
- ・市民協働による公園の美化活動の促進

親緑空間の充実

- ・散策路や遊歩道の利用促進
- ・登山道や自然歩道、遊歩道などの美化活動の推進
- ・交流・体験事業によるネットワークの利用促進

③ 水に関わる推進施策と主要な取組例

水循環機能の向上

- ・地下水かん養の推進

水辺環境の保全と再生

- ・水辺に関わる保全等活動区域の指定の推進
- ・水辺に関わる保全等活動認定団体への支援の推進
- ・活動団体と企業等が連携した水辺環境の保全
- ・自然に配慮した河川の整備
- ・市民や自治会、河川保全活動団体、企業などの河川美化活動の支援

親水空間の充実

- ・河川等の歩行者ネットワークの利用促進

④ 人に関わる推進施策と主要な取組例

多様な主体との連携強化

- ・河川流域の自治体や住民・活動団体との連携推進
- ・各種活動組織の交流ネットワーク形成の検討
- ・水源地域住民と都市地域住民との交流・自然体験事業等の実施

情報発信と共有

- ・緑化講習会や講座開催等による人材育成
- ・環境学習会の充実
- ・学校教育の場における環境学習の充実
- ・市民大学や公民館などにおける環境学習の充実

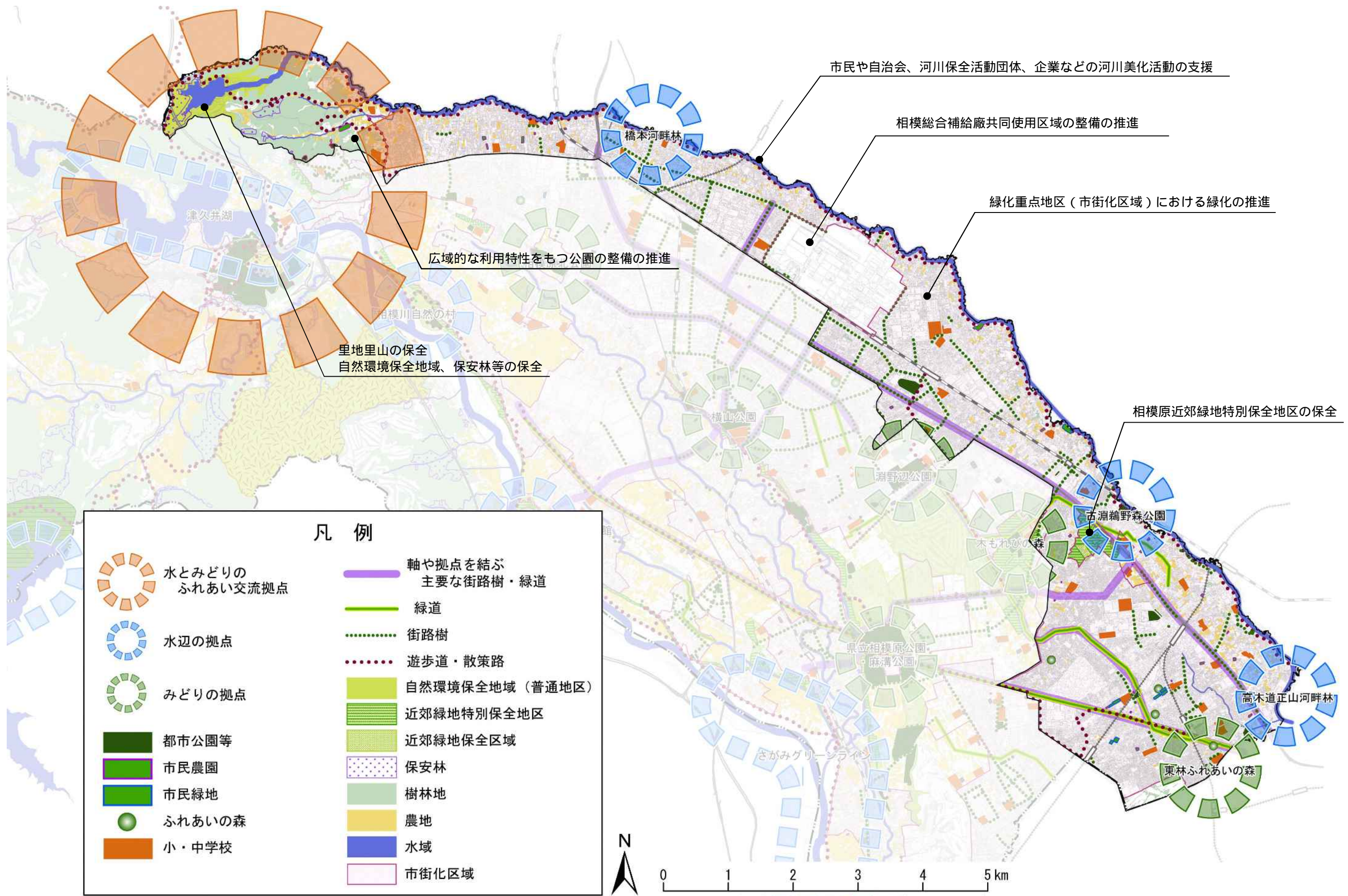


図 4-9 境川流域の施策方針

1. 推進体制

水源を育み、豊かな自然を次世代に引き継ぐことを目指し、生きものの暮らしを豊かにする水とみどりの環境づくりを展開するためには、本市に関わるすべての関係者が、みどり・水・生物多様性の重要性について理解を深め、行動することが必要不可欠です。

そのため、市民や保全団体・事業者・行政がそれぞれの役割のもとに、みどり・水・生物多様性を意識しながら、保全や再生、活用などの様々な活動に関わるなど、多様な主体による協働によって計画を推進します。

表 5-1 計画を推進する主体と役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> (1) みどり・水・生物多様性の大切さを知り、自然との共生を意識した日常生活への転換 (2) 緑化活動や環境保全活動などへの参加や環境保全等を行う活動団体への参画など、活動主体として行動
保全団体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民、事業者等の様々な主体と協働した、環境保全に向けた活動の継続 (2) 継続的な活動に向けた、活動内容の発信や団体間の連携強化
事業者	<ul style="list-style-type: none"> (1) みどり・水・生物多様性の保全、活用などに配慮した事業活動の展開 (2) 市民や保全団体などの活動への協力や支援など、社会貢献活動の推進 (3) みどり・水・生物多様性の持続可能性に着目した技術革新や新たな考え方による事業展開の実現
市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民、保全団体、事業者などの様々な主体と協働した本計画の管理・推進 (2) 適切な情報収集及び発信による関係者の意識醸成や人材育成 (3) 国や県と協力・連携した施策推進と他自治体との広域的な連携強化 (4) 公共の施設や空間を活用した、先導的な取組の推進 (5) 必要な財源の確保と新たな制度や追加施策の効率的な検討及び実行

2. 進行管理・評価

本計画の進行管理及び評価は、PDCA サイクルに基づき実施します。

具体的には、推進施策に基づき実施する施策の事業計画を把握します。（P：計画）

事業計画に基づき、具体的な施策を実施し（D：実行）、年度終了後には、施策の実施状況を点検します。（C 点検）

施策の実施状況と事業計画に差異が生じた場合には、その要因を分析し、推進方法の改善等を検討します。（A 改善）

成果指標は、毎年度、データの収集・整理を行い、中間年次において成果指標の達成状況を評価します。（C 点検）

達成状況の評価において、課題が生じた場合には、要因を分析したうえで、推進施策の見直しを検討し、将来像及び基本目標の達成を図ります。（A 改善）

なお、点検及び改善の取組は、相模原市水とみどりの審議会で審議するなど、その適正を確認するほか、推進方法の改善や推進施策の見直しに関する意見を広く聴取・反映し、その結果を公表します。

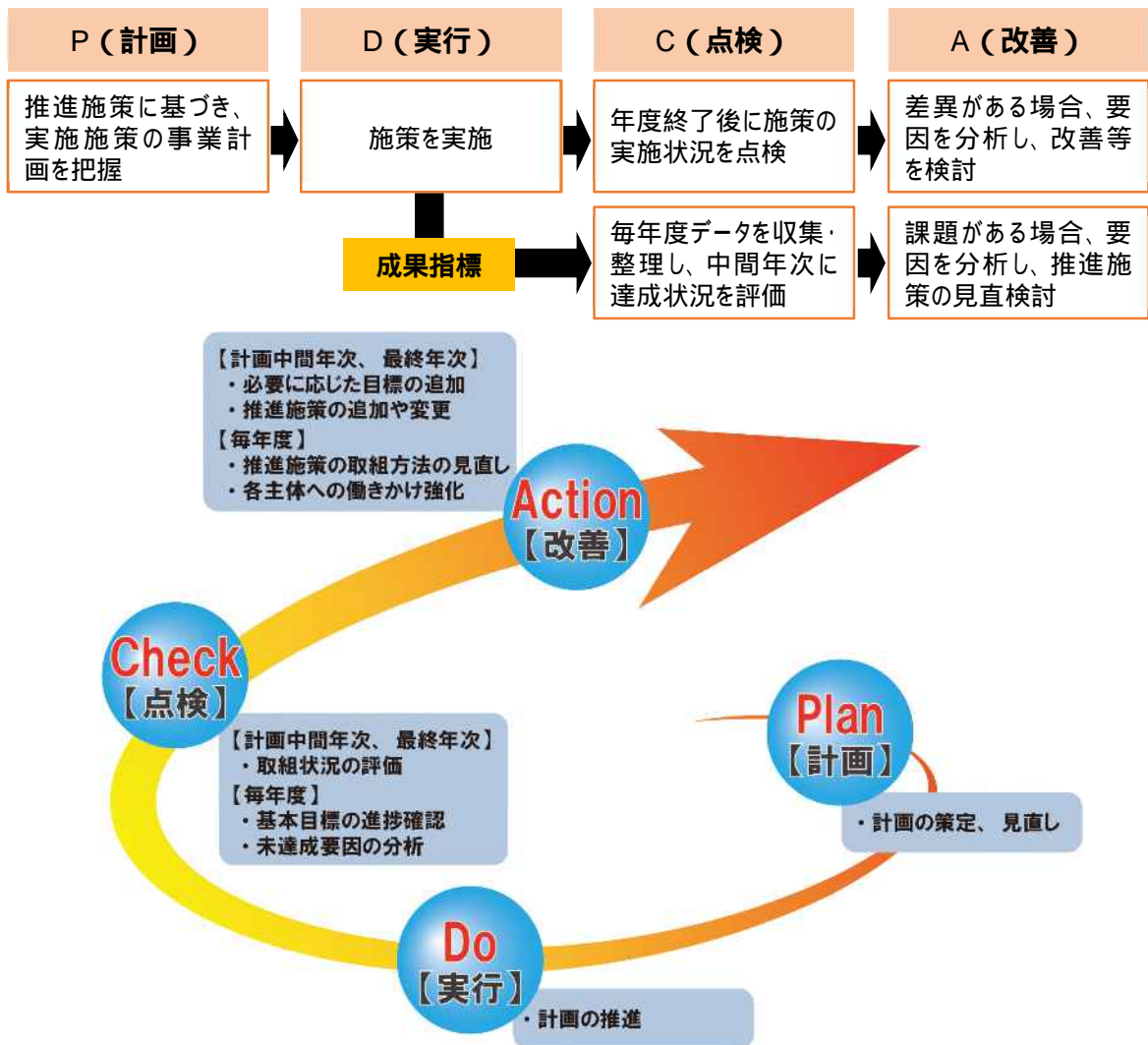


図 5-1 PDCA による施策の進行管理

1. 策定の経過

- ・相模原市水とみどりの審議会の開催経過
- ・名簿及び要綱

2. 市民・事業者等の意識

- ・市民アンケート調査結果概要
- ・保全団体へのヒアリング調査結果概要
- ・事業者アンケート調査結果概要

3. 緑化重点地区の設定理由

4. 用語の説明

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 10 月 18 日

案件名	(仮称)第3次相模原市観光振興計画の策定について													
所管	環境経済	局区	経済	部	商業観光	課	担当者		内線					
概要	「第3次相模原市観光振興計画」の策定にあたっては、その内容について、ワーキング会議及び相模原市観光振興審議会(以下「審議会」という。)を中心として検討を進めてきた。 この度、素案を作成し、審議会より答申を受けたことから、その内容について諮るもの。													
審議内容(論点)	(仮称)第3次相模原市観光振興計画の策定について													
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名												
審議日	関係課長会議	令和元	年	9	月	17	日	政策調整会議	令和元	年	10	月	31	日
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日
日程等調整事項	条例等の調整		なし	議会上程時期					報道への情報提供				なし	
	パブリックコメント	あり		時期	令和元年12月～令和2年1月			議会への情報提供	部会	令和元年12月				
	審議会等、協議会等の設置	なし		個人情報の目的外利用等			なし							
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等			調整項目				調整状況					
	打合せ・会議の経過													
		月日	会議名等				内容							
		H30.6.8	関係課長会議				策定の方向性、検討体制及びスケジュールについて							
		H30.8.10	第9回相模原市観光振興審議会				策定の方向性、検討体制及びスケジュールについて							
		H30.9.3	平成30年度第1回次期観光振興計画検討ワーキング				策定の方向性、検討体制及びスケジュールについて							
		H30.11.30	平成30年度第2回次期観光振興計画検討ワーキング				観光振興に関する基本的な考え方について							
		H30.12.6	第10回相模原市観光振興審議会				観光振興に関する基本的な考え方について							
		H31.2.27	平成30年度第3回次期観光振興計画検討ワーキング				次期観光振興計画骨子(案)について							
		H31.3.19	第11回相模原市観光振興審議会				次期観光振興計画骨子(案)について(諮問)							
		R1.6.7	令和元年度第1回次期観光振興計画検討ワーキング				推進方策・指標の設定について							
		R1.7.2	第12回相模原市観光振興審議会				基本的施策について							
	R1.8.14	令和元年度第2回次期観光振興計画検討ワーキング				(仮称)第3次相模原市観光振興計画(素案)について								
	R1.8.30	第13回相模原市観光振興審議会				(仮称)第3次相模原市観光振興計画(素案)について(答申)								
	R1.9.17	関係課長会議				(仮称)第3次相模原市観光振興計画の策定について								
備考														
関係課長会議の結果等	原案を	上部庁議へ付議する。						(政策調整会議)						
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課	シティセールス・親善交流課				企画政策課			オリンピック・パラリンピック推進課					
	財務課	文化振興課(代)				障害政策課			産業政策課					
	農政課	津久井地域経済課				水みどり環境課			都市計画課(代)					
	交通政策課(代)	リニア駅周辺まちづくり課				リニア事業対策課			都市整備課(代)					
	緑区役所地域振興課(代)	中央区役所地域振興課				南区役所地域振興課			城山まちづくりセンター					
	津久井まちづくりセンター	相模湖まちづくりセンター				藤野まちづくりセンター			文化財保護課					
	スポーツ課	環境経済総務室				商業観光課								
これまでの庁議での主な意見	<p>〔関係課長会議〕 目指すべき将来像で「シビックプライドの醸成」を掲げるようになった経緯は。 まず、住民が自分たちの住んでいる市がよい所と思わなければ、市外から人を呼ぶことは難しいと考えており、市内に向けた観光振興も重要と考えている。例えば、南区の市民に緑区の行事等を改めて知ってもらうことで、地域の魅力に改めて気づいてもらうこと等も必要と考えている。 観光消費額の目標値はどのような方法で達成を目指すのか。 観光コンテンツづくりや特産品づくりに注力することで達成を目指したい。また、産業の垣根を超えた連携を推進していくことで、観光客の滞在時間を伸ばしていきたい。</p> <p>〔事務事業調整会議〕 この計画では、観光協会の統合等が検討例で記載されているが、「相模原市外郭団体に係る改革プラン」に掲げる取組方針等と齟齬が生じないよう注意してほしい。 承知した。</p>													

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

平成20年3月に策定、平成26年3月に改訂した、「新相模原市観光振興計画」の計画期間が、令和元年度末をもって終了することに伴い、本市を取り巻く環境の変化や増加する日本におけるインバウンド需要などを踏まえ、新たな観光振興計画を策定するもの。

(2) 事業スケジュール

令和元年12月 議会への情報提供（環境経済部会）
令和元年12月～令和2年1月 パブリックコメント実施
令和2年2月 相模原市観光振興審議会へパブリックコメントの結果報告
令和2年3月 公表

(3) 検討経過

次期観光振興計画検討ワーキング（5回：H30.9、H30.1、H31.2、R1.6、R1.8）
相模原市観光振興審議会（5回：H30.8、H30.12、H31.3（諮問）、R1.7、R1.8（答申））

(4) 事業経費・財源

平成30年度 ビッグデータを活用した観光動向調査業務委託 1,760,400円：決算額（一般財源）
（内容）次期観光振興計画の策定にあたり参考とするため、携帯電話の基地局データ（ビッグデータ）を活用することにより、本市への入込観光客の属性（居住地、年齢等）を調査した。

(5) 事業実施の効果

観光振興に係る基本的な計画及び戦略を定め推進することで、より効果的な観光施策を展開することができる。

(6) 計画の構成

名称「第3次相模原市観光振興計画」

計画の位置付け 次期総合計画の部門別計画として位置付ける。

計画期間 令和2（2020）年度～令和9（2027）年度（8年間）（次期総合計画との整合を図る）

基本理念

ひと・まち・自然・文化が奏でる観光交流都市 さがみはら ～住んでよし、訪れてよしのさがみはらを目指して～
目指すべき将来像

国内外からの交流人口の増加に伴う、既存産業の発展や新たなビジネスチャンスの創出によって、地域経済の活性化が促進されている。

地域団体や住民、事業者などが自ら楽しみつつ、観光の担い手となって誘客・交流の取組に参画している。

観光客との様々な交流によって、市民が自分たちの暮らす地域の魅力や価値に改めて気がつくことで、シビックプライドの醸成が図られている。

基本方針、基本施策、事業戦略

基本方針1「魅力的な観光コンテンツづくり」

施策1-1 観光コンテンツの開発・商品化に向けた取組

施策1-2 イベント事業の更なる磨き上げ

施策1-3 魅力ある地域特産品づくり

基本方針2「地域主導型の推進体制づくり」

施策2-1 地域の観光振興を牽引する人材育成

基本方針3「観光客の受入環境整備の推進」

施策3-1 長期的な視点に立った観光施設の整備・維持管理

施策3-2 観光ホスピタリティの向上

施策3-3 観光交流の促進に向けた交通環境・基盤の整備

基本方針4「効果的な情報発信」

施策4-1 ターゲットに合わせた情報発信

施策4-2 観光情報発信基盤の整備

施策4-3 市民自らの情報発信の促進

基本方針5「広域的な連携の推進」

施策5-1 広域連携による観光振興

基本方針6「MICE誘致・開催支援による観光振興」

施策6-1 MICE振興に係る方向性等の検討

施策6-2 会議等の誘致、開催支援の実施

施策6-3 観光への波及効果を高める取組の実施

基本方針7「各種ツーリズムの推進」

施策7-1 多様なニーズに対応した観光プログラムの提供

施策7-2 オリンピックレガシーの観光資源としての活用

基本方針8「多様な産業との連携による観光交流の創出」

施策8-1 産業の垣根を越えた連携体制の確立

施策8-2 大規模プロジェクトの進行に合わせた観光振興

基本策を踏まえた事業戦略

・本市への豊富なアクセス手段を生かす中で、市内の魅力的な観光資源をPR

・ターゲットとする観光客の行動モデルに合わせた、適切な媒体による情報発信

・各主体間の情報共有・連携体制の強化

・周辺自治体との広域連携

各エリアにおける基本方針

エリア区分（9つ：都市型観光エリア、相模川エリア、津久井湖城山エリア、宮ヶ瀬湖エリア、陣馬・高尾山エリア、相模湖エリア、牧野里山エリア、道志川エリア、丹沢山エリア）

計画の推進体制

市、（一社）相模原市観光協会、地域観光協会、地域協議会（地域別計画）の4つの主体を中心とする推進体制を構築
計画における指標と進行管理

・指標

観光意欲度（出典：地域ブランド研究所地域ブランド調査）	基準年（H30）31.3%	目標（R9）40.0%
入込観光客数（イベントを除く）	基準年（H30）8,897千人	目標（R9）12,000千人
1人当たりの観光客消費額	基準年（H30）1,257円	目標（R9）1,500円

・進行管理

毎年、市が施策の実施状況について、相模原市観光振興審議会に報告。審議会から市に対し事業の見直し等について助言。

(仮称) 第3次相模原市観光振興計画
(案)

目 次

第1章 計画の策定に当たって	3ページ
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の名称	
第2章 国、県における観光施策の動向	4ページ
1 国の動向	
2 神奈川県動向	
第3章 本市の観光の現状	6ページ
1 本市の現状	
2 入込観光客数の推移	
3 観光に関する本市の特徴	
(1) 自然資源	
(2) 歴史・文化資源	
(3) 観光・レクリエーション資源	
(4) 来訪者の特徴	
(5) 地域ブランド調査2018における相模原市のイメージ	
(6) 外国人来訪者の特徴	
4 本市の観光に関するセールスポイントと課題	
第4章 観光振興に関する基本的な考え方	26ページ
1 観光振興に取り組む背景と目的	
2 基本理念	
3 目指すべき将来像	
4 実現に向けた基本方針	
第5章 実現に向けた施策展開	29ページ
第6章 基本施策	34ページ
第7章 各エリアにおける基本方針	47ページ
第8章 計画の推進体制	58ページ
第9章 計画における指標と進行管理	59ページ
1 指標	
2 計画推進に向けた進行管理	
用語集	62ページ
資料編	
資料1 第3次相模原市観光振興計画策定の経過	67ページ
資料2 相模原市観光振興審議会委員名簿	68ページ

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成20(2008)年3月に策定、平成26(2014)年3月に改訂した「新相模原市観光振興計画」の計画期間が、令和元年度末をもって終了することに伴い、本市を取り巻く環境の変化や増加する日本におけるインバウンド需要などを踏まえ、新たな観光振興計画を策定するものです。

2 計画の位置付け及び新たな関連要素

この計画は、平成26(2014)年3月に改訂した「新相模原市観光振興計画(中間見直し版)」を継承し、関連する他の計画等との整合を図り次期相模原市総合計画の部門別計画 1として策定するものです。

また、次期相模原市総合計画では、持続可能な開発目標(SDGs) 2と取組の関係を位置付け、SDGsの理念や目標を踏まえ、施策を推進することとしており、本計画においても関連するゴールや理念・目標を踏まえ施策を推進するものとします。

3 計画の期間

次期相模原市総合計画との整合を図り、令和2(2020)年度～令和9(2027)年度の8年間を計画期間とします。

ただし、令和5(2023)年度中に中間見直しを行うこととし、令和6(2024)年度以降は、中間見直し後の内容で本計画の推進を図るものとします。

4 計画の名称

計画の回次が分かるよう、本計画の名称は「第3次相模原市観光振興計画」とします。

○観光振興計画策定の経過

策定・見直し年月	計画名称	回次
平成14(2002)年3月策定	相模原市観光振興計画	1次
平成20(2008)年3月策定 (平成26(2014)年3月中間見直し)	新相模原市観光振興計画	2次
令和2(2020)年3月策定	第3次相模原市観光振興計画	3次

第2章 国、県における観光施策の動向

1 国の動向

○観光立国推進基本計画（平成29（2017）年～令和2（2020）年）

観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）の規定に基づき、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29（2017）年度から新たな「観光立国推進基本計画」が策定されています。

明日の日本を支える観光ビジョン（平成28（2016）年3月策定）

・基本方針

観光による経済発展、国際相互理解の増進

国民生活の安定向上、災害、事故等のリスクへの備え

・主な目標値

国内旅行消費額2.1兆円 訪日外国人旅行消費額8兆円

訪日外国人旅行者数4,000万人

・施策の柱

国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成

観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

国際観光の振興

観光旅行の促進のための環境の整備

○広域観光周遊ルート形成促進事業（平成27（2015）年～）

（目的）訪日外国人旅行者の地方誘客に資するテーマ・ストーリー性を持ったルートの形成促進

（内容）各地域から広域観光周遊ルート形成計画の申請を受け、国土交通大臣が認定した形成計画の事業に対して支援を実施

（本市は一般社団法人関東観光広域連携事業推進協議会が進める「広域観光周遊ルート形成計画：広域関東周遊ルート東京圏大回廊（平成28（2016）年6月国土交通大臣認可）」で定める20ある拠点地区のうち「高尾山・リニア地区」において、構成自治体（八王子市等）と連携し、情報発信、プロモーション等を実施しています。）

2 神奈川県動向

神奈川県観光振興計画（平成31（2019）年3月改定）

神奈川県（以下「県」という。）では、平成21（2009）年10月に「神奈川県観光振興条例（平成21年神奈川県条例第73号）」を制定するとともに、平成22（2010）年3月に同条例に基づき「神奈川県観光振興計画」を策定、その後、3年ごとに計画の改定が行われてきました。

平成28(2016)年3月に策定された前回の「神奈川県観光振興計画」は、平成30(2018)年度で終了となり、平成31(2019)年3月に改定が行われ、新たに平成31(2019)年度(令和元年度)から令和3(2021)年度までの3年間の計画期間とする計画が策定されています。

【神奈川県観光振興計画の概要】

(1) 神奈川県観光振興計画における指標

指 標	目標値(令和3年)
ア 観光消費額総額(暦年)	1兆3,000億円
イ 入込観光客数(暦年)	2億1,000万人
ウ 延べ宿泊者数(暦年)	2,500万人泊
エ 外国人延べ宿泊者数(暦年)	300万人泊

(2) 施策体系

ア 基本施策1「観光資源の発掘・磨き上げ」

- ・魅力ある観光地の形成
- ・観光消費につながるコンテンツづくり
- ・多様なテーマに沿って県内の周遊を促すツーリズムの推進

イ 基本施策2「戦略的プロモーションの推進」

- ・ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたプロモーションの実施
- ・観光消費を高めるプロモーションの推進
- ・外国人観光客の誘致を図るプロモーションの推進
- ・多様な関係者と連携したプロモーションの推進
- ・多様なデジタルツールを活用した情報発信
- ・地域の産品を活用した情報発信

ウ 基本施策3「受入環境の整備」

- ・外国人観光客の受入環境の整備
- ・宿泊施設の充実・多様化
- ・ユニバーサルツーリズム 3促進のための環境整備
- ・観光客を迎えるおもてなしの向上
- ・観光客の安全・安心の確保

エ 基本施策4「観光関連産業の成長促進」

- ・地域の産品を活用した情報発信(再掲)
- ・宿泊施設の充実・多様化(再掲)
- ・観光関連事業者に対する支援
- ・観光振興を担う人材の育成
- ・災害等発生時の観光関連産業の支援

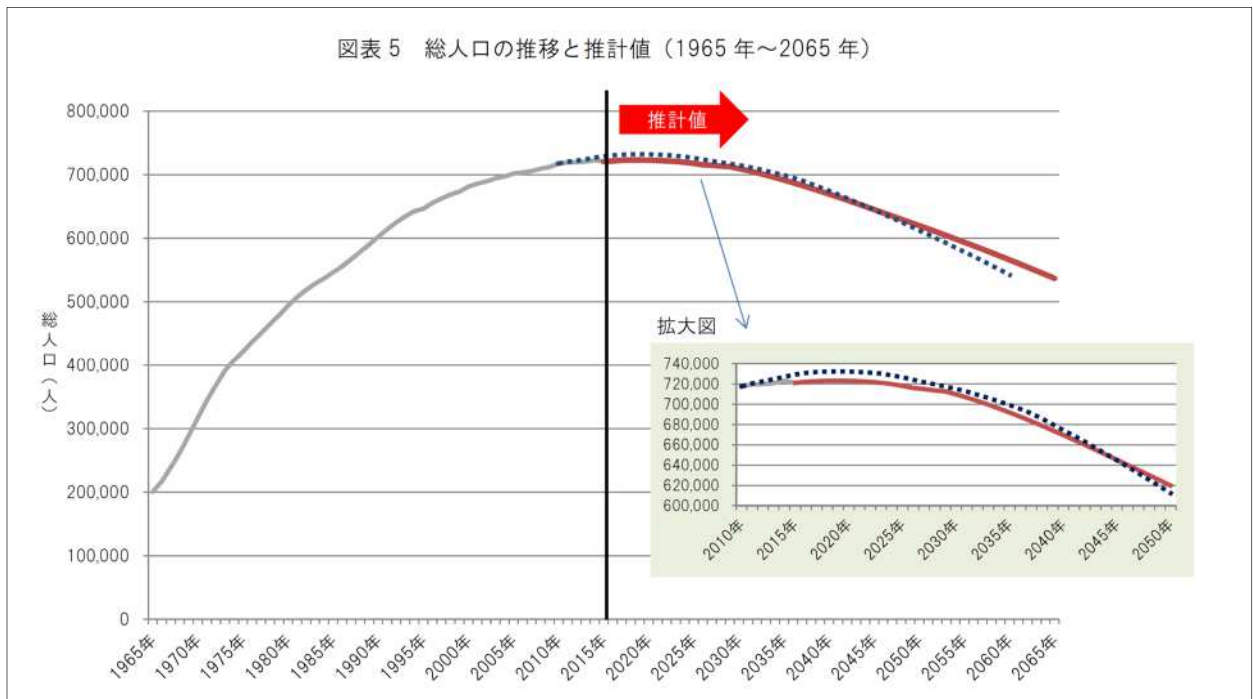
第3章 本市の観光の現状

1 本市の現状

本市は、豊かな自然と5つのダム湖を有し、かつて昭和39(1964)年の東京オリンピックで、カヌー競技の会場として全国に知れ渡った相模湖は、昭和30年代の登山ブームの中で、高尾山から小仏城山を経て相模湖に向かうコースが定番となっていて、当時はたいへん多くの登山客や観光客でにぎわっていました。しかしながら、現在は娯楽の多様化などの影響により徐々に客足が減り、昔ほどのにぎわいを見せてはいません。

また、本市は内陸工業都市として発展したことに加え、首都圏のベッドタウンとして、全国でもまれに見る人口急増を続けてきました。夜の人口(常住人口)を100とした時の昼間の人口の割合を「昼夜間人口比率」と言い、値が低いほどベッドタウン的性格が強いと言われていますが、本市は、この「昼夜間人口比率」が88.3(平成27(2015)年10月1日現在)で、川崎市と並び政令指定都市の中で昼間の人口の割合が最も少なく、現在もベッドタウン的性格が強い都市となっています。

そのような中、「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計報告書」によると、本市の人口は令和元(2019)年をピークに減少へ転じ、少子高齢化が急速に進行すると推計されており、持続可能な地域づくりのため、これまで以上に地域資源の活用と循環経済の構築、そのための多様な主体との協働が求められています。



「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」より転載(2018年2月さがみはら都市未来研究所)

2 入込観光客数の推移

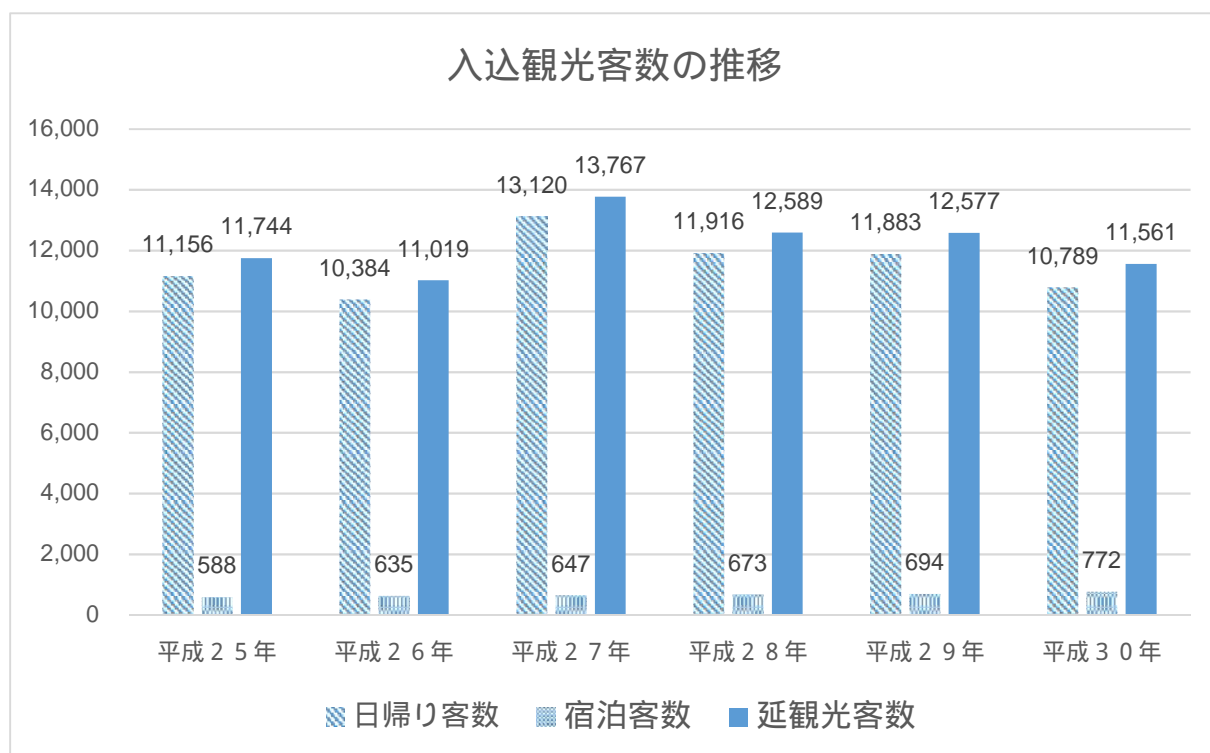
神奈川県観光振興対策協議会の「平成30年神奈川県入込観光客調査報告書」によると、本市の入込観光客数（日帰り客と宿泊客の合計値）は、平成25（2013）年（中間見直し時）の11,744千人に対し、平成30（2018）年では11,561千人となり約2%マイナスとなっています。

一方で、本市の観光客1人当たりの消費額は、平成25（2013）年の1,174円に対し、平成30（2018）年は1,257円と約7%の増となっています。

こうしたことから、前計画にあたる「新相模原市観光振興計画」で掲げる目標、令和元（2019）年における入込観光客数15,000千人及び観光客1人当たりの消費額1,500円の達成が難しい状況となっています。（令和元（2019）年の入込数は令和2（2020）年に判明）

本市の入込観光客数と観光消費額（平成25（2013）年と平成30（2018）年の比較）

項目	平成25（2013）年	平成30（2018）年
延入込観光客数	11,744千人	11,561千人
（日帰り客数）	11,156千人	10,789千人
（宿泊客数）	588千人	772千人
観光客1人当たりの消費額	1,174円	1,257円
観光客消費額総額	137億9,697万2千円	145億3,703万4千円



「神奈川県入込観光客調査報告書」より転載

3 観光に関する本市の特徴

(1) 自然資源

本市の地勢を見ると高い山々（最高海拔1,673m蛭ヶ岳山頂）や川、五つの湖など豊かな自然環境のほか、広い台地を有しています。

資源	特徴
地形	同一市内で約1,600mの標高差等変化に富んだ地形を有している 河岸段丘、台地、里山丘陵、溪谷、山岳と川から山までの地形が揃っている 地形の変化、水辺の変化を生かした多様な眺望の場がある
水系	相模川、道志川、早戸川等、広々とした河川から身近な沢や湖、溪流まで変化に富んだ水辺を抱えている 相模川水系を軸に水源から市街地までがつながっている 相模湖、津久井湖、城山湖、宮ヶ瀬湖、奥相模湖といったそれぞれ特徴ある湖がある
名木等	名木は神社・寺と一体となっているものが多い 滝、名木、天然記念物等は身近な地域のシンボルとして、市域全体に分散している

(2) 歴史・文化資源

本市には、市外から多くの人を呼び込める歴史・文化資源は多くはありませんが、各地域を特徴付ける文化財が多数存在しています。

資源	特徴
指定文化財等	時代を遡って市域全体の歴史を理解するための史跡等が数多く現存している（史跡勝坂遺跡、史跡川尻石器時代遺跡、旧青柳寺庫裡、小原宿本陣等） ○津久井地域に戦国時代を体験できる城址（津久井城）が存在する
博物館等	○相模原の自然・歴史等を学べる市立博物館が存在する 宇宙科学技術の最先端であるJAXA相模原キャンパスが存在する ○相模川の自然を学べる相模川ふれあい科学館が存在する ○美大生や若手芸術家が多く集まる橋本周辺地区や芸術家が多く移住する藤野地区等アートに係る人材が集積した地域がある
神社・仏閣	歴史ある神社・仏閣が市内随所にある 神社・仏閣を手がかりに地域の歴史的特性を知ることができる

(3) 観光・レクリエーション資源

キャンプ場などのアウトドア施設のほか、温泉や公園、テーマパークなど多くの利用者に親しまれる施設が存在します。

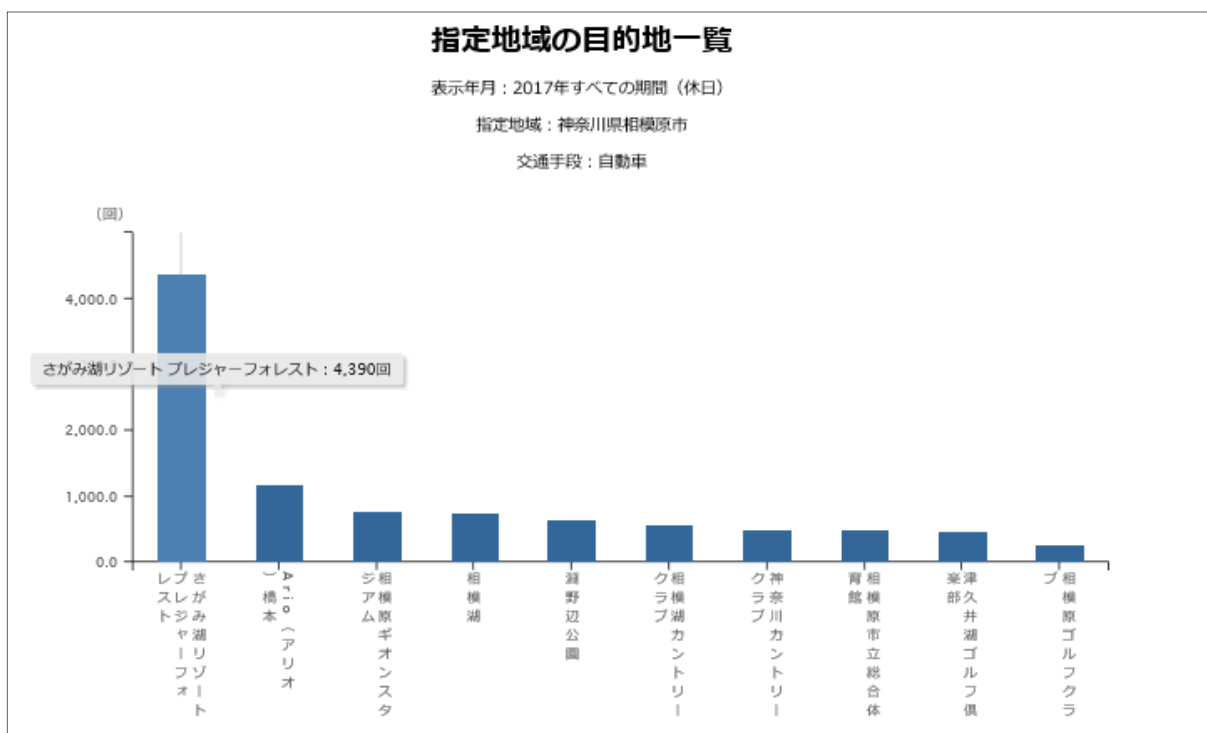
資源	特徴
キャンプ場	相模川の河畔、相模湖の湖畔、道志川の河畔等それぞれの特徴を生かしたキャンプ場が多い
ハイキングコース等	市街地の散策、相模川沿いの散策、歴史探訪ハイキング、登山等の多様なコースが選択できる 散策やハイキングを目的としつつも、ルート周辺の地域資源を巡るコースの選択が可能である
花の名所	年間を通して花めぐりができる ○桜の名所が多く存在する（市役所さくら通り、津久井湖城山公園等）
里山体験・観光農園等	○地域資源を活用した体験・交流型の観光コンテンツが提供されている 農作物等の収穫体験ができる多様な農園がある
公園・テーマパーク等	○相模原麻溝公園を始めとする総合公園のほか運動公園等多様な公園が多数存在する ○県立津久井城址公園（広域公園）が津久井湖畔及び津久井城跡を有する城山で整備されている ○史跡勝坂遺跡公園等歴史を体感できる公園がある 魅力的なアクティビティ 4 を有するテーマパークが相模湖地区にある
温泉等	山間部に複数の温泉があり、それぞれ特徴や違いがある
スポーツ施設等	全国・国際大会の開催が可能な水泳場、競技場等のスポーツ施設や、アウトドアスポーツに適した自然環境があり、様々なスポーツ大会やイベントが行われている
直売所等	さがみはらアンテナショップ sagamix(さがみつくす)が相模大野駅至近のポーノ相模大野内に存在する ○農協による大型農産物直売所が市内2か所に存在する 県立津久井湖城山公園（花の苑地）に地元特産物を販売する津久井湖観光センターが存在する
宿泊施設	公的な宿泊施設として「相模川清流の里」、「緑の休暇村センター」が存在する 橋本駅、相模原駅、相模大野駅周辺を中心にビジネスホテルや都市ホテルが存在する
祭り・イベント	年間を通じてイベントや行事が行われている ○集客効果の高い大型イベントが数多く存在する ○相模の大凧まつりや上溝夏祭り等長い歴史を持つ祭りが存在する

(4) 来訪者の特徴

ア RESASによる本市への来訪状況の把握

RESASの目的地分析(株式会社ナビタイムジャパン「経路検索条件データ」交通手段:自動車 2017年:休日)によると、検索回数が最も多かったのは「さがみ湖リゾートプレジャーフォレスト」、続いて「アリオ橋本」、「相模原ギオンスタジアム」、「相模湖」、「淵野辺公園」となっています。

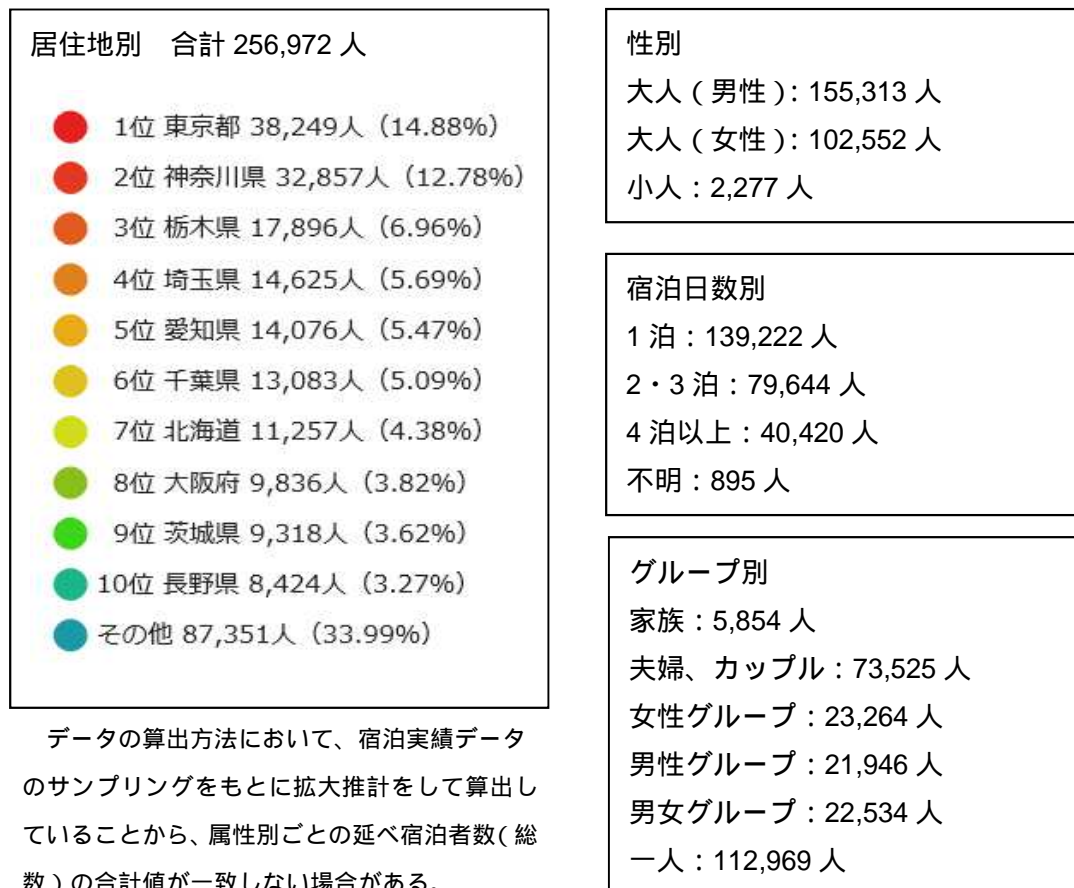
広域からの集客が見込まれるレジャー施設や商業施設のほか、ボートや遊覧船、釣りなどが楽しめる相模湖、スタジアムや運動公園、ゴルフ場等スポーツ関連施設の検索回数が多いことから、アクティビティ(遊び・体験)やスポーツへの関心が高いことが伺えます。



RESASの目的地分析 株式会社ナビタイムジャパン「経路検索条件データ」より転載



また、同じくRESASにおける日本人の居住都道府県別の延べ宿泊者数（観光予報プラットフォーム推進協議会「観光予報プラットフォーム」出典 2017年）の本市の宿泊者の構成割合は、次のとおりとなっています。



データの算出方法において、宿泊実績データのサンプリングをもとに拡大推計をして算出していることから、属性別ごとの延べ宿泊者数（総数）の合計値が一致しない場合がある。

この数値は市内全ての宿泊状況を把握したものではありませんが、これを見ると、近接する都県や神奈川県内からの利用が多く、男性の利用割合が6割を占め、一人での利用と比較的短期の宿泊が多いことが伺えます。

RESASとは

地域経済分析システム（RESAS：リーサス）は、地方自治体の様々な取組を情報面から支援するために、まち・ひと・しごと創生本部事務局が提供する、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステムです。

イ ビッグデータ（携帯電話の基地局データ：NTT）を活用した来訪者の居住地属性調査
平成29（2017）年中のビッグデータを活用し、本市への観光客の来訪者の居住地属性（居住者及び通勤・通学者と想定されるデータは極力除く。）を調査しました。

（調査箇所：17エリア 観光スポット）

相模原麻溝公園周辺、高田橋周辺、相模川自然の村（清流の里）周辺、
相模の大風センター周辺、津久井湖観光センター周辺、城山湖周辺、
鳥居原ふれあいの館^{いえ}周辺、小仏城山山頂周辺、陣馬山山頂周辺、相模湖周辺、

プレジャーフォレスト周辺、小原宿周辺、石老山周辺、やまなみ温泉周辺、
 青野原オートキャンプ場周辺、青根緑の休暇村センター周辺、藤野駅周辺
 (調査箇所：7イベント)

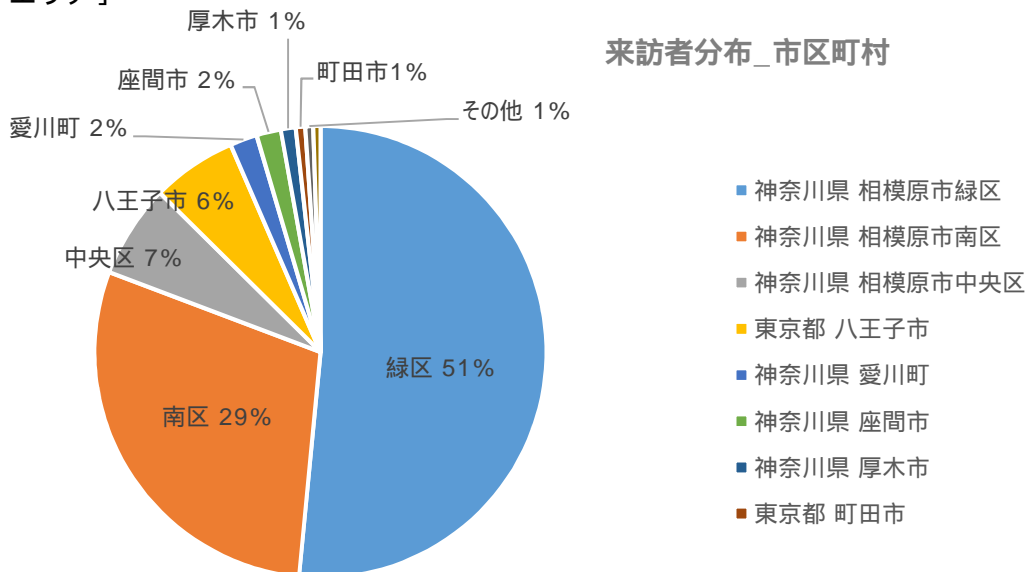
市民桜まつり、泳げ鯉のぼり相模川、相模の大凧まつり、上溝夏祭り、
 さがみ湖湖上祭花火大会、橋本七夕まつり、相模原納涼花火大会

(委託先)

(株)NTTドコモ 神奈川支店

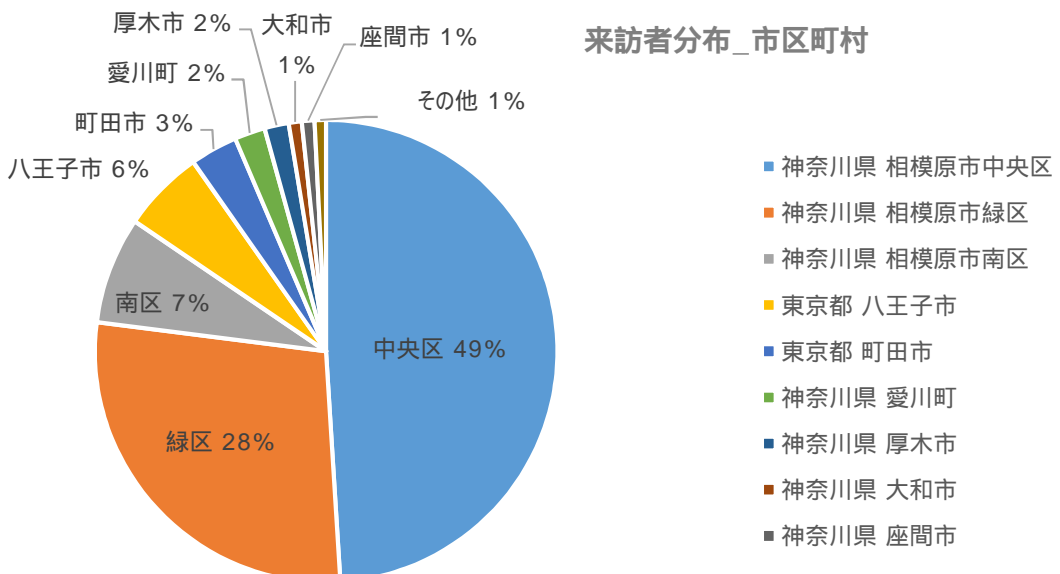
(調査結果概要)

「エリア」



17エリアにおける来訪者の居住地属性(市区町村)の割合では市内が最も多く87%、
 次いで八王子市が6%、愛川町、座間市が2%、厚木市、町田市が1%、その他が1%であ
 り、来訪者のほとんどが市内で、その他は近隣の市町からの訪問者であった。

「イベント」



7つのイベントにおける来訪者の居住地属性（市区町村）の割合では、市内が最も多く84%、次いで八王子市が6%、町田市が3%、愛川町、厚木市が2%、大和市、座間市が1%、その他が1%であり、前述の17のエリアでの調査と同様に、来訪者のほとんどが市内で、その他は近隣の市町からの訪問者であった。

ウ 各施設等への来訪の状況

施設等の名称	平成30年度来訪者数（人）
上大島キャンプ場（緑区）	43,920
望地弁天キャンプ場（中央区）	6,093
相模川自然の村（清流の里）（緑区）	7,937
相模の大仏センター（見学・工作室利用）（南区）	12,181
城山湖散策施設（緑区）	38,165
緑の休暇村センター（緑区）	4,322
青根緑の休暇村いやしの湯（緑区）	101,385
相模湖記念館（緑区）	11,029
小原の郷（緑区）	9,876
藤野やまなみ温泉（緑区）	118,351
相模湖観光案内所（緑区）	19,519
藤野観光案内所（ふじのね）（緑区）	30,334

本市予算費目「ふるさと観光費」で管理する施設で来訪者を把握しているもの

(5) 地域ブランド調査2018における相模原市のイメージ

「地域ブランド調査」は、地域ブランド及び企業ブランドの研究とコンサルティングを行う専門企業である「ブランド総合研究所」にて実施される調査で、全国約3万人の消費者からの回答を集めて毎年実施されており、各都道府県と市区町村の魅力度やイメージ、観光・居住・産品購入の意欲など多岐にわたって調査がなされています。

<p>調査内容</p> <p>地域ブランド調査2018は全国の男女、20歳から79歳を対象に、6月25日～7月25日にかけてインターネットで調査を実施し、30,024人の回答を得ている。調査の集計に当たっては、回答者の年齢・性別・居住地を基準に、実際の人口縮図になるように各回答者の属性に応じて係数を設定、再集計（ウェイトバック集計）を行っている。なお、一人の回答者には、20地域について回答してもらっているため、一つの地域についての回答者数は496人から635人になっている。回答者が回答する20地域は、ブランド総合研究所で20地域の調査グループを市区町村について50、都道府県について3つ作成している。調査対象は1,000の市区町村と47都道府県の合わせて1,047の自治体。791市（2018年4月時点での全市）、東京都特別区23区、186町村（ブランド総合研究所が選定）</p>

本市の結果は次のとおりとなっています。

(ア) 認知度

認知度 39.8点 全国平均 21.3点

	2016年	2017年	2018年
県内順位	6位	5位	7位
全国順位	88位	51位	89位

	相模原市			2018平均	
	2016	2017	2018	県	全国
認知度 (点)	39.1	42.5	39.8	29.8	21.3
よく知っている (%)	5.1	7.1	3.9	4.4	2.7
知っている (%)	15.6	17.6	16.2	10.9	7.3
少しだけ知っている (%)	19.3	21.7	25.8	16.7	10.9
名前だけは知っている (%)	42.7	40.8	41.9	33.4	29.2
名前も知らない (%)	12.2	10.1	11.2	32.8	47.9

(イ) 魅力度

魅力度 10.2点 全国平均 7.7点

	2016年	2017年	2018年
県内順位	13位	11位	13位
全国順位	240位	185位	245位

	相模原市			2018平均	
	2016	2017	2018	県	全国
魅力度 (点)	8.8	11.1	10.2	12.9	7.7
とても魅力的 (%)	2.1	2.4	1.9	4.4	2.3
やや魅力的 (%)	13.5	17.6	16.7	17.2	10.9
どちらでもない (%)	50.1	48.3	53.5	33.4	28.2
あまり魅力的ではない (%)	9.9	9	8.6	5.8	5.3
全く魅力的ではない (%)	5.1	7.8	5.4	3.7	2.7

(ウ) 情報接触度

情報接触度 (見聞きしたことがあるか)

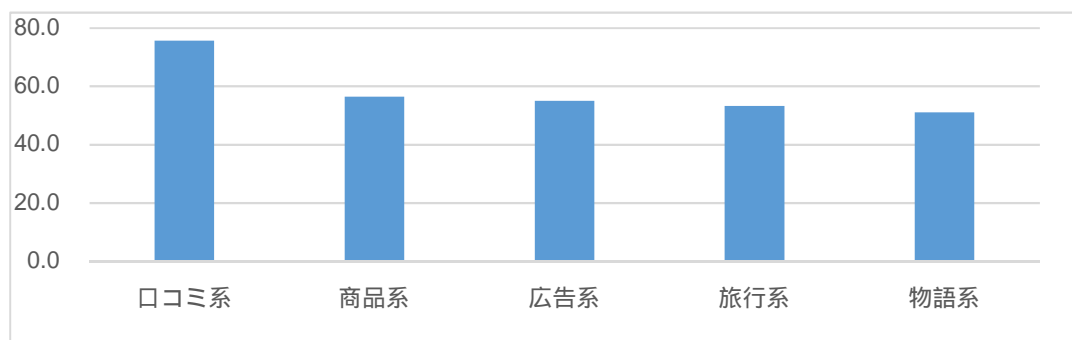
	2016年	2017年	2018年
県内順位	5位	7位	7位
全国順位	66位	88位	87位

	相模原市			2018平均	
	2016	2017	2018	県	全国
情報接触度 (点)	30.9	29.7	31.4	22.1	14.9
何度も見聞きした (%)	16.0	13.2	12.3	9.6	5.6
一度だけ見聞きした (%)	29.7	33.1	38.1	25.1	18.7
全く見聞きしていない (%)	53.4	51.7	49.6	65.3	75.7

(エ) コミュニケーションバランス (情報接触経路を5つの系統にまとめたもの)

コミュニケーションバランス (偏差値)

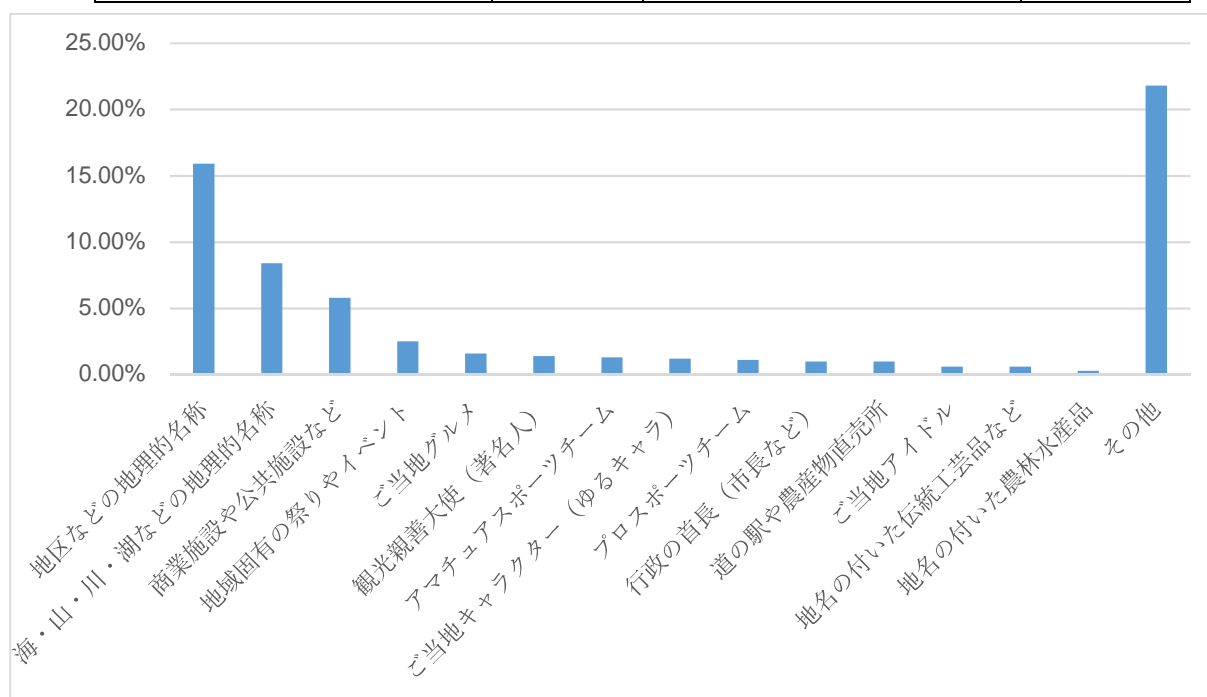
口コミ系 (友人や知人・家族から)	75.6
商品系 (ネットショッピング、通販、アンテナショップ、物産展、百貨店など)	56.4
広告系 (テレビCM、新聞広告、自治体HP・SNS、ポスター、チラシなど)	55.0
旅行系 (旅番組、ガイドブック、旅行サイトなど)	53.3
物語系 (ドラマや映画、小説など)	51.1



(オ) 地域コンテンツの認知

地域コンテンツの認知 (%)

地区などの地理的名称	15.9%	プロスポーツチーム	1.1%
海・山・川・湖などの地理的名称	8.4%	行政の首長 (市長など)	1.0%
商業施設や公共施設など	5.8%	道の駅や農産物直売所	1.0%
地域固有の祭りやイベント	2.5%	ご当地アイドル	0.6%
ご当地グルメ	1.6%	地名の付いた伝統工芸品など	0.6%
観光親善大使 (著名人)	1.4%	地名の付いた農林水産品	0.3%
アマチュアスポーツチーム	1.3%	その他	21.8%
ご当地キャラクター (ゆるキャラ)	1.2%		



(カ) 居注意欲度

居注意欲度 9.0点 全国平均 4.8点

	2016年	2017年	2018年
県内順位	12位	10位	7位
全国順位	116位	58位	63位

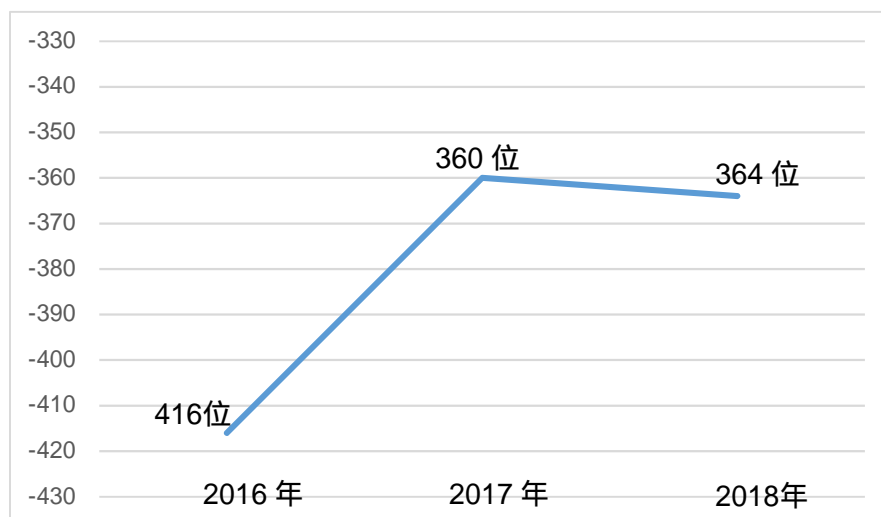
	相模原市			2018平均	
	2016	2017	2018	県	全国
居注意欲度 (点)	5.3	7.8	9.0	8.0	4.8
ぜひ住みたい (%)	1.0	1.8	1.6	2.1	1.1
できれば住んでみたい (%)	2.7	4.0	6.5	4.2	2.6
住んでもよい (%)	12.1	15.9	16.8	15.4	9.7
どちらともいえない (%)	36.4	34.7	34.4	35.5	35.5
あまり住みたくない (%)	39.7	36.2	36.4	38.5	46.7

(キ) 観光意欲度

観光意欲度 17.8点 全国平均 17.9点

	2016年	2017年	2018年
県内順位	15位	14位	16位
全国順位	416位	360位	364位
点数	15.4点	16.8点	17.8点
ぜひ行ってみたい	2.9%	5.0%	4.2%
機会があれば 行ってみたい	25.0%	23.5%	27.1%
どちらともいえない	33.4%	34.8%	35.0%
あまり行きたいとは思わない	30.6%	28.1%	27.7%

(無回答等あるため合計が100%にはならない)



(ク) 産品購入意欲度・食品想起率・食品以外想起率

産品購入意欲度 20.4点 全国平均 22.8点

	2016年	2017年	2018年
県内順位	18位	21位	18位
全国順位	648位	751位	571位

食品想起率 1.5点 全国平均 5.2点

	2016年	2017年	2018年
県内順位	21位	17位	17位
全国順位	727位	672位	632位

食品以外想起率 0.4点 全国平均 1.0点

	2016年	2017年	2018年
県内順位	17位	12位	13位
全国順位	713位	492位	505位

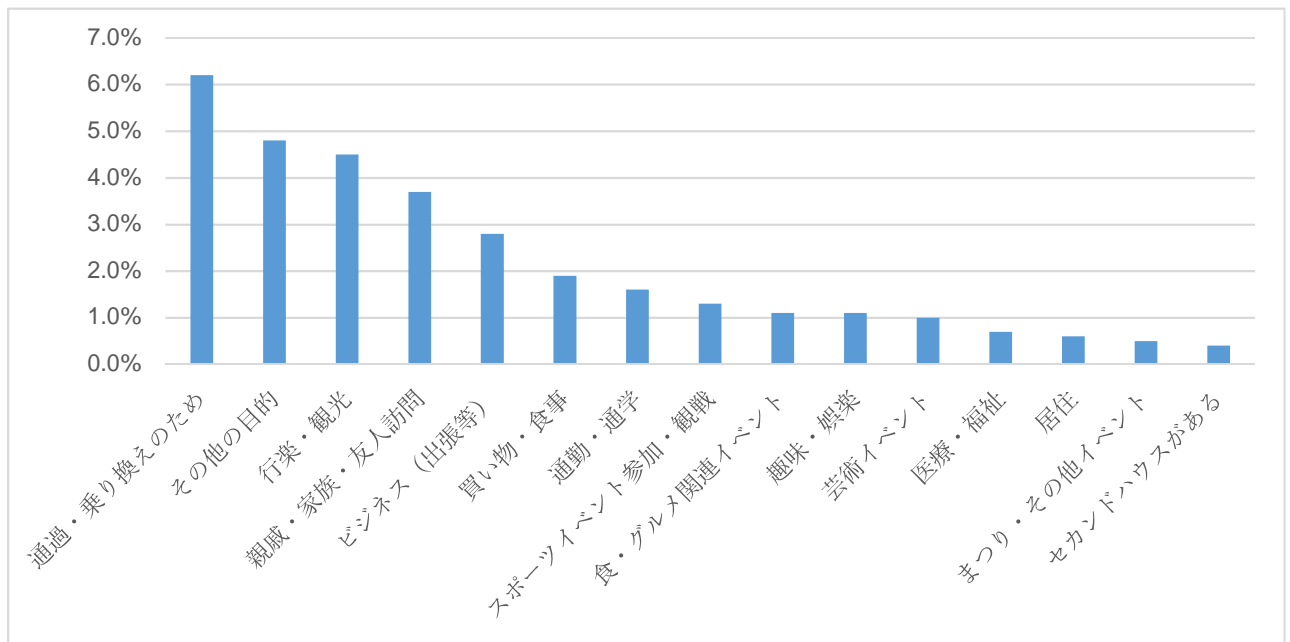
	相模原市			2018平均	
	2016	2017	2018	県	全国
産品購入意欲度 (点)	18.5	18.9	20.4	23.6	22.8
具体的にある (%)	1.5	0.8	1.8	3.9	3.5
いいものがあれば買いたい (%)	34.1	36.1	37.2	39.4	38.6
ない (%)	52.3	53.0	50.6	48.7	50.6
産品想起率 (点)	1.0	1.4	1.9	5.6	5.2
食品想起率 (点)	0.9	1.1	1.5	4.6	4.2
想起率 (%)	0.8	1.1	1.3	4.2	3.8
平均想起率 (%)	1.14	1.00	1.20	1.11	1.11
食品以外想起率 (点)	0.1	0.3	0.4	1.0	1.0
想起率 (%)	0.1	0.3	0.4	1.0	0.9
平均想起率 (%)	1.00	1.00	1.00	1.01	1.06

(ケ) 訪問目的 (%)

訪問率 24.9% 全国平均 12.2% (県内順位 6位、全国順位 62位)

目的別訪問率 (%)

通過・乗り換えのため	6.2%	食・グルメ関連イベント	1.1%
その他の目的	4.8%	趣味・娯楽	1.1%
行楽・観光	4.5%	芸術イベント	1.0%
親戚・家族・友人訪問	3.7%	医療・福祉	0.7%
ビジネス(出張等)	2.8%	居住	0.6%
買い物・食事	1.9%	まつり・その他イベント	0.5%
通勤・通学	1.6%	セカンドハウスがある	0.4%
スポーツイベント参加・観戦	1.3%	訪れたことがない	64.4%



(コ) 地域資源、イメージ指標

本市の地域資源の評価は総合48.9点(前年48.5点)で全国順位は374位となっています。内訳は、自然資源が偏差値49.4、歴史資源50.5、モノ資源47.9、サービス資源が47.8となっています。資源の中で評価が高い項目は「道路や交通の便がよい」で9.3%、「海・山・川・湖などの自然が豊か」で8.1%などがあります。

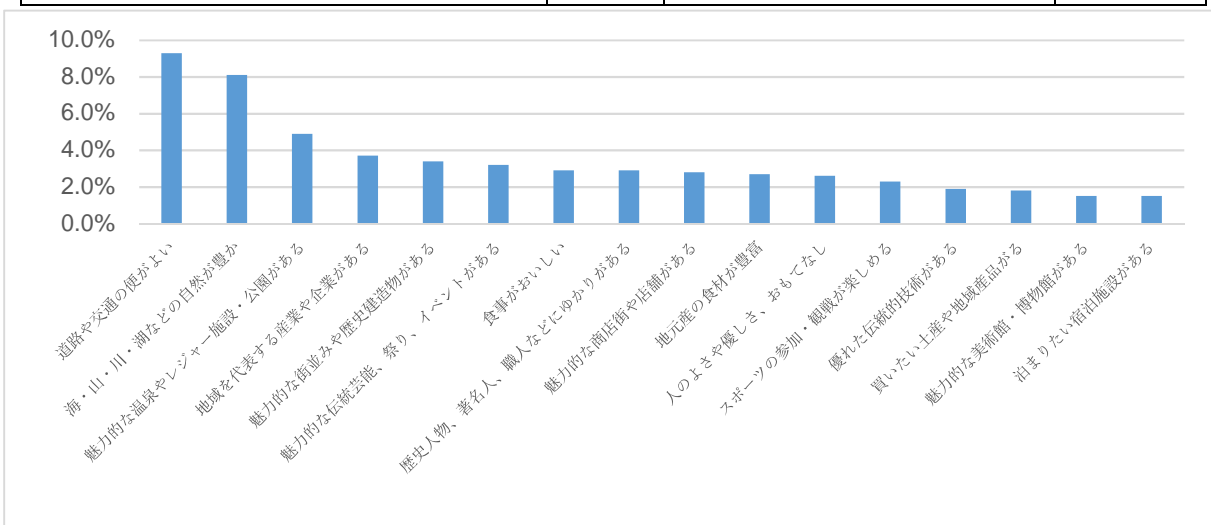
イメージ想起率は45.3%で全国順位は312位で、イメージ想起が高かったものは「生活に便利・快適な街」で14.3%、「観光・レジャーのまち」で6.8%などがあります。

地域資源総合評価(偏差値) 48.9

歴史資源	50.5
自然資源	49.4
モノ資源	47.9
サービス資源	47.8

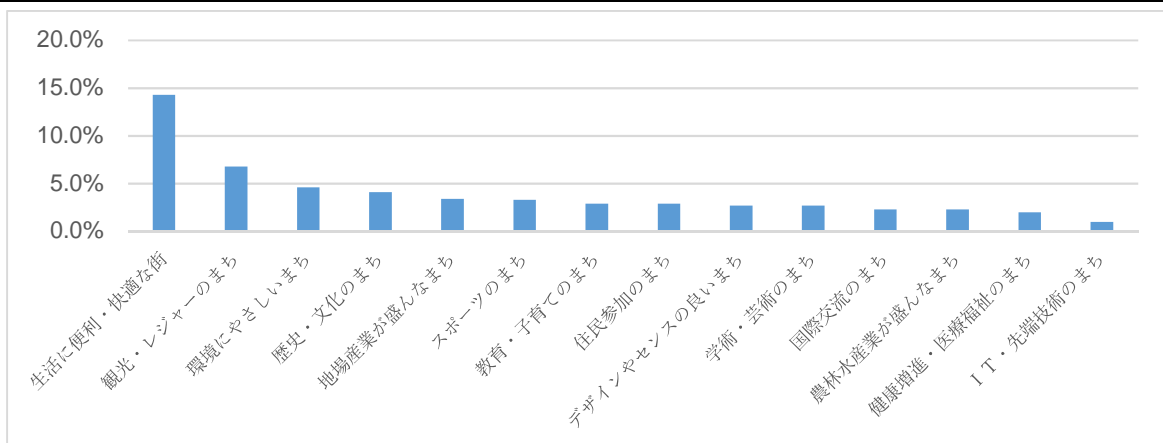
地域資源に対する評価（％）

道路や交通の便がよい	9.3%	地元産の食材が豊富	2.7%
海・山・川・湖などの自然が豊か	8.1%	人のよさや優しさ、おもてなし	2.6%
魅力的な温泉やレジャー施設・公園がある	4.9%	スポーツの参加・観戦が楽しめる	2.3%
地域を代表する産業や企業がある	3.7%	優れた伝統的技術がある	1.9%
魅力的な街並みや歴史建造物がある	3.4%	買いたい土産や地域産品がある	1.8%
魅力的な伝統芸能、祭り、イベントがある	3.2%	魅力的な美術館・博物館がある	1.5%
食事がおいしい	2.9%	泊まりたい宿泊施設がある	1.5%
歴史人物、著名人、職人などにゆかりがある	2.9%	無回答	57.1%
魅力的な商店街や店舗がある	2.8%		



市のイメージ（％）イメージ想起率45.3%

生活に便利・快適な街	14.3%	住民参加のまち	2.9%
観光・レジャーのまち	6.8%	デザインやセンスの良いまち	2.7%
環境にやさしいまち	4.6%	学術・芸術のまち	2.7%
歴史・文化のまち	4.1%	国際交流のまち	2.3%
地場産業が盛んなまち	3.4%	農林水産業が盛んなまち	2.3%
スポーツのまち	3.3%	健康増進・医療福祉のまち	2.0%
教育・子育てのまち	2.9%	I T・先端技術のまち	1.0%



(6) 外国人来訪者の特徴

ア「広域関東における調査事業」による把握

平成29(2017)年度に本市も加入する一般社団法人関東観光広域連携事業推進協議会5により実施された「広域関東における調査事業」の結果から、外国人来訪者の特徴は次のとおりとなっています。

本調査は、東京に一極集中する外国人観光客を広域的に拡大させるため、広域関東1都10県にまたがる「東京圏大回廊」エリアにおける訪日外国人の動態を把握し、現状を踏まえたプロモーション施策案を検討することを目的として実施されたものです。

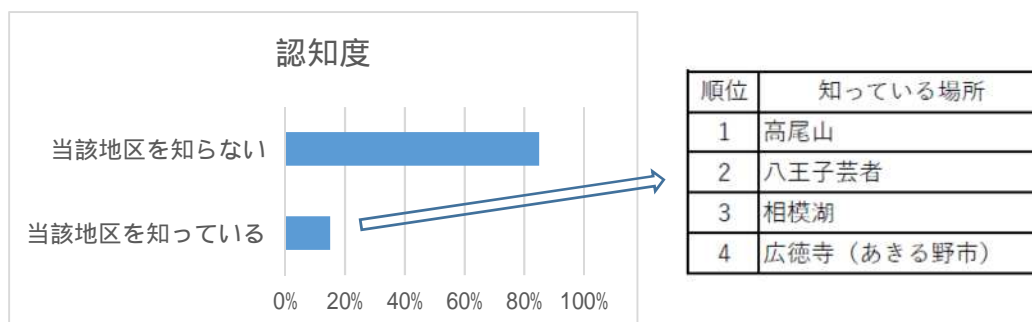
この調査結果は、本市と連携する八王子市、あきる野市、大月市、都留市の5市で構成する「高尾山・リニア地区」の調査結果となっています。



【結果概要】

成田空港における聞き取り調査

主要ゲートウェイである成田空港において、高尾山・リニア地区内のスポット（高尾山、相模湖、猿橋など）で知っているものがあるかとの調査（アンケート約1,000件）で、約15%の方が知っているものがあるとの回答でしたが、そのほとんどは「高尾山」との回答でした。本市エリアでは、相模湖が第3位に入っています。



Wi-Fi利用履歴及びGPSログ6による動態調査

この調査は、訪日外国人向けのWi-Fi接続アプリである「Travel Ja

pan Wi-Fi」の利用履歴及びGPSログ（平成29（2017）年1月～12月）を活用した調査となっています。

「高尾山・リニア地区」に訪問する外国人の傾向は、次のとおりです。

高尾山・リニア地区の傾向							端数処理の関係で合計が100%にならない場合あり	
国籍分布								
東アジア	台湾	東南アジア	タイ	欧州	アメリカ	オーストラリア		
15.1%	15.7%	10.5%	20.8%	10.6%	21.5%	5.7%		
性別分布			年代分布					
男性	女性	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代以上	
55%	45%	4%	35%	29%	19%	10%	2%	
宿泊率			リピート率					
来訪数	宿泊数	宿泊率	全地区平均	当該地区				
6131	850	13.90%	30.20%	20.90%				
滞在時間分布								
1時間未満	2時間未満	3時間未満	9時間未満	24時間未満	24時間以上			
50.4%	17.1%	9.3%	15.5%	4.7%	2.9%			

宿泊率の詳細

期間 項目	1月～3月			4月～6月			7月～9月			10月～12月			全期間		
	来訪数	宿泊数	宿泊率	来訪数	宿泊数	宿泊率	来訪数	宿泊数	宿泊率	来訪数	宿泊数	宿泊率	来訪数	宿泊数	宿泊率
東アジア	246	52	21.1%	236	50	21.2%	298	66	22.1%	146	27	18.5%	926	195	21.1%
台湾	277	31	11.2%	273	34	12.5%	237	20	8.4%	176	14	8.0%	963	99	10.3%
東南アジア	194	30	15.5%	218	29	13.3%	91	21	23.1%	143	24	16.8%	646	104	16.1%
タイ	526	29	5.5%	416	22	5.3%	94	14	14.9%	240	18	7.5%	1,276	83	6.5%
欧州	142	19	13.4%	222	26	11.7%	172	19	11.0%	114	21	18.4%	650	85	13.1%
アメリカ	400	79	19.8%	469	69	14.7%	249	50	20.1%	200	52	26.0%	1,318	250	19.0%
オーストラリア	84	—	—	114	—	—	62	—	—	92	12	13.0%	352	34	9.7%
全国籍	1,869	248	13.3%	1,948	239	12.3%	1,203	195	16.2%	1,111	168	15.1%	6,131	850	13.9%

滞在時間の詳細

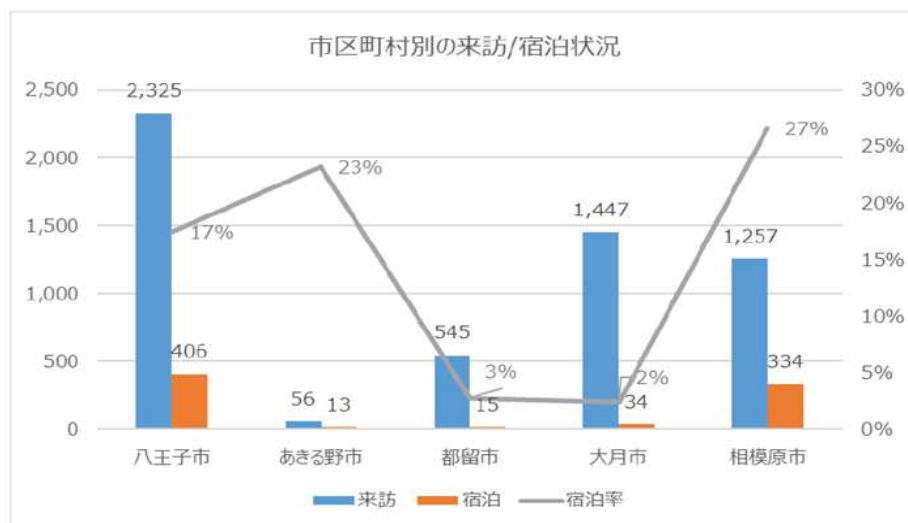
全国籍・四半期別の滞在時間分布

	1時間未満	2時間未満	3時間未満	9時間未満	24時間未満	24時間以上	総数
1月～3月	50.9%	17.7%	9.5%	15.0%	4.1%	2.8%	3,810
4月～6月	51.3%	17.0%	10.3%	15.0%	4.0%	2.5%	3,996
7月～9月	49.2%	16.6%	8.7%	15.8%	6.1%	3.6%	2,369
10月～12月	49.3%	16.8%	8.1%	16.9%	5.8%	3.1%	2,191
全期間	50.4%	17.1%	9.3%	15.5%	4.7%	2.9%	12,366

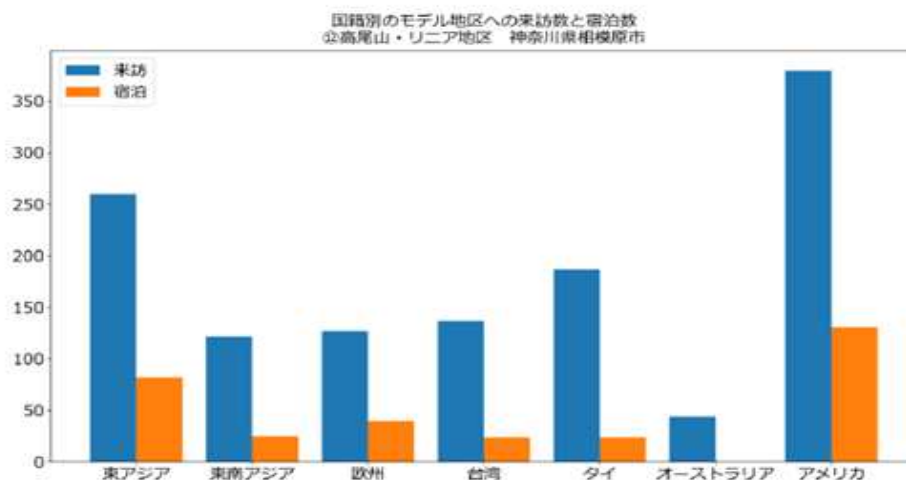
この調査結果では、当該地区の訪問者は、アジア地域6割、欧米豪4割、また、台湾からの訪問者比率が低い傾向（全地区平均25.1%に対し、15.7%）にあり、20代の若年層の訪問が多い傾向にあります。リピーターの訪問傾向からは、訪日が初めての外国人でも訪れるエリアであることが伺え、都心エリアからのアクセスの利便性が関係していると推測されます。

当該地区における宿泊者の割合は極めて低く、日帰り観光地として訪れる旅行者が多いことが伺え、全体的な訪問のピークは、4月～6月の桜や新緑を楽しむ時期となっています。どの季節も、滞在者と通過者が約半数ずつ存在し、滞在者の中でも半日以上の滞在は1割未満であることから、高尾山等での散策や観光・レジャー施設への立ち寄り観光がメインとなっていることが伺えます。

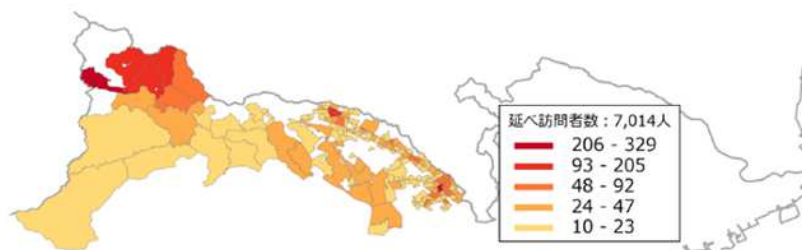
また、「高尾山・リニア地区」の市別の来訪・宿泊状況は次のグラフのようになっており、主な来訪市は、八王子市、大月市、相模原市となっています。あきる野市を除く4市で比較すると、来訪数では高尾山を擁する八王子市への来訪が最も多くなっていますが、宿泊率では相模原市が高くなっています。



なお、相模原市における外国人訪問者の国籍を見ると、次のグラフのとおりアメリカ国籍の方が多く宿泊者も3割程度存在しています。



あわせて、滞在状況を表した図を見ると、相模大野駅周辺の来訪が最も多く、次いで中央道周辺エリアへの来訪が多くなっています。



順位	大字名	延べ訪問者数	順位	大字名	延べ訪問者数
1	相模大野 8 丁目	329	11	相模大野 7 丁目	88
2	相模大野 3 丁目	279	12	南台 3 丁目	82
3	小淵	242	13	大山町	81
4	与瀬	205	13	上鶴間本町 3 丁目	81
5	橋本 2 丁目	139	15	上鶴間本町 1 丁目	78
6	小原	137	16	上鶴間本町 2 丁目	74
7	吉野	134	17	上溝 (番 1)	73
8	橋本 6 丁目	126	18	上鶴間 (1) 7 丁目	71
9	橋本 3 丁目	117	19	東林間 1 丁目	70
10	千木良	92	20	上鶴間本町 4 丁目	59

この調査とは別に、相模大野駅周辺のホテルを対象に外国人利用者の状況について問い合わせをしたところ、外国人利用者の多くがビジネス目的の来訪であり、観光目的の来訪は少ないとの回答でした。利用者の国籍では、アメリカ国籍の方が比較的多いとのことでこの調査の結果と一致しています。

イ 観光案内所への外国人の訪問状況

本市内には、JR 中央本線の相模湖駅と藤野駅の 2 か所に観光案内所があり、平成 30 (2018) 年度の外国人訪問者の状況については、次のとおりになっています。

○ 相模湖観光案内所 (訪問者全体に占める外国人の割合: 約 1.5%)

アジアからの来訪者が約 72% を占めており、その多くは民間テーマパークへの来訪が多い。

また、高速バス (河口湖等方面) の停留所が付近にあるため、その場所を聞きに来る外国人も多い。

○ 藤野観光案内所 (訪問者全体に占める外国人の割合: 約 1.6%)

ヨーロッパ、北アメリカからの来訪者が約 67% を占めており、その多くは周辺のハイキングや地域で行われている体験型プログラム等を目的に訪れる人が多い。

また、地域にある私立学校の関係者などが立ち寄るケースも多い。

平成30年度 観光案内所（相模湖・藤野）外国人来訪者数集計
 （平成30年4月～平成31年3月）

大州	国籍	相模湖	藤野	合計
アジア	韓国	6	2	8
	中国	78	62	140
	台湾	32	10	42
	香港	13	0	13
	タイ	14	6	20
	シンガポール	16	0	16
	マレーシア	8	0	8
	インドネシア	1	1	2
	フィリピン	7	2	9
	インド	22	0	22
	ベトナム	5	0	5
	マカオ	4	0	4
	イスラエル	0	1	1
	モンゴル	1	0	1
	ネパール	5	0	5
	その他アジア（国籍不明）	0	61	61
		小計	212	145
ヨーロッパ	英国	5	1	6
	フランス	4	14	18
	ドイツ	4	2	6
	オランダ	2	0	2
	スウェーデン	0	2	2
	スイス	1	0	1
	フィンランド	0	27	27
	ベルギー	2	2	4
	デンマーク	0	2	2
	ポルトガル	3	0	3
	ウクライナ	2	0	2
	スロバキア	4	0	4
	その他ヨーロッパ（国籍不明）	0	99	99
		小計	27	149
アフリカ	その他アフリカ（国籍不明）	0	2	2
	小計	0	2	2
北アメリカ	米国	37	109	146
	カナダ	1	3	4
	メキシコ	2	0	2
	その他北アメリカ（国籍不明）	0	64	64
	小計	40	176	216
南アメリカ	ブラジル	5	1	6
	小計	5	1	6
オセアニア	豪州	12	6	18
	ニュージーランド	0	4	4
	小計	12	10	22
合計		296	483	779

4 本市の観光に関するセールスポイントと課題

本市の観光に関するセールスポイントと、本市の観光の現状を踏まえた上での課題について主なものを次のとおり整理します。

セールスポイント	課題
<ul style="list-style-type: none"> a. 5つの鉄道路線と2つの高速自動車道があり、交通結節点として優れている。 b. 自然や歴史、文化、芸術等の優れた観光資源になり得るコンテンツが多数ある。 c. 近隣都市との協力連携関係がある。中でも八王子市には国内屈指の観光名所「高尾山」がある。 d. 市内約67kmに及び高尾山を起点とする東海自然歩道7を始めとする自然豊かなハイキングコースがある。 e. リニア中央新幹線の駅及び車両基地が市内に建設される。 f. 圏央道IC周辺の新たな産業拠点の整備などのまちづくりが進められている。 g. 魅力的なアクティビティを有するテーマパークがある。 h. 本市が2020年東京オリンピック競技大会における自転車ロードレース競技のコースの一部が本市緑区内に設定されている。 i. 宮ヶ瀬ダムが全国ダム人気ランキングで1位になった。 j. 公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団が地域連携DMO⁸として観光庁に登録され、市町村をまたぐ広域的な観光振興の展開が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> a. 観光スポットが点在しており、気軽に歩いて周遊できる規模ではない。 b. 体験型プログラムは存在するが商品化が十分ではない。 c. 観光案内板等の多言語化が十分に進んでいない。 d. 呼び込む観光客についてターゲット設定ができていないなどマーケティング視点が不足している。 e. トイレなどの観光客受入環境整備が十分ではない。 f. 地域主導型の推進体制が確立されていない。 g. イベントの効果の検証が不十分 h. イベントや四季折々の自然等、市の観光交流につながる魅力を発信する力が弱い。

第4章 観光振興に関する基本的な考え方

1 観光振興に取り組む背景と目的

第3章で示したとおり本市の人口は、令和元（2019）年をピークに減少へ転じ、少子高齢化が急速に進行すると推計されており、持続可能な地域づくりのため、これまで以上に地域資源の活用と循環経済の構築、そのための多様な主体との協働が求められています。

同様の課題を持つ自治体は全国的に見られ、地域の再生や活性化の有力な手段として「観光」に対する期待が高まっており、長引く経済の低成長や、訪日外国人観光客の増加などを背景として、国内外の観光客の獲得に向けた、都市間の競争が激しくなっています。

本市は、都市のにぎわいに加え、自然、歴史・文化等の多様な地域資源を有する都市ですが、他都市との差別化を図る上でも、今までの計画に新たな視点を加えた施策の検討が必要となっています。

これらの状況を踏まえ、今後の本市における観光振興の取組とは、シティプロモーションと持続可能な地域づくりに資するものでなければならぬと考えています。幅広い多種多様な地域の人や組織と連携しながら、歴史的・文化的・社会的意義を内包しつつ、地域にある様々な資源を活用して誘客を図ることで、産業の発展、雇用の創出につなげるとともに、国内のみならず、いわゆるインバウンド効果を取り込みながら、海外も含めた交流人口を増やすことを目的として、取り組む必要があると考えています。

2 基本理念

住む人が自分のまちに誇りと愛情を持ち、おもてなしの心をもって、「さがみはら」の良さを広く発信し、訪れた方がそれを楽しみ、さらにそこから交流の輪が広がり、国内外から多くの人々が集い・交わる観光交流都市を目指すという観点から、現計画の基本理念を継承しつつ、次のとおり定めます。

ひと・まち・自然・文化が奏でる観光交流都市 さがみはら
～住んでよし、訪れてよしのさがみはらを目指して～

3 目指すべき将来像

第3次新相模原市観光振興計画では、次の3つの将来像の実現を目指します。

国内外からの交流人口の増加に伴う、既存産業の発展や新たなビジネスチャンスの創出によって、地域経済の活性化が促進されている。

地域団体や住民、事業者などが自ら楽しみつつ、観光の担い手となって誘客・交流の取組に参画している。

観光客との様々な交流によって、市民が自分たちの暮らす地域の魅力や価値に改めて気がつくことで、シビックプライド 9の醸成が図られている。

4 実現に向けた基本方針

3つの目指すべき将来像の実現に向けて、次の8つの基本方針に沿って施策を展開します。

基本方針1「魅力的な観光コンテンツづくり」

本市は、豊かな自然や歴史・文化など様々な地域資源に恵まれていますが、それらの資源は日本国内の多くの都市で見ることができるものであり、競合する他都市との差別化を図る上でも、それらの資源に触れられる機会の提供方法（ガイドツアー、体験型プログラム等）について磨き上げを行い、本市に訪れたいくなるような魅力的な観光コンテンツづくり（観光商品化）の取組を進めます。

また、本市には数多くのイベントが存在し、それを目的に訪れる方も多く、地域の活性化が図られています。

今後は、イベント事業も観光コンテンツの一つとして捉え、観光振興に対する効果などについて多角的に考察するとともに、新たな視点による事業の位置付と運営の見直しについて、イベントの実施主体である実行委員会等と共に取り組むことで、より本市の観光振興に資する事業となるよう見直しを図ります。

基本方針2「地域主導型の推進体制づくり」

本市の観光振興を推進するため、各観光協会や地域協議会、観光関連事業者、行政など観光振興に関わる各主体の役割を明確にし、相互の連携を図り一体となった体制づくりに取り組むとともに、各主体の事業をより効果的なものとするために観光人材育成・確保に係る取組を進めます。

基本方針3「観光客の受入環境整備の推進」

観光客の利便を向上し、満足度を高めるためにも、トイレや駐車場のほか、案内板やWi-Fi等の受入環境の整備が重要となります。

整備に当たっては多くの費用がかかることから、利用の頻度、集客への効果、民間活力の導入の可能性等について十分に勘案するとともに、「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」に準じ、統廃合を含め計画的な整備を推進します。

なお、整備に当たっては、バリアフリー対応（外国人対応含む。）に配慮し、来訪者が来たいくなる・魅力を感じるような整備を図ります。

基本方針4「効果的な情報発信」

地域資源や施設についてのホームページやSNS等を利用したプロモーションについては、基本方針1の「魅力的な観光コンテンツづくり」とともに考える必要がありますが、コンテンツのターゲット設定や、ターゲットに対する有効な媒体についてのマーケティング視点を持つことが重要であることから、これらを踏まえた戦略的な情報発信とプロモーションに取り組めます。

基本方針 5 「広域的な連携の推進」

現在、八王子市、あきる野市、大月市、都留市及び本市の5市で連携し、各市が持つ特色ある歴史や文化など魅力的な地域資源を生かし、新たな魅力の創造と誘客に向けた取組を進めています。

また、宮ヶ瀬湖では、公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団が地域連携型DMOとして、県、厚木市、愛川町、清川村、地元企業や団体等多様な関係者と連携し、宮ヶ瀬湖周辺地域全体の魅力を向上させる新たな観光地域づくりを進めています。

今後も周辺都市の持つ多様な個性を尊重するとともに、観光資源を集約して発信することで注目度を高めるなど相乗効果を狙った広域的な連携を図ります。

基本方針 6 「MICE誘致・開催支援による観光振興」

宿泊やアフターコンベンション 10 など通常の誘客よりも大きな経済効果が期待できるMICE 11 の誘致に際しては、本市が持つ観光資源を生かし、観光関連団体や行政等が総ぐるみで取り組むことが不可欠です。本市が持つ強みを一元的に集約・発信し、誘致に結び付けるとともに、誘致及び開催支援組織の育成に取り組めます。

基本方針 7 「各種ツーリズムの推進」

観光客のニーズが多様化する中、スポーツ、芸術、歴史なども含め、様々なものを観光資源として捉えていく必要があります。

2020年東京オリンピック競技大会自転車ロードレース競技を契機としたサイクルツーリズムを始めとするスポーツツーリズム 12 や農業体験や古民家を活用したグリーンツーリズム 13、地域を深く知り、体験する歴史文化ツーリズムの推進など、本市の持つ多様な資源を生かした各種ツーリズムの推進により地域経済の活性化につなげます。

基本方針 8 「多様な産業との連携による観光交流の創出」

農林業、商業・サービス業、工業等、産業の垣根を越えた様々な連携による観光施策を推進し、本市の魅力を創出・発信することで、国内外からの訪問客を増やし、新たな産業の創出につなげます。

また、本市では圏央道インターチェンジ周辺の新たな産業拠点の整備などのまちづくりが進められているとともに、リニア中央新幹線の駅設置及び車両基地の建設など、全国でもまれに見る大規模プロジェクトも進行中であり、こうしたまちづくりやプロジェクトの進展に合わせ、それらを生かした観光交流拠点の創出について検討を進めます。

第5章 実現に向けた施策展開

第4章で掲げた目指すべき将来像の実現に向けて、8つの基本方針に沿って進める主な取組の内容を現状と課題を踏まえ、次のとおり整理します。

【基本方針1「魅力的な観光コンテンツづくり」】

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・相模川流域、津久井地域において、11の地域別観光振興計画が策定され、地域住民や団体等により、自然、歴史、生活文化といった地域資源の発掘と磨き上げを通じた体験・交流型の観光コンテンツ（見るだけの観光ではなく、学習や体験ができるもの）が開発され展開されている。 ・市内では数多くのイベントが実施され、多くの方が訪れている。 ・新たな観光土産の発掘等を目的として、「さがみはらスイーツフェスティバル」を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で提供している観光コンテンツにおいて、参加費を徴収しているケースもあるが、その多くは採算にのらず、ボランティアベースの活動が多い。（収益化） ・ターゲット設定などのマーケティング視点が足りない部分がある。（マネジメント） ・地域間の連携が図られていない。 ・イベントについては、多くの来場者が訪れている一方で、地元への経済効果が薄い面がある。（プラスアルファの要素が必要となっている。） ・一部の実行委員会では、高齢化による担い手不足などが課題になっている。 ・食品や産品における相模原市のイメージが低い。
主な取組の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動主体に対する専門家の派遣体制の整備 ・地域間の交流・情報交換の場の設置 ・市内体験型観光コンテンツの集約 ・スポーツやアートなどの体験・交流型コンテンツの開発 ・NPOなどとの協働による観光コンテンツづくり ・民間事業者との連携による観光コンテンツづくり ・イベント事業の磨き上げ ・大学等との連携による若い世代のイベント実行委員会への参画の促進 ・相模原市を特徴付ける食や特産品の開発及び広報支援 	

基本方針 2 「地域主導型の推進体制づくり」】

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・相模川流域、津久井地域において、11の地域別観光振興計画が策定され、住民や団体等により、地域資源を活用した観光振興が図られている。 ・観光人材の育成事業として、観光に関する意識啓発やホスピタリティの醸成等の研修会を実施している。 ・（一社）相模原市観光協会を始め地域の観光協会に対し支援を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域マネジメントを担える人材が不足している。（専門性のある人材の育成・確保） ・観光ガイドやコーディネーター、あるいは外国人観光客の対応等、専門性をもって観光を支える人材育成に関する機会の提供が不足している。
<p>主な取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成支援の強化 ・観光協会の機能強化と運営支援 ・関係団体・企業との連携、ネットワーク構築 ・地域の語り部、伝統文化の匠などの相模原市観光マイスター 14の発掘・活用 	

【基本方針 3 「観光客の受入環境整備の推進」】

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・本市が管理する観光施設は、宿泊施設である相模川清流の里をはじめ、キャンプ場や温泉施設、トイレのほか遊歩道など多種多様な施設が存在する。 ・宿泊施設等では、機器の劣化による故障などが、度々発生している。 ・トイレの洋式化が進んでおらず、利用者からは「使いづらい」「汚い」などの声が寄せられているものもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設（トイレ、案内板等）に係る詳細な現状把握が必要である。 ・老朽化した観光施設の改修や取壊しといった既存施設の在り方や活用方策についての議論が必要となっている。（ハード系マネジメント） ・障害者対応や外国人対応が十分でない面がある。（バリアフリー化） ・改修や整備のための予算確保 ・民間施設との連携
<p>主な取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の現状把握と将来に向けた統廃合を含めた整備計画づくり ・整備計画に基づく観光施設の改修・更新 ・ユニバーサルツーリズムの視点に立った環境整備の推進 ・外国人観光客に対する環境整備 ・宿泊施設の誘致 ・鉄道やバスなどの利便性の向上 ・広域的な交通ネットワークの構築 	

【基本方針4「効果的な情報発信」】

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・観光パンフレットの作成や各観光協会のホームページでの情報発信のほか、観光PRイベントなどで情報発信を行っている。 ・観光案内とともに情報発信機能を担う施設として、相模湖観光案内所、藤野観光案内所を運営している。また、案内所機能とともに地域産品の直売所としての機能を持つsagamix（さがみっくす）、津久井湖観光センターを設置している。 ・主たる情報源となるホームページについては、各観光協会等において地域単位の観光情報の収集・提供がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が全市的な観光情報を一元的に閲覧できるものがない。 ・SNSでの情報発信において更なる工夫が必要 ・マーケティング視点の欠如。 ・シビックプライドが低い。
<p>主な取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットの絞り込みによる効果的なプロモーション ・ターゲットに応じた情報発信手法の選択 ・SNSの活用・動画による情報発信 ・海外に向けた魅力の発信 ・観光情報提供に係るホームページの改修（一元的な情報発信） ・観光情報の発信を担う既存施設の更なる活用 ・地域の誇りや愛着の醸成 	

【基本方針5「広域的な連携の推進」】

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客からの注目度を高めるため、歴史的な魅力が高い甲州街道を中心とした周辺市（八王子市、あきる野市、大月市、都留市及び本市の5市）で連携し、各市の魅力を集約して情報発信するとともに、共同で観光プロモーションを実施するなど、新たな魅力の創造と誘客に向けた取組を進めている。 ・地域連携型DMOである公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団中心に、県及び周辺市町村等と連携を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・八王子市等との5市の連携については、現段階では令和2年度までの予定となっており、今後の継続について検討を進める必要がある。 ・近接する町田市、上野原市等との連携不足
<p>主な取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携の継続及び強化 ・新たな広域連携体制の構築 	

【基本方針6「MICE誘致・開催支援による観光振興」】

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ M I C E 振興に向けた準備段階として、相模原市におけるM I C E 振興に係る方向性等の検討を始めたところである。 ・ (一社)相模原市観光協会が策定した5カ年計画において、取り組む事項の一つとしてM I C E 振興に向けた準備事業、M I C E の誘致・開催支援が掲げられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ M I C E 振興に関する基本的な考え方の整理 ・ M I C E 受入可能施設の整理とデータベース化 ・ 民間施設等との協力体制の構築
<p>主な取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M I C E 誘致、開催支援体制の構築及び支援組織の整備・育成 ・ 受入可能施設の整理と会議誘致等の実施 ・ 市内事業者等への支援、メニュー開発の実施 	

【基本方針7「各種ツーリズムの推進」】

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然や歴史、文化、芸術等の優れた観光資源になり得るコンテンツが多数ある。 ・ 相模原市は2020年東京オリンピック競技大会における自転車ロードレース競技のコースの一部が本市緑区内に設定されている。 ・ 相模川流域、津久井地域において、11の地域別観光振興計画が策定され、地域住民や団体等により、自然や歴史、生活文化といった地域資源の発掘と磨き上げを通じた体験・交流型の観光コンテンツ(見るだけの観光ではなく、学習や体験ができるもの)が開発され展開されている。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光客のニーズが多様化する中、スポーツ、芸術なども含め、様々なものを観光資源として捉えていくことが求められている。 ・ 自転車ロードレース競技の開催を契機としたレガシー 15の創出に向け、本市の多様な地域資源を生かしたサイクルツーリズムの推進を積極的に図っていく必要がある。 ・ 文化・芸術を生かしたツーリズムの充実 ・ 地域間の連携が図られていない(再掲)。 ・ 地域資源とユーザー、あるいは旅行事業者を結ぶコーディネーターの不在
<p>主な取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な資源を生かしたツーリズムの推進 ・ 既存の観光コンテンツの磨き上げ ・ サイクルツーリズムの積極的な推進 	

【基本方針 8 「多様な産業との連携による観光交流の創出」】

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・リニア中央新幹線の駅及び車両基地が市内に建設される。 ・圏央道 I C 周辺の新たな産業拠点の整備などのまちづくりが進められている。 ・本市がリーディング産業として位置付けるロボット関連企業の集積がなされつつある。 ・中核的農家や新規就農者に対し、農業の担い手の育成・支援に取り組んでいる。 ・さがみはら津久井産材の活用が徐々に進んできている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業、商業・サービス業、工業等、異業種等の幅広い事業者の連携が不十分
<p>主な取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者との連携 ・リニア車両基地の活用 ・リニア車両基地周辺における観光振興策の検討 ・圏央道相模原インターチェンジ周辺における観光交流の創出の検討 	

第6章 基本施策

基本方針に基づき、次の施策を展開します。

基本方針 1

魅力的な観光コンテンツづくり



施策 1-1

観光コンテンツの開発・商品化に向けた取組

地域の活動主体に対する専門家の派遣体制の整備

観光客の目線で、観光資源や人材を捉え直し、企画開発や販売促進を行えるコーディネーターやアドバイザー等、観光関連の専門家を活動主体に派遣し支援できる仕組みをつくる。

(検討例) 観光庁における観光地域づくりに対する支援メニューの活用

地域間の交流・情報交換の場の設置

協議会間などの交流・情報交換の場を設けることで、ノウハウの共有や連携によるコンテンツづくりの促進を図る。

(検討例) 仮称：地域別計画推進連絡会の設置

市内の体験型観光コンテンツの集約

市内で行われている体験型の観光コンテンツを集約する形で情報発信することで、集客力のアップを図る。

(検討例) 体験型観光を集約したホームページの作成

スポーツやアートなどの体験・交流型観光コンテンツの開発

地域の資源、人材などを生かすとともに、地域間の連携を生かした、体験・交流型コンテンツを開発する。

(検討例) ホームタウンチームとの協働によるコンテンツの開発

神奈川県と連携した相模湖漕艇場の2,000mポートコースの活用

NPOなどとの協働による観光コンテンツづくり

NPOなどとの協働による観光の企画開発やモデル事業を実施する。

(検討例) 仮称：相模原市市民の森予定地を活用した体験型観光コンテンツの開発

民間事業者との連携による観光コンテンツづくり

民間事業者と連携した、マーケティングの視点に立った観光コンテンツの企画と販売促進の仕組みづくりに取り組む。

(検討例) 民間事業者による観光商品化

施策
1-2

イベント事業の更なる磨き上げ

イベント事業の磨き上げ

開催目的等の明確化を図るとともに、収益性や経済効果の高いイベントとなるよう、マーケティングの視点に立ったイベント事業の見直しなどを検討する。

大学等との連携による若い世代のイベント実行委員会への参画の促進

本市で行われているイベント事業について、より魅力あるものとなるよう、若い世代の意見などを取り入れられるような体制づくりについて、検討を進めるとともに担い手確保につなげる。

施策
1-3

魅力ある地域特産品づくり

相模原市を特徴づける食や特産品の開発及び広報支援

本市の資源や特性を生かした食や特産品の開発支援やブランド力強化のため「さがみはらスイーツフェスティバル」等を通じた土産品の発掘、「さがみはらアンテナショップ sagamix（さがみっくす）」等を活用した特産品販売と情報発信に取り組む。



施策
2-1

地域の観光振興を牽引する人材育成

人材育成支援の強化

観光協会や協議会等に対し、持続可能な取組の推進を目的とした、地域マネジメントを担える人材育成のための継続的な研修機会の提供を図る。

(検討例) 公益社団法人日本観光振興協会による教育研修事業の活用

観光協会の機能強化と運営支援

継続的・専門的に観光振興を推進する組織としての機能強化、運営支援を実施する。

(検討例) 観光協会の統合・DMO組織構築の検討

関係団体・企業との連携、ネットワーク構築

相模原市観光協会を中心とした、関係団体・企業との連携によるネットワークの構築を図る。

(検討例) 一般社団法人相模原市観光協会の観光振興部会の活用

観光マイスターを始めとする地域の語り部、伝統文化の匠などの発掘・活用

観光マイスターを始めとする地域の語り部や匠などとなる人材の発掘と、観光関係者等による活用機会の創出を図る。

(検討例) 観光マイスターの更なる活用促進

文化財調査・普及員の活用



施策
3-1

長期的な視点に立った観光施設の整備・維持管理

観光施設の現状把握と将来に向けた整備計画づくり

観光施設の利用状況、老朽化の状況や損傷箇所等の現状把握を行うとともに、既存施設の在り方や活用について検討を進め、長期的な視点を持って整備計画を策定する。

なお、策定に当たっては「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」との整合を図るものとする。

(検討例) 仮称：相模原市観光施設整備計画・維持管理方針の策定

整備計画に基づく観光施設の改修・更新

整備計画に基づき、継続的に観光トイレ等の改修（洋式化、みんなのトイレ導入等含む）を実施する。

本計画でいう観光施設とは、観光・ビジネスの目的を問わず、観光客を集客する力のある施設又は観光客の利便の向上を図るための施設を指し、検討例にある「仮称：相模原市観光施設整備計画・維持管理方針」については、相模原市の観光所管部門で管理する又は管理すべき施設についての方針の策定を想定しています。

施策
3-2

観光ホスピタリティの向上

ユニバーサルツーリズムの視点に立った環境整備の推進

年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが安全・安心に観光を楽しむことができる環境を整備する。

(検討例) サイン表示におけるピクトグラム 16 の採用

観光案内所等でのベビーカー、車いすの貸出し等

外国人観光客に対する環境整備

本市を訪れる外国人観光客が、快適に安心して滞在することができるよう、ホームページ、ガイドブック、観光マップ、案内サイン等の多言語化や案内ガイドの育成を図る。

(検討例) 観光案内所等における翻訳機などの配置

宿泊施設の誘致

観光客の滞在時間延長に向けた、ホテル等の宿泊施設の誘致について検討する。

鉄道やバスなどの利便性の向上

鉄道やバスなど、交通手段の乗り換え利便性の向上を図り、周遊性向上に向けた取組の検討を進める。

三ヶ木バスターミナルなどの交通ターミナル機能の維持確保を図るほか、地域における交通結節点の在り方を検討し、地域間をつなぐ公共交通ネットワークの形成を図り、乗り換え利便性の向上等を検討する。

(検討例) 相模湖駅及び藤野駅までの直通電車の増発・特急の停車
バスの運行回数の充実等、運行サービス水準の向上
スタジアム等におけるバス臨時便の運行

広域的な交通ネットワークの構築

リニア中央新幹線の新駅が設置される橋本駅周辺について、更なる交通結節機能の強化に向け、主要都市、観光拠点などと橋本駅を結ぶ都市間高速バス等の拡充・新設に向けた取組を検討する。



ターゲットに合わせた情報発信

ターゲットの絞り込みによる効果的なプロモーション

この観光コンテンツは誰（年代、居住による地（海外含む。）等の属性）に魅力を感じてもらえるのかといったターゲットを絞り込むことで、より効果的なプロモーション活動につなげる。

ターゲットに応じた情報発信手法の選択

ターゲットとする人に対象の情報が届くよう、ターゲットの属性に応じて、パンフレット等の紙媒体での情報発信と、スマートフォンやタブレットを活用したデジタル媒体での情報発信を適切に選択する。

SNSの活用・動画による情報発信

SNSの即時性、拡散性を生かした情報発信に取り組む。

SNSの種類（Facebook、Twitter、LINE、instagram、youtube等）によって機能や特徴が違うほか、利用する主な年代層も異なるため、ターゲットに応じたSNSの選択による、効果的な情報発信に取り組む。

また、多様な情報を魅力的に伝えることができる動画による情報発信に取り組む。

海外に向けた魅力の発信

外国人観光客の誘客に向け、国際的な観光展示会への出展などを通して、本市の魅力を世界に向けて発信する。

近隣自治体との連携により、それぞれが持つ観光資源を集約して情報発信することで、外国人観光客の目に留まるようにするなど、効果的な情報発信に取り組む。

施策
4-2

観光情報発信基盤の整備

観光情報提供に係るホームページの改修

各団体等が保有する情報を集約・一元化して発信できるような仕組みづくりとともに、より本市の魅力を伝えることができるよう、各観光協会ホームページの更なる充実を図る。

観光情報の発信を担う既存施設の更なる活用

相模湖観光案内所、藤野観光案内所、sagamix（さがみっくす）、津久井湖観光センターについて、更なる観光情報発信の充実を図っていく。

施策
4-3

市民自らの情報発信の促進

地域への誇りや愛着の醸成

市外だけでなく市内への情報発信も充実させることで、市内における観光交流を促進させ、市民が自分たちの暮らす地域の魅力や価値に改めて気がつくことで、市民自らのまち自慢的な情報発信を促進させる。

広域連携の継続及び強化

現在も進めている八王子市、あきる野市、大月市、都留市との連携を継続し、国内外からの観光客の誘客を推進するとともに、車両基地建設を踏まえる中で、宮ヶ瀬湖周辺自治体や公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団との連携強化を図る。

(検討例) 5市連携による観光ポータルサイトの構築
外国人モニターによるモデルコースの開発

新たな広域連携体制の構築

近接する町田市、上野原市等との観光に関する広域連携体制の構築について検討を進める。

(検討例) 首都圏南西部国際都市群の創出プロジェクトでの取組

基本方針
6

M I C E 誘致・開催支援による観光振興



施策
6-1

M I C E 振興に係る方向性等の検討

M I C E 誘致、開催支援体制の構築及び支援組織の整備・育成

開催支援体制の構築や支援組織の整備、民間施設等との協力体制を構築するため、M I C E 振興に関する基本的な考え方を整理する。

(検討例) 一般社団法人相模原市観光協会との協働による検討

施策
6-2

会議等の誘致、開催支援の実施

受入可能施設の整理と会議誘致等の実施

M I C E 受入可能施設の整理とデータベース化を進めるとともに、市内既存施設等の活用による会議等の誘致、開催支援を実施する。

施策
6-3

観光への波及効果を高める取組の実施

市内事業者等への支援、メニュー開発の実施

会議等実施前後における市内への誘客を促進するため、観光事業者等の受入体制の構築・メニュー開発を支援するとともに、会議参加者等に適した観光資源への磨き上げを図る。

(検討例) 事業者向けセミナー等の実施

テクニカルビジット 17 の推進

ユニークベニュー 18 の開発

基本方針
7

各種ツーリズムの推進



施策
7-1

多様なニーズに対応した観光プログラムの提供

多様な資源を生かしたツーリズムの推進

観光客の多様なニーズに対応するため、スポーツツーリズムやグリーンツーリズムなど各種ツーリズムを推進する。

既存の観光コンテンツの磨き上げ

地域住民や団体等による体験・交流型の観光コンテンツなどの把握・磨き上げを行うとともに、回遊性向上のための地域間連携の促進を図る。

施策
7-2

オリンピックレガシーの観光資源としての活用

サイクルツーリズムの積極的な推進

相模原市は2020年東京オリンピック競技大会における自転車ロードレース競技のコースの一部が、本市緑区内に設定されており、これを契機として自転車を活用した観光振興に取り組む。

(検討例) 観光施設等におけるサイクルラック 19等の段階的な整備

輪行 20 サイクリストに向けた組立スペースの確保

自転車振興施設の設置の検討

国道413号のオリンピックロードが通る市町村との連携

他市町村との連携による広域的なサイクリングコースの検討

基本方針
8

多様な産業との連携による観光交流の創出



施策
8-1

産業の垣根を越えた連携体制の確立

特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者との連携

農林業、商業、サービス業や工業など産業の垣根を越えた連携体制の構築を図り、本市の魅力を生み出し発信することで、国内外からの訪問客を増やし、新たな産業の創出につなげる。

施策
8-2

大規模プロジェクトの進行に合わせた観光振興

リニア車両基地周辺における観光振興策の検討

観光交流の核となるよう車両基地を有効活用する。
車両基地に近い宮ヶ瀬湖を中心に厚木市や愛川町、清川村などの周辺自治体や公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団等と連携しながら魅力ある周遊ルートの形成等について地域とともに検討を進める。

(検討例) 車両基地を中心とした、リニア・ロボット・宇宙を集約した本市ならではの産業観光 21 の推進や周遊ルートの形成

圏央道相模原インターチェンジ周辺における観光交流の創出の検討

圏央道相模原インターチェンジ周辺では、地域資源である「農業」、「観光」及び「交通」を生かした観光交流の創出に向けた検討を進める。

基本施策を踏まえた事業戦略

基本施策を展開するに当たり、大きく市域を2つのゾーンに区分し、本市へ訪れる人の流れを考慮した事業の展開を図ります。(次項「基本施策を踏まえた事業戦略図」参照)

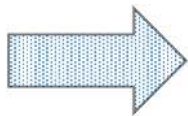
相模原市に観光にぜひ行ってみたい、機会があれば行ってみたいと思う人の割合(相模原市への観光意欲度)を向上させることを念頭に、都心から近距離にある、首都圏の貴重な自然環境と豊富なアクセス手段を生かし、市内の魅力的な観光資源をPRし、誘客を図ります。

なお、情報発信に当たっては、ターゲットとする観光客の行動モデル(たびまえ たびなか たびあと)に合わせ、適切な情報発信を図るものとします。

〔観光客の行動モデル〕

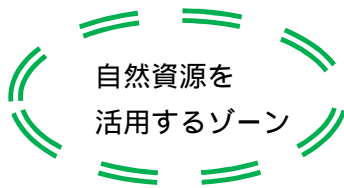


《事業戦略図の説明》



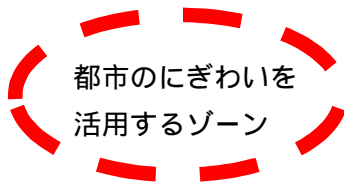
誘客の流れ

市外から鉄道や高速道路を利用して、相模原市へ訪れる人の流れを表しており、豊富なアクセス手段と東京都心から40km圏内という地理的優位性を生かした誘客を図る。



自然資源を
活用するゾーン

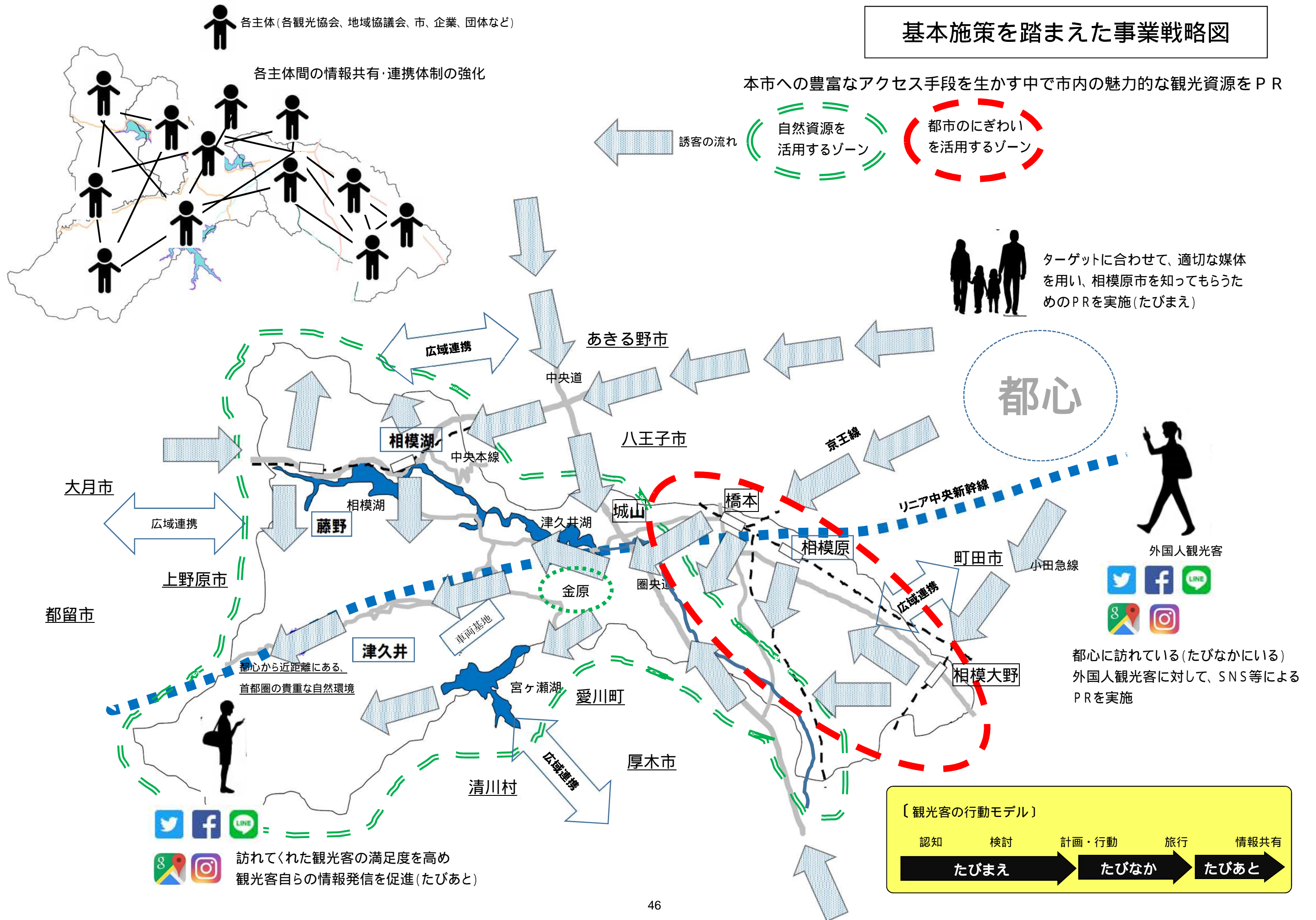
自然資源のほか歴史や文化、芸術等様々ものを観光資源として捉え、体験型観光コンテンツの充実等を図るゾーン



都市のにぎわいを
活用するゾーン

商業地やイベントなど都市のにぎわいを活用した誘客を図るとともに、本市観光の玄関口として、効果的な情報発信により、自然資源を活用するゾーンへの誘導を図るゾーン

基本施策を踏まえた事業戦略図



第7章 各エリアにおける基本方針

前計画である「第2次相模原市観光振興計画（新相模原市観光振興計画）」において定めていた、「エリア別計画」については、エリア別区分を引き継ぐとともに、エリア別計画で定めていた基本的方向や展開方向のほか、現在、地域で進められている取組（11の地域で策定されている地域別計画における取組）を踏まえつつ、今回定める計画の趣旨に沿って整理し、本計画においては、エリア別計画という名称は用いず、各エリアにおける基本方針として定めるものとします。地域での観光振興を目的に組織された協議会等での取組は、本市の観光振興にとって重要なものであることから、今後もそういった取組に対し、支援を継続するものとします。

【エリア別区分について】

本市には、地勢や歴史などさまざまな個性を持つ地域があります。各地域の個性を生かしながら観光振興を推進するため、観光資源の状況や地域資源のよりどころとなっている水系や山岳系などを考慮したエリアを設定しています。

エリアは、都市のにぎわいや景観を楽しむエリア、相模川、道志川、津久井湖、宮ヶ瀬湖、相模湖の水系を中心とするエリア、陣馬山、丹沢山塊の山岳系を中心とするエリアの他、牧野の里山を中心とするエリアの9つに区分しています。

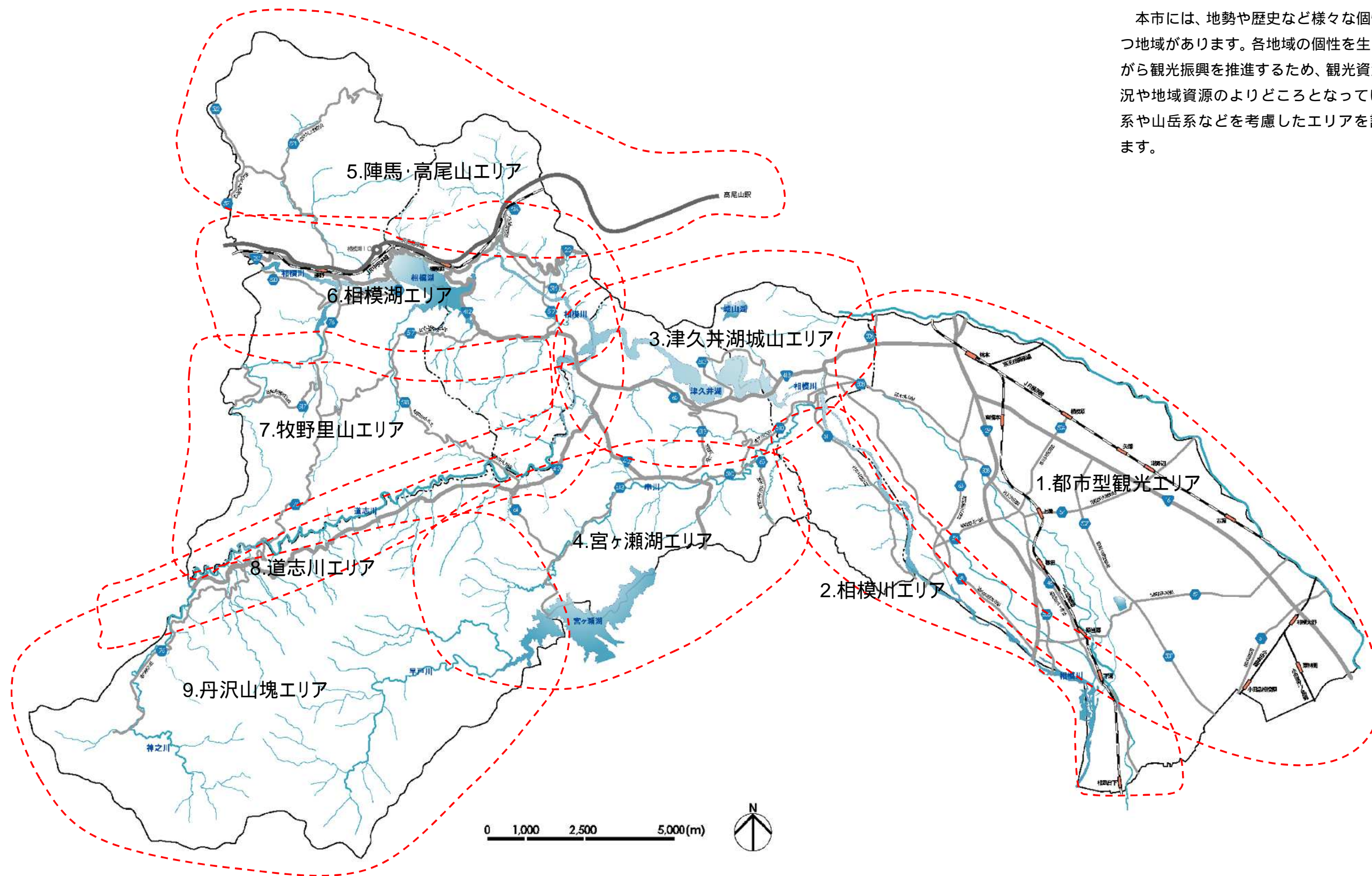
都市型観光エリア
相模川エリア
津久井湖城山エリア
宮ヶ瀬湖エリア
陣馬・高尾山エリア
相模湖エリア
牧野里山エリア
道志川エリア
丹沢山塊エリア

エリア別区分の狙いは、本計画における基本理念「ひと・まち・自然・文化が奏でる観光交流都市 さがみはら」を具現化するために、合併前の旧市町の枠を越えて、市域全体から捉えた地域資源の特徴あるまとまりを積極的に生かすことにあります。

ここでのエリアは必ずしも固定的なものではなく、観光振興に寄与する戦略的なエリアであり、設定されたエリアの特徴を生かして観光振興に取り組むことが重要となります。

エリア別区分

本市には、地勢や歴史など様々な個性を持つ地域があります。各地域の個性を生かしながら観光振興を推進するため、観光資源の状況や地域資源のよりどころとなっている水系や山岳系などを考慮したエリアを設定します。



都市型観光エリアにおける基本方針

大規模公園や緑地等を生かした魅力づくり

市街地に近接した、木もれびの森や大規模な公園、緑道や桜並木など、まとまった花とみどりの資源を生かすことで、花とみどりに包まれた住宅都市としての彩りを前面に押し出し、このエリアならではの魅力づくりを行います。

調査研究施設等の観光への活用

観光ニーズの多様化が進む中、「博物館」や「JAXA相模原キャンパス」などは、知的好奇心を刺激する魅力的な観光資源として、更なる活用方を検討します。

また、世界をリードする最先端技術を備えた企業や大学、大規模な物流施設等が集積していることから、それぞれと連携を図りながら、第一線で活躍する研究者、技術者の会議の誘致や視察ツアーを行うなど新たな観光プログラムの構築に取り組みます。

多様なイベントを通じた魅力の発信

市民まつり、上溝夏祭り、橋本七夕まつり等のイベントや各地域の伝統的な行祭事、多くの若者が参加する新たなイベントなどを効果的に情報発信するとともに、地域の活性化につなげていきます。

3拠点（橋本、相模原、相模大野）の特性を生かした都市の魅力の向上

街並みや文化施設のほか、商業施設や商店街等でのショッピング、食事を楽しみながら都市の魅力を享受する都市型観光を推進します。

リニア中央新幹線の開業や小田急多摩線の延伸構想を見据え、新たな交流を生む本市の玄関口として、また、津久井地域などへの回遊の起点として、情報発信や観光案内機能の拡充を図り、外部との交流、内部人材育成等の施策の積極的な展開を図ります。

ビジネス客の取り込み

当該エリアに宿泊に訪れる外国人はビジネス目的が多いため、本市の観光情報をアピールするとともに、ナイトタイムエコノミー 22 の取組を進めることで、市内の周遊を促進します。

また、MICE振興に向けて、企業や大学等の会議の誘致、アフターコンベンションの取組を進めます。

都市における観光農園の魅力の発信

このエリアには、「たまご街道」のほか、ブルーベリーの摘み取りやイチゴ狩りができる「観光農園」が存在することから、これらの魅力を効果的に情報発信します。



相模川エリアにおける基本方針

鮎が泳ぐ清流相模川としての魅力発信

相模川は古くから「あゆ川」と呼ばれているように鮎釣りの名所としても知られ、夏には多くの釣り客でにぎわいます。こうした相模川の自然環境を生かし、水に親しむことができるレクリエーション拠点として、キャンプ場の活用促進とその周辺的环境整備を進めるなど観光交流を促進します。

相模川エリアの自然、歴史・文化などの結びつきの強化

相模川沿いの豊かな自然環境や遺跡、歴史的建造物、大凧など、特徴ある地区の自然、歴史・文化などの結びつきを強め、相模川エリアならではのストーリー性のある観光メニューづくりに取り組みます。

相模川エリアでの連携による観光コンテンツの開発と効果的な情報発信

相模川を軸に小倉橋や市営キャンプ場、相模川ふれあい科学館、新堀用水路（烏山用水）、芝ざくらライン、相模の大凧センターなどの観光資源が点在するとともに、地域主体により、多くの祭り・イベントが積極的に行われています。

これらの地域資源の磨き上げをさらに進め、相模川の恵みやふれあいをテーマに関係団体・機関等が連携し、新たな観光コンテンツの開発、効果的な情報発信を行います。



津久井湖城山エリア

城山をシンボルとする歴史、自然のルート化

城山地区と津久井地区の歴史資源や自然資源、民俗資源などを、津久井城跡が残る城山を中心に津久井湖、城山湖を全体的に捉えることによって、一つの文化・観光圏として、新たに地域資源の結びつきを捉え直し、新たなルート設定や効果的な情報発信を行い、観光資源として生かしていきます。

津久井地域への観光交流の入口づくり

津久井地域への観光交流の入口として、市内のみならず、圏央道を利用する市外からの来訪者に向けて、魅力づくりを進めていきます。

里地・里山としての地域資源を生かした観光振興

農業体験や伝統食の料理体験など、地域の暮らしや文化を体験できる観光プログラムの実施などにより、首都圏からの日帰り圏としての里地・里山の活用の可能性を広げていきます。

圏央道相模原インターチェンジ周辺における観光交流の創出の検討

圏央道相模原インターチェンジ周辺では、地域資源である「農業」、「観光」及び「交通」を生かした観光交流の創出に向けた検討を進めます。

サイクルツーリズムの推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の自転車ロードレース競技の開催を契機とし、サイクルツーリズムを推進するため、観光施設等におけるサイクルラックの設置等の利便施設の整備に取り組むとともに、地域で行われている自転車レースなどのイベントとの連携を進めます。



宮ヶ瀬湖エリア

宮ヶ瀬湖を中心とする魅力ある周遊ルートの形成

日本の「ダム湖100選」の宮ヶ瀬湖とその周辺を中心とするこのエリアには、多くの来訪者が集まっています。

このため、水の郷地区（清川村）やダムサイト地区（愛川町）のほか、日本版DMOとして宮ヶ瀬湖周辺の観光振興の中心的役割を担う公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団との連携強化により、宮ヶ瀬湖を中心とする魅力ある周遊ルートの形成に取り組みます。

また、宮ヶ瀬湖畔から南山地区・葎尾根を含む串川地区全域までを観光・特産物などの地域資源を活用するなど、観光資源化を進めます。

鳥居原ふれあいの館^{いえ}の更なる利用促進

鳥居原ふれあいの館^{いえ}は年間を通じて車やオートバイ、自転車によるドライブやサイクリングの休憩や新鮮な農産物を求める人々でにぎわっています。

このため、鳥居原ふれあいの館^{いえ}を中心とした周辺地域全体への観光振興について検討を進めるとともに、本市が2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の自転車ロードレース競技のコースになっていることを踏まえ、サイクリングにおける休憩所としての機能を強化することで、サイクリスト 23の誘客を促します。

リニア車両基地の観光への活用に係る検討

車両基地に近い宮ヶ瀬湖を中心に、厚木市や愛川町、清川村などの周辺自治体や交通事業者、公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団等と連携しながら、車両基地の観光への活用に係る検討を地域とともに進めます。



陣馬・高尾山エリア

高尾山からのハイカーの誘導

高尾山から小仏城山、景信山を経て陣馬山まで至るコースは、年間登山者数が世界一とも言われる高尾山から続くハイキングエリアとなっています。

また、高尾山を起点として始まり大阪の箕面まで続く東海自然歩道は、本市において、小仏城山を経由し、嵐山や石老山などを通っています。

こうしたハイキングコースの魅力を生かすとともに、このエリアに訪れた人々が、歩くことを通してこの地域の自然や文化に触れ、潤いを感じ、快適な時間の中で活力を得ることが出来るよう、ハイキングコースの充実とハイカーの誘導に取り組みます。

歴史的資源を活用した観光振興

歴史的資源としての小原宿本陣やエリア内に点在する古民家などを活用し、ハイカーや歴史探訪の愛好家等の誘導を進めます。

グリーンツーリズムの推進

和田の里などで盛んに行われているグリーンツーリズム事業を通じ、地元住民との触れあいの場を更に拡大するとともに、相模湖地区と藤野町地区に広がる相模湖から北側のエリアを一体的に捉えることによって、回遊性を高め、地域の活性化を進めていきます。



相模湖エリア

相模湖地区、藤野町地区の連携強化

相模湖地区、藤野地区、それぞれの地区が持つ個性を生かすとともに連携強化を図り、このエリア全体の魅力を向上します。

歴史・自然・芸術などを生かした観光振興

小原宿本陣等甲州道中沿いの歴史的資源や、藤野園芸ランド、芸術の道、ハイキングコース、日帰り温泉などの地域資源を組み合わせた多様なプログラムを開発し、回遊性を高めます。

相模湖畔の活用

釣りや遊覧船などの水辺のレジャーを生かすとともに、周辺の観光資源と連携しながら魅力を磨き、相模湖の新たな魅力づくりを進めます。

また、相模湖漕艇場にはボートレース競技の2,000mのコースが新設され、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、カナダのボートチームが事前キャンプを開催することが決まっているほか、今後、全国クラスの大会等の誘致が期待されています。

こうした資源の観光への活用についても検討を進めます。

民間テーマパークとの連携強化

民間テーマパークのもつ集客力を生かした観光振興を図るとともに、連携を強化し、地域観光情報の発信などに協働で取り組みます。

観光案内所を拠点とした誘客の推進

相模湖観光案内所や藤野観光案内所の来訪者の受入体制の充実を図ることで、津久井地域への観光交流の入口としての機能強化を進めます。



牧野里山エリア

癒しの温泉のアピールによる誘客推進

エリア内には直線距離 5 km以内に藤野やまなみ温泉、青根緑の休暇村いやしの湯など、複数の温泉が近接しています。それぞれの特徴を明確にしながらか断的なネットワーク化を図り、集積効果を生かしていきます。

集落ごとのおもてなしの磨き上げ

このエリアには、温泉のほかにも芸術や里山、郷土芸能など多様な資源が存在し、各集落では自然体験や交流事業や芸術に関する様々な活動などが盛んです。

温泉がエリアの集客要因の代名詞となり、温泉を核としながらか里山の景観や郷土芸能、地域の特産品など、身近な里地里山の良さをアピールし、各種事業の推進を図ります。

体験型観光コンテンツを活用した観光客増加に向けた取組

藤野芸術の家における陶芸や木工、ガラス工芸等の芸術体験や、藤野園芸ランドにおける旬の野菜の収穫体験等を活用した体験型観光を促進します。また、篠原の里センター等宿泊交流施設の活用も提案していきます。

藤野里山体験ツアーを通して、そこに暮らす人と交流しながら里山の暮らしを楽しんでもらうことで、地域の魅力の発信と、更なる誘客やリピーターの増加につなげていきます。

登山コースの提案による観光客の誘致

関東百名山のひとつであり、(仮称)相模原市市民の森としての整備が予定されている石老山の魅力発信し、手軽に登れるコースの提案を行うことで、日帰りのハイカーや登山初心者呼び込みます。

農と芸術を生かした里山体験

芸術村構想から始まった藤野地区において、様々存在する芸術関連施設や、農業を中心とした事業を行う団体と連携し、農と芸術を生かした里山体験型観光による誘客を図ります。

また、藤野観光協会の行う定住、移住の取組をリンクさせることで、訪れた方が将来おもてなし側として活躍する等、人材確保にもつなげていきます。



道志川エリア

青根緑の休暇村いやしの湯を核とした観光振興

年間10万人近い人が訪れる青根緑の休暇村いやしの湯を核として、その誘引効果を生かしながらか周辺の地域資源の発掘と観光資源化を進めます。

あわせて、施設の充実等に向けた適切な維持管理の方針などについて検討を進めます。

また、隣接する他のエリアや山中湖方面へ移動するための通過地点でもあるため、他のエリアとの連携による観光客の誘導に取り組みます。

キャンプ場などアウトドアのメッカとしての魅力発信

道志川の澄んだ流れと豊かな緑の中で、青根地区、青野原地区には多くのキャンプ場が集積しており、ゆったりとキャンプを楽しみたい人に対して、これらの魅力を効果的に情報発信することで、更なる誘客を促します。

また、キャンプ場施設の更なる充実や農地を活用した農業体験などとの効果的な連携を促進します。

自転車ロードレース競技のコースの活用

国道413号は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における自転車ロードレース競技のコースになっており、これらを効果的に情報発信するとともに、サイクリストが立ち寄りやすい環境の整備に取り組みます。



丹沢山塊エリア

丹沢山塊の雄大な自然をアピール

このエリアは、神奈川県最高峰の蛭ヶ岳周辺及び檜洞丸の1,600mを超える山岳地帯などの恵まれた自然環境を有しており、丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の区域の一部にもなっています。

東海自然歩道を中心とする登山エリアでありながら、都心や横浜市内から短時間でアクセスが可能で、山麓ハイキング、小屋泊まりの縦走、積雪期の本格的な登山、沢登りなど、登山愛好家にとって本格的な登山が楽しめるとともに、初心者でも親しめる登山ルートもある貴重なエリアとなっています。

これら自然資源の魅力を効果的に情報発信するとともに、その優れた風景地を保全しながら、眺望地点や遊歩道・トイレ等の整備・改修のほか、駐車スペースの確保などを進めます。

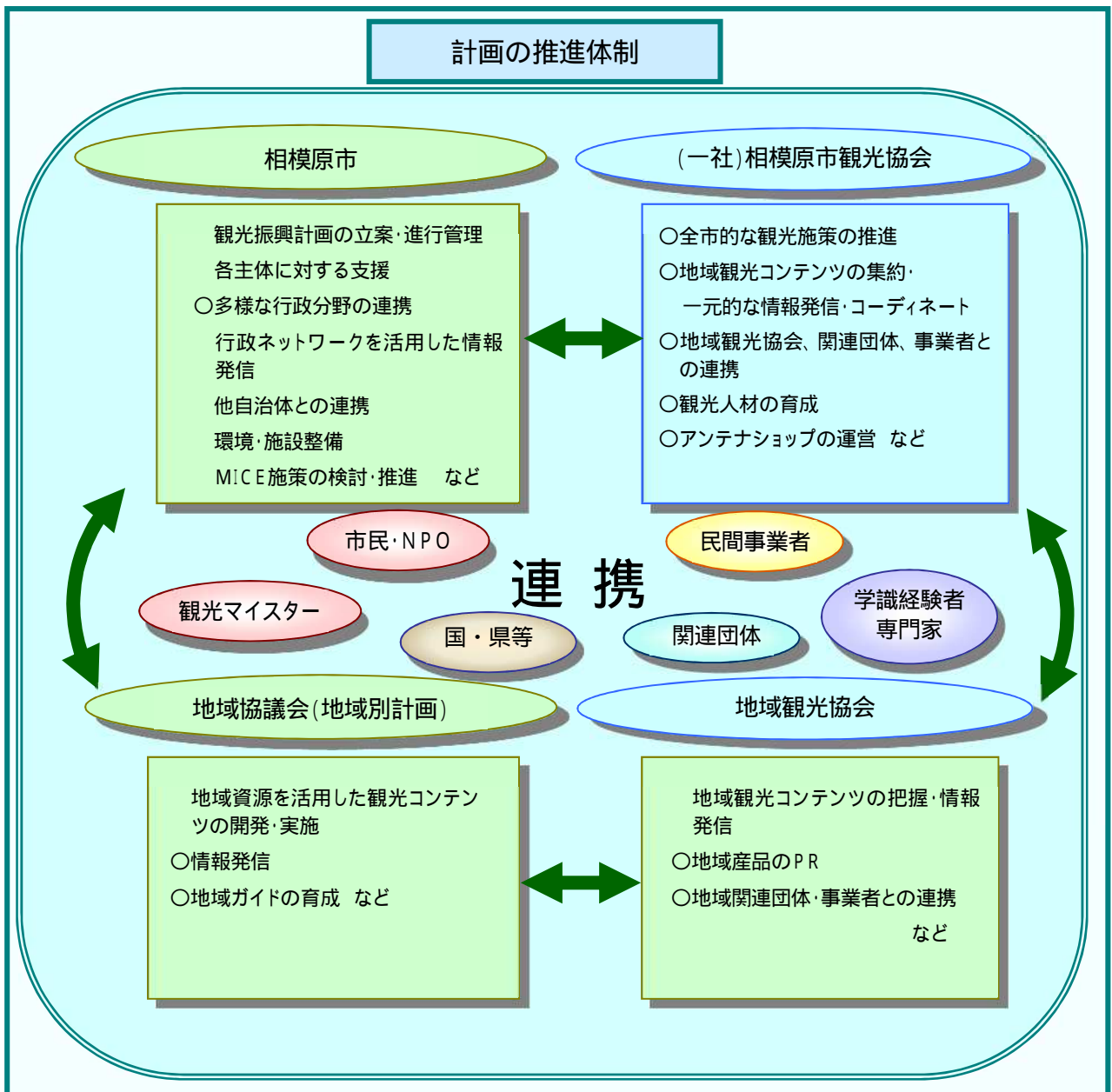


第8章 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市民・NPO、民間事業者、関係団体、観光協会、行政がそれぞれの役割を担い、協働の認識のもとで各施策を展開する必要があり、施策の効率のかつ効果的な事業展開を図る観点から、互いに連携しながら計画的に事業を推進します。

観光振興の基本となる企画立案、観光情報の収集発信など、全市的な取組が必要となる施策・事業については、市と一般社団法人相模原市観光協会が連携して全体的な仕組みづくりやコーディネート機能を担い、市民・NPOや民間事業者などとの協働により進めていきます。

あわせて、地域別計画を踏まえた市民等の自主的・主体的な取組を最大限発揮できる体制を構築します。具体的には、市と各地域の観光協会が中心となり、勉強会への講師の派遣、ワークショップの運営・実施、計画の立案などの分野で、積極的に支援し、事業の推進を図ります。



第9章 計画における指標と進行管理

1 指標

「総合計画」では、観光施策に関する指標を設定しており、本計画においてもその指標を達成すべき目標値として踏襲します。

指標

指標	内容・出典	平成30年(実績) 基準年	令和9年(目標値)
観光意欲度 【プロモーションの効果を計る指標】	相模原市に観光に「ぜひ行ってみたい」、「機会があれば行ってみたい」と思う人の割合の合計 出典「地域ブランド研究所 地域ブランド調査」	31.3%	40.0%
入込観光客数(イベントを除く。) 【交流人口の拡大を計る指標】	神奈川県入込観光客数調査における相模原市の日帰り客・宿泊客の合計値 (ただし、イベントを除く。イベントによる年間入込観光客数は約3,000千人) 出典「神奈川県入込観光客数調査」	8,897千人	12,000千人
1人当たりの観光客消費額 【観光による経済効果を計る指標】	神奈川県入込観光客数調査における相模原市の観光客消費額 出典「神奈川県入込観光客数調査」	1,257円	1,500円

指標設定の考え方

観光意欲度

出典は、毎年、地域ブランド研究所が行う地域ブランド調査における観光意欲度で、過去の数値の推移を踏まえつつ、本計画の取組を着実に推進することにより、令和9（2027）年における目標値を40%とします。

（観光意欲度の推移）

年	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2018)	平成30年 (2019)	目標 令和9年 (2027)
相模原市に「ぜひ行ってみたい」、「機会があれば行ってみたい」と思う人の割合の合計%	26.4%	27.9%	28.5%	31.3%	40.0%

入込観光客数（イベントを除く。）

前計画である「第2次相模原市観光振興計画（新相模原市観光振興計画）」においても指標としていたものですが、天候などに影響されやすい面もあり、本計画においては、イベントを除いた数値を指標とします。

前計画における目標値は、令和元（2019）年に15,000千人（イベントを除いた場合は12,000千人、イベントによる入込観光客数は3,000千人）で、達成が難しい状況にあり、本計画における取組を着実に推進し、入込観光客数の増加に向けた努力を続けることで、引き続き12,000千人を目指すものとします。

（入込観光客数（イベントを除く。）の推移）

年	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2018)	平成30年 (2019)	目標 令和9年 (2027)
入込観光客数 (イベントを除く)	10,636 千人	9,601 千人	9,675 千人	8,897 千人	12,000 千人

1人当たりの観光客消費額

入込観光客数と同じく、前計画である「第2次相模原市観光振興計画（新相模原市観光振興計画）」においても指標としていたもので、観光による経済効果を計るものとして一定の目安になるものであることから、本計画における指標の一つとします。

前計画における目標値は、令和元（2019）年に1,500円で、入込観光客数と同様に達成が難しい状況にあります。本計画における取組を着実に推進し、観光消費額を伸ばす努力を行うことで、引き続き1,500円を目指すものとします。

なお、観光客消費額についてはイベント分のみを切り分けて算出することが難しいため、全体の観光客消費額をイベントも含めた全体の入込観光客数で除して、1人当たりの観光客消費額を求めるものとします。

（1人当たりの観光客消費額の推移）

年	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2018)	平成30年 (2019)	目標 令和9年 (2027)
1人当たりの観光客消費額	1,351円	1,125円	1,067円	1,257円	1,500円

2 計画推進に向けた進行管理

市は、本計画の施策の実施状況（相模原市観光協会、地域観光協会、地域協議会の取組を含む。）について、相模原市観光振興審議会（以下「審議会」という。）に対して年度ごとに報告を行い、審議会は、その報告に基づき、目標達成に向けた施策・事業の見直しなどについて助言を行います。

市などの実施主体は、これを受け、着実な事業実施と適切な進行管理に努めていきます。

用語集

1 部門別計画

総合計画の基本構想に定める「都市像」実現のための「基本目標」と、基本計画に定める「施策の方向性及び成果指標」を達成するための補完的、具体的な計画のこと。

2 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。



3 ユニバーサルツーリズム

年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが安全・安心に楽しむことができる旅行のこと。

4 アクティビティ

旅行先での遊び、体験のこと。

5 一般社団法人関東観光広域連携事業推進協議会

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をにらみ、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県の1都10県における観光の広域連携を図り、地域の魅力の発掘等を発信していくことを目的として平成27年12月に設立された。本市は平成28（2016）年4月に加入。（平成30（2018）年2月に法人化）

6 GPSログ

スマートフォンで利用されたナビソフトの移動履歴のこと。

7 東海自然歩道

1都2府8県に及び、自然と貴重な歴史を伝える文化財などを訪ね歩く、長距離自然歩道のこと。

延長は、東京の「明治の森高尾国定公園」から大阪の「明治の森箕面^{みのお}国定公園」までの1,734kmに及び。本市では小仏城山、石老山、焼山、袖平山などを通る。

8 DMO

当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人のことで Destination Management Organization (デスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション)の頭文字の略。

観光庁が規定した日本版DMOは以下の通り。

『地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人』

9 シビックプライド

都市に対する市民の誇りを指す言葉であり、日本語の「郷土愛」といった言葉と似ているが、単に地域に対する愛着を示すだけではなく、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする、当事者意識に基づく自負心を指す。

(読売広告社 都市生活研究局企画制作・伊藤香織他監修(2008)『シビックプライド 都市のコミュニケーションをデザインする』 宣伝会議より)

10 アフターコンベンション

コンベンションとは特定の目的で多数の人が集まる会議、大会、見本市のことで、アフターコンベンションとは、コンベンション終了後の自由時間を利用して行う観光や余暇活動のこと。

11 MICE

企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字をつなげたもので、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称のこと。

12 スポーツツーリズム

スポーツの試合等を見に行くための旅行と、それに伴う周辺の観光やスポーツを通じた地域での交流に関わる様々な旅行のこと。

13 グリーンツーリズム

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

14 相模原市観光マイスター

相模原市内の自然環境や歴史・文化、まちづくり活動など、観光振興の分野において、温かい“おもてなしの心”をもって、魅力ある熟練した技、豊富な知識・経験を観光客や来訪者に伝えて観光を楽しんでもらうための観光振興の先導的人材のこと。

15 レガシー

「遺産」のこと。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、大会の開催により開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的な恩恵を指す。

16 ピクトグラム

「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）のことで、言葉が分からなくても情報を伝えることができるなどの利点がある。

17 テクニカルビジット

特殊な技術や産業を学びに行く視察旅行のこと。

18 ユニークベニュー

「博物館・美術館」「歴史的建造物」「神社仏閣」「城郭」「屋外空間（庭園・公園、商店街、公道等）」などで、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと。

19 サイクルラック

ロードバイクを駐車するためのラックのこと。



(ラックイメージ)

20 輪行

遠方でサイクリングを楽しむために、自転車を分解して専用の袋に入れ、鉄道やバスなどの公共機関に持ち込んで目的地まで移動すること。

21 産業観光

ものづくりの心に触れることを目的に、地域にある伝統産業や最先端産業などの産業の現場や技術を一般に公開する観光のこと。

22 ナイトタイムエコノミー

外国人観光客から「日本は夜、遊べる場所が少ない」との声が多くあり、深夜でも楽しむことができる飲食店等を増やすなど、夜間の消費活動を喚起することで、更なる顧客満足度と経済を向上させるための動きのこと。

23 サイクリスト

サイクリングの愛好者、自転車競技の選手のこと。

資料編

資料 1 第 3 次相模原市観光振興計画策定の経過

資料 2 相模原市観光振興審議会委員名簿

資料1 第3次相模原市観光振興計画策定の経過

年度	会議等
平成30年度	6/8 関係課長会議
	8/10 第9回相模原市観光振興審議会
	9/3 平成30年度第1回次期観光振興計画検討ワーキング
	11/30 平成30年度第2回次期観光振興計画検討ワーキング
	12/6 第10回相模原市観光振興審議会
	2/27 平成30年度第3回次期観光振興計画検討ワーキング
	3/19 第11回相模原市観光振興審議会（諮問）
令和元年度	6/7 令和元年度第1回次期観光振興計画検討ワーキング
	7/2 第12回相模原市観光振興審議会
	8/14 令和元年度第2回次期観光振興計画検討ワーキング
	8/30 第13回相模原市観光振興審議会（答申）
	9/17 関係課長会議
	10/15 事務事業調整会議
	10/31 政策調整会議
	12/3 相模原市議会環境経済部会
12/5～1/14 パブリックコメント	

資料 2

相模原市観光振興審議会委員名簿

区分	氏名	所属団体		備考
		名称	役職等	
学識経験者	内藤 錦樹	桜美林大学	名誉教授	会長
公募委員	高橋 陽子	公 募 委 員		
関連団体	北村 美仁	一般社団法人相模原市観光協会	専務理事	副会長
	大貫 幸雄	大 島 観 光 協 会	会 長	
	佐藤 泉	一般社団法人相模湖観光協会	会 長	
	関戸 昌邦	津久井地域商工会連絡協議会 (津久井商工会)	会 長	
民間事業者	井上 康	株式会社 J T B 相模原支店	支店長	
	高堂 智佳	東日本旅客鉄道株式会社 橋本駅	駅長	
	福重 隆一	相模湖リゾート株式会社 (富士急行株式会社)	取締役会長 (専務取締役)	

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 10 月 17 日

案件名	第3次「相模原市消防力整備計画」の策定について													
所管	消防	局区		部	警防	課	担当者		内線					
概要	<p>平成22年3月に策定した第2次「相模原市消防力整備計画」(以下「現行計画」という。)では、安全で安心して暮らせる社会の実現を最大の目的とした基本理念や成果指標を定め、消防力を強化するための各施策に取り組んできた。現在、火災件数は減少傾向にあるものの、救急件数は増加の一途をたどり、救助件数・各種災害件数も緩やかな増加傾向にあり、救急隊に限らず、消防隊や救助隊の出場も増加している。特に超高齢化の進行に伴う更なる救急需要増加への対策は、喫緊な課題である。</p> <p>こうした中、都市基盤の整備状況、都市構造の変化をはじめとした、令和9年度までの相模原市の姿を見据え、将来の本市を取り巻く環境や国の動向等を踏まえつつ、現行計画の見直しを行い、相模原市総合計画の部門別計画として、第3次「相模原市消防力整備計画」を策定するもの。</p>													
審議内容(論点)	相模原市消防力整備計画(案)について													
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名		施策15「消防力の強化」										
審議日	関係課長会議	令和元	年	8	月	20	日	政策調整会議	令和元	年	10	月	31	日
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日
日程等調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期				報道への情報提供				資料提供		
	パブリックコメント	あり	時期	令和元年12月～令和2年1月			議会への情報提供		部会	令和元年12月				
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等				なし							
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等		調整項目			調整状況						
			企画政策課		計画策定に向けた庁議スケジュール等			調整済						
			経営監理課		消防署所等施設の整備			調整済						
	打合せ・会議の経過													
			月日	会議名等			内容							
		H30.5～	消防力整備計画検討委員会			計画策定に向けた検討等								
		R1.7.30	担当者会議 (消防力整備計画検討委員会調整部会)			相模原市消防力整備計画の策定について								
備考	関係課長会議は、相模原市消防力整備計画検討委員会を兼ねて開催。													
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。					(政策調整会議)						
関係課長会議の出席課・機関等	副消防局長		副消防局長併副危機管理監		職員課長		企画政策課長(代)							
	財務課長(代)		予防課長		危険物保安課長		救急課長							
	指令課長		相模原消防署長		南消防署長		北消防署長							
	津久井消防署長		消防総務課長		警防課長									
これまでの庁議での主な意見	<p>〔関係課長会議〕 成果指標「火災による損害額」と「火災件数」は、いずれも現状維持を目標としているが、施策名の「消防力の強化」を考慮すると、再考が必要ではないか。 成果指標は現在も調整中である。今後、意見を踏まえた調整を進める。 施設整備事業などについて、次期総合計画の実施計画等との整合は、 現在策定中である実施計画において、調整する。 現場到着時間の短縮等に新たな消防部隊の配置が必要であることは承知したが、職員定数に関係するので、調整が必要である。 承知した。</p> <p>〔事務事業調整会議〕 消防署所の新規整備は、「市民生活に欠かすことのできない施設」に該当することが想定される。このことから、「公共施設マネジメント推進プラン」と矛盾しないことを説明しつつ、整合を図りながら検討を進めることが必要である。 承知した。 消防署所は安全・安心に必要な施設である。計画(案)に記載のとおり、将来に対応する上でも、財政状況等を勘案し、諸課題が整理されたものから整備を進めていくことが必要。超高齢化の進行など、救急需要も増加していることから、人口減少を理由に縮小すべきでない。 承知した。 本市では、九都県市首脳会議のテーマとして救急搬送を予定している。火災件数も減少している中、火災に関連する指標を設定しているが、救急や救助の成果指標としてはいかがか。 火災の対応について課題が無いわけではない。引き続き、火災への対応も必要と考えていることから、成果指標として いるところである。</p>													

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

平成22年3月に策定した第2次「相模原市消防力整備計画」(以下「現行計画」という。)では、安全で安心して暮らせる社会の実現を最大の目的とした基本理念や成果指標を定め、消防力を強化するための各施策に取り組んできた。

現在、火災件数は減少傾向にあるものの、救急件数は増加の一途をたどり、救助件数・各種災害件数も緩やかな増加傾向にあり、救急隊に限らず、消防隊や救助隊の出場も増加している。特に超高齢化の進行に伴う更なる救急需要増加への対策は、喫緊な課題である。

本計画は、こうした中、都市基盤の整備状況、都市構造の変化をはじめとした、令和9年度までの相模原市の姿を見据え、将来の本市を取り巻く環境や国の動向等を踏まえつつ、現行計画の見直しを行い、相模原市総合計画の部門別計画として、消防力の強化に向けた取組を着実に推進するため策定するもの。

(2) 本計画の位置付け

相模原市総合計画
目指すまちの姿 「安全で安心な暮らしやすいまち」
政策6「災害に強い都市基盤と地域社会をつくります」

施策15「消防力の強化」(案)

【取組の方向】

効果的な消防・救急体制の構築

消防団機能の充実

火災予防対策の推進

救急需要増加への対策と市民に対する応急手当の普及啓発

第3次「相模原市消防力整備計画」
消防力を強化するための14の取組

(3) 本計画の構成

総則(趣旨、位置付け、SDGsを踏まえた施策の推進、計画期間、基本理念等)

本市の人口推移と将来推計・地勢と気象等

消防力と災害の現状等

(本市の消防力の現状、市街地、人口・世帯分布及び災害発生分布の状況、救急需要の現状と救急件数の将来推計(救急需要の動向等))

消防力を強化するための取組(14の取組)

まとめ(計画の推進)

(4) 策定スケジュール

令和元年 8月～10月 庁議

12月 議会への情報提供(総務部会)

12月～1月 パブリックコメント

令和2年 2月～3月 計画の策定

(5) 実施事業の効果

計画に位置付けられた取組を推進することで、消防力の強化が図られる。

(6) その他

今後、相模原市総合計画の策定にあわせ、成果指標の設定など、必要な調整を進めるとともに、庁内の関係する諸計画等との整合を図る。

第3次相模原市消防力整備計画（案）
（令和2年度～令和9年度）

相模原市消防局

目 次

1 総 則 ----- 1

- (1) 計画の趣旨 ----- 1
- (2) 計画の位置付け ----- 2
- (3) 総合計画における SDG s を踏まえた施策の推進 ----- 4
- (4) 計画期間 ----- 5
- (5) 基本理念 ----- 6
- (6) これまでの取組（旧計画による取組成果等） ----- 7

2 本市の人口推移と将来推計・地勢と気象等 ----- 16

- (1) 本市の人口推移と将来推計 ----- 16
- (2) 本市の地勢と気象 ----- 18
- (3) 都市基盤の整備状況等 ----- 19

3 消防力と災害の現状等 ----- 21

- (1) 本市消防力の現状 ----- 21
- (2) 市街地、人口・世帯分布及び災害発生分布の状況 ----- 28
- (3) 災害発生件数の推移 ----- 34
- (4) 現場到着時間の状況 ----- 37
- (5) 救急需要の現況と救急件数の将来推計（救急需要の動向等） ----- 39

4 消防力を強化するための取組 ----- 48

- (1) 取組の体系 ----- 48
- (2) 取組の具体的内容 ----- 49
 - 取組 1 消防署所の整備・配置 ----- 49
 - 取組 2 救助活動等拠点施設の整備 ----- 55
 - 取組 3 消防部隊、消防車両等の配置及び機能強化 ----- 56
 - 取組 4 消防団機能の充実 ----- 59
 - 取組 5 消防通信の高度化と情報収集力の強化 ----- 61
 - 取組 6 消防水利の整備等 ----- 62
 - 取組 7 効率的な人員配置等 ----- 63
 - 取組 8 消防職団員の教育訓練等の充実強化 ----- 64
 - 取組 9 消防防災ヘリコプター導入の研究 ----- 65
 - 取組 10 火災予防体制の充実と危険物施設等（危険物、高圧ガス及び火薬類）
の事故防止対策の促進 ----- 66

取組 11 消防広報の充実	69
取組 12 救急需要増加等への対策	70
取組 13 救急高度化の推進	72
取組 14 市民に対する応急手当の普及啓発	74

5 まとめ（計画の推進）	75
--------------	----

用語の解説（五十音順）	77
-------------	----

1 総則

(1) 計画の趣旨

第2次相模原市消防力整備計画（以下「旧計画」という。）を平成22年3月に策定し、安全で安心して暮らせる社会の実現を最大の目的とした基本理念や「火災被害の軽減（延焼率の減少）」及び「救命率の向上」という2つの成果指標を設定し、消防力を強化するための各施策に取り組んできました。

社会経済情勢の変化の中、災害や事故の様態は大規模かつ複雑多様化の傾向にあり、さらには、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震や豪雨による大規模水害の発生はもとより、テロ災害や国民保護法制の対応等、引き続き、消防に期待される役割は大きいところです。

平成22年の旧計画策定から10年が経過し、この間、圏央道の開通や相模総合補給廠の一部返還、橋本駅周辺にリニア中央新幹線の駅設置が決定するなど、様々な環境が整いつつも、少子高齢化の進行等による義務的経費の増大や人口急増期に整備した様々な公共施設の老朽化など、本市を取り巻く様々な環境も変化しています。市税収入の増加が期待できない一方で、社会保障制度の見直し等に伴う義務的経費は増加が続いており、引き続き、効果的かつ効率的な行財政運営が求められています。

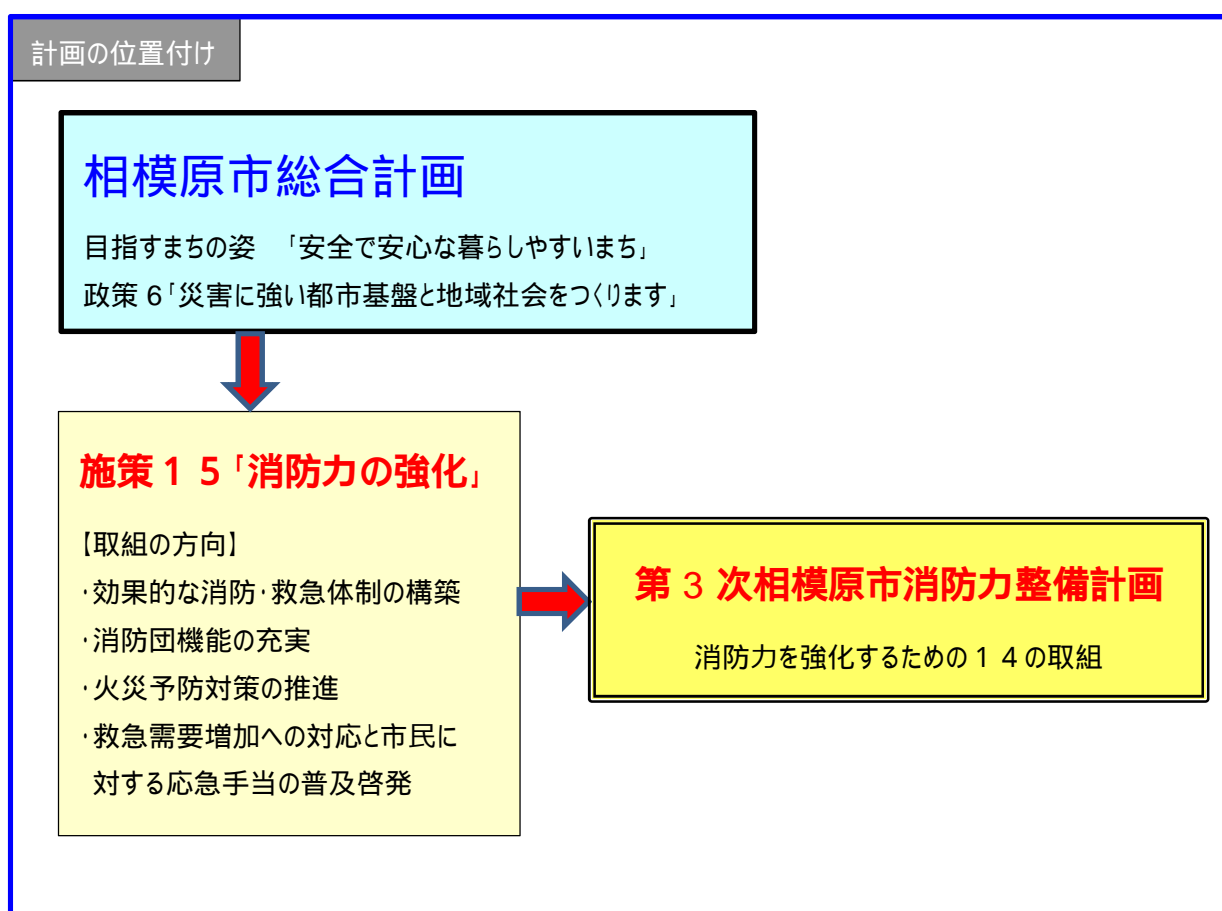
災害の発生状況を見ると、火災件数は、減少傾向にあるものの、救急件数は増加の一途をたどり、救助件数・各種災害件数も緩やかな増加傾向にあり、救急隊に限らず、消防隊や救助隊の出場も増加しています。特に超高齢化の進行により、更なる救急需要が見込まれ、救急体制の充実など救急需要増加への対策は、引き続き、喫緊の課題の一つです。

こうした中、都市基盤の整備状況、都市構造の変化を始めとした、令和9年度までの相模原市の姿を見据え、将来の本市を取り巻く環境や国の動向等を踏まえつつ、旧計画の見直しを行い、第3次相模原市消防力整備計画（以下「新計画」という。）を策定しました。

注：本計画において「*」が付いている用語は、77～83ページの「用語の解説」を参照

(2) 計画の位置付け

新計画は、旧計画と同じく、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」に基づく*消防計画の位置付けとともに、「相模原市総合計画」（以下「総合計画」という。）の部門別計画として、総合計画の基本構想（目指すまちの姿）に掲げられた「安全で安心な暮らしやすいまち」とその具体的政策である「災害に強い都市基盤と地域社会をつくります」の実現を最大の目的として、国で示す「*消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」を踏まえ、消防機関として市民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するため、*消防署所の整備、消防部隊の配置、*火災予防体制の充実、救急需要増加等への対策や消防通信の高度化など、消防力を強化するための計画です。



総合計画 施策15「消防力の強化」（抜粋）

【現状と課題】

高度救助体制の確立や救急業務の高度化など消防・救急体制が着実に充実し、火災発生件数も減少傾向にある一方、生命・財産を脅かす災害や事故はこれまで以上に大規模かつ複雑・多様化の傾向にあります。首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震や豪雨による大規模水害、テロ災害などが発生した際の対応など、消防の役割はますます重要となっています。また、超高齢化の進行を背景として救急需要が増大する中、救急業務を安定的かつ持続的に提供し、救命率の向上を図るなど、その対策が求められています。

【取組の方向】

1 効果的な消防・救急体制の構築

消防車両などの整備、各種資機材や消防部隊の適正な配置を図ります。

また、救急需要の将来推計を踏まえた新たな救急隊配置などに併せ、消防署所の移転整備などを進め、火災、救急、救助などの様々な災害や事故への対応力の強化を図ります。

2 消防団機能の充実

消防団の加入促進や「消防団協力事業所表示制度」などの周知を継続して行い、事業所の理解と協力を得ることで、消防団員の確保を図るとともに、消防団の活性化及び活動環境の整備を推進します。

3 火災予防対策の推進

火災による被害を軽減させ、防火対象物などにおける違反の是正を促進するなど火災予防に係る取組をよりの確に推進します。

4 救急需要増加への対応と市民に対する応急手当の普及啓発

予防救急や救急車の適正利用の普及啓発を推進し、超高齢化の進行などに伴い増加する救急需要に対応します。

また、応急手当普及員の養成や普及講習会、自主防災訓練などの機会を捉え、積極的に救急講習を実施し、応急手当のできる市民の拡大を図るとともに、民間施設などに対してAEDの設置促進を図ります。

(3) 総合計画における SDG s を踏まえた施策の推進

(持続可能な開発目標 (SDG s : Sustainable Development Goals))

持続可能な開発目標 (SDG s) は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。



SDG s の 17 のゴール

出典：国際連合広報センターWEBサイト

本計画においては、消防署所の整備・配置や消防部隊、消防車両等の配置及び機能強化など、消防力を強化するための各取組を推進することで、強^{じん}靱 (レジリエント) なインフラを構築し、持続可能な都市及び人間居住を実現するとともに、気候変動及びその影響による気候関連災害や自然災害に対する対応力を強化します。




特に関連の深いゴール



(4) 計画期間

総合計画に合わせ、新計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和9年度（2027年度）までの8年間とします。

なお、計画の進行管理に沿って、必要な見直しを行います。

年度	平成13年度～	平成22年度～	令和2年度～令和9年度
第1次計画			
第2次計画 （旧計画）			
第3次計画 （新計画）			 <u>総合計画と同期間</u>

第1次計画の計画期間（最終年度の平成22年度）を残し、第2次計画がスタート

(5) 基本理念

総合計画の基本構想（目指すまちの姿）に掲げられた「安全で安心な暮らしやすいまち」とその具体的政策である「災害に強い都市基盤と地域社会をつくります」を実現するため、本計画では、次の3つの基本理念を設定して、消防力の強化を図ります。

基本理念 大規模かつ複雑多様化する災害への対応

首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震や豪雨による大規模水害の発生を始め、テロ災害や国民保護法制の対応等、大規模かつ複雑多様化する災害に対応するための消防体制の充実強化を図ります。

基本理念 増加傾向にある救急需要への対応

今後の人口減少においても、進行する超高齢化を見据え、将来の救急需要に適切に対応するための救急体制の充実強化を図ります。

基本理念 更なる地域防災力の向上

消防団機能の充実を始め、関係機関や地域の自主防災組織等との相互連携を深め、更なる地域防災力の向上を図ります。

(6) これまでの取組（旧計画による取組成果等）

旧計画では、消防署所の整備・配置、消防部隊、消防車両等の配置及び機能強化、消防団機能の充実、高度救急体制の整備、火災予防体制の充実や消防通信の高度化など、消防力を強化するための取組を推進してきました。旧計画における主な取組による成果は、次のとおりです。

【消防署所整備等の主な取組】

項目	内容
藤野分署	・平成25年4月吉野地域に移転整備
相原分署	・平成27年3月に再整備
青根分署	・平成30年4月に移転整備
津久井消防署本署	・令和5年度の開署に向け、寸沢嵐地区に移転整備するための建設事業が進捗中
既存施設の改修	・平成27年度に消防局庁舎・消防指令センターを一部改修



平成30年4月に移転整備した青根分署

【消防部隊等の配置・機能強化の主な取組】

項目	内容
指揮隊の機能強化	・平成23年4月1日から津久井消防署本署指揮隊を2人から3人編成に増員
救急隊の配置	・平成24年4月1日に相原分署、平成30年4月1日に青根分署にそれぞれ救急隊（*高規格救急車）を配置し、21消防署所中、18消防署所に救急隊の配置が完了 ・平成31年4月2日、相模原消防署本署に毎日勤務職員が運用する「日勤救急隊」を配置
救助隊の機能強化	・平成23年3月25日、相模原消防署本署に*特別高度救助隊「スーパーレスキューはやぶさ」を創設 ・平成24年7月1日、南消防署本署に*高度救助隊を配置
消防車両の更新等	・平成22年度から平成30年度にかけて、44台の消防車両を更新又は新規配置 【主な配置】 平成22年度 相模原消防署本署に*特殊災害対応自動車 平成30年度 津久井消防署本署に*多目的消防ポンプ自動車（屈折はしご自動車）を配置



平成23年3月に整備した特別高度救助隊「スーパーレスキューはやぶさ」の特殊災害対応自動車

【効率的な人員配置の主な取組】

項目	内容
*再任用職員の活用による効率的な人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成、知識技術等の伝承のため、適正配置を実施 ・平成30年度から消防局及び消防署に再任用職員（フルタイム・短時間）を配置
民間活力の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市消防局*認定患者等搬送事業者（10事業者）を認定し、民間事業者による救急搬送を推進し、救急需要増加に対応

【消防団機能充実の主な取組】

項目	内容
消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に平成3年設立の消防団ラッパ隊を、ラッパ吹奏による広報活動を専門とした「ラッパ隊専門団員（*機能別団員）」として設置
消防団詰所・車庫の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から平成30年度にかけて、合計11箇所の消防団詰所・車庫を整備
消防団車両の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から平成30年度にかけて60台の消防団車両を更新
装備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に携帯型デジタル消防救急無線機238台、携帯型デジタル簡易無線機280台及びデジタル消防救急無線受令機116台（消防車両）を整備 ・平成27年度に防火衣一式、耐切創性手袋、防塵マスク、防塵メガネ及び警戒用ロープを配置 ・平成21年度に総務省消防庁から*救助資機材搭載型小型動力ポンプ付積載車1台が無償貸与され、順次、各方面隊に整備することとし、5つの方面隊に整備が完了



平成30年10月に再整備した南方面隊第3分団第6部の詰所・車庫（左）
平成31年3月に整備した津久井方面隊第2分団第1部の救助資機材搭載型小型動力ポンプ付積載車（右）



消防団員入団促進PRのためのラッピング自動販売機（左）
消防団詰所・車庫シャッターに描かれている地域の中学生によるイラスト作品（右）

【高度救急体制整備の主な取組】

項目	内容
* 救急救命士の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度から、全ての救急隊に救急救命士の 2 名配置を継続し、高度な応急処置を迅速かつ適切に実施する体制を維持。さらに、救急隊に限らず、通信指令室、消防隊、救助隊等にも救急救命士を配置 ・平成 26 年度から消防隊及び救助隊に配置されている救急救命士の病院実習を行い、救急隊と連携した特定行為を実施 ・平成 30 年度から全ての救急隊に拡大 2 行為* 認定救命士の配置が完了
消防と医療の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 12 月 1 日から「* 相模原ルール」を運用し、救急搬送受入体制を強化

【救急需要増加への主な取組】

項目	内容
救急車の適正利用等に関する普及啓発活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ等を活用し、救急車の適正利用等に関する普及啓発活動を推進 ・救急事故多発時においては、転院搬送の一部を消防局各課の職員又は消防隊員（消防隊の運用を一時中断）により非常用救急車を運用して対応 ・熱中症やけがなどを予防する「* 予防救急」を広報紙、まちかど講座等を活用して積極的に広報
119 番受信時における* トリアージ	<ul style="list-style-type: none"> ・救急要請の 119 番受信時に通信指令員が緊急度を判断し、消防隊の出場や* ドクターカー等医師の派遣を判断するなど、緊急度に応じて対応



救急活動の様子

【火災予防対策の主な取組】

項目	内容
住宅防火対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年6月に「住宅用火災警報器の普及促進計画」、平成23年6月に「住宅用火災警報器の設置推進計画」を策定し、住宅用火災警報器の普及啓発事業を実施。また、総務省消防庁と連携し、聴覚障害者対応型住宅用火災警報器の設置を推進 令和元年6月時点、総務省消防庁が公表した本市の推計設置率は94%
放火火災防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「相模原市放火火災防止対策計画」に基づき、市ホームページや広報紙を活用した広報、消防フェア、自主防災訓練、消防車による巡回などにより、放火火災防止に係る普及啓発を実施
火災予防広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防運動、危険物安全週間等のあらゆる機会を捉えて広報を実施 ・消防広報検討委員会を設置し、広報紙、市ホームページ等を活用して効果的に実施 ・幼少期からの火災予防思想の普及啓発を目的として、市内の小学3年生、4年生等の児童を対象に*少年・少女防火教育（ファイヤースクール）を実施



小学3年生、4年生等を対象に実施している少年・少女防火教育（ファイヤースクール）

【消防水利整備等の主な取組】

項目	内容
消防水利の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度から平成 30 年度にかけて防火水槽（*耐震性貯水槽）を 31 基、消火栓を 170 基整備 ・平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、老朽化した消火栓を 80 基取替 ・平成 22 年度から平成 30 年度にかけて、市開発事業基準条例に基づき、105 基の防火水槽を消防水利として指定
小規模集落における消防水利の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・自然水利を有効に活用するための資機材として、全消防署所（救急隊派出所を除く。）に*小型高圧遠距離送水装置を配備



平成 30 年 12 月に整備した耐震性貯水槽（左）
消火栓（右上）・防火水槽の採水口（右下）

【消防通信高度化の主な取組】

項目	内容
* 消防情報管理システムの充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 2 3 年度に統合型の位置情報通知システムを導入 ・平成 2 4 年度に消防団の一団体制に伴い指令システムを改修 ・平成 2 5 年度に指令機器類の更新及び指令システムの一部を改修 ・平成 2 6 年度に圏央道長大トンネル内での通信を確保するため指令システムを改修 ・平成 2 9 年度に 1 1 9 番情報を一元管理して警防本部体制を確立するための * 警防本部システムを導入し、消防 OA システム及び通信指令室表示盤を更新
* 消防救急無線のデジタル化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 2 4 年 9 月から消防救急無線のデジタル化を進め、平成 2 7 年 4 月から運用を開始 基地局は、* デジタル地域防災無線の基地局施設等を活用して、活動波及び共通波に対応する 6 基地局を整備



通信指令室（消防指令センター）

【旧計画の取組成果を踏まえた主な課題】

旧計画の取組成果を踏まえた主な課題として、旧計画に位置付けのある消防署所の整備が十分に進捗していないこと、近年の救急需要増加に適切に対応するため、救急隊の配置等の取組が引き続き必要であること、さらには、1 1 2 箇所ある消防団詰所・車庫について、多くの施設において老朽化が進んでいることなどが挙げられます。

2 本市の人口推移と将来推計・地勢と気象等

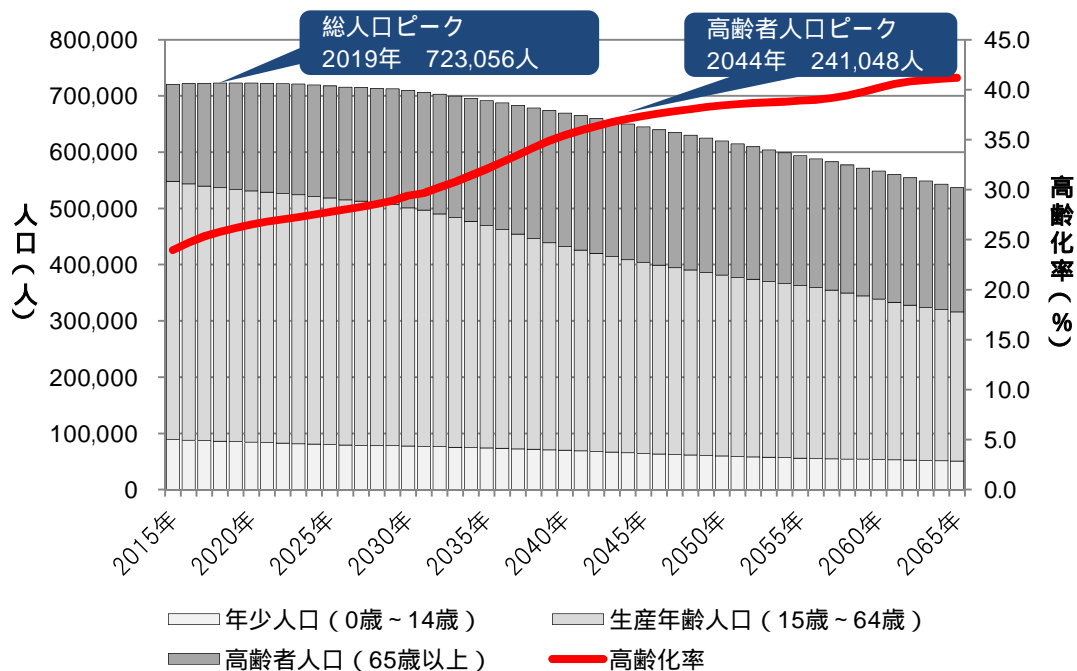
(1) 本市の人口推移と将来推計

平成31年4月1日現在の本市の人口（推計人口）は、721,910人です。

「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計（2018年3月さがみはら都市みらい研究所）」では、相模原市の将来人口（総人口）は、2019年（令和元年）の723,056人をピークに減少に転じて、50年後である2065年には、現在の3/4となる536,958人まで減少するとされています。また、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）は、今後、一貫して減少しますが、高齢者人口（65歳以上）は、2015年（平成27年）の172,663人から、2044年まで増加し続け、241,048人をピークに減少に転じる見込みです。さらに、2015年（平成27年）の高齢者人口比率（以下「高齢化率」という。）は24.0%ですが、高齢者人口のピークである2044年には37.1%まで上昇する見込みです。

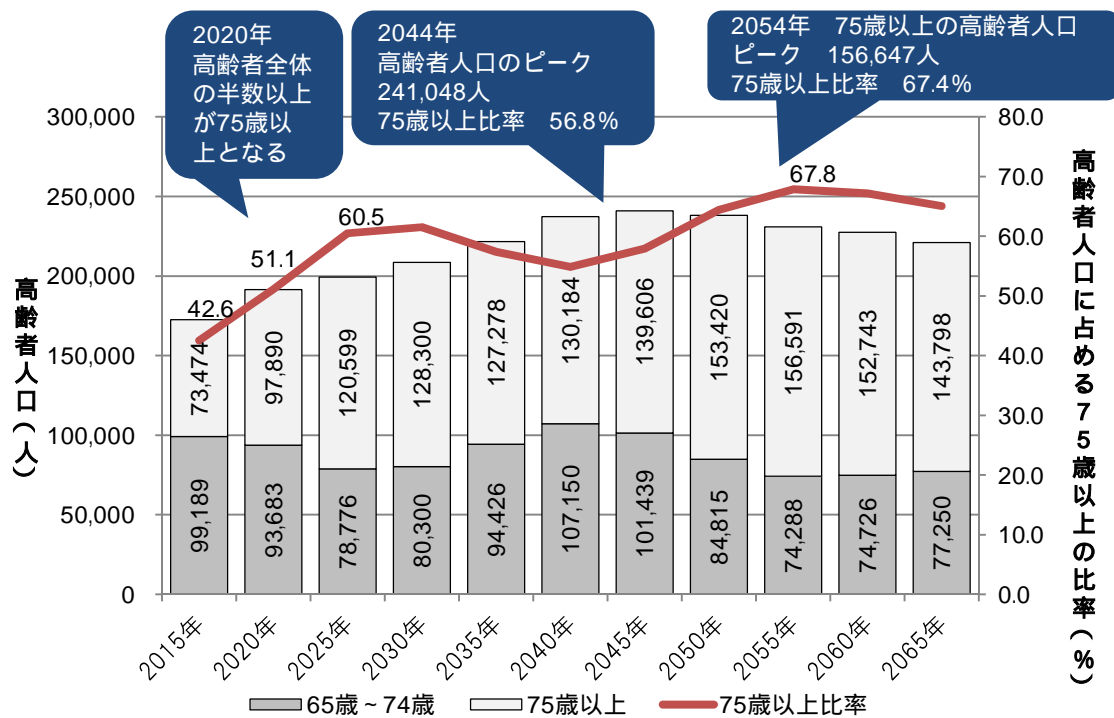
火災、救急、救助等災害は、その多くが人為的要因によって発生することから、災害と人口に一定の相関関係があり、人口が少ない地域に比べ、人口の多い地域は災害の発生件数も多くなります。

このことから、消防署所や消防部隊等の配置を検討する上で、人口は大きな要素となります。



年齢3区分別人口及び高齢化率の推移（2015年～2065年）

出典：2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計
（2018年3月さがみはら都市みらい研究所）



高齢者人口の推移 (2015～2065年)

出典：2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計
(2018年3月さがみはら都市みらい研究所)

(2) 本市の地勢と気象

本市は、神奈川県北部、東京都心からおおむね30～60kmに位置し、面積328.91平方キロメートル、県内で横浜市に次ぐ2番目の広さで北部は東京都、西部は山梨県と接しています。緑区、中央区及び南区の3つの区で構成され、市域の東部に当たる旧相模原市の区域は、相模川に沿った3つのなだらかな階段状の河岸段丘からなり、上段では、道路網や公共交通網の充実により、利便性の高い地域として様々な都市機能が集積した土地利用が進んでいます。

一方、西部に当たる津久井地域（旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町及び旧藤野町の区域）は、相模湖、津久井湖などの5つの人造湖を抱えており、その周囲や相模川、道志川、串川の流域に広がる緩やかな丘陵地に街並みが形成され、約63%が山林と原野で占めており、東京都と山梨県に接する北西部は比較的急峻な山々が連なり、南西部においては丹沢大山国定公園に指定されている森林地帯が標高1,500mを超える山々となって、貴重な自然環境を形成しています。

平成30年の相模原地域（消防局観測）の気象は、最高気温38.0度、最低気温マイナス4.9度、年間平均気温は16.6度であり、総降水量1,608.0mm、年間平均風速3.1メートル毎秒となっています。

津久井地域（津久井消防署観測）は、最高気温38.5度、最低気温マイナス8.2度、年間平均気温は15.4度であり、総降水量1,765.5mm、年間平均風速1.5メートル毎秒となっています。

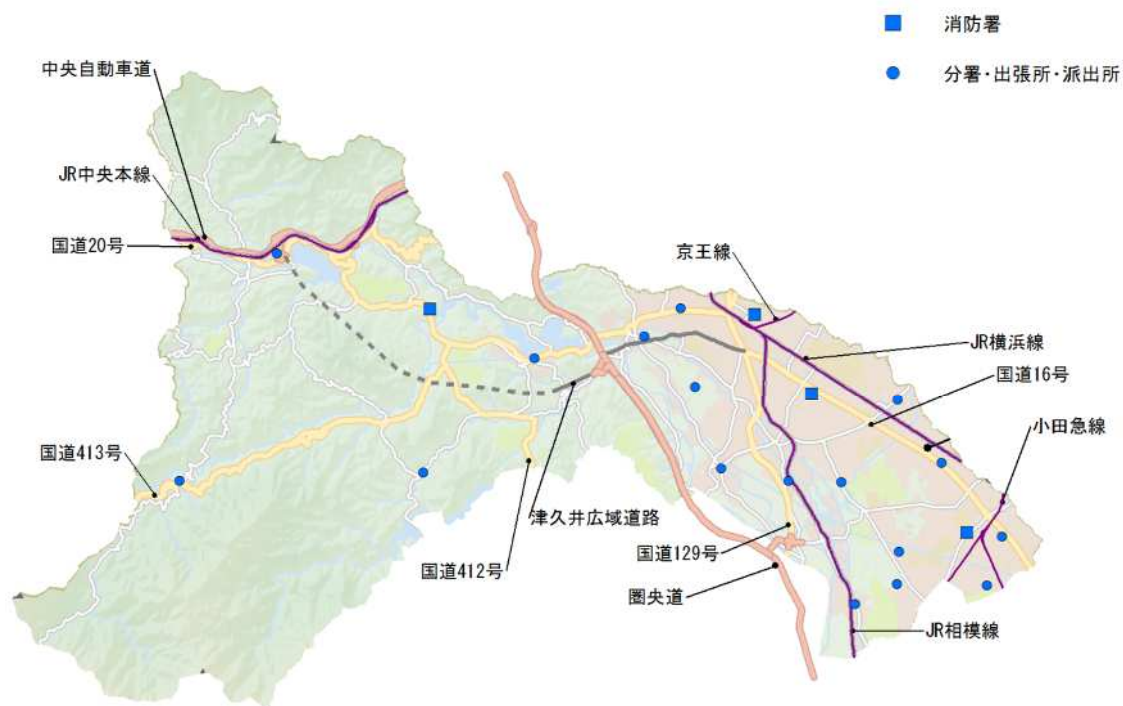
(3) 都市基盤の整備状況等

本市は、大規模な土地区画整理事業による基盤整備などにより、密度の高い土地利用が進んでおり、国道16号や国道129号などの幹線道路を始め、JR横浜線や小田急線など5つの鉄道網が整備されています。

さらに、市民の日常生活圏の拡大や産業経済活動の広域化に対応するため、圏央道や津久井広域道路など、新たな幹線道路等の整備が進むとともに、リニア中央新幹線開通など、市域において更なる都市基盤の整備が予定されています。

消防においても、これらの将来の都市基盤の整備や中高層建築物、危険物施設等の状況は、消防ポンプ自動車等の緊急車両の災害現場到着時間や消防活動などに大きな影響があることから、消防署所や消防部隊等の配置を検討する上で考慮しなければなりません。

【都市基盤の整備状況】



((c)Esri Japan)

本市の幹線道路・鉄道網の状況

【中高層建築物の状況】

平成31年4月1日現在

合 計	3階～6階	7階	8階	9階	10階	11階以上
8,256棟	7,369	318	157	91	94	227

【危険物施設の状況】

平成31年4月1日現在

合 計	製造所	貯蔵所 (地下タンク貯蔵所等)	取扱所 (給油取扱所等)
884施設	9	536	339

3 消防力と災害の現状等

(1) 本市消防力の現状

【消防組織】

消防局・消防署

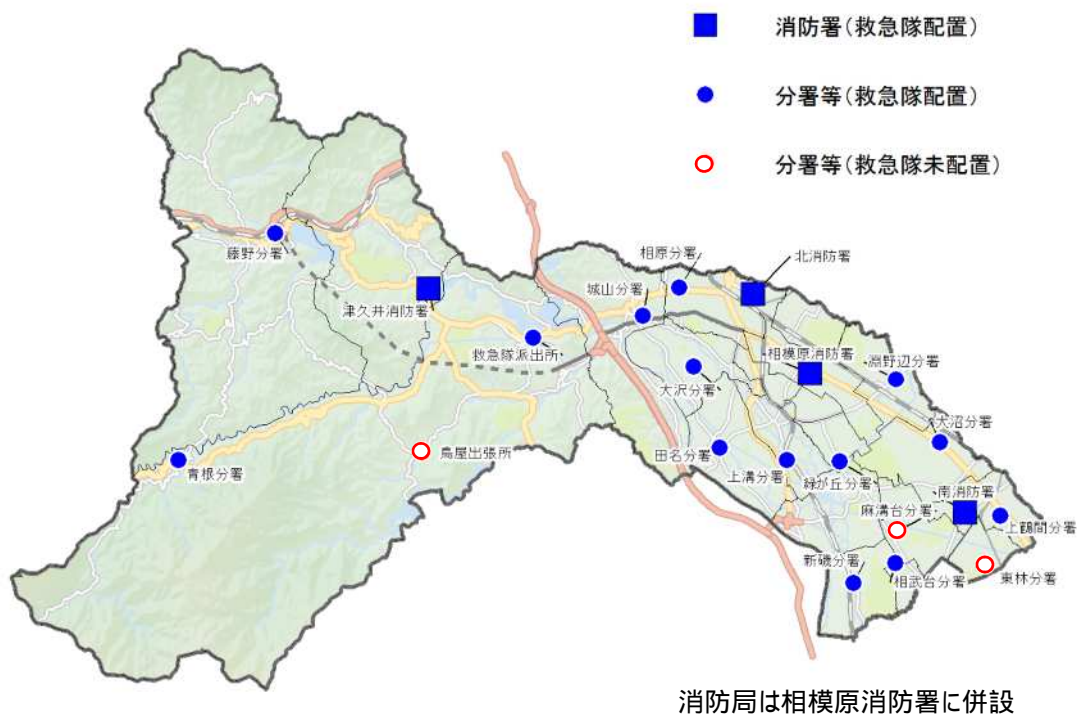
消防局は、主に人事、予算等の行政管理に関する事項、消防行政の運営に関する企画等を行い、消防署は、火災、救急、救助等の様々な災害に常に出場する体制を、警備課職員が24時間の3交替制勤務により保持し、現場消防活動を中心に様々な活動を行っています。

平成31年4月1日現在、消防局にあつては6課、消防署にあつては、4消防署、7課、15分署、1出張所、1派出所(計21消防署所)の組織体制です。

消防署所の配置状況

消防局	消防総務課	
	予防課	
	危険物保安課	
	警防課	
	救急課	
	指令課	
相模原消防署	警備課	本署
		田名分署
		淵野辺分署
		緑が丘分署
		上溝分署
査察指導課		
南消防署	警備課	本署
		麻溝台分署
		新磯分署
		東林分署
		大沼分署
		相武台分署
		上鶴間分署
査察指導課		
北消防署	警備課	本署
		大沢分署
		相原分署
		城山分署
査察指導課		

津久井消防署	警備課	本署
		救急隊派出所
		藤野分署
		青根分署
		鳥屋出張所



((c)Esri Japan)

消防署所の配置状況

消防団

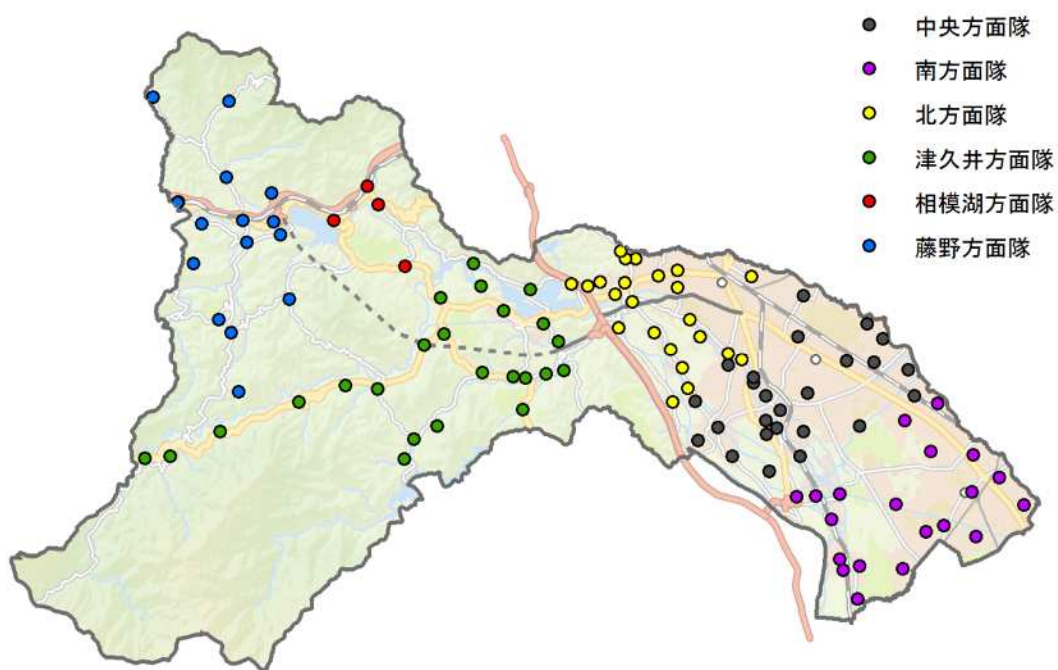
消防団は、非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防・防災活動を行っています。

平成31年4月1日現在、相模原市消防団は、1団、6方面隊（中央方面隊・南方面隊・北方面隊・津久井方面隊・相模湖方面隊・藤野方面隊）、34分団、106部で構成され、消防団員は、定員1,710名、実員1,489名（うち女性29名）です。

相模原市消防団の組織

方面隊	分団	部
中央方面隊	第1分団	7部
	第2分団	7部
	第3分団	5部
	第4分団	5部
南方面隊	第1分団	4部
	第2分団	5部
	第3分団	8部
	第4分団	3部
北方面隊	第1分団	3部
	第2分団	9部
	第3分団	3部
	第4分団	3部
	第5分団	4部
	第6分団	1部
津久井方面隊	第1分団	2部
	第2分団	3部
	第3分団	3部
	第4分団	3部
	第5分団	4部
	第6分団	3部
	第7分団	3部
	第8分団	3部
相模湖方面隊	第1分団	
	第2分団	
	第3分団	
	第4分団	

藤野方面隊	吉野分団	2部
	小淵分団	2部
	沢井分団	1部
	日連分団	2部
	名倉分団	2部
	牧野分団	4部
	佐野川分団	2部
女性分団		
ラッパ隊		



((c)Esri Japan)

消防団詰所・車庫の配置状況

【消防施設】

消防局・消防署が保有する消防車両

火災・救急・救助等、市内で発生する様々な災害や大規模災害時に他都市に応援出場するための車両のほか、業務のための車両を保有しています。 平成31年4月1日現在

	合計	指揮車	消防ポンプ車	タンク車	小型消防車	はしご車	化学車	高所救助車	救助工作車	救助資機材車	高規格救急車	その他の車両
合計	149	4	14	9	2	5	4	1	5	4	24	77
消防局	8											8
相模原署	40	1	1	4		1	3	1	2	2	8	17
南署	40	1	5	4	2	2			1	1	6	18
北署	28	1	3	1		1	1			1	5	15
津久井署	33	1	5			1			2		5	19

消防団が保有する消防車両

火災などの災害に出場するための車両を保有しています。

平成31年4月1日現在

	合計	指令車	消防ポンプ車	小型動力 ポンプ付積載車
合計	118	1	25	92
団本部	1	1		
女性分団	1			1
中央方面隊	24		3	21
南方面隊	20		5	15
北方面隊	24		2	22
津久井方面隊	25		8	17
相模湖方面隊	7		4	3
藤野方面隊	16		3	13

消防水利

消火活動等に必要な消防水利を市内各所に整備しています。 平成31年4月1日現在

合計	公設 消火栓	公設 防火水槽	私設 消火栓	私設 防火水槽	プール	自然 水利	その他 の水利
10,607	7,746	1,520	54	967	132	179	9

【消防隊等】

消防局・消防署の消防部隊等

火災、救急、救助など様々な災害に対応するための消防部隊（指揮隊、消防隊、救急隊、救助隊及び特殊車両隊）を消防署所に配置しています。 平成31年4月1日現在

	合 計	指揮隊 (隊数)	消防隊 (隊数)	救急隊 (隊数)	救助隊 (隊数)	特殊車両隊 (隊数)	通信指令員
合計	51	4	20	18	4	5	8
消防局							8
相模原署	15	1	5	5	2	2	
南署	16	1	7	5	1	2	
北署	10	1	4	4		1	
津久井署	10	1	4	4	1		

表内の数字は、1当直（3交替制勤務のうちの1つの当番勤務をいう。）当たりの消防部隊数（通信指令員は消防職員数）を表しています。

(消防部隊の種類と任務)

種類	任務 (運用する車両)
指揮隊	災害現場において、災害全般にわたる消防部隊の指揮及び運用を任務とする部隊 (指揮車)
消防隊	消火活動を中心に、救助活動や救急活動における支援などを任務とし、あらゆる現場活動で活動する基本的な部隊 (消防ポンプ自動車等)
救急隊	傷病者に対して現場での必要な処置を行いつつ、医療機関に搬送する救急業務を行う部隊 (救急自動車)
救助隊	火災、山岳事故、水難事故などあらゆる現場において専門的な救助活動を任務とする部隊 (救助工作車、水難救助資機材車、特殊災害対応自動車等)
特殊車両隊	はしご車や高所救助車など特殊車両を運用し、消火活動や救助活動などを任務とする部隊 (はしご車、高所救助車、小型消防車等)

消防団

火災などの災害に対応するため、消防団部隊 (消防団車両) を詰所・車庫に配置しています。

平成 3 1 年 4 月 1 日現在

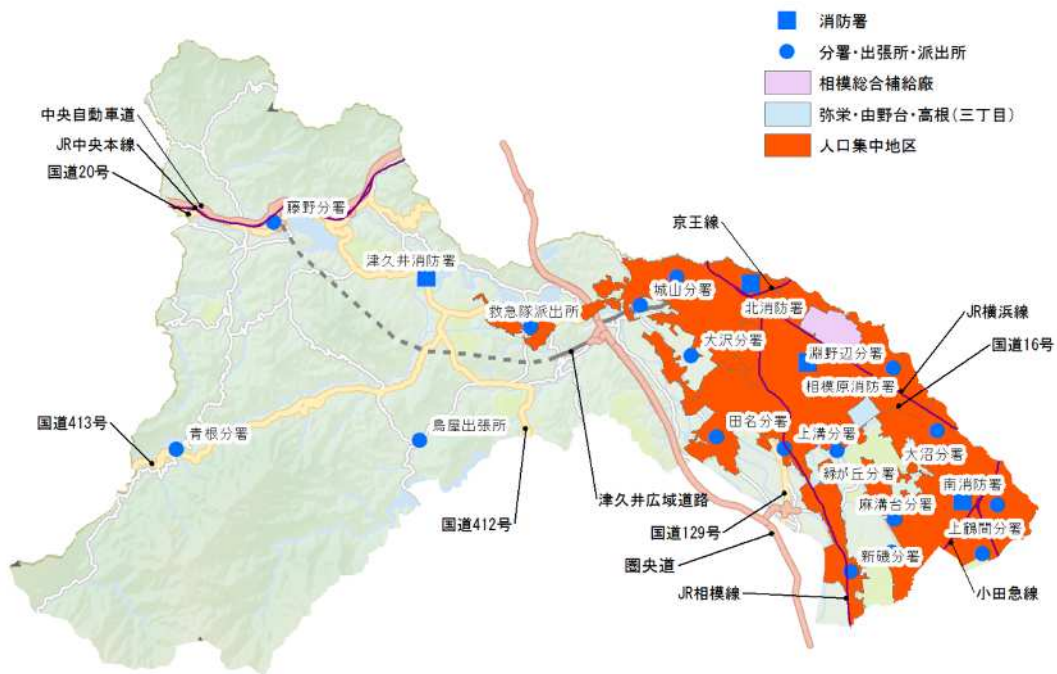
	消防隊 (隊数)
合 計	1 1 8
中央方面隊	2 4
南方面隊	2 0
北方面隊	2 4
津久井方面隊	2 5
相模湖方面隊	7
藤野方面隊	1 6
女性分団	1
団本部	1

(2) 市街地、人口・世帯分布及び災害発生分布の状況

〔消防力整備指針で示す市街地の分析〕

「消防力の整備指針」において、市街地に消防署所を設置するよう定められており、市街地人口密度と国勢調査で設定される人口集中地区（原則として1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区をいう。）人口密度は、近似して一定の相関関係が認められることから、この人口集中地区人口密度の分布状況からすると、中央区及び南区の多くの地域と、緑区の橋本や相原を始め、原宿、町屋、城山、中野、太井、又野、三ヶ木の一部などが市街地を形成していると考えられます。

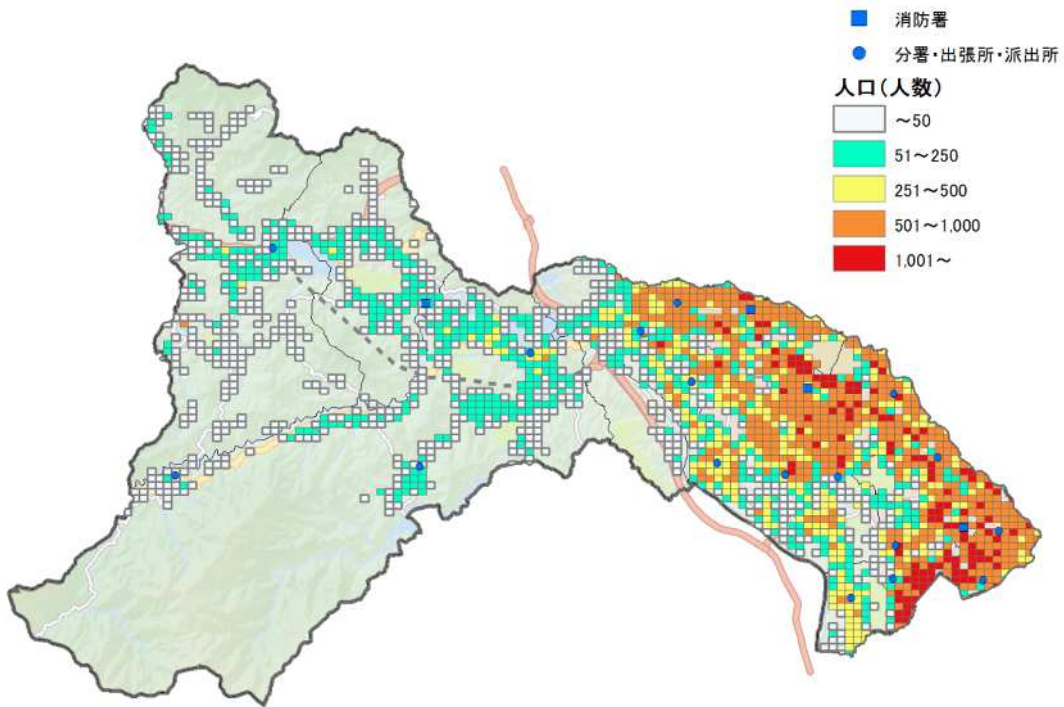
人口が集中する市街地は、火災などの災害が発生する危険性が潜在的に高いと考えられ、消防署所や消防部隊の配置の指標となります。



人口集中地区について・・・政府統計の総合窓口（e-Stat）（<http://www.e-stat.go.jp>）「国勢調査 人口集中地区（DID）境界データ」を基に、弥栄三丁目・由野台三丁目・高根三丁目及び相模総合補給廠を除いて作成
 さがみはら都市みらい研究所（(c)Esri Japan）

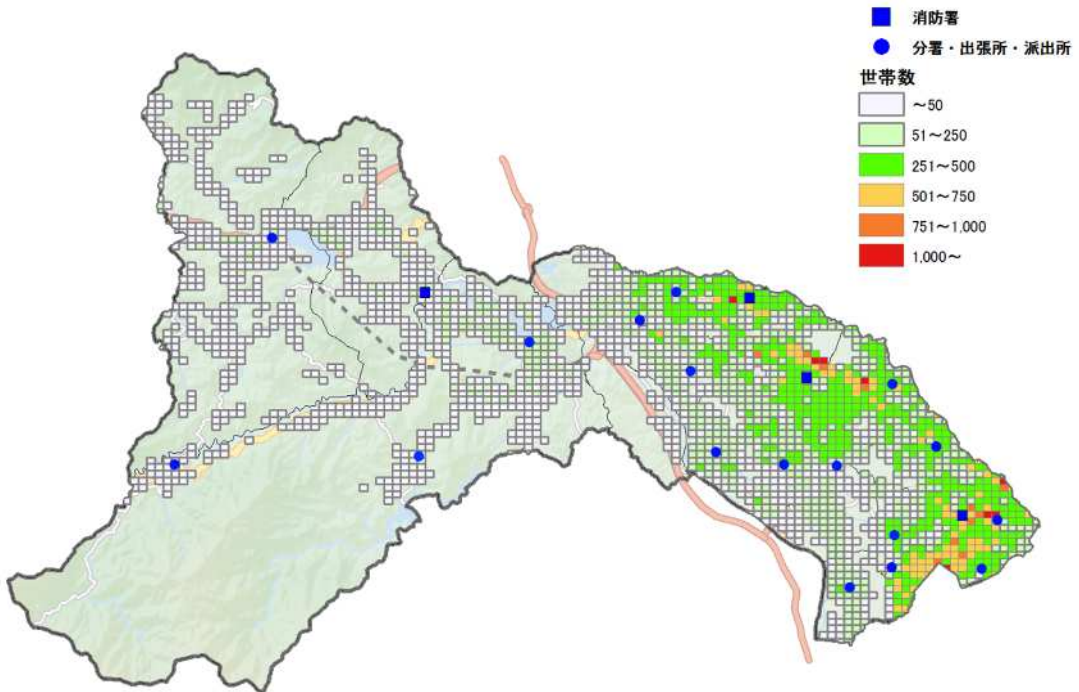
市街地の人口集中地区の分布と消防署所の配置状況

【人口と世帯分布の状況】



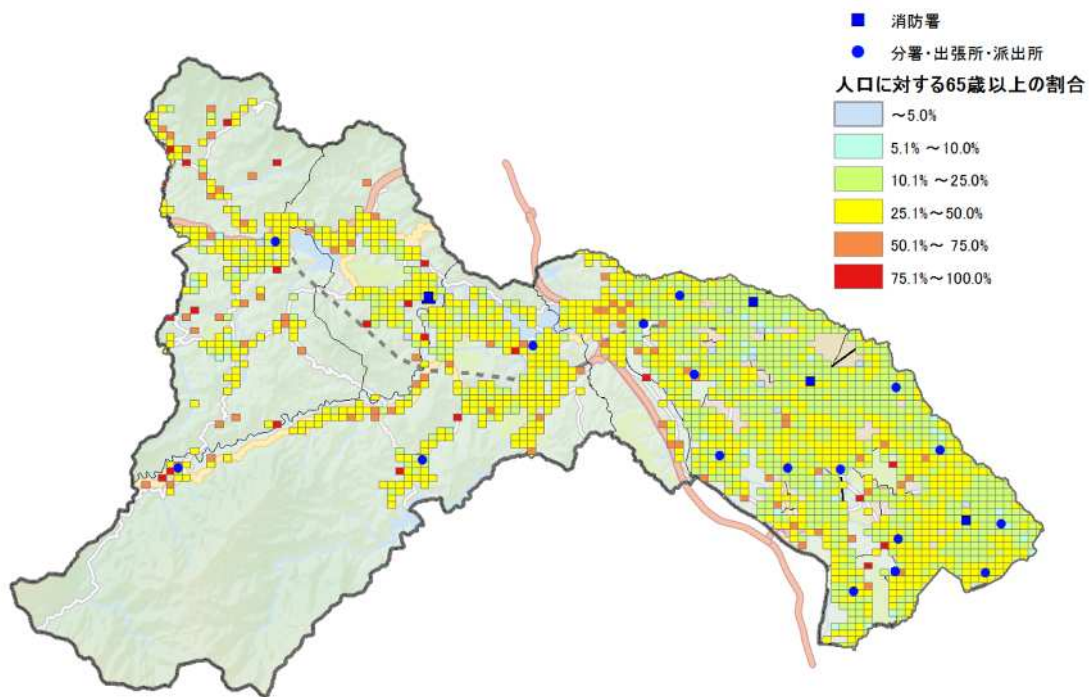
((c)Esri Japan)
e-Stat「平成27年国勢調査（250mメッシュ）人口等基本集計に関する事項」を加工して作成。

人口分布の状況



((c)Esri Japan)
e-Stat「平成27年国勢調査（250mメッシュ）人口等基本集計に関する事項」を加工して作成。

世帯分布の状況



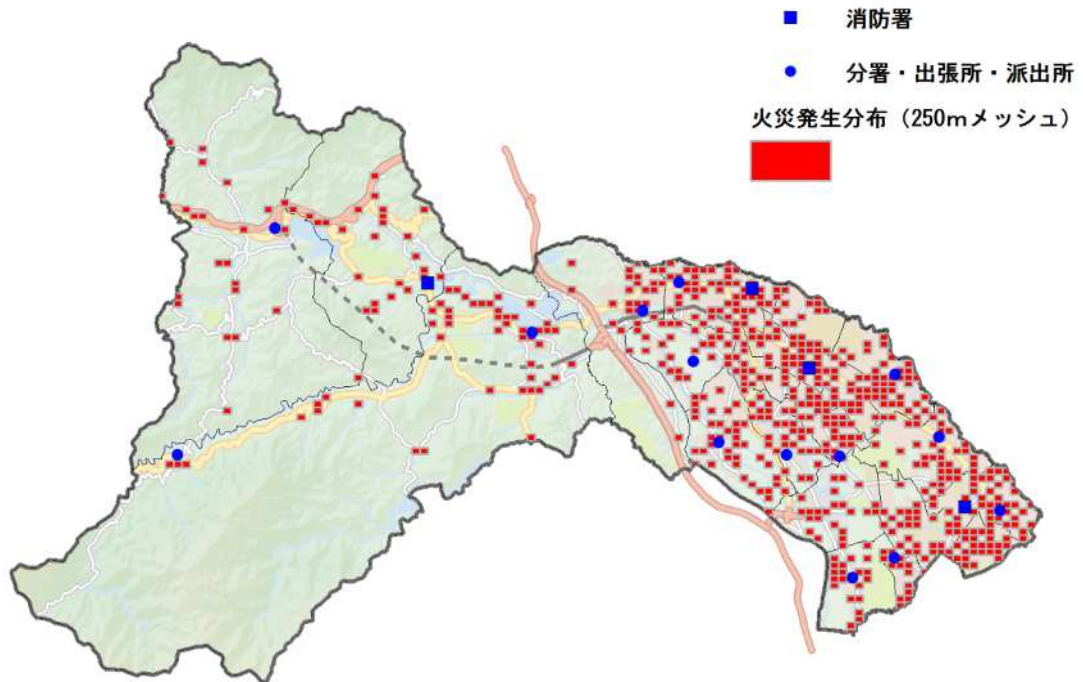
((c)Esri Japan)
 e-Stat「平成27年国勢調査（250mメッシュ）人口等基本集計に関する事項」を加工して作成。

高齢化率（人口に対する高齢者（65歳以上）の割合）の状況

【災害の発生分布】

火災（平成22年～平成28年）の発生分布

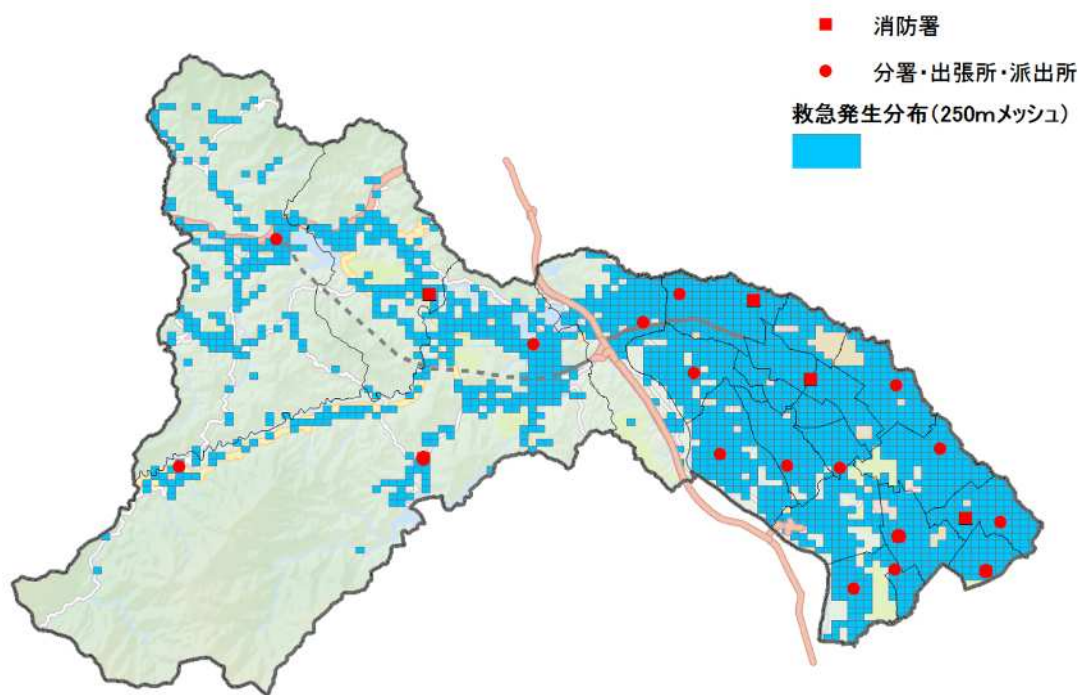
人口や世帯分布（以下「人口分布等」という。）におおむね関連して火災が発生しています。



((c)Esri Japan)

救急（平成28年）の発生分布

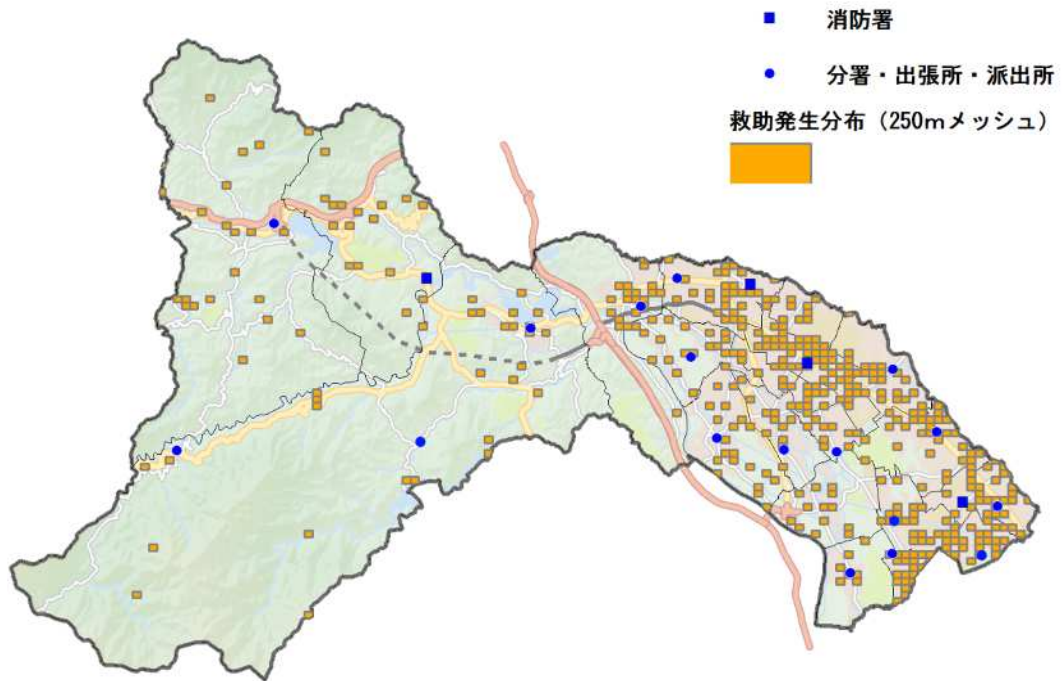
人口分布等に関連して救急事故が発生しています。



((c)Esri Japan)

救助（平成28年）の発生分布

人口分布等のみならず、河川や山間地などにおいて水難事故や山岳事故が発生しており、救助隊はもとより、消防隊や救急隊も含めた、より広範な対応が求められています。



((c)Esri Japan)

(3) 災害発生件数の推移

平成22年から平成30年における災害発生状況（災害件数の推移）を見ると、平成30年には、火災を除く災害（救急、救助及び各種災害）が過去最多の件数となっています。

引き続き、これらの災害に適切に対応する必要があります。

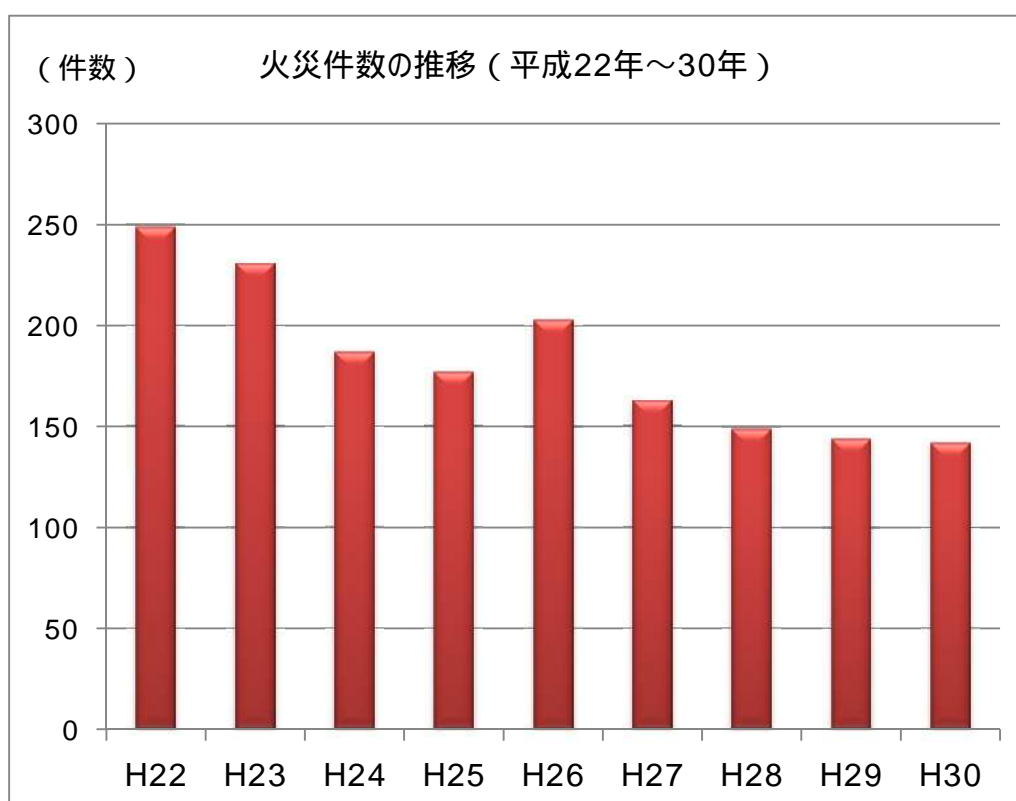
【災害件数の推移】

	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
火災	249	231	187	177	203	163	149	144	142
救急	30,630	32,245	32,218	33,688	34,169	33,688	35,057	35,873	37,498
救助	546	565	544	628	592	584	591	634	750
各災	2,541	3,129	2,693	2,979	3,109	2,725	3,124	3,408	3,526

各災（各種災害）における件数は、ガス漏れ、危険排除、救急隊と連携した救急活動、風水害や警戒活動等による消防隊の出場件数をいいます。

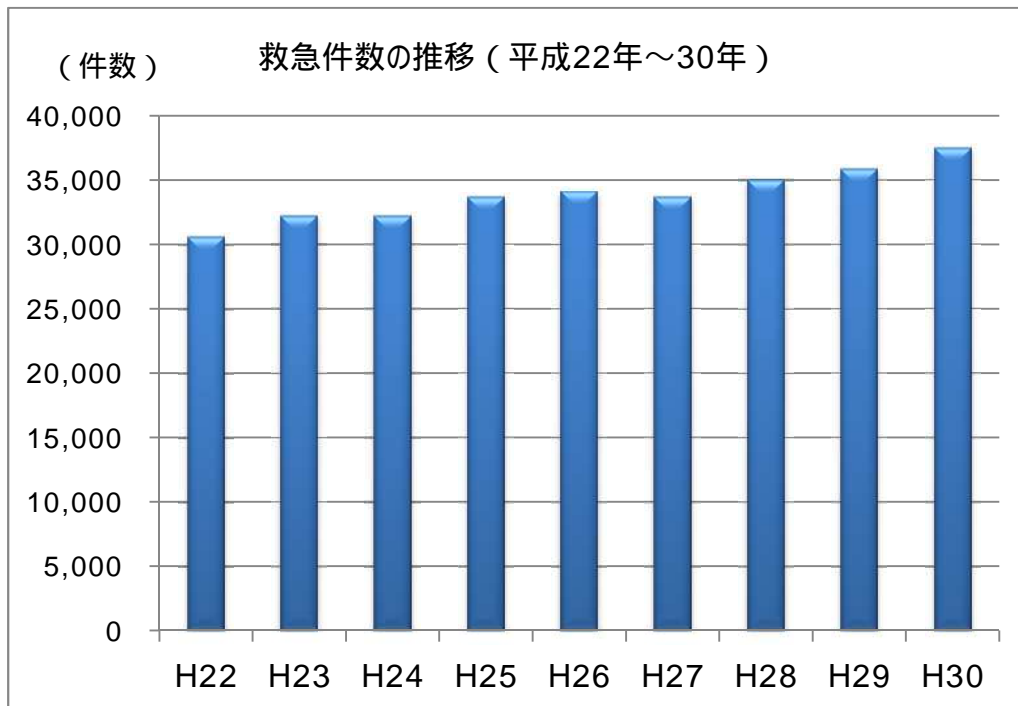
火災

火災件数は、平成22年に249件発生し、その後は減少傾向にあります。



救急

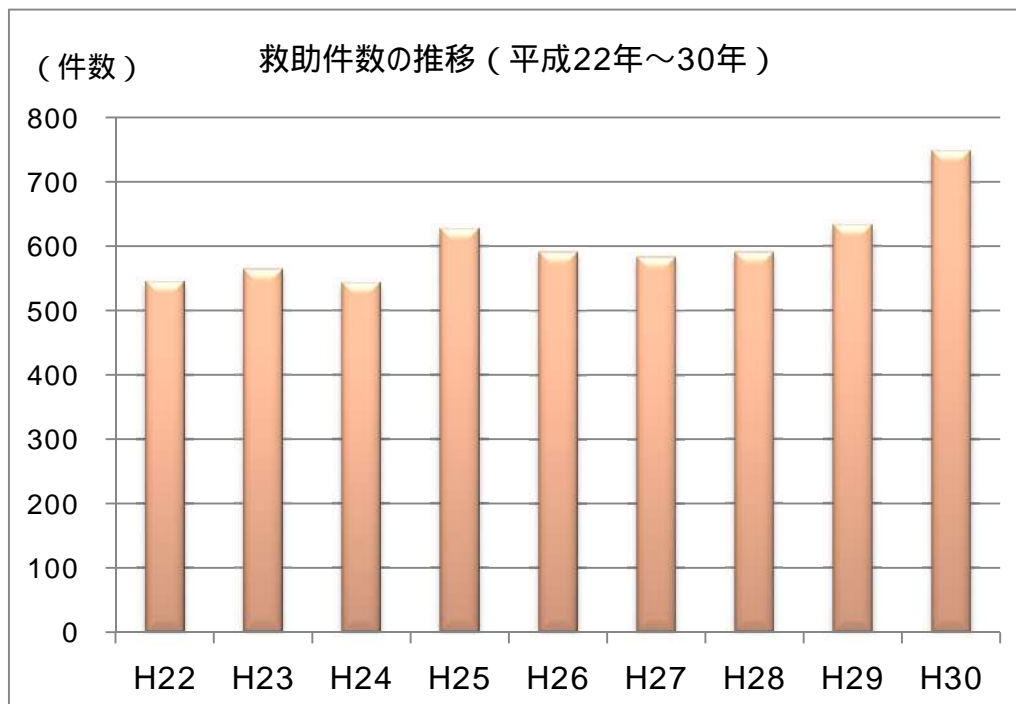
救急件数は、増加傾向にあり、平成22年に年間30,000件を超えると、その後も急激に増加し続け、平成28年には35,000件を超え、平成30年には過去最多の37,498件となりました。これにより救急隊の出場が増加しています。



救助

救助件数は、おおむね550件から600件の間で推移し、平成29年には630件を超え、平成30年には過去最多の750件となりました。

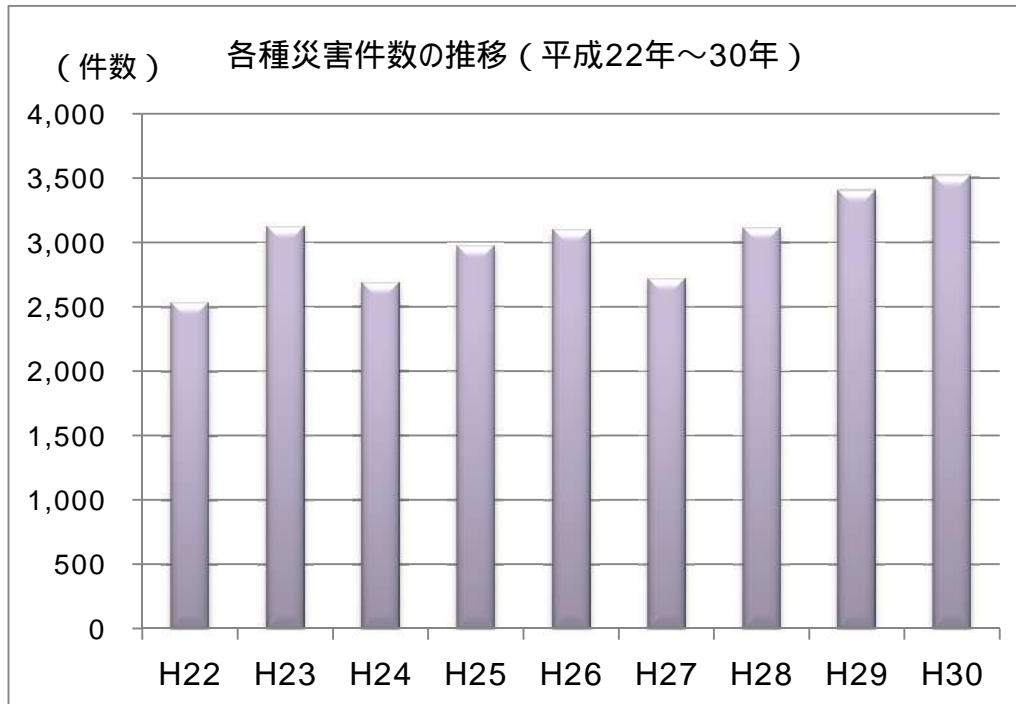
これにより、救助隊を始め、指揮隊、消防隊、救急隊等の出場がやや増加傾向にあります。



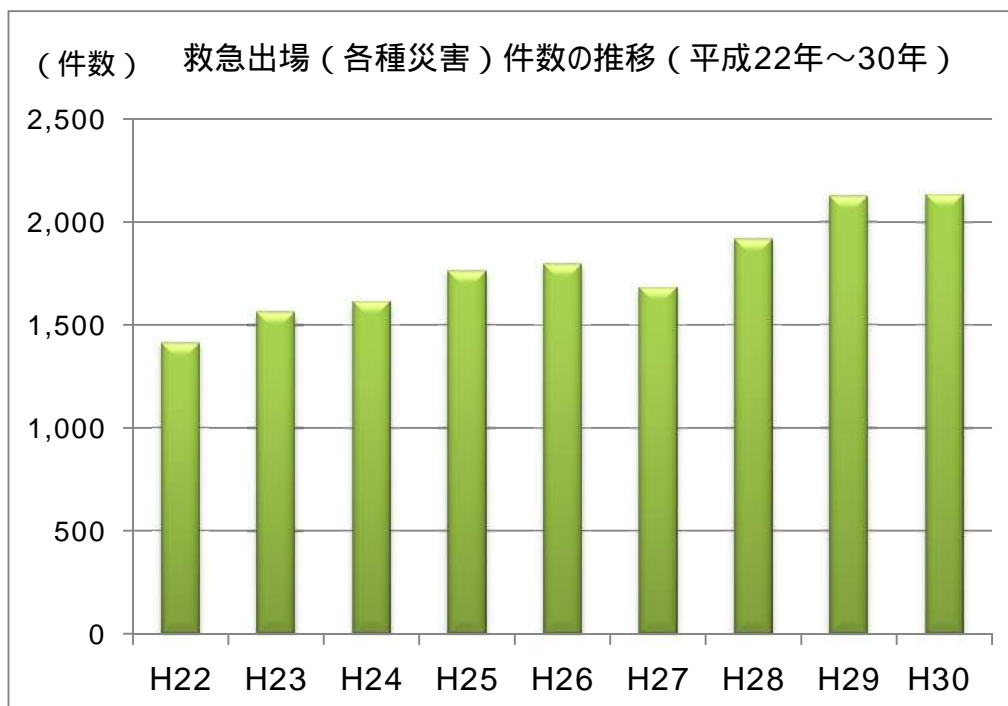
各種災害

各種災害件数は、ほぼ横ばいですが、増減を繰り返しながら、平成29年には、3,400件を超え、平成30年には過去最多の3,526件となり、消防隊の出場が増加しています。

特に救急件数の増加により、救急隊との連携など、救急に関連した各種災害件数が増加傾向にあります。



各種災害のうち、救急隊と連携して消防隊が出場した件数



(4) 現場到着時間の状況

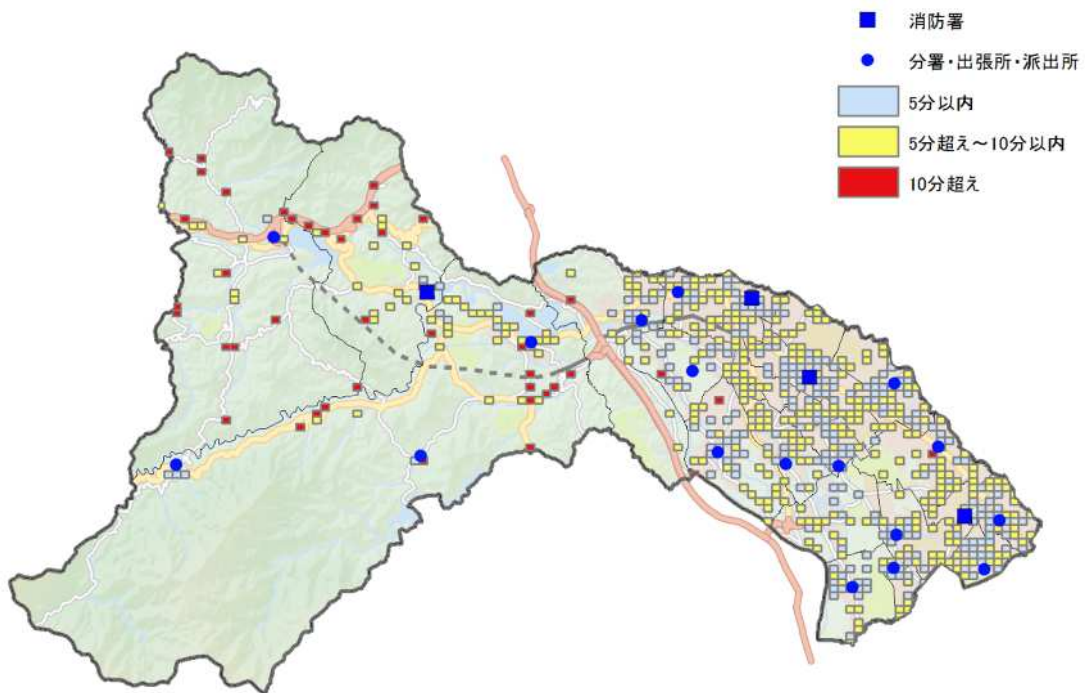
現在配置されている消防署所における覚知（出場指令）から災害現場到着までに要する時間（現場到着時間）の分析は、人口・世帯や市街地の分布とともに、消防署所及び消防部隊の配置の指標となります。

旧計画では、市街地の火災及び救急において、消防署所から災害現場に5分以内に到着することを目標に消防署所を整備してきました。

平成28年の現場到着時間（全市域）は、火災にあっては約6.8分、救助にあっては約6.0分、特に救急にあっては約8.2分と延伸傾向にあります。

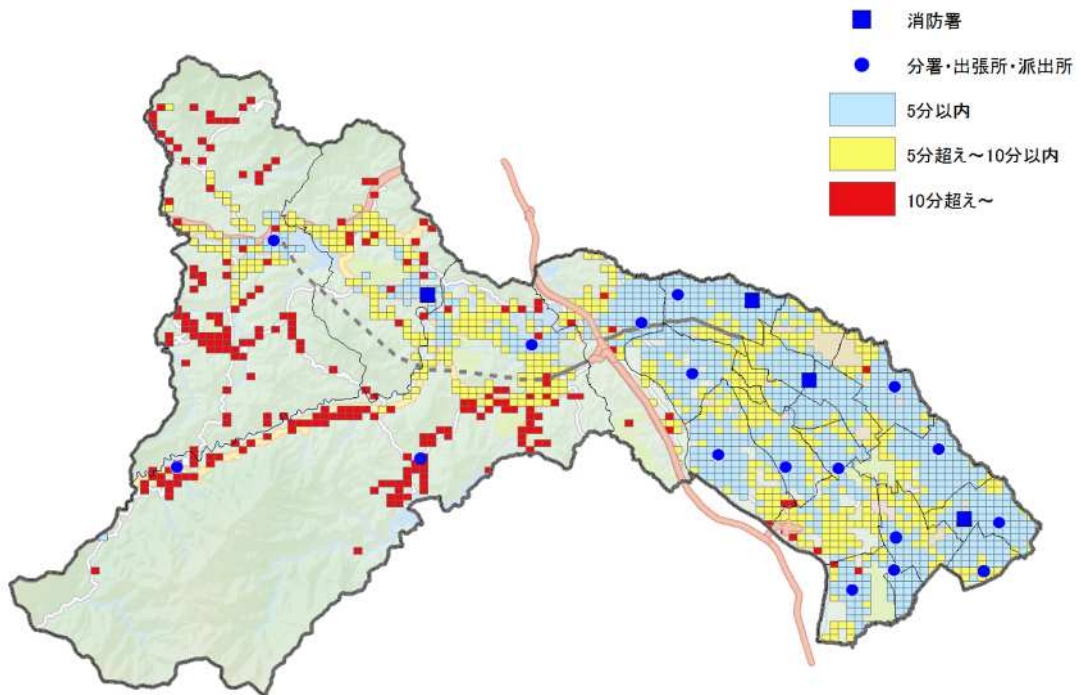
このことから、効果的な消防署所、消防部隊の配置等により、現場到着時間の短縮が必要です。

火災（平成22年～平成28年）の現場到着状況



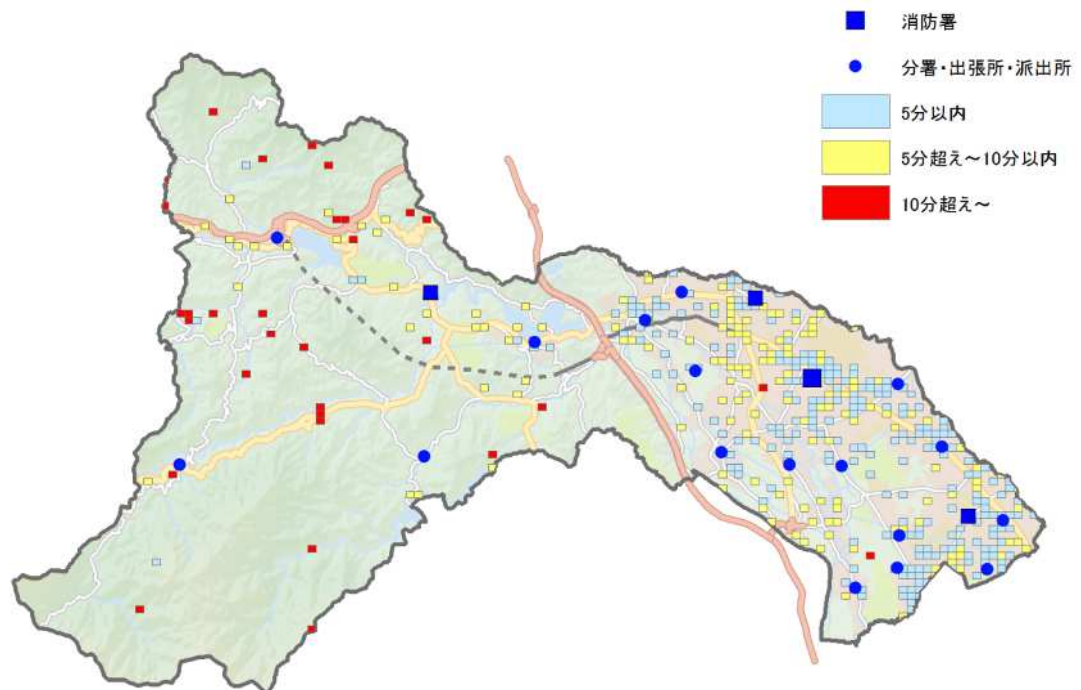
((c)Esri Japan)

救急（平成28年）の現場到着状況



((c)Esri Japan)

救助（平成28年）の現場到着状況

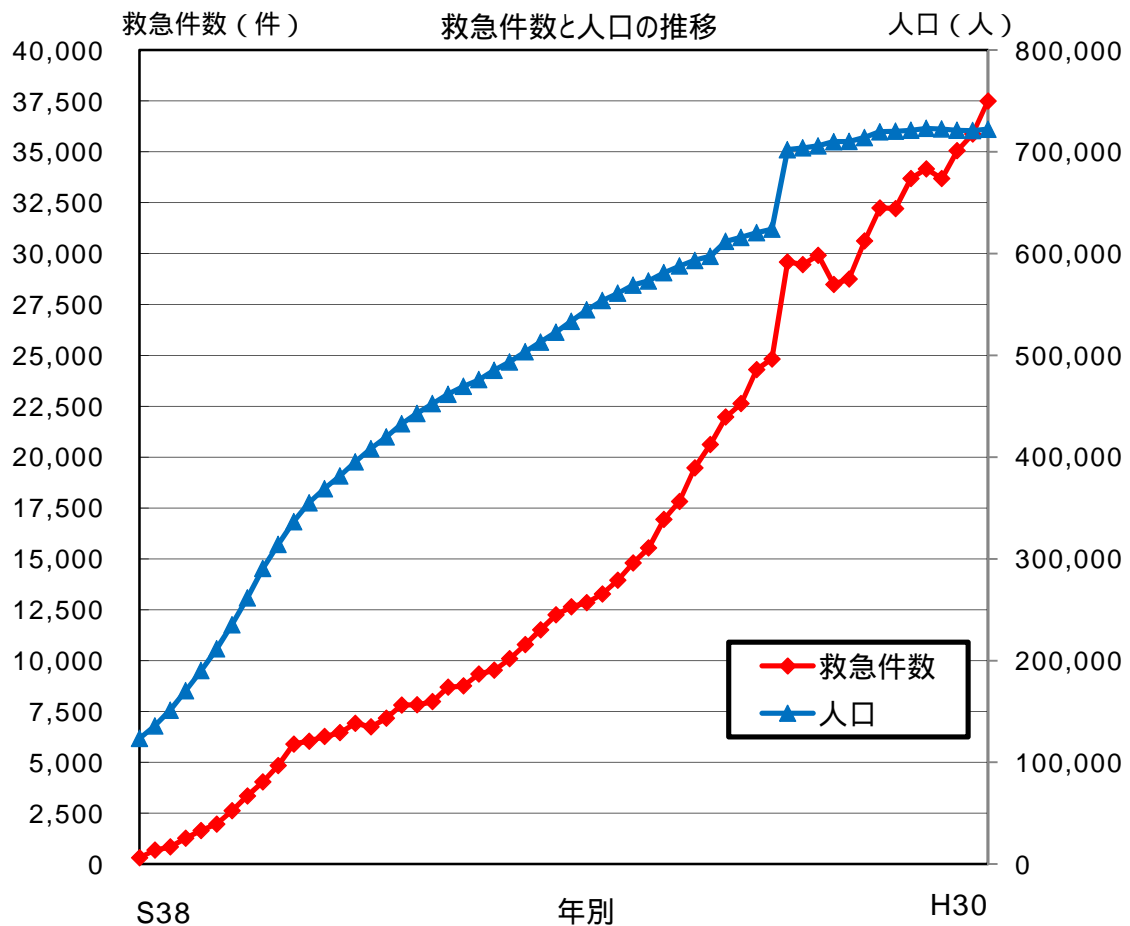


((c)Esri Japan)

(5) 救急需要の現況と救急件数の将来推計 (救急需要の動向等)

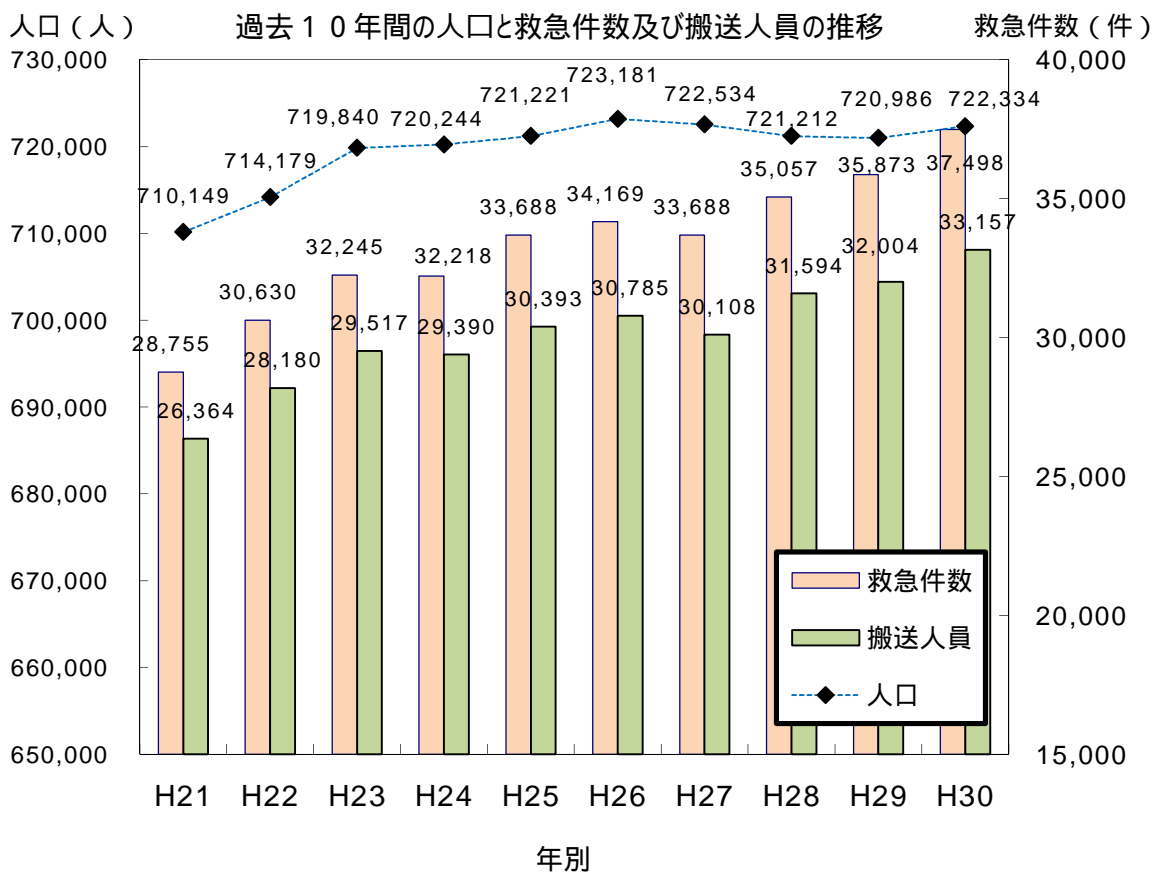
【救急件数と人口の推移】

近年、人口は横ばいの状況ですが、救急件数は増加の一途をたどり、平成 2 8 年に初めて 3 5 , 0 0 0 件を超え、平成 3 0 年には過去最多の 3 7 , 4 9 8 件となりました。



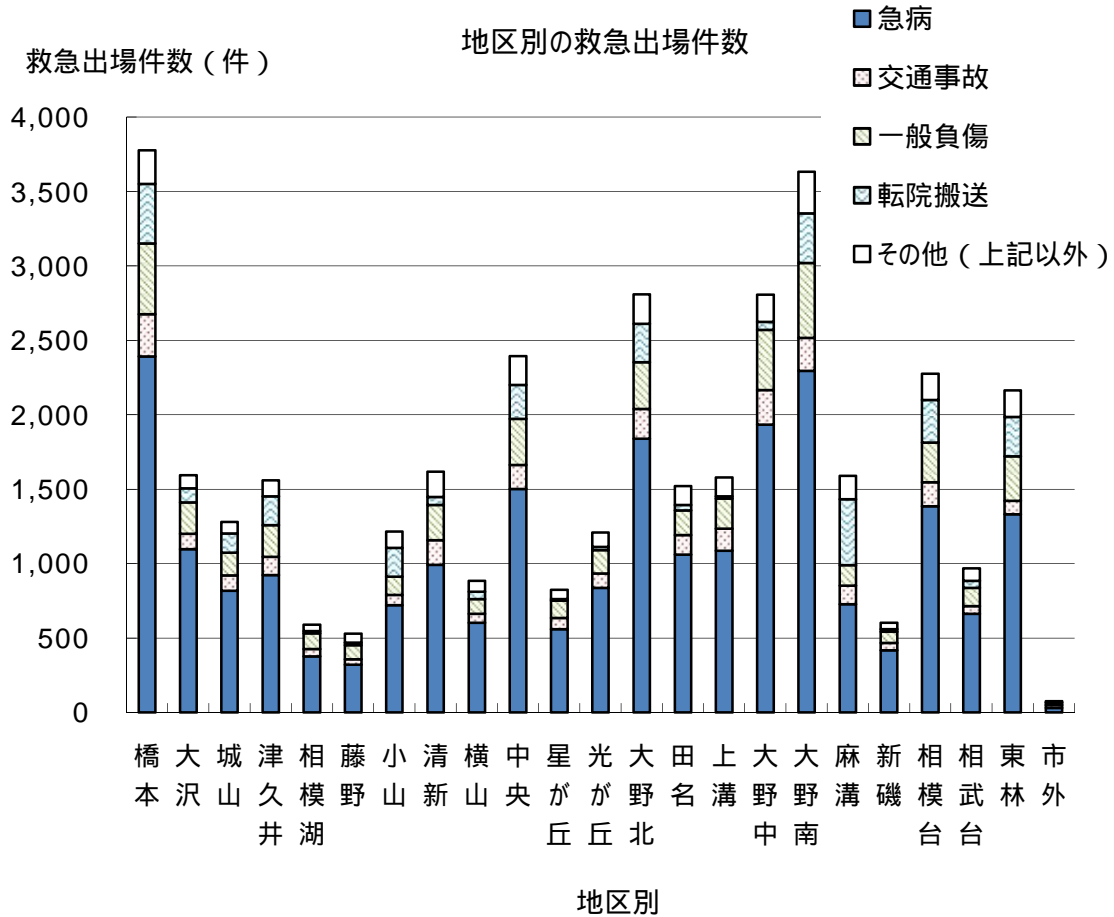
【救急件数及び搬送人員の推移】

前記のとおり、救急件数は増加し、搬送人員もこれに比例して増加傾向となっています。



【地区別の救急出場件数】

平成30年の救急出場件数を地区別にみると、緑区の橋本地区が最も多く、中央区では中央地区や大野北地区、南区では大野南地区や大野中地区の件数が多くなっています。

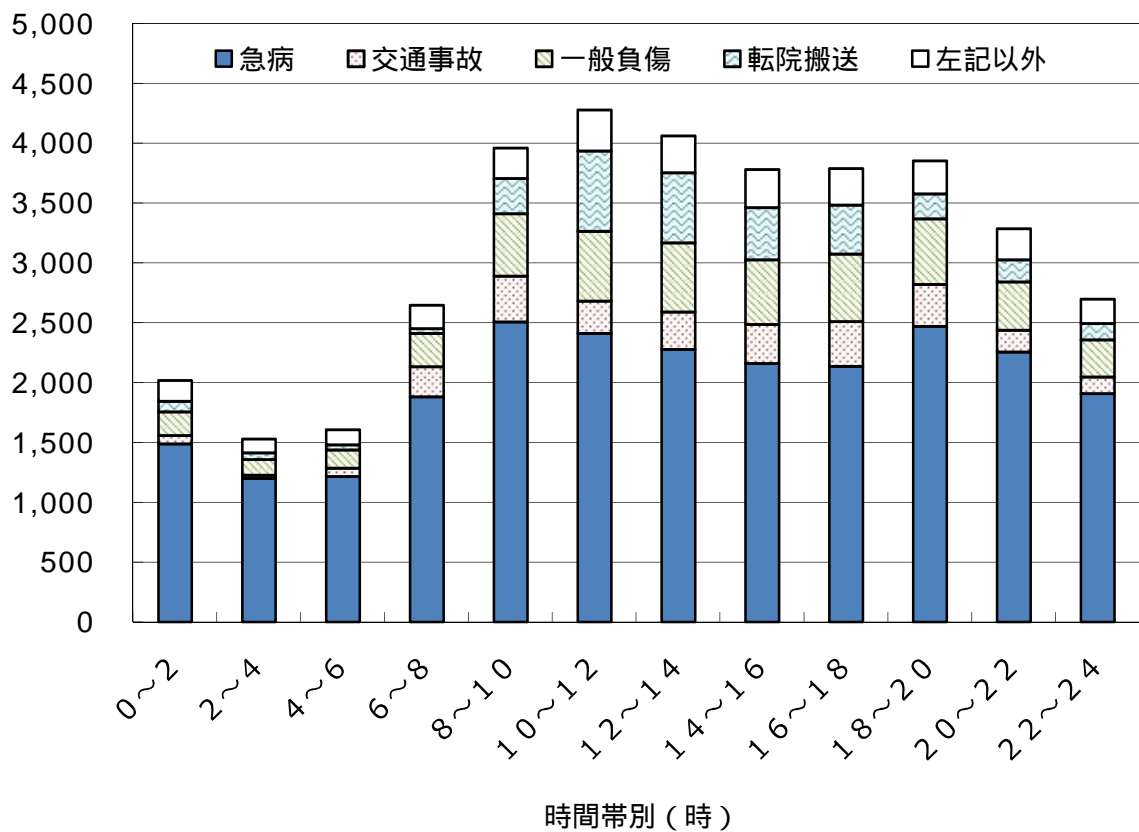


【時間別の救急出場件数】

平成30年の救急出場件数を時間別にみると、10時から12時が4,277件と最も多く出場しています。また、事故種別からみて、出場件数が多い時間帯は、急病が8時から10時までに2,506件、交通事故が8時から10時までに384件、一般負傷が10時から12時までに581件、転院搬送が10時から12時までに671件となっています。

時間別の救急出場件数

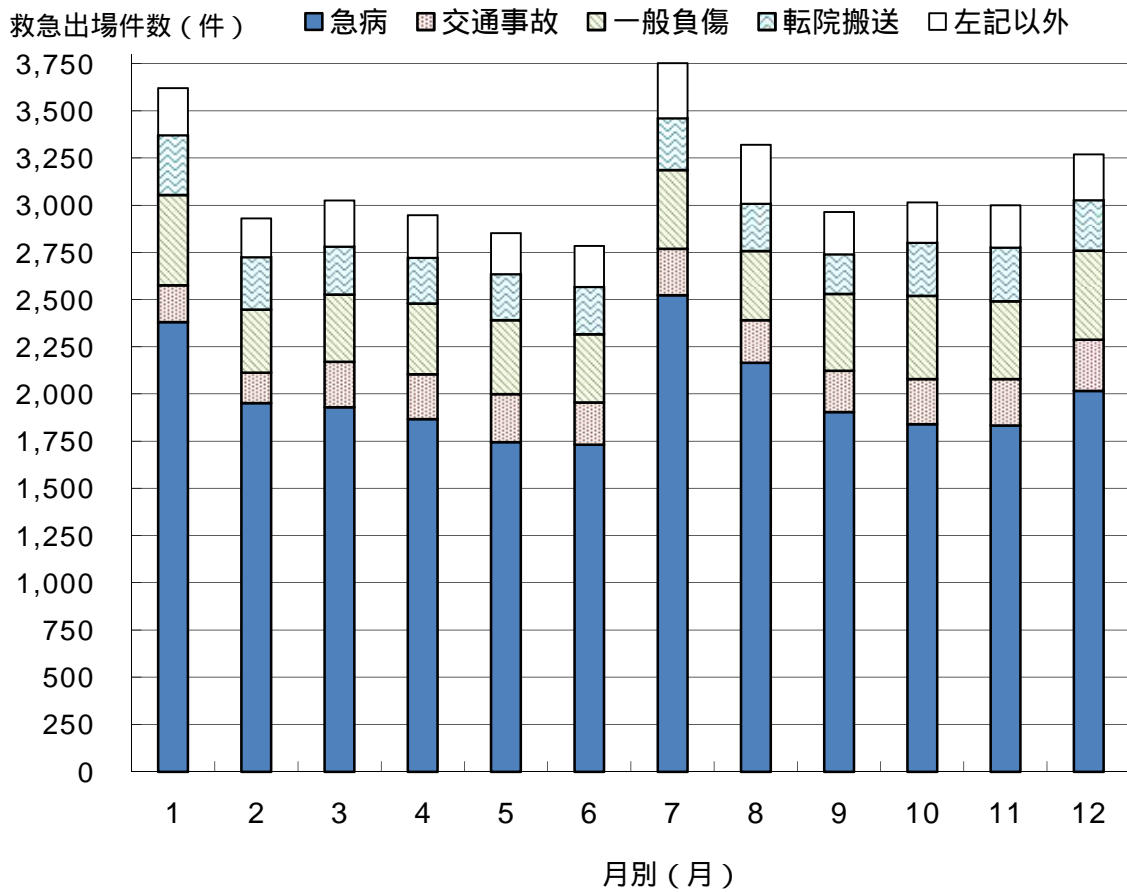
救急出場件数（件）



【月別の救急出場件数】

平成30年の救急出場件数を月別にみると、7月が最も多く、3,754件（1日の平均出場件数が121.1件）、最も少ないのは6月の2,786件（1日の平均出場件数92.9件）となっています。

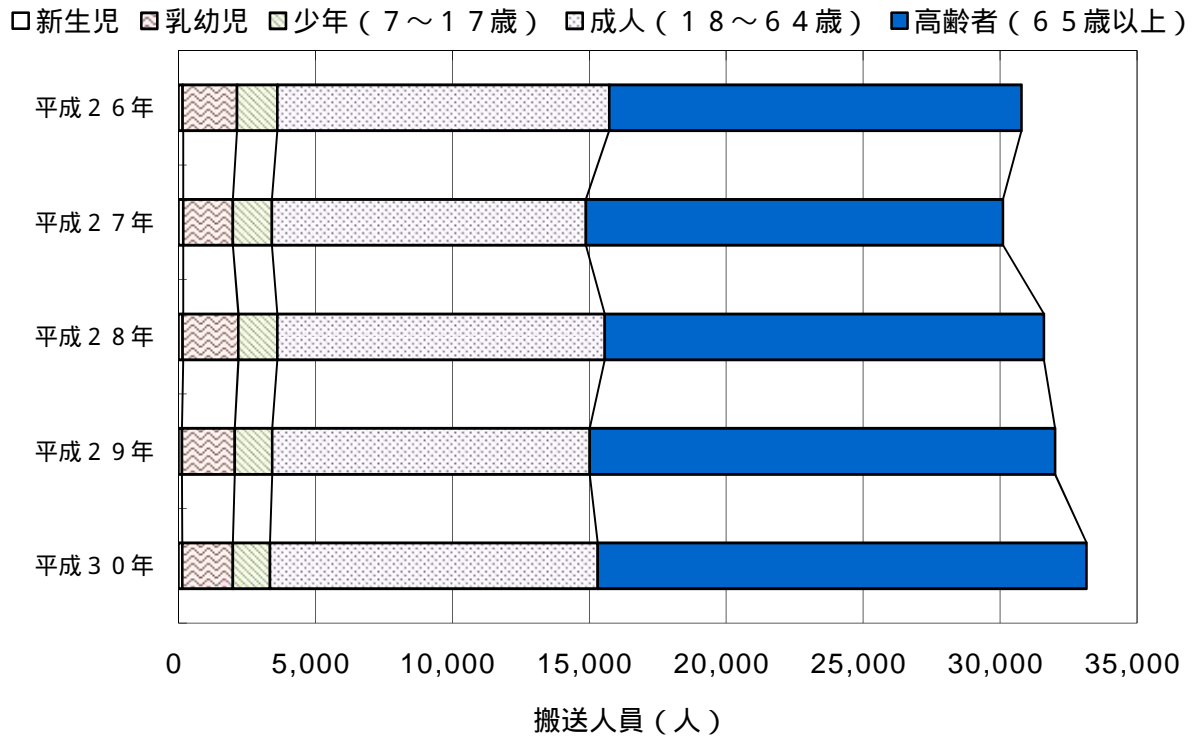
月別の救急出場件数



【年齢区分別の搬送人員状況】

平成30年の搬送人員を年齢区分別にみると、高齢者が17,850人(53.8%)と約半数を占め、成人が11,965人(36.1%)、乳幼児が1,845人(5.6%)と続いています。また、年齢区分別の搬送人員の推移をみると、高齢者の搬送割合は年々増加しています。

年齢区分別の搬送人員構成比の推移



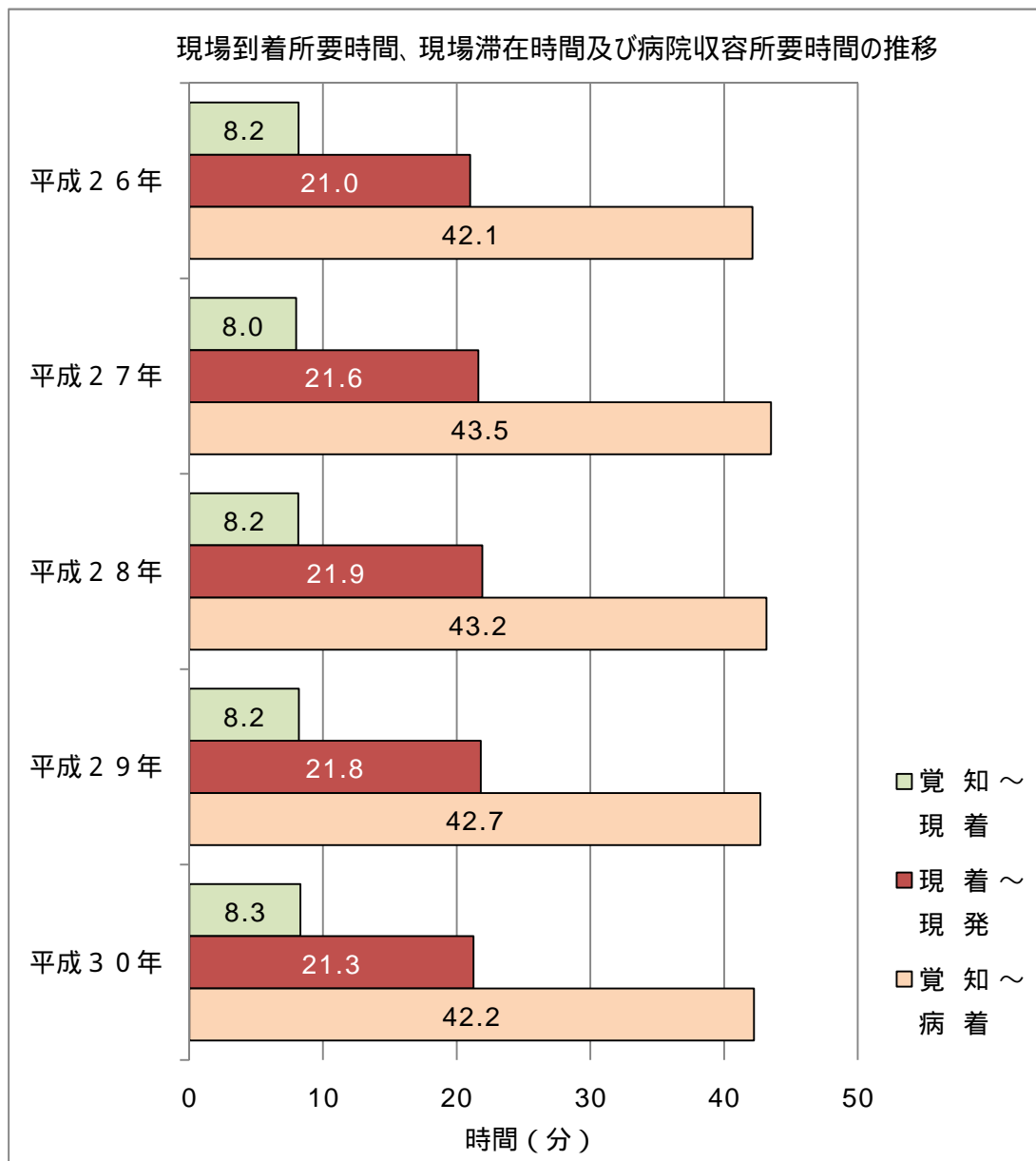
【注】年齢区分の定義

- 新生児：生後28日未満の者
- 乳幼児：生後28日以上満7歳未満の者
- 少年：満7歳以上満18歳未満の者
- 成人：満18以上満65歳未満の者
- 高齢者：満65歳以上の者

【現場到着所要時間、病院収容所要時間等の状況】

平成30年の救急出場による、現場到着所要時間（119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間）は、平均で8.3分、現場滞在時間（現場に到着してから病院に向かうまでに要した時間）は、平均21.3分、病院収容所要時間（119番通報を受けてから病院に収容するまでに要した時間）は、平均で42.2分となっています。

現場到着所要時間、現場滞在時間及び病院収容所要時間の推移をみると、大きな変動はありませんが、平成28年からの現場到着所要時間は延伸傾向、他は短縮傾向となっています。



【各救急隊（18隊）の出場状況（平成30年）】

平成30年の各救急隊の出動状況を見ると、1隊当たり、年間3,000件、総活動時間3,500時間を超える救急隊は、相模原消防署本署、淵野辺分署及び南消防署本署の3つの救急隊です。特に相模原消防署本署は、年間勤務時間（約5,657時間）に対して85%の活動時間に達しています。

救急隊は、救急出場の前後に、救急車内や救急資器材の消毒などの出場準備、救急活動に係る報告書の作成、救急活動に必要な訓練等にも多くの時間が必要であり、出場の多い救急隊は、当直勤務中に救急出場とこれら出場に向けた準備等を繰り返すこととなります。

出動の多い救急隊の隊員の勤務状況は、大変厳しい状況にあり、より質の高い救急業務を実施するためには、これら出場の多い救急隊を補完するための新たな救急隊の配置が必要です。

消防署	隊名	出場件数	活動時間数 (覚知～帰署)	年間勤務時間 に対する活動時間 の割合	1件当たりの 活動時間 (分)
相模原	相模原	3,735	4,823	85%	77.48
	田名	1,806	2,447	43%	81.30
	淵野辺	3,215	3,803	67%	70.97
	緑が丘	2,829	3,578	63%	75.89
	上溝	2,262	3,041	54%	80.68
南	南	3,449	4,049	72%	70.44
	新磯	1,288	1,844	33%	85.89
	大沼	2,911	3,759	66%	77.48
	相武台	2,564	3,149	56%	73.69
	上鶴間	2,612	3,269	58%	75.10
北	北	2,697	3,605	64%	80.19
	大沢	1,669	2,205	39%	79.28
	相原	1,984	2,563	45%	77.52
	城山	1,782	2,215	39%	74.57
津久井	津久井	900	1,418	25%	94.51
	派出所	1,058	1,509	27%	85.56
	藤野	612	1,093	19%	107.18
	青根	125	277	5%	133.00

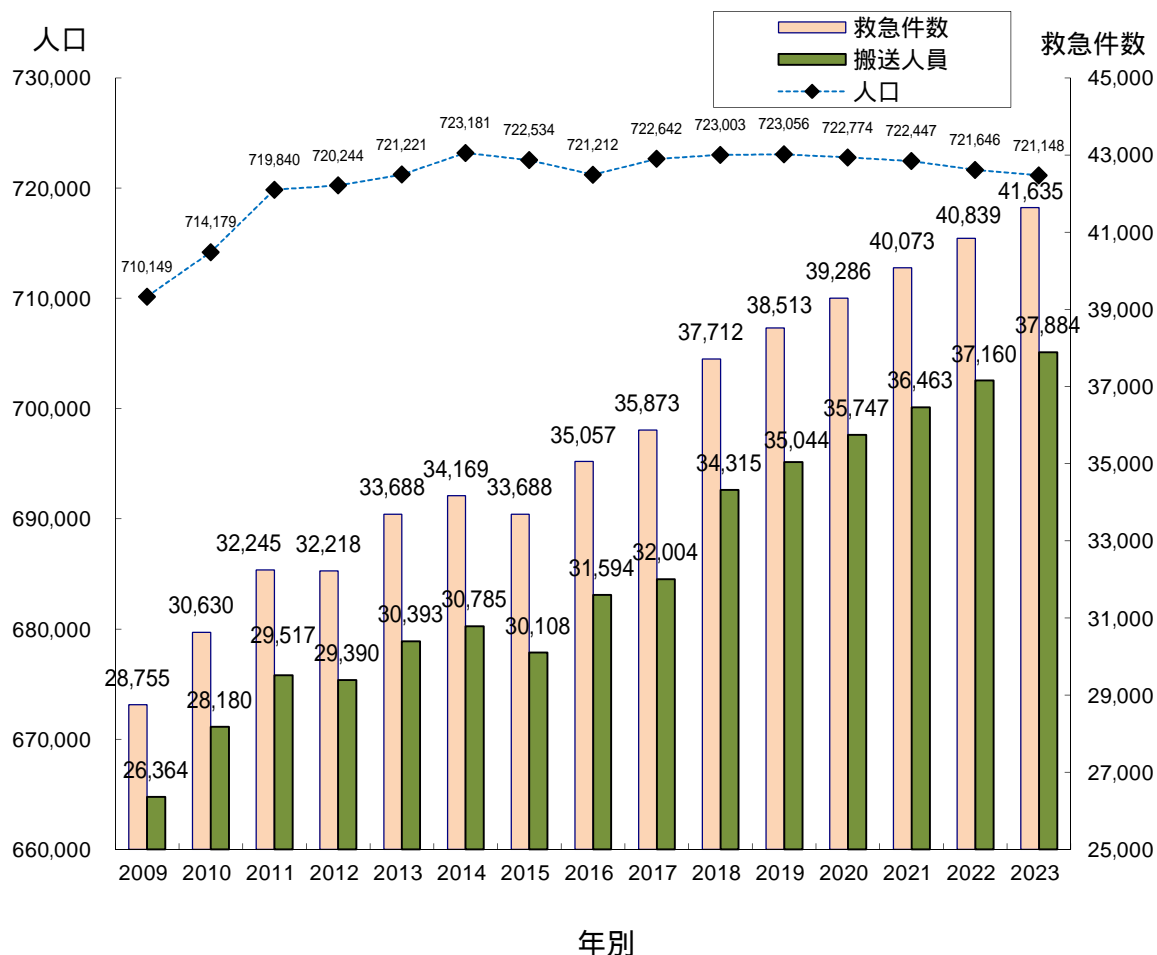
年間勤務時間（約5,657時間）は、1当直の勤務時間15時間30分に365日を乗じて算出しています。

【救急需要の将来推計（人口と救急件数及び搬送人員の推移と将来推計）】

16ページに記載のとおり、本市の人口は今後減少すると推計されています。

こうした状況下においても救急件数は、当面の間、増加傾向にあると推計され、令和5年（2023年）には、41,635件、37,884人まで、それぞれ増加すると見込まれます。

このことから、救急需要増加に適切に対応するための更なる救急体制の充実が必要です。

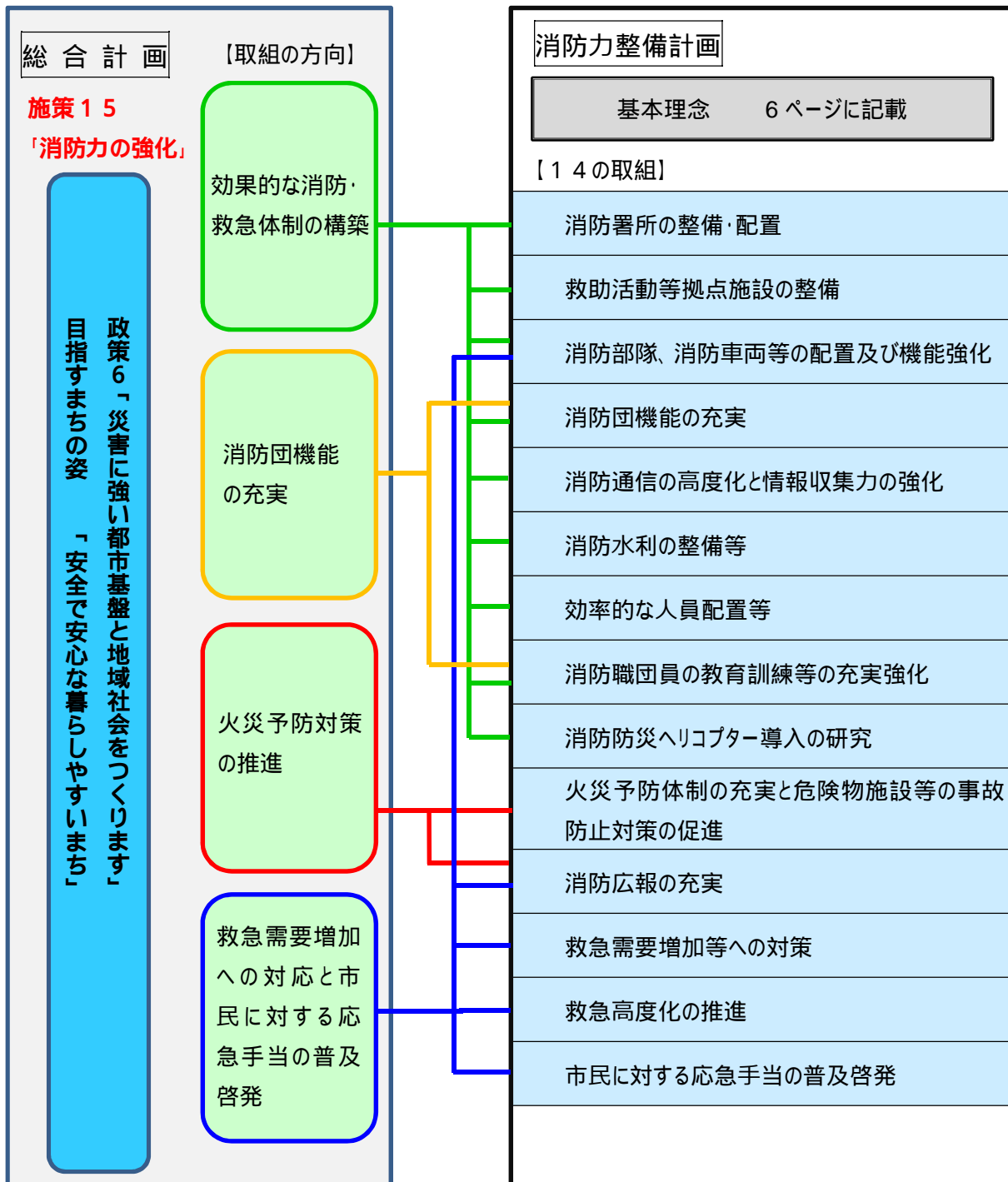


平成30年（2018年）からの出場件数は、さがみはら都市みらい研究所から提供を受けた傷病者搬送数推計データに基づき、平成25年（2013年）から平成29年（2017年）までの不搬送件数割合の平均値（10.99%）を乗じて算出（平成29年に算出）

4 消防力を強化するための取組

本計画の基本理念はもとより、旧計画の取組成果を踏まえた課題を始め、本市の災害の発生状況や救急需要の将来推計等に基づき、次のとおり、消防力を強化するための14の取組を推進します。

(1) 取組の体系



(2) 取組の具体的内容

取組 1 消防署所の整備・配置

課題等

消防活動を実施するには、消防用自動車等とそれを運用するための消防職員を常時配置するための消防署所が必要であり、消防署所は消防力の根幹をなす最も重要な施設の一つです。

老朽化した消防署所を再整備するとともに、災害の発生分布、消防部隊の現場到着時間、将来の人口推計、救急需要増加、都市基盤の整備状況等を勘案し、必要な消防部隊を配置することができる消防署所の移転整備等が必要です。

取組内容

旧計画の未着手事業について、財政や都市基盤の整備状況などを勘案し、諸課題が整理されたものから、順次整備を進めていきます。また、必要に応じて既存施設を改修するとともに、北消防署の移転整備等や消防指令センターの在り方について検討します。

なお、整備に当たっては、「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」との整合を図りながら検討を進めていきます。

【今後整備が必要な市街地の消防署所】

東林分署の再整備

救急隊の到着時間、救急需要等を勘案し、新たに救急隊を配置できるよう分署を再整備します。

(仮称) 麻溝台・相武台分署の新設(統合)

救急隊の到着時間、救急需要等を勘案し、「麻溝台・新磯野地区整備推進事業」を踏まえ、麻溝台分署・相武台分署を統合し、消防部隊の機動性の向上を図るため、幹線道路沿いなどに新たな分署を配置します。

(仮称) 当麻又は麻溝分署の新設

救急隊の到着時間や救急需要、さらには、「圏央道相模原愛川インターチェンジ」周辺の「当麻地区土地区画整理事業」の整備状況を勘案し、新たな分署を配置します。

(仮称) 中野又は串川分署の新設(救急隊派出所を再整備)

津久井地域における市街地(人口集中地区)である中野地域周辺と串川地域の消防力を強化するため、現在の救急隊派出所から消防隊を増強した分署として、新たに整備します。

【今後整備が必要な市街地以外の消防署所】

津久井消防署の再整備

庁舎の老朽化への対応や山林火災、山岳事故、湖や河川における水難事故等の災害に対応するため、令和5年度開署に向け、津久井消防署の管轄区域のほぼ中央に位置する相模湖地区の寸沢嵐地域への移転整備を推進します。

鳥屋分署の再整備

庁舎の老朽化への対応はもとより、リニア中央新幹線の車両基地整備による地域の環境変化、車両基地に関連した事故等に対応するため、現在の出張所から分署として、新たに整備します。

【その他】

既存施設の改修

消防署所の整備・配置状況を勘案しつつ、既存の消防署所の改修を検討し、着実に実施します。

北消防署の移転整備等の検討

リニア中央新幹線の駅が設置されることを踏まえ、橋本地区におけるリニア中央新幹線に関連した火災や救助事故等に対応するため、救助工作車（救助隊）の配置に併せた北消防署の移転整備について検討します。

消防指令センターの在り方の検討

将来の相模原駅周辺のまちづくりを踏まえ、現在の相模原消防署の再整備も視野に入れた消防指令センターの在り方について検討します。

【市街地における消防署所の配置の考え方】

「消防力の整備指針」では、国が実施した消防活動に関する実態調査において、消防隊の出場から放水開始までの所要時間が約6.5分を超えると急激に延焼率は高まることが明らかになっていることから、火元建築物1棟の独立火災で消火するため、出勤から6.5分以内（出場から現場到着までの走行限界時間4.5分と現場到着から放水開始までの放水準備時間2分の合計とする考え方）に放水ができるよう消防署所を配置することを目標としています。本市においても、市街地は、大規模な建築物があり、密集度が高いのが現状です。また、超高齢化の進行等により救急需要も増加の一途をたどっています。旧計画ではこれらの災害に対応するため、市街地においては、消防隊及び救急隊が覚知（出勤指令）から災害現場まで5分以内（出場指令から出勤までの出場準備0.5分と出場から現場到着までの走行限界時間4.5分の合計とする考え方）で到着できるよう消防署所を配置することを目標に整備してきました。本計画では、延伸している現場到着時間を短縮するため、引き続き、適切に消防署所を配置します。

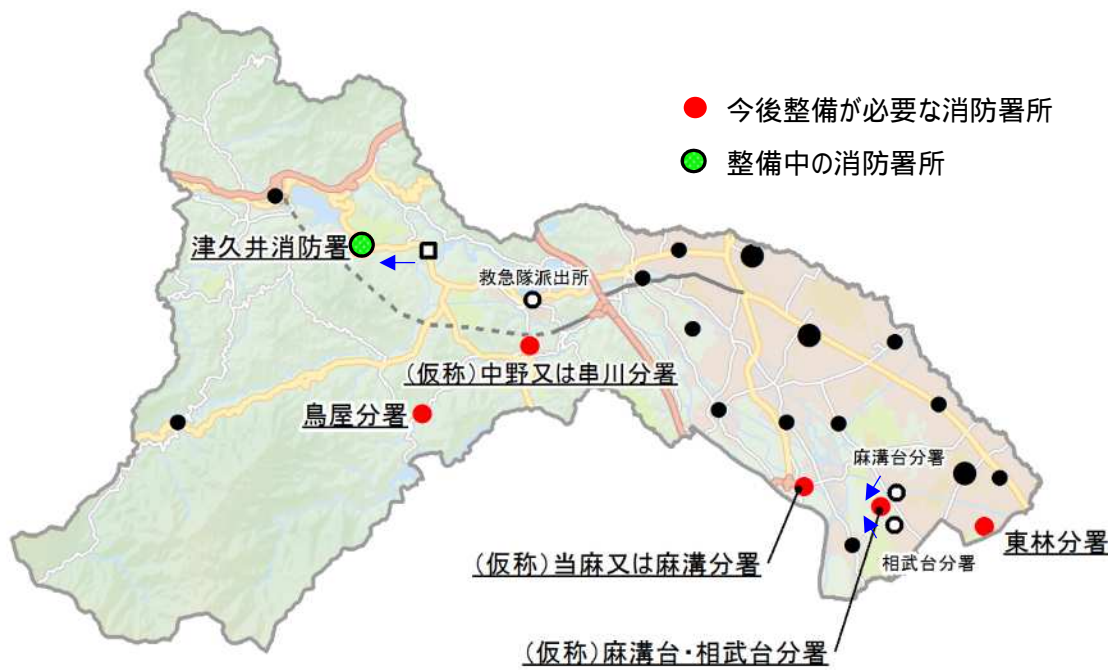
【市街地以外の地域における消防署所の配置の考え方】

市街地以外の地域においては、建築物や人口が少ないことから、火災、救急等の災害発生件数は少ないものの、山林火災、山岳事故、湖や河川における水難事故等、地域特有の災害が発生していることから、消防署所の管轄区域、災害の発生状況等を勘案し、消防署所を配置します。

消防署所の配置(将来目標)

	現 行 (平成31年4月1日現在)		将来目標
相模原消防署	本署		本署
	田名分署		田名分署
	淵野辺分署		淵野辺分署
	緑が丘分署		緑が丘分署
	上溝分署		上溝分署
南消防署	本署	再整備 統合	本署
	麻溝台分署		(仮称)当麻又は麻溝分署
	新磯分署		新磯分署
	東林分署		東林分署
	大沼分署		大沼分署
	相武台分署		(仮称)麻溝台・相武台分署
	上鶴間分署		上鶴間分署
北消防署	本署	移転整備 の検討	本署
	大沢分署		大沢分署
	相原分署		相原分署
	城山分署		城山分署
津久井消防署	本署	再整備 再整備 再整備	本署
	救急派出所		(仮称)中野又は串川分署
	藤野分署		藤野分署
	青根分署		青根分署
	鳥屋出張所		鳥屋分署
合 計	21署所		21署所

今後整備が必要な消防署所



((c)Esri Japan)

消防署所の配置状況(将来目標)

【消防署所の開署年月等】

名 称	所 在 地	構 造 面積 [敷地面積]	開署年月 (改築年月)
相模原市消防局	中央区中央 2丁目2番15号	鉄筋コンクリート3階建 2,249㎡ [3,658㎡]	昭和33年1月 昭和47年6月(移転)
消防指令センター	同 上	鉄骨鉄筋コンクリート4階建 4,501㎡ [局と同敷地]	平成2年4月
相模原消防署	同 上	相模原市消防局に同じ	相模原市消防局に同じ
田名分署	中央区田名 4841番地3	鉄筋コンクリート2階建 一部3階建 1,690㎡ [1,927㎡]	昭和45年1月 平成13年10月(移転)
淵野辺分署	中央区淵野辺本町 3丁目1番8号	鉄筋コンクリート2階建 951㎡ [1,269㎡]	昭和40年12月 昭和61年3月(移転)
緑が丘分署	中央区緑が丘 1丁目32番25号	鉄筋コンクリート2階建 968㎡ [2,370㎡]	昭和57年4月
上溝分署	中央区上溝 2163番地9	鉄筋コンクリート3階建 1,186㎡ [1,811㎡]	平成3年6月
南消防署	南区相模大野 5丁目34番1号	鉄筋コンクリート3階建 2,228㎡ [2,520㎡]	昭和36年6月 昭和50年4月(昇格) 昭和62年7月(移転)
麻溝台分署	南区麻溝台 8丁目38番20号	鉄筋コンクリート2階建 332㎡ [653㎡]	昭和47年12月
新磯分署	南区磯部 1229番地1	鉄筋コンクリート2階建 1,176㎡ [2,311㎡]	昭和43年12月 平成18年10月(移転)
東林分署	南区東林間 7丁目35番25号	鉄筋コンクリート2階建 252㎡ [1,923㎡]	昭和51年4月
大沼分署	南区古淵 3丁目15番8号	鉄筋コンクリート2階建 1,188㎡ [1,524㎡]	昭和52年4月 平成8年3月(増築)
相武台分署	南区新磯野 2丁目51番1号	鉄筋コンクリート2階建 1,216㎡ [1,895㎡]	昭和60年4月
上鶴間分署	南区相模大野 7丁目40番4号	鉄筋コンクリート2階建 1,187㎡ [1,880㎡]	平成4年6月

北消防署	緑区橋本 4丁目16番6号	鉄筋コンクリート2階建 1,473㎡ [1,598㎡]	昭和37年7月 昭和49年3月(移転) 平成11年10月 (増築・昇格)
	大沢分署	緑区大島 1745番地1	鉄筋コンクリート2階建 1,189㎡ [2,373㎡] 昭和50年4月 平成8年5月(移転)
	相原分署	緑区相原 4丁目14番9号	鉄筋コンクリート2階建 595㎡ [1,783㎡] 昭和53年4月 平成27年3月(改築)
	城山分署	緑区川尻 1699番地1	鉄筋コンクリート2階建 727㎡ [1,793㎡] 昭和49年4月 平成7年4月(移転)
津久井消防署	緑区寸沢嵐 574番地2	鉄筋コンクリート3階建 937㎡ [1,649㎡]	昭和44年9月 昭和48年3月(移転) 平成2年4月(増築) 平成18年3月(合併)
	救急隊派出所	緑区太井 157番地1	軽量鉄骨造平屋建 155㎡ [541㎡] 平成10年4月
	藤野分署	緑区吉野 433番地1	鉄筋コンクリート2階建 630㎡ [1,011㎡] 昭和49年4月 平成25年4月(移転)
	青根分署	緑区青根 1372番地1	鉄筋コンクリート2階建 456㎡ [1,419㎡] 昭和49年4月 平成30年4月(移転)
	鳥屋出張所	緑区鳥屋 789番地7	鉄筋コンクリート平屋建 165㎡ [712㎡] 昭和49年4月

取組 2 救助活動等拠点施設の整備

課題等

今後危惧される首都直下地震や大規模災害が発生した場合に備え、災害活動の拠点となる施設を整備して、*緊急消防援助隊（他都市からの消防の応援部隊）の受援体制を強化する必要があります。

市内に2箇所ある防災消防訓練場は、大規模災害により他都市から緊急消防援助隊を受け入れる場合の進出拠点・宿営場所として十分な機能を有していないことから、大規模災害時の受援に適した新たな施設整備が必要です。

複雑多様化する災害に対応するため、今日のベテラン職員の大量退職により増加している若手職員への教育訓練の充実強化、より高度な知識技術の修得などを目的とした、訓練施設の整備が必要です。

取組内容

現在の下溝防災消防訓練場は、大規模災害により他都市から緊急消防援助隊を受け入れるための進出拠点・宿営場所としては十分な機能を有していないことから、大規模災害時の受援を想定した「救助活動等拠点施設」として、財政や都市基盤の整備状況などを勘案し、諸課題を整理した上で、移転を視野に入れた再整備を行います。

この再整備においては、近接する消防署所との合築（集約化）について検討し、三井防災消防訓練場においても、今後、移転整備を視野に入れた検討を行います。

さらに、複雑多様化する災害に対応するため、今日のベテラン職員の大量退職により増加している若手職員への教育訓練の充実強化、より高度な知識技術の修得などを目的として、併せて実践的な訓練施設を整備します。

【本市防災消防訓練場】

名称	所在地	敷地面積	設置年月
下溝防災消防訓練場	南区下溝 3042 番地 2	8,274 m ²	平成 6 年 4 月
三井防災消防訓練場	緑区三井 352 番地 4	7,921 m ²	平成 25 年 2 月

【受援施設に求められる主な機能】

指揮作戦機能	到着した応援部隊の受付等
補給機能	応援部隊活動の指揮・通信
ベースキャンプ機能	活動資機材、燃料等の補給 応援部隊の待機・宿泊施設
車両駐車・滞在機能	応援部隊の車両集結・滞在所
航空機離着陸機能	ヘリコプターの緊急離着陸場

取組 3 消防部隊、消防車両等の配置及び機能強化

課題等

消防部隊の現場到着時間や増加する救急需要増加などを勘案し、必要な消防部隊を配置する必要があります。

リニア中央新幹線の駅が橋本駅周辺に設置されることを踏まえた大規模地下施設を始め、本市の将来の都市構造や取り巻く環境の変化に対応する特色を持った消防部隊の創設や、現在配置されている消防部隊の更なる機能強化が必要です。

消防隊、救急隊、救助隊等に配置されている消防車両の計画的な更新が必要です。

複雑多様化する災害、首都直下地震などの大規模地震や近年頻発する風水害、テロ等に対応するための新たな消防車両や、多様な消防活動に必要な新たな資機材の導入が必要です。

取組内容

指揮隊の配置

引き続き、各消防署に指揮隊を配置します。現在、指揮隊が現場指揮と併せて担当している火災原因調査事務を新たに別の部署に担当させるなどして、災害現場全般を統括するための指揮活動に特化した、災害対応能力の強化に向けた取組について検討します。

消防隊の配置

消防隊の活動は、建物、林野、車両等の火災に限らず、交通事故や水難事故による人命救助、救急隊を支援するための活動など多岐にわたります。これに加えて、台風や集中豪雨、地震災害による大規模災害における消防隊の活動は、これまで以上に中心的な役割が求められることから、必要な消防署所に消防隊を配置します。

また、特殊災害、山岳救助や水難事故など、複雑多様化する災害に対応するため、特色を持たせた消防隊の創設を検討するとともに、警防活動能力の強化やより効率的な運用を図ることを目的に、消防車両の2台運用（消防隊1隊が消防車両2台（消防ポンプ自動車と特殊車両など）を運用）による災害に応じた出動体制を検討します。

救急隊の配置

喫緊の課題である超高齢化の進行等を見据えた救急需要増加に対応するため、救急需要の現況、将来推計等を踏まえた、救急隊の適正な配置について検討し、救急出場の多い地域に設置されている消防署所（2隊目の配置）又は救急隊が配置されていない消防署所に配置します。また、昼間に救急需要の多い地域への対応として公共施設等を活用した機動的な運用など、新たな取組を検討します。

なお、市街地以外の地域に設置されている消防署所への配置については、現在、青根分署に配置している「兼務隊」を参考とします。

救助隊の配置

救助隊の活動は、火災、交通事故、水難事故、山岳事故、自然災害から特殊災害など、あらゆる災害に対応しなければならないことから、引き続き、各消防署に救助隊を配置します。

なお、橋本地区にリニア中央新幹線の駅が設置されることを踏まえ、現在、配置の無い北消防署に救助隊を配置することについて検討します。

特殊車両隊の配置

高層建築物、危険物施設等での災害に対応するため、消防署所にはしご車、化学消防車等を運用する特殊車両隊を配置します。

特色を持った消防部隊の創設等

複雑多様化する災害や大規模地震等、将来の都市構造や取り巻く環境の変化に対応するための消防部隊の創設や機能強化を推進します。

警防資機材の充実

消防部隊が適切に消防活動を実施できるよう、引き続き、任務等に応じた資機材を計画的に更新し、整備します。

なお、更新及び整備に当たっては、大規模災害等に対応するための新たな資機材の導入について検討します。

広域消防応援と国際緊急援助への対応強化

緊急消防援助隊及び*国際消防救助隊への継続的な登録を推進するとともに、応援・救援活動に必要な教育訓練の充実強化に併せ、活動に必要な車両や各種資機材を整備します。

なお、本市独自の予備国際消防救助隊員登録制度の創設などにより、同隊員の教育訓練期間を拡充させるなどして、派遣体制の更なる充実強化を図ります。

消防部隊の配置状況（平成31年4月1日）

消防署所		消防部隊	指揮隊	消防隊	救急隊	救助隊	特殊車両隊
相模原消防署	本署		1	1	2	1	1
	田名分署			1	1	1	
	淵野辺分署			1	1		
	緑が丘分署			1	1		1
	上溝分署			1	1		
南消防署	本署		1	1	1	1	1
	麻溝台分署			1			
	新磯分署			1	1		
	東林分署			1			
	大沼分署			1	1		
	相武台分署			1	1		1
	上鶴間分署			1	1		
北消防署	本署		1	1	1		1
	大沢分署			1	1		
	相原分署			1	1		
	城山分署			1	1		
津久井消防署	本署		1	1	1	1	
	救急隊派出所				1		
	藤野分署			1	1		
	鳥屋出張所			1			
	青根分署			1	1		
配置数合計			4	20	18	4	5

相模原消防署本署の救急隊のうち1隊は、日勤救急隊で配置合計数に含めません。

消防隊が特殊車両を運用することが可能な署所を表します。

消防と救急の兼務隊の配置が可能な署所を表します（青根分署は配置済み）。

取組 4 消防団機能の充実

課題等

地域の実情に精通した消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力の面でも非常に優れた組織であり、大規模災害時や身近な災害への対応等地域の安全・安心を確保する上で必要不可欠な組織であるとともに、その果たす役割はますます大きくなっています。これまで以上に消防団を中心とした地域防災力の充実強化が必要です。

近年における産業構造や就業形態の変化等により、全国的な傾向として消防団員の数は減少傾向にあります。本市においても各地域で団員の確保に苦慮している状況にあり、引き続き、入団促進を図るとともに、本市消防団の在り方について検討する必要があります。

消防団詰所・車庫の整備については、平成 22 年度から平成 30 年度までに 11 施設を整備していますが、建築後 40 年を経過している施設については、引き続き、計画的な再整備が必要です。消防団車両の計画的な更新や災害活動に必要な装備の充実が必要です。

取組内容

消防団員の確保

地域における戸別勧誘、広報媒体（ラジオ、広報紙、市ホームページ等）や市内イベント等における P R 活動、ポスターの掲示・パンフレットの配布等を通じて消防団への入団を促進します。また、「*相模原市消防団充実・強化基本方針」を見直して、若者世代、女性、シニア世代の入団促進に取り組めます。

【相模原市消防団の定員と実員】 平成 31 年 4 月 1 日現在

定員	実員	充足率
1,710名	1,489名	87%

消防団の活性化

平成 27 年 6 月に策定した「相模原市消防団充実・強化基本方針」の見直しを通じて、消防団への加入促進はもとより、（仮称）大規模災害時活動団員の検討、消防団員の処遇改善、費用弁償・報酬等の見直し、消防団応援の店制度の登録店増加、被服の見直しなど、消防団活動の活性化に必要な取組を推進します。

消防団詰所・車庫の整備

消防団の活動拠点となる消防団詰所・車庫の計画的な再整備を進め、建築後 40 年を経過している施設については、積極的な整備を推進します。また、構造が R C 造等で堅固な施設は、大規

模改修等により長寿命化を図ります。

消防団車両の更新と装備の充実

消防団機能を十分に発揮するため、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車等の計画的な更新、災害活動に必要な装備の充実を引き続き推進します。

取組 5 消防通信の高度化と情報収集力の強化

課題等

災害時において、迅速かつ適切な消防活動を実施するためには、平素から防災情報の収集など、災害情報の伝達体制を確立しておく必要があります。119番通報の受付、消防署所への出場指令、消防部隊の管制、現場活動支援や医療機関、防災関係機関等との連絡調整で中枢的な役割を果たしている消防指令センターを構成する機器（消防情報管理システム）は、常に最適な状態を維持するため、引き続き、計画的な機器の更新を行う必要があります。

NTTの固定電話網は令和7年までに現在の*メタル回線から*I P網に随時移行することから、消防情報管理システムの更新計画に合わせた*I P化への対応を行う必要があります。

*5Gなど最新の*情報通信技術（ICT）の動向を注視し、目的や活用方法に応じた利用価値の高いシステムを積極的に導入するなど消防通信の高度化の推進が必要です。

大規模災害が発生した場合、通信網や交通網が寸断され、必要な情報が得られなくなる場合が想定されることから、情報収集力の更なる強化が必要です。

取組内容

消防情報管理システムの整備

引き続き、消防情報管理システムの最適な状態を維持するため、更新計画に基づき計画的な機器の更新を行います。また、NTTの固定電話網は令和7年までに現在のメタル回線からI P網に随時移行することから、消防情報管理システムの更新計画に合わせたI P化への対応を行います。

情報通信技術（ICT）の活用

近年の災害の大規模かつ複雑多様化や超高齢化の進行による救急需要増加などに対応するため、最新の情報通信技術（ICT）の活用は、より効率的な災害管理・情報伝達的手段として非常に有効です。現場の救急隊員が傷病者の情報を音声とともに動画などを送ることにより、医療機関とリアルタイムに傷病者情報を共有するなど、様々な災害現場での活動や予防査察などの各種業務において、各種システムにアクセスするなどして、必要な情報を登録・閲覧や送信できるタブレット端末の導入について検討します。

情報収集力の強化

災害現場の状況を初動時からリアルタイムに消防指令センター及び関係機関に伝達することにより、更に迅速な現場活動や応援要請が可能となるため、ヘリコプターテレビ電送システム、消防用高所監視施設や新たな画像伝送システムの導入を検討します。

取組 6 消防水利の整備等

課題等

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災を契機に、大震災の発生で広範囲にわたり水道が断水し、消火栓が使用できなくなった場合においても消防水利を確保するため、引き続き、防火水槽（耐震性貯水槽）の設置を推進する必要があります。

新たな防火水槽の設置には、用地の確保が必要です。

老朽化した消防水利を適切に維持管理していく必要があります。

津久井地域に設置されている*消火栓ホース格納箱については、格納されている消火用ホースの老朽化が進んでおり、効率的・効果的な維持管理方法の検討が必要です。

取組内容

消防水利の整備等

消防水利は、消防ポンプ自動車等により消火活動を行うために必要不可欠であることから、消火活動を実施するための消防水利について定めている「*消防水利の基準（昭和 36 年 12 月 10 日消防庁告示第 7 号）」に準拠して、引き続き整備します。平常時における火災への対応はもとより、大規模地震対策や地域の特性を考慮した消火栓や防火水槽（耐震性貯水槽）などの人工水利と河川や湖などの自然水利を適切に組み合わせた整備を推進します。また、老朽化した消防水利の定期的な更新は、多額の費用を要することから、長期的視点に立った計画的な維持管理方法を検討します。

なお、この検討に当たっては、既設防火水槽の実態把握を更に進めるため、非破壊検査の実施など具体的な調査を行います。

自主防災組織（地域住民）による消火栓の活用

津久井地域に設置されている消火栓ホース格納箱については、自主防災訓練などにより取扱方法に精通している地域住民や消防団員が消防隊の到着までの間に初期消火が行えるよう設置されていることから、地域の事情等を考慮しながら維持管理を継続します。

取組 7 効率的な人員配置等

課題等

大規模かつ複雑多様化する災害や救急需要増加はもとより、今後の消防行政を取り巻く環境の変化に対応するため、各課業務の積極的な見直しや効率的な人員配置が必要です。

引き続き、職員の意識向上を図るため、仕事内容の適性を考慮し、男女を問わず、やりがいを見いだせる部署への配置が必要です。

女性消防吏員の更なる活躍の推進が求められています。

今後、定年退職年齢の延長が見込まれることから、知識技術の伝承を考慮した人員配置の検討が必要です。特にベテラン職員の知識や経験の積極的な活用等が重要です。

取組内容

消防部隊への効率的な人員配置

今後の消防行政を取り巻く環境の変化に対応するため、業務の積極的な見直し等を通じて、指揮隊、消防隊、救急隊、救助隊等それぞれの部隊の専門性等を勘案しつつ、職員の能力等（能力開発も含む。）に沿った人員を適正に配置します。

あわせて、消防部隊が担当する業務の見直しを進めるなど、更なる効率化を図ります。

定年延長等によるベテラン職員の知識や経験の活用

定年延長などを踏まえた効率的な人員配置を実施します。また、ベテラン職員の知識や経験を様々な職域で積極的に活用し、若手職員に知識技術を伝承していきます。また、今後、定年退職年齢が延長された場合は、更なる職域拡大についても具体的に検討します。

働きやすい職場づくり

職員意向調査を実施し、職務適性、職員意向を参考にして、引き続き、男女を問わず、やりがいを見いだせる部署へ配置していきます。また、育児休業明けの職員が、育児をしながら勤務ができる職域の更なる検討を始め、育児・介護などそれぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し、支援する職場づくりを推進します。

取組 8 消防職団員の教育訓練等の充実強化

課題等

消防職団員の教育機関として「消防大学校」・「消防学校」があり、県内外の消防職員と共に集中的な専門教育を行っており、引き続き、こうした教育機関への職員派遣が必要です。

関係業務や最新の専門的知識を習得するために、教育効果が高い研修を適切に選択していく必要があります。

若手職員の知識技術を補うため、より実践的な研修等が必要です。また、今後、新規採用職員が増加する状況においても、消防署の交替制勤務者が適切に受講できるよう、派遣研修等の見直しが必要です。

取組内容

消防職団員の教育訓練の充実強化

「消防大学校」・「消防学校」における教育訓練や各種外部研修への継続派遣とともに、消防業務の特殊性を踏まえた消防局独自の階層研修・訓練やベテラン職員の知識技術の伝承を目的とした研修制度の創設や派遣研修等の必要な見直しを行います。

さらに、消防団員が実施する各種訓練（緊急自動車運行訓練、火災対応訓練、震災対応訓練、風水害対応訓練、無線取扱訓練、活動連携訓練等）を再検討するとともに、消防職団員の連携を強化するための訓練を実施します。

消防団員教育の計画及び内容の見直し

新入団員研修、救命講習、中級幹部研修（部長及び副部長）、幹部研修（分団長及び副分団長）、防災指導員養成講習、機関員講習等を計画し、その実施内容について、随時、必要な見直しを行います。

取組 9 消防防災ヘリコプター導入の研究

課題等

消防防災ヘリコプターの導入については、ヘリポート用地の確保、購入費や維持管理費などの経費に課題があります。

取組内容

消防防災ヘリコプター導入の研究

神奈川県内においては、横浜市消防局、川崎市消防局、神奈川県警察本部等で複数のヘリコプターを運用していることや、大規模災害時には都道府県を越えた応援活動が展開される応援体制が整っていることに加え、ヘリポート用地の確保を始め、高額な導入・維持管理経費など課題も多いことから、導入について研究を行います。

本市では平成30年度末に導入した*無人航空機（ドローン）により、津久井地域などで発生する山林火災、山岳事故や水難事故の災害において、その機動性を生かした効果的な情報収集が可能です。

取組 10 火災予防体制の充実と危険物施設等（危険物、高圧ガス及び火薬類）の事故防止対策の促進

課題等

【火災予防関連】

火災予防の様々な取組により、火災件数は、平成 22 年の 249 件に対して、平成 30 年は 142 件と大幅に減少することができました。今後もこれまで実施してきた取組を継続的に実施する必要があります。

建物火災のうち、住宅火災の占める割合が、毎年約 6 割を占め、火災による死者数は、毎年 10 人前後発生しています。また、平成 30 年は、死者 9 人のうち、3 人が高齢者（65 歳以上）で、その全ての住宅において、住宅用火災警報器の設置は無く、主に逃げ遅れによるものでした。このことから、超高齢化の進行等に伴う火災による高齢者の被害軽減や、設置義務化から 10 年以上が経過することによる住宅用火災警報器の維持管理・交換の促進等を推進することが必要です。

近年、*防火対象物の大規模化、高層化、深層化や複合化等が急速に進み、その用途、利用形態の多様化が進んでいます。また、安全・安心に対する社会の認識が高まっており、防火対象物の利用実態に即した防火安全対策を構築していくことが求められています。さらに、防火対象物の重大な消防法令違反に対して、法令に適合したものとすよう違反是正の徹底を図る必要があります。

本市において、放火火災（疑いを含む。以下同じ。）は、昭和 61 年以降、平成 29 年まで連続して出火原因の第 1 位となっていることから、引き続き、放火火災を防止する取組が必要です。

行政機関への申請手続き等の電子化については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）の施行により、様々な分野で電子化に向けた取組が進んでいます。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、本市においても多数の外国人来訪者等が駅、ホテル、観光施設等を利用することが想定され、利用施設において、火災、地震等の災害が発生した場合の適切な対応が求められます。

火災原因調査により、火災原因の究明とともに、火災及び消火によって生じた損害の程度を明らかにすることは、その後の効果的な予防及び警防体制を確立し、さらに消火活動を行う上で不可欠な資料を提供するものであることから、調査体制の充実が必要です。

【危険物関連】

重大事故の発生を防止するため、事業所の実態に応じた安全対策や、危険物施設の経年劣化を始めとする事故への対策を適切に講じるよう指導する必要があります。

大規模地震発生に伴う流出事故等を防止するため、危険物施設の地震対策の推進が必要です。

【火薬・高圧ガス関連】

○近年、事業所においては、施設の老朽化・高経年化、保安人材の不足・高齢化といった構造的な課

題が顕在化しつつあるため、*IoT、*ビッグデータ、*AI等を活用した自主保安の高度化を促進する必要があります。

○新技術等への対応の円滑化を図るため、安全で合理的な規制を推進する必要があります。

取組内容

予防要員の適正配置等と人材育成

予防業務の見直しを検討するとともに、予防要員（予防事務を行う職員）の適正配置を行います。また、予防技術資格者の計画的な養成（更なる火災予防に係るスペシャリスト養成の検討を含む。）を行い、予防業務の更なる強化を図ります。

防火教育の推進

幼少期に火災から身を守る方法、消火器取扱い等を実施する体験型の授業を実施することは、防火意識の向上に重要かつ有効であることから、小学校3年生、4年生等を対象とした少年・少女防火教育（ファイヤースクール）を引き続き、推進します。

防火対象物、危険物施設等における違反是正の促進

全ての市民が安全で安心な暮らしやすいまちを実現するために、防火対象物、危険物施設等に対して立入検査を行うことはもとより、重大な消防法令違反が判明した場合には、消防用設備等の状況に関する公表制度の活用、警告、命令等を行い、違反の是正を促進します。また、違反是正の体制を強化します。

住宅防火対策の推進

住宅用火災警報器や住宅用消火器の設置・点検・交換の促進、防災製品の普及を促進するとともに、高齢者等への火災予防対策を推進します。また、広報媒体を活用した積極的な広報を行います。

放火火災防止対策の推進

「相模原市放火火災防止対策計画」による取組を継続的に推進するとともに、市のホームページで放火火災の情報の共有化を図るなど、市民、事業所、地域及び関係機関と連携して、更なる放火火災防止対策を推進します。

火災予防に係る事務の電子化

国等の動向に注視し、火災予防に係る申請等の電子化について検討します。

外国人来訪者が利用する施設に対する避難誘導等の安全対策の推進

宿泊施設等における立入検査、消防訓練、消防計画の修正等に係る指導を行うとともに、避難誘導の多言語化や視覚化、宿泊施設等によるホームページ上での防火・防災対策に関する情報発信等を推進します。

火災原因調査体制の充実

火災調査資機材等を整備するとともに、火災調査室の設置について検討し、火災調査体制の強化に取り組みます。

危険物施設等（危険物、高圧ガス及び火薬類）の事故防止対策の促進

危険物施設等に対し、適切な貯蔵、取扱い及び維持管理について、事業所の実態に即した安全対策の徹底を指導するとともに、法令改正を始め、全国で発生した事故事例や科学技術の進展に伴う新基準等の情報を速やかに発信することで、自主保安体制の強化を促進します。

取組 1 1 消防広報の充実

課題等

市民により分かりやすい消防サービスの提供、火災予防や予防救急などを目的とした広報の更なる充実が必要です。

多種多様な災害が発生する中、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することはもとより、不安の解消などを目的とした、適時適切な災害広報が必要です。

類似火災の発生防止などを目的として、市が直接又は報道機関等を通じた、積極的な災害広報が必要です。

取組内容

各種消防広報に必要な取組

市民に分かりやすい消防サービスを提供するため、専門職員の配置等を通じて、必要な情報発信を行うとともに、広報紙、市ホームページ、テレビ・ラジオ、* SNS などの多様な媒体を活用し、広く市民に消防業務や災害情報等について情報発信を行います。さらに、民間事業者等との連携を通じた情報発信力の充実について検討します。

取組 1 2 救急需要増加等への対策

課題等

救急出場件数は年々増加し、平成30年の出場件数は、過去最多の37,498件となり、過去10年間で約30%増加しています。特に高齢者の搬送割合が約53%に達しており、また、軽症者の搬送割合も約52%（平成29年の軽症者搬送人員：16,645人）と全体の半数を超えている状況です。

救急隊の現場到着時間は、救急需要増加などにより、近年延伸傾向にあり、超高齢化の進行等により、更なる救急件数の増加も予想されています。これらの状況を踏まえると、救急隊を更に配置する必要があります。

救命率を更に向上させるためには、救急業務の高度化などの質の向上に加えて、救急需要増加への適切な対応が不可欠です。

潜在的な重傷者の発見及び救護、軽症者の搬送割合の減少や不急の救急出場の抑制などを目的とした救急医療相談と医療機関案内を行う*救急安心センター事業（7119）の導入や住民による緊急度判定を支援する*全国版救急診断アプリ（Q助）の普及が必要です。

訪日外国人への救急対応として、電話通訳センターを介した三者間同時通話による119番多言語対応・*救急ボイストラ・救急車利用ガイドの多言語化等が必要です。

迅速な救急搬送を目指し、AIを活用した救急隊運用の最適化について検討が必要です。

取組内容

救急隊の配置等

超高齢化の進行等による救急需要増加に対応するため、消防隊との連携や救急事故多発時における非常用救急隊編成など、現行の取組と合わせ、今後の救急需要等を勘案し、*日勤救急隊の新たな設置、救急出場件数の多い同一消防署所への2隊配置など、救急隊の増隊に向けた取組を推進するとともに、公共施設などを活用した機動的な運用を検討します。

救急車の適正利用等に関する普及啓発活動等

市民に対し、広報紙やホームページ等を活用し、救急車の適正利用等に関する普及啓発活動を推進するとともに、緊急度を判定し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供する「*緊急度判定ツール」等の活用の周知並びに救急医療情報センターの充実・推進、救急安心センター（7119）事業の導入を図ります。

また、高齢者の救急需要対策として、*地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、相模原市高齢者福祉施設協議会等の関係機関と連携し、対応を推進します。

予防救急の推進

熱中症の予防やインフルエンザの流行などの情報を積極的に広報するとともに、救急事故の発生を減少させる予防救急について推進します。

119番受信時等におけるトリアージ（緊急度判定体系）の検討

現在、緊急度・重症度の高い傷病者に対して、より迅速に対応するため、国において119番受信時及び救急現場におけるトリアージの導入を検討していることから、本市においても、それらの動向を注視し、119番受信時及び救急現場におけるトリアージの導入について検討します。

救急業務における民間活力の活用

「症状は軽微だが交通手段がない」などの要請に対しては、民間の患者等搬送事業者などによる移送サービスの案内が効果的です。本市においては「相模原市患者等搬送事業認定要綱」を施行し、令和元年6月末現在、11事業者を認定しており、平成30年度からは「患者等搬送乗務員再講習」を行っています。

「相模原市民間活力の活用に関する指針」等を踏まえ、民間委託などの活用を引き続き検討するとともに、今後も患者等搬送乗務員及び患者等搬送事業者の認定を推進します。また、救急活動用消耗品の安定的な供給及び突発的な事案等に対応するため、令和元年度に導入した「*救急資器材管理供給システム（SPD）」の更なる推進を図ります。

取組 1 3 救急高度化の推進

課題等

救急救命士制度の導入、救急救命士を含む救急隊員の*処置範囲の拡大、さらには*メディカルコントロール体制の整備といった取組の結果、救命率は向上していますが、引き続き、医療機関等との連携の強化が必要です。

救急救命士及び*認定救急救命士の退職者を考慮した計画的な養成、*指導救命士を中核とした再教育体制の充実、高度救命処置用資器材の整備など救急業務の高度化の推進が必要です。

取組内容

救急救命士の配置

本市においては、救急業務の高度化に適切に対応するため、平成4年から救急救命士の養成を開始し、全ての救急隊に2名以上を配置しています。

今後も救命率を更に向上させるため、全ての救急隊へ2名以上の配置を継続し、高度な応急処置を迅速かつ適切に実施する体制を推進します。

さらに、救急隊に限らず、119番通報時における応急手当の指導を実施する通信指令室や複雑多様化する災害に対応するため、消防隊、救助隊等への配置についても推進します。

救急高度化への対応と資器材の整備

高度化・多様化する救急業務に対応するため、救急救命士及び気管挿管や薬剤投与などの高度な応急処置ができる認定救急救命士を計画的に養成するとともに、救急救命士を始めとした、全ての救急隊員の知識技術等を維持・向上させることを目的に生涯研修や基本研修などを計画的に実施します。さらに生涯研修等の再教育を充実するため、指導救命士を計画的に養成します。

また、救急救命士の処置範囲の拡大等に対応した高度救命処置用資器材の配置を促進するとともに、各種病原体の感染を防止するため、救急隊員の予防接種等、感染防止体制についても推進します。

メディカルコントロール体制の充実強化

本市においては、平成15年4月に北里大学病院救命救急・災害医療センターを中核的医療機関とし、相模原市、大和市、座間市、綾瀬市等の医師会、病院協会、保健所、保健福祉部局、消防(局)本部で構成する「県北・県央地区*メディカルコントロール協議会」を設置しています。

同協議会において、医師による常時指示体制等の整備等を実施してきたところですが、引き続き、救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大等、救急業務の高度化を図るため、メディカルコントロール体制の充実強化を図ります。

消防と医療の連携推進

本市の救急医療体制については、比較的軽症な患者の診療を受け持つメディカルセンターによる初期救急、入院を必要とする患者の診療を受け持つ病院群輪番制による二次救急、重篤な患者の診療を受け持つ北里大学病院救命救急・災害医療センターによる三次救急と機能分担による救急医療体制を確保しています。

しかしながら、近年の医療における医師確保や診療科目の細分化などの課題によって、救急車の受入れに支障が生じていることから、*相模原市救急業務検討会及び*相模原市医療対策協議会でそれら課題を検討するなど、消防と医療の連携を推進します。

取組 1 4 市民に対する応急手当の普及啓発

課題等

救急要請の 1 1 9 番通報から救急隊が現場に到着するまでに、救急現場に居合わせた一般市民による*自動体外式除細動器 (A E D) 等による応急手当が適切に実施されれば、大きな救命効果が得られます。このことから、市民に応急手当の知識技術が広く普及するよう、実技指導に積極的に取り組んでいくことが重要であり、各種救命講習のほか、一般市民向け応急手当 W E B 講習 (e - ラーニング) などによる普及啓発の更なる促進が必要です。

応急手当の普及については、心肺機能が停止した傷病者を救命する A E D の取扱いを含めた*心肺蘇生法技術の習得に主眼を置き、市民体験型の普及啓発活動を推進するほか、民間施設等への A E D 設置について更なる働きかけを推進する必要があります。

取組内容

応急手当普及啓発

A E D の取扱いを含めた心肺蘇生法技術を広く市民に普及するため、市主催による救命講習会を計画的に実施するとともに、各種団体等からの申請に基づき、応急手当指導員等を派遣し普及講習を実施します。

A E D の設置推進

「*相模原市自動体外式除細動器 (A E D) 使用可能施設登録制度実施要綱」に沿って、民間施設等による A E D 設置の更なる促進を図り、市内のあらゆる場所において、早期に A E D が使用できる体制の強化を引き続き推進します。

【 A E D 使用可能施設登録制度 登録状況 (台数) 】 平成 3 1 年 3 月 2 5 日現在

緑区	中央区	南区	市内合計
1 4 2	1 6 4	1 6 2	4 6 8

5 まとめ（計画の推進）

本計画は旧計画と同じく、全ての市民が安全で安心な暮らしやすいまちを実現するための「消防力の強化」に必要な取組をまとめたものです。

相模原市総合計画の策定に当たって実施した「市民アンケート」などの市民参加事業において、「安全安心都市」が第1位であることや、消防署所の配置、消防水利の整備、消防団員の確保による防災力の強化などの対応が必要との意見が寄せられており、本計画の取組により、市民ニーズを捉えた質の高い消防サービスを提供します。

「安全で安心な暮らしやすいまち」の実現に向け、今後の社会情勢、都市構造や本市を取り巻く様々な環境の変化を捉えつつ、火災、救急、救助等の災害はもとより、今後発生が危惧される首都直下地震などの大規模地震、台風・集中豪雨による大規模災害を始め、テロ災害の発生など、大規模かつ複雑多様化する災害や事故に適切に対応するため、本計画の取組を着実に推進します。

本計画の取組の達成度を測るため、次のとおり成果指標を設定して、進行管理を行います。

成果指標

指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
火災による損害額 【維持】	292,558 千円	292,558 千円	292,558 千円
火災による被害を増大させないことを目的に、損害額が過去5年（平成26年～30年）の平均額である292,558千円を超えないことを目標に設定しました。			
消防力が強化されているかを見る指標 『施策15 消防力の強化』対応する取組の方向 「効果的な消防・救急体制の構築」「消防団機能の充実」「火災予防対策の推進」			
火災件数 【維持】	160件	160件	160件
火災による被害を増大させないことを目的に、火災件数が過去5年（平成26年～30年）の平均件数である160件を超えないことを目標に設定しました。			
火災予防対策への取組状況を見る指標 『施策15 消防力の強化』対応する取組の方向 「火災予防対策の推進」			
救急現場に居合わせた市民が応急手当を実施した割合 【増加】	47.4%	49.0%	50.6%
市民の応急手当実施率について、年0.4%増加することを目標に設定しました。			
市民による応急手当の普及状況を見る指標 『施策15 消防力の強化』対応する取組の方向 「救急需要増加への対応と市民に対する応急手当の普及啓発」			



建物火災における消火活動の様子

用語の解説（五十音順）

【ア行】

* I o T（Internet of Things）

様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み

* I P 化・I P 網

I P 化とは、複数の通信ネットワークを相互に接続し、データの中継・伝送して一つの大きなネットワークにすることができる通信規約（プロトコル）であり、I P によって接続された世界規模の巨大なコンピュータネットワークをインターネット（the Internet）という。また、I P 網とは、通信規約（プロトコル）により I P で接続されたもの

* A I（Artificial Intelligence）

人工知能

* S N S（Social Networking Service）

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス

【カ行】

* 火災予防

建物や危険物施設などの検査、防火管理の指導や火災の原因調査など、火災の発生を未然に防ぐための様々な取組

* 機能別団員

特定の活動にのみ参加する消防団員。相模原市には、消防団員の規律の維持と士気の高揚を図るための相模原市消防団ラッパ隊と女性の特性を生かした火災予防広報、応急手当の普及啓発、自主防災訓練の指導等を行うための相模原市消防団女性分団、愛称「あじさい隊」がある。

* 救急安心センター事業（ 7 1 1 9 ）

急な病気やケガなどにより、「救急車を呼んだ方が良いか」「今すぐに病院に行った方が良いか」と迷った時に、相談員から電話でアドバイスを受けることができる取組

* 救急救命士

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、心肺停止状態等の傷病者に対して静脈路確保や薬剤投与、器具を用いた気道確保などの救急救命処置を行うことができる者

*救急資器材管理供給システム（SPD）

救急活動用消耗品の調達・購入・使用・補充などの物品の流れを一元管理するシステムで、業務の効率化、過剰在庫の解消、大規模災害や感染症大流行等の緊急的な需要に早期に対応できるシステム

*救急ボイストラ

救急隊用の多言語音声翻訳アプリ。音声翻訳機能に加え、使用頻度が高い会話内容を定型文として登録しており、音声と画面文字でのコミュニケーションが可能であり、画面文字として表記されることから、聴覚障害者などにも対応できる。 対応言語：英語、中国語、韓国語など15か国語

*救助資器材搭載型小型動力ポンプ付積載車

小型動力ポンプ付積載車をベースとした手動式の油圧切断機やエンジンカッター等を搭載した車両

*緊急消防援助隊

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防本部の協力を得て、消防機関相互による援助体制を構築するために創設された消防の応援部隊

*緊急度判定ツール

急な病気やケガなどにより、「救急車を呼んだ方が良いか」「今すぐに病院に行った方が良いか」と迷った時に、住民自らが行う緊急度判定を支援する冊子（救急受診ガイドなど）やアプリ（Q助など）の総称

*警防本部システム

平成30年3月に導入した大規模な地震や風水害等が発生した際に消防局で運用するシステム。119番を受信する指令台と連動することにより、対応する各消防署（大隊本部）が早期に災害事案を把握するとともに、被害情報を一元管理するなど、迅速かつ適切な災害対応が可能となる。

*高規格救急車

自動体外式除細動器（AED）や心電計などの高度救命処置用資器材を搭載し、救急救命士が活動するための構造を有する救急車

*小型高圧遠距離送水装置

小型かつ軽量で遠距離の高圧送水ができるポンプ装置

*国際消防救助隊

海外で大規模な災害が発生し、被災国の要請により国際緊急援助活動を行うために、日本から派遣

する国際緊急援助隊の中で、救助チームとして人命の救助を行う消防隊。相模原市では6名の隊員を登録している。

【サ行】

*再任用職員

平成25年度以降に60歳定年退職となる職員から公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、当面、60歳で定年退職となる職員等が再任用を希望する場合、退職日の翌日から公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用される職員

*相模原市医療対策協議会

救急医療対策、産科医療対策、精神科救急医療対策など相模原市の医療体制や医療全般における諸問題について検討を行う協議会

*相模原市救急業務検討会

相模原市の救急業務の円滑な推進を図るため、救急救命士や救急隊員の教育に必要な検討や本市救急医療体制の課題等の調査検討を行う検討会

*相模原市消防団充実・強化基本方針

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）を基に、平成27年6月に消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善について定めた方針

*相模原市自動体外式除細動器（AED）使用可能施設登録制度

市内の民間施設がAEDを設置し、消防局に使用可能施設として登録する制度。119番通報時に近隣のAED使用可能施設を案内できるなど、より早くAEDを使用することが可能となり、救命率の向上につながる。

*相模原ルール

ベッド満床や手術中などの理由により、速やかに傷病者の搬送先が決定しない場合、北里大学病院救命救急・災害医療センターで一時的に受け入れ、必要な処置等を実施した後、二次病院等へ搬送するルール

*指導救命士

メディカルコントロール体制の中で、医師と連携して救急業務を指導する救急救命士で、医学的知識や豊富な現場経験などを持ち合わせるなど、一定の要件を満たし、神奈川県メディカルコントロール協議会で認定を受けた救急救命士

* 自動体外式除細動器（A E D）

心臓が心室細動（不整脈の一種）という状態になった時、電気ショックを与え、心臓本来のリズムを回復させる機器

* 消火栓ホース格納箱

旧津久井4町からの継続事業であり、津久井地域内において消防車が到着するまでの間、地域住民による初期消火活動を実施するため、消火栓付近にホース、筒先等が納められた箱

* 少年・少女防火教育（ファイヤースクール）

幼少期からの火災予防思想の普及啓発を目的として、火災から身を守る方法、消火器の取扱い等を実施する体験型の授業

* 消防救急無線のデジタル化

消防救急無線のアナログ形式の情報をデジタル形式に変換すること。デジタル無線は、明瞭な音声通話や文字情報を伝送することにより一層適切な指示を発令することができること、チャンネル数が増加し無線の輻輳・混信^{ふくそう}が抑制できること、消防本部間の通信ネットワークが接続され、より広域的な通信が容易になることなどのメリットがある。平成28年5月末までにデジタル方式（260MHz帯）に移行している。

* 消防計画

消防機関が、その任務を十分に果たすため、火災その他の災害に対処して迅速かつ効果的に活動できるように事前に作成する計画

* 消防署所

消防ポンプ自動車、救助工作車、はしご自動車や救急自動車などの消防用自動車等と、これを常時運用するための消防職員を配置し、災害が発生した場合に迅速に出場可能な体制を確保するための拠点施設。消防署のほか、分署、出張所及び派出所がある。

* 消防情報管理システム

消防業務の効率化を図るため、119番の受付を始め、防火対象物や消防水利、消防車両の位置など、災害活動に必要な様々な情報を一元的に管理・活用することができるシステム

* 消防水利の基準

市町村の消防に必要な消火栓や防火水槽などの消防水利の整備水準を定めた、総務省消防庁の告示

* 消防力の整備指針

消防署所や消防車両、消防職員の配置など、地域の実情に即した適切な消防体制を整備するため、市町村が目標とすべき消防力の整備水準として定めた、総務省消防庁の告示

* 情報通信技術（ICT）

通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称

* 処置範囲の拡大

救急救命士法の施行以降、心肺機能停止傷病者に対して気管挿管や薬剤投与など、救急救命処置の範囲が拡大され、平成 26 年からは、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保、輸液、血糖測定や低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が認められた。

* 心肺蘇生法

心肺機能が停止した状態にある傷病者に胸骨圧迫と人工呼吸を繰り返し行い、自発的な血液循環及び呼吸を回復させる手技

* 全国版救急診断アプリ（Q 助）

急な病気やケガなどにより、「救急車を呼んだ方が良いか」「今すぐに病院に行った方が良いか」と迷った時に、住民自らが行う緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するアプリ（Web 版・スマートフォン版がある。）

【夕行】

* 耐震性貯水槽

耐震性を有した認定品として設置された防火水槽

* 多目的消防ポンプ自動車（屈折はしご自動車）

900 リットルの水槽付の消防自動車に 13 メートルのブーム（はしご）と泡消火が可能な装置を搭載した 1 台で 3 つの機能を有している消防車両

* 地域包括ケアシステム

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生に尊厳をもって、自立した日常生活を営むことができる社会を実現するために、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的かつ継続的に提供されるもの

* デジタル地域防災無線

防災行政無線は、これまではアナログ方式による音声及びファクシミリ主体の運用が行われてきたが、今

後はICTを積極的に活用し、安全・安心な社会を実現するために、文字情報や静止画像について双方向通信可能なデジタル方式に移行することで、防災情報の高度化・高機能化を図っている。

*特殊災害対応自動車

核物質、生物剤、化学剤に起因する災害対応器具（生物剤検知器、有毒ガス測定器、放射線測定器、空気呼吸器、化学防護服、陽圧式化学防護服、放射線防護服、除染シャワー、除染剤散布器その他の救助器具）を常時積載することができる構造、設備及び外気の進入を防止する陽圧構造を有する車両

*特別高度救助隊・高度救助隊

大規模な災害等に対応するため、人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員で編成し、高度な救助用資機材と同資機材を積載することができる消防車両を装備した救助隊

*ドクターカー

医療機器を装備し、医師、看護師が救急現場に向かう特別な救急車。傷病者を収容後、すぐに治療が開始されるため、治療開始までの時間を短縮できる。傷病者を搬送するための装置が設置されている「救急車型」とそうでない「乗用車型（ラピッドレスポンスカー）」の2種類がある。

*トリアージ

災害や交通事故などで、一時に大勢の傷病者が発生した場合に、重症度によって治療や搬送する順番を決めること

【ナ行】

*日勤救急隊

救急需要対策だけでなく、救急救命士資格を有する育児中の職員など、24時間勤務が難しい職員の活躍の場を拡げるとともに、指導救命士を配置し、救急救命士資格取得予定職員などの教育を直接行うことができる救急隊（運用時間：平日08：30～17：15）

*認定患者等搬送事業者

緊急性がない場合や医療機関を受診する手段がない場合など広く利用することができ、応急手当の資器材を積載するとともに、応急手当が実施できる者が乗車しており、消防局が認定した患者等搬送事業者（民間救急車）

*認定救急救命士

救急救命士が行う救急救命処置の範囲が拡大され、拡大された処置（気管挿管や薬剤投与など）を行うための専門教育を修了し、それぞれの資格について神奈川県メディカルコントロール協議会で認定を受けた救急救命士

【ハ行】

*ビッグデータ

事業に役立つ知見を導出するための多種多量のデータ

* 5G

L T E の 1 0 0 倍となる超高速、多数同時接続やL T E の 1 0 分 1 となる超低遅延といった特徴による新たな無線技術(5 G New Radio(NR))。移動中でも高精細映像を用いた活動などが実現できる。

*防火対象物

建築物など火災予防行政の主たる対象となるもの

【マ行】

*無人航空機(ドローン)

遠隔操作や自動操縦により飛行する操縦士が搭乗しない航空機又は飛翔体

*メディカルコントロール協議会

プレホスピタルケアの質を医学的見地から担保する仕組みで、プロトコル(病院前救護活動指針)の策定、生涯研修、医師による指示や指導・助言、活動事例の事後検証と問題点の抽出、個々の救急隊員へのフィードバックやプロトコルの改善などを行う協議会

*メディカルコントロール体制

医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保証するため、医師からの常時指示体制、医師による事後検証及び医療機関における救急救命士の教育などを行う体制

*メタル回線

メタル回線とは、電話回線網の伝送媒体となる心線(芯線)に金属材料を用いたケーブル。電力供給や通信回線など広い用途に用いられている。銅などの金属でできた芯線をシースと呼ばれる被覆で覆った構造になっており、芯線を電気が流れる。

【ヤ行】

*予防救急

救急車が必要となるような病気やケガを未然に防ぐための取組

1 第3次さがみはら国際プランの策定について

(説明者：渉外部長)

(1) 主な意見等

小中学校において外国につながる児童生徒が増えている中、授業についていけないという課題も見受けられるようだが、本プランでは、学校現場における日本語習得支援について触れているか。

本プラン26ページのとおり、日本語指導の実施や日本語指導等協力者の派遣、夜間中学の設置検討などについて記載している。

- 本プランにおいて、「国際化」をどのように捉えているか。
これまで、外国との文化交流など、人と人の関わりによって国際交流を進めていくという観点で「国際化」を捉えていたが、本プランでは、国籍や民族などの異なる人々が、文化の違いなどを認め合い、共に生きていくという多文化共生の考え方が国際化につながるという捉え方をしている。
- 人権施策推進指針の考え方はどのように反映しているか。
本プラン24ページ「人権尊重に向けた教育・啓発」として盛り込んでおり、様々な場面で教育、啓発に取り組んでいきたいと考えている。
- 外国人の受入れについては積極的な姿勢であると理解してよいか。
人口減少社会や中小企業における人材不足等を踏まえ、積極的なPRを図ること、外国人にとっても選ばれる都市を目指していきたいと考えている。
- 子どもは教育を通じて日本語を学んでいる一方、保護者への支援も大切にしてもらいたいとの声もあるが、どのように取り組んでいくか。
子どもの保護者を含め、本市に住んでいる外国人市民に対して、多言語ややさしい日本語で情報を提供していく。
- 外国人市民に対する防災対策については触れられているか。
災害時、避難所等に避難した外国人市民のニーズを聴き取り、必要な支援につなげることを目的に、「災害時外国人支援情報コーディネーターの配置」について記載している。

(2) 結果

原案のとおり承認する

(3) 特記事項

なし

2 第4期相模原市地域福祉計画の策定について

(説明者：福祉部長)

(1) 主な意見等

本計画10ページに記載されている「日常生活圏域」について説明がなく、分かりづらいのではないか。

分かりやすいものとなるよう表記を工夫させていただきたい。

現行計画の成果指標と全く異なる成果指標を設定しているが、その考えは。

地域福祉推進協議会から指標の再検討を求める意見があり、より分かりやすいものとするため、新たな指標を設定したものである。

- 高齢者の避難に関することや日頃からの支え合いについてはどのように盛り込まれているか。

基本目標2及び3において、「災害ボランティアの育成支援」や「地域における災害時要援護者避難支援体制づくりの推進」を盛り込んでいる。

- 本市は都市部と中山間地域を有することから、各地域での人間関係や一人ひとりの負担感に違いがあると思われる。地域の多様性を生かした仕組みづくりが求められると考えるが、どのように考えているか。

各地域の違いを踏まえ、小圏域で取り組むもの、中圏域で取り組むものを整理していきたいと考えている。

- 成果指標を達成するための具体的な施策としてはどのようなものが考えられるか。

例えば「ユニバーサルデザインに関する認知度」については、これまでは職員向けの周知啓発が中心であったが、本計画においては市民にも知っていただくよう取組を進めていくことを考えている。

(2) 結果

原案のとおり承認する

(3) 特記事項

なし

3 (仮称)第3次相模原市環境基本計画の策定について

(説明者：環境共生部長)

(1) 主な意見等

今般の台風災害を念頭に、森林の管理や保全、活用についてしっかりと触れても

らいたい。

- 基本目標3では「水とみどり・生物多様性の保全」と表記されているが、条例は「生物多様性の保全と利用」という表現であった。条例との整合は図っているのか。環境基本計画の個別計画である「水とみどりの基本計画」と表現を合わせているので、確認させていただきたい。

本計画52ページ「水辺の機能」については、適正な管理が前提という意味合いで表現できないか、検討してもらいたい。

本計画の成果指標は現状維持のものが多いが、その考えは。

例えば、水質については、自然由来であることや、上流域の下水道整備の状況などの外的要因もあるので、数値の改善が難しい面もある。

何も対策をしなければ悪化してしまう性質のものであることから、少なくとも現状維持が目標と考え、設定したものである。

- 生物多様性に関する条例を統合した経過を踏まえ、環境基本計画とその関連計画の統合についても、次回の計画策定に向けて検討してもらいたい。

(2) 結果

原案のとおり承認する

(3) 特記事項

なし

4 (仮称) 第2次相模原市地球温暖化対策計画の策定について

(説明者：環境共生部長)

(1) 主な意見等

「土砂災害への対応」については、今般の台風災害の状況を踏まえてよく検討してもらいたい。

(2) 結果

原案のとおり承認する

(3) 特記事項

なし

5 (仮称)第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略の策定について

(説明者:環境共生部長)

(1)主な意見等

- 上野原市や八王子市などの近隣市における計画との整合は図っているのか。生態系のつながりを踏まえ、モニタリングの連携などを検討していきたい。

(2)結果

原案のとおり承認する

(3)特記事項

なし

6 (仮称)第3次相模原市観光振興計画の策定について

(説明者:経済部長)

(1)主な意見等

- インバウンドの推進を踏まえ、広域都市圏を意識した計画となっているか。都心や上野原市、八王子市などから観光客を呼び込む旨や広域連携の視点を取り入れて計画策定をしている。
- 本計画における「文化」に、歴史や伝統の視点は盛り込まれているか。施策2-1「地域の観光振興を牽引する人材育成」として、地域の語り部や伝統文化の匠などの発掘・活用をベースとして取り組んでいくものである。

(2)結果

原案のとおり承認する

(3)特記事項

なし

7 第3次相模原市消防力整備計画の策定について

(説明者：副消防局長)

(1) 主な意見等

消防署所の配置について、将来、緑区中野の救急隊派出所を分署に再整備する考えか。

現在の救急隊派出所は救急隊のみを配備しているが、当該地域は津久井地域の市街地であることから、消防隊も配置し、消防力を強化したいと考えている。

- 救急車の適正利用の啓発に当たっては、目標を定めて取組を進進していく必要がある。

出初式等の各種イベントや火災予防運動を通じて啓発を図っていく。また、救急車が必要となる病気やけがを未然に防ぐ、予防救急の取組を推進していく。

- 今般の台風災害では、寝たきりの高齢者が犠牲となったケースもあった。プライバシーの観点でも課題があると思われるが、避難時に援護が必要な方を地域で把握するとともに、行政と地域との連携もより一層強化しなければならないと考える。

(2) 結果

原案のとおり承認する

(3) 特記事項

なし

<報告事項>

「次期総合計画基本計画の策定」及び「相模原市産業集積促進条例の改正」の取扱いについて

(説明者：企画部長)

「相模原市産業集積促進条例の改正」(令和元年10月11日審議)及び「次期総合計画基本計画の策定」(令和元年10月17日審議)は、政策決定会議に付議する結果としていたが、台風第19号に伴う災害対応等の情勢を勘案し、会議は開催せず、個別説明及びパブリックコメント実施後の決裁処理という取扱いに変更した。

以上